

蒲 郡 市 地 域 防 災 計 画

蒲 郡 市 水 防 計 画

-資料編-

<令和7年2月修正>

蒲郡市防災会議

蒲 郡 市

〔目 次〕

蒲郡市地域防災計画・水防計画資料編

第1 防災上注意すべき自然的・社会的条件

1	ため池の現況【農林水産課】	1
2	河川(重要水防箇所)【土木管理課】	3
3	公共下水道(重要水防箇所)【下水道課】	4
4	土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域【土木管理課】	
(1)	平成18年9月26日指定区域	5
(2)	平成20年1月29日指定区域	6
(3)	平成21年2月27日指定区域	7
(4)	平成22年3月19日指定区域	9
(5)	平成25年7月30日指定区域	11
(6)	平成26年3月18日指定区域	13
(7)	平成27年6月30日指定区域	15
(8)	平成28年3月25日指定区域	16
(9)	平成29年3月28日指定区域	18
(10)	平成30年3月 9日指定区域	19
(11)	令和 元年8月23日指定区域	21
5	砂防指定地【土木管理課】	26
6	砂防ダム【土木管理課】	27
7	山地災害危険地区【農林水産課】	28
8	貯木場【みなとみらい課】	29
9	危険物大量保有事業所【消防本部】	30
10	放射性物質保有事業所【消防本部】	31
11	高層建築物【消防本部】	32
12	地下街【都市計画課】	33
13	不特定多数の者を収容する施設【観光まちづくり課】	
(1)	宿泊施設	34
(2)	観光施設	35
14	土砂災害警戒区域等の要配慮者利用施設【危機管理課】	36
15	河川の浸水予想区域に位置する要配慮者利用施設【危機管理課】	38
16	津波災害警戒区域【危機管理課】	42
17	津波災害警戒区域に位置する要配慮者利用施設【危機管理課】	43
18	高潮浸水想定区域に位置する要配慮者利用施設【危機管理課】	45

第2 防災上重要な施設・設備等

1	気象等観測施設【みなとみらい課・消防本部】	
(1)	雨量観測所	50
(2)	潮位観測所	50
(3)	水位観測所	50
(4)	風向・風速観測所	50
(5)	地震震度観測所	51
2	消防施設・設備等【消防本部】	
(1)	消防体制	52
(2)	消防団	53
(3)	消防車両等	54
(4)	救出用資機材・機械器具	56
(5)	可搬式動力ポンプ	57

(6)	消防水利	59
(7)	耐震性貯水槽	60
(8)	化学消火薬剤	61
3	流出油防除計画【消防本部】	62
4	通信施設・設備等	
(1)	無線【危機管理課・消防本部】	63
(2)	携帯電話【危機管理課】	64
(3)	災害時優先電話【危機管理課】	65
5	林野火災対策用資機材【消防本部】	67
6	防災倉庫・水防資機材等	
(1)	総代区別防災器具庫一覧【危機管理課】	68
(2)	防災倉庫・水防倉庫備蓄資機材等【危機管理課・土木管理課・消防本部】	70
(3)	自主防災組織各隊保有器材【消防本部】	71
(4)	大震火災対策器具格納庫配置備品【消防本部】	71
(5)	地域防災器具格納庫配備資機材【危機管理課】	72
(6)	水中ポンプ【消防本部】	72
(7)	街頭消火器【消防本部】	73
7	重要水こう門、樋門、防潮扉、排水側溝、排水ポンプ施設	
(1)	重要水こう門【土木管理課】	74
(2)	樋門【土木管理課】	75
(3)	防潮扉【みなとみらい課】	77
(4)	排水口【土木管理課】	80
(5)	排水ポンプ施設【下水道課】	80
8	災害対策用緊急輸送道路【土木管理課】	81
9	指定緊急避難場所・指定避難所等【危機管理課】	
(1)	指定緊急避難場所	83
(2)	指定避難所	85
(3)	地域避難場所	88
(4)	届出避難所	88
(5)	福祉避難所	89
10	都市公園内防災施設【都市計画課】	91
11	応急給水用水源等【水道課】	
(1)	第1応急給水用水源	93
(2)	第2応急給水用水源	93
(3)	第3応急給水用水源	94
(4)	拠点給水箇所	95
(5)	最優先給水先	95
12	清掃施設・設備【環境清掃課】	
(1)	し尿関係	96
(2)	ごみ関係	96
(3)	災害廃棄物仮置場	97
13	火葬場及び木棺調達先【環境清掃課】	
(1)	火葬関係	98
(2)	木棺調達先	98
(3)	遺体の搬送	98
14	災害拠点病院【消防本部】	
(1)	基幹災害拠点病院	99
(2)	中核災害拠点病院	99
(3)	地域災害拠点病院	100

15	救護所【危機管理課】	101
16	災害用緊急ヘリポート【消防本部】	102
17	緊急消防援助隊活動拠点（宿営場所）【消防本部】	103

第3 物資等の備蓄・調達先

1	食品・生活必需品等	
(1)	備蓄状況【危機管理課】	104
(2)	調達先【産業政策課】	106
2	医薬品その他衛生材料【市民病院】	107
3	住宅用資材調達先【建築住宅課】	108
4	応急給水用資機材【水道課】	109
	（参考）災害時における給水対策班組織図	110
5	建設機械調達先【土木管理課】	111
6	防災営農用資機材の調達先【農林水産課】	112
7	輸送用車両等【資産マネジメン課】	113
8	災害時の車両調達先	
(1)	バス・トラック【資産マネジメン課】	118
(2)	クレーン車【資産マネジメン課】	118
(3)	船舶、漁船等の調達先【農林水産課】	118

第4 協定書・覚書

1	協定一覧【危機管理課】	119
2	災害時の情報交換に関する協定【危機管理課】	127
3	高度情報ネットワークの整備に伴う協定【危機管理課】	128
4	三遠南信災害時相互応援協定書【危機管理課】	129
5	大規模災害時の相互応援に関する協定【危機管理課】	131
6	愛知県内広域消防相互応援協定書【消防本部】	133
7	愛知県における航空機を用いた市町村等の消防支援協定【消防本部】	137
8	東三河地区消防相互応援協定【消防本部】	138
9	東三河地区消防相互応援協定に基づく覚書【消防本部】	140
10	岡崎市と蒲郡市との消防相互応援協定書【消防本部】	141
11	浜松市・蒲郡市航空消防応援協定【消防本部】	143
12	消防相互応援協定書【消防本部】	147
13	蒲郡市幸田町消防相互応援協定書【消防本部】	149
14	原子力災害時における掛川市民の県外広域避難に関する協定書【危機管理課】	151
15	災害時における葬祭業務の協力に関する協定書【環境清掃課】	153
16	災害時における遺体搬送の協力に関する協定書【環境清掃課】	155
17	三河海上保安署と蒲郡市との業務協定【消防本部】	157
18	日本水道協会中部地方支部災害時相互応援に関する協定【水道課】	159
19	水道施設の災害に伴う応援協定書【水道課】	167
20	渇水時の節水対策に伴う応援協定書【水道課】	169
21	水道災害相互応援に関する覚書【水道課】	171
22	災害時における水道施設等の応急対策の協力に関する協定書【水道課】	174
23	災害時における家屋被害状況調査に関する協定書【税務課】	175
24	災害時における家屋被害認定業務に関する協定書【税務課】	176
25	災害時の応急対策の協力に関する基本協定書【土木管理課】	178
26	災害時における公共土木・建築施設等の応急対策の協力に関する協定書【土木管理課】	
(1)	蒲郡土木協会	180
(2)	蒲郡建設業協同組合	181
(3)	蒲郡土木建設業協同組合	182
27	災害時の一般廃棄物処理及び下水処理に係る相互応援に関する協定書【環境清掃課】	183

28	一般廃棄物処理の相互援助に関する協定書【環境清掃課】	191
29	災害時における被災者支援システムの相互支援に関する協定【危機管理課】	194
30	災害時相互応援協定【危機管理課】	
(1)	宮城県川崎町	196
(2)	岐阜県高山市	198
(3)	幸田町	200
(4)	西尾市	202
31	災害時の情報発信に関する応援協定書【秘書広報課】	204
32	蒲郡市消防本部と東邦瓦斯株式会社との都市ガス災害対策に関する業務協約【消防本部】	205
33	ガス災害対策に関する業務協定書【消防本部】	207
34	防災情報の共有に関する協定書【農林水産課】	208
35	災害時の医療救護に関する協定書【健康推進課】	209
36	災害時の歯科医療救護に関する協定書【健康推進課】	212
37	災害時の医療救護活動に関する協定書【健康推進課】	215
38	災害時における人工透析患者への支援に関する協定書【健康推進課】	218
39	災害時における在宅酸素療養者等への支援に関する協定書【長寿課】	
(1)	チェスト(株)	220
(2)	フクダライフテック中部(株)	222
(3)	(株) ナンブ	224
(4)	(株) フィリップス・ジャパン	226
(5)	(株) 星医療酸器東海	228
(6)	帝人ヘルスケア(株)	230
(7)	サーラエナジー(株)	232
40	災害時における施設の利用に関する協定書【危機管理課】	234
41	大規模災害時における帰宅困難者等の受入及び高潮災害時の一時避難に関する協定書【危機管理課】	236
42	災害時における避難所開設に関する協定書【危機管理課】	
(1)	愛知県立蒲郡東高等学校	238
(2)	愛知県立蒲郡高等学校	239
43	福祉避難所の指定に関する協定書	
(1)	(福)不二福祉事業会【長寿課】	240
(2)	(医)北辰会【長寿課】	242
(3)	(有)アットホーム【長寿課】	244
(4)	(医)幸会【長寿課】	246
(5)	(福)和敬会【長寿課】	248
(6)	(有)はっぴい【長寿課】	250
(7)	(株)ビジュアルビジョン【長寿課】	252
(8)	(福)寿宝会【長寿課】	254
(9)	(福)昇人会【長寿課】	256
(10)	(株)アスク【長寿課】	258
(11)	日本ナーシングホームズ(株)【長寿課】	260
(12)	(福)くすの木福祉事業会【福祉課】	262
(13)	(福)はばたき【福祉課】	264
(14)	(特非)楽笑【福祉課】	266
44	災害時における緊急消防援助隊活動拠点の提供に関する協定書【消防本部】	268
45	災害発生時における災害復旧活動場所の使用及び情報連絡に関する協定【危機管理課】	270
46	災害時における施設の使用に関する協定【危機管理課】	272
47	蒲郡市災害ボランティアセンターの開設及び運営に関する協定書【危機管理課】	273

4 8	災害時における物品調達等の協定書【産業政策課】	
(1)	(株)大国屋	2 7 6
(2)	蒲郡ガス(株)	2 7 8
(3)	サントリービバレッジソリューション(株)	2 8 0
(4)	蒲郡市農業協同組合	2 8 2
(5)	蒲郡石油業協同組合	2 8 4
(6)	ミシマパン(株)	2 8 6
(7)	蒲郡市漁業振興協議会	2 8 8
(8)	(株)カインズ	2 9 0
(9)	NPO法人コメリ災害対策センター	2 9 2
(10)	セツカートン(株)	2 9 4
(11)	蒲郡豊組合	2 9 6
4 9	災害時における液化石油ガス等の優先供給に関する協定書【危機管理課】	2 9 7
5 0	災害時における米穀類の供給協力に関する協定書【農林水産課】	
(1)	平惣米穀店	2 9 9
(2)	大和産業(株)	3 0 0
5 1	災害時における生活物資の供給協力に関する協定【産業政策課】	
(1)	生活協同組合コープあいち	3 0 1
(2)	(株)スギ薬局	3 0 3
5 2	災害時における携帯トイレの提供協力に関する協定書【産業政策課】	3 0 6
5 3	災害時におけるレンタル機材、資材及び役務の提供に関する協定【危機管理課】	3 0 8
5 4	大規模災害時における物資支援協力に関する協定書【危機管理課】	3 1 0
5 5	大規模災害時等における屋上駐車場等の一時使用に関する協定書【危機管理課】	3 1 2
5 6	災害時における支援物資の受入れ、配送等に関する協定書【危機管理課】	3 1 4
5 7	大規模災害時におけるホテル・旅館の協力に関する協定書【観光まちづくり課】	3 1 6
5 8	災害時における船艇での人員及び物資の輸送、人命の救助及び情報の提供の協力に関する協定書【農林水産課】	3 1 9
5 9	災害支援協力に関する覚書(郵便局)【危機管理課】	3 2 1
6 0	災害発生時における支援協定(蒲郡警備業協会)【交通防犯課】	3 2 3
6 1	災害時における応急復旧等の作業車両の確保に関する協力要請協定書【資産マネジメント課】	
(1)	愛知海運(株)蒲郡支店	3 2 8
(2)	(株)小田鐵工	3 3 0
6 2	災害時における救援・救急活動要員、救援用物資、応急復旧用資機材等の輸送車両の確保に関する協力要請協定書【資産マネジメント課】	
(1)	名鉄バス(株)蒲郡管理所	3 3 2
(2)	ホイテクノ物流(株)	3 3 4
(3)	蒲郡運送(株)	3 3 6
(4)	日本通運(株)蒲郡支店	3 3 8
6 3	災害時における代替救助器具の確保に関する協力要請協定書【資産マネジメント課】	
(1)	(社)愛知県自動車整備振興会蒲郡支部	3 4 0
(2)	蒲郡石油業協同組合	3 4 2
(3)	蒲郡市農業協同組合	3 4 4
6 4	地域社会貢献型自動販売機の設置及び災害時における救援物資提供に関する協定【危機管理課】	3 4 6
6 5	災害時における公園施設等の応急対策業務の協力に関する協定【都市計画課】	3 4 7
6 6	災害時における廃棄物の処理等に関する協定【環境清掃課】	3 5 2
6 7	蒲郡市避難誘導街区案内板の設置及び維持管理事業に関する協定【危機管理課】	3 5 4
6 8	海拔表示または避難場所案内広告付電柱看板に関する協定【危機管理課】	3 6 0
6 9	災害時における電気設備の応急復旧の応援に関する協定書【建築住宅課】	3 6 2

7 0	各種災害時におけるマルチコプターを用いた情報収集および情報連携に関する協定 【危機管理課】	3 6 4
7 1	災害時における無人航空機を用いた情報収集および情報連携に関する協定【危機管理課】	3 6 6
7 2	災害時における無人航空機による支援協力に関する協定書【危機管理課】	3 6 8
7 3	災害時における小型無人機による情報収集等に関する協定【危機管理課】	3 7 0
7 4	災害時の放送に関する協定書【秘書広報課】	3 7 2
7 5	災害時における地図製品等の供給等に関する協定書【危機管理課】	3 7 3
7 6	災害時における隊友会の協力に関する協定書【危機管理課】	3 7 5
7 7	災害時における救援物資（ユニットハウス等）の供給に関する協定書【危機管理課】	3 7 7
7 8	災害時における生活用水の確保及び消火活動支援に関する協定書【危機管理課】	3 7 9
7 9	特設公衆電話の設置・利用に関する覚書【危機管理課】	3 8 0
8 0	災害時における電動車両等の支援に関する協定書【危機管理課】	3 8 3
8 1	災害時等における電気自動車からの電力供給に関する連携協定書【危機管理課】	3 8 6
8 2	大規模災害時における労働・社会保険等の相談に関する協定書【危機管理課】	3 8 8
8 3	災害時における停電復旧に支障となる障害物の除去に関する協定【危機管理課】	3 9 0
8 4	蒲郡市とサーラエナジー株式会社との災害時における相互協力に関する協定書 【危機管理課】	3 9 2
8 5	災害発生時における防疫活動に関する協定書	3 9 4

第5 参考

1	蒲郡市防災会議条例【危機管理課】	3 9 8
2	蒲郡市防災会議運営要綱【危機管理課】	4 0 0
3	蒲郡市災害対策本部条例【危機管理課】	4 0 2
4	蒲郡市災害対策本部要綱【危機管理課】	4 0 3
(別表)	災害対策本部・地震災害警戒本部組織分担業務表【危機管理課】	4 0 6
*	災害対策本部・地震災害警戒本部組織図【危機管理課】	4 1 7
*	非常配備一覧【危機管理課】	4 1 8
*	災害対策本部の標旗・腕章・ヘルメット【危機管理課】	4 1 9
5	蒲郡市災害緊急初動隊編成要綱【危機管理課】	4 2 0
6	蒲郡市地域防災計画に定める避難所等の開設担当職員に関する要綱【危機管理課】	4 2 2
7	蒲郡市地域防災計画に定める地域避難場所の開設担当職員に関する要綱【危機管理課】	4 2 3
8	蒲郡市地震災害警戒本部条例【危機管理課】	4 2 4
9	蒲郡市地震災害警戒本部要綱【危機管理課】	4 2 5
1 0	自主防災組織【危機管理課】	4 2 8
1 1	蒲郡市緊急工事等の事務取扱要領【契約検査課】	4 3 1
1 2	災害対策基本法（抜粋）【危機管理課】	4 3 3
1 3	災害救助法施行細則（愛知県）【危機管理課】	4 3 7
1 4	三河港台風・地震津波対策委員会規則【みなとみらい課】	4 4 0
1 5	蒲郡市医療救護活動対策本部設置要綱【健康推進課】	4 5 4
1 6	防災関係機関及び連絡窓口【危機管理課】	
(1)	県及び県の機関	4 5 5
(2)	警察	4 5 5
(3)	自衛隊	4 5 5
(4)	指定地方行政機関	4 5 5
(5)	指定公共機関	4 5 6
(6)	指定地方公共機関等	4 5 7
1 7	医療関係機関【健康推進課】	
(1)	医科	4 6 0

(2)	歯科	4 6 2
(3)	薬局	4 6 3
1 8	地震災害年表【消防本部】	4 6 5
1 9	自衛隊が災害派遣活動するまでの行動概要【危機管理課】	4 6 8
2 0	蒲郡市防災体制一覧表【危機管理課】	4 6 9

第 1 防災上注意すべき自然的・社会的条件

1-1 ため池の現況

(農林水産課／令和6年4月1日現在)

番号	指定 ため池	ため池名	地名	延長 (m)	予想される危険	注意 度	備考
1	◎	荒井池	相楽町荒井地内	56	漏水	C	
2	◎	宇佐野池	大塚町大田地内	69	堤防強度	A	
3		養園寺池	相楽町上ミ地内	25	漏水	C	
4		大戦池	相楽町荒井地内	40	漏水、堤体老朽	C	
5		長池	大塚町原山地内	66	漏水	C	
6		大塚新池	大塚町斧磨地内	25	漏水	C	
7		大塚古池	大塚町斧磨地内	45	漏水	C	
8	◎	茨ヶ池	大塚町原山地内	118	漏水	C	
9		犬口池	大塚町犬口地内	60	漏水	C	
10		半後池	大塚町半後地内	52	漏水	C	
11		猿田池	大塚町犬口地内	37	漏水、溢水、堤体老朽	C	
12	◎	長田池	豊岡町長田地内	94	漏水	C	
13	◎	昇池	豊岡町仲ノ田地内	123	漏水	C	
14	◎	豊岡古池	豊岡町曲り田地内	88	漏水	C	
15		豊岡新池	豊岡町曲り田地内	50	漏水	C	
16		若地池	豊岡町若地地内	60	漏水、溢水、堤体老朽	C	
17	◎	陣ノ池	豊岡町下久貝地内	48	漏水	C	
18	◎	桑原池	三谷町門立地内	37	漏水、溢水、堤体老朽	C	
19	◎	狐塚池	三谷町毛無地内	55	漏水	C	
20	◎	三谷新池	三谷町黒別当地内	31	漏水	C	
21	◎	苦ヶ谷池	三谷町苦ヶ谷地内	88	漏水	C	
22	◎	黒別当池	三谷町黒別当地内	97	漏水、溢水、堤体老朽	C	
23	◎	星越池	三谷町星越地内	54	漏水、溢水、堤体老朽	C	
24		青ノ池	三谷町青野地内	54	漏水、溢水、堤体老朽	C	
25	◎	大池	五井町小井戸地内	131		D	
26	◎	五井新池	五井町東山海道地内	57	漏水	C	
27		御宮池	五井町岡海道地内	29	溢水	C	
28	◎、○	水竹池	水竹町上柿田地内	144	漏水、溢水、堤体老朽	C	
29	◎	マスミ池	清田町膳棚地内	110	漏水	C	
30		岡池	清田町木森地内	49	漏水	C	

番号	指定 ため池	ため池名	地名	延長 (m)	予想される危険	注意 度	備考
31		橋 詰 池	清田町五反田地内	21	漏水	C	
32	◎	入 池	坂本町入地内	37	漏水	C	
33	◎	白 龍 池	神ノ郷町白井沢地内	79		D	
34	◎	上 名 取 池	神ノ郷町上名取地内	35	漏水	C	
35		熊 ケ 池	神ノ郷町殿市場地内	73	漏水	C	
36		蔵 伝 池	神ノ郷町足後地内	69	溢水	C	
37	◎	中 田 池	柏原町中田地内	75	漏水	C	
38		堀 切 池	柏原町堀切地内	37	漏水	C	
39	◎	大 久 古 池	竹谷町大久古地内	140	漏水、堤体強度	A	
40	◎	松 田 池	竹谷町松田地内	56	漏水	C	
41	◎	本 郷 池	西迫町本郷地内	54	漏水	C	
42	◎	下 池	鹿島町堂ノ下地内	67	堤体強度	A	
43		上 池	鹿島町岡地内	42	漏水、溢水、堤体老朽	C	
44	◎	八 郷 池	鹿島町八子地内	48	漏水	C	
45	◎	坂 角 池	一色町坂角地内	57	漏水	C	
46	◎	西 谷 池	一色町西ノ谷地内	58	漏水	C	
47	◎	補 陀 ケ 池	金平町寺中地内	110		D	
48	◎	遊 名 田 池	金平町遊名田地内	58	漏水	C	
49	◎	稲 葉 池	金平町井戸尻地内	43	漏水	C	
50	◎	名 田 池	形原町角田地内	41	漏水	C	
51	◎	羽 栗 池	形原町羽栗地内	110	溢水	A	
52	◎	井 杭 池	形原町井杭地内	52	堤体強度	A	
53	◎	角 穴 池	形原町角穴地内	38	漏水、堤体老朽	C	
54	◎	上 堂 前 池	西浦町堂前地内	59	漏水	C	
55	◎	西 浦 新 池	西浦町地藏堂地内	220	漏水、堤体強度	A	
56	◎	神 田 池	西浦町神田地内	110	漏水	C	
57	◎	細 田 池	西浦町細田地内	65	漏水、堤体老朽	A	
58		西 ノ 入 池	西浦町大狭間地内	40	漏水、溢水、堤体老朽	C	

(注) 注意順序＝A・B・C・D

◎：防災重点農業用ため池

○：特定農業用ため池

防災重点農業用ため池	39池
特定農業用ため池	1池

1-2 河川（重要水防箇所）

（土木管理課／令和6年4月1日現在）

番号	水系名	河川名	位置	左右岸別	地名	延長 (m)	重要度	理由
1	西田川	西田川	1.83K～2.91K +30 +70	左右	蒲郡市清田町橋詰 (西郷橋から下流へ)	1,080	B	護岸老朽
2	西田川	西田川	1.98K～	右	蒲郡市新井町	5	B	護岸老朽
3	西田川	西田川	2.1K～2.135K	右	蒲郡市平田町	35	B	河床洗掘
4	西田川	西田川	2.14K～2.19K	右	蒲郡市平田町	55	B	河床洗掘
5	尺地川	尺地川	0.0K～0.0K +80 +100	左	蒲郡市竹谷町蟹洗 (国道23号上流)	20	B	工作物 疎通能力 不足
6	尺地川	尺地川	0.0K～0.2K +80	右	蒲郡市竹谷町蟹洗 (国道23号上流)	120	B	工作物 疎通能力 不足
7	中野川	中野川	0.2K～0.2K +120 +170	左右	蒲郡市形原町広田 (名鉄蒲郡線から下流)	50	B	堤防断面 不足

※ 重要度は、Aを最重要とし、以下B、Cの順に重要度を表す。

1－3 公共下水道（重要水防箇所）

（下水道課／令和6年4月1日現在）

番号	幹線名	位置	左右岸別	地名	延長(m)	重要度	理由
a	本町1号 雨水幹線	0.0K～0.2K +140 +20	左	蒲郡市松原町 (国道23号下流)	80	B	余裕高 不足
b	本町1号 雨水幹線	0.0K～0.2K +140 +20	右	蒲郡市松原町 (国道23号下流)	80	B	余裕高 不足

1-4 土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域

(土木管理課／令和6年4月1日現在)

(1) 平成18年9月26日 愛知県告示第648号告示による指定区域

番号	土砂災害警戒区域			土砂災害特別警戒区域		
	名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
1	北沢-1 (214-K-001)	蒲郡市金平町 北沢	急傾斜地の崩壊	北沢-1 (214-K-001)	蒲郡市金平町 北沢	急傾斜地の崩壊
2	北沢-2 (214-K-002)	蒲郡市金平町 北沢	急傾斜地の崩壊	北沢-2 (214-K-002)	蒲郡市金平町 北沢	急傾斜地の崩壊
3	開戸-1 (214-K-003)	蒲郡市金平町 開戸	急傾斜地の崩壊	開戸-1 (214-K-003)	蒲郡市金平町 開戸	急傾斜地の崩壊
4	開戸 (214-K-004)	蒲郡市金平町 開戸	急傾斜地の崩壊	開戸 (214-K-004)	蒲郡市金平町 開戸	急傾斜地の崩壊
5	蒲郡市-4 (214-K-005)	蒲郡市金平町 寺中	急傾斜地の崩壊	蒲郡市-4 (214-K-005)	蒲郡市金平町 寺中	急傾斜地の崩壊
6	一の沢（天神川第2支川） (214-D-001)	蒲郡市金平町 一の沢	土石流	-	-	-
7	寺中川（右支川） (214-D-002)	蒲郡市金平町 寺中	土石流	寺中川（右支川） (214-D-002)	蒲郡市金平町 寺中	土石流
8	寺中川（中央支川） (214-D-003)	蒲郡市金平町 寺中	土石流	寺中川（中央支川） (214-D-003)	蒲郡市金平町 寺中	土石流
9	寺中川（左支川） (214-D-004)	蒲郡市金平町 寺中	土石流	寺中川（左支川） (214-D-004)	蒲郡市金平町 寺中	土石流

(2) 平成20年1月29日 愛知県告示第45号告示による指定区域

番号	土砂災害警戒区域			土砂災害特別警戒区域		
	名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
1	岡(Ⅱ)-1 (214-K-005)	蒲郡市鹿島町岡	急傾斜地の崩壊	岡(Ⅱ)-1 (214-K-005)	蒲郡市鹿島町岡	急傾斜地の崩壊
2	岡(Ⅱ)-2 (214-K-0060)	蒲郡市鹿島町岡	急傾斜地の崩壊	岡(Ⅱ)-2 (214-K-006)	蒲郡市鹿島町岡	急傾斜地の崩壊
3	岡(Ⅱ)-3 (214-K-007)	蒲郡市鹿島町岡	急傾斜地の崩壊	岡(Ⅱ)-3 (214-K-007)	蒲郡市鹿島町岡	急傾斜地の崩壊
4	岡(Ⅱ)-4 (214-K-008)	蒲郡市鹿島町岡	急傾斜地の崩壊	岡(Ⅱ)-4 (214-K-008)	蒲郡市鹿島町岡	急傾斜地の崩壊
5	大廻 (214-K-009)	蒲郡市金平町大廻	急傾斜地の崩壊	大廻 (214-K-009)	蒲郡市金平町大廻	急傾斜地の崩壊
6	牛転-1 (214-K-010)	蒲郡市金平町牛転	急傾斜地の崩壊	牛転-1 (214-K-010)	蒲郡市金平町牛転	急傾斜地の崩壊
7	陣ノ山(Ⅱ) (214-K-011)	蒲郡市豊岡町陣ノ山	急傾斜地の崩壊	陣ノ山(Ⅱ) (214-K-011)	蒲郡市豊岡町陣ノ山	急傾斜地の崩壊
8	三谷町東三丁目-1-1 (214-K-012)	蒲郡市三谷町東三丁目	急傾斜地の崩壊	三谷町東三丁目-1-1 (214-K-012)	蒲郡市三谷町東三丁目	急傾斜地の崩壊
9	三谷町東三丁目-1-2 (214-K-013)	蒲郡市三谷町東三丁目	急傾斜地の崩壊	三谷町東三丁目-1-2 (214-K-013)	蒲郡市三谷町東三丁目	急傾斜地の崩壊
10	上星越-1 (214-K-014)	蒲郡市三谷町上星越	急傾斜地の崩壊	上星越-1 (214-K-014)	蒲郡市三谷町上星越	急傾斜地の崩壊
11	山ノ沢(Ⅰ) (214-K-015)	蒲郡市大塚町山ノ沢	急傾斜地の崩壊	山ノ沢(Ⅰ) (214-K-015)	蒲郡市大塚町山ノ沢	急傾斜地の崩壊
12	産子山-1 (214-K-016)	蒲郡市大塚町西島	急傾斜地の崩壊	産子山-1 (214-K-016)	蒲郡市大塚町西島	急傾斜地の崩壊

(3) 平成21年2月27日 愛知県告示第137号告示による指定区域

番号	土砂災害警戒区域			土砂災害特別警戒区域		
	名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
1	貧乏山沢 (214-D-005)	蒲郡市西迫町 本郷	土石流	-	-	-
2	仲迫沢 (214-D-006)	蒲郡市西迫町 貧乏山	土石流	仲迫沢-2 (214-D-006)	蒲郡市西迫町 貧乏山	土石流
3	仲迫-1 (214-K-018)	蒲郡市西迫町 仲迫	急傾斜地の崩壊	仲迫-1 (214-K-018)	蒲郡市西迫町 仲迫	急傾斜地の崩壊
4	仲迫-2 (214-K-019)	蒲郡市西迫町 本郷	急傾斜地の崩壊	仲迫-2 (214-K-019)	蒲郡市西迫町 本郷	急傾斜地の崩壊
5	仲迫-3 (214-K-020)	蒲郡市西迫町 本郷	急傾斜地の崩壊	仲迫-3 (214-K-020)	蒲郡市西迫町 本郷	急傾斜地の崩壊
6	仲迫-4 (214-K-021)	蒲郡市西迫町 本郷	急傾斜地の崩壊	仲迫-4 (214-K-021)	蒲郡市西迫町 本郷	急傾斜地の崩壊
7	仲迫-5 (214-K-022)	蒲郡市西迫町 本郷	急傾斜地の崩壊	仲迫-5 (214-K-022)	蒲郡市西迫町 本郷	急傾斜地の崩壊
8	仲迫-6 (214-K-023)	蒲郡市西迫町 仲迫	急傾斜地の崩壊	仲迫-6 (214-K-023)	蒲郡市西迫町 仲迫	急傾斜地の崩壊
9	仲迫-7 (214-K-024)	蒲郡市西迫町 本郷	急傾斜地の崩壊	仲迫-7 (214-K-024)	蒲郡市西迫町 本郷	急傾斜地の崩壊
10	内山 (214-K-025)	蒲郡市竹谷町 神田	急傾斜地の崩壊	内山 (214-K-025)	蒲郡市竹谷町 神田	急傾斜地の崩壊
11	作間-1 (214-K-026)	蒲郡市竹谷町 作間	急傾斜地の崩壊	作間-1 (214-K-026)	蒲郡市竹谷町 作間	急傾斜地の崩壊
12	作間-2 (214-K-027)	蒲郡市竹谷町 作間	急傾斜地の崩壊	作間-2 (214-K-027)	蒲郡市竹谷町 作間	急傾斜地の崩壊
13	作間-3 (214-K-028)	蒲郡市竹谷町 内山	急傾斜地の崩壊	作間-3 (214-K-028)	蒲郡市竹谷町 内山	急傾斜地の崩壊
14	松田 (214-K-029)	蒲郡市竹谷町 松田	急傾斜地の崩壊	松田 (214-K-029)	蒲郡市竹谷町 松田	急傾斜地の崩壊
15	松田-1 (214-K-030)	蒲郡市竹谷町 松田	急傾斜地の崩壊	松田-1 (214-K-030)	蒲郡市竹谷町 松田	急傾斜地の崩壊
16	今御堂 (214-K-031)	蒲郡市竹谷町 今御堂	急傾斜地の崩壊	今御堂 (214-K-031)	蒲郡市竹谷町 今御堂	急傾斜地の崩壊
17	日坂野 (214-K-032)	蒲郡市竹谷町 日坂野	急傾斜地の崩壊	日坂野 (214-K-032)	蒲郡市竹谷町 日坂野	急傾斜地の崩壊
18	星越 (214-K-033)	蒲郡市大塚町 星越	急傾斜地の崩壊	星越 (214-K-033)	蒲郡市大塚町 星越	急傾斜地の崩壊
19	山ノ沢(Ⅲ)-1 (214-K-034)	蒲郡市大塚町 山ノ沢	急傾斜地の崩壊	山ノ沢(Ⅲ)-1 (214-K-034)	蒲郡市大塚町 山ノ沢	急傾斜地の崩壊
20	山ノ沢(Ⅲ)-2 (214-K-035)	蒲郡市大塚町 山ノ沢	急傾斜地の崩壊	山ノ沢(Ⅲ)-2 (214-K-035)	蒲郡市大塚町 山ノ沢	急傾斜地の崩壊

番号	土砂災害警戒区域			土砂災害特別警戒区域		
	名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
21	山ノ沢（Ⅱ） （214-K-036）	蒲郡市大塚町 山ノ沢	急傾斜地の崩壊	-	-	-
22	山ノ沢 （214-K-037）	蒲郡市大塚町 山ノ沢	急傾斜地の崩壊	山ノ沢 （214-K-037）	蒲郡市大塚町 山ノ沢	急傾斜地の崩壊
23	南山-1-1 （214-K-038）	蒲郡市三谷町 南山	急傾斜地の崩壊	南山-1-1 （214-K-038）	蒲郡市三谷町 南山	急傾斜地の崩壊
24	南山-1-2 （214-K-039）	蒲郡市三谷町 正迫	急傾斜地の崩壊	南山-1-2 （214-K-039）	蒲郡市三谷町 正迫	急傾斜地の崩壊
25	南山-1-3 （214-K-040）	蒲郡市三谷町 南山	急傾斜地の崩壊	南山-1-3 （214-K-040）	蒲郡市三谷町 南山	急傾斜地の崩壊
26	南山-2-1 （214-K-041）	蒲郡市三谷町 南山	急傾斜地の崩壊	南山-2-1 （214-K-041）	蒲郡市三谷町 南山	急傾斜地の崩壊
27	南山-2-2 （214-K-042）	蒲郡市三谷町 南山	急傾斜地の崩壊	南山-2-2 （214-K-042）	蒲郡市三谷町 南山	急傾斜地の崩壊

(4) 平成22年3月19日 愛知県告示第187号告示による指定区域

番号	土砂災害警戒区域			土砂災害特別警戒区域		
	名称	指定の区域	土砂災害の発生 原因となる自然 現象の種類	名称	指定の区域	土砂災害の発生 原因となる自然 現象の種類
1	東古城-1 (214-K-043)	蒲郡市形原町 東古城	急傾斜地の崩壊	東古城-1 (214-K-043)	蒲郡市形原町 東古城	急傾斜地の崩壊
2	東古城-2 (214-K-044)	蒲郡市形原町 東古城	急傾斜地の崩壊	東古城-2 (214-K-044)	蒲郡市形原町 東古城	急傾斜地の崩壊
3	東古城-3 (214-K-045)	蒲郡市形原町 東古城	急傾斜地の崩壊	東古城-3 (214-K-045)	蒲郡市形原町 東古城	急傾斜地の崩壊
4	大迫 (214-K-046)	蒲郡市鹿島町 大迫	急傾斜地の崩壊	大迫 (214-K-046)	蒲郡市鹿島町 大迫	急傾斜地の崩壊
5	福地 (214-K-047)	蒲郡市一色町 丸山	急傾斜地の崩壊	福地 (214-K-047)	蒲郡市一色町 丸山	急傾斜地の崩壊
6	西山-1 (214-K-048)	蒲郡市一色町 西山	急傾斜地の崩壊	西山-1 (214-K-048)	蒲郡市一色町 西山	急傾斜地の崩壊
7	鳶欠 (214-K-049)	蒲郡市三谷町 鳶欠	急傾斜地の崩壊	鳶欠 (214-K-049)	蒲郡市三谷町 鳶欠	急傾斜地の崩壊
8	鳶欠(Ⅱ) (214-K-050)	蒲郡市三谷町 鳶欠	急傾斜地の崩壊	鳶欠(Ⅱ) (214-K-050)	蒲郡市三谷町 鳶欠	急傾斜地の崩壊
9	竹沢 (214-K-051)	蒲郡市三谷町 竹沢	急傾斜地の崩壊	竹沢 (214-K-051)	蒲郡市三谷町 竹沢	急傾斜地の崩壊
10	中向山-1-1 (214-K-052)	蒲郡市神ノ郷 町上向山	急傾斜地の崩壊	中向山-1-1 (214-K-052)	蒲郡市神ノ郷 町上向山	急傾斜地の崩壊
11	中向山-1-2 (214-K-053)	蒲郡市神ノ郷 町上向山	急傾斜地の崩壊	中向山-1-2 (214-K-053)	蒲郡市神ノ郷 町上向山	急傾斜地の崩壊
12	中向山-1-3 (214-K-054)	蒲郡市神ノ郷 町中向山	急傾斜地の崩壊	中向山-1-3 (214-K-054)	蒲郡市神ノ郷 町中向山	急傾斜地の崩壊
13	中向山-1-4 (214-K-055)	蒲郡市神ノ郷 町中向山	急傾斜地の崩壊	中向山-1-4 (214-K-055)	蒲郡市神ノ郷 町中向山	急傾斜地の崩壊
14	中向山-1-5 (214-K-056)	蒲郡市神ノ郷 町中向山	急傾斜地の崩壊	中向山-1-5 (214-K-056)	蒲郡市神ノ郷 町中向山	急傾斜地の崩壊
15	中向山-1-6 (214-K-057)	蒲郡市神ノ郷 町中向山	急傾斜地の崩壊	中向山-1-6 (214-K-057)	蒲郡市神ノ郷 町中向山	急傾斜地の崩壊
16	迫-1 (214-K-058)	蒲郡市竹谷町 迫	急傾斜地の崩壊	迫-1 (214-K-058)	蒲郡市竹谷町 迫	急傾斜地の崩壊
17	迫-2 (214-K-059)	蒲郡市竹谷町 迫	急傾斜地の崩壊	迫-2 (214-K-059)	蒲郡市竹谷町 迫	急傾斜地の崩壊
18	迫-3 (214-K-060)	蒲郡市竹谷町 迫	急傾斜地の崩壊	迫-3 (214-K-060)	蒲郡市竹谷町 迫	急傾斜地の崩壊
19	迫-4 (214-K-061)	蒲郡市竹谷町 迫	急傾斜地の崩壊	迫-4 (214-K-061)	蒲郡市竹谷町 迫	急傾斜地の崩壊
20	竹島町(Ⅰ) (214-K-062)	蒲郡市竹島町	急傾斜地の崩壊	竹島町(Ⅰ) (214-K-062)	蒲郡市竹島町	急傾斜地の崩壊

番号	土砂災害警戒区域			土砂災害特別警戒区域		
	名称	指定の区域	土砂災害の発生 原因となる自然 現象の種類	名称	指定の区域	土砂災害の発生 原因となる自然 現象の種類
21	竹島町(Ⅱ) (214-K-063)	蒲郡市竹島町	急傾斜地の崩壊	竹島町(Ⅱ) (214-K-063)	蒲郡市竹島町	急傾斜地の崩壊
22	竹島町(Ⅲ)-1 (214-K-064)	蒲郡市竹島町	急傾斜地の崩壊	竹島町(Ⅲ)-1 (214-K-064)	蒲郡市竹島町	急傾斜地の崩壊
23	竹島町(Ⅲ)-2 (214-K-065)	蒲郡市竹島町	急傾斜地の崩壊	竹島町(Ⅲ)-2 (214-K-065)	蒲郡市竹島町	急傾斜地の崩壊
24	竹島町(Ⅲ)-3 (214-K-066)	蒲郡市竹島町	急傾斜地の崩壊	竹島町(Ⅲ)-3 (214-K-066)	蒲郡市竹島町	急傾斜地の崩壊
25	西山二の沢(中野 川第2支川) (214-D-007)	蒲郡市一色町 挾間	土石流	-	-	-
26	西山一の沢(中野 川第1支川) (214-D-008)	蒲郡市一色町 松葉	土石流	-	-	-
27	西山三の沢(中野 川第3支川) (214-D-009)	蒲郡市一色町 福地	土石流	-	-	-
28	井戸ヶ沢洞-1 (214-D-010)	蒲郡市清田町 井戸ヶ沢	土石流	井戸ヶ沢洞-1 (214-D-010)	蒲郡市清田町 井戸ヶ沢	土石流
29	井戸ヶ沢洞-2 (214-D-011)	蒲郡市清田町 井戸ヶ沢	土石流	井戸ヶ沢洞-2 (214-D-011)	蒲郡市清田町 井戸ヶ沢	土石流
30	井戸ヶ沢洞-3 (214-D-012)	蒲郡市清田町 木森	土石流	-	-	-
31	小井戸川-1 (214-D-013)	蒲郡市五井町 山田	土石流	小井戸川-1 (214-D-013)	蒲郡市五井町 山田	土石流
32	小井戸川-2 (214-D-014)	蒲郡市五井町 山田	土石流	小井戸川-2 (214-D-014)	蒲郡市五井町 山田	土石流
33	入江沢-1 (214-D-015)	蒲郡市五井町 山田	土石流	入江沢-1 (214-D-015)	蒲郡市五井町 山田	土石流
34	入江沢-2 (214-D-016)	蒲郡市五井町 山田	土石流	-	-	-

(5) 平成25年7月30日 愛知県告示第399号告示による指定区域

番号	土砂災害警戒区域			土砂災害特別警戒区域		
	名称	指定の区域	土砂災害の発生 原因となる自然 現象の種類	名称	指定の区域	土砂災害の発生 原因となる自然 現象の種類
1	南ヶ坪 (214-K-067)	蒲郡市西浦町 南ヶ坪	急傾斜地の崩壊	南ヶ坪 (214-K-067)	蒲郡市西浦町 南ヶ坪	急傾斜地の崩壊
2	南ヶ坪-1A (214-K-068)	蒲郡市西浦町 南ヶ坪	急傾斜地の崩壊	南ヶ坪-1A (214-K-068)	蒲郡市西浦町 南ヶ坪	急傾斜地の崩壊
3	南ヶ坪-1B (214-K-069)	蒲郡市西浦町 南ヶ坪	急傾斜地の崩壊	南ヶ坪-1B (214-K-069)	蒲郡市西浦町 南ヶ坪	急傾斜地の崩壊
4	堀切 A (214-K-070)	蒲郡市西浦町 赤浜	急傾斜地の崩壊	堀切 A (214-K-070)	蒲郡市西浦町 赤浜	急傾斜地の崩壊
5	堀切 B (214-K-071)	蒲郡市西浦町 堀切	急傾斜地の崩壊	堀切 B (214-K-071)	蒲郡市西浦町 赤浜	急傾斜地の崩壊
6	堀切 C (214-K-072)	蒲郡市西浦町 堀切	急傾斜地の崩壊	堀切 C (214-K-072)	蒲郡市西浦町 赤浜	急傾斜地の崩壊
7	大山 A (214-K-073)	蒲郡市西浦町 大山	急傾斜地の崩壊	大山 A (214-K-073)	蒲郡市西浦町 大山	急傾斜地の崩壊
8	大山 B (214-K-074)	蒲郡市西浦町 大山	急傾斜地の崩壊	大山 B (214-K-074)	蒲郡市西浦町 大山	急傾斜地の崩壊
9	大山 C (214-K-075)	蒲郡市西浦町 大山	急傾斜地の崩壊	大山 C (214-K-075)	蒲郡市西浦町 大山	急傾斜地の崩壊
10	大山(Ⅱ)A (214-K-076)	蒲郡市西浦町 大山	急傾斜地の崩壊	大山(Ⅱ)A (214-K-076)	蒲郡市西浦町 大山	急傾斜地の崩壊
11	大山(Ⅱ)B (214-K-077)	蒲郡市西浦町 大山	急傾斜地の崩壊	大山(Ⅱ)B (214-K-077)	蒲郡市西浦町 大山	急傾斜地の崩壊
12	大山-1 (214-K-078)	蒲郡市西浦町 大山	急傾斜地の崩壊	大山-1 (214-K-078)	蒲郡市西浦町 大山	急傾斜地の崩壊
13	堀切-1 (214-K-079)	蒲郡市西浦町 堀切	急傾斜地の崩壊	堀切-1 (214-K-079)	蒲郡市西浦町 堀切	急傾斜地の崩壊
14	小橋田 A (214-K-080)	蒲郡市西浦町 蟹沢	急傾斜地の崩壊	小橋田 A (214-K-080)	蒲郡市西浦町 蟹沢	急傾斜地の崩壊
15	小橋田 B (214-K-081)	蒲郡市西浦町 赤見	急傾斜地の崩壊	小橋田 B (214-K-081)	蒲郡市西浦町 赤見	急傾斜地の崩壊
16	小橋田 C (214-K-082)	蒲郡市西浦町 小橋田	急傾斜地の崩壊	小橋田 C (214-K-082)	蒲郡市西浦町 小橋田	急傾斜地の崩壊
17	小橋田 D (214-K-083)	蒲郡市西浦町 小橋田	急傾斜地の崩壊	小橋田 D (214-K-083)	蒲郡市西浦町 小橋田	急傾斜地の崩壊
18	小橋田 E (214-K-084)	蒲郡市西浦町 丸山	急傾斜地の崩壊	小橋田 E (214-K-084)	蒲郡市西浦町 丸山	急傾斜地の崩壊
19	折敷田 A (214-K-085)	蒲郡市西浦町 折敷田	急傾斜地の崩壊	折敷田 A (214-K-085)	蒲郡市西浦町 折敷田	急傾斜地の崩壊
20	折敷田 B (214-K-086)	蒲郡市西浦町 折敷田	急傾斜地の崩壊	折敷田 B (214-K-086)	蒲郡市西浦町 折敷田	急傾斜地の崩壊

番号	土砂災害警戒区域			土砂災害特別警戒区域		
	名称	指定の区域	土砂災害の発生 原因となる自然 現象の種類	名称	指定の区域	土砂災害の発生 原因となる自然 現象の種類
21	折敷田 C (214-K-087)	蒲郡市西浦町 折敷田	急傾斜地の崩壊	折敷田 C (214-K-087)	蒲郡市西浦町 折敷田	急傾斜地の崩壊
22	稲村-1 (214-K-088)	蒲郡市西浦町 稲村	急傾斜地の崩壊	稲村-1 (214-K-088)	蒲郡市西浦町 稲村	急傾斜地の崩壊
23	堂サ松-1 (214-K-089)	蒲郡市西浦町 堂サ松	急傾斜地の崩壊	堂サ松-1 (214-K-089)	蒲郡市西浦町 堂サ松	急傾斜地の崩壊
24	大日影沢 (214-D-017)	蒲郡市西浦町 塩柄	土石流	大日影沢 (214-D-017)	蒲郡市西浦町 塩柄	土石流

(6) 平成26年3月18日 愛知県告示第160号告示による指定区域

番号	土砂災害警戒区域			土砂災害特別警戒区域		
	名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
1	前田-1 (214-K-090)	蒲郡市坂本町道塚	急傾斜地の崩壊	前田-1 (214-K-090)	蒲郡市坂本町道塚	急傾斜地の崩壊
2	入-2 (214-K-091)	蒲郡市坂本町道塚	急傾斜地の崩壊	入-2 (214-K-091)	蒲郡市坂本町道塚	急傾斜地の崩壊
3	入-1 (214-K-092)	蒲郡市坂本町道塚	急傾斜地の崩壊	入-1 (214-K-092)	蒲郡市坂本町道塚	急傾斜地の崩壊
4	向郷-2 (214-K-093)	蒲郡市坂本町向郷	急傾斜地の崩壊	向郷-2 (214-K-093)	蒲郡市坂本町向郷	急傾斜地の崩壊
5	向郷-1A (214-K-094)	蒲郡市坂本町向郷	急傾斜地の崩壊	向郷-1A (214-K-094)	蒲郡市坂本町向郷	急傾斜地の崩壊
6	向郷-1B (214-K-095)	蒲郡市坂本町向郷	急傾斜地の崩壊	向郷-1B (214-K-095)	蒲郡市坂本町向郷	急傾斜地の崩壊
7	深山-1 (214-K-096)	蒲郡市坂本町深山	急傾斜地の崩壊	深山-1 (214-K-096)	蒲郡市坂本町深山	急傾斜地の崩壊
8	貴船 (214-K-097)	蒲郡市蒲郡町荒子	急傾斜地の崩壊	貴船 (214-K-097)	蒲郡市蒲郡町荒子	急傾斜地の崩壊
9	黒山 (214-K-098)	蒲郡市西浦町黒山	急傾斜地の崩壊	黒山 (214-K-098)	蒲郡市西浦町黒山	急傾斜地の崩壊
10	東蛸蛸 A (214-K-099)	蒲郡市西浦町東蛸蛸	急傾斜地の崩壊	東蛸蛸 A (214-K-099)	蒲郡市西浦町東蛸蛸	急傾斜地の崩壊
11	東蛸蛸 B (214-K-100)	蒲郡市西浦町東蛸蛸	急傾斜地の崩壊	東蛸蛸 B (214-K-100)	蒲郡市西浦町東蛸蛸	急傾斜地の崩壊
12	下り郷沢 A (214-D-018)	蒲郡市坂本町下り郷	土石流	-	-	-
13	下り郷沢 B (214-D-019)	蒲郡市坂本町下り郷	土石流	下り郷沢 B (214-D-019)	蒲郡市坂本町下り郷	土石流
14	道塚洞 (214-D-020)	蒲郡市坂本町下り郷	土石流	道塚洞 (214-D-020)	蒲郡市坂本町下り郷	土石流
15	道塚沢 A (214-D-021)	蒲郡市坂本町道塚	土石流	道塚沢 A (214-D-021)	蒲郡市坂本町道塚	土石流
16	道塚沢 B (214-D-022)	蒲郡市坂本町道塚	土石流	-	-	-
17	下深山川 (214-D-023)	蒲郡市坂本町中屋敷	土石流	-	-	-
18	勿坂洞 (214-D-024)	蒲郡市坂本町向郷	土石流	-	-	-
19	勿坂沢 (214-D-025)	蒲郡市坂本町勿坂	土石流	勿坂沢 (214-D-025)	蒲郡市坂本町勿坂	土石流
20	鬚梨沢 (214-D-026)	蒲郡市坂本町勿坂	土石流	鬚梨沢 (214-D-026)	蒲郡市坂本町勿坂	土石流

番号	土砂災害警戒区域			土砂災害特別警戒区域		
	名称	指定の区域	土砂災害の発生 原因となる自然 現象の種類	名称	指定の区域	土砂災害の発生 原因となる自然 現象の種類
21	深山沢 (214-D-027)	蒲郡市坂本町 鬚梨	土石流	深山沢 (214-D-027)	蒲郡市坂本町 鬚梨	土石流
22	上深山川 (214-D-028)	蒲郡市坂本町 深山	土石流	-	-	-

(7) 平成 27 年 6 月 30 日 愛知県告示第 296 号告示による指定区域

番号	土砂災害警戒区域			土砂災害特別警戒区域		
	名称	指定の区域	土砂災害の発生 原因となる自然 現象の種類	名称	指定の区域	土砂災害の発生 原因となる自然 現象の種類
1	大久古 (214-K-101)	蒲郡市竹谷町 大久古	急傾斜地の崩壊	大久古 (214-K-101)	蒲郡市竹谷町 大久古	急傾斜地の崩壊
2	西川 A (214-K-102)	蒲郡市相楽町 西川	急傾斜地の崩壊	西川 A (214-K-102)	蒲郡市相楽町 西川	急傾斜地の崩壊
3	西川 B (214-K-103)	蒲郡市相楽町 西川	急傾斜地の崩壊	西川 B (214-K-103)	蒲郡市相楽町 西川	急傾斜地の崩壊
4	上ミ-1 (214-K-104)	蒲郡市相楽町 上ミ	急傾斜地の崩壊	上ミ-1 (214-K-104)	蒲郡市相楽町 上ミ	急傾斜地の崩壊
5	荒井-1 (214-K-105)	蒲郡市相楽町 荒井	急傾斜地の崩壊	荒井-1 (214-K-105)	蒲郡市相楽町 荒井	急傾斜地の崩壊
6	荒井-2 (214-K-106)	蒲郡市相楽町 荒井	急傾斜地の崩壊	荒井-2 (214-K-106)	蒲郡市相楽町 荒井	急傾斜地の崩壊
7	平林沢(紫川第 1 支川) (214-D-029)	蒲郡市相楽町 平林	土石流	平林沢(紫川第 1 支川) (214-D-029)	蒲郡市相楽町 平林	土石流
8	荒井洞 (214-D-030)	蒲郡市相楽町 荒井	土石流	荒井洞 (214-D-030)	蒲郡市相楽町 荒井	土石流

(8) 平成28年3月25日 愛知県告示第192号告示による指定区域

番号	土砂災害警戒区域			土砂災害特別警戒区域		
	名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
1	奥林 (214-K-107)	蒲郡市竹谷町 中長	急傾斜地の崩壊	奥林 (214-K-107)	蒲郡市竹谷町 中長	急傾斜地の崩壊
2	泉A (214-K-108)	蒲郡市竹谷町 月田	急傾斜地の崩壊	泉A (214-K-108)	蒲郡市竹谷町 月田	急傾斜地の崩壊
3	泉B (214-K-109)	蒲郡市竹谷町 内山	急傾斜地の崩壊	-	-	-
4	泉C (214-K-110)	蒲郡市竹谷町 内山	急傾斜地の崩壊	泉C (214-K-110)	蒲郡市竹谷町 内山	急傾斜地の崩壊
5	泉D (214-K-111)	蒲郡市竹谷町 内山	急傾斜地の崩壊	泉D (214-K-111)	蒲郡市竹谷町 内山	急傾斜地の崩壊
6	上松 (214-K-112)	蒲郡市竹谷町 上松	急傾斜地の崩壊	上松 (214-K-112)	蒲郡市竹谷町 上松	急傾斜地の崩壊
7	小社A (214-K-113)	蒲郡市西迫町 小社	急傾斜地の崩壊	小社A (214-K-113)	蒲郡市西迫町 小社	急傾斜地の崩壊
8	小社B (214-K-114)	蒲郡市西迫町 小社	急傾斜地の崩壊	小社B (214-K-114)	蒲郡市西迫町 小社	急傾斜地の崩壊
9	玉ノ木-1 (214-K-115)	蒲郡市竹谷町 玉ノ木	急傾斜地の崩壊	玉ノ木-1 (214-K-115)	蒲郡市竹谷町 玉ノ木	急傾斜地の崩壊
10	池下-1 (214-K-116)	蒲郡市竹谷町 大久古	急傾斜地の崩壊	池下-1 (214-K-116)	蒲郡市竹谷町 大久古	急傾斜地の崩壊
11	奥林-1A (214-K-117)	蒲郡市竹谷町 奥林	急傾斜地の崩壊	奥林-1A (214-K-117)	蒲郡市竹谷町 奥林	急傾斜地の崩壊
12	奥林-1B (214-K-118)	蒲郡市竹谷町 奥林	急傾斜地の崩壊	奥林-1B (214-K-118)	蒲郡市竹谷町 奥林	急傾斜地の崩壊
13	奥林-1C (214-K-119)	蒲郡市竹谷町 奥林	急傾斜地の崩壊	奥林-1C (214-K-119)	蒲郡市竹谷町 奥林	急傾斜地の崩壊
14	奥林-2 (214-K-120)	蒲郡市竹谷町 奥林	急傾斜地の崩壊	奥林-2 (214-K-120)	蒲郡市竹谷町 奥林	急傾斜地の崩壊
15	奥林-3 (214-K-121)	蒲郡市竹谷町 奥林	急傾斜地の崩壊	奥林-3 (214-K-121)	蒲郡市竹谷町 奥林	急傾斜地の崩壊
16	野川-1 (214-K-122)	蒲郡市竹谷町 野川	急傾斜地の崩壊	野川-1 (214-K-122)	蒲郡市竹谷町 野川	急傾斜地の崩壊
17	作間-1 (214-K-123)	蒲郡市竹谷町 作間	急傾斜地の崩壊	-	-	-
18	大久古-1 (214-K-124)	蒲郡市竹谷町 大久古	急傾斜地の崩壊	大久古-1 (214-K-124)	蒲郡市竹谷町 大久古	急傾斜地の崩壊
19	大久古-2 (214-K-125)	蒲郡市竹谷町 小社	急傾斜地の崩壊	大久古-2 (214-K-125)	蒲郡市竹谷町 小社	急傾斜地の崩壊
20	奥林-4 (214-K-126)	蒲郡市竹谷町 奥林	急傾斜地の崩壊	奥林-4 (214-K-126)	蒲郡市竹谷町 奥林	急傾斜地の崩壊

番号	土砂災害警戒区域			土砂災害特別警戒区域		
	名称	指定の区域	土砂災害の発生 原因となる自然 現象の種類	名称	指定の区域	土砂災害の発生 原因となる自然 現象の種類
21	今御堂-1 (214-K-127)	蒲郡市竹谷町 上松	急傾斜地の崩壊	今御堂-1 (214-K-127)	蒲郡市竹谷町 上松	急傾斜地の崩壊
22	玉ノ木沢 (214-D-031)	蒲郡市竹谷町 玉ノ木	土石流	-	-	-

(9) 平成29年3月28日 愛知県告示第158号告示による指定区域

番号	土砂災害警戒区域			土砂災害特別警戒区域		
	名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
1	冷越-1 (214-K-128)	蒲郡市神ノ郷町冷越	急傾斜地の崩壊	冷越-1 (214-K-128)	蒲郡市神ノ郷町冷越	急傾斜地の崩壊
2	冷越-2 (214-K-129)	蒲郡市神ノ郷町冷越	急傾斜地の崩壊	冷越-2 (214-K-129)	蒲郡市神ノ郷町冷越	急傾斜地の崩壊
3	犬飼-1 (214-K-130)	蒲郡市竹谷町犬飼	急傾斜地の崩壊	犬飼-1 (214-K-130)	蒲郡市竹谷町犬飼	急傾斜地の崩壊
4	下向山A (214-K-131)	蒲郡市神ノ郷町下向山	急傾斜地の崩壊	下向山A (214-K-131)	蒲郡市神ノ郷町下向山	急傾斜地の崩壊
5	下向山B (214-K-132)	蒲郡市神ノ郷町下向山	急傾斜地の崩壊	下向山B (214-K-132)	蒲郡市神ノ郷町下向山	急傾斜地の崩壊
6	下向山C (214-K-133)	蒲郡市神ノ郷町下向山	急傾斜地の崩壊	下向山C (214-K-133)	蒲郡市神ノ郷町下向山	急傾斜地の崩壊
7	西山 (214-K-134)	蒲郡市一色町西山	急傾斜地の崩壊	西山 (214-K-134)	蒲郡市一色町西山	急傾斜地の崩壊
8	一色町向田-1 (214-K-135)	蒲郡市一色町向田	急傾斜地の崩壊	一色町向田-1 (214-K-135)	蒲郡市一色町向田	急傾斜地の崩壊
9	上ノ坊-1 (214-K-136)	蒲郡市金平町上ノ坊	急傾斜地の崩壊	上ノ坊-1 (214-K-136)	蒲郡市金平町上ノ坊	急傾斜地の崩壊
10	蒲郡市3-A (214-K-137)	蒲郡市金平町奥山	急傾斜地の崩壊	蒲郡市3-A (214-K-137)	蒲郡市金平町奥山	急傾斜地の崩壊
11	蒲郡市3-B (214-K-138)	蒲郡市金平町奥山	急傾斜地の崩壊	蒲郡市3-B (214-K-138)	蒲郡市金平町奥山	急傾斜地の崩壊
12	中野川 (214-D-032)	蒲郡市一色町野畔	土石流	中野川 (214-D-032)	蒲郡市一色町野畔	土石流
13	北沢 (214-D-033)	蒲郡市金平町寺中	土石流	-	-	-

(10) 平成30年3月9日 愛知県告示第106号告示による指定区域

番号	土砂災害警戒区域			土砂災害特別警戒区域		
	名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
1	角穴-1A (214-K-139)	蒲郡市形原町 角穴	急傾斜地の崩壊	角穴-1A (214-K-139)	蒲郡市形原町 角穴	急傾斜地の崩壊
2	角穴-1B (214-K-140)	蒲郡市形原町 角穴	急傾斜地の崩壊	-	-	-
3	蒲郡市-6 (214-K-141)	蒲郡市形原町 八ヶ峰	急傾斜地の崩壊	蒲郡市-6 (214-K-141)	蒲郡市形原町 八ヶ峰	急傾斜地の崩壊
4	大沢 (214-K-142)	蒲郡市形原町 大沢	急傾斜地の崩壊	大沢 (214-K-142)	蒲郡市形原町 大沢	急傾斜地の崩壊
5	西中田 (214-K-143)	蒲郡市形原町 北鞍掛	急傾斜地の崩壊	西中田 (214-K-143)	蒲郡市形原町 北鞍掛	急傾斜地の崩壊
6	東欠ノ上 (214-K-144)	蒲郡市形原町 東欠ノ上	急傾斜地の崩壊	-	-	-
7	上堂前-1A (214-K-145)	蒲郡市西浦町 神田	急傾斜地の崩壊	上堂前-1A (214-K-145)	蒲郡市西浦町 神田	急傾斜地の崩壊
8	上堂前-1B (214-K-146)	蒲郡市西浦町 神田	急傾斜地の崩壊	上堂前-1B (214-K-146)	蒲郡市西浦町 神田	急傾斜地の崩壊
9	小種ヶ入-1 (214-K-147)	蒲郡市西浦町 小種ヶ入	急傾斜地の崩壊	小種ヶ入-1 (214-K-147)	蒲郡市西浦町 小種ヶ入	急傾斜地の崩壊
10	山崎A (214-K-148)	蒲郡市西浦町 山崎	急傾斜地の崩壊	-	-	-
11	山崎B (214-K-149)	蒲郡市西浦町 山崎	急傾斜地の崩壊	-	-	-
12	山崎C (214-K-150)	蒲郡市西浦町 山崎	急傾斜地の崩壊	-	-	-
13	山崎D (214-K-151)	蒲郡市西浦町 山崎	急傾斜地の崩壊	-	-	-
14	西浜田-1 (214-K-152)	蒲郡市西浦町 西浜田	急傾斜地の崩壊	西浜田-1 (214-K-152)	蒲郡市西浦町 西浜田	急傾斜地の崩壊
15	東御屋敷-1 (214-K-153)	蒲郡市形原町 西御屋敷	急傾斜地の崩壊	東御屋敷-1 (214-K-153)	蒲郡市形原町 西御屋敷	急傾斜地の崩壊
16	東根崎 (214-K-154)	蒲郡市形原町 東根崎	急傾斜地の崩壊	-	-	-
17	西上野東上野A (214-K-155)	蒲郡市形原町 東上野	急傾斜地の崩壊	西上野東上野A (214-K-155)	蒲郡市形原町 東上野	急傾斜地の崩壊
18	西上野東上野B (214-K-156)	蒲郡市形原町 東上野	急傾斜地の崩壊	西上野東上野B (214-K-156)	蒲郡市形原町 東上野	急傾斜地の崩壊
19	西上野東上野C (214-K-157)	蒲郡市形原町 東上野	急傾斜地の崩壊	西上野東上野C (214-K-157)	蒲郡市形原町 東上野	急傾斜地の崩壊
20	東上野 (214-K-158)	蒲郡市形原町 東上野	急傾斜地の崩壊	-	-	-

番号	土砂災害警戒区域			土砂災害特別警戒区域		
	名称	指定の区域	土砂災害の発生 原因となる自然 現象の種類	名称	指定の区域	土砂災害の発生 原因となる自然 現象の種類
21	宮東 (214-K-159)	蒲郡市西浦町 宮東	急傾斜地の崩壊	-	-	-
22	池田-1 (214-K-160)	蒲郡市西浦町 池田	急傾斜地の崩壊	池田-1 (214-K-160)	蒲郡市西浦町 池田	急傾斜地の崩壊
23	原山A (214-K-161)	蒲郡市西浦町 原山	急傾斜地の崩壊	原山A (214-K-161)	蒲郡市西浦町 原山	急傾斜地の崩壊
24	原山B (214-K-162)	蒲郡市西浦町 原山	急傾斜地の崩壊	原山B (214-K-162)	蒲郡市西浦町 原山	急傾斜地の崩壊
25	原山C (214-K-163)	蒲郡市西浦町 原山	急傾斜地の崩壊	原山C (214-K-163)	蒲郡市西浦町 原山	急傾斜地の崩壊
26	赤冗-1A (214-K-164)	蒲郡市西浦町 池田	急傾斜地の崩壊	赤冗-1A (214-K-164)	蒲郡市西浦町 池田	急傾斜地の崩壊
27	赤冗-1B (214-K-165)	蒲郡市西浦町 赤冗	急傾斜地の崩壊	赤冗-1B (214-K-165)	蒲郡市西浦町 赤冗	急傾斜地の崩壊
28	南閼-1 (214-K-166)	蒲郡市西浦町 南閼	急傾斜地の崩壊	南閼-1 (214-K-166)	蒲郡市西浦町 南閼	急傾斜地の崩壊
29	神田ケ入-1 (214-K-167)	蒲郡市西浦町 神田ケ入	急傾斜地の崩壊	神田ケ入-1 (214-K-167)	蒲郡市西浦町 神田ケ入	急傾斜地の崩壊
30	藤九郎山-1 (214-K-168)	蒲郡市西浦町 神田ケ入	急傾斜地の崩壊	藤九郎山-1 (214-K-168)	蒲郡市西浦町 神田ケ入	急傾斜地の崩壊
31	長瀬-1 (214-K-169)	蒲郡市西浦町 南明柄	急傾斜地の崩壊	長瀬-1 (214-K-169)	蒲郡市西浦町 南明柄	急傾斜地の崩壊
32	長瀬-3 (214-K-170)	蒲郡市西浦町 長瀬	急傾斜地の崩壊	長瀬-3 (214-K-170)	蒲郡市西浦町 長瀬	急傾斜地の崩壊
33	長瀬-2 (214-K-171)	蒲郡市西浦町 長瀬	急傾斜地の崩壊	長瀬-2 (214-K-171)	蒲郡市西浦町 長瀬	急傾斜地の崩壊
34	中小山沢 (214-D-034)	蒲郡市形原町 中小山	土石流	中小山沢 (214-D-034)	蒲郡市形原町 中小山	土石流
35	角穴沢 (214-D-035)	蒲郡市形原町 角穴	土石流	-	-	-
36	大迫洞 (214-D-036)	蒲郡市形原町 中小山	土石流	-	-	-
37	井杭沢 (214-D-037)	蒲郡市形原町 西稻荷	土石流	-	-	-

(11) 令和元年8月23日 愛知県告示第448号告示による指定区域

番号	土砂災害警戒区域			土砂災害特別警戒区域		
	名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
1	膳棚（Ⅰ）A (214-K-172)	蒲郡市清田町 小栗見	急傾斜地の崩壊	膳棚（Ⅰ）A (214-K-172)	蒲郡市清田町 小栗見	急傾斜地の崩壊
2	膳棚（Ⅰ）B (214-K-173)	蒲郡市清田町 小栗見	急傾斜地の崩壊	膳棚（Ⅰ）B (214-K-173)	蒲郡市清田町 小栗見	急傾斜地の崩壊
3	膳棚（Ⅱ）A (214-K-174)	蒲郡市清田町 小栗見	急傾斜地の崩壊	膳棚（Ⅱ）A (214-K-174)	蒲郡市清田町 小栗見	急傾斜地の崩壊
4	膳棚（Ⅱ）B (214-K-175)	蒲郡市清田町 小栗見	急傾斜地の崩壊	膳棚（Ⅱ）B (214-K-175)	蒲郡市清田町 小栗見	急傾斜地の崩壊
5	膳棚（Ⅲ）A (214-K-176)	蒲郡市清田町 小栗見	急傾斜地の崩壊	膳棚（Ⅲ）A (214-K-176)	蒲郡市清田町 小栗見	急傾斜地の崩壊
6	膳棚（Ⅲ）B (214-K-177)	蒲郡市清田町 小栗見	急傾斜地の崩壊	膳棚（Ⅲ）B (214-K-177)	蒲郡市清田町 小栗見	急傾斜地の崩壊
7	膳棚（Ⅳ）A (214-K-178)	蒲郡市清田町 小栗見	急傾斜地の崩壊	膳棚（Ⅳ）A (214-K-178)	蒲郡市清田町 小栗見	急傾斜地の崩壊
8	膳棚（Ⅳ）B (214-K-179)	蒲郡市清田町 小栗見	急傾斜地の崩壊	膳棚（Ⅳ）B (214-K-179)	蒲郡市清田町 小栗見	急傾斜地の崩壊
9	膳棚（Ⅳ）C (214-K-180)	蒲郡市清田町 小栗見	急傾斜地の崩壊	膳棚（Ⅳ）C (214-K-180)	蒲郡市清田町 小栗見	急傾斜地の崩壊
10	膳棚（Ⅳ）D (214-K-181)	蒲郡市清田町 小栗見	急傾斜地の崩壊	膳棚（Ⅳ）D (214-K-181)	蒲郡市清田町 小栗見	急傾斜地の崩壊
11	膳棚（Ⅳ）E (214-K-182)	蒲郡市清田町 小栗見	急傾斜地の崩壊	膳棚（Ⅳ）E (214-K-182)	蒲郡市清田町 小栗見	急傾斜地の崩壊
12	膳棚（Ⅴ）A (214-K-183)	蒲郡市清田町 小栗見	急傾斜地の崩壊	膳棚（Ⅴ）A (214-K-183)	蒲郡市清田町 小栗見	急傾斜地の崩壊
13	膳棚（Ⅴ）B (214-K-184)	蒲郡市清田町 小栗見	急傾斜地の崩壊	膳棚（Ⅴ）B (214-K-184)	蒲郡市清田町 小栗見	急傾斜地の崩壊
14	膳棚（Ⅴ）C (214-K-185)	蒲郡市清田町 小栗見	急傾斜地の崩壊	膳棚（Ⅴ）C (214-K-185)	蒲郡市清田町 小栗見	急傾斜地の崩壊
15	膳棚（Ⅴ）D (214-K-186)	蒲郡市清田町 小栗見	急傾斜地の崩壊	膳棚（Ⅴ）D (214-K-186)	蒲郡市清田町 小栗見	急傾斜地の崩壊
16	膳棚-1 (214-K-187)	蒲郡市清田町 小栗見	急傾斜地の崩壊	膳棚-1 (214-K-187)	蒲郡市清田町 小栗見	急傾斜地の崩壊
17	小栗見-3 (214-K-188)	蒲郡市清田町 小栗見	急傾斜地の崩壊	小栗見-3 (214-K-188)	蒲郡市清田町 小栗見	急傾斜地の崩壊
18	小栗見-2 (214-K-189)	蒲郡市清田町 小栗見	急傾斜地の崩壊	小栗見-2 (214-K-189)	蒲郡市清田町 小栗見	急傾斜地の崩壊
19	大口-1A (214-K-190)	蒲郡市坂本町 向郷	急傾斜地の崩壊	大口-1A (214-K-190)	蒲郡市坂本町 向郷	急傾斜地の崩壊
20	大口-1B (214-K-191)	蒲郡市坂本町 向郷	急傾斜地の崩壊	大口-1B (214-K-191)	蒲郡市坂本町 向郷	急傾斜地の崩壊

番号	土砂災害警戒区域			土砂災害特別警戒区域		
	名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
21	深迫-1 (214-K-192)	蒲郡市神ノ郷町新林	急傾斜地の崩壊	深迫-1 (214-K-192)	蒲郡市神ノ郷町新林	急傾斜地の崩壊
22	桃山-1 (214-K-193)	蒲郡市神ノ郷町久古	急傾斜地の崩壊	桃山-1 (214-K-193)	蒲郡市神ノ郷町久古	急傾斜地の崩壊
23	上名取-2A (214-K-194)	蒲郡市神ノ郷町上名取	急傾斜地の崩壊	-	-	-
24	上名取-2B (214-K-195)	蒲郡市神ノ郷町上名取	急傾斜地の崩壊	上名取-2B (214-K-195)	蒲郡市神ノ郷町上名取	急傾斜地の崩壊
25	上名取-1 (214-K-196)	蒲郡市神ノ郷町上名取	急傾斜地の崩壊	上名取-1 (214-K-196)	蒲郡市神ノ郷町上名取	急傾斜地の崩壊
26	中原-1 (214-K-197)	蒲郡市柏原町中原	急傾斜地の崩壊	中原-1 (214-K-197)	蒲郡市柏原町中原	急傾斜地の崩壊
27	尺地田-1A (214-K-198)	蒲郡市柏原町中原	急傾斜地の崩壊	尺地田-1A (214-K-198)	蒲郡市柏原町中原	急傾斜地の崩壊
28	尺地田-1B (214-K-199)	蒲郡市柏原町中原	急傾斜地の崩壊	尺地田-1B (214-K-199)	蒲郡市柏原町中原	急傾斜地の崩壊
29	大迫-1 (214-K-200)	蒲郡市柏原町大迫	急傾斜地の崩壊	大迫-1 (214-K-200)	蒲郡市柏原町大迫	急傾斜地の崩壊
30	坂野 (214-K-201)	蒲郡市柏原町大迫	急傾斜地の崩壊	坂野 (214-K-201)	蒲郡市柏原町大迫	急傾斜地の崩壊
31	松田-2 (214-K-202)	蒲郡市西迫町馬乗	急傾斜地の崩壊	-	-	-
32	馬乗A (214-K-203)	蒲郡市西迫町馬乗	急傾斜地の崩壊	馬乗A (214-K-203)	蒲郡市西迫町馬乗	急傾斜地の崩壊
33	馬乗B (214-K-204)	蒲郡市西迫町馬乗	急傾斜地の崩壊	馬乗B (214-K-204)	蒲郡市西迫町馬乗	急傾斜地の崩壊
34	馬乗C (214-K-205)	蒲郡市西迫町西門寺	急傾斜地の崩壊	馬乗C (214-K-205)	蒲郡市西迫町西門寺	急傾斜地の崩壊
35	西長根-1 (214-K-206)	蒲郡市平田町西長根	急傾斜地の崩壊	西長根-1 (214-K-206)	蒲郡市平田町西長根	急傾斜地の崩壊
36	竹島 (IV) (214-K-207)	蒲郡市竹島町	急傾斜地の崩壊	竹島 (IV) (214-K-207)	蒲郡市竹島町	急傾斜地の崩壊
37	東山-2 (214-K-208)	蒲郡市鹿島町東山	急傾斜地の崩壊	東山-2 (214-K-208)	蒲郡市鹿島町東山	急傾斜地の崩壊
38	東山-1 (214-K-209)	蒲郡市鹿島町東山	急傾斜地の崩壊	東山-1 (214-K-209)	蒲郡市鹿島町東山	急傾斜地の崩壊
39	遊名田-1 (214-K-210)	蒲郡市金平町遊名田	急傾斜地の崩壊	遊名田-1 (214-K-210)	蒲郡市金平町遊名田	急傾斜地の崩壊
40	山ノ田-2A (214-K-211)	蒲郡市金平町山ノ田	急傾斜地の崩壊	山ノ田-2A (214-K-211)	蒲郡市金平町山ノ田	急傾斜地の崩壊

番号	土砂災害警戒区域			土砂災害特別警戒区域		
	名称	指定の区域	土砂災害の発生 原因となる自然 現象の種類	名称	指定の区域	土砂災害の発生 原因となる自然 現象の種類
41	山ノ田-2B (214-K-212)	蒲郡市金平町 宇保美	急傾斜地の崩壊	山ノ田-2B (214-K-212)	蒲郡市金平町 宇保美	急傾斜地の崩壊
42	西稲荷-1A (214-K-213)	蒲郡市形原町 西稲荷	急傾斜地の崩壊	-	-	-
43	西稲荷-1B (214-K-214)	蒲郡市形原町 西稲荷	急傾斜地の崩壊	西稲荷-1B (214-K-214)	蒲郡市形原町 西稲荷	急傾斜地の崩壊
44	西稲荷-2 (214-K-215)	蒲郡市形原町 西稲荷	急傾斜地の崩壊	西稲荷-2 (214-K-215)	蒲郡市形原町 西稲荷	急傾斜地の崩壊
45	下前田 (214-K-216)	蒲郡市豊岡町 下前田	急傾斜地の崩壊	下前田 (214-K-216)	蒲郡市豊岡町 下前田	急傾斜地の崩壊
46	東矢田 (214-K-217)	蒲郡市豊岡町 東矢田	急傾斜地の崩壊	東矢田 (214-K-217)	蒲郡市豊岡町 東矢田	急傾斜地の崩壊
47	三谷町原山 (214-K-218)	蒲郡市三谷町 原山	急傾斜地の崩壊	三谷町原山 (214-K-218)	蒲郡市三谷町 原山	急傾斜地の崩壊
48	諏訪東-1 (214-K-219)	蒲郡市三谷町 諏訪東	急傾斜地の崩壊	諏訪東-1 (214-K-219)	蒲郡市三谷町 諏訪東	急傾斜地の崩壊
49	青野 (214-K-220)	蒲郡市三谷町 青野	急傾斜地の崩壊	青野 (214-K-220)	蒲郡市三谷町 青野	急傾斜地の崩壊
50	南山-A (214-K-221)	蒲郡市三谷町 南山	急傾斜地の崩壊	南山-A (214-K-221)	蒲郡市三谷町 南山	急傾斜地の崩壊
51	南山-B (214-K-222)	蒲郡市三谷町 南山	急傾斜地の崩壊	南山-B (214-K-222)	蒲郡市三谷町 南山	急傾斜地の崩壊
52	南山（Ⅰ）-A (214-K-223)	蒲郡市三谷町 南山	急傾斜地の崩壊	南山（Ⅰ）-A (214-K-223)	蒲郡市三谷町 南山	急傾斜地の崩壊
53	小迫-1 (214-K-224)	蒲郡市三谷町 小迫	急傾斜地の崩壊	小迫-1 (214-K-224)	蒲郡市三谷町 小迫	急傾斜地の崩壊
54	南山（Ⅰ）-B (214-K-225)	蒲郡市三谷町 南山	急傾斜地の崩壊	-	-	-
55	南山-1A (214-K-226)	蒲郡市三谷町 南山	急傾斜地の崩壊	南山-1A (214-K-226)	蒲郡市三谷町 南山	急傾斜地の崩壊
56	南山-1B (214-K-227)	蒲郡市三谷町 南山	急傾斜地の崩壊	-	-	-
57	南山-1C (214-K-228)	蒲郡市三谷町 南山	急傾斜地の崩壊	南山-1C (214-K-228)	蒲郡市三谷町 南山	急傾斜地の崩壊
58	南山-1D (214-K-229)	蒲郡市三谷町 南山	急傾斜地の崩壊	南山-1D (214-K-229)	蒲郡市三谷町 南山	急傾斜地の崩壊
59	小迫-2 (214-K-230)	蒲郡市三谷町 小迫	急傾斜地の崩壊	小迫-2 (214-K-230)	蒲郡市三谷町 小迫	急傾斜地の崩壊
60	南山-2 (214-K-231)	蒲郡市三谷町 南山	急傾斜地の崩壊	南山-2 (214-K-231)	蒲郡市三谷町 南山	急傾斜地の崩壊

番号	土砂災害警戒区域			土砂災害特別警戒区域		
	名称	指定の区域	土砂災害の発生 原因となる自然 現象の種類	名称	指定の区域	土砂災害の発生 原因となる自然 現象の種類
61	鳶欠- (Ⅲ) (214-K-232)	蒲郡市三谷町 鳶欠	急傾斜地の崩壊	鳶欠- (Ⅲ) (214-K-232)	蒲郡市三谷町 鳶欠	急傾斜地の崩壊
62	鳶欠- (Ⅳ) (214-K-233)	蒲郡市三谷町 鳶欠	急傾斜地の崩壊	鳶欠- (Ⅳ) (214-K-233)	蒲郡市三谷町 鳶欠	急傾斜地の崩壊
63	迫 (214-K-234)	蒲郡市豊岡町 迫	急傾斜地の崩壊	迫 (214-K-234)	蒲郡市豊岡町 迫	急傾斜地の崩壊
64	餅宇野-1 (214-K-235)	蒲郡市大塚町 餅宇野	急傾斜地の崩壊	餅宇野-1 (214-K-235)	蒲郡市大塚町 餅宇野	急傾斜地の崩壊
65	丸山-1 (214-K-236)	蒲郡市大塚町 丸山	急傾斜地の崩壊	丸山-1 (214-K-236)	蒲郡市大塚町 丸山	急傾斜地の崩壊
66	南山-3 (214-K-237)	蒲郡市三谷町 南山	急傾斜地の崩壊	南山-3 (214-K-237)	蒲郡市三谷町 南山	急傾斜地の崩壊
67	小迫-3 (214-K-238)	蒲郡市豊岡町 迫	急傾斜地の崩壊	小迫-3 (214-K-238)	蒲郡市豊岡町 迫	急傾斜地の崩壊
68	荒井-3 (214-K-239)	蒲郡市相楽町 荒井	急傾斜地の崩壊	荒井-3 (214-K-239)	蒲郡市相楽町 荒井	急傾斜地の崩壊
69	狐狭間-1 (214-K-240)	蒲郡市大塚町 狐狭間	急傾斜地の崩壊	狐狭間-1 (214-K-240)	蒲郡市大塚町 狐狭間	急傾斜地の崩壊
70	大塚町原山 (214-K-241)	蒲郡市大塚町 原山	急傾斜地の崩壊	大塚町原山 (214-K-241)	蒲郡市大塚町 原山	急傾斜地の崩壊
71	大島 (214-K-242)	蒲郡市三谷町 大島	急傾斜地の崩壊	大島 (214-K-242)	蒲郡市三谷町 大島	急傾斜地の崩壊
72	馬ヶ沢2 (214-D-038)	蒲郡市清田町 小栗見	土石流	馬ヶ沢2 (214-D-038)	蒲郡市清田町 小栗見	土石流
73	馬ヶ沢1 (214-D-039)	蒲郡市清田町 小栗見	土石流	馬ヶ沢1 (214-D-039)	蒲郡市清田町 小栗見	土石流
74	西田川第9支川 (214-D-040)	蒲郡市清田町 井戸ヶ沢	土石流	西田川第9支川 (214-D-040)	蒲郡市清田町 井戸ヶ沢	土石流
75	深山洞-1 (214-D-041)	蒲郡市神ノ郷 町深山	土石流	深山洞-1 (214-D-041)	蒲郡市神ノ郷 町深山	土石流
76	新林沢-1A (214-D-042)	蒲郡市神ノ郷 町新林	土石流	新林沢-1A (214-D-042)	蒲郡市神ノ郷 町新林	土石流
77	新林沢-1B (214-D-043)	蒲郡市神ノ郷 町新林	土石流	新林沢-1B (214-D-043)	蒲郡市神ノ郷 町新林	土石流
78	上名取沢 (214-D-044)	蒲郡市神ノ郷 町上名取	土石流	上名取沢 (214-D-044)	蒲郡市神ノ郷 町上名取	土石流
79	石神川-1 (214-D-045)	蒲郡市柏原町 亀山	土石流	石神川-1 (214-D-045)	蒲郡市柏原町 亀山	土石流
80	外田洞 (214-D-046)	蒲郡市柏原町 外田	土石流	-	-	-

番号	土砂災害警戒区域			土砂災害特別警戒区域		
	名称	指定の区域	土砂災害の発生 原因となる自然 現象の種類	名称	指定の区域	土砂災害の発生 原因となる自然 現象の種類
81	外田沢 (214-D-047)	蒲郡市柏原町 外田	土石流	外田沢 (214-D-047)	蒲郡市柏原町 外田	土石流
82	天神川第1支川 (214-D-048)	蒲郡市金平町 大廻	土石流	-	-	-
83	牛転沢-1A (214-D-049)	蒲郡市金平町 牛転	土石流	牛転沢-1A (214-D-049)	蒲郡市金平町 牛転	土石流
84	牛転沢-2B (214-D-050)	蒲郡市金平町 牛転	土石流	牛転沢-2B (214-D-050)	蒲郡市金平町 牛転	土石流
85	宇保美沢 (214-D-051)	蒲郡市金平町 宇保美	土石流	-	-	-
86	膝堀沢 (214-D-052)	蒲郡市豊岡町 膝堀	土石流	膝堀沢 (214-D-052)	蒲郡市豊岡町 膝堀	土石流
87	国坂沢 (214-D-053)	蒲郡市豊岡町 国坂	土石流	国坂沢 (214-D-053)	蒲郡市豊岡町 国坂	土石流
88	山田沢 (214-D-054)	蒲郡市五井町 山田	土石流	山田沢 (214-D-054)	蒲郡市五井町 山田	土石流

1－5 砂防指定地

(土木管理課／令和6年4月1日現在)

番号	区 域 名	区 域 指 定
1	力 川 ・ 山 林 川	昭 和 4 7 年 3 月 1 日
2	西 田 川	昭 和 4 2 年 3 月 3 1 日
3	膳 棚 川	昭 和 4 7 年 3 月 1 日
4	尺 地 川 ・ 石 神 川	昭 和 4 7 年 3 月 1 日
5	上 深 山 川	昭 和 6 3 年 1 1 月 1 日
6	北 沢	平 成 4 年 3 月 2 3 日
7	一 ノ 沢	平 成 8 年 2 月 5 日
8	持 山 沢	平 成 8 年 1 2 月 9 日
9	中 野 川	平 成 1 1 年 9 月 2 2 日
10	玉 ノ 木 沢	平 成 1 5 年 1 月 1 0 日
11	道 塚 洞	平 成 1 9 年 1 月 1 1 日
12	西 山 二 の 沢	平 成 2 4 年 4 月 1 1 日
13	天 神 川 第 2 支 川	令 和 3 年 6 月 2 3 日

1-6 砂防ダム

(土木管理課／令和6年4月1日現在)

単位：m

砂防ダム名	場 所	規 模	建 造 年
落合川砂防ダム	坂本町落合、深山地内	H=14.0 L=73.0	S37
西田川砂防ダム	清田町膳棚、大駄和地内	H=10.0 L=80.9	S41～S43
上深山川砂防ダム	坂本町深山地内	H=20.5 L=74.1	S63～H 6
北沢砂防ダム	坂本町北沢地内	H= 9.5 L=46.5	H 4～H 6
尺地川砂防ダム	柏原町大迫地内	H=11.5 L=89.0	H 6～H10
持山沢砂防ダム	坂本町持山地内	H=14.0 L=77.3	H 8～H11
中野川砂防ダム	一色町西山、野畔地内	H=13.5 L=83.0	H11～H14
玉ノ木沢砂防ダム	竹谷町玉ノ木地内	H=11.0 L=66.5	H16～H18
道塚洞砂防ダム	坂本町道塚地内	H=12.0 L=41.7	H21～H23
袋川砂防ダム	形原町角穴地内	H= 6.8 L=56.3	H5

1-7 山地災害危険地区

(農林水産課／令和6年4月1日現在)

区 分	山 腹 崩 壊 危 険 地 区		
番 号	所 在 地	番 号	所 在 地
1	坂本町髭梨地内	2 1	金平町北沢地内
2	坂本町髭梨地内	2 2	金平町奥山地内
3	坂本町大沢地内	2 3	金平町奥山地内
4	清田町小栗見地内	2 4	金平町寺中地内
5	清田町小栗見地内	2 5	金平町奥山地内
6	清田町小栗見地内	2 6	金平町上ノ坊地内
7	清田町小栗見地内	2 7	金平町一ノ沢地内
8	竹谷町玉ノ木地内	2 8	金平町牛転地内
9	西迫町西門寺地内	2 9	一色町東山地内
1 0	西迫町西門寺地内	3 0	鹿島町大迫地内
1 1	西迫町西門寺地内	3 1	鹿島町岡地内
1 2	竹谷町王子地内	3 2	形原町大沢地内
1 4	竹谷町玉ノ木地内	3 3	形原町大沢地内
1 5	清田町木森地内	3 4	形原町大沢地内
1 6	相楽町西川地内	3 5	西浦町原山地内
1 7	大塚町八幡地内	3 6	西浦町南知柄地内
1 8	三谷町原山地内	3 7	西浦町大山地内
1 9	大塚町山ノ沢地内	3 8	西浦町大山地内
2 0	一色町西山地内	3 9	西浦町稲村地内
合 計	3 8箇所 (※1 3は欠番)		

区 分	崩 壊 土 砂 流 出 危 険 地 区		
番 号	所 在 地	番 号	所 在 地
1	坂本町落合地内	9	神ノ郷町新林地内
2	坂本町深山地内	1 0	豊岡町曲り田地内
3	坂本町大沢地内	1 1	豊岡町曲り田地内
4	清田町田ノ入地内	1 2	豊岡町曲り田地内
5	清田町膳棚地内	1 3	相楽町荒井地内
6	清田町大駄和地内	1 4	大塚町内草坪地内
7	柏原町大迫地内	1 5	金平町牛転地内
8	柏原町亀山地内	1 6	金平町牛転地内
合 計	1 6箇所		

1-8 貯木場

(みなとみらい課／令和6年4月1日現在)

種 別		所 在 地	経 営 者	電 話	総 面 積 (㎡)	最大貯木 能力 (t)	備 考
公共	水面	浜町地内	愛 知 県	69-5381	254,160	72,322	休止中

1-9 危険物大量保有事業所

(消防本部／令和6年4月1日現在)

第4類（石油類等） 100kℓ以上1,000kℓ未満保有事業所

事業所名称	所在地	電話
蒲郡市農業協同組合	水竹町下柿田 1-3	68-3108
竹本油脂(株)本社工場	港町 2-5	68-2111
竹本油脂(株)浜町工場	浜町 49	68-2110
ヤマハ発動機(株)	浜町 24-2	68-4621
蒲郡漁業協同組合	西浦町前浜 48	57-6155
(株)山三商会	西浦町稻生浜 9	57-2151
計 6事業所		

第4類（石油類等） 1,000kℓ以上保有事業所

事業所名称	所在地	電話
竹本油脂(株)大島工場	浜町 53-1	66-1378
上野ロジケム(株)	浜町 32-1	69-4415
計 2事業所		

1-10 放射性物質保有事業所

(消防本部／令和6年4月1日現在)

事業所名	住所	電話	使用区分
蒲郡市民病院	平田町向田 1-1	66-2200	発
(株)東海分析化学研究所 蒲郡研究所	三谷町竹沢 25 番地 1	65-3571	発

注1 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律に基づいて原子力規制委員会の許可、又は、届け出た放射性同位元素等の使用事業所である。

2 使用区分

密 密封された放射性同位元素

発 放射線発生装置

1-1-1 高層建築物

(消防本部／令和6年4月1日現在)

名 称	住 所	用 途	延 面 積 (㎡)	高 さ (m)	階 数	
					地 上	地 下
蒲郡市役所	旭町 17-1	庁 舎	20,200	35.0	9	1
グリーンパーク蒲郡	神明町 8-2	共同住宅	1,829	31.4	11	0
キャッスルハイツ 蒲郡神明	神明町 6-6	店舗付 共同住宅	3,600	31.5	11	0
ラ・メルカーサ	海陽町二丁目 7-1	共同住宅	7,576	40.8	12	0
ラ・メルカーサⅡ	海陽町二丁目 5-1	共同住宅	7,597	40.8	12	0
カルティア蒲郡	栄町 1-2	共同住宅	2,927	35.5	12	0
シャトレースカイトワー 蒲郡	宮成町 4-23	共同住宅	3,397	39.6	13	0
ラ・メルカーサⅢ	海陽町二丁目 5-2	共同住宅	7,123	40.4	12	0
ラ・メルカーサⅣ	海陽町二丁目 7-5	共同住宅	7,638	40.9	12	0
アルバックス蒲郡 ステーションタワー	港町 5-6	共同住宅	9,723.7	66	19	0
蒲郡市民病院	平田町向井田 1-1	病 院	29,344.5	35.0	8	0
蒲郡信用金庫本店	神明町 4-25	事務所	11,363.7	34.3	7	0
シティライフ蒲郡駅前	神明町 3-6	共同住宅	2718.77	44.55	15	0

(注) 消防法第8条の2でいう、高さ31mを超す建築物を掲載。

1-12 地下街

(都市計画課／令和6年4月1日現在)

名 称		蒲郡北駅前地下道
所 在 地		蒲郡市元町地内
管 理 者		(有)蒲郡駅前ビル
完 成 年 月 日		昭和42年6月15日
構 造	総 面 積 (㎡)	384.9
	店 舗 面 積 (㎡)	119.0
	道 路 面 積 (㎡)	133.8
	そ の 他 (㎡)	132.1
店 舗 数		7
業 態 別	飲 食 店	7
	物 販 店	-
	そ の 他	-
従 業 員 (人)		-
1 日 平 均 流 動 人 員 (人)		-

1-13 不特定多数の者を収容する施設

(1) 宿泊施設

(観光まちづくり課／令和6年4月1日現在)

旅館名	所在地	電話	宿泊 収容 人員	客室数	備考
割烹旅館三長	三谷町鳶欠 13-5	68-3145	50	8	
松風園	三谷町鳶欠 14-4	68-6611	500	103	プール(20m)
ひがきホテル	三谷町南山 1-59	69-4111	302	65	プール(円型)
平野屋	三谷町南山 1-21	68-5161	400	70	プール(25m)
ホテル三河海陽閣	三谷町南山 1-69	69-5335	190	30	
ホテル明山荘	三谷町鳶欠 14-1	68-4641	450	95	
ホテル竹島	竹島町 1-6	69-1256	434	94	プール(円型)
蒲郡ホテル	三谷北通二丁目 82	68-1300	208	111	
Tabist ビジネスホテル 海岸荘	港町 20-11	68-3388	15	12	
天の丸	額田郡幸田町大字荻字遠峰 10	0564-62-1751	151	49	
鈴岡	金平町遊名田 3-14	57-8111	300	50	
T a b i s t 形原リゾート 蒲郡	金平町開戸 38	57-1000	75	20	
旬景浪漫 銀波荘	西浦町大山 25	57-3101	220	47	
姫宿花かざし	西浦町大山 17-1	57-5721	68	17	
西浦グランドホテル吉慶	西浦町塩柄 3	57-6111	180	41	
天空海遊の宿 末広	西浦町大山 17	57-9111	200	44	
ホテルたつき(龍城)	西浦町大山 17-1	57-5111	260	50	プール(15m)
ホテル東海園	西浦町大山 17-1	57-2161	600	82	プール(9m)
和のリゾートはづ	西浦町大山 17-1	58-1811	100	44	
計(21施設)			5,143	1,063	

※上記施設とは災害協定締結済み(協定書本文は第4章「大規模災害時におけるホテル・旅館の協力に関する協定書」参照。)

＜参考（市内の宿泊施設）＞				
旅 館 名	所 在 地	電 話	宿泊 収容 人員	客室数
蒲郡オレンジペンション	大塚町星越 52-8	59-7956	21	6
パ ー ル ホ テ ル	港町 16-22	69-9951	47	18
ビジネスホテル港	港町 10-20	68-4011	41	35
A B ホ テ ル 蒲 郡	港町 13-1	66-6661	260	130
変 な ホ テ ル	海陽町 1 丁目 4-1	58-2088	360	100
ラグーナベイコート倶楽部 ホテル&スパリゾート	海陽町 2 丁目 9-1	33-9013	1,022	193
計			1,751	482

(2) 観光施設

施 設 名	所 在 地	電 話	最大収容人員(人)
竹 島 水 族 館	竹島町 1-6	68-2059	400
竹 島 フ ァ ン タ ジ ー 館	竹島町 28-14	66-3888	100
蒲 郡 オ レ ン ジ パ ー ク	清田町小栗見 1-93	68-2321	600
ラ グ ナ シ ア	海陽町二丁目 3	58-2770	7,000
海 辺 の 文 学 記 念 館	竹島町 15-62	67-0070	50
蒲 郡 海 鮮 市 場	拾石町浅岡 47-1	68-7879	200
味 の ヤ マ ス イ	形原町港町 88	57-1155	200
計			8,550

1-1-4 土砂災害警戒区域等の要配慮者利用施設

(危機管理課／令和6年4月1日現在)

	施 設 名	所 在 地	連絡先	土砂災害危険箇所	
				土石流	急傾斜地
老人福祉センター					
1	蒲郡市老人福祉センター 寿楽荘	大塚町山ノ沢 13-14	59-7411		Y
通所型介護サービス					
2	形原眺海園デイサービスセンター	形原町西稲荷 18-2	57-3277		Y
3	アットホーム指定通所介護事業所	鹿島町大迫 22-53	66-2122		R
4	葵デイサービス	金平町一ノ沢 2-5	57-0331	Y	
5	お茶の間デイサービス	金平町一ノ沢 2-5	57-0331	Y	
6	デイケアセンター東部	大塚町山ノ沢 45-2	59-7656		Y
7	かんだ通所リハビリ ぼちぼち	一色町西山 6-1	56-7110	Y	
入所型介護サービス					
8	特別養護老人ホーム 形原眺海園	形原町西稲荷 18-2	58-1133		Y
9	形原眺海園ショートステイ事業所	形原町西稲荷 18-2	58-1133		Y
有料老人ホーム					
10	シルバーハウス 鹿島	鹿島町大迫 22-53	66-2122		R
11	ハートテラス形原	金平町開戸 32-1	57-0206		R
軽費老人ホーム・ケアハウス					
12	ケアハウス形原眺海園	形原町西稲荷 18-2	58-1133		Y
障害福祉サービス事業所					
13	ふれあいファーム	金平町一ノ沢 2-5	57-0331	Y	
病院・診療所・歯科医院					
14	海岸通り皮フ科	大塚町山ノ沢 7 - 5	58-0121		Y
15	蒲郡東部病院	大塚町山ノ沢 45-2	59-7601		Y
16	かんだ消化器内科	一色町西山 6-1	58-3030	Y	
17	中村歯科医院	大塚町丸山 62-4	59-7305		Y
学校					
18	三谷東小学校	三谷町南山 1-7	68-0722		Y
19	西浦小学校	西浦町宮地 10	57-5275		Y

	施 設 名	所 在 地	連絡先	土砂災害危険箇所	
				土石流	急傾斜地
20	三谷中学校	三谷町原山 1-40	68-2365		Y
21	塩津中学校	竹谷町上ノ山 2	68-2510		Y
22	西浦中学校	西浦町原山 1-24	57-5245		R
23	愛知工科大学	西迫町馬乗 50-2	68-1135		R
保育園・認定こども園・幼稚園・認可外保育施設					
24	木船幼稚園	蒲郡町荒子 81-17	69-4418		R
25	塩津保育園	竹谷町今御堂 63-1	68-3840		R

Y：警戒区域

R：特別警戒区域

1-15 河川の浸水予想区域に位置する要配慮者利用施設

(危機管理課／令和6年4月1日現在)

	施設または事業所名 (連絡先)	所在地	蒲郡市洪水・土砂災害ハザードマップ上の色 (水深)				
			0.3m 未 満 (黄)	0.3m ～ 0.5m 未 満 (黄緑)	0.5m ～ 1.0m 未 満 (緑)	1.0m ～ 3.0m 未 満 (水)	3.0m ～ 5.0m 未 満 (青)
通所型介護サービス							
1	デイサービスひかり の森 (68-7858)	三 谷 北 通 四 丁 目 55	○				
2	デイサービスセンタ ーみらいあ (66-6651)	栄町 11-13			○		
3	アットホーム三谷 通所介護事業所 (66-0030)	三 谷 北 通 四 丁 目 117-1			○		
4	アットホーム平田 通所介護事業所 (56-7534)	平 田 町 上 六 反 田 1-1	○				
5	デイサービスセンタ ー竹島園 (66-3667)	竹島町 17-9				○	
6	デイサービス ビーフィット蒲郡 (65-7351)	三 谷 町 九 舗 39-5				○	
7	竹谷すみれデイサー ビスセンター (67-0891)	竹 谷 町 犬 飼 港 3-3			○		
8	はあとデイサービス (66-0213)	竹 谷 町 犬 飼 港 1-9			○		
9	いきいきリハビリ センター (66-6653)	栄町 11-13			○		
10	あづま家デイサービ ス蒲郡 (74-8885)	三 谷 町 五 舗 122	○				
入所型介護サービス							
11	老人保健施設みらい あ (67-0125)	栄町 11-13			○		
12	アットホーム平田 (56-7523)	平 田 町 上 六 反 田 1-1	○				
13	アットホーム三谷 (66-0030)	三 谷 北 通 四 丁 目 117-1			○		
14	竹谷すみれ小規模 多機能 (67-0892)	竹 谷 町 犬 飼 港 3-3			○		
サービス付き高齢者住宅							
15	リハビリ型有料 老人ホームはあと (66-0213)	竹 谷 町 犬 飼 港 1-9			○		

	施設または事業所名 (連絡先)	所在地	蒲郡市洪水・土砂災害ハザードマップ上の色 (水深)				
			0.3m 未 満 (黄)	0.3m ~ 0.5m 未 満 (黄緑)	0.5m ~ 1.0m 未 満 (緑)	1.0m ~ 3.0m 未 満 (水)	3.0m ~ 5.0m 未 満 (青)
16	竹谷すみれハイム A館 (0563-35-3901)	竹谷町犬飼 港 1-4			○		
17	竹谷すみれハイム B館 (0563-35-3901)	竹谷町犬飼 港 1-4			○		
18	竹谷すみれハイム C館 (0563-35-3901)	竹谷町犬飼 港 1-4			○		
有料老人ホーム							
19	シルバーハウス三谷 (66-0030)	三谷北通四 丁目 120			○		
20	シルバーハウス平田 (56-7534)	平田町上六 反田 1-1	○				
高齢者住宅							
21	メディケアレジデ ンスがまごおり (66-3663)	栄町 11-50			○		
22	うつくしの家蒲郡 (65-7351)	三谷町九舗 39-5				○	
障害福祉サービス事業所							
23	Chariot [シャリオ] (95-0792)	緑町 7-8	○				
24	日中支援センター 八兵衛 (69-1169)	三谷町須田 10-68				○	
25	ゆうゆう三谷 (95-1021)	三谷町十舗 45			○		
26	日中支援センター 緑兵衛	三谷町須田 10-68				○	
27	短期入所 休兵衛	三谷町須田 10-68				○	
28	キッズサポートセン ター千兵衛 (楽笑) (66-3153)	三谷町須田 10-68				○	
29	アスターあさひ (95-0115)	旭町 16-17		○			

	施設または事業所名 (連絡先)	所在地	蒲郡市洪水・土砂災害ハザードマップ上の色 (水深)				
			0.3m 未満 (黄)	0.3m ～ 0.5m 未満 (黄緑)	0.5m ～ 1.0m 未満 (緑)	1.0m ～ 3.0m 未満 (水)	3.0m ～ 5.0m 未満 (青)
病院・診療所・歯科医院							
30	はしば耳鼻咽喉科・ 内科クリニック (68-4190)	三谷町二舗 96		○			
31	西村耳鼻咽喉科医院 (67-3387)	三谷町九舗 22				○	
32	藤田皮膚科 (95-3330)	三谷北通四 丁目 40			○		
33	すぎうら糖尿病内科 クリニック (69-9840)	丸山町 1-16	○				
34	はたのクリニック (68-8899)	港町 20-14			○		
35	蒲郡厚生館病院 (69-3251)	栄町 11-13			○		
36	蒲郡クリニック (68-1115)	三谷町須田 10-2				○	
37	眼科やまもとクリニ ック (68-4473)	府相町一丁 目 131	○				
38	つげ耳鼻咽喉科 (68-1187)	旭町 4-15				○	
39	かなだ内科・糖尿病ク リニック (68-0077)	竹谷町油井 29-8			○		
40	かなだ眼科クリニッ ク (67-2020)	拾石町縄手 添 4-1			○		
41	ふじい整形外科 (68-1255)	拾石町本郷 77			○		
42	畑川クリニック (66-1515)	拾石町前浜 40-13				○	
43	稲垣歯科医院 (68-3041)	三谷町七舗 7				○	
44	寺田歯科医院 (69-6314)	三谷町二舗 145-4		○			
45	林歯科医院 (67-4181)	三谷北通六 丁目 142	○				
46	やました歯科医院 (67-1718)	三谷町九舗 68-3	○				
47	ヤマト歯科 (67-8448)	三谷町東前 78-7	○				

	施設または事業所名 (連絡先)	所在地	蒲郡市洪水・土砂災害ハザードマップ上の色 (水深)				
			0.3m 未満 (黄)	0.3m ~ 0.5m 未満 (黄緑)	0.5m ~ 1.0m 未満 (緑)	1.0m ~ 3.0m 未満 (水)	3.0m ~ 5.0m 未満 (青)
48	山田歯科医院 (68-4375)	丸山町 8-4	○				
49	堀野歯科医院 (68-7780)	旭町 2-2	○				
50	医療法人松山歯科医 院うみまちデンタル クリニック (68-8731)	旭町 21-14	○				
51	高橋歯科 (67-8714)	栄町 3-4	○				
52	もくはら歯科医院 (66-3250)	栄町 11-50		○			
53	すずき歯科 (67-3718)	拾石町 浜田 8-1	○				
54	鹿島歯科医院 (67-8755)	鹿島町 柴崎 20-3		○			
学校							
55	竹島小学校 (69-7171)	府相町 三丁 目 40			○		
56	中央小学校 (68-0033)	緑町 3-49				○	
57	三谷水産高校 (69-2265)	三谷町 水神 通 2-1				○	
保育園・認定こども園・幼稚園・認可外保育施設							
58	三谷西保育園 (68-3319)	三谷町 七舗 142-28			○		
59	府相保育園 (68-2331)	丸山町 3-34				○	
60	中部保育園 (68-4989)	旭町 22-18	○				
61	ワイワイルーム (69-3251)	栄町 11-13			○		
62	ぴっころ (67-0320)	栄町 7-9			○		

1-16 津波災害警戒区域

(危機管理課／令和6年4月1日現在)

町名	字名
大塚町	鎌倉、岸脇、柴垣、大門、星越、丸山、南向山、山ノ沢
海陽町	全域
三谷町	壱舗～三舗、五舗～十舗、魚町通、大島、小島、水神町通、田尻、鳶欠、東五丁目、東前、船町通、仏島、松前、港町通、弥生三丁目、若宮
丸山町	3～5番街区
竹島町	1～2番街区、15番街区、17～33番街区
松原町	936～944番地、948番地
港町	12～23番街区
栄町	3番街区、10～11番街区、14～16番街区、1243番地
竹谷町	犬飼港、太田新田、油井浜
浜町	全域
拾石町	浅岡、塩浜、東浜、本郷、前田、前浜、見取、向イ
鹿島町	浅井新田、長田、中郷、西郷、横砂
金平町	長田
形原町	編笠、市場、春日浦、北辻、北淀尻、下市場、下音羽、天神裏、三浦町、港町、南新田
西浦町	赤岩、赤浜、赤見山、池田、稲村、稲生浜、大知柄、大塚、大戸、大山、蟹沢、川東、北閘、北知柄、北前浜、倉舞、五郎蔵屋敷、塩柄、下地、空ヶ谷、中屋敷、長瀬、西浜田、浜田、原山、東蛸蛎、東稲生、前浜、南ヶ坪、南閘、南知柄、御芦山、龍田

「津波災害警戒区域」(令和元年7月30日愛知県告示第417号)

1-17 津波災害警戒区域に位置する要配慮者利用施設

(危機管理課／令和6年4月1日現在)

	施設または事業所名 (連絡先)	所在地	蒲郡市津波ハザードマップ上の色			
			0.01m ～0.3m 未満 (緑)	0.3m ～1m 未満 (黄)	1m ～2m 未満 (橙)	2m ～5m 未満 (赤)
通所型介護サービス						
1	デイサービスセンタ ーみらいあ (66-6651)	栄町 11-13			○	
2	デイサービス ビーフィット蒲郡 (65-7351)	三谷町九舗 39-5		○		
3	いきいきリハビリ センター (66-6653)	栄町 11-13			○	
入所型介護サービス						
4	老人保健施設みらい あ (67-0125)	栄町 11-13			○	
サービス付き高齢者住宅						
5	竹谷すみれハイム C館 (0563-35-3901)	竹谷町犬飼港 1-4	○			
障害福祉サービス事業所						
6	すてっぷ西浦 (95-8655)	西浦町大知柄 47-3		○		
7	がまごおり・ふれあい の場 (69-5330)	浜町 93	○			
8	蒲郡市児童発達支援 センター にこりん (56-2519)	浜町 4		○		
地域生活支援事業所						
9	しおさい (68-3612)	浜町 93	○			
病院・診療所・歯科医院						
10	医療法人星越 加藤医院 (59-7878)	大塚町星越 1-20	○			
11	蒲郡厚生館病院 (69-3251)	栄町 11-13			○	
12	はしば耳鼻咽喉科・ 内科クリニック (68-4190)	三谷町二舗 96	○			
13	西村耳鼻咽喉科医院 (67-3387)	三谷町九舗 22		○		
14	はたのクリニック (68-8899)	港町 20-14		○		
15	畑川クリニック (66-1515)	拾石町前浜 40-13		○		

	施設または事業所名 (連絡先)	所在地	蒲郡市津波ハザードマップ上の色			
			0.01m ～0.3m 未満 (緑)	0.3m ～1m 未満 (黄)	1m ～2m 未満 (橙)	2m ～5m 未満 (赤)
16	稲垣歯科医院 (68-3041)	三谷町七舗 7			○	
17	寺田歯科医院 (69-6314)	三谷町二舗 145-4		○		
18	やました歯科医院 (67-1718)	三谷町九舗 68-3		○		
19	もくはら歯科医院 (66-3250)	栄町 11-50	○			
20	休日急病診療所 (67-2555)	浜町 4		○		
21	休日歯科診療所 (69-8020)	浜町 4		○		
学校						
22	三谷水産高校 (69-2265)	三谷町水神通 2-1		○		
保育園・認定こども園・幼稚園・認可外保育施設						
23	三谷西保育園 (68-3319)	三谷町七舗 142-28		○		
24	府相保育園 (68-2331)	丸山町 3-34	○			
25	鹿島こども園 (68-5736)	鹿島町長田 34-1		○		
26	ワイワイルーム (69-3251)	栄町 11-13			○	

※上記施設は、「津波災害警戒区域」(令和元年7月30日愛知県告示第417号)
に位置する。

1-18 高潮浸水想定区域に位置する要配慮者利用施設

(危機管理課／令和6年4月1日現在)

	施設または事業所名 (連絡先)	所在地	蒲郡市高潮ハザードマップ上の色			
			0m ～ 0.5m 未満(黄)	0.5 ～ 3.0m 未満(橙)	3.0 ～5.0m 未満(桃)	5.0 ～10.0m 未満(赤)
通所型介護サービス						
1	蒲郡眺海園デイサービスセンター (69-1123)	拾石町浅岡 1-7		○		
2	デイサービスセンター みらいあ(66-6651)	栄町 11-13		○		
3	アットホーム三谷 通所介護事業所 (66-0030)	三谷北通四 丁目 117-1		○		
4	デイサービスセンター 竹島園(66-3667)	竹島町 17-9		○		
5	デイサービス ビーフィット蒲郡 (65-7351)	三谷町九舗 39-5		○		
6	竹谷すみれデイサービスセンター (67-0891)	竹谷町犬飼 港 3-3		○		
7	はあとデイサービス (66-0213)	竹谷町犬飼 港 1-9		○		
8	さかえの郷デイサービスセンター若宮 (68-1017)	三谷町若宮 189		○		
9	いきいきリハビリ センター(66-6653)	栄町 11-13		○		
10	こんどうクリニック (66-0007)	鹿島町深田 22-1		○		
11	あづま家デイサービス 蒲郡(74-8885)	三谷町五舗 122		○		
入所型介護サービス						
12	特別養護老人ホーム ショートステイ 蒲郡眺海園(69-1122)	拾石町浅岡 1-7		○		
13	老人保健施設 みらいあ(67-0125)	栄町 11-13		○		
14	特別養護老人ホーム ショートステイ さくらの木(56-9911)	大塚町南向 山 25-5		○		
15	特別養護老人ホーム 形原眺海園ぬくもりの家(58-1131)	形原町南新 田 55-7		○		

	施設または事業所名 (連絡先)	所在地	蒲郡市高潮ハザードマップ上の色			
			0m ～ 0.5m 未満(黄)	0.5 ～ 3.0m 未満(橙)	3.0 ～ 5.0m 未満(桃)	5.0 ～ 10.0m 未満(赤)
16	アットホーム三谷 (66-0030)	三谷北通四 丁目 117-1		○		
17	けあビジョンホーム 蒲郡 (58-2121)	大塚町岸脇 7		○		
18	憩いの杜蒲郡 (56-0123)	形原町北新 田 41-1		○		
19	リハビリホーム蒲郡 (56-0202)	形原町 北新田 41-1		○		
20	竹谷すみれ小規模多 機能 (67-0892)	竹谷町犬飼 港 3-3		○		
サービス付き高齢者住宅						
21	リハビリ型有料 老人ホームはあと (66-0213)	竹谷町犬飼 港 1-9		○		
22	竹谷すみれハイム A館 (0563-35-3901)	竹谷町犬飼 港 1-4		○		
23	竹谷すみれハイム B館 (0563-35-3901)	竹谷町犬飼 港 1-4		○		
24	竹谷すみれハイム C館 (0563-35-3901)	竹谷町犬飼 港 1-4		○		
障害福祉サービス事業所						
25	ゆたかホーム (69-1122)	拾石町浅岡 1-31		○		
26	ひだまり (57-1611)	形原町北浜 28-1	○			
27	愛知太陽の家 ワークセンター (57-1611)	形原町北浜 28-1	○			
28	日中支援センター 八兵衛 (69-1169)	三谷町須田 10-68		○		
29	ピュアオフィス 矢車草 蒲郡 (95-4663)	浜町 14		○		
30	ゆうゆう三谷 (95-1021)	三谷町十舗 45		○		
31	日中支援センター 緑兵衛 (66-6228)	三谷町須田 10-68		○		
32	そら (57-1611)	形原町北浜 28-1	○			
33	すてっぷ西浦 (95-8655)	西浦町大知 柄 47-3	○			
34	短期入所 休兵衛 (66-6228)	三谷町須田 10-68		○		

	施設または事業所名 (連絡先)	所在地	蒲郡市高潮ハザードマップ上の色			
			0m ～ 0.5m 未満(黄)	0.5 ～ 3.0m 未満(橙)	3.0 ～ 5.0m 未満(桃)	5.0 ～ 10.0m 未満(赤)
35	がまごおり・ふれあいの場 (69-5330)	浜町 93		○		
36	蒲郡市児童発達支援センターにこりん (56-2519)	浜町 4		○		
37	キッズサポートセンター千兵衛 (楽笑) (66-3153)	三谷町 須田 10-68		○		
38	アスターあさひ (95-0115)	旭町 16-17	○			
地域生活支援事業所						
39	わかば (57-1611)	形原町 北浜 28-1	○			
40	しおさい (68-3612)	浜町 93		○		
病院・診療所・歯科医院						
41	医療法人星越加藤医院 (59-7878)	大塚町 星越 1-20			○	
42	桜井眼科医院 (68-2401)	三谷町 東5丁目 129		○		
43	はしば耳鼻咽喉科・内科クリニック (68-4190)	三谷町 二舗 96		○		
44	西村耳鼻咽喉科医院 (67-3387)	三谷町 九舗 22			○	
45	すぎうら糖尿病内科クリニック (69-9840)	丸山町 1-16		○		
46	カワイ外科 (68-4234)	丸山町 7-1		○		
47	原整形外科 (69-1166)	竹島町 3-3		○		
48	はたのクリニック (68-8899)	港町 20-14		○		
49	蒲郡厚生館病院 (69-3251)	栄町 11-13		○		
50	蒲郡クリニック (68-1115)	三谷町 須田 10-2		○		
51	眼科やまもとクリニック (68-4473)	府相町 一丁目 131	○			
52	蒲郡駅前クリニック (66-1558)	神明町 2-12	○			
53	つげ耳鼻咽喉科 (68-1187)	旭町 4-15		○		

	施設または事業所名 (連絡先)	所在地	蒲郡市高潮ハザードマップ上の色			
			0m ～ 0.5m 未満(黄)	0.5 ～ 3.0m 未満(橙)	3.0 ～ 5.0m 未満(桃)	5.0 ～ 10.0m 未満(赤)
54	耳鼻咽喉科すずきクリニック (67-1001)	竹谷町錦田 16-3	○			
55	かなだ内科・糖尿病クリニック (68-0077)	竹谷町油井 29-8		○		
56	かなだ眼科クリニック (67-2020)	拾石町縄手添 4-1		○		
57	ふじい整形外科 (68-1255)	拾石町本郷 77		○		
58	畑川クリニック (66-1515)	拾石町前浜 40-13		○		
59	こんどうクリニック (66-0007)	鹿島町深田 22-1		○		
60	さくら皮フ科 (58-3939)	形原町北新田 61-1		○		
61	石原内科 (57-4303)	形原町下市場 49-2		○		
62	トリイクリニック (57-2004)	形原町東根崎 74		○		
63	稲垣歯科医院 (68-3041)	三谷町七舗 7			○	
64	寺田歯科医院 (69-6314)	三谷町二舗 145-4		○		
65	やました歯科医院 (67-1718)	三谷町九舗 68-3		○		
66	ヤマト歯科 (67-8448)	三谷町東前 78-7		○		
67	山田歯科医院 (68-4375)	丸山町 8-4		○		
68	杉本歯科クリニック (95-1182)	港町 10-23		○		
69	堀野歯科医院 (68-7780)	旭町 2-2		○		
70	高橋歯科 (67-8714)	栄町 3-4		○		
71	もくはら歯科医院 (66-3250)	栄町 11-50		○		
72	すずき歯科 (67-3718)	拾石町浜田 8-1		○		
73	鹿島歯科医院 (67-8755)	鹿島町柴崎 20-3		○		
74	市川歯科分院 (57-8788)	形原町南新田 7-1		○		
75	寿歯科医院 (57-1080)	形原町下市 12-1		○		
76	休日急病診療所 (67-2555)	浜町 4		○		

	施設または事業所名 (連絡先)	所在地	蒲郡市高潮ハザードマップ上の色			
			0m ～ 0.5m 未満(黄)	0.5 ～ 3.0m 未満(橙)	3.0 ～ 5.0m 未満(桃)	5.0 ～ 10.0m 未満(赤)
77	休日歯科診療所 (69-8020)	浜町 4		○		
学校						
78	三谷小学校 (68-5117)	三谷町迫 1-1		○		
79	大塚中学校 (59-8040)	大塚町南向山 15-3		○		
80	三谷水産高校 (69-2265)	三谷町 水神通 2-1			○	
81	海陽中等教育学校 (58-2406)	海陽町 3 丁目 12-1		○		
保育園・認定こども園・幼稚園・認可外保育施設						
82	三谷西保育園 (68-3319)	三谷町七舗 142-28			○	
83	府相保育園 (68-2331)	丸山町 3-34			○	
84	鹿島こども園 (68-5736)	鹿島町長田 34-1		○		
85	しおつ児童館 (68-8515)	竹谷町今御堂 36-1		○		
86	ワイワイルーム (69-3251)	栄町 11-13		○		
87	おひさまキッズ (56-0345)	形原町北新田 41-1		○		

※上記施設は、「高潮浸水想定区域」(令和3年6月11日愛知県告示第280号)に位置する。

第 2 防災上重要な施設・設備等

2-1 気象等観測施設

(1) 雨量観測所 (みなとみらい課・消防本部／令和6年4月1日現在)

水系名	観測所名	設置場所	電話	管理者	設備
沿海	蒲郡	蒲郡市神ノ郷町上名取 11-1 愛知県農業総合試験場園芸研究部常緑果樹研究室	052-751-0909	名古屋地方気象台	
沿海	蒲郡	蒲郡市元町 1-1 蒲郡駅構内	67-6193	東海旅客鉄道(株)	
沿海	蒲郡	蒲郡市水竹町下沖田 25 蒲郡市消防本部	68-5119	蒲郡市	自記
沿海	蒲郡	蒲郡市旭町 17-1 蒲郡市役所	66-1111	蒲郡市	

(2) 潮位観測所

名称	設置場所	電話	管理者	設置
形原検潮所	蒲郡市形原町港町 156 形原漁港	69-5381	愛知県三河港務所	水防テレ
潮見標	蒲郡市三谷町港町通 58 三谷漁港	66-1134	みなとみらい課	
潮見標	蒲郡市竹谷町 塩田橋南	66-1134	みなとみらい課	

(注)「水防テレ」は愛知県土木部の所管する水防テレメーター潮位観測局である。

(3) 水位観測所 (危機管理型水位計)

河川名	観測所名	設置場所	電話	管理者	設備
西田川	昭和橋	蒲郡市丸山町地内	0532-52-1334	愛知県 東三河建設事務所	観測データ
西田川	記念橋	蒲郡市府相町地内	0532-52-1334	愛知県 東三河建設事務所	観測データ
落合川	大坪橋	蒲郡市神ノ郷町地内	0532-52-1334	愛知県 東三河建設事務所	観測データ
拾石川	拾石橋	蒲郡市鹿島町地内	0532-52-1334	愛知県 東三河建設事務所	観測データ

(注)「観測データ」は一般社団法人河川情報センターの「川の水位情報」サイト (<http://k.river.go.jp/>) で閲覧可能。

(4) 風向・風速観測所

設置場所	電話	管理者	設備
蒲郡市神ノ郷町上名取 1 1 - 1 愛知県農業総合試験場園芸研究部常緑果樹研究室	052-751-0909	名古屋地方気象台	
蒲郡市三谷町上野 1 2 三河三谷駅構内	67-6193	東海旅客鉄道(株)	
蒲郡市水竹町下沖田 2 5 蒲郡市消防本部	68-5119	蒲郡市	自記

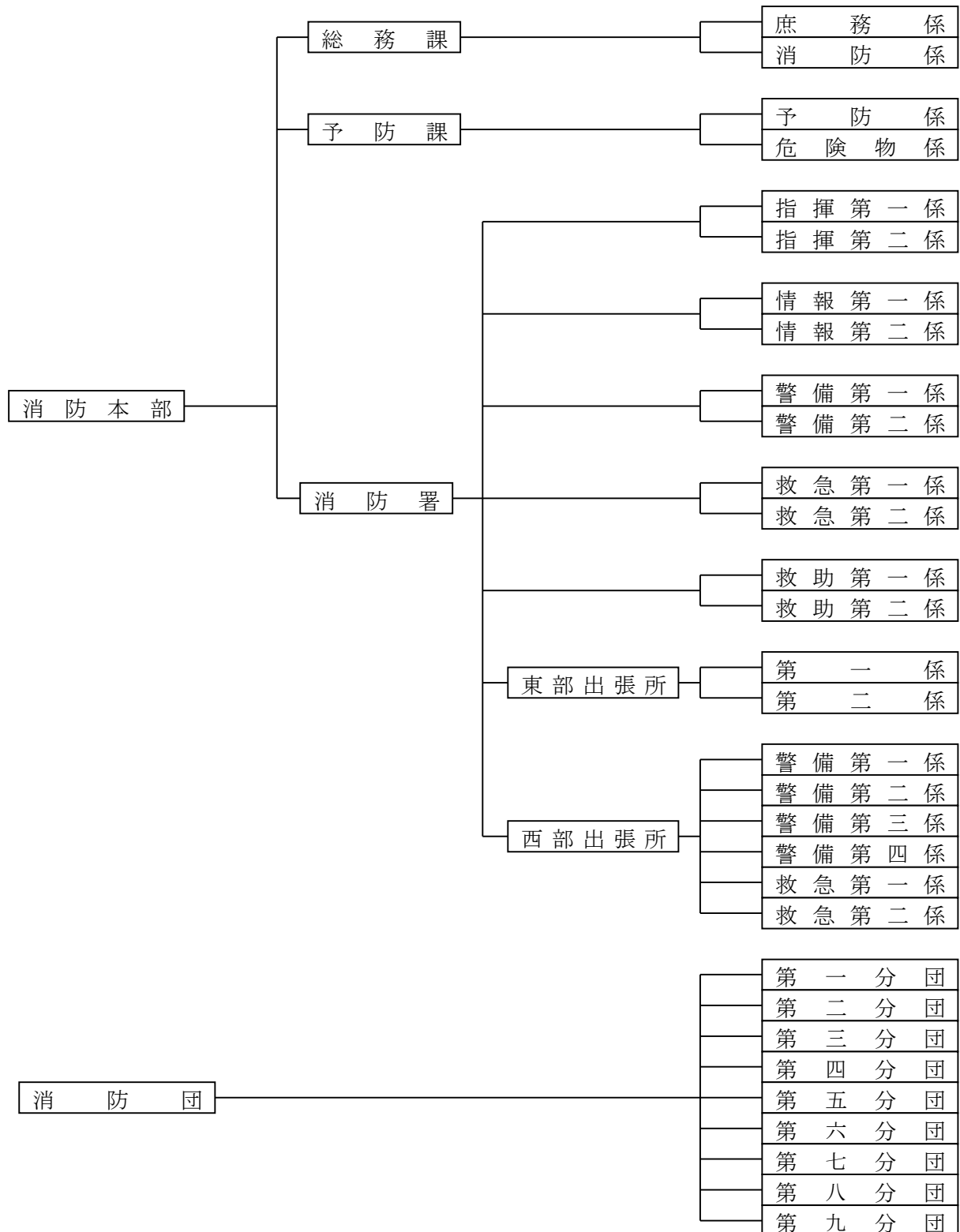
(5) 地震震度観測所

名 称	設 置 場 所	電 話	管理者
計測震度計	蒲郡市水竹町下沖田 25 蒲郡市消防本部	68-5119	愛知県
計測震度計	蒲郡市元町 1-1 蒲郡駅構内	67-6193	東海旅客鉄道(株)
計測震度計	蒲郡市御幸町 3295 蒲形公園内	029-854-4940	防災科学技術研究所

2-2 消防施設・設備等

(1) 消防体制

(消防本部／令和6年4月1日現在)



(2) 消防団

(消防本部／令和6年4月1日現在)

蒲 郡 市 消 防 団											計
団 長											1
副 団 長											2
	分団名 階級別	1 分団	2 分団	3 分団	4 分団	5 分団	6 分団	7 分団	8 分団	9 分団	
人 員	分 団 長	1	1	1	1	1	1	1	1	1	9
	副 分 団 長	1	1	1	1	1	1	1	1	1	9
	部 長	2	2	3	1	1	1	1	2	1	14
	班 長	3	3	3	3	3	1	3	3	2	24
	団 員	28	38	20	30	29	2	16	29	34	226
	支 援 団 員			11	9	7	9	8	13	1	58
	計	35	45	39	45	42	15	30	49	40	343

(3) 消防車両等

ア 本部・署所

(消防本部／令和6年4月1日現在)

所属別	車 両 種 別	台数	備 考
消 防 本 部	司令車	1	ホンダ
	広報車	1	トヨタ
	査察車	2	トヨタ
	積載車（トラック）	1	マツダ
	連絡車（軽）	1	ダイハツ
	連絡車（軽）	1	ダイハツ
	小 計	7	
消 防 署	指揮車	1	トヨタ
	指導車	1	トヨタ
	人員搬送車	1	ニッサン
	消防ポンプ自動車	1	日野 A-2
	化学消防ポンプ自動車	1	日野 A-2 泡原液 500ℓ 水 1,500ℓ
	水そう付消防ポンプ自動車	1	日野 A-2 水 1,500ℓ
	はしご付消防ポンプ自動車	1	日野 A-2 35m 先端屈折
	大型水そう車	1	日野 水 10,000ℓ 小型動力ポンプ B 2 級付
	補給車	1	日野 積載 3 t ・ パワーゲート
	救助工作車	1	日野 2.9 t クレーン 6,000w 照明灯 5 t ウインチ
	救急自動車	2	トヨタ 高規格救急車
	原動機付自転車	1	ホンダ 49cc
	小 計	13	
東 部 出 張 所	消防ポンプ自動車	1	日野 A-2 水 600ℓ
	救急自動車	1	トヨタ 高規格救急車
	原動機付自転車	1	ヤマハ 49cc
	小 計	3	
西 部 出 張 所	消防ポンプ自動車	1	日野 A-2 水 600ℓ
	水そう付消防ポンプ自動車	1	日野 A-2 水 3,000ℓ
	救急自動車	2	トヨタ 高規格救急車
	原動機付自転車	1	ヤマハ 49cc
	小 計	5	
合 計		28	

イ 消防団

(消防本部／令和6年4月1日現在)

区分 分団別		種 別	級 別	メーカ－	購 入 年 月	備 考
第1分団	1班	小型動力ポンプ 積 載 車	B-3	トーハツ トヨタ	17.11 12. 2	相 楽 町
	2班	多機能型車両	B-2	トーハツ ニッサン	31. 3	東 大 塚
	3班	小型動力ポンプ 軽 積 載 車	B-3	トーハツ ダイハツ	27.12	西 大 塚
第2分団	1班	小型動力ポンプ 積 載 車	B-2	トーハツ トヨタ	R6.3.8	松 区
	2班	多機能型車両	B-2	トーハツ いすゞ	21.12	中 区
	3班	小型動力ポンプ 積 載 車	B-3	トーハツ トヨタ	16.12 19.10	北 区
第3分団	1班	多機能型車両	B-2	シバウラ トヨタ	R4. 3	松 原 町
	2班	小型動力ポンプ 積 載 車	B-3	トーハツ トヨタ	20.11 22.12	御 幸 町
	3班	小型動力ポンプ 積 載 車	B-3	トーハツ トヨタ	19.12 12.12	神 明 町
第4分団	1班	多機能型車両	B-2	トーハツ ニッサン	30. 3	豊 岡 町 (下形)
	2班	小型動力ポンプ 積 載 車	B-3	トーハツ トヨタ	18.11 18. 9	豊 岡 町 (下前田)
	3班	小型動力ポンプ 積 載 車	B-3	トーハツ トヨタ	16.12 18. 3	五 井 町
第5分団	1班	多機能型車両	B-2	トーハツ トヨタ	R3. 3	水 竹 町
	2班	小型動力ポンプ 積 載 車	B-3	トーハツ トヨタ	18.11 18. 9	清 田 町
	3班	小型動力ポンプ 積 載 車	B-3	トーハツ トヨタ	21.10 19.10	坂 本 町
第6分団		小型動力ポンプ 積 載 車	B-3	トーハツ トヨタ	19.12 18. 3	神ノ郷町
第7分団	1班	多機能型車両	B-2	トーハツ トヨタ	R2. 2	拾 石 町
	2班	小型動力ポンプ 積 載 車	B-3	トーハツ トヨタ	20.11 22.12	竹 谷 町
	3班	小型動力ポンプ 積 載 車	B-3	トーハツ トヨタ	19.12 19.10	柏 原 町
第8分団	1班	小型動力ポンプ 積 載 車	B-3	トーハツ トヨタ	20.11 10.12	形原6区 (下市)
	2班	小型動力ポンプ 積 載 車	B-3	トーハツ トヨタ	22. 9 18. 9	形原8区 (金平)
	3班	多機能型車両	B-2	トーハツ いすゞ	27. 2	形原5区 (明後)
第9分団	1班	多機能型車両	B-2	トーハツ トヨタ	26. 3	馬 場
	2班	小型動力ポンプ 積 載 車	B-3	トーハツ トヨタ	22. 3 19.12	知 柄
団本部車		防災学習・ 災害活動車両		トヨタ	R2. 1	水 竹 町 (消防本部)

(4) 救出用資機材・機械器具

(消防本部／令和6年4月1日現在)

機 関 名 品 名	消 防 署 本 署	東 部 出 張 所	西 部 出 張 所	小 計	総 務 課	消 防 団	そ の 他	合 計
布 製 担 架	32	7	7	46		24		70
ハ スケットストレッチャー	3	1	2	6				6
投 光 器	24	4	4	32		8		40
可 搬 式 発 電 機	14	6	5	25		8		33
排 煙 機	2			2				2
コ ー ド リ ー ル	17	4	7	28	6			34
救 命 索 発 射 銃	1			1				1
空 気 式 救 助 マ ッ ト	1			1				1
酸 素 溶 断 器	1			1				1
エ ン ジ ン カ ッ タ ー	5	1	2	8		8		16
チ ェ ン ソ ー	2	1	2	5		8		13
削 岩 機	1			1				1
ハ ン マ ー ド リ ル	2			2				2
万 能 斧	11	2	4	17				17
空 気 呼 吸 器	28	7	8	43				43
有 毒 ガ ス 測 定 器	3	1	2	6				6
墜 落 静 止 用 器 具	22	4	10	36				36
ば く 帯	6	3	4	13				13
可 搬 式 ウ ィ ン チ	4		1	5				5
油 圧 式 救 助 ジ ャ ッ キ	1			1				1
油 圧 式 レ ス キ ュ ー ツ ー ル	4			4		8		12
マ ッ ト 式 空 気 ジ ャ ッ キ	1			1				1
救 命 胴 衣	98	26	13	137				137
救 命 浮 環	13	2	4	19				19
水 中 ポ ン プ	2	1	2	5				5
水 難 救 助 用 潜 水 具	10			10				10
自 動 式 人 工 呼 吸 器	1			1				1
手 動 式 人 工 呼 吸 器	12	3	7	22				22

(5) 可搬式動力ポンプ

(消防本部・危機管理課／令和6年4月1日現在)

No.	所	在	地	管	理	者
1	消防署	水竹町下沖田	25	市		
2	東部出張所	三谷町東二丁目	222	市		
3	西部出張所	西浦町堂前	83-1	市		
4	消防団第1分団1班器具庫	相楽町小畑ケ	46-4	市		
5	消防団第1分団2班器具庫	大塚町大門	3-5	市		
6	消防団第1分団3班器具庫	大塚町西屋敷	74-1	市		
7	消防団第2分団1班器具庫	三谷町弥生二丁目	36	市		
8	消防団第2分団2班器具庫	三谷町港町通	42-2	市		
9	消防団第2分団3班器具庫	三谷北通二丁目	259-1	市		
10	消防団第3分団1班器具庫	松原町	9-10	市		
11	消防団第3分団2班器具庫	御幸町	7-13	市		
12	消防団第3分団3班器具庫	神明町	18-4	市		
13	消防団第4分団1班器具庫	豊岡町殿門	27-1	市		
14	消防団第4分団2班器具庫	豊岡町下前田	9-2	市		
15	消防団第4分団3班器具庫	五井町中郷	116-6	市		
16	消防団第5分団1班器具庫	水竹町大坪	4-1	市		
17	消防団第5分団2班器具庫	清田町下大内	5-1	市		
18	消防団第5分団3班器具庫	坂本町向郷	59-74	市		
19	消防団第6分団器具庫	神ノ郷町壺町田	12-1	市		
20	消防団第7分団1班器具庫	拾石町本郷	22	市		
21	消防団第7分団2班器具庫	竹谷町神田	35-3	市		
22	消防団第7分団3班器具庫	柏原町稲荷	42-1	市		
23	消防団第8分団1班器具庫	形原町下市場	1-1	市		
24	消防団第8分団2班器具庫	金平町烏田	27-2	市		
25	消防団第8分団3班器具庫	形原町明後	1-2	市		
26	消防団第9分団1班器具庫	西浦町川東	18-10	市		
27	消防団第9分団2班器具庫	西浦町大知柄	48-1	市		

No.	所	在	地	管 理 者
28	形原小学校	形原町御獄 34-2		形原1区自主防災会
29	勤労福祉会館	神明町 18-4		小江町自主防災会
30	弥生公園	三谷町弥生二丁目 36		松区自主防災会
31	西浦小学校	西浦町宮地 10		知柄自主防災会
32	大塚小学校	大塚町大門 42-5		東大塚自主防災会
33	塩津小学校	竹谷町今御堂 31-1		竹谷町区自主防災会
34	蒲郡東部小学校	豊岡町池田 3		豊岡町1・2区自主防災会
35	蒲郡西部小学校	神ノ郷町壺町田 10		神ノ郷町自主防災会
36	蒲郡北部小学校	清田町間堰 52		清田町自主防災会
37	竹島小学校	府相町三丁目 40		府相区自主防災会
38	形原北小学校	金平町屋敷田 1		形原8区自主防災会
39	三谷小学校	三谷町迫 1-1		北区自主防災会
40	大塚西保育園	大塚町西屋敷 68-1		西大塚自主防災会
41	蒲郡中学校	新井町 13-18		新井形町自主防災会
42	形原中学校	形原町佃 20-1		形原5区自主防災会
43	中央小学校	緑町 3-49		蒲形自主防災会
44	三谷中学校	三谷町原山 1-40		上区自主防災会
45	記念橋北	府相町二丁目 147		西区自主防災会
46	中部中学校	水竹町下川原 11-1		水竹町自主防災会
47	前田公園	拾石町前田 31		拾石町自主防災会
48	中ノ坊公園	中央本町 25		蒲郡西自主防災会
49	大坪公園	旭町 6		蒲形自主防災会
50	市民会館西駐車場	栄町 1189-3		栄町自主防災会
51	秋葉神社	三谷町六舗 71		中区自主防災会
52	形原4区しあわせ会館	形原町北上松 28		形原4区自主防災会

(6) 消防水利

(消防本部／令和6年4月1日現在)

区分 \ 分団名		1	2	3	4	5	6	7	8	9	合 計
消 火 栓	7 5 mm	44	76	45	30	23	3	35	77	32	365
	1 0 0 mm	72	185	318	95	87	24	173	200	70	1,224
	1 2 5 mm								1		1
	1 5 0 mm	36	45	68	27	23	22	124	101	42	488
	2 0 0 mm	3	56	21	5	10		13	16	13	137
	2 5 0 mm	17		12				3	12	1	45
	3 0 0 mm	7	11	6	2	1		6	8	2	43
	3 5 0 mm	4		19							23
	4 0 0 mm	1	8	3	2						14
	5 0 0 mm	1									1
	計	185	381	492	161	144	49	354	415	160	2,341
防 火 水 そう (貯水池含)	20 m³未満										
	20～40 m³未満	4	7	2	1	5	2	6	4	6	37
	40～60 m³未満	14	18	28	12	13	4	18	20	26	153
	60～100 m³未満			1		1	1		2	1	6
	100 m³以上	3	4	9	1	2	1	2	5	2	29
	計	21	29	40	14	21	8	26	31	35	225
指 定 水 利 水 槽	20 m³未満			1							1
	20～40 m³未満	5			1	1		8	1		16
	40～60 m³未満	6	1	1	3	2		10	1	3	27
	60～100 m³未満		1		1			1			3
	100 m³以上	3	1	1	3	1		3			12
	計	14	3	3	8	4		22	2	3	59
井 戸				1							1
プ ー ル		4	6	4	1	2	1	2	2	4	26
池 沼		2	1		5	2	2	4	3		19
河 川		2		1	2	9	3	6			23
海			3	1					1	3	8
合 計		8	10	7	8	13	6	12	6	7	77

(7) 耐震性貯水槽（100 t 水槽）

（危機管理課／令和6年4月1日現在）

No.	場 所	住 所	設置年月日
1	形 原 小 学 校	形原町御嶽 34-2	昭和 5 5. 1 0. 3
2	勤 労 福 祉 会 館	神明町 18-4	昭和 5 5. 1 2. 1 1
3	弥 生 公 園	三谷町弥生二丁目 36	昭和 5 6. 1 1. 9
4	西 浦 小 学 校	西浦町宮地 10	昭和 5 6. 1 0. 1 5
5	大 塚 小 学 校	大塚町大門 42-5	昭和 5 7. 1 0. 1 3
6	塩 津 小 学 校	竹谷町今御堂 31-1	昭和 5 7. 1 0. 6
7	蒲 郡 東 部 小 学 校	豊岡町池田 3	昭和 5 8. 1 0. 2 1
8	蒲 郡 西 部 小 学 校	神ノ郷町壺町田 10	昭和 5 8. 1 0. 1 4
9	蒲 郡 北 部 小 学 校	清田町間堰 52	昭和 5 9. 1 0. 4
10	竹 島 小 学 校	府相町三丁目 40	昭和 5 9. 1 0. 3
11	形 原 北 小 学 校	金平町屋敷田 1	昭和 6 0. 1 0. 1 7
12	三 谷 小 学 校	三谷町迫 1-1	昭和 6 1. 1 0. 1 3
13	大 塚 西 保 育 園	大塚町西屋敷 68-1	昭和 6 2. 1 0. 2 8
14	蒲 郡 中 学 校	新井町 13-18	昭和 6 3. 1 2. 2 8
15	形 原 中 学 校	形原町佃 20-1	平成 2. 1. 1 2
16	中 央 小 学 校	緑町 3-49	平成 2. 1 1. 6
17	三 谷 中 学 校	三谷町原山 1-40	平成 3. 1 1. 2 2
18	記 念 橋 北	府相町二丁目 147	平成 3. 1 1. 2 2
19	中 部 中 学 校	水竹町下川原 11-1	平成 4. 1 0. 1 5
20	前 田 公 園	拾石町前田 31	平成 5. 1 1. 1 6
21	中 ノ 坊 公 園	中央本町 25	平成 6. 1 2. 8
22	大 坪 公 園	旭町 6	平成 7. 1 1. 2 8
23	市民会館西駐車場	栄町 1189-3	平成 8. 3. 2 2
24	秋 葉 神 社	三谷町六舗 71	平成 9. 2. 1 3
25	形原4区しあわせ会館	形原町北上松 28	平成 1 0. 1 2. 4

※貯水槽設置場所には大震火災対策用格納庫を併設し、可搬式動力ポンプ、ろ水機、1 t 組立水槽2ヶが置かれている。

(8) 化学消火薬剤

(消防本部／令和6年4月1日現在)

貯 蔵 場 所	貯 蔵 数 量
屋 外 タ ン ク	5,750ℓ
本 署 油 庫	140ℓ
本 署 タ ン ク 車	40ℓ
本 署 化 学 車	500ℓ
東 部 出 張 所	0ℓ
西 部 出 張 所	0ℓ
西 部 タ ン ク 車	40ℓ
合 計	6,470ℓ

2 - 3 流出油防除計画

(消防本部／令和6年4月1日現在)

大量の石油類が陸上から海へ流出し、地域及び沿岸住民への生命・身体・財産に多大の被害を及ぼすおそれのある大規模な災害が発生した場合、関係機関協力のもとに流出油防除活動・災害拡大防止活動等の応急措置を行うものである。

1 災害発生事業所実施内容

- (1) 関係機関への通報
- (2) 流出油対策上必要な資器材の確保
- (3) 流出油の拡散防止及び除去

2 実施機関

海上保安署・警察署・港湾管理者・市役所・消防機関等

3 実施内容（陸上及び海域）

- (1) 流出油応急対策上必要な資器材の確保及び輸送
- (2) 流出油の拡散防止及び除去
- (3) 付近船舶の安全確保のための警戒・航行の制限又は禁止及び移動等必要な措置
- (4) 付近海域における火気使用の制限又は禁止等の措置
- (5) 災害発生施設又は船舶に対する災害局限措置の指示
- (6) 防除資器材、流出油及び漏油船体の処分
- (7) 被害のおそれのある住民に対し、災害状況の周知を図るとともに、必要に応じ警戒区域の設定・火気使用の禁止等を講じ又は住民の立入制限・退去命令等の措置
- (8) 沿岸漂着油の防除措置並びに地先海面への浮流出の巡視警戒
- (9) 事故貯油施設の所有者に対する河川及び海上への石油流出防止措置の指導
- (10) 港湾・漁港施設における被害の防止措置

2-4 通信施設・設備等

(1) 無線 (危機管理課・消防本部／ 令和6年4月1日現在)

区 分		消防本部	消防署			消防団	市役所	市内	合計
			本署	東部出張所	西部出張所				
消防救急無線	基地局	1							1
	半固定局		1	1	1				3
	車載移動局	6	14	2	4				26
	携帯移動局	2	14	5	9				30
	車載受令機	3				24			27
	携帯受令機	1	2	1	1	25			30
デジタル簡易無線	基地局		1						1
	車載移動局					24			24
	携帯移動局	3				72			75
アナログ署活用無線※	携帯移動局	1	25	6	11				43
市防災行政無線	移動系無線	基地局					1	1	2
		携帯移動局		1	1		16	60	79
		半固定無線局						4	4
	同報系無線	固定局					1		1
		屋外拡声子局(アナログ)						70	70
		屋外拡声子局(デジタル)						34	34
		操作卓		1			1		2
県防災行政無線	固定局						1		1
	移動局		1						1

※ 防災相互無線として利用可能

(2) 携帯電話

(危機管理課／令和6年4月1日現在)

担当課		通信会社	電話番号	Eメールアドレス	備考
行政課		au	080-6979-6665	なし	土木港湾課
		au	080-5155-8060	なし	貸し出し携帯
		au	080-5155-8065	なし	貸し出し携帯
		au	080-5155-8076	なし	貸し出し携帯
		au	080-5155-8080	なし	貸し出し携帯
		au	080-5155-8090	0zp2440j7255z4c@ezweb.ne.jp	貸し出し携帯
		au	080-5155-8091	g070213g@ezweb.ne.jp	貸し出し携帯
		au	080-5155-8092	0rb3250j2445v2k@ezweb.ne.jp	貸し出し携帯
収納課		au	080-6973-2237	なし	収納課収納担当
		au	080-6973-2238	なし	収納課収納担当
		au	080-6973-2239	なし	収納課収納担当
福祉課		au	080-6973-2236	なし	生活保護担当
健康推進課		au	080-6976-6949	なし	
		au	080-6976-6948	なし	
環境清掃課		au	080-5155-8093	なし	一色最終処分場 日曜日は事務所用
		au	080-5155-8094	なし	資源担当
		au	080-5155-8095	なし	大塚処分場担当
		au	080-6985-9973	なし	パトロール担当
消防署		NTT ㊤	非公開	gamagori.shiki@docomo.ne.jp	指揮車積載
		NTT ㊤	非公開	w9cw8gmx1q83za7dz8kr@docomo.ne.jp	化学車積載
		NTT ㊤	非公開	rpsfwjgl1kd9uam9ehfi@docomo.ne.jp	救助工作車積載
		NTT ㊤	非公開	gama119@docomo.ne.jp	本署救急車積載
		NTT ㊤	非公開	yz0q3gh6b717kb6pb2ih@docomo.ne.jp	本署救急車積載
		NTT ㊤	非公開	xhmlwmtcssawab5eddt2@docomo.ne.jp	東部ポンプ車積載
		NTT ㊤	非公開	zxwfxrhtieptrjc5kjeb@docomo.ne.jp	東部救急車積載
		NTT ㊤	非公開	u8tn7eesfbh6y3cd94iy@docomo.ne.jp	西部タンク車積載
		NTT ㊤	非公開	rmrix8g5ecy8hbncmdze@docomo.ne.jp	西部ポンプ車積載
		NTT ㊤	非公開	rey4mnh5d2g2gb7ealfk@docomo.ne.jp	西部救急車積載
		NTT ㊤	非公開	ypz5fqmsvpd9db831bbk@docomo.ne.jp	西部救急車積載
消防本部	総務課	NTT ㊤	非公開	なし	消防係
	予防課	NTT ㊤	非公開	なし	予防係
		NTT ㊤	非公開	なし	危険物係

(3) 災害時優先電話

(危機管理課／令和6年4月1日現在)

設 置 場 所		電 話 番 号
市役所	旭町 17-1	66-1111
消防本部	水竹町下沖田 25	(代表) 68-5119
		68-5299
		68-5399
		(消防署) 68-5110
消防署 東部出張所	三谷町東二丁目 222	69-3702
消防署 西部出張所	西浦町堂前 83-1	57-2400
市民病院	平田町向田 1-1	66-0146
		66-4231
		66-7442
		68-9440
		68-9446
		68-9453
		68-9457
蒲郡南部小学校	神明町 22-3	69-3289
蒲郡東部小学校	豊岡町池田 3	68-2070
蒲郡北部小学校	清田町間堰 52	68-3383
蒲郡西部小学校	神ノ郷町壺町田 10	68-3382
三谷小学校	三谷町迫 1-1	68-5118
塩津小学校	竹谷町今御堂 31-1	68-2509
大塚小学校	大塚町大門 42-5	59-8042
形原小学校	形原町御嶽 34-2	57-5286
西浦小学校	西浦町宮地 10	57-5276
形原北小学校	金平町屋敷田 1	57-7252
中央小学校	緑町 3-49	68-0034
三谷東小学校	三谷町南山 1-7	68-0522
竹島小学校	府相町三丁目 40	69-7172
蒲郡中学校	新井町 13-18	68-6167
三谷中学校	三谷町原山 1-40	68-2365
塩津中学校	竹谷町上ノ山 2	68-2510
大塚中学校	大塚町南向山 15-3	59-8075
形原中学校	形原町佃 20-1	57-5186
西浦中学校	西浦町原山 1-24	57-5246

設 置 場 所		電 話 番 号
中部中学校	水竹町下川原 11-1	68-0810
東部保育園	豊岡町池田 16-3	68-5653
北部保育園	清田町門前 2-16	68-5482
西部保育園	神ノ郷町老町田 14-5	68-2343
南部保育園	神明町 22-28	68-3396
塩津保育園	竹谷町今御堂 63-1	68-3840
大塚保育園	大塚町後広畑 84-1	59-8560
府相保育園	丸山町 3-34	68-2331
三谷東保育園	三谷町東四丁目 146	68-5853
大塚西保育園	大塚町西屋敷 68-1	59-7014
三谷西保育園	三谷町七舗 142-28	68-3319
形原保育園	形原町中村 3-3	57-2600
中部保育園	旭町 22-18	68-4989
形原南保育園	形原町西根崎 17-4	57-2809
西浦保育園	西浦町丸落 20-3	57-2709
鹿島保育園	鹿島町長田 34-1	68-5736
形原北保育園	金平町三本木 1	57-4301
東部公民館	豊岡町殿門 24	66-4260
塩津公民館	竹谷町今御堂 22-1	69-5942
蒲郡市勤労福祉会館	神明町 18-4	69-3993
養護老人ホーム	大塚町後広畑 84-1	59-8616
老人福祉センター寿楽荘	大塚町山ノ沢 13-14	59-7411
文化広場	形原町袋川 25-1	57-1338
体育センター	緑町 3-69	69-3241
生きがいセンター	神明町 22-2	69-2500
蒲郡市モーターボート競走場	竹谷町太田新田 1-1	67-4294
		67-4295
		67-6606

2-5 林野火災対策用資機材

(消防本部／令和6年4月1日現在)

保管場所		品名	チェーンソー	ジェットシユーター	片刃長柄鎌	鋸	シャベル	腰斧	下刈鎌	組立水槽	可搬式ポンプ
消防本部	総務課			29							
	消防署本署		1	4	23	13	26	33	18	5	1
	東部出張所		1	2	10	6	14	6	6		1
	西部出張所		2	3	10	2	17	7	2		1
	小計		5	38	43	22	57	46	27	5	3
消防団	第1分団		1				3	3			
	第2分団		1				3	3			
	第3分団		1				3	3			
	第4分団		1				3	3			
	第5分団		1				3	3			
	第6分団						1	1			
	第7分団		1				3	3			
	第8分団		1				3	3			
	第9分団		1				2	2			
	小計		8				24	24			
合計			13	38	43	22	81	70	27	5	3

2-6 防災倉庫・水防資機材等

(1) 総代区別防災器具庫一覧

(危機管理課／令和6年4月1日現在)

地区	総代区	種別	設置場所	所在地	備考
大塚地区	相楽町	地域防災器具格納庫	相楽児童遊園地	相楽町小畑 33-25	平成 17 年度設置
	東大塚	大震火災対策器具格納庫	大塚小学校	大塚町大門 42-5	昭和 57 年度設置
	西大塚	大震火災対策器具格納庫	大塚西保育園	大塚町西屋敷 68-1	昭和 62 年度設置
三谷地区	東区	地域防災器具格納庫	東区会館	三谷町東前 1-5	平成 18 年度設置
	松区	大震火災対策器具格納庫	弥生公園	三谷町弥生二丁目 36	昭和 56 年度設置
	上区	大震火災対策器具格納庫	三谷中学校	三谷町上星越 39	平成 3 年度設置
	上区	地域防災器具格納庫	天伯公園	三谷町東二丁目 42	平成 18 年度設置
	中区	大震火災対策器具格納庫	秋葉神社	三谷町六舗 71	平成 8 年度設置
	北区	大震火災対策器具格納庫	三谷小学校	三谷町迫 1-1	昭和 61 年度設置
	西区	地域防災器具格納庫	須田公園	三谷北通四丁目 149	平成 17 年度設置
	西区	大震火災対策器具格納庫	記念橋北	府相町二丁目 147-1	平成 3 年度設置
蒲郡町部	府相区	大震火災対策器具格納庫	竹島小学校	府相町三丁目 40	昭和 59 年度設置
	府相区	地域防災器具格納庫	赤羽根児童遊び場	竹島町 545-1B	平成 18 年度設置
	小江町	大震火災対策器具格納庫	勤労福祉会館	神明町 95-2	昭和 55 年度設置
	港区	地域防災器具格納庫	港町西公園	駅南土地区画整理 12 街区仮 1 号公園	平成 18 年度設置
	栄町	大震火災対策器具格納庫	市民会館臨時駐車場	栄町 764-1	平成 7 年度設置
	蒲郡西	大震火災対策器具格納庫	中ノ坊公園	中央本町 2201	平成 6 年度設置
	吉光区	地域防災器具格納庫	吉光会館北	宝町 396	平成 17 年度設置
	宮成区	地域防災器具格納庫(寄附)	宮成中央児童遊園地	宮成町 3-56	平成 17 年度設置
	蒲郡東	地域防災器具格納庫	新井公園	蒲南土地区画整理 54B	平成 18 年度設置
	蒲形	大震火災対策器具格納庫	中央小学校	緑町 415	平成 2 年度設置
	蒲形	大震火災対策器具格納庫	大坪公園	旭町 316	平成 7 年度設置
	新井形町	大震火災対策器具格納庫	蒲郡中学校	蒲南土地区画整理 59B	昭和 63 年度設置
蒲郡東西北部	豊岡町 1 区	地域防災器具格納庫	豊岡児童遊園地	豊岡町殿門 17-5	平成 17 年度設置
	豊岡町 2 区	大震火災対策器具格納庫	蒲郡東部小学校	豊岡町殿門 64-2	昭和 58 年度設置
	五井町	地域防災器具格納庫	五井町防火水槽	五井町中郷 143-5	平成 18 年度設置
	平田町	地域防災器具格納庫	平田町民センター西	平田町西長根 49	平成 17 年度設置
	水竹町	大震火災対策器具格納庫	中部中学校	水竹町下川原 8-1	平成 4 年度設置
	清田町	大震火災対策器具格納庫	蒲郡北部小学校	清田町間堰 57	昭和 59 年度設置
	坂本町	地域防災器具格納庫	大口橋西	坂本町向郷 59-74	平成 19 年度設置
	神ノ郷町	大震火災対策器具格納庫	蒲郡西部小学校	神ノ郷町壺町田 10	昭和 58 年度設置
塩津地区	柏原町	地域防災器具格納庫	柏原運動広場	柏原町加治替戸 23-1	平成 18 年度設置
	川東区	地域防災器具格納庫	鉄道高架下防災用地	竹谷町江尻 21-10	平成 20 年度移設
	竹谷町	地域防災器具格納庫	奥林公民館敷地内南	竹谷町神田 35-4	平成 17 年度設置
	竹谷町	地域防災器具格納庫	松田団地	竹谷町松田 72-1	平成 18 年度設置
	竹谷町区	大震火災対策器具格納庫	塩津小学校	竹谷町今御堂 31-1	昭和 57 年度設置
	西迫町	地域防災器具格納庫	西迫町児童遊園地	西迫町荒子 61	平成 18 年度設置
	拾石町	大震火災対策器具格納庫	前田公園	拾石町前田 31	平成 5 年度設置
	鹿島町	地域防災器具格納庫	鹿島集会所駐車場	鹿島町宮ノ要 3	平成 17 年度設置

地区	総代区	種別	設置場所	所在地	備考
形原地区	形原1区	大震火災対策器具格納庫	形原小学校	形原町会下 13-7	昭和 55 年度設置
	形原2区	地域防災器具格納庫	天王宮	形原町東御屋敷 37-2	平成 18 年度設置
	形原3区	地域防災器具格納庫	形原南保育園	形原町西根崎 17-4	平成 17 年度設置
	形原4区	大震火災対策器具格納庫	形原4区しあわせ会館	形原町北上松 28	平成 10 年度設置
	形原5区	大震火災対策器具格納庫	形原中学校	形原町佃 20-1	平成元年度設置
	形原6区	地域防災器具格納庫	春日浦集会所	形原町春日浦 9-6	平成 18 年度設置
	形原7区	地域防災器具格納庫	双太山公園	形原町北双太山 90-2	平成 18 年度設置
	形原8区	大震火災対策器具格納庫	形原北小学校	金平町三本木 1	昭和 60 年度設置
	形原北浜区	地域防災器具格納庫	北浜公園	形原町北浜 37	平成 17 年度設置
西浦地区	稲生	地区で設置	稲生児童遊園地前	西浦町東稲生 40-1	平成 19 年度
	馬場	地域防災器具格納庫	馬相チビッ子広場	西浦町南馬相 1-6	平成 17 年度設置
	知柄	大震火災対策器具格納庫	西浦小学校	西浦町宮新田 30	昭和 56 年度設置
	橋田	地域防災器具格納庫(寄附)	橋田児童遊園地	西浦町赤浜 15-12	平成 18 年度設置
	龍田	地域防災器具格納庫	龍田会館駐車場	西浦町北前浜 41-1	平成 17 年度設置

(2) 防災倉庫・水防倉庫備蓄資機材等

(危機管理課・土木管理課・消防本部／令和6年4月1日現在)

倉庫名 資器材等		大 型 車庫棟	三谷防 災倉庫	形原防 災倉庫	大塚水 防倉庫	蒲郡水 防倉庫	清田水 防倉庫	塩津水 防倉庫	形原水 防倉庫	西浦水 防倉庫	知柄水防 資 材 庫	合計
くい木	木				263	510	364		600	189		1,926
	F R P				150	100	10	200	40			500
ビニール袋 (袋)		17,400			3,800	14,700	19,420	1,050	24,700	4,000		85,070
麻袋 (袋)												
空俵 (袋)												
かます (枚)												
むしろ (枚)												
なわ (kg)					50	65	90	170		40		415
鉄線 (kg)					200	150	150	100	100			700
応急用土のう		755			710	670	1,070	630	39	475	230	4,579
たこづち (丁)					5	5	5	35	5	5		60
掛矢 (丁)		28			20	29	20	20	19	20		156
かつぎ棒 (本)								10				10
シャベル (丁)		10			50	50	54	46	9	44		263
のこぎり (丁)					5	5	5	10	5	5		35
おの (丁)		11										11
ペンチ (丁)					6	6	6	6	6	6		36
もっこ (枚)												
なた (丁)												
ノコギリかま					15	20	15	20	18	18		106
かま					5	17	5	3	3	5		38
み (丁)								15				15
つるはし (丁)												
ハンマー (丁)					7	7	7	7	3	4		35
とうくわ (丁)												
なわおとし (丁)					4	4	4	4		4		20
クリッパー (丁)					5	5	5	5	6	5		31
はしご (基)												
船艇 (そう)												
シノ (丁)					2	2	2	2	2	2		12
ばいすけ (丁)								20				20
くぎ袋 (袋)					8	8	8	8	10	8		50
バルコンパア (基)												
一輪車 (台)					2	2	2	2	2	2		12
防水シート		110			5	6	5	6		11		143
角落し (枚)					23							23
発動発電機			2	4								6
照明器具		12	2	4								18
コードリール			2	2								4
天幕一式 2×3 間 (パイプ付)												0

(3) 自主防災組織各隊保有器材

(危機管理課／令和6年4月1日現在)

品 名	規 格	数 量
標 旗	アルミポール付き	1 旗
腕 章	ビニール製	1 5 個
携帯マイク	乾電池使用	2 基
メガホン	プラスチック	1 0 個
担 架	二つ折り保護バンド付き	1 架
ヘルメット	J I S 規格品	1 5 個
ロープ	太さ1 0mm×長さ3 0m	2 巻
医薬品箱	応急処置セット	1 箱
バール	超軽量バール	2 本
バール支点用角材	2 0 × 1 5 × 3 0 c m	2 個

(4) 大震火災対策器具格納庫配置備品

(危機管理課／令和6年4月1日現在)

品 名	規 格	数 量
可搬式動力ポンプ	C-1 級台車付	1 台
緊急用浄水装置		1 台
1 t 水槽	ビニール製	2 個
消防ホース	2 0 m	1 0 本
殺菌剤		6 本
ろ過フィルター		8 本
プロパンガス		1 個
バール支点	枕木	2 個
ロープ		8 本
車両用ジャッキ		2 個
チェンソー		1 台
ダルマジャッキ	5 t	2 個
のこぎり	3 3 0 mm	1 0 丁
剣先スコップ		1 0 丁
防水シート	2 間 × 3 間	1 0 枚
携行燃料缶	1 0 ℓ (混合・ガソリン)	1 個
強力ライト		1 0 個
大ハンマー	3 . 5 k g	2 丁
ボルトクリッパー		2 丁
つるはし		2 丁
斧		2 丁
掛矢		2 丁
軍手		1 0 双
乾電池 (単1)		6 0 本
チェンブロック		1 式
吊り三脚		1 台
発電機		1 機
投光器	ハロゲン	2 個
投光器三脚		2 台
コードリール		1 個
非常用水電池		1 0 個
ノーバッテリーライト		5 本
L E D 懐中電灯		5 本

(5) 地域防災器具格納庫配備資機材 (危機管理課／令和6年4月1日現在)

No.	品 名	数 量	No.	品 名	数 量
1	ロープ	4本	12	つるはし	2丁
2	車両用ジャッキ	2個	13	斧	2丁
3	チェーンソー	1台	14	掛矢	2丁
4	ダルマジャッキ	2個	15	軍手	10双
5	のこぎり	10丁	16	乾電池 (単1)	60本
6	剣先スコップ	10丁	17	チェーンブロック	1個
7	防水シート	10枚	18	吊り三脚	1台
8	携行燃料缶	1 or 2個	19	非常用水電池	10個
9	強力ライト	10個	20	ノーバッテリーライト	5本
10	大ハンマー	2丁	21	LED 懐中電灯	5本
11	ボルトクリッパー	2丁			

(6) 水中ポンプ (消防本部／令和6年4月1日現在)

水中ポンプ	2基	口径32mm 出力0.15kw	$\frac{m^3}{min}$ 0.08	消防署本署
	1基	口径50mm 出力0.48kw	$\frac{m^3}{min}$ 0.13	消防署本署
	1基	口径32mm 出力0.15kw	$\frac{m^3}{min}$ 0.13	東部出張所
	1基	口径50mm 出力0.48kw	$\frac{m^3}{min}$ 0.12	西部出張所
	1基	口径32mm 出力0.15kw	$\frac{m^3}{min}$ 0.08	西部出張所

(7) 街頭消火器

(消防本部／令和6年4月1日現在)

地 区 名	個 数	地 区 名	個 数	地 区 名	個 数
相 楽 町	7	蒲 形	39	形 原 1 区	14
東 大 塚	33	新 井 形 町	8	形 原 2 区	9
西 大 塚	31	豊 岡 町 1 区	19	形 原 3 区	17
東 区	35	豊 岡 町 2 区	27	形 原 4 区	19
松 区	26	五 井 町	7	形 原 5 区	29
上 区	44	平 田 町	12	形 原 6 区	25
中 区	21	水 竹 町	27	形 原 7 区	33
北 区	30	清 田 町	22	形 原 8 区	34
西 区	33	坂 本 町	6	形 原 北 浜 区	20
府 相 区	50	神 ノ 郷 町	16	稲 生	10
小 江 町	32	柏 原 町	7	馬 場	20
港 区	8	川 東 区	23	知 柄	19
栄 町	16	竹 谷 町	21	橋 田	15
蒲 郡 西	22	竹 谷 町 区	19	龍 田	23
吉 光 区	9	西 迫 町	5		
宮 成 区	17	拾 石 町	25		
蒲 郡 東	41	鹿 島 町	31	合 計	1,056

2-7 重要水こう門、樋門、防潮扉、排水側溝、排水ポンプ施設

(1) 重要水こう門

(土木管理課／令和6年4月1日現在)

河川・海岸名	名 称	地 名	構 造	管 理
三谷漁港海岸 (旧肥川)	弥 生 樋 門	三谷町若宮地内	ピンジャッキ式	県 (三河港務所)
硯 川	硯 樋 門	三谷町松前 港町通 地内	ピンジャッキ式	県 (三河港務所)
本 町 1 号 雨 水 幹 線	江川防潮樋門	松原町地内	手動巻揚式	市 (下水道課)
落 合 川	落合防潮樋門	栄町地内	ピンジャッキ式 手動巻揚式	県 (三河港務所)
鹿島地区海岸	鹿島防潮樋門	鹿島町 形原町 地内	電動ラック式	県 (東三河建設)
拾石地区海岸	拾石川防潮樋門	拾石町前浜地内	電動巻揚式	市 (下水道課)
尺 地 川	尺地川防潮樋門	竹谷町浜田 梅藪 地内	電動巻揚式	県 (三河港務所)
三 河 港 内 (形原地区海岸)	天神川防潮 樋 門	形原町北浜 春日浦 地内	電動巻揚式	市 (土木管理課)

(2) 樋門

(土木管理課／令和6年4月1日現在)

番号	水防番号	所在地	名 称	構 造	一連 番号	管 理
1	2	大塚町	丹 下 防 潮 樋 門	手動巻揚式	4	東三河建設
2	3	大塚町	東大塚1号防潮樋門	木製角落し	6	東三河建設
3	4	大塚町	丸 差 防 潮 樋 門	木製角落し	7	東三河建設
4	4-1	大塚町	西 島 樋 管	木製角落し	8	東三河建設
5	5	大塚町	平 原 樋 管	木製角落し	19	市下水道課
6	7	大塚町	西屋敷2号防潮樋門	木製角落し	27-1	市土木管理課
7	9	大塚町	星 越 防 潮 樋 門	鋼製手動巻揚式	30-1	市土木管理課
8	4-2	大塚町	勝 川 河 口 樋 門	電動ステンレス自在扉	9	三河港務所
9	9-1	大塚町	宮 川 河 口 樋 門	電動ステンレス自在扉	30	三河港務所
10	10	三谷町	田尻1号防潮樋門	ステンレス製手動巻揚式	36	市土木管理課
11	11	三谷町	田尻2号防潮樋門	木製手動巻揚式	37	市土木管理課
12	12	三谷町	東 前 防 潮 樋 門	鋼製手動巻揚式	42	市下水道課
13	13	三谷町	弥 生 防 潮 樋 門	鋼製ピンジャッキ式 2連	44	三河港務所
14	13-1	三谷町	肥 川 排 水 樋 門	鋼製手動巻揚式	43	市下水道課
15	14	三谷町	硯 防 潮 樋 門	鋼製ピンジャッキ式 2連	53	三河港務所
16	15	三谷町	迫 防 潮 樋 門	鋼製ピンジャッキ式	74	三河港務所
17	16	三谷町	神 田 防 潮 樋 門	鋼製ピンジャッキ式	79	三河港務所
18	17	三谷町	西 田 川 防 潮 樋 門	鋼製手動巻揚式	96	市下水道課
19	18	竹島町	城 山 ポ ン プ 場 排 水 樋 門	鋼製電動、手動巻揚式	99	市下水道浄 化センター
20	19	松原町	江 川 防 潮 樋 門	鋼製手動巻揚式	116	市下水道課
21	21	栄 町	西 港 防 潮 樋 門	鋼製手動巻揚式	131	市下水道課
22	22	栄 町	落 合 防 潮 樋 門	鋼製ピンジャッキ式 4連 鋼製手動巻揚式 2連	135	三河港務所
23	23	竹谷町	江 尻 防 潮 樋 門	鋼製手動巻揚式	146	市下水道課
24	23-1	竹谷町	都 川 排 水 樋 門	鋼製電動巻揚式 2連	150	市土木管理課
25	23-2	竹谷町	犬 飼 防 潮 樋 門	鋼製手動巻揚式	143	市下水道課

番号	水防番号	所在地	名 称	構 造	一連 番号	管 理
26	24	竹谷町	尺 地 川 防 潮 樋 門	鋼製電動巻揚式 2 連	147	三河港務所
27	25	竹谷町	太田新田 1 号防潮樋門	鋼製電動巻揚式 2 連	149	市下水道課
28	26	拾石町	太田新田 2 号防潮樋門	ステンレス製手動巻揚式	173	市下水道課
29	26-1	拾石町	拾 石 1 号防潮樋門	ステンレス製手動巻揚式	176	東三河建設
30	26-2	拾石町	拾 石 防 潮 樋 門	ステンレス製電動巻揚式	172	市資産マネ ジメント課
31	26-3	拾石町	拾 石 川 防 潮 樋 門	ステンレス製電動巻揚式	175	市下水道課
32	28	鹿島町 形原町	鹿 島 防 潮 樋 門	ステンレス製電動ラック式 2 連	183	東三河建設
33	28-1	鹿島町	浅井新田防潮樋門	鋼製手動巻揚式	182	東三河農林 水産事務所
34	29	形原町	北 浜 3 号防潮樋門	鋼製手動巻揚式	184	市下水道課
35	29-1	形原町	北 新 田 排 水 樋 門	鋼製ラック式	184- 1	市下水道課
36	29-2	形原町	北 浜 2 号防潮樋門	ステンレス製手動巻揚式	188	市下水道課
37	29-3	形原町	双 太 山 排 水 樋 門	鋼製電動巻揚式 2 連	190	市下水道課
38	31	形原町	天神 2 号防潮樋門	鋼製ピンジャッキ式	192	市下水道課
39	31-1	形原町	天 神 川 防 潮 樋 門	ステンレス製電動巻揚式 2 連	194	市土木管理課
40	31-2	形原町	春 日 浦 防 潮 樋 門	電動巻揚式	198- 3	下水道浄化 センター
41	34	形原町	港 防 潮 樋 門	ピンジャッキ式	224	三河港務所
42	35	西浦町	稲 生 防 潮 樋 門	木製手動巻揚式	246	三河港務所
43	35-1	西浦町	知 柄 防 潮 樋 門	鋼製手動巻揚式	343	市下水道課
44	36	西浦町	勘 七 防 潮 樋 門	鋼製手動巻揚式	361	東三河建設
45	37	西浦町	竜 田 防 潮 樋 門	ステンレス製手動巻揚式	362	東三河建設
46	38	西浦町	中 屋 敷 防 潮 樋 門	手動巻揚式	363	東三河建設
47	39	西浦町	下 地 防 潮 樋 門	ステンレス製手動巻揚式	364	東三河建設
48	39-1	西浦町	下 地 1 号防潮樋門	鋼製手動巻揚式	365	市土木管理課
49	106	形原町	狭 間 川 防 潮 樋 門	ステンレス製スライド	371	市土木管理課

(3) 防潮扉

(みなとみらい課／令和6年4月1日現在)

番号	水防番号	所在地	名 称	構 造	一連 番号	管 理
1	1	大塚町	東 大 塚 防 潮 扉	ステンレス製引戸式	5	東三河建設
2	1-1	大塚町	西大塚1号防潮扉	木製角落し	20	市みなとみらい課
3	1-2	大塚町	西大塚2号防潮扉	木製角落し	23	市みなとみらい課
4	1-3	大塚町	西大塚3号防潮扉	木製角落し	25	市みなとみらい課
5	4	大塚町	勝 川 3 号 防 潮 扉	ステンレス製開戸式	29	市みなとみらい課
6	6-2	大塚町	海 陽 1 号 防 潮 扉	アルミニウム合金製引戸式	13	三河港務所
7	7	三谷町	若 宮 防 潮 扉	鋼製引戸式	41	三河港務所
8	7-1	三谷町	鳶 欠 防 潮 扉	アルミ合金製引戸式	40	三河港務所
9	8	三谷町	港 内 1 号 防 潮 扉	アルミ合金製横引式	45	三河港務所
10	11	三谷町	港 内 2 号 防 潮 扉	アルミ合金製引戸式	46	三河港務所
11	12	三谷町	港 内 3 号 防 潮 扉	アルミ合金製引戸式	47	三河港務所
12	13	三谷町	港 内 4 号 防 潮 扉	アルミ合金製引戸式 (ハンドル式)	49	三河港務所
13	14	三谷町	港 内 5 号 防 潮 扉	アルミ合金製引戸式	50	三河港務所
14	14-1	三谷町	硯 川 防 潮 扉	アルミ合金製横引式	52	三河港務所
15	16	三谷町	港 内 6 号 防 潮 扉	鋼製引戸式 (ハンドル式)	56	三河港務所
16	17	三谷町	港 内 7 号 防 潮 扉	鋼製引戸式 (ハンドル式)	57	三河港務所
17	18	三谷町	港 内 8 号 防 潮 扉	アルミ合金製横引式	59	三河港務所
18	19	三谷町	港 内 9 号 防 潮 扉	アルミ合金製引戸式	60	三河港務所
19	20	三谷町	港 内 10 号 防 潮 扉	アルミ合金製引戸式	62	三河港務所
20	21	三谷町	港 内 11 号 防 潮 扉	アルミ合金製引戸式	66	三河港務所
21	22	三谷町	港 内 12 号 防 潮 扉	アルミ合金製横引式	68	三河港務所
22	23	三谷町	港 内 13 号 防 潮 扉	アルミ合金製横引式	69	三河港務所
23	24	三谷町	港 内 14 号 防 潮 扉	アルミ合金製引戸式	70	三河港務所
24	25	三谷町	港 内 15 号 防 潮 扉	アルミ合金製引戸式	71	三河港務所
25	26	三谷町	港 内 16 号 防 潮 扉	アルミ合金製引戸式	75	三河港務所
26	27	三谷町	港 内 17 号 防 潮 扉	アルミ合金製引戸式	76	三河港務所

番号	水防番号	所在地	名 称	構 造	一連 番号	管 理
27	28	三谷町	港内 18 号防潮扉	アルミ合金製引戸式	77	三河港務所
28	29	三谷町	港内 19 号防潮扉	アルミ合金製引戸式	80	三河港務所
29	30	三谷町	水神 1 号防潮扉	アルミ合金製横引式	81	三河港務所
30	31	三谷町	水神 2 号防潮扉	アルミ合金製引戸式	83	三河港務所
31	32	三谷町	水神 3 号防潮扉	アルミ合金製引戸式	84	三河港務所
32	35	三谷町	水神 6 号防潮扉	アルミ合金製引戸式	87	三河港務所
33	36	三谷町	水神 7 号防潮扉	アルミ合金製引戸式	88	三河港務所
34	37	三谷町	水神 8 号防潮扉	アルミ合金製引戸式	89	三河港務所
35	37-1	竹島町	城山 1 号防潮扉	アルミ合金製引戸式	100	三河港務所
36	38	竹島町	竹島 1 号防潮扉	アルミ合金製引戸式	104	三河港務所
37	39	竹島町	竹島 2 号防潮扉	アルミ合金製開戸式	106	三河港務所
38	40	竹島町	竹島 3 号防潮扉	ステンレス製横引式	108	市みなとみらい課
39	41	竹島町	竹島 4 号防潮扉	ステンレス製横引式	110	市みなとみらい課
40	44	竹島町	東港 2 号防潮扉	鋼製引戸式	113	三河港務所
41	51	港 町	東港 7 号防潮扉	鋼製開戸式	119	三河港務所
42	54	港 町	竹島埠頭 3 号防潮扉	アルミ合金製引戸式	124	三河港務所
43	55	港 町	竹島埠頭 4 号防潮扉	アルミ合金製引戸式	125	三河港務所
44	55-1	栄 町	竹島埠頭緑地 1 号 防潮扉	アルミ合金製引戸式	130	三河港務所
45	55-2	栄 町	竹島埠頭緑地 2 号 防潮扉	アルミ合金製横引式	138	三河港務所
46	62	竹谷町	竹谷 2 号防潮扉	アルミ合金製開戸式	145	市みなとみらい課
47	63	竹谷町	竹谷 1 号防潮扉	鋼製開戸式	141	三河港務所
48	65	竹谷町	竹谷 3 号防潮扉	アルミ合金製開戸式	148	市みなとみらい課
49	66-1	形原町	北浜 1 号防潮扉	鋼製開戸式	187	三河港務所
50	66-2	形原町	北浜 2 号防潮扉	鋼製開戸式	186	三河港務所
51	66-3	形原町	北浜 3 号防潮扉	鋼製開戸式	185	三河港務所
52	66-4	形原町	春日浦 1 号防潮扉	アルミ合金製横引式	196	市みなとみらい課

番号	水防番号	所在地	名 称	構 造	一連 番号	管 理
53	66-5	形原町	春日浦 2 号防潮扉	アルミ合金製横引式	197	市みなとみらい課
54	66-6	形原町	春日浦 3 号防潮扉	アルミ合金製開戸式	199	市みなとみらい課
55	66-7	形原町	春日浦 4 号防潮扉	アルミ合金製横引式	195	東三河建設
56	66	形原町	音羽 1 号防潮扉	アルミ合金製引戸式 (ハンドル付)	203	三河港務所
57	67	形原町	音羽 2 号防潮扉	アルミ合金製引戸式	204	三河港務所
58	68	形原町	音羽 3 号防潮扉	アルミ合金製引戸式	206	三河港務所
59	69	形原町	音羽 4 号防潮扉	アルミ合金製開戸式	209	三河港務所
60	70	形原町	音羽 5 号防潮扉	アルミ合金製横引式	212	三河港務所
61	71	形原町	音羽 6 号防潮扉	アルミ合金製引戸式	213	三河港務所
62	73	形原町	古城 2 号防潮扉	アルミ合金製横引式	220	三河港務所
63	74	形原町	古城 3 号防潮扉	アルミ合金製引戸式	221	三河港務所
64	75	形原町	古城 4 号防潮扉	アルミ合金製引戸式	222	三河港務所
65	76	形原町	古城 5 号防潮扉	アルミ合金製引戸式	223	三河港務所
66	77	形原町	古城 6 号防潮扉	アルミ合金製引戸式	227	三河港務所
67	78	形原町	古城 7 号防潮扉	アルミ合金製引戸式	230	三河港務所
68	79	形原町	古城 8 号防潮扉	アルミ合金製引戸式	231	三河港務所
69	79-1	形原町	港町 1 号防潮扉	アルミ合金製引戸式 (ハンドル付)	232	三河港務所
70	82	西浦町	稲生 1 号防潮扉	アルミ合金製引戸式	247	三河港務所
71	85	西浦町	稲生 5 号角落し	木製角落し	252	三河港務所
72	88-1	西浦町	稲生 防潮扉	アルミ合金製開戸式	258	三河港務所
73	89-1	西浦町	倉舞 2 号角落し	木製角落し	324	市みなとみらい課
74	89-2	西浦町	倉舞 3 号角落し	木製角落し	325	市みなとみらい課
75	90	西浦町	倉舞 1 号防潮扉	ステンレス製引戸式	327	市みなとみらい課
76	91	西浦町	倉舞 4 号防潮扉	ステンレス製引戸式	328	市みなとみらい課
77	92	西浦町	倉舞 5 号防潮扉	ステンレス製引戸式	329	市みなとみらい課
78	93	西浦町	倉舞 2 号防潮扉	ステンレス製開戸式	331	市みなとみらい課
79	94	西浦町	倉舞 6 号防潮扉	ステンレス製起伏式	332	市みなとみらい課

番号	水防番号	所在地	名 称	構 造	一連 番号	管 理
80	95	西浦町	倉 舞 3 号 防 潮 扉	ステンレス製開戸式	333	市みなとみらい課
81	96	西浦町	倉 舞 7 号 角 落 し	木製角落し	334	市みなとみらい課
82	96-1	西浦町	倉 舞 8 号 角 落 し	木製角落し	335	市みなとみらい課
83	97	西浦町	知 柄 7 号 防 潮 扉	鋼製引戸式	342	東三河建設
84	98	西浦町	知 柄 2 号 防 潮 扉	アルミ合金製引戸式	351	東三河建設
85	99	西浦町	知 柄 1 号 防 潮 扉	鋼製角落し	352	東三河建設
86	100	西浦町	知 柄 3 号 防 潮 扉	鋼製引戸式	354	東三河建設
87	101	西浦町	知 柄 4 号 防 潮 扉	ステンレス製引戸式	355	東三河建設
88	103	西浦町	知 柄 5 号 防 潮 扉	鋼製引戸式	358	東三河建設
89	104	西浦町	知 柄 6 号 防 潮 扉	鋼製引戸式	359	東三河建設
90	105	西浦町	大 戸 角 落 し	木製角落し	367	東三河建設

(4) 排水口

(土木管理課／令和6年4月1日現在)

番号	水防番号	所在地	名 称	構 造	一連 番号	管 理
1	3-1	三谷町	三谷 10 号排水口	鋼製角落し	94	市下水道課
2	3-2	三谷町	三谷 11 号排水口	鋼製角落し	97	市下水道課
3	5	形原町	形原 1 号排水口	鋼製角落し	190	市土木管理課
4	6	形原町	形原 2 号排水口	鋼製角落し	191	市土木管理課
5	6-1	形原町	春日浦排水口	ステンレス製開戸式	193	市土木管理課

(5) 排水ポンプ施設

(下水道課／令和6年4月1日現在)

番号	所在地	排水区	名 称	構 造	記号	管理者
1	竹島町	丸山町	城山ポンプ場	75kw(96 m ³ /分)×2基	㊦	下水道浄化センター
2	形原町	川原	春日浦ポンプ場	45kw(42 m ³ /分)×3基	㊦	下水道浄化センター

2-8 災害対策用緊急輸送道路

(土木管理課／令和6年4月1日現在)

	路線名	起 点	終 点		延長 (km)	次別	指定
1	国道23号 蒲郡バイパス	蒲郡IC(清田町)	幸田町境(柏原町)		4.6	第1次	県
2	国道23号	豊川市境(大塚町)	国道247号交点(大塚町)		2.6		
3	国道23号	幸田町境(竹谷町)	国道247号交点(拾石町)		0.6		
4	国道247号	国道23号交点(大塚町)	国道23号分岐点 (拾石町)		7.4		
5	県道蒲郡港拾石線	国道23号交点(拾石町)	蒲郡港(浜町)		1.1		
6	臨港道路12号線 (蒲郡ふ頭内道路)	県道蒲郡港拾石線交点 (浜町)	蒲郡ふ頭9号岸壁(浜町)		0.7		
7	臨港道路19号線 (蒲郡ふ頭内道路)	臨港道路12号線交点 (浜町)	蒲郡ふ頭8号岸壁(浜町)		0.1		
8	国道247号	西尾市境(形原町)	国道23号交点(拾石町)		3.5	第2次	県
9	国道23号	国道247号交点(大塚町)	国道247号交点(竹谷町)		6.7		
10	国道473号	国道23号交点(松原町)	蒲郡中学校北東(新井町)		1.2		
11	主要地方道長沢蒲 郡線	豊川市境(清田町)	市道前道下上大内1号線 交点(水竹町)		2.0		
12	市道前道下上大内1 号線	蒲郡中学校北東(新井町)	主要地方道長沢蒲郡線交 点(清田町)		2.2	第3次	県
13	市道神ノ郷9号線	蒲郡市農業協同組合総合 集出荷場(神ノ郷町)	中山元柏原堀切1号線交 点(神ノ郷町)		0.1		
14	市道中山本柏原堀切 1号線	市道神ノ郷9号線交点(神 ノ郷町)	蒲郡西インター交点(柏 原町)		0.6		
15	市道宮成町小敷塚1 号線	神ノ郷町南蔵伝交点(神ノ 郷町)	大宮神社西交点(宮成町)		0.1		
16	市道浜町8号線	浄化センター北交点(浜 町)	蒲郡臨港道路9号線交点 (浜町)		0.5		
17	市道緑町9号線	大宮神社西交点(緑町)	中央小学校北東交点(緑 町)		0.3		
18	市道緑町旭町1号線	中央小学校北東交点(緑 町)	旭町交点(旭町)		0.4		
19	市道緑町中央本町1 号線	体育館南交点(緑町)	蒲郡警察署(緑町)		0.2		
20	国道247号	国道23号交点(竹谷町)	県道蒲郡碧南線交点 (竹谷町)		0.2	その他	市
21	県道深溝西浦線	幸田町境(一色町)	西浦温泉(西浦町)		6.3		
22	県道芦谷蒲郡線	幸田町境(柏原町)	竹谷柏原線交点(竹谷町)		3.0		
23	都計道竹谷柏原線	国道23号交点(竹谷町)	芦谷蒲郡線交点(竹谷町)		1.0		
24	都計道坂本線	都計道松原線交点(栄町)	坂本町		3.9		
25	都計道豊岡線	都計道海岸線交点 (三谷町)	蒲郡環状線交点(豊岡町)		2.1		
26	市道鎌倉三月田1号 線ほか	国道23号交点(大塚町)	相楽町		1.7		
27	都計道衣浦蒲郡線	国道247号交点(三谷町)	幸田町境(西迫町)		6.2		
28	都計道王子中村線	蒲郡環状線交点(豊岡町)	竹谷柏原線交点 (竹谷町)		3.8		
29	都計道蒲中線	都計道豊岡線交点 (豊岡町)	蒲郡環状線交点(緑町)		2.4		

30	都計道五井線	国道 247 号交点（五井町）	蒲郡中線交点（平田町）		0.5		
31	都計道本宿線	都計道海岸線交点 (竹島町)	国道 23 号交点（松原町）		0.2		

※第1次緊急輸送道路

県庁所在地、地方中心都市及び重要港湾、空港等を連絡し、広域の緊急輸送を担う道路

第2次緊急輸送道路

第1次緊急輸送道路と市町村役場、主要な防災拠点（行政機関、公共機関、港湾、ヘリポート、災害医療拠点、自衛隊等）を連絡し、地域内の緊急輸送を担う道路

第3次緊急輸送道路

第1次及び第2次緊急輸送道路から重要な防災拠点までの緊急輸送を担う道路

その他の緊急輸送道路（市が独自に指定する緊急輸送道路）

救援物資等の備蓄地点又は集積地点等への導入幹線道路

2-9 指定緊急避難場所・指定避難所等

(1) 指定緊急避難場所

(危機管理課／令和6年4月1日現在)

地区	番号	指定緊急避難場所	管理者(代表者)	所在地	電話番号	FAX 番号	空地面積(m ²)
大塚小学区	1	大塚小学校校庭	学 校 長	大塚町大門 42-5	59-8041 59-8042	59-8930	9,089
	2	大塚中学校校庭	学 校 長	大塚町南向山 15-3	59-8040 59-8075	59-8940	8,249
	3	蒲郡東高等学校校庭	学 校 長	大塚町上千尾 12-2	59-8621 59-8622 59-8702	59-8691	25,091
三谷小学区	4	三谷小学校校庭	学 校 長	三谷町迫 1-1	68-5117 68-5118	67-8441	8,695
	5	矢田公園	市 長	三谷北通一丁目 139			400
	6	向山公園	市 長	三谷北通三丁目 246			2,700
	7	須田公園	市 長	三谷北通四丁目 149			400
三谷東小学区	8	三谷東小学校校庭	学 校 長	三谷町南山 1-7	68-0522 68-0722	67-8460	12,667
	9	三谷中学校校庭	学 校 長	三谷町原山 1-40	68-2302 68-2365	67-8480	12,603
	10	星越公園	市 長	三谷町東一丁目 138			1,400
	11	丸戸公園	市 長	三谷町東五丁目 222			1,300
	12	寺戸公園	市 長	三谷町東三丁目 42			1,200
	13	弥生公園	市 長	三谷町弥生二丁目 3			600
	14	天伯公園	市 長	三谷町東二丁目 42			800
竹島小学区	15	竹島小学校校庭	学 校 長	府相町三丁目 40	69-7171 69-7172	67-8466	11,009
	16	半ノ木公園	市 長	三谷北通五丁目 9			900
	17	西田川公園	市 長	三谷北通六丁目 189			2,700
	18	御馬公園	市 長	府相町一丁目 130			900
	19	府相公園	市 長	府相町二丁目 241			500
	20	五反田公園	市 長	新井形町南 79			1,600
東部小学区	21	蒲郡東部小学校校庭	学 校 長	豊岡町池田 3	68-2070 68-2375	67-8420	5,978
北部小学区	22	蒲郡北部小学校校庭	学 校 長	清田町間堰 52	68-3383 68-3478	67-8431	10,399
	23	中部中学校校庭	学 校 長	水竹町下川原 11-1	68-0810 68-1538	67-8489	14,662
	24	中央公園	市 長	水竹町木船 33-1			6,000
	25	水竹公園	市 長	中部区画整理 49 B			2,500
西部小学区	26	蒲郡西部小学校校庭	学 校 長	神ノ郷町壱町田 10	68-3382	67-8439	5,349

地区	番号	指定緊急避難場所	管理者(代表者)	所在地	電話番号	FAX 番号	空地面積(m ²)
南部小学区	27	蒲郡南部小学校校庭	学 校 長	神明町 22-3	69-3288 69-3289	67-8419	9,209
	28	蒲郡中学校校庭	学 校 長	新井町南 111	68-6166 68-6167	67-8467	17,902
	29	蒲郡高等学校校庭	学 校 長	上本町 8-9	68-2074	68-2055	11,351
	30	榎田公園	市 長	八百富町一丁目 121			1,100
	31	八百富公園	市 長	八百富町二丁目 17			400
	32	新井公園	市 長	新井町南 110			800
	33	本町公園	市 長	本町東 179			900
	34	港町西公園	市 長	蒲郡駅南土地区画整理 12 街区			800
	35	港町東公園	市 長	蒲郡駅南土地区画整理 19 街区			500
中央小学区	36	中央小学校校庭	学 校 長	緑町 3-49	68-0033 68-0034	67-8449	9,996
	37	中ノ坊公園	市 長	中央本町 2201			800
	38	神倉公園	市 長	宝町 397			300
	39	御幸公園	市 長	御幸町 1901			800
	40	旭公園	市 長	旭町 468			300
	41	蒲形公園	市 長	御幸町 3295			2,600
	42	大坪公園	市 長	旭町 316			200
	43	薮田公園	市 長	緑町 709			800
塩津小学区	44	塩津小学校校庭	学 校 長	竹谷町今御堂 31-1	68-2504 68-2509	67-8445	8,816
	45	塩津中学校校庭	学 校 長	竹谷町上ノ山 2	68-2510 68-2910	67-8482	10,785
	46	愛知工科大学・ 愛知工科大学自動車 短期大学	学 校 長	西迫町馬乗 50-2	68-1135	68-0352	7,554
	47	東浜公園	市 長	拾石町塩浜 73			900
	48	前田公園	市 長	拾石町前田 31			1,500
形原小学区	49	形原小学校校庭	学 校 長	形原町御嶽 34-2	57-5285 57-5286	57-1144	6,382
	50	形原中学校校庭	学 校 長	形原町佃 20- 1	57-5185 57-5186	57-1147	19,079
	51	蒲郡文化広場 運動場	市 長	形原町袋川 25-1	57-1338	57-1338	3,264
形原北小学区	52	形原北小学校校庭	学 校 長	金平町屋敷田 1	57-7251 57-7252	57-1146	11,412
	53	双太山公園	市 長	形原町北双太山 89			3,500
西浦小学区	54	西浦小学校校庭	学 校 長	西浦町宮地 10	57-5275 57-5276	58-1088	5,877
	55	西浦中学校校庭	学 校 長	西浦町原山 1-24	57-5245 57-5246	57-1148	9,653

合計 295,171 m²

(2) 指定避難所

(危機管理課／令和6年4月1日現在)

地区	指定避難所	管 理 者 (代表者)	所 在 地	電 話	F A X	構造	収容人員 (人)
大塚小学区	大塚保育園 遊戯室	園 長	大塚町後広畑 84-1	59-8560	59-8560	木造	5 8
	大塚西保育園 遊戯室	園 長	大塚町西屋敷 68-1	59-7014	59-7014	木造	4 3
	大塚小学校 体育館	学 校 長	大塚町大門 42-5	59-8041	59-8930	鉄骨	3 3 0
	大塚中学校 体育館	学 校 長	大塚町南向山 15-3	59-8040	59-8940	鉄筋	8 2 0
	蒲郡東高等学校 体育館	学 校 長	大塚町上千尾 12-2	59-8621	59-8691	鉄骨	5 3 0
三谷小学区	三谷小学校 体育館	学 校 長	三谷町迫 1-1	68-5117 68-5118	67-8441	鉄骨	3 1 0
三谷東小学区	三谷東保育園 遊戯室	園 長	三谷町東四丁目 146	68-5853	68-5853	木造	6 3
	三谷東小学校 体育館	学 校 長	三谷町南山 1-7	68-0722	67-8460	鉄骨	4 3 0
	三谷中学校 体育館	学 校 長	三谷町原山 1-40	68-2365 68-2302	67-8480	鉄骨	5 3 0
竹島小学区	竹島小学校 体育館	学 校 長	府相町三丁目 40	69-7171	67-8466	鉄骨	4 0 0
東部小学区	東部保育園 遊戯室	園 長	豊岡町池田 16-3	68-5653	68-5653	鉄骨	6 3
	蒲郡東部小学校 体育館	学 校 長	豊岡町池田 3	68-2375	67-8420	鉄骨	3 0 0
	とかみ会館	中村駐在員	豊岡町下久貝 18-1, 18-2	69-7944	—	鉄骨	4 0
	上組会館	上組駐在員	豊岡町軒山 11-1, 11-4	68-7194	—	鉄骨	4 0
	迫公民館	迫 駐 在 員	豊岡町八ツ田 27-9	—	—	鉄骨	3 0

地区	指定避難所	管理者 (代表者)	所在地	電話	FAX	構造	収容人員 (人)
	五井町多目的ホール	五井町総代	五井町岡海道 79-5	67-1077	—	鉄骨	60
	平田町民センター	平田町総代	平田町西長根 49	67-9752	—	鉄骨	60
北部小学区	北部保育園 遊戯室	園長	清田町門前 2-16	68-5482	68-5482	木造	56
	蒲郡北部小学校 体育館	学校長	清田町間堰 52	68-3478	67-8431	鉄骨	300
	中部中学校 体育館	学校長	水竹町下川原 11-1	68-1538	67-8489	鉄骨	760
西部小学区	西部保育園 遊戯室	園長	神ノ郷町壺町田 14-5	68-2343	68-2343	木造	44
	蒲郡西部小学校 体育館	学校長	神ノ郷町壺町田 10	68-3382	67-8439	鉄骨	260
南部小学区	南部保育園 遊戯室	園長	神明町 22-28	68-3384	68-3384	木造	60
	蒲郡南部小学校 体育館	学校長	神明町 22-3	69-3288 69-3289	67-8419	鉄骨	390
	蒲郡中学校 体育館	学校長	新井町南 111	68-6166 68-6167 68-6168	67-8467	鉄筋	520
	勤労福祉会館	市長	神明町 18-4	69-3911	69-3911	鉄筋	490
	蒲郡高等学校 体育館	学校長	上本町 8-9	68-2074	68-2055	鉄骨	530
中央小学区	中央小学校 体育館	学校長	緑町 3-49	68-0033	67-8449	鉄骨	370
	中部保育園 遊戯室	園長	旭町 22-18	68-4989	68-4989	木造	61
	市民体育センター 武道館	市長	緑町 3-69	69-3241 69-3247	69-3243	鉄筋	800

地区	指定避難所	管理者 (代表者)	所在地	電話	F A X	構造	収容人員 (人)
塩津小学区	塩津保育園 遊戯室	園 長	竹谷町今御堂 63-1	68-3840	68-3840	鉄骨	6 5
	塩津小学校 体育館	学 校 長	竹谷町今御堂 31-1	68-2509	67-8445	鉄骨	3 7 0
	塩津中学校 体育館	学 校 長	竹谷町上ノ山 2	68-2510	67-8482	鉄骨	6 8 0
	愛知工科大学・ 愛知工科大学自動 車短期大学	学 校 長	西迫町馬乗 50-2	68-1135	68-0352	鉄筋	7 7 7
	拾石町会館	拾石町総代	拾石町塩浜 81	—	—	鉄骨	6 0
形原小学区	形原保育園 遊戯室	園 長	形原町中村 3-3	57-2600	57-2600	木造	6 7
	形原南保育園 遊戯室	園 長	形原町西根崎 17-4	57-2809	57-2809	鉄筋	7 0
	形原小学校 体育館	学 校 長	形原町御嶽 34-2	57-5285 57-5286	57-1144	鉄骨	3 1 0
	形原中学校 体育館	学 校 長	形原町佃 20-1	57-5185 57-5186	57-1147	鉄筋	8 0 0
	蒲郡文化広場 体育館	市 長	形原町袋川 25-1	57-1338	57-1338	鉄筋	6 0 0
	形原四区 しあわせ会館	四 区 総 代	形原町北上松 22、27、28	—	—	鉄骨	6 5
形原北小学区	形原北保育園 遊戯室	園 長	金平町三本木 1	57-4301	57-4301	木造	7 0
	形原北小学校 体育館	学 校 長	金平町屋敷田 1	57-7251	57-1146	鉄骨	4 1 0
西浦小学区	西浦保育園 遊戯室	園 長	西浦町丸落 20-3	57-2709	57-2709	鉄筋	7 0
	西浦小学校 体育館	学 校 長	西浦町宮地 10	57-5275 57-5276	57-7991	鉄骨	3 0 0
	西浦中学校 体育館	学 校 長	西浦町原山 1-24	57-5245 57-5246	57-1148	鉄骨	8 1 0

合計 4 6 ヶ所 1 4, 2 7 2 人

(3) 地域避難場所 (危機管理課／令和6年4月1日現在)
原則として台風等風水害災害の際、少人数の方が自主避難される場合に開設します。

地域避難場所	所在地	電話 (FAX)
大塚公民館	大塚町西島 91	59-8820
みや児童館	三谷北通二丁目 259-1	67-0077
三谷小学校	三谷町迫 1-1	68-5117
東部公民館	豊岡町殿門 24	67-6198
浜家公民館	松原町 137-3, 138-3, 139-3	—
小江公民館	神明町 2-10	68-6402
北部公民館	清田町間堰 50	69-9855
蒲郡公民館	元町 19-13	69-1288
西部公民館	神ノ郷町壱町田 12-1	68-7233
塩津公民館	竹谷町今御堂 22-1	68-3819
形原中学校	形原町佃 20-1	57-5185
かたはら児童館	形原町北双太山 91-2	57-1422
西浦公民館	西浦町宮地 10-6	57-2398

(4) 届出避難所 (危機管理課／令和6年4月1日現在)
市民の方が自主的に開設し、運営する避難所として蒲郡市届出避難所登録要綱に基づき登録された地域の集会施設等です。

地区	名称	管理者 (代表者)	所在地	構造	収容人員 (人)
大塚	相楽ひめはる会館	総代	相楽町小畑ヶ 33-31	RC・S1階	50
三谷	上区会館	総代	三谷町東二丁目 53	S1階	90
	西区会館	総代	三谷町須田 29-2	S1階	34
蒲郡 町部	吉光会館	総代	宝町 396	S2階	54
	蒲形公民館	総代	御幸町 5-8	RC2階	82
	蒲形集会所	総代	旭町 22-13	W1階	32
塩津	鹿島町北部集会所	総代	鹿島町岡 20-84	W1階	37
形原	形原八区集会所	総代	金平町井戸尻 1-4	RC1階	80
	太陽の家	愛知事業 本部長	形原町北浜 28-1	RC4階	300

※西区会館は高潮浸水想定区域のため、高潮注意報、高潮警報及び高潮特別警報発表中は開設しない。

(5) 福祉避難所

(危機管理課／令和6年4月1日現在)

施設種類	施設名	所在地	電話 (FAX)
養護老人ホーム	蒲郡市養護老人ホーム	大塚町後広畑 84-1	59-8616 (59-8616)
特別養護老人ホーム	蒲郡眺海園	拾石町浅岡 1-7	69-1122 (69-1125)
	形原眺海園	形原町西稻荷 18-2	58-1133 (57-8134)
	形原眺海園ぬくもりの家	形原町南新田 55-7	58-1131 (58-1132)
	五井眺海園	五井町五反田 7-1	67-1055 (67-1145)
	特別養護老人ホーム楓の杜	神ノ郷町下向山 35	56-8845 (56-8846)
	特別養護老人ホーム百華苑	三谷町姥ヶ懐 23	75-6666 (67-2266)
	特別養護老人ホームさくらの木	大塚町南向山 25-5	56-9911 (56-9921)
有料老人ホーム	憩いの杜蒲郡	形原町北新田 41-1	56-0123 (56-0051)
グループホーム	アットホーム三谷	三谷北通四丁目 117-1	66-0030 (66-0031)
	アットホーム平田	平田町上六反田 1-1	56-7534 (56-7538)
	グループホームはっぴい	三谷町伊与戸 1-2	68-7735 (69-2515)
	けあビジョンホーム蒲郡	大塚町岸脇 7	58-2121 (58-2122)
	グループホームなばな苑	形原町南名田 19-4	56-0015 (56-0015)
	グループホームすずらん	竹谷町奥林 29-1	69-8822 (69-8823)
	グループホームみかんの木	金平町堀ノ内 2-2	58-1112 (58-1113)
老人保健施設	みらいあ	栄町 11-13	67-0125 (67-0127)
	五井の里	五井町殿海道 11-1	68-6541 (68-6578)

施設種類	施設名	所在地	電話 (FAX)
知的障害者施設	つつじ寮	大塚町後広畑 85-1	59-7221 (59-7220)
	わくわくワーク大塚	大塚町後広畑 25-2	59-7728 (59-7729)
	楽笑モール (まるまるカフェ内)	三谷町須田 10-68	66-6228 (66-6229)
その他	生きがいセンター	神明町 22-2	69-2500 (69-0327)
	なごみの郷	柏原町加治替戸 3-1	69-8753 (66-3677)

※なごみの郷については特別養護老人ホーム、デイサービスセンター、グループホーム、小規模多機能型居宅介護施設を含む複合施設である。

2-10 都市公園内防災施設

(都市計画課／令和6年4月1日現在)

公園名	指定 ※1	防火水槽		火災 格納 倉庫	避難 広場 ㎡	公園 面積 ha	防災 行政 無線	電話 BOX	トイレ		その他 ※2	
		40 ㎡	100 ㎡						構造	面積 ㎡		
中央公園	○	○			6,000	5.90	○	○	RC	30.50	管理棟 117 ㎡	指
若宮公園		○			2,000	1.90	○		RC	32.96		指
北浜公園		○			3,100	1.40		○	RC	17.50		指
星越公園	○				1,400	0.43			RC	5.80		総
双太山公園	○				3,500	2.10			RC	11.52	管理棟 93 ㎡	指
大坪公園	○	○	○	○	200	0.17			RC	12.25		シ
旭公園	○	○			300	0.36			RC	23.70		シ
御幸公園	○	○			800	0.25	○		BL	8.24		シ
中ノ坊公園	○	○	○	○	800	0.25		○	BL	10.00		シ
神倉公園	○	○			300	0.14	○		RC	17.06		総
須田公園	○	○			400	0.20	○		RC	9.00		総
向山公園	○	○			2,700	0.80	○	○	RC	17.22		シ
矢田公園	○	○			400	0.20			RC	9.00		総
弥生公園	○		○	○	600	0.17	○		RC	10.10		シ
天伯公園	○	○			800	0.20	○		RC	9.52		総
寺戸公園	○				1,200	0.30			RC	11.84		シ
前田公園	○	○	○	○	1,500	0.36			RC	8.12		総
東浜公園	○	○			900	0.18			RC	9.18		総
薮田公園	○	○			800	0.23			RC	9.52		総
半ノ木公園	○	○			900	0.23			RC	9.52		総
丸戸公園	○	○			1,300	0.31	○		RC	5.80		シ
御馬公園	○				900	0.19			RC	8.71		総
府相公園	○	○			500	0.18	○		RC	4.91		総
榎田公園	○	○			1,100	0.21			RC	8.70		シ
蒲形公園	○	58			2,600	0.69			RC	15.12		シ
西田川公園	○	50			2,700	0.93			RC	25.16		シ
八百富公園	○	○			400	0.17			RC	14.40		シ
新井公園	○				800	0.33			木造	32.65		シ
春日浦公園					5,300	1.20	○		RC	72.23		指
海岸公園						0.38	○		RC	9.52		シ

公 園 名	指定 ※1	防火水槽		火災 格納 倉庫	避難 広場 m ²	公園 面積 ha	防災 行政 無線	電話 BOX	トイレ		その他 ※2	
		40 m ³	100 m ³						構造	面積 m ²		
亀岩臨海公園						2.81	○	○	RC	29.25		シ
北双太山駐 車場緑地		○				0.36			木造	13.80		指
本町公園	○				900	0.23			RC	13.75	カマドベンチ 防災東屋	社
港町西公園	○				800	0.20			—	—	カマドベンチ 防災東屋	総
五反田公園	○				1,600	0.30			RC	8.20	カマドベンチ	シ
港町東公園	○				500	0.13			—	—	カマドベンチ	総
水竹公園	○				2,500	1.00			RC	22.96	カマド入ベンチ	シ
新井形公園	○				280	0.10			—	—	カマド入ベンチ	総

※1 指定緊急避難場所

※2 その他欄右の表示は管理委託先等を明示

指：指定管理者、総：地区総代、シ：公益社団法人 蒲郡市シルバー人材センター、
直：都市計画課、社：社会福祉法人 はばたき

2-1-1 応急給水用水源等

(1) 第1 応急給水用水源

(水道課／令和6年4月1日現在)

配水施設名	緊急遮断弁形式	配水池容量	所在地
西浦配水場	φ250 信号式	700 m ³	西浦町大山地内
形原配水場	φ350 自力信号	2,800 m ³	形原町大沢地内
清田配水場	φ600 自力信号	2,200 m ³	清田町田ノ入地内
清田受水場	φ500 信号式	1,000 m ³	清田町田ノ入地内
清田低区配水場	φ450/400 信号	5,150 m ³	清田町中新屋地内
第2南山配水場	φ300/350 信号	6,800 m ³	三谷町南山地内
第2西浦配水場	φ450 自力信号	2,500 m ³	西浦町原山地内
相楽配水場	φ100 信号式	150 m ³	相楽町荒井地内
合 計		21,300 m ³	

(2) 第2 応急給水用水源 (耐震性貯水槽 100 m³)

番号	設置年	設置場所	所在地	浄水装置規格
1	S55	勤労福祉会館	神明町18-4	DFC-2ES
2	S55	形原小学校	形原町御嶽34-2	DFC-2ES
3	S56	弥生公園	三谷町弥生二丁目36	DFC-2ES
4	S56	西浦小学校	西浦町宮地10	DFC-2ES
5	S57	大塚小学校	大塚町大門42-5	DFC-2ES
6	S57	塩津小学校	竹谷町今御堂31-1	DFC-2ES
7	S58	蒲郡東部小学校	豊岡町池田3	DFC-2ES
8	S58	蒲郡西部小学校	神ノ郷町壱町田10	DFC-2ES
9	S59	蒲郡北部小学校	清田町間堰52	DFC-2ER
10	S59	竹島小学校	府相町三丁目40	DFC-2ER
11	S60	形原北小学校	金平町屋敷田1	DFC-2ER
12	S61	三谷小学校	三谷町迫1-1	DFC-2ER
13	S62	大塚西保育園	大塚町西屋敷68-1	DFC-2ER
14	S63	蒲郡中学校	新井町13-18	DFC-2ER
15	H01	形原中学校	形原町佃20-1	DFC-2ER
16	H02	中央小学校	緑町3-49	DFC-2ER
17	H03	三谷中学校	三谷町原山1-40	DFC-2ER
18	H03	記念橋北	府相町二丁目147	DFC-2ER
19	H04	中部中学校	水竹町下川原11-1	DFC-2ER
20	H05	前田公園	拾石町前田31	DFC-2ER
21	H06	中ノ坊公園	中央本町22	DFC-2ER
22	H07	大坪公園	旭町6	DFC-2ER
23	H08	博物館西駐車場	栄町3	DFC-2ER
24	H09	秋葉神社	三谷町六舗12	DFC-2ER
25	H10	形原四区しあわせ会館	形原町北上松22, 27, 28	DFC-2ER

(3) 第3 応急給水用水源

No.	名 称	プール容量 (m³)	受水槽容量 (m³)	連絡先 (Tel)	備 考
1	大 塚 小 学 校	247	18	59-8041	
2	三 谷 東 小 学 校	344	16	68-0722	
3	三 谷 小 学 校	296	26	68-5117	
4	蒲郡東部小学校	224	18	68-2375	
5	蒲郡北部小学校	296	4	68-3478	
6	蒲郡南部小学校	268	19	69-3288	
7	蒲郡西部小学校	208	6	68-3382	
8	竹 島 小 学 校	296	4	69-7171	
9	中 央 小 学 校	402	15	68-0033	
10	塩 津 小 学 校	296	8	68-2509	閉鎖中
11	形 原 北 小 学 校	296	10	57-7251	
12	形 原 小 学 校	296	14	57-5285	
13	西 浦 小 学 校	296	8	57-5275	
14	大 塚 中 学 校	357	10	59-8040	
15	三 谷 中 学 校	982	12	68-2365	
16	蒲 郡 中 学 校	-	14	68-6166	閉鎖中
17	中 部 中 学 校	422	8	68-1538	
18	塩 津 中 学 校	328	12	68-2510	
19	形 原 中 学 校	296	18	57-5185	
20	西 浦 中 学 校	315	8	57-5245	
21	蒲郡東高等学校	-	42	59-8621	閉鎖中
22	三谷水産高等学校	600	30	69-2265	
23	蒲 郡 高 等 学 校	700	30	68-2074	
合計		7,765	350		

※塩津小学校：校舎建替工事のため工事完了まで、令和6年6月以降使用不可。

(4) 拠点給水箇所

No.	地 区	拠 点
1	大 塚 地 区	大 塚 小 学 校
2	三 谷 東 地 区	弥 生 公 園
3	三 谷 西 地 区	三 谷 小 学 校
4	山 間 東 地 区	蒲 郡 東 部 小 学 校
5	山 間 北 地 区	中 部 中 学 校
6	山 間 西 地 区	蒲 郡 西 部 小 学 校
7	府 相 地 区	竹 島 小 学 校
8	町 部 東 地 区	蒲 郡 中 学 校
9	町 部 南 地 区	蒲 郡 南 部 小 学 校
10	町 部 北 地 区	蒲 郡 高 等 学 校
11	町 部 西 地 区	中 央 小 学 校
12	塩 津 地 区	塩 津 小 学 校
13	形 原 東 部 地 区	形 原 北 小 学 校
14	形 原 西 部 地 区	形 原 小 学 校
15	西 浦 地 区	西 浦 小 学 校

(5) 最優先給水先

	施 設	住 所	電 話
医療施設	蒲郡厚生館病院	栄町 11-13	69-3251
	蒲郡市民病院	平田町向田 1-1	66-2200
	蒲郡東部病院	大塚町山ノ沢 45-2	59-7601
	蒲郡クリニック	三谷町須田 10-2	68-1115
	とよおかクリニック	豊岡町梶田 13-1	67-1155
福祉施設	ひだまり	形原町北浜 28-1	57-1611
	形原眺海園	形原町西稲荷 18-2	58-1133
	蒲郡市養護老人ホーム	大塚町後広畑 84-1	59-8616
	蒲郡眺海園	拾石町浅岡 1-7	69-1122
	つつじ寮	大塚町後広畑 85-1	59-7221
	五井眺海園	五井町五反田 7-1	67-1055
	ゆたかホーム	拾石町浅岡 1-31	69-1122

※ 上記以外の医療施設については、市民救助部救助第四班（健康推進課）との協議により対応

※ 上記以外の福祉施設については、市民救助部救助第一班（福祉課）及び第三班（長寿課）との協議により対応

2-1-2 清掃施設・設備

(環境清掃課／令和6年4月1日現在)

(1) し尿関係

ア し尿処理施設

名 称	蒲郡市幸田町衛生組合・清幸園衛生処理場
所 在 地	額田郡幸田町大字深溝字黒田8番地
電 話 番 号	0564-62-7899
敷 地 面 積	19,533 m ²
処 理 能 力	82 kℓ／日

イ し尿運搬業者

名 称	住 所	電話番号	保有台数
(株)山 兼	蒲郡市浜町71-11	68-3071	3台
(株)鈴 米	蒲郡市三谷町弥生一丁目54-2	68-7465	2台
中 部 保 全(株)	岡崎市柱町字下荒子57-1	0564-51-1858	8台
(株)蒲郡清浄センター	額田郡幸田町芦谷字福田128	0564-62-0336	7台

(2) ごみ関係

ア ごみ処理施設

名 称	蒲郡市クリーンセンター
所 在 地	西浦町口田土1
電 話 番 号	57-4100
敷 地 面 積	26,869 m ²
処 理 能 力	焼却炉 130 t／日 (65 t／24h×2 炉)
機 種	流動床式

イ 蒲郡市一色不燃物最終処分場

名 称	蒲郡市一色不燃物最終処分場
所 在 地	一色町下手張10-1
電 話 番 号	57-1209
埋 立 容 量	222,904 m ³

ウ 蒲郡市一般廃棄物最終処分場

名 称	蒲郡市一般廃棄物最終処分場
所 在 地	大塚町斧磨 57-1 水処理棟
電 話 番 号	58-2320
埋 立 容 量	113,000 m ³

エ ごみ収集運搬車両

車 両	車数	車 両	車数	車 両	車数
ダンプ (3.25t 車)	1	パッカー車 (2t 車)	2	清掃パトロール車	1
ダンプ (3.35 t 車)	1	普通トラック (2t 車・パワーゲート、不 法ごみ回収用)	1	事務用普通車バン	1
ダンプ (2.8 t 車)	1				
ダンプ (4t 車)	1	軽四トラック (0.35 t 車)	2		
アームロール車 (4 t 車)	1	バキューム車 (1.6kl)	1		
				計	13

(3) 災害廃棄物仮置場（分別、中間処理等）

名 称	所 在 地	面 積	区分
三谷グラウンド	三谷町水神町通 9	約 15,500 m ²	一次
西浦グラウンド	西浦町原山 1-25	約 7,000 m ²	一次
南明柄グラウンド	西浦町南明柄 15、 16-1、17-1、17-3、 20-1、20-3	約 21,900 m ²	一次
浜町グラウンド	浜町 42	約 31,400 m ²	一次（二次）
一色不燃物最終処分 場	一色町下手張 10-1	約 25,210 m ²	一次（二次）

2-13 火葬場及び木棺調達先

(環境清掃課／令和6年4月1日現在)

(1) 火葬関係

ア 火葬場

名 称	蒲郡市幸田町衛生組合斎場 セレモニーホール とぼね
電 話 番 号	68-2507
F A X 番 号	65-8520
所 在 地	蒲郡市竹谷町玉ノ木 57
炉 数	5 炉
最大火葬数	1 3 体／日

イ 近隣の火葬場

名 称	西尾市斎場 やすらぎ苑
電 話 番 号	0563-35-2233
所 在 地	西尾市吉良町宮迫檜木 15
炉 数	7 炉
最大火葬数	2 1 体／日
名 称	豊川市斎場会館 永遠の森
電 話 番 号	77-2277
所 在 地	豊川市御津町豊沢引釣 80-1
炉 数	8 炉
最大火葬数	2 0 体／日

(2) 木棺調達先

名 称	連 絡 先
蒲郡装具有限会社	68-2444
愛知県葬祭業協同組合	0586-24-0948
全日本葬祭業協同組合連合会	03-5769-8701

(3) 遺体の搬送

名 称	連 絡 先
東三河特殊自動車有限会社	68-2444
愛知県霊柩車自動車協会	052-361-5139
一般社団法人全国霊柩自動車協会	03-3357-7281

2-14 災害拠点病院

(消防本部／令和6年4月1日現在)

(1) 基幹災害拠点病院

病 院 名	所 在 地
藤田医科大学病院	豊明市沓掛町田楽ヶ窪 1-98
愛知医科大学病院	長久手市岩作雁又 1-1

(2) 中核災害拠点病院

医 療 圏 名	病 院 名	所 在 地
名古屋医療圏	日本赤十字社愛知医療センター名古屋第二病院	名古屋市昭和区妙見町 2-9
	(独)地域医療機能推進機構中京病院	名古屋市南区三条 1-1-10
	国立病院機構 名古屋医療センター	名古屋市中区三の丸 4-1-1
	日本赤十字社愛知医療センター名古屋第一病院	名古屋市中村区道下町 3-35
	名古屋掖済会病院	名古屋市中川区松年町 4-66
	名古屋市立大学病院	名古屋市瑞穂区瑞穂町字川澄 1
	名古屋市立大学医学部 附属東部医療センター	名古屋市千種区若水 1-2-23
海部医療圏	厚生連海南病院	弥富市前ヶ須町南本田 396
尾張北部医療圏	厚生連江南厚生病院	江南市高屋町大松原 137
	小牧市民病院	小牧市常普請 1-20
	春日井市民病院	春日井市鷹来町 1-1-1
尾張東部医療圏	公立陶生病院	瀬戸市西追分町 160
尾張西部医療圏	一宮市立市民病院	一宮市文京 2-2-22
	総合大雄会病院	一宮市桜 1-9-9
知多半島医療圏	半田市立半田病院	半田市東洋町 2-29
西三河北部医療圏	厚生連豊田厚生病院	豊田市浄水町伊保原 500-1
	トヨタ記念病院	豊田市平和町 1-1

医 療 圏 名	病 院 名	所 在 地
西三河南部西医療圏	厚生連安城更生病院	安城市安城町東広畔 28
	刈谷豊田総合病院	刈谷市住吉町 5-15
西三河南部東医療圏	岡崎市民病院	岡崎市高隆寺町字五所合 3-1
東三河南部医療圏	豊橋市民病院	豊橋市青竹町字八間西 50
	豊川市民病院	豊川市八幡町野路 23

(3) 地域災害拠点病院

医 療 圏 名	病 院 名	所 在 地
名古屋医療圏	名古屋大学医学部附属病院	名古屋市昭和区鶴舞町 65
	名古屋市立大学医学部付属西部医療センター	名古屋市北区平手町 1-1-1
	名古屋記念病院	名古屋市天白区平針 4-305
	(独) 労働者健康安全機構中部労災病院	名古屋市港区港明 1-10-6
海部医療圏	津島市民病院	津島市橘町 3-73
尾張西部医療圏	厚生連稲沢厚生病院	稲沢市祖父江町本甲拾町野 7
	稲沢市民病院	稲沢市長束町沼 100
知多医療圏	厚生連知多厚生病院	知多郡美浜町大字河和字西谷 81-6
	公立西知多総合病院	東海市中ノ池三丁目 1-1
西三河南部西医療圏	西尾市民病院	西尾市熊味町上泡原 6
西三河南部東医療圏	藤田医科大学 岡崎医療センター	岡崎市針崎町字五反田 1
東三河北部医療圏	新城市民病院	新城市字北畑 32-1
東三河南部医療圏	(独)国立病院機構 豊橋医療センター	豊橋市飯村町字浜道上 50
	蒲郡市民病院	蒲郡市平田町向田 1-1

2-15 救護所

(危機管理課／令和6年4月1日現在)

名 称	管理者 (代表者)	所 在 地	電話番号	FAX 番号
大塚中学校	学 校 長	大塚町南向山 15-3	59-8040 59-8075	59-8940
三谷中学校	学 校 長	三谷町原山 1-40	68-2302 68-2365	67-8480
中部中学校	学 校 長	水竹町下川原 11-1	68-0810 68-1538	67-8489
蒲郡中学校	学 校 長	新井町南 111	68-6166 68-6167 68-6168	67-8467
塩津中学校	学 校 長	竹谷町上ノ山 2	68-2510 68-2910	67-8482
形原中学校	学 校 長	形原町佃 20- 1	57-5185 57-5186	57-1147
西浦中学校	学 校 長	西浦町原山 1-24	57-5245 57-5246	57-1148

2-16 災害用緊急ヘリポート

(消防本部／令和6年4月1日現在)

名称	所在地	管理者	面積 (㎡)	至近水 利まで の距離 (m)	経度(東経)			緯度(北緯)			機種 別	備考広さ 幅(m)× 長さ(m)
					度	分	秒	度	分	秒		
公園グラ ウンド 【自衛隊 活動拠点】	形原町 桶沢 27	蒲郡市	16,400	100	137	10	31	34	48	18	大型	100×180
浜町多目 的広場	浜町 93	愛知県	8,678	260	137	12	54	34	49	6	中型	110× 80
浜町グラ ウンド	浜町 42	蒲郡市	31,450	100	137	12	39	34	48	54	大型	170×120

2-17 緊急消防援助隊活動拠点（宿営場所）

（消防本部／令和6年4月1日現在）

名称	所在地	管理者	電話番号	面積㎡	収容台数
ボートレース場（駐車場）	竹谷町太田新田	蒲郡市	66-1111	26,000	100
中央公園	水竹町木船 33-1	蒲郡市	66-1111	7,720	50
海陽多目的広場	海陽町三丁目	蒲郡市	66-1111	39,710	50

第 3 物資等の備蓄・調達先

3-1 食品・生活必需品等

(1) 備蓄状況

(危機管理課／令和6年4月1日現在)

保管場所		保管物資															
		非常食 備蓄数	ライス クッキー	アルファ米 (わかめ)	はんぶん米	レトルト かゆ	500ml 飲料水	液体 ミルク (125ml)	粉ミルク (800g)	哺乳 ボトル	毛布	天幕 (避難者用)	簡易 トイレ	トイレ用 天幕	マンホール 利用型 トイレ	貯留式多目的 トイレ (ドントコイ)	
食	食	食	食	食	本	本	缶	個	枚	張	個	張	基	基			
市役所	北棟防災倉庫	1, 720	240	280	250	950			市民病院で流通備蓄	市民病院で流通備蓄	70		1	13	5	1	
	鉄道高架下						4, 872					32	10				2
	保健医療センター																
保育園 (14)		3, 678	1, 248	1, 780		650	936				840						13
小学校 (13)		14, 754	6, 624	6, 180	650	1, 300	13, 920				4, 680	47	62	156	40	66	
中学校 (7)		13, 498	6, 288	5, 510	300	1, 400	10, 944				4, 890	33	31	119	24	48	
高校・大学 (3)		3, 936	1, 296	2, 040		600	3, 720				1, 830		18	45	1	17	
その他 (10)		8, 140	2, 640	4, 700		800	6, 168				2, 050						5
地域避難場所 (11) (小中学校除く)		528	528				528				204						
届出避難所 (9)		2, 668	1, 008	1, 260		400	2, 112				780						
福祉避難所 (26)		2, 945	1, 680			1, 265	1, 824				330						
形原防災倉庫																	
三谷防災倉庫							672										
合計		51, 867	21, 552	21, 750	1, 200	6, 415	45, 696		60	768	15, 674	112	122	333	70	152	

保管場所		保管物資																
		紙おむつ					生理用品	生理用品 (夜用)	パーテー ション	簡易 ベッド	飲料水容器			トリ アージ タッグ	トイレット ペーパー	トイレ 凝固剤 セット	マンホール 開閉器具	
		大人用	大人用	乳幼児用	乳幼児用	乳幼児用					ポリ	ポリ	ビニー					
		M	L	S	M	L					容器	袋	ル容器					
		枚	枚	枚	枚	枚	個	個	基	台	個	枚	枚	枚	箱	箱	本	
市 役 所	北棟防災倉庫	1, 120	1, 000	3, 280	1, 280	1, 080	3, 024	1, 620	3					市民病院で備蓄	1	5	2	
	鉄道高架下								4									
	水道課備蓄倉庫										416	1, 000	2, 240					
保育園 (14)									75	178								
小学校 (13)									480	934	33					61	65	13
中学校 (7)									507	1, 016	393					33	35	7
高校・大学 (3)									180	370	15					9	15	
その他 (10)									208	454								
地域避難場所 (11) (小中学校除く)																		
届出避難所 (9)																		
福祉避難所 (26)																		
形原防災倉庫																		
三谷防災倉庫											840							
合計		1, 120	1, 000	3, 280	1, 280	1, 080	5, 880	1, 302	1, 457	2, 952	1, 697	1, 000	2, 240	2, 600	104	120	22	

(2) 調達先

(産業政策課／令和6年4月1日現在)

社 名 等	住 所	電 話	F A X等	取り扱い品等
ミシマパン (株)	蒲郡市拾石町塩浜 66	69-2955	68-3301	菓子パン、食 パン
サントリー ビバレッジソリューシ ョン (株)	岡崎市東大友町字 川原 20 (本社:東京都新宿 区荒水町 13-4)	0564-31-0947	0564-31-1540	パン、飲料水
(株) 大国屋	蒲郡市拾石町浅岡 47-1	68-3158	夜間 67-3727	即席めん、缶 詰、調味料等
蒲郡市漁業振興協議会	蒲郡市三谷町港町 通 58	68-5131	68-1396	塩乾物、鮮魚、 冷凍魚
蒲郡石油業協同組合	蒲郡市港町 18-23 (商工会議所内)	68-7171 (事務局:商工会 議所)	0533-68-0339	灯油、ガソリ ン等
蒲郡ガス (株)	蒲郡市港町 22	68-7121	67-7197	プロパンガス
蒲郡市農業協同組合	蒲郡市宮成町 2-1	68-9777	66-1587	食料品、日用 品等
生活協同組合コープ あいち	名古屋市名東区猪 高町上社字井堀 25-1	052-703-1769	052-703-5567	食料品、日用 品等
(株) カインズ	埼玉県本庄市早稲 田の杜一丁目 2-1	(代表) 0495-25-1000 (直通) 0495-88-7100	(代表) 0495-25-1001 (直通) 0495-88-7874	日用品等
NPO 法人コメリ 災害対策センター	新潟県新潟市南区 清水 4501-1	025-371-4185	025-371-4151	作業関係、日 用品等、水関 係、冷暖房機 器等、電気用 品等、トイレ 関係等
(株) スギ薬局	大府市横根町新江 62-1	0562-45-2701	—	一般用医薬 品、食料品、 日用品等
セッツカートン (株)	兵庫県伊丹市東有 岡 5-33	(新城工場) 0536-23-2311	(新城工場) 0536-23-1355	ダンボール製 品
(株)総合サービス	東京都中央区日本 橋 3 丁目 14 番 5 号 祥ビル 3 階	03-3274-2448	03-3274-2710	携帯トイレ
蒲郡畳組合	蒲郡市形原町狭間 5-5	0533-57-2598	0533-57-2594	畳製品

3-2 医薬品その他衛生材料

(市民病院／令和6年4月1日現在)

種 類	薬 品 名	規 格	在 庫 量
(A) 輸液	生理食塩液	500mL	180 本
	ソルデム 1	500mL	600 本
	ソルデム 3A	500mL	800 本
(B) 消毒剤	ポビドンヨード外用液 10%	250mL	140 本
	消毒用エタノール I P	500mL	200 本
	消毒用エタプラス	500mL	150 本
	塩化ベンザルコニウム 10%	500mL	12 本
	オキシドール	500mL	12 本
	テキサント	500mL	60 本
(C) 外傷用外用剤	ゲンタマイシン硫酸塩軟膏 0.1%	10g	100 本
(D) 外傷用薬剤	リドカイン塩酸塩注 1%	10mL	200 V
	沈降破傷風トキソイド	0.5mL	10
	テタノブリン筋注用 250 単位	250 単位	1
	ソセゴン注射液 15	15mg	100 本
	パップ剤	各種在庫品にて供給	
(E) 抗生物質		各種在庫品にて供給	
(F) 精神安定剤	ホリゾン注射液 10m g	10mg	40 本
(G) その他	生理食塩液 (細口)	500mL	360 本
	注射用水 (細口)	500mL	180 本

3-3 住宅用資材調達先

(建築住宅課／令和6年4月1日現在)

会 社 名	所 在 地	電 話
(株) 今井組	三谷町北通六丁目 193	68-2037
(株) 坂太工務店	三谷北通三丁目 146-1	69-0737
(株) 大熊組	三谷町四舗 74	68-3579
丸伊組	三谷北通四丁目 52	68-3708
秋山建設 (株)	丸山町 6-12	69-5181
(株) 石川組	拾石町野田 15-1	68-4474
(株) 家治川組	竹島町 22-6	68-4435
(株) 蒲郡舗装	浜町 44	69-5225
(株) 酒伊組	港町 14-24	69-1346
鈴中工業 (株)	元町 5-8	68-6186
(株) 市川組	金平町頂拝 16-1	57-2155
三進舗装 (有)	形原町北浜 20-23	68-1133
(株) 光建設	形原町南新田 29-1	57-5345
(有) 浅井組	豊岡町蓮池 24-1	68-7527
足立建設 (株)	竹谷町足洗 12	68-0357
大場建設 (株)	豊岡町白山 31	69-3371
(株) 北川組蒲郡支店	神明町 21-11	69-4138
(株) 山中組	旭町 21-2	68-3562
伴ハウジング (株)	清田町上新屋 88	69-3784
上村建設 (株)	大塚町十能 63-1	59-7102
マルカ建設 (株)	西浦町中屋敷 17	57-1017
(株) 河井工務店	水竹町上大塔 49-1	67-1871
稲吉建設	金平町折坂 15-1	57-5388

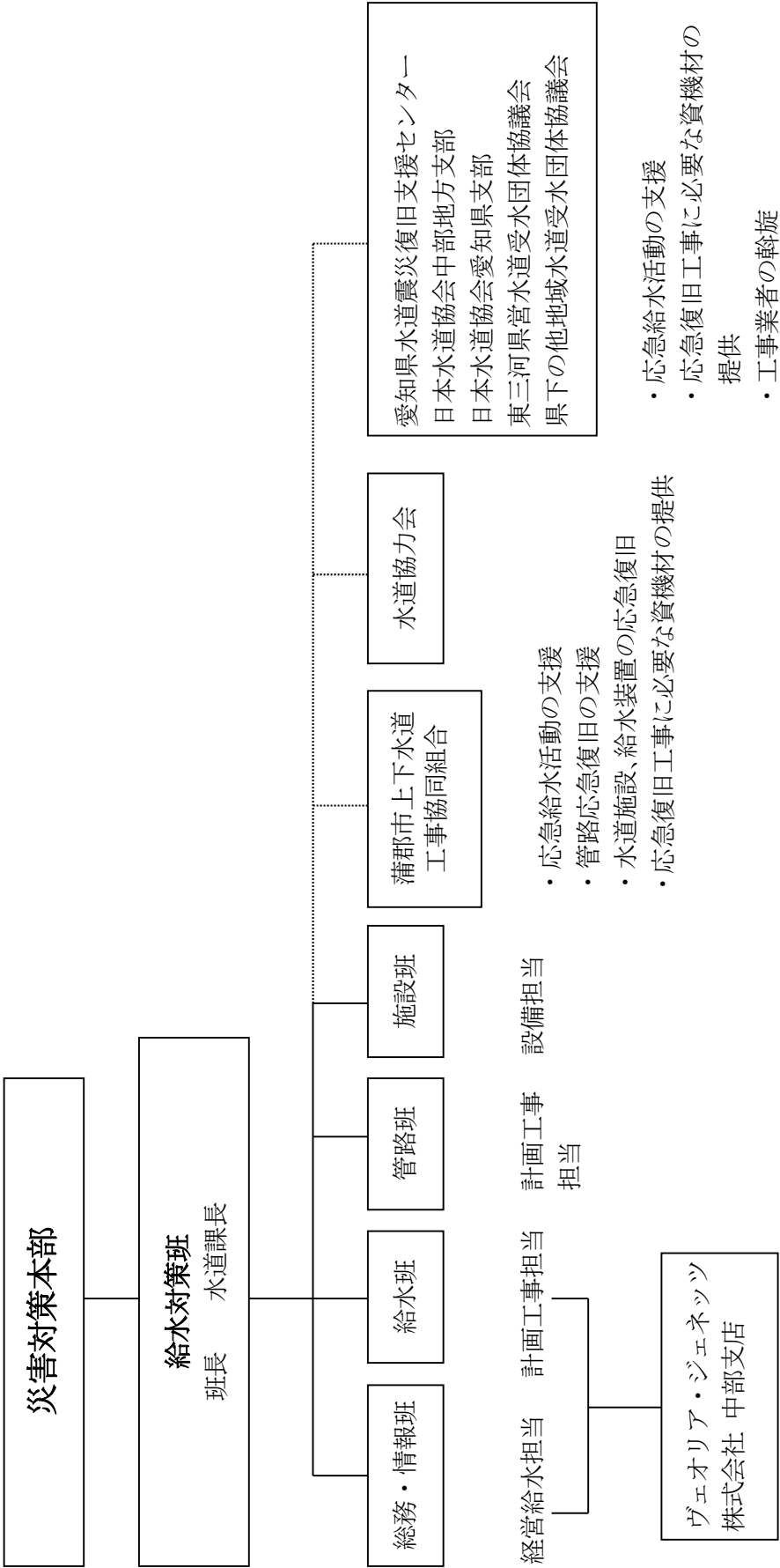
3-4 応急給水用資機材

(水道課／令和6年4月1日現在)

施 設 名		ビニール袋		ポリ容器			積載用 給水タンク (1 m ³)	組立 水槽 (1 m ³)	ろ水機 (1,300 リットル/h)	仮設給水 栓(蛇口5 個付)	仮設給水 栓(蛇口3 ～1個付)
		6 リットル	10 リットル	10 リットル	6 リットル	20 リットル					
小 学 校	大塚小学校			50							
	三谷東小学校			50							
	三谷小学校			50							
	蒲郡東部小学校			50							
	竹島小学校			50							
	蒲郡北部小学校			50							
	蒲郡西部小学校			50							
	蒲郡南部小学校			50							
	中央小学校			50							
	塩津小学校			50							
	形原北小学校			50							
	形原小学校			50							
	西浦小学校			50							
	計			650							
中 学 校	大塚中学校			200							
	三谷中学校			200							
	蒲郡中学校			200							
	中部中学校			200							
	塩津中学校			200							
	形原中学校			200							
	西浦中学校			200							
	計			1,400							
高 等 学 校	蒲郡高等学校			50							
	蒲郡東高等学校			50							
	計			100							
防 災 倉 庫	三谷防災倉庫	3,000		1,280		20	4				
	形原防災倉庫	3,000				20	3				
	計	6,000		1,280		40	7				
水 道 施 設	大塚ポンプ場	1,300		40							
	第2南山配水場	1,500		20							
	清田受水場	2,200				110	5			21	21
	清田配水場	1,500									
	清田低区配水場	1,400		15	270						
	形原配水場	1,000		15							
	第2金平配水場			50							
	第2西浦配水場			100	460						
	西浦配水場	2,500									
	市北棟水道倉庫	352		7	50	7					
	市北棟駐車場						2				
	計	11,752		247	780	117	7			21	21

水道課

災害時における給水対策班組織図 (参考)



3-5 建設機械調達先

(土木管理課／令和6年4月1日現在)

会社名	所在地	電話番号	掘削機械		運搬機械			積込機械		その他			
			バックホウ	タイヤショベル	ブルドーザー	トラクターショベル	ダンプトラック	自走式クレーン	フォークリフト	発電機	水中ポンプ	コンプレッサー	生コン車
蒲郡土木協会													
(有) 浅井組	豊岡町蓮池 24-1	68-7527	3	1			2	1		2	3	1	
(有) 畔上建設	西浦町空ヶ谷 58-2	57-8717	3				2	1	1	3	3		
(株) 市川組	金平町東橋 41-1	57-2155	15	1	1		6	2	1	3	8	2	
稲吉建設	金平町折坂 15-1	57-5388	3				2			3	4		
(株) 今井組	三谷北通六丁目 193	68-2037	9				6	1	1	5	5	1	
(株) 家治川組	竹島町 22-6	68-4435	3	1			3	1		3	5		
佐藤建設興業(株)	水竹町下大塔 32	69-0176	20		3		9			2	3	1	
三進舗装(株)	形原町北浜 20-23	68-1133		4			6			1	1		
(有) 杉浦建設	神ノ郷町御開塔 90-3	68-6893	4				2	1		3	5		
スズ建工業(有)	西浦町下地 54-1	57-8238	6				4	1		2	4	1	
鈴中工業(株) 蒲郡本店	元町 5-8	68-6186	1	1			4			1	1	1	
勢宝(株)	西浦町大知柄 55-1	57-5439	2				1			3	1		
宮一建設(株)	五井町五反田 1-1	69-7861	3			1	2			4	4		
(株) 山中組	旭町 21-2	68-3562	6				3	1	2	4	6	2	
和田建材(株)	三谷北通五丁目 134	68-1016	25		2		17			3	3	1	
(株) 田口建設	三谷北通六丁目 92-1	090-587 0-1200	6				3			1	3		
(株) 西建	形原町天神裏 62-1	57-5576	3				6			1	3		
北風建設興業(株)	拾石町前田 3	56-8521											
蒲郡建設業協同組合													
秋山建設(株)	丸山町 6-12	69-5181								1	1		
足立建設(株)	竹谷町足洗 12	68-0357					1			1	1		
(株) 石川組	拾石町野田 15-1	68-4474	6				4	1	1	2	4		1
大場建設(株)	豊岡町白山 31	69-3371					1			2		1	
(株) 蒲郡舗装	浜町 44	69-5225	1	1			3	1				1	
(株) 北川組蒲郡支店	神明町 21-11	69-4138									1		
(株) 酒伊組	港町 14-24	69-1346	3	1	1		2	1	1	2	4	1	
(株) 坂太工務店	三谷北通三丁目 146-1	69-0737					1						
(株) 大熊組	三谷町四舗 74	68-3579								1	3		
(株) 光建設	形原町南新田 29-1	57-5345											
鈴中工業(株) 蒲郡本店	元町 5-8	68-6186	蒲郡土木協会内に記載										
蒲郡土木建設業協同組合													
上村建設(株)	大塚町十能 63-1	59-7102					1		1	1	1		
(株) 河井工務店	神ノ郷町森前 2-1	67-1871							1	1		1	
伴ハウジング(株)	清田町上新屋 88	69-3784	1				1		1				
マルカ建設(株)	西浦町中屋敷 17	57-1017	28				19	1	5	7	10	1	
(株) ハウスコンケン	形原町石橋 26-1	57-6331					1		1	2	2	1	
計			151	10	7	1	112	13	16	64	89	16	1

3-6 防災営農用資機材の調達先

(農林水産課／令和6年4月1日現在)

資機材	調 達 先	電 話	調 達 可 能 数 量
木 杭	丸常商店	0563-32-0850	
木 皮	(有) 八幡製材所	86-3850	
舗装類	丸セ建材(株) 竹尾建材(有) (株)近藤建材リビングセ ンター	68-2423 68-2621 69-6331	希望数量 (レミファルト)
機械等	建設機械調達先に準ずる		

3-7 輸送用車両等

(資産マネジメント課／令和6年4月1日現在)

登録番号		用途	乗車 定員	最大 積載量	油種	車名	登録 年度	所管課
豊橋 330 み	1954	普通乗用	5	－	R	クラウンハイブリッド	R1	秘書広報課
豊橋 301 せ	8186	普通乗用	5	－	R	アウトランダー	H27	秘書広報課
豊橋 580 よ	7414	軽乗用	4	－	R	ミライース	R2	秘書広報課
豊橋 580 な	2972	軽乗用	4	－	R	ミライース L-A	H25	産業政策課
豊橋 580 ん	6592	軽乗用	4	－	R	アルト	H28	企画政策課
豊橋 580 ふ	8587	軽乗用	4	－	R	アルト	H28	資産マネジメント課
豊橋 301 の	3230	普通乗用	5	－	電気	リーフ	R3	資産マネジメント課
豊橋 501 ほ	7702	小型乗用	5	－	R	シャトル	H28	資産マネジメント課
豊橋 301 の	5692	普通乗用	5	－	R	エクシプ スクロス	R3	資産マネジメント課
豊橋 580 よ	7413	軽乗用	4	－	R	ミライース	R2	資産マネジメント課
豊橋 301 ね	1129	普通乗用	5	－	R	リーフ	R2	資産マネジメント課
豊橋 480 き	4372	軽貨物	2 (4)	350 (250)	R	ハイゼットカーゴ	H24	資産マネジメント課
豊橋 580 な	2973	軽乗用	4	－	R	ミライース L-A	H25	資産マネジメント課
豊橋 400 ち	6051	小型貨物	2 (5)	750 (500)	R	タウンエース	H25	資産マネジメント課
豊橋 301 の	3218	普通乗用	5	－	電気	リーフ	R3	資産マネジメント課
豊橋 480 す	・139	軽貨物	2 (4)	350 (200)	R	ミニキャブ ミーブ バン	R2	資産マネジメント課
豊橋 480 さ	4529	軽貨物	2 (4)	350 (250)	R	ハイゼットカーゴ	R1	資産マネジメント課
豊橋 400 ち	・920	小型貨物	2 (5)	400 (250)	R	プロボックス	H22	資産マネジメント課
豊橋 501 む	1674	普通乗用	8	－	R	セレナ	H29	資産マネジメント課
豊橋 400 つ	5708	小型貨物	2 (5)	400 (250)	R	プロボックス	H29	資産マネジメント課
豊橋 301 は	・445	普通乗用	5	－	水素	ミライ	R3	資産マネジメント課
豊橋 581 え	7151	軽乗用	4	－	R	アルト HV	R4	資産マネジメント課
豊橋 581 か	4450	軽乗用	4	－	電気	サクラ	R4	資産マネジメント課
豊橋 480 せ	4518	軽乗用	4	－	電気	ミニキャブ ミーブ バン	R4	資産マネジメント課
豊橋 480 せ	4519	軽乗用	4	－	電気	ミニキャブ ミーブ バン	R4	資産マネジメント課
豊橋 580 ん	7322	軽乗用	4	－	R	アルト	H26	収納課
豊橋 580 て	・480	軽乗用	4	－	R	アルト	H24	収納課
豊橋 580 や	3671	軽乗用	4	－	R	ミライース	R1	収納課
豊橋 480 け	9987	軽貨物	2 (4)	350 (250)	R	ハイゼットカーゴ	H14	契約検査課
豊橋 580 や	3669	軽乗用	4	－	R	ミライース	R1	税務課
豊橋 400 そ	2806	小型貨物	3 (6)	750 (500)	R	タウンエース	H17	危機管理課
豊橋 100 す	4478	小型貨物	2 (5)	750 (500)	R	タウンエース	H28	交通防犯課
豊橋 400 つ	3317	小型貨物	2 (5)	400 (250)	R	サクシード バン	H28	環境清掃課
豊橋 800 さ	2468	小型特種	3	1600	軽油	キャンター (バキューム)	H12	環境清掃課
豊橋 100 さ	1854	普通貨物	3	4000	軽油	レンジャー (アームロール)	H12	環境清掃課
豊橋 400 て	3365	小型貨物	2 (5)	1150 (900)	R	ボンゴ	R2	環境清掃課
豊橋 100 さ	6877	普通貨物	3	4000	軽油	レンジャー	H17	環境清掃課
豊橋 100 さ	6938	普通貨物	3	3250	軽油	レンジャー	H17	環境清掃課
豊橋 100 す	7767	普通貨物	3	2800	軽油	フォワード	R2	環境清掃課
豊橋 100 す	8312	普通貨物	3	2000	軽油	キャンター	R3	環境清掃課

注 H：高オクタン価（ハイオク）ガソリン R：レギュラーガソリン

登録番号		用途	乗車 定員	最大 積載量	油種	車名	登録 年度	所管課
豊橋 800 さ	6831	普通特種	3	2100	軽油	レンジャー（塵芥）	H18	環境清掃課
豊橋 800 さ	6832	普通特種	3	2100	軽油	レンジャー（塵芥）	H18	環境清掃課
豊橋 100 さ	6999	普通貨物	3	3350	軽油	レンジャー	H17	環境清掃課
豊橋 480 こ	3127	軽貨物	2 (4)	350 (250)	R	ハイゼットカーゴ	H29	環境清掃課
豊橋 580 や	3670	軽乗用	4	－	R	ミライース	R1	福祉課
豊橋 480 け	9990	軽貨物	2 (4)	350 (250)	R	ハイゼットカーゴ	H28	子育て支援課
豊橋 580 ゆ	5651	軽乗用	4	－	R	ミライース	R1	長寿課
豊橋 580 は	3772	軽乗用	4	－	R	アルト	H27	長寿課
豊橋 580 さ	6920	軽乗用	4	－	R	アルト	H21	長寿課
豊橋 580 さ	6904	軽乗用	4	－	R	アルト	H21	長寿課
豊橋 480 こ	5347	軽貨物	2 (4)	350 (250)	R	ハイゼットカーゴ	H29	長寿課
豊橋 580 ま	9775	軽乗用	4	－	R	ミライース	H29	長寿課
豊橋 581 え	7150	軽乗用	4	－	R	アルト HV	R4	長寿課
豊橋 581 か	4451	軽乗用	4	－	電気	サクラ	R4	長寿課
豊橋 580 ち	7607	軽乗用	4	－	R	ミライース	H23	健康推進課
豊橋 580 ん	7323	軽乗用	4	－	R	アルト	H26	健康推進課
豊橋 581 い	8187	普通乗用	5	－	R	ミライース	R3	健康推進課
豊橋 580 さ	6903	軽乗用	4	－	R	アルト	H21	健康推進課
豊橋 580 や	3667	軽乗用	4	－	R	ミライース	R1	健康推進課
豊橋 580 や	3668	軽乗用	4	－	R	ミライース	R1	健康推進課
豊橋 581 え	7148	軽乗用	4	－	R	アルト HV	R4	健康推進課
豊橋 480 こ	5348	軽貨物	2 (4)	350 (250)	R	ハイゼットカーゴ	H29	看護専門学校
豊橋 580 み	8772	軽乗用		－	R	ミライース	H29	看護専門学校
豊橋 400 ち	8318	小型貨物	2 (5)	750 (500)	R	ボンゴバン	H26	観光まちづくり課
豊橋 480 け	9988	軽貨物	2 (4)	350 (250)	R	ハイゼットカーゴ	H28	観光まちづくり課
豊橋 400 つ	4650	小型貨物	3	2000	軽油	キャンター	H28	観光まちづくり課
豊橋 480 く	5247	軽貨物	2 (4)	350 (250)	R	ミニキャブ	H26	農林水産課
豊橋 400 た	9876	小型貨物	2 (5)	400 (250)	R	プロボックス	H22	農林水産課
豊橋 480 け	9989	軽貨物	2 (4)	350 (250)	R	ハイゼットカーゴ	H28	土木管理課
豊橋 800 す	1651	小型特種	2 (5)	400 (250)	R	サクシードバン（パトロール）	H30	土木管理課
豊橋 480 さ	9908	軽貨物	2 (4)	350 (250)	R	ハイゼットカーゴ	H21	土木管理課
豊橋 480 か	8469	軽貨物	2	350	R	ハイゼットトラック	H23	土木管理課
豊橋 480 き	9592	軽貨物	2	350 (250)	R	キャリイ	H25	土木管理課
豊橋 480 く	1980	軽貨物	2 (4)	350 (250)	R	ハイゼットカーゴ	H25	土木管理課
豊橋 480 か	9173	軽貨物	2 (4)	350 (250)	R	ハイゼットカーゴ	H23	道路建設課
豊橋 480 け	7724	軽貨物	2 (4)	350	R	ハイゼットトラック	H28	道路建設課
豊橋 480 け	1427	軽貨物	2 (4)	350 (250)	R	エブリイ	H27	道路建設課
豊橋 480 け	9991	軽貨物	2 (4)	350 (250)	R	ハイゼットカーゴ	H29	建築住宅課
豊橋 580 み	8778	軽乗用	4	－	R	ミライース	H29	建築住宅課
豊橋 400 つ	9133	小型貨物	3	2000	軽油	キャンター	H30	都市計画課

注 H：高オクタン価（ハイオク）ガソリン R：レギュラーガソリン

登録番号		用途	乗車 定員	最大 積載量	油種	車名	登録 年度	所管課
豊橋 480 か	6094	軽貨物	2 (4)	350 (250)	R	バン	H23	下水道課
豊橋 480 き	4373	軽貨物	2 (4)	350 (250)	R	ハイゼットカーゴ	H24	都市計画課
豊橋 400 ち	6525	小型貨物	2	800	R	タウンエーストラック	H25	都市計画課
豊橋 580 み	8779	軽乗用	4	－	R	ミライース	H29	都市計画課
豊橋 480 く	5246	軽貨物	2 (4)	350 (250)	R	ミニキャブ	H26	みなとみらい課
豊橋 480 か	9172	軽貨物	2 (4)	350 (250)	R	ハイゼットカーゴ	H23	区画整理課
豊橋 40 て	6244	軽貨物	2 (4)	350 (250)	R	ハイゼットカーゴ	H15	下水道課
豊橋 480 す	2013	軽貨物	2 (4)	350 (250)	R	キャリイ	R2	下水道課
豊橋 580 き	2266	軽乗用	4	－	R	アルト	H19	浄化センター
豊橋 800 さ	3727	小型特種	5	－	R	カルディナ	H14	消防本部
豊橋 800 さ	3264	普通特種	3 (6)	1200 (950)	R	キャラバン (指揮車)	H13	消防本部
豊橋 800 は	・767	普通特種	6	3000	軽油	レンジャー (タンク車)	R1	消防本部 (東部)
豊橋 800 さ	2735	普通特種	8	－	R	ダット (積載車)	H12	消防団 3-3 (新井町)
豊橋 800 す	・991	小型特種	7	－	R	アイリス	H29	消防本部
豊橋 88 な	5567	普通特種	8	－	R	ダット (積載車)	H10	消防団 2-1 (三谷町)
豊橋 800 す	2133	普通特種	8	－	R	ハイエース (積載車)	R1	消防団 7-2 (竹谷町)
豊橋 800 す	2611	普通特種	6	－	R	アトラス (積載車)	R2	消防団 5-1 (水竹町)
豊橋 800 さ	・678	普通特種	8	－	R	ダット (積載車)	H10	消防団 8-1 (形原町)
豊橋 800 す	2995	普通特種	6	－	軽油	ダット (積載車)	R3	消防団 9-2 (西浦町)
豊橋 800 さ	1838	普通特種	8	－	R	ダット (積載車)	H12	消防団 1-1 (相楽町)
豊橋 800 す	1782	普通特種	8	－	R	ニッサン	R1	消防団 1-2 (大塚町)
豊橋 800 さ	6907	普通特種	8	－	R	ダット (積載車)	H18	消防団 4-2 (豊岡町)
豊橋 800 さ	6915	普通特種	8	－	R	ダット (積載車)	H18	消防団 5-2 (清田町)
豊橋 800 さ	6916	普通特種	8	－	R	ダット (積載車)	H18	消防団 3-6 (港町)
豊橋 800 さ	7507	普通特種	8	－	R	ダット (積載車)	H19	消防団 2-3 (三谷町)
豊橋 800 さ	7508	普通特種	8	－	R	ダット (積載車)	H19	消防団 5-3 (坂本町)
豊橋 800 さ	7509	普通特種	8	－	R	ダット (積載車)	H19	消防団 7-3 (柏原町)
豊橋 800 さ	8814	普通特種	8	－	R	ダット (積載車)	H22	消防団 3-2 (松原町)
豊橋 800 さ	2176	普通特種	6	－	R	アトラス	R1	消防団 7-1 (拾石町)
豊橋 800 さ	8815	普通特種	8	－	R	ダット (積載車)	H22	消防団 7-2 (竹谷町)
豊橋 800 さ	8816	普通特種	8	－	R	ダット (積載車)	H22	消防団 3-4 (御幸町)
豊橋 800 さ	5808	普通特種	3	3450	軽油	レンジャー (化学補給車)	H17	消防本部
豊橋 800 す	2561	普通特種	5	－	軽油	デュートロ (ポンプ車)	R2	消防本部 (東部)
豊橋 400 そ	2570	小型貨物	3 (9)	1200 (850)	R	ハイエース (指揮車)	H17	消防本部
豊橋 400 そ	1930	小型貨物	3	850	R	ボンゴトラック	H17	消防本部
豊橋 800 さ	6575	普通特種	8	－	R	ダット (積載車)	H18	消防団 4-1 (豊岡町)
豊橋 800 さ	6576	普通特種	8	－	R	ダット (積載車)	H18	消防団 6 (神ノ郷町)
豊橋 800 は	・344	普通特種	3	10000	軽油	プロフィア (大型水槽車)	H19	消防本部
豊橋 800 さ	7887	小型特種	5	－	R	ラウム	H20	消防本部

注 H : 高オクタン価 (ハイオク) ガソリン R : レギュラーガソリン

登録番号		用途	乗車 定員	最大 積載量	油種	車名	登録 年度	所管課
豊橋 800 さ	8441	普通特種	6	－	軽油	エルフ（多機能車）	H21	消防団 2-2（三谷町）
豊橋 501 つ	5623	小型乗用	7	－	R	ストリーム	H22	消防本部
豊橋 800 さ	9181	普通特種	8	－	R	ハイメディック（救急車）	H24	消防本部
豊橋 800 す	・988	普通特種	7	－	R	ハイメディック（救急車）	H29	消防本部（東部）
豊橋 800 す	1776	普通特種	8	－	R	トヨタ（救急車）	H30	消防本部（西部）
豊橋 800 さ	9345	普通特種	8	－	R	ハイメディック（救急車）	H24	消防本部（東部）
豊橋 800 さ	9490	普通特種	5	600	軽油	デュトロ（ポンプ車）	H24	消防本部（西部）
豊橋 800 さ	9871	普通特種	7	－	R	ハイメディック（救急車）	H26	消防本部
豊橋 800 さ	9899	普通特種	5	600	軽油	デュトロ（ポンプ車）	H26	消防本部
豊橋 800 は	・554	普通特種	6	2020	軽油	レンジャー（化学車）	H26	消防本部
豊橋 800 さ	9925	普通特種	6	100	軽油	ダイト（化学補給車）	H26	消防本部
豊橋 480 く	6321	軽貨物	4	350（250）	R	ハイゼットカーゴ	H26	消防本部
豊橋 800 は	・579	普通特種	5	－	軽油	レンジャー（梯子車）	H26	消防本部
豊橋 800 す	・258	普通特種	6	－	軽油	エルフ（多機能車）	H26	消防本部
豊橋 880 あ	・522	軽特殊	4	－	R	ハイゼットデックスバン	H27	消防本部
豊橋 800 す	・598	普通特種	5	－	R	ハイメディック（救急車）	H27	消防本部
豊橋 800 は	・680	普通特殊	6	－	軽油	レンジャー（救助工作車）	H29	消防本部
豊橋 800 す	1429	普通特殊	6	－	R	アトラス（積載車）	H29	消防団 4-1（豊岡町）
豊橋 580 さ	6921	軽乗用	4	－	R	アルト	H21	教育政策課
豊橋 480 あ	2462	軽貨物	2	350	R	ハイゼットトラック	H17	教育政策課（形原中学校）
豊橋 480 あ	2463	軽貨物	2	350	R	ハイゼットトラック	H17	教育政策課（蒲郡中学校）
豊橋 480 あ	2464	軽貨物	2	350	R	ハイゼットトラック	H17	教育政策課（三谷中学校）
豊橋 480 か	・・61	軽貨物	2	350	R	ミニキャブトラック	H22	教育政策課（塩津中学校）
豊橋 480 か	・・62	軽貨物	2	350	R	ミニキャブトラック	H22	教育政策課（中部中学校）
豊橋 480 え	2793	軽貨物	2	350	R	キャリイ	H21	教育政策課（西浦中学校）
豊橋 480 え	2791	軽貨物	2	350	R	キャリイ	H21	教育政策課（大塚中学校）
豊橋 581 さ	4208	軽乗用	4	－	R	ミライース	R2	学校教育課（あすなろ教室）
豊橋 300 む	1317	普通乗用	5	－	R	プリウス	H21	学校教育課
豊橋 400 そ	2359	小型貨物	3（6）	750（500）	R	パネットバン	H17	教育委員会（視聴覚ライブラリ）
豊橋 480 け	1428	軽貨物	2（4）	350（250）	R	エブリイ	H27	学校給食課
豊橋 581 い	8188	軽乗用	4	－	R	ミライース	R3	学校給食課
豊橋 580 よ	7415	軽乗用	4	－	R	ミライース	R2	生涯学習課
豊橋 400 て	5556	小型貨物	2（5）	750（500）	R	タウンエース	R3	生涯学習課
豊橋 480 さ	9909	軽貨物	2（4）	350（250）	R	ハイゼットカーゴ	R1	生涯学習課
豊橋 480 こ	3128	軽貨物	2（4）	350（250）	R	ハイゼットカーゴ	H29	生涯学習課
豊橋 400 て	1163	小型貨物	2（5）	1150（900）	R	ボンゴ	R1	スポーツ推進課
豊橋 40 せ	5461	軽貨物	2	350	R	ミニキャブトラック（ダンプ）	H9	スポーツ推進課
豊橋 400 て	3366	小型貨物	2（5）	1150（900）	R	ボンゴ	R2	博物館
豊橋 300 ち	3731	普通乗用	5	－	H	クラウンハイブリッド	H28	議会事務局
豊橋 300 は	・677	普通乗用	10	－	R	ハイエースワゴン	H18	議会事務局

注 H：高オクタン価（ハイオク）ガソリン R：レギュラーガソリン

登録番号		用途	乗車 定員	最大 積載量	油種	車名	登録 年度	所管課
豊橋 501 ゆ	5612	普通乗用	8	－	R	エスクアイ	R1	ボートレース事業部
豊橋 480 さ	5861	軽貨物	2 (4)	350 (250)	R	ハイゼットカーゴ	R1	ボートレース事業部
豊橋 480 す	1885	軽貨物	2	350	R	ハイゼットトラック (ダンプ)	R2	ボートレース事業部
豊橋 800 さ	6901	普通特種	3	2100	軽油	フォワード (塵芥)	H18	ボートレース事業部
豊橋 501 せ	・224	小型乗用	5	－	R	リオ	H19	ボートレース事業部
豊橋 501 そ	5600	小型乗用	5	－	R	リオ	H20	ボートレース事業部
豊橋 580 の	7334	軽乗用	4	－	R	ミライス	H27	ボートレース事業部
豊橋 501 ほ	3151	小型乗用	8	－	R	ヴォクシー	H28	ボートレース事業部
豊橋 301 ち	・・45	普通乗用	5	－	R	メビウス	H28	市民病院
豊橋 480 あ	2799	軽貨物	2 (4)	350 (250)	R	ハイゼットカーゴ	H17	市民病院
豊橋 480 え	9527	軽貨物	2 (4)	350 (250)	R	ミニキャブバン	H22	市民病院
豊橋 300 る	2994	普通乗用	8	－	R	デリカ	H25	市民病院
豊橋 400 て	1311	小型貨物	2 (5)	750 (500)	R	タウンエース	R1	水道課
豊橋 400 て	3974	小型貨物	2 (5)	750 (500)	R	タウンエース	R2	水道課
豊橋 400 そ	1862	小型貨物	3 (6)	750 (500)	R	タウンエース	H17	水道課
豊橋 480 う	8852	軽貨物	2 (4)	350 (250)	R	ハイゼットカーゴ	H20	水道課
豊橋 400 つ	8171	小型貨物	2 (5)	750 (500)	R	ボンゴバン	H30	水道課
蒲郡市G	・103	原付	1	－	R	スーパーカブ	H9	資産マネジメント課 (都市計画課)
蒲郡市G	・104	原付	1	－	R	スーパーカブ	H11	資産マネジメント課 (産業立地推進室)
蒲郡市G	・101	原付	1	－	R	ジョグ	H15	資産マネジメント課 (消防本部)
蒲郡市G	・102	原付	1	－	R	スーパーカブ	H16	資産マネジメント課 (消防本部)
蒲郡市G	・119	原付	1	－	R	ディオ	H25	資産マネジメント課 (消防本部)
蒲郡市G	・105	原付	1	－	R	スーパーカブ	H11	ボートレース事業部

注 H：高オクタン価（ハイオク）ガソリン R：レギュラーガソリン

3-8 災害時の車両調達先

(1) バス・トラック

(資産マネジメント課／令和6年4月1日現在)

車 両 所 有 者			台数	車両内訳
名 称	住 所	電話番号		
日本通運(株) 蒲郡支店	浜町 73-6	69-1155	2	大型トラック 2 台
名鉄バス東部(株) 蒲郡営業所	拾石町前浜 58-13	68-3220	2	バス 2 台
蒲郡運送(株)	浜町 94-8	68-3184	5	大型トラック 3 台 中型トラック 1 台 小型 〃 1 台
ホイテクノ物流(株)	拾石町東浜 31-16	69-3231	3	大型トラック 3 台
合計	バス 2 台 大型トラック 8 台 中型トラック 1 台 小型トラック 1 台			

(2) クレーン車

(資産マネジメント課／令和6年4月1日現在)

車 両 所 有 者			台数	車 両 内 訳 (クレーンの高さ等)
名 称	住 所	電話番号		
愛知海運(株) 蒲郡カンパニー	浜町 21	68-4646	3	ショベルローダー 2 台 パワーショベル 1 台
(株)小田鐵工	浜町 89	69-5356	1	H:30m 1 台

(3) 船舶、漁船等の調達先

(農林水産課／令和6年4月1日現在)

調 達 先	電 話	保有船籍数	
		漁 船	船外機
蒲郡漁業協同組合 西浦支所	昼間 57-6155 夜間 57-4065	29	16
蒲郡漁業協同組合 形原支所	昼間 57-2191 夜間 57-9461	16	6
三谷漁業協同組合	昼間 68-5131 夜間 69-1617	9	6
蒲郡漁業協同組合 竹島支所	昼間 69-2727 夜間 68-7257	2	13
計		56	41

第 4 協定書・覚書

4-1 協定一覧

(危機管理課／令和6年4月1日現在)

資料No.	協定名称	協定締結先	締結年月日	概要	担当課
4-2	災害時の情報交換に関する協定	国土交通省 中部地方整備局	H23. 7. 1	現地調査情報員の派遣による情報交換	危機管理課
4-3	高度情報ネットワークの整備に伴う協定	愛知県	H14. 12. 1	県防災行政用無線の端末機関の運用及び管理	危機管理課
4-4	三遠南信災害時相互応援協定書	三遠南信 39 市町村	R2. 3. 31	職員の派遣、必要な資機材及び物資の提供又は貸与、被災者の一時受入れ	危機管理課
4-5	大規模災害時の相互応援に関する協定	全国 16 市	H19. 4. 2	職員の派遣、必要な資機材及び物資の提供	危機管理課
4-6	愛知県内広域消防相互応援協定書	県内消防本部	H15. 4. 1	消防・救急業務における協力	消防本部
4-7	愛知県における航空機を用いた市町村等の消防支援協定	愛知県	R4. 4. 1	航空機を用いた消防の支援	消防本部
4-8	東三河地区消防相互応援協定	豊橋市、豊川市、 新城市、田原市	H26. 3. 31	消防・救急業務における協力	消防本部
4-9	東三河地区消防相互応援協定に基づく覚書	豊橋市、豊川市、 新城市、田原市	H26. 3. 31	消防・救急業務における協力	消防本部
4-10	岡崎市と蒲郡市との消防相互応援協定書	岡崎市	S46. 5. 1	消防・救急業務における協力	消防本部
4-11	浜松市・蒲郡市航空消防応援協定	浜松市	H22. 6. 29	航空機を用いた消防の支援	消防本部
4-12	消防相互応援協定書	西尾市	H23. 4. 1	消防・救急業務における協力	消防本部
4-13	蒲郡市幸田町消防相互応援協定書	幸田町	H28. 4. 1	消防・救急業務における協力	消防本部
4-14	原子力災害時における掛川市民の県外広域避難に関する協定書	静岡県掛川市	R2. 3. 24	浜岡原子力発電所において原子力災害が発生した場合における掛川市民の蒲郡市への広域避難	危機管理課
4-15	災害時における葬祭業務の協力に関する協定書	愛知県葬祭業協 同組合	H24. 6. 4	棺及び用品等の供給、遺体の納棺及び安置場所の設置、火葬するまでの業務	環境清掃課
4-16	災害時における遺体搬送の協力に関する協定書	(一社)全国霊柩 自動車協会	H24. 6. 4	霊柩自動車による遺体搬送	環境清掃課
4-17	三河海上保安署と蒲郡市との業務協定	三河海上保安署	H23. 11. 7	三河港及び蒲郡市域海水面における消防業務の協力	消防本部
4-18	日本水道協会中部地方支部災害時相互応援に関する協定	中部 9 県 1 市	H20. 2. 7	応急給水活動、応急復旧活動、応急用資機材の提供、工事業者の斡旋	水道課
4-19	水道施設の災害に伴う応援協定書	ヴェオリア・ジ エネッツ(株)	R4. 12. 12	広報、電話応対、応急給水	水道課
4-20	渇水時の節水対策に伴う応援協定書	ヴェオリア・ジ エネッツ(株)	R4. 12. 12	広報、節水協力依頼、チラシ配布	水道課

資料No.	協定名称	協定締結先	締結年月日	概要	担当課
4-21	水道災害相互応援に関する覚書	日本水道協会愛知県支部会員等	H16. 7. 30	応急給水作業、応急復旧作業、応急復旧資材の供出、工事業者の斡旋	水道課
4-22	災害時における水道施設等の応急対策の協力に関する協定書	蒲郡市上下水道工事協同組合	H16. 9. 1	応急復旧工事、漏水調査、必要な資材の提供	水道課
4-23	災害時における家屋被害状況調査に関する協定書	愛知県土地家屋調査士会	H25. 5. 8	家屋の被害調査の協力	税務課
4-24	災害時における家屋被害認定業務に関する協定書	(公社)愛知県建築士事務所協会 ----- (公社)愛知建築士会 ----- 愛知県土地家屋調査士会 ----- (公社)愛知県不動産鑑定士協会	R2. 5. 29	災害時における家屋被害認定業務について	税務課
4-25	災害時の応急対策の協力に関する基本協定書	(公社)愛知県公共嘱託登記土地家屋調査士協会	H23. 12. 13	被災状況の調査、筆界点情報の収集・復元、相談所の開設、災害予防対策の策定	土木管理課
4-26	災害時における公共土木・建築施設等の応急対策の協力に関する協定書	蒲郡土木協会 ----- 蒲郡建設業協同組合 ----- 蒲郡土木建設業協同組合	R3. 3. 15	応急復旧工事、応急復旧工事に必要な資材の提供	土木管理課
4-27	災害時の一般廃棄物処理及び下水処理に係る相互応援に関する協定書	愛知県等	H26. 1. 1	一般廃棄物処理業務及び下水処理業務に関する応援	環境清掃課
4-28	一般廃棄物処理の相互援助に関する協定書	三河、知多清掃施設連絡協議会所属団体	R4. 6. 27	一般廃棄物処理業務に関する応援	環境清掃課
4-29	災害時における被災者支援システムの相互支援に関する協定	豊橋市、豊川市、新城市、田原市、設楽町、東栄町	H25. 3. 29	被災者支援システムの稼働に必要な機器等の貸与及び職員の派遣	危機管理課
4-30	災害時相互応援協定	宮城県川崎町 ----- 岐阜県高山市 ----- 幸田町 ----- 西尾市	H25. 4. 26 H24. 2. 13 H31. 2. 20 H31. 4. 4	必要な資器材及び物資の提供、職員の派遣、ボランティアの斡旋、児童生徒の受入れ、住宅の斡旋等	危機管理課
4-31	災害時の情報発信に関する応援協定書	沖縄県浦添市	H23. 8. 1	被害状況等のウェブサイトによる代行発信	秘書広報課

資料No.	協定名称	協定締結先	締結年月日	概要	担当課
4-32	蒲郡市消防本部と東邦瓦斯株式会社との都市ガス災害対策に関する業務協約	東邦瓦斯株式会社	H8. 2. 9	災害防止活動、災害防御活動	消防本部
4-33	ガス災害対策に関する業務協定書	サーラエナジー株式会社東三河支社	R3. 7. 20	災害防止活動、災害防御活動	消防本部
4-34	防災情報の共有に関する協定書	(独)水資源機構 豊川用水総合事業部	H28. 3. 3	防災情報及び豊川用水の管理情報の共有	農林水産課
4-35	災害時の医療救護に関する協定書	(一社)蒲郡市医師会	H27. 3. 23	医療救護	健康推進課
4-36	災害時の歯科医療救護に関する協定書	蒲郡市歯科医師会	H27. 3. 23	歯科医療救護	健康推進課
4-37	災害時の医療救護活動に関する協定書	蒲郡市薬剤師会	H27. 3. 23	医療救護	健康推進課
4-38	災害時における人工透析患者への支援に関する協定書	(一社)蒲郡市医師会	R2. 11. 20	災害時における人工透析治療患者への支援	健康推進課
4-39	災害時における在宅酸素療養者等への支援に関する協定書	チェスト(株) フクダライフテック中部(株) (株)ナンプ (株)フィリップス・ジャパン (株)星医療酸器東海 帝人ヘルスケア(株) サーラエナジー(株)	R2. 11. 20 R2. 11. 20 R2. 11. 20 R2. 11. 20 R3. 1. 20 R2. 11. 20 R5. 6. 30	災害時における在宅酸素療養者等への支援	長寿課
4-40	災害時における施設の利用に関する協定書	(学)電波学園愛知工科大学、 (学)電波学園愛知工科大学自動車短期大学	H24. 8. 1	避難施設及び避難広場としての施設利用	危機管理課
4-41	大規模災害時における帰宅困難者等の受入及び高潮災害時の一時避難に関する協定書	蒲郡信用金庫	H28. 8. 24	所有施設の使用協力	危機管理課
4-42	災害時における避難所開設に関する協定書	愛知県立蒲郡東高等学校 愛知県立蒲郡高等学校	H17. 3. 22	体育館及びグラウンドの避難所としての使用	危機管理課

資料No.	協定名称	協定締結先	締結年月日	概要	担当課	
4-43	福祉避難所の指定に関する協定書	(福)不二福祉事業会	H20. 12. 10	避難行動要支援者が避難を必要とする場合の避難施設の使用協力	長寿課	
		(医)北辰会	H24. 3. 1			
		(有)アットホーム	H23. 4. 1			
		(医)幸会	H24. 3. 1			
		(福)和敬会	H27. 3. 1			
		(有)はっぴい	H31. 3. 28			
		(株)ビジュアルビジョン				
		(福)寿宝会				
		(福)昇人会	H21. 9. 1		福祉課	
		(福)くすの木福祉事業会				
(福)はばたき						
(特非)楽笑	R1. 12. 16					
4-44	災害時における緊急消防援助隊活動拠点の提供に関する協定書	トヨタ自動車(株)	H30. 3. 30	緊急消防援助隊活動拠点の提供	消防本部	
4-45	災害発生時における災害復旧活動場所の使用及び情報連絡に関する協定	中部電力パワーグリッド(株)岡崎営業所	H30. 4. 3	災害復旧活動場所の使用及び情報連絡	危機管理課	
4-46	災害時における施設の使用に関する協定	蒲郡市農業協同組合	H30. 6. 11	防災活動拠点の代替施設提供	危機管理課	
4-47	蒲郡市災害ボランティアセンターの開設及び運営に関する協定書	(福)蒲郡市社会福祉協議会	H30. 9. 5	災害ボランティアセンターの開設及び運営	危機管理課	
4-48	災害時における物品調達等の協定書	(株)大国屋	H8. 11. 18	即席麺類等の供給	産業政策課	
		蒲郡ガス(株)		L P ガス等の供給		
		サントリービバレッジソリューション(株)		パン・即席麺類等の供給		
		蒲郡市農業協同組合		パン・即席麺類等の供給		
		蒲郡石油業協同組合		L P ガス等の供給		
		ミシマパン(株)	H8. 12. 11	パンの供給		
		蒲郡市漁業振興協議会		鮮魚等の供給		
		(株)カインズ	H24. 4. 16	日用品等の供給		
		NPO 法人コメリ災害対策センター	H29. 7. 25	作業関係、日用品、水関係、冷暖房機器、電気用品、トイレ関係等の供給		
		セッツカートン(株)	R2. 10. 30	ダンボール製品の供給		

資料No.	協定名称	協定締結先	締結年月日	概要	担当課
		蒲郡畳組合	R5. 1. 17	畳製品の供給	
4-49	災害時における液化石油ガス等の優先供給に関する協定書	愛知県L P ガス協会東三河支部	H28. 9. 26	液化石油ガス及び燃焼器具の優先供給	危機管理課
4-50	災害時における米穀類の供給に関する協定書	平惣米穀店 大和産業(株)	H30. 12. 11 H30. 12. 12	米穀類等の供給	農林水産課
4-51	災害時における生活物資の供給協力に関する協定	生活協同組合コープあいち (株)スギ薬局	H24. 4. 16 R2. 7. 8	応急生活物資の提供、地域住民への啓発活動、防災訓練など参加協力 応急生活物資の提供	産業政策課
4-52	災害時における携帯トイレの提供協力に関する協定書	(株)総合サービス	R5. 4. 1	携帯トイレの提供	産業政策課
4-53	災害時におけるレンタル機材、資材及び役務の提供に関する協定	(有)ウインドソックス	R5. 10. 25	レンタル機材、資材及び衛生環境役務の提供	危機管理課
4-54	大規模災害時における物資支援協力に関する協定書	イオンリテール(株)東海カンパニー	R5. 12. 1	生活必需品の供給	危機管理課
4-55	大規模災害時等における屋上駐車場等の一時使用に関する協定書	イオンリテール(株)東海カンパニー	R5. 12. 1	避難場所の提供	危機管理課
4-56	災害時における支援物資の受入れ、配送等に関する協定書	佐川急便(株)	R4. 9. 1	支援物資の受入れ、配送等	危機管理課
4-57	大規模災害時におけるホテル・旅館の協力に関する協定書	愛知県ホテル・旅館生活衛生同業組合蒲郡支部	H26. 3. 7	被災者のための宿泊施設及び所有地の使用	観光まちづくり課
4-58	災害時における船艇での人員及び物資の輸送、人命の救助及び情報の提供の協力に関する協定書	蒲郡市漁業振興協議会	H9. 3. 31	船艇での人員及び物資の輸送、人命の救助並びに災害情報の提供	農林水産課
4-59	災害支援協力に関する覚書	蒲郡郵便局	H9. 5. 23	用地等の相互利用、災害特別事務取扱い及び援護対策、情報の提供、避難所への臨時郵便差出箱の設置等	危機管理課
4-60	災害発生時における支援協定	蒲郡警備業協会	H11. 1. 26	警備業務、情報の収集及び通報	交通防犯課
4-61	災害時における応急復旧等の作業車両の確保に関する協力要請協定書	愛知海運(株)蒲郡支店 (株)小田鐵工	H11. 10. 1	作業用車両の確保	資産マネジメント課

資料No.	協定名称	協定締結先	締結年月日	概要	担当課
4-62	災害時における救援・救急活動要員、救援用物資、応急復旧用資機材等の輸送車両の確保に関する協力要請協定書	名鉄バス(株) 蒲郡管理所 ホイテクノ物流(株) 蒲郡運送(株) 日本通運(株) 蒲郡支店	H24. 4. 1 H11. 10. 1	輸送用車両の確保	資産マネジメント課
4-63	災害時における代替救助器具の確保に関する協力要請協定書	(一社)愛知県自動車整備振興会 蒲郡支部 蒲郡石油業協同組合 蒲郡市農業協同組合	H15. 6. 27	車両整備工具等で代替救助器具となりうる工具の借受け	資産マネジメント課
4-64	地域社会貢献型自動販売機の設置及び災害時における救援物資提供に関する協定	コカ・コーラ セントラル ジャパン(株)	H18. 8. 4	地域社会貢献型自動販売機の設置、救援物資提供の協力	危機管理課
4-65	災害時における公園施設等の応急対策業務の協力に関する協定	蒲郡造園業協同組合	H21. 1. 21	被災樹木・石垣等の応急対策、仮設トイレの運搬及び組み立て	都市計画課
4-66	災害時における廃棄物の処理等に関する協定	(一社)愛知県産業廃棄物協会	H27. 8. 18	災害廃棄物処理についての協力	環境清掃課
4-67	蒲郡市避難誘導街区案内板の設置及び維持管理事業に関する協定	NPO 法人日本ソフトインフラ研究センター	H25. 8. 1	蒲郡市避難誘導街区案内板の設置及び維持管理事業	危機管理課
4-68	海拔表示または避難場所案内広告付電柱看板に関する協定	中電興業(株)岡崎支社、テルウェル西日本(株)	H23. 12. 1	海拔表示または避難場所案内広告付電柱看板の掲出	危機管理課
4-69	災害時における電気設備の応急復旧の応援に関する協定書	蒲郡電気工事業協同組合	H22. 5. 17	電気設備の応急復旧	建築住宅課
4-70	各種災害時におけるマルチコプターを用いた情報収集および情報連携に関する協定	中部電力パワーグリッド(株)岡崎営業所	H29. 4. 7	情報収集および情報連携	危機管理課
4-71	災害時における無人航空機を用いた情報収集および情報連携に関する協定	共同メンテナンス(株)	H29. 10. 1	情報収集および情報連携	危機管理課

資料No.	協定名称	協定締結先	締結年月日	概要	担当課
4-72	災害時における無人航空機による支援協力に関する協定書	(株) D S A	H30. 11. 21	情報収集および情報連携	危機管理課
4-73	災害時における小型無人機による情報収集等に関する協定	(株) 全空警	R5. 11. 22	情報収集および情報連携	危機管理課
	災害に係る情報発信等に関する協定	ヤフー(株)	H25. 6. 19	情報発信等の協力	危機管理課
	防災への取り組みに関する協定	Google	H25. 10. 4	避難所情報、安否情報発信・検索等の協力	危機管理課
4-74	災害時の放送に関する協定書	三河湾ネットワーク(株)	H26. 4. 28	放送の依頼	秘書広報課
4-75	災害時における地図製品等の供給等に関する協定書	(株) ゼンリン	H26. 8. 18	地図製品等の供給等	危機管理課
4-76	災害時における隊友会の協力に関する協定書	(公社) 隊友会 愛知県隊友会 豊川支部会	H24. 12. 3	情報提供、応急対策業務の補助	危機管理課
4-77	災害時における救援物資（ユニットハウス等）の供給に関する協定書	三協フロンテア(株)	H31. 3. 25	ユニットハウス等（仮設事務所、仮設トイレ）の供給	危機管理課
4-78	災害時における生活用水の確保及び消火活動支援に関する協定書	東三河生コンクリート協同組合	R1. 7. 9	生コンクリートミキサー車を活用した生活用水及び消防用水の確保	危機管理課
4-79	特設公衆電話の設置・利用に関する覚書	西日本電信電話(株)	R1. 7. 9	特設公衆電話による避難所への通信の提供	危機管理課
4-80	災害時における電動車両等の支援に関する協定書	三菱自動車工業(株) 西日本三菱自動車販売(株)	R2. 7. 3	災害時等における電動車両の貸与	危機管理課
4-81	災害時等における電気自動車からの電力供給に関する協定書	日産自動車(株) 東愛知日産自動車(株)	R2. 8. 4	災害時等における電気自動車の貸与	危機管理課
4-82	大規模災害時における労働・社会保険等の相談に関する協定書	愛知県社会保険労務士会	R2. 11. 2	災害時における労働保険関係及び健康保険・年金関係の相談支援	危機管理課
4-83	災害時における停電復旧に支障となる障害物の除去に関する協定	中部電力パワーグリッド(株) 岡崎営業所	R3. 2. 1	災害時における停電復旧に支障となる道路上の障害物の一時除去等	危機管理課

資料No.	協定名称	協定締結先	締結年月日	概要	担当課
4-84	災害時における相互協力に関する協定書	サーラエナジー株式会社東三河支社	R3. 10. 14	災害時等における連絡体制の確立・円滑な相互連携・被害状況の共有と協力	危機管理課
4-85	災害等発生時における防疫活動に関する協定書	公益社団法人愛知県ペストコントロール協会	R2. 10. 7	災害時等における感染症蔓延防止のための防疫活動等	環境清掃課

4-2 災害時の情報交換に関する協定

(危機管理課)

国土交通省中部地方整備局長（以下「整備局長」という。）と、蒲郡市長（以下「市長」という。）とは、災害時における各種情報交換に関し、次のとおり協定する。

(目的)

第1条 この協定は、重大な災害が発生し又は発生のおそれがある場合において、整備局長及び市長が必要とする各種情報交換について定め、もって、適切な災害対処に資することを目的とする。

(情報交換の実施)

第2条 整備局長及び市長との情報交換の実施は、次の状況において現地情報連絡員（リエゾン）が派遣されている間とする。

- 一 蒲郡市内に重大な災害が発生し又は発生のおそれがあるとき
- 二 蒲郡市災害対策本部が設置されたとき
- 三 その他整備局長又は市長が必要と認めたとき

(情報交換の内容)

第3条 整備局長及び市長の情報交換の内容は、次のとおりとする。

- 一 一般被害状況に関する事
- 二 公共土木施設（道路、河川、急傾斜地、港湾施設、都市施設等）被害状況に関する事
- 三 その他必要な事項

(現地情報連絡員（リエゾン）の派遣)

第4条 第2条の各号いずれかに該当し、市長から要請があった場合又は整備局長が必要と判断した場合に、整備局長から市長が設置する災害対策本部等に現地情報連絡員（リエゾン）を派遣し情報交換を行うものとする。なお、整備局長及び市長は、相互の連絡窓口を明確にしておき派遣に関して事前に調整を図るものとする。

(平素の協力)

第5条 整備局長及び市長は、必要に応じ情報交換に関する防災訓練及び防災に関する地図等の資料の整備に協力するものとする。

(協議)

第6条 本協定に疑義が生じたとき又は本協定に定めのない事項については、その都度、整備局長及び市長が協議のうえ、これを定めるものとする。

本協定は3通作成し、各自1通を保有する。

平成23年7月1日

名古屋市中区三の丸 二丁目5番1号
国土交通省 中部地方整備局長 富田 英治

蒲郡市旭町17番1号
蒲郡市長 金原 久雄

(立会人)

名古屋市中区三の丸三丁目1番2号
愛知県防災局長 中野 秀秋

4-3 高度情報ネットワークの整備に伴う協定

(危機管理課)

愛知県(以下「甲」という。)と蒲郡市(以下「乙」という。)は、風水害、地震その他の災害に際し、災害対策活動に必要な情報の収集、伝達及び一般行政事務に関し円滑な連絡を図るための愛知県防災行政用無線の端末機関(以下「無線局」という。)の運用及び管理について、次のとおり協定する。なお、昭和63年3月1日付けで甲及び乙との間で締結した「協定書」は廃止する。

(開設場所)

第1条 甲は、乙の区域内の次の場所に無線局を開設するものとする。

- (1) 住所 蒲郡市旭町17-1 蒲郡市役所
- (2) 住所 蒲郡市神ノ郷町山添71-1 蒲郡市消防本部

(無線局の管理運用)

第2条 乙は、愛知県防災行政用無線局運用規程(昭和49年愛知県訓令第14号。以下「運用規程」という。)及び愛知県防災行政用無線局運営要綱の規程の例により第1条に掲げる無線局の運用及び管理を行うものとする。

2 甲及び乙は、それぞれ管理する無線設備に係る日常の保守及び定期点検を行うものとする。

3 甲は、甲の管理する無線設備を点検等により停止するとき又は当該無線設備に異常を認めたときは乙に通知するものとする。

4 乙は、前項と同様の場合、甲に通知するものとする。

(無線管理者等の指名)

第3条 乙は、運営規程第7条及び第8条の規定の例により無線管理者、運用責任者及び通信担当者(以下「無線管理者」という。)を乙の職員の中から指名するものとする。

2 乙は、前項の規定により無線管理者を指名したときは、甲に通知するものとする。

(電波法に基づく事務手続き)

第4条 第1条に掲げる無線局の変更に係る電波法(昭和25年法律第131号)に基づく申請は、乙が申請書類を作成し、甲に提出するものとする。これに係る費用は、乙が負担するものとする。

(無線設備の変更)

第5条 乙は、第1条に掲げる無線局に係る無線設備を設置する場所を変更しようとするときは、前年度の7月末までに文書により甲と協議をするものとする。

2 甲は、第1条に掲げる無線局に対向する無線局に係る無線設備を設置する場所を変更しようとするときは、前年度の7月末までに文書により乙と協議をするものとする。

3 前2項に規定する無線設備を設置する場所の変更に係る費用(対向する無線局に係る無線設備の調整に係る費用を含む。)は、すべての原因者が負担するものとする。

(経費の負担)

第6条 甲及び乙は、それぞれ管理する無線局の運用及び管理に係る電気料、電話料、消耗品類の購入費その他運用に伴う通常経費を負担するものとする。

(協議)

第7条 この協定書に定めのない事項については、甲、乙協議の上、別に決定するものとする。

この協定の証として本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、それぞれ1通を保管する。

平成14年12月1日

甲 愛知県
愛知県知事 神田 真秋

乙 蒲郡市
蒲郡市長 金原 久雄

※平成22年4月1日(平成21年6月12日届出)
第5条1項に基づき無線設備の設置場所を
「愛知県蒲郡市神ノ郷町山添71-1」から
「愛知県蒲郡市水竹町下沖田地内」へ変更

4-4 三遠南信災害時相互応援協定書

(危機管理課)

愛知県東三河、静岡県遠州及び長野県南信州（以下「三遠南信」という。）に位置する各市町村（以下「都市」という。）に、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害が発生した場合の相互の応援について、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、三遠南信地域内に災害が発生したとき、各都市相互の応援による応急措置等を円滑に遂行するため、必要な事項について定める。

(組織)

第2条 この協定による相互応援を円滑に実施するため、各都市を別表に掲げる8ブロックに区分し、ブロックごとに代表都市（以下「ブロック代表都市」という。）を置く。

2 この協定を円滑に運営するため、ブロック代表都市会議を設置する。

3 ブロック代表都市を統括するため、総代都市を置く。

4 総代都市を補佐するため、副総代都市を置く。

5 総代都市及び副総代都市の選出は、ブロック代表都市の互選により行う。

6 総代都市及び副総代都市の任期は2年とする。

7 この協定の実施に必要な連絡調整を行うため、総代都市の属する都市に事務局を置く。

(応援の要請)

第3条 災害が発生し、応援を受けようとする都市（以下「被災都市」という。）は、自ブロック代表都市を通じて総代都市に応援を要請する。ただし、自ブロック代表都市も被災している場合は総代都市に、総代都市も被災している場合は副総代都市に応援を要請することができる。

2 応援を求められた総代都市又は副総代都市は、被災都市及びブロック代表都市と緊密な連絡をとり、各都市に応援を要請する。

3 応援を要請しようとする被災都市は、次に掲げる事項を明らかにし、電話等により応援を要請することができる。この場合において、被災都市は、必要事項を記載した文書を後日、速やかに送付しなければならない。

(1)被災の状況

(2)物資、資機材等の応援要請の場合にあつては、必要とする物資等の品名、数量等

(3)人員応援要請の場合にあつては、必要とする職員の職種及び人数並びに業務内容

(4)応援場所及び応援場所への経路

(5)応援の期間

(6)前各号に掲げるもののほか、必要な事項

(応援の自主的活動)

第4条 各都市は、必要があると認めるときは、総代都市の要請前に応援を開始することができる。ただし、応援を開始したときは、当該応援の内容を自ブロック代表都市を通じて総代都市に報告しなければならない。

2 災害のうち地震災害が発生した場合は、被災都市以外の都市は各都市の判断で次に掲げる体制をとることができる。この場合において、前項ただし書の規定を準用する。

(1)被災都市で震度6弱を観測した場合 応援の準備体制

(2)被災都市で震度6強以上を観測した場合 応援の実施体制

(応援の内容)

第5条 各都市が行う応援活動は、おおむね次のとおりとする。

(1)被災者の救出・救護、応急復旧等に必要な職員の派遣

(2)救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材（車両を含む。）及び物資の提供又は貸与

(3)食料、飲料水、生活必需品等の救援物資及びその供給に必要な資機材（車両を含む。）の提供

(4)児童生徒その他被災者の一時受入れ

(5)前各号に掲げるもののほか、特に要請のあった事項

(応援の経費負担)

第6条 応援に要した経費は、原則として被災都市の負担とする。ただし、被災都市が当該費用を支弁することが困難又は適当でないものについては、被災都市及び応援都市が協議して定める
(連絡担当部局)

第7条 各都市は、あらかじめ相互応援のための連絡担当部局を定め、災害が発生したときは、速やかに情報を相互に交換する。
(平常時における相互協力)

第8条 平常時においては、円滑な広域防災相互協力体制を図るため、毎年1回地域防災計画その他参考資料を相互に交換し、各都市相互の情報の交換、職員等の交流その他防災に関する相互協力を努める。
(協議)

第9条 この協定に定めのない事項及び協定の実施に関し必要な事項は、その都度、ブロック代表都市会議において協議して定める。
(その他)

第10条 この協定は、各都市及び各都市の機関が消防組織法（昭和22年法律第226号）第39条第2項の規定により別に締結した相互応援に関する協定及び水防に係る応援に関し締結した協定に基づく応援を排除するものではない。

附則

この協定は、平成17年11月4日から効力を生ずる。

附則

この協定は、平成26年11月1日から効力を生ずる。

附則

この協定は、令和2年3月31日から効力を生ずる。

(別 表)

ブロック名	代表都市	構成都市
豊橋田原	豊橋市	豊橋市・田原市
宝 飯	豊川市	豊川市・蒲郡市
新城設楽	新城市	新城市・設楽町・東栄町・豊根村
西 遠	浜松市	浜松市・湖西市
中 遠	磐田市	磐田市・袋井市・森町
東 遠	掛川市	掛川市・御前崎市・菊川市・牧之原市
飯 伊	飯田市	飯田市・松川町・高森町・阿南町・阿智村・平谷村・根羽村・下條村・売木村・天龍村・泰阜村・喬木村・豊丘村・大鹿村
上 伊 那	駒ヶ根市	駒ヶ根市・伊那市・辰野町・箕輪町・飯島町・南箕輪村・中川村・宮田村

4-5 大規模災害時の相互応援に関する協定

(危機管理課)

(趣 旨)

第1条 この協定は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第8条第2項第12号の規定に基づき、伊丹市、青梅市、大竹市、岡崎市、唐津市、蒲郡市、桐生市、倉敷市、津市、周南市、常滑市、戸田市、鳴門市、府中市、丸亀市、坂井市及び箕面市（以下「協定市長」という。）において、地震等による大規模災害が発生し、被災した協定市では十分に被災者の救援等の災害応急措置が実施できない場合に、協定市間の応援を迅速に遂行するため、必要な事項を定めるものとする。

(連絡担当部局)

第2条 協定市は、大規模災害に備えて連絡を円滑に行うため、常に連絡担当部局、担当責任者、電話番号その他連絡に必要な事項を相互に明らかにしておくものとする。

(応援の要請)

第3条 協定市は、大規模災害が発生して応援を求めようとするときは、連絡担当部局を通じ、大規模災害の概要を明らかにして、次の各号に掲げる応援を要請するものとする。

- (1) 食料、飲料水及び生活必需品の提供
- (2) 被災者の救出、医療、防疫等に必要な資機材及び物資の提供
- (3) 施設等の応急復旧に必要な資機材及び物資の提供
- (4) 災害応援活動に必要な職員（以下「応援職員」という。）の派遣及び車両の提供
- (5) 前各号に掲げるもののほか、特に必要とする事項

(応援の実施)

第4条 応援を要請された協定市は、応援を的確かつ円滑に行うよう努めるものとする。

(応援の経費)

第5条 応援に要した経費は、原則として応援を要請した協定市の負担とする。

(災害補償等)

第6条 応援職員に係る公務災害補償については、地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）の定めるところによる。

2 応援職員が第三者に損害を与えた場合は、その損害が災害応急活動中に生じたものについては、応援を要請した協定市が賠償の責めを負し、応援を要請した協定市への往復経路の途中に生じたものについては、応援を行う協定市が賠償の責めを負うものとする。

(資料の交換)

第7条 協定市は、この協定に基づく応援が円滑に行われるように毎年1回地域防災計画その他参考資料を相互に交換するものとする。

(協議)

第8条 この協定の実施に関し必要な事項及びこの協定に定めのない事項は、協定市が協議の上、別に定めるものとする。

附 則

この協定は、平成9年4月1日から効力を生ずる。

附 則

この協定は、平成15年4月21日から施行する。

この協定は、平成19年4月2日から施行する。

この協定の成立を証するため、この協定書を17通作成し、協定市は、記名押印のうえ各自その1通を保有する。

平成19年4月2日

伊丹市長 藤 原 保 幸

青梅市長 竹 内 俊 夫

大竹市長 入 山 欣 朗

岡崎市長 柴 田 紘 一

唐津市長 坂 井 俊 之

蒲郡市長 金 原 久 雄

桐生市長 大 澤 善 隆

倉敷市長 古 市 健 三

周南市長 河 村 和 登

津市長 松 田 直 久

常滑市長 石 橋 誠 晃

戸田市長 神 保 国 男

鳴門市長 亀 井 俊 明

府中市長 野 口 忠 直

丸亀市長 新 井 哲 二

坂井市長 坂 本 憲 男

箕面市長 藤 沢 純 一

4－6 愛知県内広域消防相互応援協定書

(消防本部)

(目 的)

第1条 この協定は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第21条の規定に基づき、愛知県域内（以下「県内」という。）において大規模な災害等が発生した場合における消防相互応援について必要な事項を定めることを目的とする。

(協定市町村等)

第2条 この協定は、県内の消防本部及び消防署をおいている市町、消防の一部事務組合及び消防を含む一部事務組合（以下「協定市町村等」という。）相互間において締結するものとする。

(対象とする災害)

第3条 この協定の対象とする災害は、次に掲げる災害とする。

- (1) 大規模な地震、風水害等の自然災害
- (2) 林野火災、高層建築物火災又は危険物施設火災等の大規模な火災
- (3) 航空機災害又は列車事故等集団救急救助事故
- (4) その他前各号に掲げる災害のほか、火災等の災害又は救急業務を必要とする事故が発生し、応援が必要と判断されるもの

(応援要請)

第4条 この協定に基づく応援要請は、前条各号に規定する災害が発生した市町等（以下「要請市町等」という。）の消防機関の長が要請市町等の消防力及び近隣市町等の応援協定による消防力によっては、災害の防御又は救助等が著しく困難と認める場合は、第2条に規定する他の市町等（以下「応援市町等」という。）の消防機関の長に対して行うものとする。ただし、近隣市町等と応援協定を締結していない市町等の境界付近に火災等の災害又は救急業務を必要とする事故の発生を覚知したときは、当該応援の要請があったものとみなす。

2 前項に規定する応援要請は、電話等により次の事項を明確にして行うものとし、事後速やかに別記様式を提出するものとする。

- (1) 災害の発生日時、場所及び状況
- (2) 必要とする人員、車両及び資機材等
- (3) 集結場所及び連絡担当者
- (4) その他必要事項

(応援隊の派遣)

第5条 応援市町等の消防機関の長は、前条の規定により応援要請を受けときは、業務に重大な支障がない限り応援を行うものとする。

2 応援市町等の消防機関の長は、前条の応援要請に応ずることができない場合は、その旨を速やかに要請市町等の消防機関の長に通報するものとする。

(応援隊の指揮)

第6条 要請市町等における応援隊の指揮は、要請市町等の消防機関の長が、応援隊の長に対して行うものとする。

(経費の負担)

第7条 応援に要する経費の負担については、法令その他特別の定めがあるものを除くほか次の区分によるものとする。

- (1) 機械器具の小破損の修理、燃料、消防職員及び消防団員の手当等に関する経費は、応援市町等の負担とする。
 - (2) 機械器具の大破損の修理、応援市町等の消防職員及び消防団員の死傷による災害補償等の重要事項に関する経費は、要請市町等の負担とする。
- 2 経費負担について疑義を生じた事項については、その都度、双方協議の上、決定するものとする。

(情報提供等)

第8条 協定市町等は、この協定の効率的な運用を図るために必要な各種消防情報等を相互に通知するものとする。

(実施細目)

第9条 この協定の実施について必要な事項は、協定市町等の消防機関の長が協議して定めるものとする。

(協定市町等の変更に伴う取扱い)

第10条 市町の合併、消防広域化等により協定市町等に変更が生じた場合、当該変更後に消防を継承した協定市町村等については、特段の申し出がない限り、この協定を引き続き締結しているものとして取り扱う。

(疑義の協議)

第11条 この協定に規定していない事項又は疑義を生じた事項については、その都度、協定市町等が協議の上、決定するものとする。

この協定は、平成15年4月1日から施行する。

平成2年3月12日締結の「愛知県広域消防相互応援協定」は平成15年3月31日付けをもって廃止する。

この協定の証として、本書41通を作成し、各自1通を保管する。

平成15年4月1日

名古屋市	松	原	武	久
豊橋市	早	川		勝
岡崎市	柴	田	紘	一
一宮市	谷		一	夫
瀬戸市	増	岡	錦	也
知多中部広域事務組合管理者	半田市	榑	原	伊三
春日井市	鵜	飼	一	郎
豊川市	中	野	勝	之
津島市	水	谷		尚
豊田市	鈴	木	公	平
西尾市	本	田	忠	彦
蒲郡市	金	原	久	雄
犬山市	石	田	芳	弘
常滑市	石	橋	誠	晃
江南市	大	池	良	平

尾西市長	大	島	晋	平
小牧市長	中	野	直	輝
稲沢中部広域事務組合管理者	服	部	幸	道
新城市長	山	本	芳	央
東海市長	鈴	木	淳	雄
大府市長	福	島		努
知多市長	加	藤		功
尾張旭市長	谷	口	幸	治
知立市長	塚	本	昭	二
碧南市長	小	林	淳	三
刈谷市長	角	岡		与
安城市長	岩	月	収	二
岩倉市長	石	黒	靖	明
豊明市長	都	築	龍	治
長久手町長	加	藤	梅	雄
木曽川町長	山	口	昭	雄
蟹江町長	佐	藤	篤	松
幸田町長	近	藤	徳	光
田原町長	白	井	孝	市
渥美町長	山	本	道	雄
衣浦東部広域連合長	永	田	太	三
春日井広域事務組合管理者	永	瀬		保
海部東部消防組合管理者	条	野		章
尾三消防組合管理者	久	野	知	英

海部南部消防組合管理者	佐	野	峰	夫
海部西部広域事務組合管理者	鳶	野	聰	明
丹羽広域事務組合管理者	河	田	幸	男
幡豆郡消防組合管理者	大	河	内	光
知多南部消防組合管理者	齋	藤	宏	一
あすけ地域消防組合管理者	太	田	雅	清

4-7 愛知県における航空機を用いた市町村等の消防支援協定

(消防本部)

(目的)

第1条 この協定は、愛知県内の市町村、消防事務に関する一部事務組合及び広域連合（以下「市町村等」という。）が、災害による被害を最小限に防止するため、消防組織法（昭和22年法律第226号）第30条第1項に基づく愛知県による航空機を用いた消防の支援（以下「航空消防の支援」という。）を求めることに關し必要な事項を定めるものとする。

(協定区域)

第2条 本協定に基づき市町村等が航空消防の支援を求めることができる区域は、前条の市町村等の区域とする。

(支援要請)

第3条 この協定に基づく支援要請は、災害が発生した市町村等の長が、次の各号のいずれかに該当し、航空機を用いた活動が必要と判断した場合に行うものとする。

- (1) 災害が、隣接する市町村等に拡大し、又は影響を与えるおそれのある場合
- (2) 市町村等の単独の消防力によっては防御が著しく困難な場合
- (3) その他救急救助活動等において航空機を用いた活動が最も有効な場合

2 前項の支援要請は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14第1項の規定により、愛知県が委託した航空消防の支援に関する事務を受託する名古屋市に対して行う。

3 前2項のほか、支援要請のために必要な事項等は、名古屋市が別に定めるところによる。

(経費)

第4条 この協定に基づく支援に要する経費は、愛知県が負担するものとする。

(その他)

第5条 この協定書に定めのない事項は、愛知県及び市町村等が協議して定めるものとする。

附 則

この協定書は、令和4年4月1日から適用する。

平成19年8月1日締結の「愛知県防災ヘリコプター支援協定」は令和4年4月1日をもって廃止する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、知事及び市町村等の長は、記名押印の上、各自それぞれ1通を保管する。

令和4年4月1日

愛知県知事 大村 秀章

蒲郡市長 鈴木 寿明

4－8 東三河地区消防相互応援協定

(消防本部)

(目的)

第1条 この協定は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第39条の規定に基づき、豊橋市、豊川市、蒲郡市、新城市（消防事務を受託している北設楽郡設楽町、同郡東栄町及び同郡豊根村の区域を含む。）及び田原市（以下「関係市」という。）の消防に関する相互応援について、必要な事項を定めることを目的とする。

(協定区域)

第2条 この協定区域は、前条の関係市の区域とする。

(応援の要請)

第3条 災害等が発生した市町村（以下「要請市」という。）の長又は要請市を管轄する消防長は、消防活動、救急活動又は救助活動（以下「消防活動等」という。）のため関係市の応援が必要な場合は、次の各号に掲げる事項を明確にした上で、電話その他の方法により要請し、事後において速やかに文書を提出しなければならない。

- (1) 災害の種別
- (2) 災害の発生場所
- (3) 被害の状況
- (4) 応援を要する人員及び機械器具等の数量
- (5) 応援を要する部隊の受入れ場所
- (6) その他必要な事項

(応援隊の派遣)

第4条 前条の要請を受けた関係市（以下「応援市」という。）は、業務に支障を生じない範囲において、消防隊、救急隊又は救助隊（以下「応援隊」という。）を要請市に派遣する。

(応援隊の指揮)

第5条 前条の規定により派遣された応援隊は、要請市の現場最高指揮者の指揮下に入るものとする。

(報告)

第6条 応援隊の長は、現場到着、引揚げ及び消防活動等の状況を現場最高指揮者に報告しなければならない。また、事後において速やかに次に掲げる事項を要請市へ文書で報告するものとする。

- (1) 活動の概要（時間、場所、隊数等）
- (2) 活動上の異常の有無
- (3) 隊員の負傷の有無
- (4) 車両、資機材等の損傷の有無
- (5) その他必要な事項

(経費の負担)

第7条 応援に要する経費の負担については、法令その他特別の定めがあるものを除くほか、次の区分によるものとする。

- (1) 機械器具の小破損の修理、燃料、消防職員の手当等に関する経費は、応援市の負担とする。
- (2) 機械器具の大破損の修理、応援市の消防職員の死傷による災害補償等の重要事項に関する経費は、要請市の負担とする。

2 経費負担について疑義を生じた事項については、その都度、協議の上、決定するものとする。

(委任)

第8条 この協定の実施に関し必要な細目的事項は、関係市の消防長が協議して定めるものとする。

(協議)

第9条 この協定に定めない事項又はこの協定の運用について疑義が生じたときは、その都度関係市が協議して定めるものとする。

附則

1 この協定は、平成26年4月1日から効力を生じる。

- 2 この協定の締結に伴い、東三河地区消防相互応援協定書（昭和44年4月30日締結）は、効力を失う。

この協定の成立を証するため、本書5通を作成し、それぞれ記名押印のうえ各自その1通を保有する。

平成26年3月31日

豊橋市長 佐 原 光 一

豊川市長 山 脇 実

蒲郡市長 稲 葉 正 吉

新城市長 穂 積 亮 次

田原市長 鈴 木 克 幸

4－9 東三河地区消防相互応援協定に基づく覚書

(消防本部)

(趣旨)

第1条 この覚書は、東三河地区消防相互応援協定（平成26年3月31日締結。以下「協定」という。）第8条の規定に基づき、東三河地区の消防の相互の応援に関し、必要な事項を定める。

(要請の方法)

第2条 要請市の消防長は、災害等の活動が終了した後、速やかに様式第1により、応援市の消防長に提出するものとする。

(報告の方法)

第3条 応援市の消防長は、応援隊の長が帰署後、速やかに様式第2により、要請市の消防長に提出するものとする。

2 要請市の消防長は、前項の文書のほか、必要な文書の提出を求めることができる。

(協議)

第4条 この覚書に定めのない事項又は疑義を生じたときは、その都度協議の上、定めるものとする。

この覚書の成立を証するため、本書5通を作成し、記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成26年3月31日

豊 橋 市 消 防 長 山 田 淳

豊 川 市 消 防 長 長谷川 完一郎

蒲 郡 市 消 防 長 尾 寄 卓 郎

新 城 市 消 防 長 宮 部 憲 蔵

田 原 市 消 防 長 大 根 義 久

4-10 岡崎市と蒲郡市との消防相互応援協定書

(消防本部)

消防組織法（昭和22年法律第226号）第39条の規定に基づき、岡崎市及び蒲郡市は消防の相互応援に関して次のとおり協定する。

(目的)

第1条 この協定は、岡崎市と蒲郡市との消防相互応援に関して定め、その応援対策活動の万全を期することを目的とする。

(応援の対象)

第2条 応援は、両市の区域内における火災、救急及びその他の災害（以下「災害」という。）で、応援を必要と認めるとき並びに応援の要請があったときとする。

(応援の区分)

第3条 応援の区分は、普通応援及び特別応援とする。

2 普通応援とは、両市の境界付近に災害が発生しこれを覚知した場合に、自主的に出動する応援をいう。

3 特別応援とは、両市の区域内に災害が発生し、特に応援を必要とする場合に受援市の長又は消防長の要請により出動する応援をいう。

(応援力)

第4条 この協定により応援する消防隊（以下「応援隊」という。）は、原則として応援隊の市が所有する全消防力の4分の1以内とする。

2 災害の規模等により特別の措置を必要とする場合は、前項の規定に関わらず全消防力の3分の1まで応援することができる。

(応援要請の方法)

第5条 応援を要請しようとするときは、次に掲げる事項を通報連絡し、事後すみやかに文書を提出しなければならない。

- (1) 災害の状況
- (2) 応援を要する人員、機械等
- (3) 応援場所
- (4) その他必要な事項

(応援隊の指揮)

第6条 応援隊の指揮は原則として受援市の現場最高指揮者が行なう。

(報告)

第7条 応援隊の長は、現場に到着したとき及び現場を引き揚げるとき、並びに消防活動の状況を現場最高指揮者に報告しなければならない。

(費用の負担)

第8条 応援に際し要した費用は、原則として次の各号に定める区分にしたがい当該各号に定めるところにより負担するものとする。

(1) 普通応援の場合

応援隊の市の負担とする。ただし、消火薬剤等を使用し多額の経費を要した場合における負担は、そのつど両市が協議決定する。

(2) 特別応援の場合

ア 応援に要した燃料、消火薬剤、救急物資及び食糧については、受援市の負担とする。

イ 隊員の給与、手当及び公務災害補償にかかる費用については、応援隊の市の負担とする。ただし、弔慰見舞金等については、原則として受援市の負担とする。

(協定外の費用)

第9条 前条に規定する費用以外で応援したことにより、重大な費用の支出を必要とした場合は、両市において協議決定するものとする。

(資料の交換)

第10条 両市は、毎年4月1日現在の消防力に関する資料を相互に交換するものとする。ただし、当該消防力に変動が生じた場合は、そのつど通知するものとする。

(雑則)

第11条 この協定実施に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この協定は、昭和46年5月1日から実施する。

この協定の成立を証するため本協定書2通作成し記名押印のうえ各1通を保管する。

昭和46年5月1日

岡 崎 市 長

蒲 郡 市 長

4－11 浜松市・蒲郡市航空消防応援協定

(消防本部)

消防組織法(昭和22年法律第226号。以下「法」という。)第39条第2項の規定に基づき、浜松市(以下「甲」という。)と蒲郡市(以下「乙」という。)は、甲の所有する回転翼航空機(以下「消防ヘリコプター」という。)を用い、法第1条に規定する災害等(以下「災害」という。)の応援(以下「航空消防応援」という。)に関し、次のとおり協定する。

(目的)

第1条 この協定は、乙の区域内において発生した災害に、消防ヘリコプターを活用して応援することにより、災害による被害の軽減を図ることを目的とする。

(航空消防応援の運航区域)

第2条 消防ヘリコプターの運航区域は、原則として甲及び乙の管轄区域とする。ただし、災害の状況により当該区域外での活動が必要とされる場合は、その都度甲及び乙で協議するものとする。

(航空消防応援の活動時間)

第3条 消防ヘリコプターの活動時間は、日の出から日没までの間とする。

(航空消防応援の要請)

第4条 航空消防応援の要請は、災害が発生した場合において、消防ヘリコプターを使用することが乙の消防活動に有効であるときとする。

(航空消防応援の実施要件)

第5条 航空消防応援は、愛知県防災ヘリコプター支援協定に基づき、愛知県の防災ヘリコプター(以下「防災ヘリコプター」という。)の出動要請をすることができる場合には行わないものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合はこの限りでない。

- (1) 愛知県から出動要請に応ずることができない旨の通報があった場合
- (2) 防災ヘリコプターだけでは災害を防除することが困難な場合
- (3) 防災ヘリコプターが対応できない活動を要請する場合

(航空消防応援の出動条件)

第6条 第4条の規定の要請があった場合において、甲は次の各号のいずれかに該当するときには、航空消防応援を行わないことができるものとする。

- (1) 甲の区域内で消防ヘリコプターの活動を必要とする災害が発生し、又はそのおそれがあるとき。
- (2) 災害発生場所等の気象条件が消防ヘリコプターの運航に適さないとき。
- (3) 点検、整備等のため、消防ヘリコプターが活用できないとき。
- (4) その他消防ヘリコプターの運用に支障があるとき。

(事前計画)

第7条 乙は、航空消防応援を受ける場合の事前計画を作成し、あらかじめ甲に提出しておくものとする。その内容等に変更があった場合についても同様とする。

2 前項に規定する事前計画には、次の各号に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 消防ヘリコプターの活動拠点として最適な離着陸場の位置図等に関すること。
- (2) 消防ヘリコプターと乙の消防機関との通信連絡方法に関すること。
- (3) 離着陸場への職員の派遣に関すること。
- (4) 一般人及び建築物等に対する各種障害の除去等離着陸に必要な処置に関すること。
- (5) 消火及び救急救助活動用資機材等の補給体制に関すること。
- (6) その他甲が必要と認める事項

(航空消防応援の要請手続)

第8条 航空消防応援の要請は、乙が航空消防応援の要請(回答)書(別記様式)に必要事項を記載の上、これを甲に対し、ファクシミリを用いて送信する等の方法により提出して行なうものとする。

2 航空消防応援の要請の連絡先は、別表のとおりとする。

(航空消防応援の中断)

第9条 甲は、甲の区域に災害等が発生する等、消防ヘリコプターを原隊に復帰させるべき特別な事態

が生じたときは、乙と協議の上、航空消防応援を中断することができる。

(消防ヘリコプターに対する指揮)

第10条 航空消防応援に従事する消防ヘリコプターは、乙の長の指揮下に行動するものとする。

2 消防ヘリコプターの長(以下「航空隊長」という。)は、当該指揮による活動が消防ヘリコプターの運航に重大な支障を来すと認めるときは、その旨を乙の長等に通告することができる。

3 航空隊長は、活動に当たって乙の長等と緊密な連絡を執るものとする。

4 前項の連絡を無線等を通じて行う場合は、全国波(1、2又は3チャンネル)によるものとし、無線の運用統制については乙の統制に従うものとする。

(消防ヘリコプターの事故発生時の報告)

第11条 乙は、次に掲げる消防ヘリコプターに関する事故が発生したときは、速やかにその旨を甲に報告するものとする。

- (1) 死傷者が発生した事故
- (2) 消防ヘリコプターの重大な損傷事故
- (3) 救難対策を必要とする事故
- (4) その他乙が必要と認める場合

(航空消防応援に要する経費の負担)

第12条 この協定に基づく応援に要した経費については、次に掲げるところにより負担するものとする。

- (1) 消防ヘリコプターの燃料費、隊員の出動手当て、旅費等応援に直接要する経費については、乙の負担とする。
- (2) 応援側の故意又は重大な過失により発生したものを除き応援中に発生した事故の処理に伴う土地、建物、工作物等に対する補償及び一般人の死傷に伴う損害補償等に要する経費は、乙の負担とする。
ただし、その負担額は、甲の加入する航空保険により支払われる金額を控除した金額とする。
- (3) 前各号に定めるもの以外に要したその他諸経費の負担については、その都度、甲及び乙が協議し定めるものとする。

(その他)

第13条 この協定に定める事項に疑義が生じた場合又はこの協定に定めのない事項が生じた場合は、甲及び乙が協議して定めるものとする。

附 則

- 1 この協定は、平成22年7月1日から実施する。
- 2 この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、それぞれ記名押印の上、各自保管する。

平成22年6月29日

甲 静岡県浜松市中区元城町103番地の2
浜松市
浜松市長 鈴木 康友

乙 愛知県蒲郡市旭町17番1号
蒲郡市
蒲郡市長 金原 久雄

別記様式（第8条関係）

航空消防応援要請(回答)書

【要請側】

1	要請側市町村等 (消防本部名)	
2	発 信 者	所属(課) 職・氏名 電話 FAX
3	要 請 日 時	年 月 日 曜日 時 分
4	要 請 種 別	消火 救助 救急 搬送 その他 ()
5	発 生 日 時	年 月 日 曜日 時 分(頃)
6	発 生 場 所 (目 標 物)	住所 北緯 度 分 目標物 東経 度 分
7	事 故 又 は 災 害 状 況	
8	気 象 (災 害 現 場 等)	気候： 風向： 風速： m/s 気温： °C 視界： m 警報・注意報等：
9	現 地 離 着 陸 場	住所 施設名(目標物) 地上支援体制
10	搬 送 先 離 着 陸 場	住所 施設名(目標物) 地上支援体制
11	傷 病 者 等	住所 氏名 生年月日 歳(男・女) 傷病名等 重・中・軽
12	現 地 搭 乗 者	機関名 職・氏名
13	現 場 最 高 指 揮 者	職・氏名
14	無線コールサイン	無線種別（全国波1、2、3）コールサイン
15	他 機 関 の 航 空 機 の 活 動 状 況	
特記事項（その他甲が必要と認める事項等）		

【応援側】

1	航空隊指揮者	職・氏名
2	到着予定時刻	年 月 日 曜日 時 分
3	活動予定時間	時間 分
4	無線コールサイン	無線種別（全国波1、2、3）コールサイン
特記事項		

別表（第8条関係）

連絡先	所在地	電話番号
浜松市消防局 消防指令センター	静岡県浜松市中区下池川町19番1号	加入電話(053) 475-0119 又は 475-7551 F A X (053) 472-1198

4-12 消防相互応援協定書

(消防本部)

消防組織法（昭和22年法律第226号）第39条の規定に基づき、西尾市及び蒲郡市は消防の相互応援に関して次のとおり協定する。

(目的)

第1条 この協定は、西尾市と蒲郡市との消防相互応援に関して定め、その応援対策活動の万全を期することを目的とする。

(応援の対象)

第2条 応援は、両市の区域内における火災、救急及びその他の災害（以下「災害」という。）で、応援を必要と認めるとき並びに応援の要請があったときとする。

(応援の区分)

第3条 応援の区分は、普通応援及び特別応援とする。

2 普通応援とは、両市の境界付近に災害が発生しこれを覚知した場合に、自主的に出動する応援をいう。

3 特別応援とは、両市の区域内に災害が発生し、特に応援を必要とする場合に受援市の長又は消防長の要請により出動する応援をいう。

(応援力)

第4条 この協定による応援は、原則として応援する隊（以下「応援隊」という。）の市において支障を生じない限度で行なうものとする。

(応援要請の方法)

第5条 応援を要請しようとするときは、次に掲げる事項を通報連絡し、事後すみやかに文書を提出しなければならない。

- (1) 災害の状況
- (2) 応援を要する人員、機械等
- (3) 応援場所
- (4) その他必要な事項

(応援隊の指揮)

第6条 応援隊の指揮は原則として受援市の現場最高指揮者が行なう。

(報告)

第7条 応援隊の長は、現場に到着したとき及び現場を引き揚げるとき、並びに消防活動の状況を現場最高指揮者に報告しなければならない。

(費用の負担)

第8条 応援に際し要した費用は、原則として次の各号に定める区分にしたがい当該各号に定めるところにより負担するものとする。

- (1) 普通応援の場合

応援隊の市の負担とする。ただし、多額の経費を要した場合における負担は、その都度両市が協議決定する。

- (2) 特別応援の場合

ア 応援に要した燃料、消火薬剤、救急資材及び食糧については、受援市の負担とする。

イ 隊員の手当及び公務災害補償にかかる費用については、応援隊の市の負担とする。ただし、弔慰見舞金等については、原則として受援市の負担とする。

(協定外の費用)

第9条 前条に規定する費用以外で応援したことにより重大な費用の支出を必要とした場合は、両市において協議決定するものとする。

(資料の交換)

第10条 両市は、この協定の効率的な運用を図るために必要な各種消防情報等を相互に通知するものとする。

(雑則)

第11条 この協定に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この協定は、平成23年4月1日から実施する。

上記の協定の成立を証するため、この協定書2通を作成し、記名押印のうえ両市各1通を保管する。

平成23年4月1日

西尾市長 榊原康正

蒲郡市長 金原久雄

4－13 蒲郡市幸田町消防相互応援協定書

(消防本部)

消防組織法（昭和22年法律第226号）第39条の規定に基づき、蒲郡市と幸田町は消防の相互応援に関して次のとおり協定する。

(目的)

第1条 この協定は、蒲郡市と幸田町の区域において、火災又は救急若しくはその他の災害（以下「災害」という。）が発生した場合、両市町の消防力を活用して、災害による被害を最小限に防止することを目的とする。

(応援の対象)

第2条 応援は、両市町の区域内における災害で、応援を必要と認めるとき又は応援の要請があったときとする。

(応援の要請)

第3条 災害が発生した市町の長又は消防長は、応援が必要な場合は、次の各号にかかげる事項を明確にした上で、電話又はその他の方法により要請し、事後において速やかに文書を提出しなければならない。

- (1) 災害の種別
- (2) 災害の発生場所
- (3) 被害の状況
- (4) 応援を要する人員及び機械器具等の数量
- (5) 応援を要する部隊の受入れ場所
- (6) その他必要な事項

(応援隊の派遣)

第4条 この協定による応援は、原則として応援する隊（以下「応援隊」という。）の市町において支障を生じない範囲において、消防隊、救急隊又は救助隊を派遣する。

(応援隊の指揮)

第5条 応援隊の指揮は原則として受援市町の現場最高指揮者が行なう。

(報告)

第6条 応援隊の長は、現場到着、引揚げ及び消防活動等の状況を現場最高指揮者に報告しなければならない。

(費用の負担)

第7条 応援に際し要した費用は、法令その他特別の定めがあるものを除くほか、次のとおりとする。

(1) 応援に要した費用については、応援隊の市町の負担とする。ただし、多額の費用を要した場合における負担は、その都度両市町で協議決定する。

(2) 隊員の手当及び公務災害補償に関する費用は、応援市町の負担とする。

2 費用負担について疑義が生じた事項については、その都度、双方協議の上、決定するものとする。

(協議)

第8条 この協定に定めのない事項又はこの協定の運用について疑義が生じたときは、その都度協議して定めるものとする。

附 則

1 この協定は、平成28年4月1日から効力を生じる。

2 昭和45年8月24日付けで締結した蒲郡市幸田町消防相互応援協定書は、平成28年3月31日をもって効力を失う。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、記名押印のうえ両市町各1通を保有する。

平成28年4月1日

蒲郡市長 稲葉 正吉

幸田町長 大須賀 一誠

4-14 原子力災害時における掛川市民の県外広域避難に関する協定書

(危機管理課)

愛知県蒲郡市（以下「蒲郡市」という。）と静岡県掛川市（以下「掛川市」という。）とは、浜岡原子力発電所において原子力災害が発生した場合における掛川市民の広域避難（以下「広域避難」という。）について、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、蒲郡市及び掛川市が原子力災害時に、災害対策基本法第86条の9の規定及び「掛川市原子力災害広域避難計画の方針」に基づき行う掛川市民の広域避難計画を円滑に実施するため、必要な事項を定めるものとする。

(広域避難の基本的事項)

第2条 原子力災害時に、掛川市民の生命若しくは身体を保護するため、蒲郡市へ避難又は一時移転の必要があると認められ、受入要請があった時には、蒲郡市は、被災又は被災するおそれがあり受入れが困難な場合など正当な理由があると認められる場合を除き、愛知県と連携して避難者の受入れを行うものとする。

2 避難所の開設等の避難所運営は、掛川市の要請を踏まえて、初動対応（3日程度を目安）は蒲郡市で対応し、できる限り速やかに掛川市に引き継ぐ。

3 掛川市が静岡県を通じて蒲郡市に対して行う要請内容は、次のとおりとする。

(1) 避難経由所の開設、運営等

(2) 避難所の開設、掛川市による運営体制に移行するまでの避難所の運営等

4 掛川市は、愛知県及び蒲郡市の協力を得て、あらかじめ前項の避難所及び避難経由所を把握しておくものとする。

5 掛川市は、静岡県と共に、国や関係事業者、愛知県、蒲郡市と連携して、広域避難に係る避難所や避難経由所の運営等に必要となる人員・物資・資機材などを確保し、蒲郡市の負担が過大なものにならないよう配慮しなければならない。

(広域避難の受入要請等)

第3条 蒲郡市に対する広域避難の受入要請は、災害対策基本法第86条の9第1項に基づき、掛川市が静岡県及び愛知県を通して行うものとする。

2 蒲郡市は、愛知県と広域避難の受入についての協議が整った場合は、速やかに避難の受入準備を開始する。

(受入期間)

第4条 前条の規定による要請を受け、蒲郡市が広域避難の受入をする場合の期間は、原則として1か月程度とする。それ以降は、より広範囲での移転等の可能性も含め、国及び静岡県が調整する。

(避難退域時検査等)

第5条 広域避難を行う掛川市民に対する避難退域時検査及び簡易除染は、当該避難による汚染の拡大の防止及び掛川市民の安全・安心のため、国の原子力災害対策指針等を踏まえ、静岡県が実施する。

(費用の負担)

第6条 避難者の受入に要した費用は、原則として掛川市が負担するものとする。

2 掛川市は、前項に規定する費用を支弁するいとまがない場合等やむを得ない事情があるときは、蒲郡市に対し当該費用を一時繰替の支弁を求めることができるものとする。

(情報の交換)

第7条 蒲郡市及び掛川市は、この協定が円滑に運営されるよう、平素から必要に応じて情報の交換を行うものとする。

(連絡責任者)

第8条 この協定に関する連絡責任者は、蒲郡市及び掛川市の担当課長とする。

(協議事項)

第9条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、蒲郡市及び掛川市が協議のうえ決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書を2通作成し、蒲郡市及び掛川市が記名・押印のうえ、各1通を所持する。

令和2年3月24日

愛知県蒲郡市長 鈴木 寿明

静岡県掛川市長 松井 三郎

4-15 災害時における葬祭業務の協力に関する協定書

(環境清掃課)

(趣旨)

第1条 この協定は、蒲郡市地域防災計画に基づき、蒲郡市（以下「甲」という。）が、愛知県葬祭業協同組合（以下「乙」という。）に対し災害時における棺及び葬祭用品等の供給並びに遺体の搬送等の協力を要請するときの手続き等を定めるものとする。

(協力の要請)

第2条 甲は、災害が発生し、乙による応急対策が必要と認めるときは、乙に対して次に掲げる業務の協力を要請することができる。

- (1) 棺及び葬祭用品等の供給
- (2) 遺体の納棺及び安置場所の設置
- (3) 火葬に至るまでの業務
- (4) その他、甲が指定する業務

2 乙は、甲から前項の規定による協力要請を受けたときは、可能な限り他の業務に優先して協力するものとする。

(報告)

第3条 乙は、甲に対し甲から協力を要請された葬祭業務の完了後、速やかに報告するものとする。

(費用負担)

第4条 甲は、乙が第2条第1項に掲げる業務の実施に要した費用について負担するものとする。

(費用の請求)

第5条 乙は、甲から協力を要請された業務が完了した後、甲乙協議の上、災害発生前における適正な費用を甲に請求するものとする。

(連絡体制の確立)

第6条 この協定を円滑に施行するため、両者は災害時における連絡先及び連絡方法等の連絡体制の確立を図るものとする。

(防災訓練への参加)

第7条 甲は、乙に対し甲が行う防災訓練への参加を要請することができる。ただし、これに係る経費は、無償とする。

2 乙は、前項の要請があったときは、これに協力するよう努めるものとする。

(実施細目)

第8条 この協定の実施に関し、必要な手続きその他の事項は、実施細目で定めるものとする。

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項又はこの協定について疑義が生じた場合は、その都度、甲乙協議して決定するものとする。

(有効期間)

第10条 この協定の有効期間は、平成24年6月4日から1年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の1ヶ月前までの間に、甲乙いずれかから何らかの意思表示がないときは、さらに満了の日の翌日から1年間この協定を更新するものとし、以後も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成24年6月4日

甲 愛知県蒲郡市旭町17番1号
蒲郡市
蒲郡市長 稲葉 正吉

乙 愛知県一宮市本町三丁目7番4号
愛知県葬祭業協同組合
理事長 野杵 章夫

災害時における葬祭業務の協力に関する実施細目

(趣旨)

第1条 この実施細目は、蒲郡市(以下「甲」という。)と愛知県葬祭業協同組合(以下「乙」という。)で締結された災害時における葬祭業務の協力に関する協定(以下「協定」という。)の実施について必要な手続きその他の事項を定めるものとする。

(要請の手続き)

第2条 協定書第2条に掲げる甲から乙への協力要請は、次の各号に掲げる事項を口頭又は電話等により行うこととし、事後、速やかに協力要請書(第1号様式)を提出するものとする。

- (1) 要請を行った者の職及び氏名並びに連絡先
- (2) 要請の日時
- (3) 要請理由
- (4) 要請内容
- (5) 実施場所
- (6) 実施期間
- (7) その他必要な事項

2 甲は、乙の業務が円滑に行われるよう、前項の要請に係る重要な変更が生じたときは、その都度乙に通知するものとする。

(物品)

第3条 協定書第2条第1項に掲げる棺及び葬祭用品等については、次の各号のとおりとする。

- (1) 三段位牌、経机、五具足、骨壺(骨袋を含む)、寝棺おおい、ロウソク、線香等葬儀に必要な用品
- (2) 棺用布団、ドライアイス、防腐剤等遺体の安置に必要な用品

(遺体の安置場所)

第4条 協定書第2条第1項に掲げる遺体の安置場所については、甲が提供する場所とする。

(報告の手続き)

第5条 協定書第3条に掲げる葬祭業務の報告は、次の各号に掲げる事項を口頭又は電話等により行うこととし、事後、速やかに業務実施報告書(第2号様式)を提出するものとする。

- (1) 報告者の職及び氏名並びに連絡先
- (2) 要請された日時
- (3) 実施内容
- (4) 従事者氏名
- (5) 実施場所
- (6) 実施期間
- (7) その他必要な事項

(連絡先)

第6条 協定書第6条に掲げる連絡先は、次の各号のとおりとし、両者は責任をもって連絡調整をするものとする。また、連絡先に変更があった場合には、速やかに報告するものとする。

- (1) 甲の連絡先 蒲郡市災害対策本部 電話番号 0533-66-1111
- (2) 乙の連絡先 愛知県葬祭業協同組合事務局 電話番号 0586-24-0948

4－16 災害時における遺体搬送の協力に関する協定書

(環境清掃課)

蒲郡市（以下「甲」という。）と、一般社団法人全国霊柩自動車協会（以下「乙」という。）は、災害時の遺体搬送に関し、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 この協定は、蒲郡市内に災害対策基本法（昭和36年法律第233号）第2条第1項に定める地震、風水害、その他の災害が発生し（以下「災害時」という。）、その災害により、多数の死亡者が発生した場合に、甲が乙に対して霊柩自動車による遺体搬送（以下「搬送」という。）を要請することができること、及びその場合の手続きを定めるものとする。

(搬送要請)

第2条 甲は、災害時に遺体搬送を必要とするときは、乙に対して搬送を要請することができる。

(搬送拠点の確保及び火葬計画)

第3条 甲は、前条の要請を行う場合は、予め要請の規模に応じた搬送拠点（駐車スペース、宿泊スペース等）を確保するとともに、火葬計画をたてるものとする。

(要請の方法)

第4条 前条の規定による甲の要請は、蒲郡市災害対策本部長が次に掲げる事項を記載した遺体搬送要請書（別添第1号様式）により行う。ただし、急を要する場合には、担当者が事前に電話等による要請を行うことができる。

- (1) 担当者の連絡先
- (2) 要請の理由
- (3) 必要とする霊柩車両数
- (4) 搬送拠点の場所（所在地、施設名）
- (5) その他の必要事項

(搬送業務)

第5条 甲の要請により、搬送に従事する乙の協会員は、甲の指示に従い火葬場、斎場等への遺体の搬送に従事するものとする。

(搬送実績報告)

第6条 乙は、前条の規定に基づき搬送を行ったときは、次に掲げる事項を記載した搬送実績報告書（別紙第2号様式）により甲に報告するものとする。

- (1) 搬送従事者名及び従事車両
- (2) 搬送を行った期間
- (3) その他必要な事項

(費用の負担及び算定方法)

第7条 遺体搬送に要した費用及びその付帯費用は、甲が負担する。

- 2 遺体搬送に関する費用の算定は、地方運輸局長への届出運賃を基準として、甲乙協議のうえ、決定するものとする。
- 3 搬送従事者の搬送拠点までの走行費用及び搬送拠点での滞在費用については、実費を基準として、甲乙協議のうえ、決定するものとする。

(費用の請求)

第8条 乙は、前条により算定した費用を甲に一括して請求するものとする。

- 2 費用の請求は、算出根拠を明示した資料を添付した請求書により行うものとする。
- 3 甲の要請事項の他に、乙が遺族の要請によりご遺体搬送の範囲を超える協力を行った場合には、この部分に要した費用は、乙が当該要請を行った遺族に請求するものとする。

(費用の支払い)

第9条 甲は、前条の規定に基づき乙から費用の支払請求があったときは、乙に対して速やかに支払うものとする。

(広域的な応援体制)

第10条 乙は災害の状況を勘案し、必要があると認めるときは単一県協会を超えた広域的な応援体制の構築に努めるものとする。

(会員名簿の提供)

第11条 乙は、搬送業務の円滑化に資するため、事前に乙の会員名簿を甲に提供するものとする。協定の有効期間を延長したときも同様とする。

(協定に関する連絡責任者)

第12条 この協定に関する連絡責任者は、甲にあつては、蒲郡市災害対策本部長とし、乙にあつては、愛知県霊柩自動車協会長とする。

(災害情報の提供)

第13条 乙は、搬送業務中に現認した災害情報を積極的に甲に提供するものとする。

(守秘義務)

第14条 乙は、搬送業務中に知り得た個人情報を第三者に漏らしてはならない。

(職員の同乗等)

第15条 甲は、必要に応じて乙の搬送車両に職員を同乗させることができるものとする。

2 乙は、搬送業務を実施しようとするときは、必要に応じて甲の職員の同乗を要請することができるものとする。

(変更の通知)

第16条 甲は、本協定に定める事項に重要な変更が生じたときは、その旨を速やかに乙に通知するものとする。

(定期協議)

第17条 甲及び乙は、協定の実効性を確保するため、必要に応じて定期協議を実施するものとする。

(協定の有効期間)

第18条 この協定は、協定締結の日から平成25年6月3日までとする。ただし、期間満了の2ヶ月前までに、甲又は乙から書面による解約の申し出がないときは、なお、1年間効力を有するものとし、以降も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成24年6月4日

甲 愛知県蒲郡市旭町17番1号
蒲郡市
蒲郡市長 稲葉 正吉

乙 東京都新宿区四谷4丁目14番地 東昭ビル3階
一般社団法人全国霊柩自動車協会
会 長 一柳 鐸

4-17 三河海上保安署と蒲郡市との業務協定

(消防本部)

三河港における三河海上保安署と蒲郡市消防本部のそれぞれの消防業務を協力して円滑かつ能率的に行うため三河海上保安署長（以下「甲」という。）と蒲郡市長（以下「乙」という。）は、次のとおり協定する。

(協定区域)

第1条 この協定となる区域（以下「協定区域」という。）は、三河港のうち蒲郡市域の海水面とする。

(消火活動における協定)

第2条 協定区域内における消火活動は、次の区分により行うものとする。

(1) ふ頭又は岸壁等にけい留された船舶等及び上架又は入渠中の船舶等の火災については乙の担当とし、甲はこれに協力する。

(2) 前号以外の火災については、甲の担当とし、乙はこれに協力する。

(火災の通報)

第3条 甲又は乙は、協定区域内において火災が発生し、又は発生するおそれのあることを知ったときは、直ちにその旨を相互に通報するものとする。

(火災の原因及び損害の調査)

第4条 協定区域内の火災の原因並びに火災及び消火により受けた損害の調査に関しては、原則として第2条第1号に係るものについては乙が、同条第2号に係るものについては甲がそれぞれ行うものとし、特に必要がある場合は、甲乙双方が協議して行うものとする。

(重要事項等の通報)

第5条 甲は、引火性又は発火性の危険物を多量に積載した船舶の入港、その他消防上重要な事項を知った場合において、特に必要があると認めるときは、その都度その旨を乙に通報するものとする。

(単独処理後の通報)

第6条 甲又は乙は、この協定における消防業務を単独に処理した場合は、速やかに相互に通報するものとする。

(相互連絡)

第7条 甲及び乙は、大規模な消火活動に備えて、これを効果的に実施するため、次の事項について相互に連絡し、調整を図るものとする。

(1) 消火活動要領の研究及び訓練の実施

(2) 必要器材、器具等の整備計画及びその推進状況

(3) 化学消火剤の備蓄状況

(4) その他必要と認める事項

(経費の負担)

第8条 協定区域内における火災の消火活動に要した経費は、出動した機関がそれぞれ負担するものとする。

ただし、特に多額の経費の負担は、その都度甲乙双方が協議して定めるものとする。

(細目及び疑義の処理)

第9条 この協定に定めるもののほか、この協定の実施について必要な事項又はこの協定の実施に際し疑義を生じた事項は、甲乙双方が協議のうえ定める。

附 則

1 この協定は、締結の日から効力を生ずる。

2 この協定の成立を証するため、本協定書2通を作成し甲乙記名押印のうえ各1通を保管する。

3 「蒲郡海上保安署と蒲郡市消防本部との業務協定」（昭和45年10月5日締結）は、この協定締結の日をもって廃止する。

平成23年11月7日

- 甲 愛知県豊橋市神野ふ頭町3番11号
三河海上保安署
署 長 山 梶 修
- 乙 愛知県蒲郡市旭町17番1号
蒲 郡 市
蒲郡市長 稲葉 正吉

4-18 日本水道協会中部地方支部災害時相互応援に関する協定

(水道課)

(趣旨)

第1条 この協定は、地震、異常湧水等の災害に被災した都市が速やかに給水能力を回復できるように、日本水道協会中部地方支部（以下「中部地方支部」という。）内の県支部（以下「県支部」という。）間における相互応援活動及び社団法人日本水道協会（以下「協会本部」という。）への応援要請に係る県支部の体制に関し必要な事項を定めるものとする。

(応援の要請)

第2条 中部地方支部内において災害が発生した場合には、当該災害に被災した事業体が属する県支部の支部長は、県、その他関係機関と調整を図り、他の協定を考慮した上で、必要と認めたときは、日本水道協会中部地方支部長（以下「中部地方支部長」という。）に対して応援の要請を行うことができる。

(要請方法)

第3条 前条の要請は、次の各号に掲げる事項をできる限り明らかにして、口頭、電話、FAX又は無線等迅速かつ適切に伝達できる方法で行うものとし、後日速やかに文書を中部地方支部長に提出する。

被災の状況

- (1) 必要とする応援内容
 - (2) 必要とする資機材、物資等の品目及び数量
 - (3) 必要とする職員の人員
 - (4) 応援の場所及び応援場所への経路
 - (5) 応援の期間
 - (6) 前各号に掲げるもののほか必要な事項
- 2 前条の要請を受けた中部地方支部長は、国、協会本部その他関係機関と調整を図った上で、中部地方支部内の他の県支部長（以下「県支部長」という。）に対して応援を要請する。
- 3 中部地方支部長は、前条の要請を受けた際、被災状況又は地理的条件等から必要と認めたときは、協会本部を通じて、他の地方支部長へ応援を要請するものとする。
- 4 中部地方支部長は、被災状況等から必要があると認めるときは、前条の要請の連絡を待たずに、中部地方支部内の他の県支部長に対し応援活動を即座に行える体制を整えるよう要請することができる。
- 5 前3項中、中部地方支部長が行う要請については第1項の規定を準用する。

(代理)

第4条 中部地方支部長である事業体が被災し、適切な連絡調整が行えない場合には、別表に掲げる順位により、該当する中部地方支部内の県支部長がこの協定における中部地方支部長の事務を代理するものとする。

2 県支部長は、県支部長である事業体が被災した場合において、この協定における県支部長の事務を代理させるため、当該代理をする事業体をあらかじめ決めておくものとする。

(応援体制)

第5条 県支部長は、中部地方支部長から第3条に定める応援の要請の連絡を受けたときは、応援を要請した県支部長（以下「被災県支部長」という。）に全面的に協力するものとする。

2 前項の要請を受けた県支部長は、直ちに県支部内の事業体に対し、応援の要請を行う。

3 中部地方支部長は被災県支部長、協会本部と協議し応援事業体現地対策本部（以下「現地対策本部」という。）を設置することができる。

(応援内容)

第6条 応援活動は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 応急給水活動
- (2) 応急復旧活動
- (3) 応急復旧用資機材の提供
- (4) 工事業者の斡旋
- (5) 前各号に掲げるもののほか、特に要請があった事項

(応援職員の受け入れ)

第7条 応援活動を迅速かつ適切に遂行できるようにするため、被災県支部長は、応援を受ける事業体(以下「被災事業体」という。)と協議の上、応援活動に従事する事業体(以下「応援事業体」という。)の職員及び工事業者の宿泊施設及び応援車両の集合場所等を指定する。ただし、宿泊施設について指定することが困難な場合については、応援事業体及び現地対策本部に対し必要な情報を提供するように努めるものとする。

(費用負担)

第8条 この協定に基づく応援に要する費用の負担については、被災事業体の負担とすることを原則として、応援事業体と被災事業体とが協議して定めるものとする。

2 被災事業体の負担とすべき費用であっても被災事業体が当該費用を支弁する余裕がない場合は、応援事業体が一時繰替支弁するものとする。

(連絡担当部課)

第9条 中部地方支部長及び各県支部長は、この協定の実施に必要な情報の相互交換を担当する連絡担当部課、連絡担当責任者及び連絡担当責任者補助者を定め、災害が発生したとき、又は災害発生のおそれがあるときは、速やかに必要な情報を相互に交換するものとする。

(中部地方支部防災連絡協議会の設置)

第10条 相互応援の円滑な実施に必要な事前情報の充実を図るため、中部地方支部長及び各県支部長は、前条の連絡担当責任者及び連絡担当責任者補助者からなる中部地方支部防災連絡協議会を設け、毎年定期的に必要な情報の交換を行うものとする。

(他の地方支部への応援)

第11条 中部地方支部長が他の地方支部長と地方支部間における災害時の応援活動等について協定を締結した場合であって、当該協定に基づき被災した他の地方支部長から中部地方支部長に対し応援活動の協力要請があったときは、この協定による中部地方支部内における応援活動の例により全面的に協力するものとする。

2 中部地方支部長は、他の地方支部長と前項の協定を締結しようとするときは、あらかじめ各県支部長と協議するものとする。

(その他)

第12条 この協定に定めるもののほかこの協定の実施について必要な事項については、中部地方支部長及び各県支部長が協議してこれを定める。

2 各県支部長は平常時から県支部内の事業体に対し、本協定及び同実施要領の周知に努めるものとする。

(適用)

第13条 この協定は、平成20年2月7日から適用する。

2 この協定の締結をもって平成15年7月1日締結の「日本水道協会中部地方支部災害時相互応援に関する協定」は、その効力を失う。

この協定の締結の証として、本書10通を作成し、中部地方支部長及び各県支部長記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成20年 2月 7日

日本水道協会中部地方支部長
名古屋市長 松原 武久

日本水道協会愛知県支部長
豊橋市長 早川 勝

日本水道協会三重県支部長

津市長 松田 直久

日本水道協会静岡県支部長
静岡市長 小嶋 善吉

日本水道協会岐阜県支部長
岐阜市長 細江 茂光

日本水道協会福井県支部長
福井市長 東村 新一

日本水道協会石川県支部長
金沢市長 山出 保

日本水道協会富山県支部長
富山市長 森 雅志

日本水道協会長野県支部長
長野市長 鷲澤 正一

日本水道協会新潟県支部長
新潟市長 篠田 昭

別表

順位	支部長名
第1順位	愛知県支部長
第2順位	三重県支部長
第3順位	静岡県支部長
第4順位	岐阜県支部長
第5順位	福井県支部長
第6順位	石川県支部長
第7順位	富山県支部長
第8順位	長野県支部長
第9順位	新潟県支部長

日本水道協会中部地方支部災害時相互応援に関する協定実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、日本水道協会中部地方支部（以下「中部地方支部」という。）の支部長（以下「中部地方支部長」という。）と中部地方支部内の県支部長（以下「県支部長」という。）とが、平成20年2月7日に締結した「日本水道協会中部地方支部災害時相互応援に関する協定」（以下「協定」という。）第12条の規定に基づき、協定の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(応援要請に対する準備)

第2条 中部地方支部内で災害が生じた場合には、被災した事業体が属する県支部の支部長は、直ちに情報収集に努め、応援要請についての判断を迅速に行えるようにするものとする。

2 県支部長は、中部地方支部内において、地震が発生した場合は、表の定めるところにより当該地震の震度に応じて応援体制を整えるものとする。

種 別	発令の時期	体 制
注意体制	震度5（弱）の地震が発生したとき。	情報収集及び連絡活動を主として行うが、状況により更に高度な配備に迅速に移行しうる体制とする。
警戒体制	震度5（強）の地震が発生し、かつ災害が発生したとき。	情報収集及び連絡活動を行うとともに、被災した事業体が属する県支部の支部長の要請に応じて出動できる体制とする。
非常体制	震度6（弱）以上の地震が発生したとき。	情報収集及び連絡活動を密に行うとともに、救援活動の準備完了後、被災した事業体が属する県支部の支部長の要請に応じて直ちに出動できる体制とする。

3 中部地方支部長から応援の要請の連絡又は応援体制の準備の要請を受けた県支部長は、県支部内の事業体に対して速やかに応援を要請し、応援活動について調整をするものとする。

4 中部地方支部長は、中部地方支部内において震度6弱以上の地震が発生したときは調査隊を派遣することができる。

5 前項の調査隊に係る職員は被災した事業体が属する県支部の支部長と中部地方支部長が協議して決定する。

6 各県支部長は災害に備え、平常時から県支部内での連絡体制について整備するように努めるものとする。

(応援活動)

第3条 応援活動は、応援を受ける事業体（以下「被災事業体」という。）の指示に従い、被災事業体が定めた応急給水及び応急復旧に関するマニュアル等に基づいて、関係各機関と調整し、協力を得るなどして行う。

2 応援活動に従事する事業体（以下「応援事業体」という。）が、工事業者とともに活動しようとする場合は、応援事業体が応援に従事する工事業者に連絡し、被災事業体での応援活動の業務を請け負う意志があるかを確認し、当該業務の請負について同意した工事業者を派遣する。この場合において、当該業務を請け負う工事業者との契約は、原則として応援事業体が締結する。

3 工事業者の斡旋については、要請を受けた県支部長は、必要な工事業者に連絡し、被災事業体での応援活動の業務を請け負う意志があるかを確認し、当該業務の請負について同意した工事業者を斡旋する。この場合において、当該業務を請け負う工事業者との契約は、原則として被災事業体が締結し、当該工事業者との関係に関する定めは、締結された契約によって行われることを確認して工事業者の意志を確認するものとする。

4 協定第6条第5号に掲げる特に要請があった事項については、要請を受けた県支部長は、応援事業体が応じることができるものについて応ずるように努めるものとする。ただし、協定の趣旨から逸脱するようなものについては、この限りでない。

(応援事業体現地対策本部)

第4条 中部地方支部長は、応援の規模に応じ指揮命令系統の整理のため必要と認めるときは、応援を要請した県支部長（以下「被災県支部長」という。）及び社団法人日本水道協会（以下「協会本部」という。）と調整の上、被災事業体ごとに応援事業体現地対策本部（以下「現地対策本部」という。）を置くことができる。

- 2 現地対策本部は、被災事業体、被災県支部長及び応援事業体の職員その他必要があると認められる者で構成するものとする。
- 3 現地対策本部には本部長及び本部員を置く。
- 4 本部長は被災県支部長と中部地方支部長との協議により決定し、現地対策本部を統括する。
- 5 本部員は応援事業体の中から本部長が指名し、本部長を補佐する。

(現地対策本部の運営)

第5条 現地対策本部は、次の各号に掲げる事務を行う。

- (1) 応援体制の整備及び把握
- (2) 応援活動における指揮命令系統の確立
- (3) 被災状況の把握
- (4) 応援受入れ体制の支援
- (5) 被災事業体との連絡調整
- (6) 応援事業体間相互の連絡調整
- (7) 応援事業体への情報提供
- (8) 協会本部及び中部地方支部その他関係各機関との連絡調整
- (9) その他、本部長が必要と認める事務

(応援活動の体制)

第6条 各事業体が派遣する応援の基本編成は、次の表に定めるとおりとする。ただし、これによりがたい場合は、被災事業体と応援事業体及び被災県支部長が協議し決定する。

項 目	編 成
応急給水活動	1 応急給水班1班当たり3名体制（運転手1名および給水要員2名）を基本とする。 2 3班以上の編成で応援を派遣する場合は、所属する県支部長と連絡調整し、指揮監督するための総括責任者を併せて派遣することができる。 3 派遣期間については、応援活動の継続性等を考慮し、現地対策本部が判断する。 4 応援事業体の職員（以下「応援職員」という。）の交代については、応援事業体の判断とするが、交代時期については、事前に本部長への連絡を行う。
応急復旧活動	1 応急復旧班1班当たり8名体制（責任者1名、記録者1名及び作業員6名）を基本とする。 2 3班以上の編成で応援を派遣する場合は、所属する県支部長と連絡調整し、指揮監督するための総括責任者を併せて派遣することができる。 3 派遣期間については、応援活動の継続性等を考慮し、現地対策本部が判断する。 4 応援職員の交代については、応援事業体の判断とするが、交代時期については、事前に本部長への連絡を行う。
	1 漏水調査班1班当たり4名体制（責任者1名及び作業員3名）を基本とする。 2 派遣期間については、応援活動の継続性等を考慮し、現地対策本部が判断する。 3 応援職員の交代については、応援事業体の判断とするが、交代時期については、事前に本部長への連絡を行う。

現地対策本部	1 本部長及び本部員が属する事業体は、現地対策本部の運営に必要な人員を派遣する。 2 派遣する人数については、本部長及び本部員が協議の上決定する。 3 派遣期間については、応援活動の継続性等を考慮し、現地対策本部が判断する。 4 応援職員の交代については、応援事業体の判断とするが、交代時期については、事前に本部長への連絡を行う。

2 応援職員には、被災状況に応じ給水用具、作業用器具、衣類、食料及び日用品並びに野外における宿営のためのテント、寝袋、携帯電灯、カメラ等を携帯させるものとする。

3 応援職員は、被災事業体又は現地対策本部の指示に従う。

4 応援職員は、所属する事業体名を表示した腕章等を着用する。

(応援の受入れ体制)

第7条 県支部長は、県支部に属する事業体に対して、応援を受け入れた場合を想定し、応援活動が迅速かつ適切に行われるよう次の各号に掲げる事項について応援受入れマニュアル等を作成するよう依頼し、県支部長は、これを把握するよう努めるものとする。

(1) 一般事項

ア 各応援活動に関する方法及び手順

イ 各応援活動の担当及び担当との連絡方法

ウ 作業報告の内容及び手続

エ 応援職員及び工事業者のための宿舍及び駐車場の確保、給食の手配並びに防寒等に関する対策

オ 他機関との応援体制

(2) 応急給水活動に関する事項

ア 応急給水の水源となる水道施設等

イ 応急給水拠点の位置

ウ 給水車の要請リスト

(3) 応急復旧活動に関する事項

ア 復旧優先路線の明示

イ 資機材及び残土等の置場の確保

ウ 施設図、配水系統図及び配水系統変更図等の整備

(4) 応急復旧資機材の提供に関する事項

ア 資機材の備蓄及び整備状況

イ 必要となる資機材の種別

ウ 各事業体における応急復旧資機材の標準的な仕様

(応援に要する費用負担の原則)

第8条 応援に要する費用負担の原則については、次の各号及び次表に定めるところによる。

(1) 応援職員に係る人件費は、応援事業体が負担するものとする。ただし、旅費及び諸手当(応援の有無に関わらず支給されることとなる基本的な手当を除く。以下同じ。)については、応援事業体の規定により算出した旅費相当額及び諸手当相当額の範囲において、被災事業体の負担とする。

(2) 応援職員が応援活動に係る業務により負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合における災害補償は、応援事業体の負担とする。ただし、被災事業地において応急治療する場合における治療費は、被災事業体の負担とする。

(3) 応援職員の被災事業体での宿泊や食料にかかる経費については、被災事業体の負担とする。ただし、それを補完する目的で応援事業体の職員が携行する食料や生活用品等については、応援事業体の負担とする。

(4) 応援職員とともに応援に従事する業者等の派遣に要する経費は、被災事業体の負担とし、応援事業体の算定基準による。

(5) 法令上特別の定めその他の特別の定めにより、応援事業体に対して応援に要した費用について国、地方公共団体等から補填があった場合は、その補填額を被災事業体の負担額から控除する。

	被災事業体の負担とすべき費用	応援事業体の負担とすべき費用
人件費等	超過勤務手当 深夜勤務手当 特殊勤務手当 管理職員特別勤務手当 旅費（日当を含む。）	給料 地域手当等基本的な手当
材料費	継ぎ手 直管等	
請負工事代金	請負工事代金	
車両、機材等の費用	燃料費（ガソリン及び軽油） 修理費 賃借料 輸送料	
滞在費用	食料費（弁当） 宿泊料 （仮設ハウス設置費用）	携行する食料費 携行する寝袋、テント等、被服費（防寒服、貸与被服のない職員分及びクリーニング代） 生活用品 その他福利厚生費
その他事務費等	写真代（工事確認用） 作業用消耗品、電話料金（テレホンカード、FAX等） トランシーバー、消火器、地図、コピー等	写真代（記録・広報用） 事務用品（左欄に掲げるものを除く。）
補償関係	応援職員の傷病に対する応急的な治療費 第三者に対する損害補償金の負担（応援作業中）	応援職員の災害補償費（出張中の公務災害） 第三者に対する損害補償金の負担（往復途中）

（6）第2条第4項に規定する調査隊に係る費用については、第1号から第5号までの規定を準用し、「被災事業体の負担」を「中部地方支部の負担」と読み替える。

（損害賠償に関する特則）

第9条 応援職員が応援活動に係る業務において第三者に対し損害を加えた場合には、原則として、その損害が応援活動に係る業務の従事中に生じたものについては被災事業体が、被災事業体への往復途中に生じたものについては応援事業体が、それぞれ賠償の責に任ずるものとする。

（連絡体制）

第10条 協定に基づく要請、連絡及び情報の交換については、協定第9条の規定により定めた連絡担当部課を通じて行うものとする。ただし被災状況等によりこの規定によることができない場合は、この限りでない。

（中部地方支部防災連絡協議会）

第11条 協定第10条に規定する中部地方支部防災連絡協議会（以下「連絡協議会」という。）において定期的に交換を行う情報は、次の各号に掲げるものとする。

- （1）連絡担当部課、連絡担当責任者及び連絡担当責任者補助者に関する事項
 - （2）協定第4条第2項の規定による代理に関する事項
 - （3）各支部における防災物資等の備蓄及び整備状況
 - （4）災害発生後の応援活動のために派遣することのできる職員
 - （5）配管図等の整備及び保管状況
 - （6）応援活動に関するマニュアルの整備状況
 - （7）災害防止対策に関する調査研究の結果及び参考となる資料
- 2 連絡協議会の事務は、中部地方支部長である事業体が処理する。
- 3 協議すべき事項がない場合は、第1項の規定にかかわらず、同項各号に掲げる事項の情報の交換をもって、連絡協議会の開催に代えるものとする。
- 4 前項の規定にかかわらず、特に協議すべき事項があるときは、県支部長は中部地方支部長に開催を要請するものとし、中部地方支部長が開催の必要があると認めたときは、連絡協議会を開催するものとする。

附 則

- 1 この要領は、平成20年2月7日から実施する。
- 2 この要領の実施に伴い平成15年7月1日から実施された「日本水道協会中部地方支部災害時相互応援に関する協定実施要領」は、その効力を失う。

平成20年 2月 7日

日本水道協会中部地方支部長
名古屋市長 松原 武久

日本水道協会愛知県支部長
豊橋市長 早川 勝

日本水道協会三重県支部長
津市長 松田 直久

日本水道協会静岡県支部長
静岡市長 小嶋 善吉

日本水道協会岐阜県支部長
岐阜市長 細江 茂光

日本水道協会福井県支部長
福井市長 東村 新一

日本水道協会石川県支部長
金沢市長 山出 保

日本水道協会富山県支部長
富山市長 森 雅志

日本水道協会長野県支部長
長野市長 鷲澤 正一

日本水道協会新潟県支部長
新潟市長 篠田 昭

4-19 水道施設の災害に伴う応援協定書

(水道課)

蒲郡市水道事業（以下「甲」という。）と、ヴェオリア・ジェネッツ株式会社中部支店（以下「乙」という。）は、地震、風水害、及びその他の災害（以下「災害」という。）の発生時における応援業務に関し、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、災害の発生により市民のライフラインとしての水道施設が被災した場合、速やかに給水能力を回復するために、甲の要請に基づき、乙が実施する応援業務に関し、必要な事項を定めるものとする。

(応援要請)

第2条 甲は、災害の発生時において、水道施設の復旧作業に乙の応援業務が必要であると認めたときは、これを乙に対し要請することができる。

(応援要請の手続)

第3条 前条の規定による応援の要請は、次の事項を明らかにし文書で行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭または電話等により要請を行うことができるものとし、後日速やかに文書を送付するものとする。

- (1) 災害の状況
- (2) 必要とする人員
- (3) 応援の場所及び応援場所への経路
- (4) 応援の期間
- (5) 前各号に掲げるもののほか必要な事項

(応援要員の派遣)

第4条 乙は、前条の規定による応援要請を受けたときは、速やかに応援業務を行うための体制を整え、必要な人員等を出動させ、甲が行う復旧作業に協力するものとする。

2 前項の規定による応援業務を行うにあたり、乙は、甲の職員の指示に従うものとする。

(応援業務)

第5条 乙が行う応援業務は概ね次のとおりとする。

- (1) 広報
- (2) 電話対応
- (3) 応急給水
- (4) 前各号に掲げるもののほか特に要請のあった事項

(経費の負担)

第6条 この協定に基づき、乙が行った応援業務に要した費用については、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、乙が応援業務に要した実費相当額を積算し、甲に請求するものとする。

(労災補償)

第7条 乙の応援従業員が応援業務により負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合は、乙の労災保険により補償するものとする。

(連絡責任者)

第8条 甲及び乙は、災害情報の伝達を正確に行うため、連絡責任者を定めるものとする。

(報告事項)

第9条 乙は、この協定による応援業務に協力できる人員及び機材等の状況把握に努め、甲の要請により報告するものとする。

(協定内容の変更)

第10条 甲又は乙のいずれかが、本協定の内容の変更を申し出たときは、甲乙協議の上、必要な変更を行うものとする。

(守秘義務)

第11条 甲及び乙は、この協定による事業に関して知り得た相手方の秘密情報を、相手方の事前の書面による承諾を得ずに第三者に開示し、又は提供等してはならない。なお、当該情報の開示又は提供等に当たっては、条例の定めるところによるものとする。

2 甲及び乙は、本協定が理由の如何を問わず終了した後も、前項に定める守秘義務を負うものとする。

(知的財産権の取扱い)

第12条 甲及び乙は、この協定による事業において、知的財産権の対象となるべき発明又は考案をした場合には、相手方に通知しなければならない。

2 前項の場合において、知的財産権の取得のための手続き及び権利の帰属等に関する詳細については、甲乙協議の上、定めるものとする。

(有効期間)

第13条 この協定の有効期限は、令和5年1月1日から令和9年12月31日までとする。ただし、本協定の有効期限が満了する日の1か月前までに、甲又は乙が書面により特段の申し出を行わないときは、有効期限が満了する日の翌日から1年間本協定は更新され、その後も同様とする。

(協議)

第14条 本協定に定めのない事項若しくはそれらの内容に疑義等が生じた場合は、甲乙協議の上、決定するものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通作成し、甲乙それぞれ記名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

令和4年12月12日

甲 蒲郡市旭町17番1号
蒲郡市水道事業
蒲郡市長 鈴木寿明

乙 名古屋市中区栄一丁目24番15号
JPR名古屋伏見ビル
ヴェオリア・ジェネッツ株式会社中部支店
支店長 佐藤直人

4-20 渇水時の節水対策に伴う応援協定

(水道課)

蒲郡市水道事業（以下「甲」という。）と、ヴェオリア・ジェネッツ株式会社中部支店（以下「乙」という。）は、渇水時の節水対策業務に関し、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、渇水時における節水対策業務を補完するため、甲の要請に基づき、乙が実施する応援業務に関し、必要な事項を定めるものとする。

(対象となる渇水)

第2条 この協定の対象となる渇水は、蒲郡市渇水対策本部設置要綱に基づき、蒲郡市渇水対策本部が設置された渇水とする。

(応援要請)

第3条 甲は、渇水時における節水対策業務の応援が必要であると認めたときは、これを乙に対し要請することができる。

2 乙は、甲より前項の規定による応援要請を受けたときは、甲の行う節水対策を応援するものとする。

(応援要請の手続)

第4条 前条の規定による応援の要請は、次の事項を明らかにし文書で行うものとする。

- (1) 渇水の状況
- (2) 必要とする人員
- (3) 応援業務内容
- (4) 応援の期間
- (5) 前各号に掲げるもののほか必要な事項

(応援要員の派遣)

第5条 乙は、前条の規定による応援要請を受けたときは、速やかに応援業務を行うための体制を整え、必要な人員等を出動させ、甲が行う節水対策業務を応援するものとする。

(応援業務)

第6条 乙が行う応援業務は概ね次のとおりとする。

- (1) 節水広報活動
- (2) 大口需要者への節水協力依頼
- (3) 節水チラシ全戸配布
- (4) 前各号に掲げるもののほか特に要請のあった事項

(経費の負担)

第7条 この協定に基づき、乙が行った応援業務に要した費用については、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、乙が応援業務に要した実費相当額を積算し、甲に請求するものとする。

(労災補償)

第8条 乙の応援従業員が応援業務により負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合は、乙の労災保険により補償するものとする。

(協定内容の変更)

第9条 甲又は乙のいずれかが、本協定の内容の変更を申し出たときは、甲乙協議の上、必要な変更を行うものとする。

(守秘義務)

第10条 甲及び乙は、この協定による事業に関して知り得た相手方の秘密情報を相手方の事前の書面による承認を得ずに第三者に開示し、又は提供等してはならない。なお、当該情報の開示又は提供に当たっては、条例の定めるところによるものとする。

2 甲及び乙は、本協定が理由の如何を問わず終了した後も、前項に定める守秘義務を負うものとする。

(知的財産権の取扱い)

第11条 甲及び乙は、この協定による事業において、知的財産権の対象となるべき発明又は考案をした場合には、相手方に通知しなければならない。

2 前項の場合において、知的財産権の取得のための手続き及び権利の帰属等に関する詳細については、甲乙協議の上、定めるものとする。

(有効期間)

第12条 この協定の有効期間は、令和5年1月1日から令和9年12月31日までとする。ただし、本協定の有効期間が満了する日の1か月前までに、甲又は乙が書面により特段の申し出を行わないときは、有効期間が満了する日の翌日から1年間本協定は更新され、その後も同様とする。

(協議)

第13条 本協定に定めのない事項若しくはそれらの内容に疑義等が生じた場合は、甲乙協議の上、決定するものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通作成し、甲乙それぞれ記名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

令和4年12月12日

甲 蒲郡市旭町17番1号
蒲郡市水道事業
蒲郡市長 鈴木 寿明

乙 名古屋市中区栄一丁目24番15号
JPR名古屋伏見ビル
ヴェオリア・ジェネッツ株式会社中部支店
支店長 佐藤 直人

4-21 水道災害相互応援に関する覚書

(水道課)

(趣 旨)

第1条 この覚書は、災害その他非常の場合において日本水道協会の正会員でその愛知県支部に所属するもの、及び三河山間水道整備促進連盟に所属するもの（以下「会員」という。）が、会員相互で行う応援活動について、必要な事項を定めるものとする。

(災害救助法等との関係)

第2条 会員相互で行う応援活動に関する事務処理については、災害救助法（昭和22年法律第118号）その他法律に特別の定めがあるものを除くほか、この覚書の定めるところによる。また、会員が応援活動中において、災害救助法その他法律で定める救助、又は応援が行われることとなったときは、速やかに法律で定める事務処理に切替るよう努めなければならない。

(相互応援義務)

第3条 会員が災害を受け、独自で十分に応急措置等が実施できないときは、他の会員に応援を求めることができる。

2 応援を求められた会員は、速やかに有効な手段でその応援に努めるものとする。

(応援の内容)

第4条 各会員の行う応援活動は、次のとおりとする。

- (1) 応急給水作業
- (2) 応急復旧作業（原則として仮復旧、第1次応急復旧作業）
- (3) 応急復旧資器材の供出
- (4) 工事業者のあっせん

2 前項第1号及び第2号の作業の期間は、原則として7日以内とする。

(要請の方法)

第5条 応援要請の手順は、次の各号によるものとする。

- (1) 会員（名古屋市を除く。）は、県営水道受水団体で構成されている地域水道連絡協議会の長（以下「地域会長」という。）へ応援を要請する。

地域会長は、地域内の他の会員に応援を要請し、さらに必要と認めたときは、日本水道協会愛知県支部の長（以下「支部長」という。）へ応援を要請する。

支部長は、県内の他の地域会長に応援を要請し、さらに必要と認めたときは、愛知県健康福祉部へ応援を要請する。

- (2) 名古屋市は、直接支部長へ応援を要請する。
- (3) 県営水道受水団体は、県営水道の被災に伴い応急給水の応援を必要とするときは、愛知県企業庁へ応援を要請し、さらに必要と認めたときは、地域会長へ応援を要請する。この場合愛知県企業庁は、地域会長に対して被災会員への応援について協力を依頼する。
- (4) 東海地震等の大規模地震に対する応急復旧及び応急給水対策として、愛知県健康福祉部が愛知県水道震災復旧支援センター（以下「支援センター」という。）を設置した場合は、第1号及び第3号の規定にかかわらず支援センターへ応援を要請する。

2 応援を要請するときは、次の事項を明らかにして、とりあえず、口頭、電話、ファクシミリ又は電子メール等により行い、後に文書を速やかに提出するものとする。

- (1) 災害の状況
- (2) 必要とする資器材、物資等の品目及び数量
- (3) 必要とする職員の職種別人員
- (4) 応援の場所及び応援場所への経路
- (5) 応援の期間
- (6) 前各号に掲げるもののほか必要な事項

(応援体制)

第6条 応援を求められた会員が、応援職員を派遣するときは、災害状況に応じて給水用具、作業用工具、食糧、衣類、日用品、その他必要なものを携行させるものとする。

- 2 応援職員は、応援（災害救助）である旨を記した旗、応援会員名入りの腕章等を明示着用するものとする。

（受入れ体制）

第7条 応援を受ける会員は、応援職員の宿舍、寝具、食事等を用意するものとする。ただし、状況によりこれを応援する会員に求めることができる。

- 2 資材、機械、工具等の応援を受ける会員は、倉庫置場等を確保し、これらを管理するものとする。

（費用の負担）

第8条 第4条第1項各号に規定する応援に要する費用は、応援を受ける会員がこれを負担するものとする。ただし、同項第1号に要する費用については、応援期間が2日以内の場合、又は特別の事情がある場合において、応援を受けた会員の要請により応援した会員がやむを得ないと認めたときは、応援した会員がその全部、又は一部を負担するものとする。

- 2 応援に要した費用の請求に関する事務は支部長又は地域会長を経由して、これを行うものとする。

（損害の賠償）

第9条 応援職員が応援業務により負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合における災害補償は、応援をした会員の負担とする。ただし、被災地において応急治療する場合の治療費は、応援を受けた会員の負担とする。

- 2 応援職員が業務上第三者に損害を与えた場合においては、当該職員の所属する会員がその損害を賠償する責に任ずるものとする。この場合において、当該損害の発生が応援業務中（応援のための往復途中を除く。）に生じたものである場合においては、応援を受けた会員がこれに要した経費を負担するものとする。

（業者への協力要請）

第10条 支部長、又は地域会員は、必要があるときは、水道用資材の製造販売及び水道工事を行っている業者に対して、応急復旧工事に必要な資材の調達、復旧工事の実施等について、協力を要請するものとする。

（救援体制表の作成）

第11条 会員は、救援体制表（別表第1）10部を毎年4月末日までに支部長へ提出するものとする。

- 2 支部長は、前項の体制表をとりまとめ整理して地域会長等関係者に送付するものとする。

（雑 則）

第12条 この覚書の実施に関し、必要な事項、又はこの覚書に定めのない事項は、その都度協議して定める。

（適 用）

第13条 この覚書は、昭和53年3月29日から適用する。

この覚書の成立を証するため、関係者記名押印のうえ各1通を保有する。

附 則

この覚書は、平成16年8月1日から適用する。この覚書の成立を証するため、支部長、愛知県公営企業管理者、名古屋市水道事業・工業用水道事業及び下水道事業管理者、関係会員からの委任を受けた各地域会長及び立会人である愛知県健康福祉部長が記名押印のうえ本書1通を作成し、会員及び立会人においてその写し各1通を保有する。なお、本書1通は支部長が保管する。

平成16年 7月30日

日本水道協会愛知県支部長

豊橋市長 早 川 勝

愛知県公営企業管理者

企業庁長 深 谷 憲 彦

名古屋市水道事業・工業用水道事業
及び下水道事業管理者

上下水道局長 山 田 雅 雄

愛知用水北部地域

関係会員 瀬戸市 尾張旭市 愛知中部水道企業団 春日井市

地域会長 県水道北部ブロック協議会

会長 瀬戸市長 増 岡 錦 也

愛知用水南部地域

関係会員 半田市 常滑市 東海市 大府市 知多市 阿久比町 東浦町
南知多町 美浜町 武豊町 刈谷市 高浜市 愛知中部水道企業団

地域会長 県水道南部ブロック協議会

会長 常滑市長 石 橋 誠 晃

尾張地域

関係会員 一宮市 春日井市 津島市 犬山市 江南市 尾西市 小牧市
岩倉市 清洲町 木曽川町 七宝町 美和町 蟹江町 佐織町
春日町 八開村 稲沢中島広域事務組合 西春日井郡東部水道
企業団 海部南部水道企業団 丹羽広域事務組合

地域会長 尾張水道連絡協議会

会長 春日井市長 鵜 飼 一 郎

西三河地域

関係会員 岡崎市 碧南市 刈谷市 豊田市 安城市 知立市 高浜市
西尾幡豆広域連合 幸田町 藤岡町 額田町 小原村 足助町
下山村 旭町 稲武町 愛知中部水道企業団

地域会長 西三河水道事業連絡協議会

会長 岡崎市長 柴 田 紘 一

東三河地域

関係会員 豊橋市 豊川市 蒲郡市 新城市 田原市 音羽町 一宮町
小坂井町 御津町 渥美町 設楽町 東栄町 豊根村 富山村
津具村 鳳来町 作手村

地域会長 東三河県営水道受水団体協議会

会長 豊橋市長 早 川 勝

立 会 人

愛知県健康福祉部長 新 家 正 義

4 - 2 2 災害時における水道施設等の応急対策の協力に関する協定書

(水道課)

蒲郡市（以下「甲」という。）と蒲郡市指定水道工事店協同組合（以下「乙」という。）の間に、地震その他の災害により水道施設及び給水装置が被災した場合（以下「災害時」という。）における応急対策の協力について、次のとおり協定する。

(協定要請)

第1条 甲は、災害時における応急対策の協力が必要と認めるときは、これを乙に対し要請するものとする。

2 乙は、甲より前項の規定による協力要請を受けたときは、他の業務に優先して甲の行う応急対策に協力するものとする。

(応急対策の範囲)

第2条 前条第1項の規定により、甲が乙に協力要請を行う応急対策は次に掲げるものとする。

- (1) 水道施設、給水装置（配水管分岐位置からメーターまでの部分を原則とする）の応急復旧工事
- (2) 応急復旧工事を行うための漏水調査
- (3) 応急復旧工事に必要な資材の提供

(要請の方法)

第3条 甲は、第1条第1項の規定により乙に対し応急対策の協力を要請するときは、文書をもって行うものとする。ただし緊急の場合は、電話その他の通信方法によることができる。この場合において甲は、後に前期文書を速やかに乙に提出するものとする。

2 前項の規定により要請した応急対策については、契約書を交換するものとする。

(報告)

第4条 乙は、甲より要請された応急対策を完了したときは、その旨を書面をもって甲に報告し、その検査を受けるものとする。

(費用の負担)

第5条 乙が甲より要請された応急対策に要した費用は、甲の負担とする。

(支払の手続き)

第6条 乙は、第4条に規定する検査に合格したときは、甲に対して費用の請求をするものとする。

2 甲は、前項の請求があったときは、その費用を速やかに支払うものとする。

(協力体制)

第7条 乙は、災害時に対応できる協力体制を整えておくものとする。

(協議)

第8条 この協定に定めのない事項については、そのつど甲乙が協議して定めるものとする。

(有効期間)

第9条 この協定は、協定成立の日から、その効力を有するものとし、甲または乙が文書をもって協定の解除を通知しない限り、その効力を持続する。

この協定の成立を証するため、2通を作成し、甲・乙記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

平成16年9月1日

甲 蒲郡市旭町17番1号
蒲郡市
蒲郡市長 金原 久雄

乙 蒲郡市旭町4番7号
蒲郡市上下水道工事協同組合
理事長 壁谷 卓治

4－23 災害時における家屋被害状況調査に関する協定書

(税務課)

蒲郡市（以下「甲」という。）と愛知県土地家屋調査士会（以下「乙」という。）とは、災害（災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害をいう。以下同じ。）が発生した場合における家屋の被害調査（以下「被害調査」という。）に関し、次のとおり協定を締結する。

（被害調査への協力）

第1条 甲は、蒲郡市内に災害が発生した場合において、乙の協力が必要であると認めるときは、乙に対し、被害調査について協力を要請するものとする。

2 乙は、前項の要請を受けたときは、乙の会員を甲に派遣し、甲の行う被害調査に協力するものとする。

（被害調査）

第2条 被害調査は、災害に係る住家の被害認定基準運用指針（内閣府（防災担当））に基づき、甲の職員の指示の下、甲の職員と乙の会員が協力して行うものとする。

（費用の負担）

第3条 甲は、第1条第2項の規定により派遣された乙の会員の人件費を負担しない。

2 甲は、被害調査に必要な資機材の調達に要する費用を負担するものとする。

（事前説明）

第4条 甲は、乙の会員の派遣を受けた場合は、被害調査の方法について事前説明を行うものとする。

（秘密の保持）

第5条 乙及び乙の会員は、被害調査の実施により知り得た情報の秘密を漏らしてはならない。

（従事者の災害補償）

第6条 乙は、被害調査に従事した乙の会員が当該調査のために負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合は、乙が加入する災害補償保険等により対応するものとする。

（有効期間）

第7条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成26年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の日までに甲又は乙から何らの意思表示がないときは、この協定は更に1年間延長するものとし、以後も同様とする。

2 甲又は乙は、この協定の有効期間満了前にこの協定を解除しようとするときは、30日前までに解除の申し入れをしなければならない。

（定めのない事項等の処理）

第8条 この協定に定めのない事項及び疑義を生じた事項については、甲、乙協議のうえ処理するものとする。

この協定の成立を証するため、この協定書を2通作成し、甲、乙双方記名押印の上各自1通を保有する。

平成25年5月8日

甲 蒲郡市旭町17番1号
蒲郡市
蒲郡市長 稲葉 正吉

乙 名古屋市西区新道一丁目2番25号
愛知県土地家屋調査士会
会長 滝口 孝

4-24 災害時における家屋被害認定業務に関する協定書

(税務課)

蒲郡市（以下「甲」という。）と公益社団法人愛知県建築士事務所協会、公益社団法人愛知建築士会、愛知県土地家屋調査士会及び公益社団法人愛知県不動産鑑定士協会（以下「乙」という。）は、災害時における家屋被害認定業務の迅速かつ円滑な実施に向けて、愛知県と乙が締結した「災害時における家屋被害認定業務に関する基本協定書」第3条に基づき、次のとおり協定を締結する。

(被害認定業務への協力)

第1条 甲は、甲の地域において災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定める災害（以下「災害」という。）が発生した場合に実施する家屋の被害認定業務（以下「業務」という。）について、乙の協力が必要と認めるときは、愛知県又は乙に対して応援を要請することができる。

2 乙は、愛知県又は甲から応援要請があった場合には、乙の会員を甲に派遣し、甲が実施する業務に協力する。

(業務の内容)

第2条 第1条第2項の規定により乙が行う業務の内容は、次に掲げるものとする。

(1) 災害に係る住家の被害認定基準（平成13年6月28日府政防第518号内閣府政策統括官（防災担当）通知）及び内閣府の定める運用指針に基づき、甲の職員と連携して被害認定調査を行うこと。または調査の補助及び助言を行うこと。

(2) その他、甲と乙との間で個別に協議の上決定した業務を行うこと。

(応援要請等の手続)

第3条 甲が愛知県又は乙に応援要請するとき、書面（様式第1号）によるものとする。ただし、緊急の場合は、口頭で要請し、その後速やかに書面を送付するものとする。

(費用の負担)

第4条 甲は、第2条に規定する業務を行ったことにより発生した乙の person 費、交通費等の費用を負担する。

甲が負担する費用の額は、別記「費用負担額積算基準」のとおりとする。ただし、特段の事情等により、甲乙双方の合意に基づく場合はこの限りでない。

(秘密の保持)

第5条 乙及び乙の会員は、業務により知り得た甲の秘密や被害認定調査対象者の個人情報等の秘密を第三者に漏らしてはならない。業務終了後も、また同様とする。

(従事者の災害補償)

第6条 乙は、業務に従事した乙の会員が当該業務により負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合は、乙が別途加入する災害補償保険等により対応する。

(定めのない事項等の処理)

第7条 この協定に定めのない事項及び疑義を生じた事項については、法令（甲の条例、規則等を含む。）に定めるもののほか、甲、乙協議の上処理するものとする。

(有効期間)

第8条 この協定の有効期間は、協定の成立した日から令和3年3月31日までとする。ただし、協定期間満了日の前までにこの協定の解除又は変更について、甲と乙のいずれからも何ら意思表示がないときは、さらに1年間延長されたものとみなし、以後この例による。

この協定の成立を証するため本書5通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和2年5月29日

- 甲 蒲郡市旭町17番1号
蒲郡市長 鈴木 寿明
- 乙 名古屋市中区錦一丁目18番24号
公益社団法人愛知県建築士事務所協会
会 長 松岡 由紀夫
- 名古屋市中区栄二丁目10番19号
公益社団法人愛知建築士会
会 長 柳澤 講次
- 名古屋市西区新道一丁目2番25号
愛知県土地家屋調査士会
会 長 伊藤 直樹
- 名古屋市中区栄四丁目3番26号
公益社団法人愛知県不動産鑑定士協会
会 長 安田 商基

4-25 災害時の応急対策の協力に関する基本協定書

(土木管理課)

蒲郡市（以下「甲」という。）と社団法人愛知県公共嘱託登記土地家屋調査士協会（以下「乙」という。）とは、災害の予防並びに災害時の応急復旧及びその他応急処置（以下「応急対策」という。）の協力に関する基本協定を、次のとおり定める。

（目的）

第1条 この協定は、蒲郡市防災計画に基づき、蒲郡市の地域における応急対策について、甲が乙の協力を得て、迅速かつ的確に実施できるよう、必要な基本的事項を定めることを目的とする。

（定義）

第2条 この協定において「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定めるものをいう。

2 その他前号と同程度の災害で甲が乙の協力を必要であると認めた場合。

（協力要請の窓口）

第3条 甲及び乙は、あらかじめ応急対策業務に関する連絡担当者を定め、速やかに必要な情報を相互に連絡するものとする。

（応急対策等の内容）

第4条 応急対策の内容は次のとおりとする。

- (1) 蒲郡市管理公共施設等の被災状況の調査
- (2) 蒲郡市管理公共施設被災等の応急対策及び災害復旧のための筆界点情報の収集若しくは復元
- (3) 登記・境界関係相談所の開設
- (4) 平常時における蒲郡市管理公共施設等の筆界に関する災害予防対策の策定等
- (5) 前各号に定めるもののほか、特に必要な応急対策業務

（協力要請の方法）

第5条 甲は、乙に応援の要請を行うに当たっては応急対策の内容、日時、場所、その他必要事項を明らかにして、文書により行うものとする。ただし、緊急を要する場合には、電話等の通信手段又は口頭により行い、その後速やかに文書を交付するものとする。

（協力）

第6条 乙は、甲から要請を受けたときは、速やかに乙の社員を動員するものとする。ただし、乙の社員のみで対応できないときは、甲乙協議の上、乙と協定している中部ブロック各県公共嘱託登記土地家屋調査士協会の社員を動員するものとする。

（費用の負担）

第7条 乙の社員が応急対策業務に要した費用は、甲が負担するものとする。

2 経費の算出方法については、災害発生時の直前における当該地域における適正価格を基準として、甲乙協議して定めるものとする。

（名簿等の提出）

第8条 乙は、毎年1回次の書類を甲に提出するものとする。

- (1) 応急対策業務に関する乙の組織図
- (2) 応急対策業務に関する連絡担当者
- (3) 応急対策業務に従事できる社員名簿
- (4) その他、必要と認められる事項

（資料の交換及び協議）

第9条 甲及び乙は、この協議に基づく応急対策業務が円滑に行えるよう、随時次の資料を交換すると共に必要に応じ協議を行うものとする。

- (1) 地域防災計画
- (2) 公共施設等の筆界管理に関する情報
- (3) その他、必要な事項

(その他)

第10条 この協定に定めのない事項で特に必要が生じた場合は、その都度、甲乙協議して定めるものとする。
(適用)

第11条 この協定は、平成23年12月13日から適用する。

この協定の締結を証するため、本協定書2通作成し、双方記名押印の上、各自1通を保有する。

平成23年12月13日

甲	蒲郡市旭町17番1号 蒲郡市 代表者 蒲郡市長 稲葉正吉
乙	名古屋市中区葵一丁目27番1号 社団法人 愛知県公共嘱託登記土地家屋調査士協会 理事長 高木秀夫 東三河統轄支所長 理 事 山本 力

※平成25年7月1日 公益社団法人へ名称変更

4-26 災害時における公共土木・建築施設等の応急対策の協力に関する協定書

(土木管理課)

(1) 蒲郡土木協会

蒲郡市（以下「甲」という。）と蒲郡土木協会（以下「乙」という。）の間に、地震その他の災害により公共土木・建築施設等が被災した場合（以下「災害時」という。）における応急対策の協力について、次のとおり協定する。

(協力要請)

第1条 甲は、災害時における応急対策の協力が必要とするときは、これを乙に対し要請することができる。

2 乙は、甲より前項の規定による協力要請を受けたときは、他の業務に優先して甲の行う応急対策に協力するものとする。

(応急対策の範囲)

第2条 前条第1項の規定により、甲が乙に協力要請を行う応急対策は次に掲げるものとする。

(1) 道路（観光道路、林道等を含む）、橋梁、河川、排水路、海岸施設、建築施設及び軽微な下水道施設の応急復旧工事

(2) 応急復旧工事に必要な資材の提供

(要請の方法)

第3条 甲は、第1条第1項の規定により乙に対し応急対策の協力を要請するときは、蒲郡市緊急工事等の事務取扱要領（蒲郡市地域防災計画資料編第1 1「参考」1 5）に基づき文書をもって行うものとする。

ただし、緊急の場合は、電話その他の通信方法によることができるものとし、この場合には、甲は、後日文書を速やかに乙に提出しなければならない。

2 前項の規定により要請した応急対策については、契約書を交換するものとする。

(報告)

第4条 乙は、甲より要請された応急対策を完了したときは、次に掲げる事項を甲に報告し、その検査を受けるものとする。

(1) 作業場所、作業日数、作業人数、作業機材等

(2) その他必要と認める事項

(費用の負担)

第5条 乙が甲より要請された応急対策に要した費用は、甲の負担とする。

(支払い手続き)

第6条 乙が、第4条に規定する検査に合格したときは、甲に対して費用の請求をするものとする。

2 甲は、前項の請求があったときは、その費用を速やかに支払うものとする。

(協力体制)

第7条 乙は、災害時に対応できる協力体制を整えておくものとする。

(協議)

第8条 この協定に定めのない事項については、そのつど甲乙が協議して定めるものとする。

(有効期間)

第9条 この協定は、協定成立の日からその効力を有するものとし、甲または乙が文書をもって協定の解除を通知しない限り、その効力を持続する。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲・乙記名押印のうえ各1通を保有する。

令和3年3月15日

甲 蒲郡市旭町17番1号
蒲郡市
蒲郡市長 鈴木 寿明

乙 蒲郡市港町18番23号
蒲郡土木協会
代 表 市川 裕之

(2) 蒲郡建設業協同組合

蒲郡市（以下「甲」という。）と蒲郡建設業協同組合（以下「乙」という。）の間に、地震その他の災害により公共土木・建築施設等が被災した場合（以下「災害時」という。）における応急対策の協力について、次のとおり協定する。

（協力要請）

第1条 甲は、災害時における応急対策の協力が必要とするときは、これを乙に対し要請することができる。

2 乙は、甲より前項の規定による協力要請を受けたときは、他の業務に優先して甲の行う応急対策に協力するものとする。

（応急対策の範囲）

第2条 前条第1項の規定により、甲が乙に協力要請を行う応急対策は次に掲げるものとする。

(1) 道路（観光道路、林道等を含む）、橋梁、河川、排水路、海岸施設、建築施設及び軽微な下水道施設の応急復旧工事

(2) 応急復旧工事に必要な資材の提供

（要請の方法）

第3条 甲は、第1条第1項の規定により乙に対し応急対策の協力を要請するときは、蒲郡市緊急工事等の事務取扱要領（蒲郡市地域防災計画資料編第11「参考」15）に基づき文書をもって行うものとする。

ただし、緊急の場合は、電話その他の通信方法によることができるものとし、この場合には、甲は、後日文書を速やかに乙に提出しなければならない。

2 前項の規定により要請した応急対策については、契約書を交換するものとする。

（報告）

第4条 乙は、甲より要請された応急対策を完了したときは、次に掲げる事項を甲に報告し、その検査を受けるものとする。

(1) 作業場所、作業日数、作業人数、作業機材等

(2) その他必要と認める事項

（費用の負担）

第5条 乙が甲より要請された応急対策に要した費用は、甲の負担とする。

（支払い手続き）

第6条 乙が、第4条に規定する検査に合格したときは、甲に対して費用の請求をするものとする。

2 甲は、前項の請求があったときは、その費用を速やかに支払うものとする。

（協力体制）

第7条 乙は、災害時に対応できる協力体制を整えておくものとする。

（協議）

第8条 この協定に定めのない事項については、そのつど甲乙が協議して定めるものとする。

（有効期間）

第9条 この協定は、協定成立の日からその効力を有するものとし、甲または乙が文書をもって協定の解除を通知しない限り、その効力を持続する。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲・乙記名押印のうえ各1通を保有する。

令和3年3月15日

甲 蒲郡市旭町17番1号
蒲郡市
蒲郡市長 鈴木 寿明

乙 蒲郡市浜町45番地
蒲郡建設業協同組合
理事長 鈴木 正

(3) 蒲郡土木建設業協同組合

蒲郡市（以下「甲」という。）と蒲郡土木建設業協同組合（以下「乙」という。）の間に、地震その他の災害により公共土木・建築施設等が被災した場合（以下「災害時」という。）における応急対策の協力について、次のとおり協定する。

(協力要請)

第1条 甲は、災害時における応急対策の協力が必要とするときは、これを乙に対し要請することができる。

2 乙は、甲より前項の規定による協力要請を受けたときは、他の業務に優先して甲の行う応急対策に協力するものとする。

(応急対策の範囲)

第2条 前条第1項の規定により、甲が乙に協力要請を行う応急対策は次に掲げるものとする。

(1) 道路（観光道路、林道等を含む）、橋梁、河川、排水路、海岸施設、建築施設及び軽微な下水道施設の応急復旧工事

(2) 応急復旧工事に必要な資材の提供

(要請の方法)

第3条 甲は、第1条第1項の規定により乙に対し応急対策の協力を要請するときは、蒲郡市緊急工事等の事務取扱要領（蒲郡市地域防災計画資料編第11「参考」15）に基づき文書をもって行うものとする。

ただし、緊急の場合は、電話その他の通信方法によることができるものとし、この場合には、甲は、後日文書を速やかに乙に提出しなければならない。

2 前項の規定により要請した応急対策については、契約書を交換するものとする。

(報告)

第4条 乙は、甲より要請された応急対策を完了したときは、次に掲げる事項を甲に報告し、その検査を受けるものとする。

(1) 作業場所、作業日数、作業人数、作業機材等

(2) その他必要と認める事項

(費用の負担)

第5条 乙が甲より要請された応急対策に要した費用は、甲の負担とする。

(支払い手続き)

第6条 乙が、第4条に規定する検査に合格したときは、甲に対して費用の請求をするものとする。

2 甲は、前項の請求があったときは、その費用を速やかに支払うものとする。

(協力体制)

第7条 乙は、災害時に対応できる協力体制を整えておくものとする。

(協議)

第8条 この協定に定めのない事項については、そのつど甲乙が協議して定めるものとする。

(有効期間)

第9条 この協定は、協定成立の日からその効力を有するものとし、甲または乙が文書をもって協定の解除を通知しない限り、その効力を持続する。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲・乙記名押印のうえ各1通を保有する。

令和3年3月15日

甲 蒲郡市旭町17番1号
蒲郡市
蒲郡市長 鈴木 寿明

乙 蒲郡市大塚町十能63番地1
蒲郡土木建設業協同組合
代 表 上村 義美

4-27 災害時の一般廃棄物処理及び下水処理に係る相互応援に関する協定書

(環境清掃課)

(目的)

第1条 この協定は、災害の発生により、愛知県内の市町村及び一部事務組合（以下「市町村等」という。）が一般廃棄物処理業務を、また、愛知県流域下水道管理者及び愛知県内の公共下水道管理者（以下「下水道管理者」という。）が下水処理業務を独自では適正に遂行できない場合において、愛知県（以下「県」という。）、市町村等及び下水道管理者が相互に応援するために必要な事項を定めることにより、一般廃棄物及び下水の円滑な処理を図り、もって、生活環境の保全に資することを目的とする。

(協定の締結)

第2条 この協定は、災害時の一般廃棄物処理業務及び下水処理業務に関し、県、市町村等及び下水道管理者の相互間において締結するものとする。

(応援要請等)

第3条 災害の発生に起因して、下記のいずれかに該当する場合、応援を必要とする市町村等及び下水道管理者（以下「要請自治体等」という。）は他の市町村等及び下水道管理者に応援の要請（以下「応援要請」という。）をすることができる。

- (1) 一般廃棄物の収集又は運搬に支障が生じた場合
- (2) 一般廃棄物処理又は下水処理に支障が生じた場合
- (3) その他特に必要がある場合

2 応援要請は、次の事項を電話等で連絡した後、速やかに文書で通知するものとする。

- (1) 災害の発生日時、場所及び災害の状況
- (2) 必要とする業務の内容及び一般廃棄物又は下水の処理量の見込み
- (3) 必要とする人員、車両、資機材等の品名及び数量
- (4) 応援の場所及び期間
- (5) 連絡責任者
- (6) その他必要事項

3 要請自治体等は、応援要請を行ったときは、その旨を速やかに県に報告するものとする。

4 応援要請を受けた市町村等及び下水道管理者は、自らの業務に支障がない限り応援を行うものとする。

5 要請自治体等は、この協定に基づく相互応援を効果的に実施できるよう必要に応じ県に調整及びあっせんを要請することができる。

(県の役割)

第4条 県は、第3条第5項の要請を受けたときは、必要な措置を講ずるものとする。

2 県は、要請自治体等が応援要請を行うことができない状況にあると判断したときは、他の市町村等及び下水道管理者に応援について必要な指示を行うものとする。

(経費の負担)

第5条 応援に要する経費は、原則として要請自治体等がこれを負担するものとする。

(民間業者の活用)

第6条 県、市町村等及び下水道管理者は災害時の応援を迅速に実施するため、民間廃棄物処理業者等の活用を図るものとする。

(実施細目)

第7条 この協定の運用に関し必要な事項は、別に定める。

2 この協定に定めのない事項については、その都度協議して定めるものとする。

この協定は、平成26年1月1日から効力を生ずるものとする。

平成8年3月12日締結の「一般廃棄物処理に係る災害相互応援に関する協定」は廃止する。

この協定の成立を証明するため、本書126通を作成し愛知県知事、市町村等の長及び下水道管理者が記名押印の上、各自1通を保管する。

平成26年1月1日

愛知県知事 大村 秀章

愛知県流域下水道管理者
愛知県知事 大村 秀章

名古屋市長 河村 たかし

名古屋市水道事業・工業用水道事業及び下水道事業管理者
小林 寛司

豊橋市長 佐原 光一

豊橋市水道事業及び下水道事業管理者
石黒 拓夫

岡崎市長 内田 康宏

岡崎市公共下水道管理者
岡崎市長 内田 康宏

一宮市長 谷 一夫

一宮市水道事業等管理者
飯田 正明

瀬戸市長 増岡 錦也

瀬戸市公共下水道管理者
瀬戸市長 増岡 錦也

半田市長 榊原 純夫

半田市公共下水道管理者
半田市長 榊原 純夫

春日井市長 伊藤 太

春日井市公共下水道管理者
春日井市長 伊藤 太

豊川市長 山脇 実

豊川市公共下水道管理者
豊川市長 山脇 実

津島市長 伊 藤 文 郎

津島市下水道事業

津島市長 伊 藤 文 郎

碧南市長 禰 亘 田 政 信

碧南市公共下水道管理者

碧南市長 禰 亘 田 政 信

刈谷市長 竹 中 良 則

刈谷市公共下水道管理者

刈谷市長 竹 中 良 則

豊田市長 太 田 稔 彦

豊田市事業管理者

横 地 清 明

安城市市長 神 谷 学

安城市公共下水道管理者

安城市市長 神 谷 学

西尾市長 榑 原 康 正

西尾市公共下水道管理者

西尾市長 榑 原 康 正

蒲郡市長 稻 葉 正 吉

蒲郡市公共下水道管理者

蒲 郡 市 長 稻 葉 正 吉

犬山市市長 田 中 志 典

犬山市公共下水道管理者

犬山市市長 田 中 志 典

常滑市長 片 岡 憲 彦

常滑市公共下水道管理者

常滑市長 片 岡 憲 彦

江南市長 堀 元

江南市公共下水道管理者

江南市長 堀 元

小牧市長 山 下 史守朗

小牧市公共下水道管理者
小牧市長 山 下 史守朗

稲沢市長 大 野 紀 明

稲沢市公共下水道管理者
稲沢市長 大 野 紀 明

新城市長 穂 積 亮 次

新城市公共下水道管理者
新城市長 穂 積 亮 次

東海市長 鈴 木 淳 雄

東海市公共下水道管理者
東海市長 鈴 木 淳 雄

大府市長 久 野 孝 保

大府市公共下水道管理者
大府市長 久 野 孝 保

知多市長 宮 島 壽 男

知多市公共下水道管理者
知多市長 宮 島 壽 男

知立市長 林 郁 夫

知立市公共下水道管理者
知立市長 林 郁 夫

尾張旭市長 水 野 義 則

尾張旭市公共下水道管理者
尾張旭市長 水 野 義 則

高浜市長 吉 岡 初 浩

高浜市公共下水道管理者
高浜市長 吉 岡 初 浩

岩倉市長 片 岡 恵 一

岩倉市公共下水道管理者
岩倉市長 片岡 恵一

豊明市長 石川 英明

豊明市公共下水道管理者
豊明市長 石川 英明

日進市長 荻野 幸三

日進市公共下水道管理者
日進市長 荻野 幸三

田原市長 鈴木 克幸

田原市公共下水道管理者
田原市長 鈴木 克幸

愛西市長 日永 貴章

愛西市公共下水道管理者
愛西市長 日永 貴章

清須市長 加藤 静治

清須市公共下水道管理者
清須市長 加藤 静治

北名古屋市長 長瀬 保

北名古屋市公共下水道管理者
北名古屋市長 長瀬 保

弥富市長 服部 彰文

弥富市公共下水道管理者
弥富市長 服部 彰文

みよし市長 小野田 賢治

みよし市公共下水道管理者
みよし市長 小野田 賢治

あま市長 村上 浩司

あま市公共下水道管理者

あま市長 村 上 浩 司

長久手市長 吉 田 一 平

長久手市公共下水道管理者
長久手市長 吉 田 一 平

東郷町長 川 瀬 雅 喜

東郷町公共下水道管理者
東郷町長 川 瀬 雅 喜

豊山町長 鈴 木 幸 育

豊山町公共下水道管理者
豊山町長 鈴 木 幸 育

大口町長 鈴 木 雅 博

大口町公共下水道管理者
大口町長 鈴 木 雅 博

扶桑町長 江 戸 満

扶桑町公共下水道管理者
扶桑町長 江 戸 満

大治町長 村 上 昌 生

大治町公共下水道管理者
大治町長 村 上 昌 生

蟹江町長 横 江 淳 一

蟹江町公共下水道管理者
蟹江町長 横 江 淳 一

飛鳥村長 久 野 時 男

阿久比町長 竹 内 啓 二

阿久比町公共下水道管理者
阿久比町長 竹 内 啓 二

東浦町長 神 谷 明 彦

東浦町公共下水道管理者

東浦町長 神 谷 明 彦

南知多町長 石 黒 和 彦

美浜町長 山 下 治 夫

武豊町長 粂 山 芳 輝

武豊町公共下水道管理者
武豊町長 粂 山 芳 輝

幸田町長 大須賀 一 誠

幸田町公共下水道管理者
幸田町長 大須賀 一 誠

設楽町長 横 山 光 明

東栄町長 尾 林 克 時

東栄町公共下水道管理者
東栄町長 尾 林 克 時

豊根村長 伊 藤 実

愛北広域事務組合 管理者 岩倉市長 片 岡 恵 一

中部知多衛生組合 管理者 常滑市長 片 岡 憲 彦

東部知多衛生組合 管理者 大府市長 久 野 孝 保

衣浦衛生組合 管理者 高浜市長 吉 岡 初 浩

常滑武豊衛生組合 管理者 武豊町長 粂 山 芳 輝

蒲郡市幸田町衛生組合 管理者 蒲郡市長 稲 葉 正 吉

逢妻衛生処理組合 管理者 豊田市長 太 田 稔 彦

西知多医療厚生組合 管理者 東海市長 鈴 木 淳 雄

尾張東部衛生組合 管理者 瀬戸市長 増 岡 錦 也

海部地区環境事務組合 管理者 蟹江町長 横 江 淳 一

小牧岩倉衛生組合 管理者 小牧市長 山 下 史守朗

知多南部衛生組合 管理者 南知多町長 石 黒 和 彦

尾張旭市長久手市衛生組合	管理者	尾張旭市長	水 野 義 則
刈谷知立環境組合	管理者	刈谷市長	竹 中 良 則
江南丹羽環境管理組合	管理者	江南市長	堀 元
北設広域事務組合	管理者	設楽町長	横 山 光 明
北名古屋衛生組合	管理者	北名古屋市長	長 瀬 保
尾三衛生組合	管理者	東郷町長	川 瀬 雅 喜
日東衛生組合	管理者	日進市長	荻 野 幸 三
五条広域事務組合	管理者	あま市長	村 上 浩 司
知多南部広域環境組合	管理者	半田市長	榊 原 純 夫

4-28 一般廃棄物処理の相互援助に関する協定書

(環境清掃課)

(目的)

第1条 この協定は、三河、知多清掃施設連絡協議会に所属する団体（以下「団体」という。）がそれぞれ管理する一般廃棄物処理施設（以下「施設」という。）において、災害、事故等の発生により、施設に重大な支障が生じたときは、構成団体相互で相互援助活動を行うことによって、円滑な一般廃棄物の処理を図り、もって住民の生活環境を保全することを目的とする。

(相互援助の範囲)

第2条 相互援助は、災害、事故等により施設内で処理が不能になり、一般廃棄物の処理を依頼する団体（以下「依頼団体」という。）と一般廃棄物の処理を依頼された団体（以下「被依頼団体」という。）との合意が整ったときに限るものとする。

(相互援助義務)

第3条 団体は、災害、事故等の発生により施設内で処理が不能になった場合には、他の団体に援助を求めることができる。

2 被依頼団体は、速やかに可能な限り援助に努めるものとする。

3 相互援助を求める団体は、別表のとおりとする。

(処理依頼の方法)

第4条 援助を依頼する場合は、文書によるものとし、次の事項を記載しなければならない。

(1) 依頼団体名

(2) 援助を依頼する理由

(3) 援助を依頼する一般廃棄物の種類、1日当たりの搬入量及び処理依頼期間

(4) 責任者の氏名及び連絡先

(5) その他必要事項

(搬入条件の遵守)

第5条 依頼団体は、被依頼団体の搬入条件を遵守しなければならない。

2 搬入条件に違反した場合は、第3条の規定にかかわらず、依頼を拒むことができる。

(管理)

第6条 依頼団体は、被依頼団体が管理する施設内で被依頼団体の指示があった場合は、忠実に従わなければならない。

(経費の負担)

第7条 一般廃棄物の処理に伴う経費の負担は、依頼団体と被依頼団体との協議によるものとする。

(協議)

第8条 この協定書に定めのない事項、又は疑義が生じた場合は、その都度協議して定めるものとする。

附則

1 この協定は、令和4年6月27日から適用する。

2 平成2年2月23日付けで締結した、し尿及びごみ処理相互援助に関する協定書は令和4年6月27日で廃止する。

3 この協定の成立を証するため関係者記名押印の上、各1通を保有する。

令和4年6月27日

中部知多衛生組合

管理者 常滑市長 伊藤 辰矢

東部知多衛生組合

管理者 岡村 秀人

衣浦衛生組合管理者 祢宜田 政信
西尾市長 中村 健

蒲郡市幸田町衛生組合
管理者 蒲郡市長 鈴木 寿明

知多南部衛生組合
管理者 齋藤 宏一

刈谷知立環境組合
管理者 稲垣 武

西知多医療厚生組合
管理者 花田 勝重

安城市長 神谷 学

岡崎市長 中根 康浩

刈谷市長 稲垣 武

東海市長 花田 勝重

知多市長 宮島 壽男

豊田市長 太田 稔彦

知多南部広域環境組合
管理者 糸山 芳輝

別表

団体名	所在地
中部知多衛生組合	知多郡武豊町字壺町田 90 番地の 10
東部知多衛生組合	知多郡東浦町大字森岡字葭野 41 番地
衣浦衛生組合	碧南市広見町 1 丁目 1 番地 1
西尾市	西尾市寄住町下田 22 番地
蒲郡市幸田町衛生組合	蒲郡市旭町 1 7 番 1 号
知多南部衛生組合	知多郡南知多町大字内海字檜木 77 番地の 1
刈谷知立環境組合	刈谷市半城土町東田 46 番地
西知多医療厚生組合	知多市三反田 3 丁目 1 番地の 2
安城市	安城市和泉町大下 38 番地
岡崎市	岡崎市板田町字西流石 2 番地 1
刈谷市	刈谷市逢妻町 2 丁目 26 番地 2
半田市	半田市乙川末広町 50 番地
東海市	東海市荒尾町奥山 10 番地の 48
知多市	知多市南浜町 22 番地の 2
豊田市	豊田市西町 3 丁目 60 番地
知多南部広域環境組合	知多郡武豊町字一号地 11 番地 37

4-29 災害時における被災者支援システムの相互支援に関する協定

(危機管理課)

(目的)

第1条 この協定は、地震等の災害により被災者支援システムの運用が不可能になった場合の豊橋市、豊川市、蒲郡市、新城市、田原市、設楽町及び東栄町（以下「東三河7自治体」という。）の相互支援体制を構築することを目的とする。

(支援の範囲)

第2条 この協定に基づく被災者支援システムに関する支援（以下「支援」という。）の内容は、被災者支援システムの稼働に必要な機器等の貸与及び職員の派遣とする。

(支援の要請及び実施)

第3条 地震等の災害により東三河7自治体のうちいずれかの自治体の被災者支援システムの運用が不可能になった場合、運用が不可能になった自治体（以下「被災自治体」という。）は、被災者支援システムの運用が可能な自治体（以下「支援自治体」という。）に対し、支援を要請することができる。

2 前項の要請は、希望する支援の内容を明らかにして、被災自治体の長が支援自治体の長に対して文書をもって行う。

3 支援自治体の長は、第1項の要請に基づく支援を行うことが支援自治体の業務に著しい支障をきたさないと判断した場合には、要請を受けるものとする。

(支援経費の負担)

第4条 第2条の規定による支援に要した費用は、被災自治体が負担する。ただし、被災自治体が当該費用を支弁することが困難又は適当でないものについては、被災自治体及び支援自治体が協議して定める。

2 被災自治体が前項に定める費用を支弁する時間的余裕がなく、かつ、被災自治体から要請があった場合には、支援自治体は当該経費を一時繰替支弁するものとする。

(平常時の措置)

第5条 東三河7自治体は、この協定が災害時において有効に機能するよう、平常時において、相互の情報交換及び災害時における対策に関する調査研究に努めるものとする。

(協定内容等の見直し)

第6条 東三河7自治体は、この協定の内容が常に実践的な内容となるよう、随時、見直しを行うものとする。

(協議)

第7条 この協定に定めのない事項及び疑義が生じた事項については、東三河7自治体が協議のうえ、決定するものとする。

(協定の効力)

第8条 この協定は、平成25年3月29日から効力を生ずるものとする。ただし、東三河7自治体のうちいずれかの自治体において、被災者支援システムの運用を取りやめた場合は、効力を失う。

本協定の締結を証するため、協定書7通を作成し、東三河7自治体の長が記名押印のうえ、各1通を保有する。

2013年（平成25年）3月29日

豊橋市今橋町1番地
豊橋市長 佐原 光一

豊川市諏訪1丁目1番地
豊川市長 山脇 実

蒲郡市旭町1 7 番地1
蒲郡市長 稲葉 正吉

新城市字東入船6 番地1
新城市長 穂積 亮次

田原市田原町南番場3 0 番地1
田原市長 鈴木 克幸

北設楽郡設楽町田口字居立2 番地
設楽町長 横山 光明

北設楽郡東栄町大字本郷字上前畑2 5 番地
東栄町長 尾林 克時

4－30 災害時相互応援協定

(1) 宮城県川崎町

(危機管理課)

蒲郡市と川崎町は、いずれかの市町域において災害（災害対策基本法第2条第1号に規定する災害をいう。）が発生した場合において、被災市町の要請にこたえ、応急対策及び復旧対策が円滑に遂行されるよう、相互の応援体制について次のとおり協定を締結する。

(応援の種類)

第1条 応援の種類、内容は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 食料、飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な資器材の提供
- (2) 被災者の救出、医療、防疫、施設等の応急復旧等に必要な資器材及び物資の提供
- (3) 救援及び救助活動に必要な車両等の提供
- (4) 消火、救援、医療、防疫、応急復旧活動等に必要な職員の派遣
- (5) ボランティアの斡旋
- (6) 児童生徒の受入れ
- (7) 被災者に対する住宅の斡旋
- (8) 前各号に掲げるもののほか、特に要請があった事項

(応援の手続き)

第2条 応援を要請する市町は、次に掲げる事項を明らかにし、文書により要請するものとする。ただし、緊急の場合には口頭、電話又は電信により応援を要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 前条第1号から第3号までに掲げる応援を要請する場合にあつては、物資等の品名及び数量等
- (3) 前条第4号に掲げる応援を要請する場合にあつては、職員の職種及び人員
- (4) 応援場所及び応援場所への経路
- (5) 応援の期間
- (6) 前各号に掲げるもののほか、必要な事項

(応援の実施)

第3条 応援を要請された市町は、極力これに応じるよう取り組むものとする。

(応援経費の負担)

第4条 応援に要した経費は、原則として応援を要請した市町の負担とする。

2 応援を要請した市町が、前項に規定する経費を支弁するいとまがなく、かつ、応援を要請した市町から申し出があった場合は、応援を要請された市町は、一時立替支弁するものとする。

(連絡責任者)

第5条 第2条に掲げる要請に関する事項の連絡が確実かつ円滑に行われるよう、次のとおり連絡責任者を置く。

- (1) 蒲郡市総務部安全安心課長
- (2) 川崎町総務課長

(体制の整備)

第6条 両市町は、この協定に基づき応援が円滑に行われるよう、必要な体制の整備に努めるものとする。

(その他)

第7条 この協定の実施に関し必要な事項及びこの協定に定めのない事項は、両市町が協議して定めるものとする。

(適用)

第8条 この協定は、平成25年4月26日から適用する。

この協定の成立を証するため、この協定書2通を作成し、当事者記名押印のうえ、各1通を保有するものとする。

平成25年4月26日

愛知県蒲郡市
蒲郡市長 稲葉 正吉

宮城県川崎町
川崎町長 小山 修作

(2) 岐阜県高山市

(危機管理課)

蒲郡市と高山市は、いずれかの市域において災害（災害対策基本法第2条第1項に規定する災害をいう。）が発生した場合において、被災市の要請にこたえ、応急対策及び復旧対策が円滑に遂行されるよう、相互の応援体制について次のとおり協定を締結する。

(応援の種類)

第1条 応援の種類、内容は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 食料、飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な資器材の提供
- (2) 被災者の救出、医療、防疫、施設等の応急復旧等に必要な資器材及び物資の提供
- (3) 救援及び救助活動に必要な車両等の提供
- (4) 消火、救援、医療、防疫、応急復旧活動等に必要な職員の派遣
- (5) ボランティアの斡旋
- (6) 児童生徒の受入れ
- (7) 被災者に対する住宅の斡旋
- (8) 前各号に掲げるもののほか、特に要請があった事項

(応援の手続き)

第2条 応援を要請する市は、次に掲げる事項を明らかにし、文書により要請するものとする。ただし、緊急の場合には口頭、電話又は電信により応援を要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 前条第1号から第3号までに掲げる応援を要請する場合にあっては、物資等の品名及び数量等
- (3) 前条第4号に掲げる応援を要請する場合にあっては、職員の職種及び人員
- (4) 応援場所及び応援場所への経路
- (5) 応援の期間
- (6) 前各号に掲げるもののほか、必要な事項

(応援の実施)

第3条 応援を要請された市を、極力これに応じるよう取り組むものとする。

(応援経費の負担)

第4条 応援に要した経費は、原則として応援を要請した市の負担とする。

2 応援を要請した市が、前項に規定する経費を支弁するいとまがなく、かつ、応援を要請した市から申し出があった場合は、応援を要請された市は、一時立替支弁するものとする。

(連絡責任者)

第5条 第2条に掲げる要請に関する事項の連絡が確実かつ円滑に行われるよう、次のとおり連絡責任者を置く。

- (1) 蒲郡市総務部安全安心課長
- (2) 高山市危機管理室長

(体制の整備)

第6条 両市は、この協定に基づき応援が円滑に行われるよう、必要な体制の整備に努めるものとする。

(その他)

第7条 この協定の実施に関し必要な事項及びこの協定に定めのない事項は、両市が協議して定めるものとする。

(適用)

第8条 この協定は、平成24年2月13日から適用する。

この協定の成立を証するため、この協定書2通を作成し、当事者記名押印のうえ、各1通を保有するものとする。

平成24年2月13日

蒲郡市
蒲郡市長 稲葉 正吉

高山市
高山市長 國島 芳明

(3) 幸田町

(危機管理課)

蒲郡市と幸田町は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時等」という。）において、当該市町の要請にこたえ、応急対策及び復旧対策が円滑に遂行されるよう、相互の応援体制について次のとおり協定を締結する。

(応援の種類)

第1条 応援の種類及び内容は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 食料、飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な資器材の提供
- (2) 被災者の救出、医療、防疫、施設等の応急復旧等に必要な資器材及び物資の提供
- (3) 救援及び救助活動に必要な車両等の提供
- (4) 消火、救援、医療、防疫、応急復旧活動等に必要な職員の派遣
- (5) ボランティアの斡旋
- (6) 児童生徒の受入れ
- (7) 被災者に対する住宅の斡旋
- (8) 市町界を越える広域避難者の受け入れ
- (9) 前各号に掲げるもののほか、特に要請があった事項

(応援の要請)

第2条 応援を要請する市町は、次に掲げる事項を明らかにし、文書により要請するものとする。ただし、緊急の場合には口頭により応援を要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 前条第1号から第3号までに掲げる応援を要請する場合にあっては、物資等の品名及び数量等
- (3) 前条第4号に掲げる応援を要請する場合にあっては、職員の職種及び人員
- (4) 応援場所及び応援場所への経路
- (5) 応援の期間
- (6) 前各号に掲げるもののほか、必要な事項

(応援の実施)

第3条 応援を要請された市町は、極力これに応じるよう取り組むものとする。

(経費の負担)

第4条 応援に要した経費は、原則として応援を要請した市町の負担とする。

2 応援を要請した市町が、前項に規定する経費を支弁するいとまがなく、かつ、応援を要請した市町から申し出があった場合は、応援を要請された市町は、一時立替支弁するものとする。

(連絡責任者)

第5条 第2条に掲げる要請に関する事項の連絡が確実かつ円滑に行われるよう、次のとおり連絡責任者を置く。

- (1) 蒲郡市総務部防災課長
- (2) 幸田町総務部防災安全課長

(体制の整備)

第6条 両市町は、この協定に基づき応援が円滑に行われるよう、必要な体制の整備に努めるものとする。

(その他)

第7条 この協定の実施に関し必要な事項及びこの協定に定めのない事項は、両市町が協議して定めるものとする。

(適用)

第8条 この協定は、平成31年2月20日から適用する。

この協定の成立を証するため、この協定書2通を作成し、当事者記名押印のうえ、各1通を保有するものとする。

平成31年2月20日

蒲郡市
蒲郡市長 稲葉 正吉

幸田町
幸田町長 成瀬 敦

(4) 西尾市

(危機管理課)

西尾市と蒲郡市は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時等」という。）において、当該市の要請にこたえ、応急対策及び復旧対策が円滑に遂行されるよう、相互の応援体制について次のとおり協定を締結する。

(応援の種類)

第1条 応援の種類及び内容は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 食料、飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な資器材の提供
- (2) 被災者の救出、医療、防疫、施設等の応急復旧等に必要な資器材及び物資の提供
- (3) 救援及び救助活動に必要な車両等の提供
- (4) 消火、救援、医療、防疫、応急復旧活動等に必要な職員の派遣
- (5) 児童生徒の受入れ
- (6) 市界を越える広域避難者の受け入れ
- (7) 前各号に掲げるもののほか、特に要請があった事項

(応援の要請)

第2条 応援を要請する市は、次に掲げる事項を明らかにし、文書により要請するものとする。ただし、緊急の場合には口頭により応援を要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 前条第1号から第3号までに掲げる応援を要請する場合にあっては、物資等の品名及び数量等
- (3) 前条第4号に掲げる応援を要請する場合にあっては、職員の職種及び人員
- (4) 応援場所及び応援場所への経路
- (5) 応援の期間
- (6) 前各号に掲げるもののほか、必要な事項

(応援の実施)

第3条 応援を要請された市は、極力これに応じるよう取り組むものとする。

- 2 第1条第5号に掲げる応援を要請された市の教育委員会は、当該要請をした市の教育委員会と速やかに協議し、可能な範囲で協力するものとする。

(経費の負担)

第4条 応援に要した経費は、原則として応援を要請した市の負担とする。

- 2 応援を要請した市が、前項に規定する経費を支弁するいとまがなく、かつ、応援を要請した市から申し出があった場合は、応援を要請された市は、一時立替支弁するものとする。

(連絡責任者)

第5条 第2条に掲げる要請に関する事項の連絡が確実かつ円滑に行われるよう、次のとおり連絡責任者を置く。

- (1) 西尾市危機管理局危機管理課長
- (2) 蒲郡市総務部防災課長

(体制の整備)

第6条 両市は、この協定に基づき応援が円滑に行われるよう、必要な体制の整備に努めるものとする。

(その他)

第7条 この協定の実施に関し必要な事項及びこの協定に定めのない事項は、両市が協議して定めるものとする。

(適用)

第8条 この協定は、平成31年4月4日から適用する。

この協定の成立を証するため、この協定書2通を作成し、当事者記名押印のうえ、各1通を保有するものとする。

平成31年4月4日

愛知県西尾市寄住町下田2番地
西尾市
西尾市長 中村 健

愛知県蒲郡市旭町1番1号
蒲郡市
蒲郡市長 稲葉 正吉

4-3-1 災害時の情報発信に関する応援協定書

(秘書広報課)

蒲郡市と浦添市は、大規模災害等が発生した場合における災害時の情報発信に関して次のとおり応援協定書を締結する。

(目 的)

第1条 この協定は、地震・台風等により蒲郡市、浦添市において大規模な災害が発生し、ウェブサイトのアクセスの急増、サーバ・通信機器・通信回線の損壊等により閲覧ができない状態に備え、被害の状況、避難所の情報、ライフラインに関する情報等を、相互にウェブサイト上で代行発信するシステムを構築し、応援協力体制を明らかにすることを目的とする。

(応援協力要請)

第2条 この協定に基づく応援協力要請は、大規模災害等が発生し、又は発生するおそれがあると認められる場合において要請側の長が応援側の長に対して行う。

2 前項に規定する応援協力要請は、次の事項を明確にして行う。

- (1) 大規模災害等の概要(種別、発生日時、場所等)及び情報通信機器の状況
- (2) 災害対策本部に集約された被害状況、避難場所情報、ライフライン情報等
- (3) その他必要な事項

(実 施)

第3条 応援協力要請は、要請側の災害対策本部広報担当が、応援側のウェブサイト掲載担当者に、通信可能手段により伝達する。

2 応援側は、速やかに要請を受けた情報をウェブサイトに掲載する。

(応援協力要請解除)

第4条 情報機器等の復旧により代行発信業務を完了する場合は、要請側の長が応援側の長に対して応援協力要請解除の連絡を行う。

(報 告)

第5条 代行発信業務の完了報告については、代行発信ウェブサイト内容を相互で確認し、完了報告書とする。

(協 議)

第6条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じたときは、その都度両者が協議の上決定する。

(協定書の保管)

第7条 この協定締結の証として協定書2通を作成し、記名押印の上、各自1通を保管する。

平成23年8月1日

蒲郡市旭町17番1号
蒲郡市
蒲郡市長 金原 久雄

浦添市安波茶一丁目1番1号
浦添市
浦添市長 儀間 光男

4-32 蒲郡市と東邦瓦斯株式会社との都市ガス災害対策に関する業務協約

(消防本部)

蒲郡市における都市ガスの漏えいに起因する火災及び爆発等の事故（以下「災害」という。）を未然に防止するとともに、災害が発生した際これを早期に鎮圧し、被害を最小限度に防止するため蒲郡市消防本部（以下「消防本部」という。）と東邦瓦斯株式会社（以下「東邦ガス」という。）は、次のとおり協約する。

(対象物)

第1条 この協約に基づき消防本部及び東邦ガスが対象とする施設は、次に掲げるものとする。

- (1) 消防法施行令（昭和36年政令第37号）第21条の2によりガス漏れ火災警報設備の設置を必要とする防火対象物
- (2) その他必要と認める防火対象物

(災害防止活動)

第2条 災害を未然に防止するための実施事項は、次のとおりとする。

- (1) 消防本部及び東邦ガスは、災害の防止上必要な情報交換又は所要事項を協議するため、連絡会議を開催するものとする。
- (2) 東邦ガスは、前条に掲げる対象物の定期点検を実施する場合、あらかじめ消防本部に実施計画を連絡するとともに、消防本部が実施する火災予防査察に協力するよう努めるものとする。
- (3) 消防本部及び東邦ガスは、災害の防止及び消防活動上必要と認める資料を相互に交換するものとする。
- (4) 消防本部及び東邦ガスは、それぞれの職員及び防火対象物関係者に対して、災害の防止及び消防活動上必要な教育訓練を実施するものとする。

(災害防衛活動)

第3条 災害を防衛するための実施事項は、次のとおりとする。

- (1) 消防本部及び東邦ガスは、災害の発生又は発生のおそれのある事項を覚知したときは、相互に速やかな連絡通報を行うものとする。
- (2) 東邦ガスは、災害発生時における緊急出動体制及び応急活動体制を確立し、あらかじめその計画を消防本部に通知しておくものとする。
- (3) 災害現場におけるガスの遮断は、東邦ガスが実施するものとする。
ただし、消防本部が東邦ガスに先行して災害現場に到着し、大規模な災害の発生が予測される場合等においては、消防本部がガスの遮断措置を実施することができるものとする。
- (4) 消防本部又は東邦ガスが前号の規定に基づいてガスの遮断措置を実施した場合は、相互に速やかに連絡するものとする。
- (5) ガスの遮断措置後における復旧作業は、東邦ガスが実施するものとする。
- (6) 東邦ガスは、消防本部が設置する現場指揮本部と緊密な連携を保つとともに、関係情報の報告、消防活動に関する技術的な協力その他の活動を実施するものとする。

(協 議)

第4条 この協約の運用に係る細目的事項については、必要の都度、消防本部消防長及び東邦ガス供給管理部長の両者が協議して定めるものとする。

(雑 則)

第5条 この協約に定めた事項についても関係法令等の改正によって不必要となる部分にあっては、法令改正の時点をもって効力を失う。

この協約の成立を証するため、本書2通を作成し、それぞれ記名押印のうえ各1通を保管する。

平成8年2月9日

蒲郡市消防本部
消防長 神谷 千秋

東邦瓦斯株式会社
供給管理部長 水野 稔朗

4-33 ガス災害対策に関する業務協定書

(消防本部)

蒲郡市消防本部(以下「甲」という。)とサーラエナジー株式会社東三河支社(以下「乙」という。)は、蒲郡市内において乙が管理するガスの漏えいに起因する火災及び爆発事故等(以下「災害」という。)を未然に防止するとともに、災害を早期に鎮圧し、被害の軽減を図るため、次のとおり協定を締結する。

(緊急時対応に備えた連携・協力)

第1条 緊急時対応に備えた連携・協力のための実施事項は、次のとおりとする。

- (1) 乙は、災害の防止及び消防活動上重要な情報を甲に提供する。
- (2) 乙は、災害発生時における緊急出動体制及び応急活動体制を確立し、あらかじめ甲に通知する。
- (3) 甲及び乙は、それぞれの職員に対して災害の未然防止及び消防活動上必要な教育訓練を実施するとともに、必要に応じて合同の訓練を実施する。
- (4) 甲及び乙は、所要事項を協議するため臨機に、連絡会議を開催する。

(緊急時対応における連携・協力)

第2条 災害の拡大を防止するための実施事項は、次のとおりとする。

- (1) 甲及び乙は、災害が発生し、又は発生のおそれがある事態を覚知した時は、相互に速やかな連絡通報を行う。
- (2) 乙は、災害現場におけるガスの供給遮断措置を実施する。ただし、甲が乙に先行して災害現場へ到着し、かつ、大規模な災害の発生が予測される場合は、甲がガスの供給遮断措置を実施することができる。
- (3) 前号ただし書の規定に基づくガスの供給遮断措置は、乙が甲に供与した機材を用いて実施する。
- (4) 甲又は乙が、第2号の規定に基づいてガスの供給遮断措置を実施した時は、相互に速やかに連絡する。
- (5) 乙は、ガスの供給遮断措置後における供給再開を実施する。
- (6) 乙は、甲が設置する現場指揮本部等で待機し、緊密な連携を保つとともに、情報の提供及び技術的な協力を実施する。

(協議)

第3条 この業務協定書に定めのない事項及びこの協定の解釈に関し、疑義を生じた事項については、甲及び乙の両者が協議して定める。

附則

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、記名押印の上、それぞれ1通を保有するものとする。

令和3年7月20日

甲 愛知県蒲郡市水竹町下沖田25番地
蒲郡市消防本部
消防長 小田 竹利

乙 愛知県豊橋市神野新田町字テノ割1
サーラエナジー株式会社東三河支社
支社長 山田 佳弘

4-34 防災情報の共有に関する協定書

(農林水産課)

蒲郡市長（以下「甲」という。）と独立行政法人水資源機構豊川用水総合事業部長（以下「乙」という。）は、各自が保有する防災情報や乙が保有する豊川用水の管理情報（以下「情報」という。）を共有することに関して、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、甲及び乙が保有する情報を共有することにより、蒲郡市地域防災業務及び豊川用水の防災業務における体制の充実、強化に資することを目的とする。

(共有する情報)

第2条 甲が提供し、共有する情報については、次のとおりとする。

(1) 甲が行った巡視及び活動状況、被災状況等

(2) 甲が発令した避難勧告発令状況等

2 乙が提供し、共有する情報については、次のとおりとする。

(1) 豊川用水流域情報（インターネット）

(2) 以下に示す施設のカメラ映像（インターネット）

蒲郡調整池

(3) 豊川用水総合事業部が行った巡視及び活動状況、被災状況等

(共有する情報の取扱い)

第3条 共有する情報に係る一切の権利は、共有する以前において当該情報を保有する者（以下「権利者」という。）に帰属するものとする。

2 甲又は乙は、共有する情報を、甲及び乙以外の第三者（以下「第三者」という。）へ提供することが必要になった場合は、あらかじめその旨を権利者に通知し承諾を得るものとする。この場合、第三者へ提供する情報は、情報の趣旨が変わる加除修正を行わないものとする。

3 甲又は乙は、第三者への情報提供に際し、第三者に損害を与え又は第三者と争議が生じた場合は、第三者に情報提供したものが責任を持って解決するものとする。

(情報の提供方法等)

第4条 甲が提供する情報は、電話、ファクシミリ及び電子メールにより行うものとする。

2 乙が提供する情報は、電話、ファクシミリ、電子メール及びインターネットにより行うものとし、アドレス等については、別途通知するものとする。

なお、甲は、通知するアドレス等について、第三者に漏洩してはならない。

3 甲が情報の提供を受けるために必要な機器及びインターネットへの接続並びに維持管理に係る一切の費用は、全て甲が負担するものとする。

4 甲は、提供を受ける情報について、次の事項に係る場合は、その責任を乙に問わないものとする。

一 情報の精度及び機器等の故障や保守のために生じた情報の欠落、情報送信の停止

二 天災その他不可抗力に基づく機器の故障による情報送信の停止又は異常値の送信

三 インターネット接続業者の都合による接続やサービスの一時停止

(連絡窓口)

第5条 情報の確実な提供、円滑な連絡等を図るための連絡先を別途通知するものとする。

(その他)

第6条 この協定書に定めのない事項については、甲及び乙が協議して定めるものとする。

この協定締結の証として、本協定書二通を作成し、甲及び乙捺印の上、各々一通を保有する。

平成28年3月3日

甲 蒲郡市
蒲郡市長 稲葉 正吉

乙 独立行政法人水資源機構
豊川用水総合事業部長 伊藤 保裕

4-35 災害時の医療救護に関する協定書

(健康推進課)

蒲郡市(以下「甲」という。)と一般社団法人蒲郡市医師会(以下「乙」という。)とは、災害が発生した場合の医療救護に関して、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、災害救助法(昭和22年法律第118号)、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)及び蒲郡市地域防災計画に基づき、甲が乙の協力を得て行う医療救護(以下「救護」という。)の実施について、必要な事項を定めるものとする。

(医療救護班の派遣)

第2条 甲は、救護を実施する必要があると判断する場合は、乙に対し医療救護班の派遣を要請するものとし、乙は、甲からの要請を受けたときは、可及的速やかに医療救護班の立ち上げと派遣の準備をする。

2 乙は速やかに医療救護班を編成し甲が災害現場等に設置する救護所、その他医療救護を必要とする場所(以下「救護所等」という。)に派遣する。

3 乙が派遣した医療救護班は、救護所等において甲及び乙が確保した保健師・看護師等の職員及び協力者と協働で被災者の救護にあたる。

4 乙は、災害の事態が急迫し、通信手段の途絶等により甲と連絡が取れない場合において、救護を必要と認めるときは、自ら医療救護班を編成し、救護を必要とする場所に派遣し、救護を開始できるものとする。ただし、通信手段が回復後、乙は速やかに甲にその旨を報告する。

5 救護は、医療救護班によることを原則とするが、急迫した事情がある場合、医療機関に収容して救護を行う必要がある場合等においては、乙は、その会員の医療施設の利用について協力が得られるように取り計らうものとする。

(医療救護班の業務)

第3条 医療救護班の業務は、以下のとおりとする。

- (1) 診察(トリアージを含む。)
 - (2) 傷病者に対する処置
 - (3) 傷病者の医療機関への搬送の要否の判断及び搬送順位の決定
 - (4) 助産
 - (5) 死亡の確認及び死体の検案
 - (6) 死体の処置
 - (7) その他医療救護を実施する上で必要な事項
- (指揮命令及び連絡調整)

第4条 医療救護班に係る指揮命令及び連絡調整は、甲が指定する者が行う。ただし、第2条第4項により派遣された医療救護班については、甲に連絡がとれるまでの間、乙の指定する者が行う。

(医薬品等の供給)

第5条 医療救護班が使用する医薬品及び診療資材等は、救護所等においては、甲が調達する。ただし、緊急の場合は、当該医療救護班の携行するものを含め、乙が供給するものとする。

2 甲は、医薬品等供給、医療救護班の輸送、通信の確保等医療救護が円滑に実施できるよう必要な措置を講ずるものとする。

(医療費)

第6条 救護所等における第3条に掲げた業務は、原則として無償で行うものとする。

2 収容された医療機関における医療費は、原則として傷病者の負担とする。ただし、生命に関わるような急迫した事情があり、やむを得ない場合において、救護所等から医療機関に転送された傷病者に対して行う治療指示書による応急的な処置に係る医療費は、無償とする。

(記録・報告)

第7条 医療救護班の班長は、必要な記録を行うとともに、甲及び乙に報告するものとする。

(費用弁償)

第8条 甲の要請及び承認に基づき、医療救護班が救護を実施した場合に要する次に掲げる費用は、甲が負担するものとする。

- (1) 医師等の派遣に要する人件費及び諸経費は、災害救助法の規定に基づく実費弁償の程度を基準とする。
- (2) 乙が供給した医薬品等(医療救護班の携行品を含む。)を使用した場合の費用は、実費の額とする。
- (3) 救護所等及び搬送した医療機関において行った救護に伴い、当該救護所及び医療機関の施設又は設備を損傷した時は、その原状回復に要する費用の実費の額とする。
- (4) その他この協定の実施のために要した経費のうち、甲が必要と認めたもの。

(業務災害報告)

第9条 乙は、医療救護班の班員に業務災害が発生したときは、甲に報告するものとする。

(損害補償)

第10条 甲の要請により乙が派遣した医療救護班の活動における業務災害に対しては、災害救助法の規定に基づき支給される扶助金の例により扶助金を支給する。同法が適用されないときは、蒲郡市消防団員等公務災害補償条例(昭和41年蒲郡市条例第26号)の規定に基づき補償するものとする。

(費用等の請求)

第11条 乙は、第8条の費用弁償及び第10条の損害補償(以下「費用等」という。)を請求するときは、甲の定めるところにより行うこととする。

(支払い)

第12条 甲は、前条の規定により費用等の請求があったときは、その内容が適正であると認めたときは、その費用等を速やかに乙に支払うものとする。

(医療紛争の措置)

第13条 医療救護班が救護により患者との間に医療紛争が生じたときは、乙は、直ちに甲に連絡するものとする。

2 甲は、前項の連絡を受けたときは速やかに調査し、乙と協議の上誠意を持って解決のため適切な措置を講ずるものとする。

(情報の交換等)

第14条 甲及び乙は、この協定が円滑に運用されるよう必要な情報の交換を行うとともに、相互の連携を図るための訓練を実施するよう努めるものとする。

(協議)

第15条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じた場合には、法令等の定めるところによるほか、その都度甲・乙が協議して定める。

(実施細目)

第16条 救護の実施に関し必要な細目は、別に定めるものとする。

(協定期間)

第17条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成28年3月31日までとする。ただし、この協定の有効期間満了の1月前までに甲、乙いずれかから何ら意思表示がないときは、期間満了の日の翌日からさらに1年間、引き続きその効力を有するものとし、以後も同様とする。

この協定の締結の証として、本通2通を作成し、甲、乙双方記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成27年3月23日

甲 蒲郡市旭町17番1号
蒲郡市蒲郡市長 稲葉 正吉

乙 蒲郡市浜町4番地
一般社団法人 蒲郡市医師会
会 長 福原 直樹

災害時の医療救護に関する実施細目

- 1 医療救護班の編成は、災害の程度に応じ、医師、看護師、その他必要とするスタッフによるものとする。この場合、医師を班長とする。
- 2 協定書第2条の規定による派遣要請を行う場合は、乙の体制に基づき、救護班派遣要請書（様式1）により文書で行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭又は電話など可能な伝達手段により行う。
- 3 甲は、医療救護班の派遣要請に際し、次の事項を乙へ伝達する。ただし、この場合において口頭による要請を行った場合は、その後速やかにその内容を文書により通知する。
 - （1）災害発生の日時及び場所
 - （2）災害の原因及び状況
 - （3）派遣を要する救護所等の場所
 - （4）派遣を要する医療救護班の数
 - （5）派遣の期間
 - （6）派遣の方法又は手段
 - （7）その他派遣に関し必要な事項
- 4 医療救護班は、甲が設置または承認する救護所等において業務を行うことを原則とする。
- 5 救護所には、必要に応じて乙の会員の医療施設の利用について協力が得られるように取り計らうものとする。
- 6 医療救護班の班長は、救護所等では処置できない傷病や生命に関わるような切迫した事情により、患者を医療機関に収容し医療又は助産を行う必要があると認めたときは、協定書第6条に基づき当該患者に治療指示書（様式2）を交付する。
- 7 医療救護班の班長は、協定書第7条に基づき医療救護班診療記録（様式3）及び医療救護班の医薬品、診療資器材使用簿（様式4）を整備するとともに、その活動状況を医療救護班日報（様式5）に記載し、蒲郡市医師会災害対策本部長を経て、甲に報告するものとする。
- 8 医療救護班員に業務災害が発生した場合は、協定書第9条に基づき、乙は業務災害報告書（様式6）により甲に報告する。
- 9 協定書第8条に規定する費用弁償等については、乙が医療救護班ごとに取りまとめ、費用弁償請求書（様式7）により甲に請求する。
- 10 医療救護班が発行した治療指示書による医療費については、当該医療機関が医療費請求書（様式8）により甲に請求するものとする。
- 11 協定書第10条に規定する損害補償において、災害救助法に基づく扶助金については、扶助金支給申請書（様式9-1）により、蒲郡市消防団員等公務災害補償条例に基づく補償については災害認定申請書（様式9-2）により、乙が支給を受けようとする者を取りまとめ、甲に請求するものとする。
- 12 甲は、実施細目9から11までにより請求を受けた場合、適当と認めたときは速やかに支払うものとする。

4-36 災害時の歯科医療救護に関する協定書

(健康推進課)

蒲郡市(以下「甲」という。)と蒲郡市歯科医師会 会長 鈴木祥夫(以下「乙」という。)とは、災害が発生した場合の歯科医療救護に関して、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、災害救助法(昭和22年法律第118号)、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)及び蒲郡市地域防災計画に基づき、甲が乙の協力を得て行う歯科医療救護(以下「救護」という。)の実施について、必要な事項を定めるものとする。

(歯科医療救護班の派遣)

第2条 甲は、救護を実施する必要があると判断する場合は、乙に対し歯科医療救護班の派遣を要請するものとし、乙は、甲からの要請を受けたときは、速やかに歯科医療救護班を甲が災害現場等に設置する救護所、その他医療救護を必要とする場所(以下「救護所等」という。)に派遣する。

2 乙が派遣した歯科医療救護班は、救護所等において甲が確保した保健師等の職員及び医療救護班等と協働で被災者の救護にあたる。

3 乙は、災害の事態が急迫し、通信手段の途絶等により甲と連絡が取れない場合において、救護を必要と認めるときは、自ら歯科医療救護班を編成し、救護を必要とする場所に派遣し、救護を開始できるものとする。ただし、通信手段が回復後、乙は速やかに甲にその旨を報告する。

4 救護は、歯科医療救護班によることを原則とするが、急迫した事情がある場合、医療機関に収容して救護を行う必要がある場合等においては、乙は、その会員の医療施設の利用について協力が得られるように取り計らうものとする。

(歯科医療救護班の業務)

第3条 歯科医療救護班の業務は、以下のとおりとする。

- (1) 歯科治療を要する傷病者への診察及び処置
 - (2) トリアージの協力
 - (3) 歯科治療を要する傷病者の医療機関への搬送の要否の判断及び搬送順位の決定
 - (4) 死体の身元確認
 - (5) 歯科相談
 - (6) その他歯科医療救護を実施する上で必要な事項
- (指揮命令及び連絡調整)

第4条 歯科医療救護班に係る指揮命令及び連絡調整は、甲の指定する者が行う。ただし、第2条第4項により派遣された歯科医療救護班については、甲に連絡がとれるまでの間、乙の指定する者が行う。

(医薬品等の供給)

第5条 歯科医療救護班が使用する医薬品及び診療資材等は、救護所等においては、甲が調達する。ただし、緊急の場合は、当該歯科医療救護班の携行するものを含め、乙が供給するものとする。

2 甲は、医薬品等供給、歯科医療救護班の輸送、通信の確保等歯科医療救護が円滑に実施できるよう必要な処置を講ずるものとする。

(医療費)

第6条 救護所等における第3条に掲げた業務は、原則として無償で行うものとする。

2 収容された医療機関における医療費は、原則として傷病者の負担とする。ただし、生命に関わるような急迫した事情があり、やむを得ない場合において、救護所等から医療機関に転送された傷病者に対して行う治療指示書による応急的な処置に係る医療費は、無償とする。

(記録・報告)

第7条 歯科医療救護班の班長は、必要な記録を行うとともに、甲及び乙に報告するものとする。

(費用弁償)

第8条 甲の要請及び承認に基づき、歯科医療救護班が救護を実施した場合に要する次に掲げる費用は、甲が負担するものとする。

- (1) 歯科医師等の派遣に要する人件費及び諸経費は、災害救助法の規定に基づく実費弁償の程度を基準とする。
 - (2) 乙が供給した医薬品等（歯科医療救護班の携行品を含む。）を使用した場合の費用は、実費の額とする。
 - (3) 救護所及び搬送した医療機関において行った救護に伴い、当該救護所及び医療機関の施設又は設備を損傷した時は、その原状回復に要する費用の実費の額とする。
 - (4) その他この協定の実施のために要した経費のうち、甲が必要と認めたもの。
- （業務災害報告）

第9条 乙は、歯科医療救護班の班員に業務災害が発生したときは、甲に報告するものとする。
（損害補償）

第10条 甲の要請により乙が派遣した歯科医療救護班活動における業務災害に対しては、災害救助法の規定に基づき支給される扶助金の例により扶助金を支給する。同法が適用されないときは、蒲郡市消防団員等公務災害補償条例（昭和41年蒲郡市条例第26号）の規定に基づき補償するものとする。
（費用等の請求）

第11条 乙は、第8条の費用弁償及び第10条の損害補償（以下「費用等」という。）を請求するときは、甲の定めるところにより行うこととする。
（支払い）

第12条 甲は、前条の規定により費用等の請求があったときは、その内容が適正であると認めたときは、その費用等を速やかに乙に支払うものとする。
（医療紛争の措置）

第13条 歯科医療救護班が救護により患者との間に医療紛争が生じたときは、乙は、直ちに甲に連絡するものとする。

2 甲は、前項の連絡を受けたときは速やかに調査し、乙と協議の上誠意を持って解決のため適切な措置を講ずるものとする。
（情報の交換等）

第14条 甲及び乙は、この協定が円滑に運用されるよう必要な情報の交換を行うとともに、相互の連携を図るための訓練を実施するよう努めるものとする。
（協議）

第15条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じた場合には、法令等の定めるところによるほか、その都度甲・乙が協議して定める。

（実施細目）

第16条 救護の実施に関し必要な細目は、別に定めるものとする。
（協定期間）

第17条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成28年3月31日までとする。ただし、この協定の有効期間満了の1月前までに甲、乙いずれかから何ら意思表示がないときは、期間満了の日の翌日からさらに1年間、引き続きその効力を有するものとし、以後も同様とする。

この協定の締結の証として、本通2通を作成し、甲、乙双方記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成27年3月23日

甲 蒲郡市旭町17番1号
蒲郡市
蒲郡市長 稲葉 正吉

乙 蒲郡市浜町4番地
蒲郡市歯科医師会
会 長 鈴木 祥夫

災害時の歯科医療救護に関する実施細目

- 1 歯科医療救護班の編成は、災害の程度に応じ、歯科医師、その他必要とするスタッフによるものとする。この場合、歯科医師を班長とする。
- 2 協定書第2条の規定による派遣要請を行う場合は、乙の体制に基づき、救護班派遣要請書（様式1）により文書で行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭又は電話など可能な伝達手段により行う。
- 3 甲は、歯科医療救護班の派遣要請に際し、次の事項を乙へ伝達する。ただし、この場合において口頭による要請を行った場合は、その後速やかにその内容を文書により通知する。
 - （1）災害発生の日時及び場所
 - （2）災害の原因及び状況
 - （3）派遣を要する救護所等の場所
 - （4）派遣を要する歯科医療救護班の数
 - （5）派遣の期間
 - （6）派遣の方法又は手段
 - （7）その他派遣に関し必要な事項
- 4 歯科医療救護班は、甲が設置または承認する救護所等において業務を行うことを原則とする。
- 5 歯科医療救護班の班長は、救護所等では処置できない傷病や生命に関わるような切迫した事情により、患者を医療機関に収容し歯科医療を行う必要があると認めたときは、協定書第6条に基づき当該患者に治療指示書（様式2）を交付する。
- 6 歯科医療救護班の班長は、協定書第7条に基づき歯科医療救護班診療記録（様式3）及び医薬品、診療資器材使用簿（様式4）を整備するとともに、その活動状況を歯科医療救護班日報（様式5）に記載し、乙を経て、甲に報告するものとする。
- 7 歯科医療救護班員に業務災害が発生した場合は、協定書第9条に基づき、乙は業務災害報告書（様式6）により甲に報告するものとする。
- 8 協定書第8条に規定する費用弁償等については、乙が歯科医療救護班ごとに取りまとめ、費用弁償等請求書（様式7）により甲に請求する。
- 9 歯科医療救護班が発行した治療指示書による歯科医療費については、当該医療機関が歯科医療費請求書（様式8）により甲に請求するものとする。
- 10 協定書第10条に規定する損害補償において、災害救助法に基づく扶助金については、扶助金支給申請書（様式9-1）により、蒲郡市消防団員等公務災害補償条例に基づく補償については災害認定申請書（様式9-2）により、乙が支給を受けようとする者を取りまとめ、甲に請求するものとする。
- 11 甲は、実施細目8から10までにより請求を受けた場合、適当と認めたときは、速やかに支払うものとする。

4-37 災害時の医療救護活動に関する協定書

(健康推進課)

蒲郡市(以下「甲」という。)と蒲郡市薬剤師会 会長 尾崎佳雅(以下「乙」という。)とは、災害が発生した場合の医療救護活動に関して、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、災害救助法(昭和22年法律第118号)、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)及び蒲郡市地域防災計画に基づき、甲が乙の協力を得て行う医療救護活動(以下「活動」という。)について、必要な事項を定めるものとする。

(薬剤師班の派遣)

第2条 甲は、活動を実施するため、乙に対し薬剤師で構成する班(以下「薬剤師班」という。)の派遣を要請するものとする。

2 乙は前項により甲からの要請を受けたときは、速やかに薬剤師班を編成し甲が指定する救護所、医薬品等を必要とする場所、その他医療救護を必要とする場所(以下「救護所等」という。)に派遣する。

(薬剤師班の業務)

第3条 薬剤師班の業務は、以下のとおりとする。

- (1) 医薬品等の供給への協力
 - (2) 服薬指導及び医薬品等に関する相談業務への協力
 - (3) 医薬品等の保管・管理への協力
 - (4) その他必要な事項
- (指揮命令及び連絡調整)

第4条 乙が派遣する薬剤師班の活動に係る指揮命令及び連絡調整は、甲が指定する者が行う。

(医薬品等の供給)

第5条 活動に必要な医薬品等は、原則として甲が調達する。ただし、緊急時等必要に応じ乙が保管、管理し、供給する医薬品等について、甲の要請により使用することができる。

2 甲は、医薬品の供給にあたり、乙に対して医薬品等の在庫品目、数量について資料の提出を要請することができるものとする。

3 甲は、医薬品等供給、薬剤師班の輸送、通信の確保等活動が円滑に実施できるよう必要な措置を講ずるものとする。

(調剤費)

第6条 救護所等における調剤費は無料とする。

(記録・報告)

第7条 薬剤師班の班長は、活動に係る必要な記録を行うとともに、甲及び乙に報告する。

(費用弁償)

第8条 甲の要請により、薬剤師班が活動を実施した場合に要する次に掲げる費用は、甲が負担する。

- (1) 薬剤師班の派遣に要する人件費及び諸経費は、災害救助法の規定に基づく実費弁償の程度を基準とする。
- (2) 乙が供給した医薬品等(薬剤師班の携行品を含む。)を使用した場合の費用は、実費の額とする。
- (3) その他この協定の実施のために要した経費のうち、甲が必要と認めたもの。

(業務災害報告)

第9条 乙は、薬剤師班の班員に業務災害が発生したときは、甲に報告する。

(損害補償)

第10条 甲の要請により乙が派遣した薬剤師班の活動における業務災害に対しては、災害救助法の規定に基づき支給される扶助金の例により扶助金を支給する。同法が適用されないときは、蒲郡市消防団員等公務災害補償条例(昭和41年蒲郡市条例第26号)の規定に基づき補償するものとする。

(費用等の請求)

第11条 乙は、第8条の費用弁償及び第10条の損害補償(以下「費用等」という。)を請求するときは、甲の定めるところにより行うこととする。

(支払い)

第12条 甲は、前条の規定により費用等の請求があったときは、その内容が適正であると認めたとき、その費用等を速やかに乙に支払うものとする。

(医療紛争の措置)

第13条 薬剤師班が活動により患者との間に医療紛争が生じたときは、乙は、直ちに甲に連絡するものとする。

2 甲は、前項の連絡を受けたときは速やかに調査し、乙と協議の上誠意を持って解決のため適切な措置を講ずるものとする。

(情報交換等)

第14条 甲及び乙は、この協定が円滑に運用されるよう必要な情報の交換を行うとともに、相互の連携を図るための訓練を実施するよう努めるものとする。

(協議)

第15条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じた場合には、法令等の定めるところによるほか、その都度甲・乙が協議して定める。

(実施細目)

第16条 活動の実施に関し必要な細目は、別に定めるものとする。

(有効期間)

第17条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成28年3月31日までとする。ただし、この協定の有効期間満了の1月前までに甲、乙いずれかから何ら意思表示がないときは、期間満了の日の翌日からさらに1年間、引き続きその効力を有するものとし、以後も同様とする。

この協定の締結の証として、本書2通を作成し、甲、乙双方記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成27年3月23日

甲 蒲郡市旭町17番1号
蒲郡市
蒲郡市長 稲葉 正吉

乙 蒲郡市八百富町12番17号
蒲郡市薬剤師会
会 長 尾崎 佳雅

災害時の医療救護に関する実施細目

- 1 乙は、甲の派遣要請に迅速に対応できるよう、必要な体制を整備する。
- 2 協定書第2条の規定による派遣要請を行う場合は、乙の体制に基づき、救護班派遣要請書（様式1）により文書で行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭又は電話など可能な伝達手段により行う。
- 3 甲は、派遣要請に際し、次の事項を乙へ伝達する。ただし、この場合において口頭による要請を行った場合は、その後速やかにその内容を文書により通知する。
 - （1）災害発生の日時及び場所
 - （2）災害の原因及び状況
 - （3）派遣を要する救護所等の場所
 - （4）派遣を要する薬剤師班の数並びに医薬品等の品名及び数量
 - （5）派遣の期間
 - （6）派遣の方法又は手段
 - （7）その他派遣に関し必要な事項
- 4 薬剤師班は、甲が設置または承認する救護所等において業務を行うことを原則とする。
- 5 薬剤師班の班長は、協定書第7条に基づき薬剤師班活動報告書（様式2）及び協定書第5条に基づき、薬剤師班医薬品等使用簿（様式3）を記載し、乙を経て、甲に報告するものとする。
- 6 薬剤師班員に業務災害が発生した場合は、協定書第9条に基づき、乙は業務災害報告書（様式4）により甲に報告する。
- 7 協定書第8条に規定する費用弁償等については、乙が薬剤師班ごとに取りまとめ、費用弁償請求書（様式5）により甲に請求する。
- 8 協定書第10条に規定する損害補償において、災害救助法に基づく扶助金については、扶助金支給申請書（様式6-1）により、蒲郡市消防団員等公務災害補償条例に基づく補償については災害認定申請書（様式6-2）により、乙が支給を受けようとする者を取りまとめ、甲に請求するものとする。
- 9 甲は、実施細目7から8までにより請求を受けた場合、適当と認めたときは、速やかに支払うものとする。

4-38 災害時における人工透析患者への支援に関する協定書

(健康推進課)

蒲郡市（以下「甲」という。）と一般社団法人蒲郡市医師会（以下「乙」という。）は、蒲郡市内において地震その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）における人工透析治療患者（以下「要援護者」という。）への支援に関し、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 この協定は、災害時に要援護者が受ける人工透析治療を継続するために、甲及び乙が行う支援について必要な事項を定める。

(連携及び協議)

第2条 要援護者に対し連携して支援を図るため、甲と乙、及び第6条に掲げる医療機関の関係者において、支援内容を協議する蒲郡透析あんしんネットワーク（以下「ネットワーク」という。）を組織する。

2 ネットワークにおいて協議する内容は、次のとおりとする。

- (1) 透析に要する水（以下「透析用水」という。）の確保及び輸送に関する事項
- (2) 災害時における要援護者の人工透析治療継続に係る対応方法
- (3) 災害時における関係機関の役割
- (4) その他災害時等の人工透析治療継続のための支援に必要な事項

3 ネットワークの組織については別に定める。

(支援の内容)

第3条 甲及び乙が、災害時において要援護者等に対し実施する支援の内容は、それぞれ次のとおりとする。

(1) 甲が実施する支援の内容

- ア 災害時における乙が必要とする透析用水の確保
- イ 透析用水を給水するための物品の確保
- ウ 透析用水の運搬及び提供

(2) 乙が実施する支援の内容

- ア 災害時における人工透析治療継続のための体制整備
- イ 甲からの透析用水の提供時の協力体制整備
- ウ 透析用水の提供にあたり必要とされる、医療機関及び要援護者に関する情報の管理

(防災訓練への参加)

第4条 甲は、乙に対し、その主催する防災訓練への参加を要請することができるものとする。

2 乙は、前項の要請を受けたときは、積極的に参加するものとする。

(要請)

第5条 乙は、災害時において透析用水の確保が必要であると認めたときは、甲に対し、透析用水の供給を要請するものとする。

2 要請を行うときは、次条各号に掲げる医療機関から甲にメール又は電話により連絡するものとする。

(供給)

第6条 甲は、前条の規定により乙から要請を受けたときは、要請事項に対して可能な範囲で速やかに措置を執るとともに、その措置事項を乙に連絡し、次に掲げる医療機関に透析用水を供給するものとする。

- (1) 医療法人松風会蒲郡クリニック（蒲郡市三谷町須田10番地2）
- (2) 医療法人豊誠会とおかクリニック（蒲郡市豊岡町梶田13番地1）

(透析用水の運搬)

第7条 甲が乙に供給する透析用水は、前条各号に掲げる医療機関に甲が運搬することを原則とする。ただし、甲は、乙に対し、運搬のために必要な人員の確保について協力を依頼できるものとする。

(費用負担)

第8条 透析用水の代金及び運搬等に係る費用は、甲が負担するものとする。ただし、甲は、乙に対し、透析用水の運搬のために物品の借用を依頼できるものとする。

(報告)

第9条 乙は、甲に対し、毎年度4月末日までに、第6条各号に掲げる医療機関に係る要援護者の人数及び必要な透析用水の容量について報告するものとする。

2 甲は、災害時において透析用水の提供をしたときは、乙に対し、要援護者の人数、透析用水の容量その他必要な事項についての実績報告を求めることができるものとする。

3 甲及び乙は、この協定に基づく支援の内容に重大な変更が生じたときは、速やかに相手方に報告するものとする。

(協議事項)

第10条 この協定に定めのない事項又はこの協定に定める事項に疑義が生じた場合は、甲及び乙が協議の上、定めるものとする。

(有効期間)

第11条 この協定は、この協定の締結の日からその効力を生ずるものとし、甲及び乙のいずれからも書面による申出がない場合は、その後も継続するものとする。

この協定の締結を証するため本書2通を作成し、甲及び乙がそれぞれの記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和2年11月20日

甲 蒲郡市旭町17番1号
蒲郡市
蒲郡市長 鈴木 寿明

乙 蒲郡市浜町4番地2
一般社団法人蒲郡市医師会
会長 近藤 耕次

4-39 災害時における在宅酸素療養者等への支援に関する協定書

(1) チェスト株式会社

(長寿課)

蒲郡市（以下「甲」という。）一般社団法人蒲郡市医師会（以下「乙」という。）及びチェスト株式会社（以下「丙」という。）は、蒲郡市内において地震その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）における在宅酸素及び人工呼吸器療養者等（以下「要援護者等」という。）への支援に関し、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 この協定は、災害時に、甲、乙及び丙が相互に連携して要援護者等を支援するため、必要な事項を定める。

(加入)

第2条 甲、乙及び丙は、要援護者等への支援等について検討するため、蒲郡電源あんしんネットワーク（以下「ネットワーク」という。）へ加入する。

(要援護者等の情報)

第3条 甲、乙及び丙は、要援護者等を把握した場合、ネットワークの要援護者名簿への登録を促すものとする。

2 甲は、前項により収集した要援護者等の情報を適切に管理するものとする。

3 甲は、本協定に基づく要援護者等への支援を行うために必要な範囲で、甲が保有・取得した個人情報を乙及び丙に提供する。この場合、甲は、乙及び丙の情報取得が個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）の規定に則った適正な取得であることを保証する。

(協力)

第4条 乙は、要援護者等への支援が円滑に遂行されるように医学的見地から甲及び丙に協力するものとする。

(防災訓練への参加)

第5条 甲は、乙及び丙に対してその主催する防災訓練への参加を要請することができるものとする。

2 乙及び丙は、前項の要請を受けたときは、積極的に参加するものとする。

(蒲郡市の要請)

第6条 甲は、災害時における医療用酸素等（以下「酸素等」という。）の確保を図るため、必要があると認めたときは、要援護者が避難する場所（以下「避難所」という。）を設置するとともに、丙に対し、丙が保有する酸素等の供給を要請するものとする。

(要請事項に対する措置)

第7条 丙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、要請事項に対して可能な範囲で速やかに措置を執るとともに、その措置事項を甲に連絡するものとする。

(酸素等の範囲)

第8条 丙が甲に供給する酸素等の範囲は次に掲げるものとし、丙において措置可能な品目及び数量とする。

- (1) 酸素ボンベ
- (2) 液体酸素
- (3) 酸素濃縮装置などの医療機器
- (4) 衛生材料
- (5) 医療器具
- (6) その他甲が指定する物

(供給要請の方法)

第9条 甲は、丙に対し、第6条の規定による要請を行うときは、酸素等供給要請書（第1号様式）を提出することにより行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭で要請し、その後速やかに酸素等供給要請書を提出するものとする。

(酸素等の運搬)

第10条 丙が甲に供給する酸素等は、甲が設置する避難所に丙が運搬することを原則とする。

2 甲は、酸素等の運搬場所へ甲の指定する者を派遣し、要請に係る酸素等を確認した上で当該酸素等を受け取り、丙が指定する書式による受領書を丙に提出するものとする。

(費用負担)

第11条 丙が供給した酸素等の代金及び運搬等に係る費用は甲丙協議の上、必要に応じて決定した金額を甲が負担するものとし、甲は適法な請求書及び措置事項に係る費用の内訳書等を受領後、速やかにその支払いを行うものとする。

(酸素等の価格)

第12条 前条の規定により甲が負担する酸素等の価格は、災害発生直前における適正な価格とする。

(酸素等の紛失又は損壊)

第13条 甲は、第7条の規定により供給された酸素等を、丙の責によらない事由により紛失し、又は損壊等した場合は、当該酸素等の購入、又は修理等の必要な措置を講ずるものとする。

(情報交換)

第14条 甲、乙及び丙は、災害時における酸素等の確保が円滑に実施できるよう、連絡先等必要な情報を定期的に相互に交換するとともに、重要な変更が生じたときは、その都度連絡するものとする。

(協議事項)

第15条 この協定に定めのない事項又はこの協定に定める事項に疑義が生じた場合は、甲、乙及び丙が協議の上、定めるものとする。

(有効期間)

第16条 この協定は、本協定締結の日からその効力を生ずるものとし、甲、乙及び丙のいずれからも書面による申出がない場合は継続するものとする。

附 則

この協定は、令和2年11月20日から施行する。

この協定の締結を証するため本書3通を作成し、甲、乙及び丙がそれぞれの記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和2年11月20日

甲 愛知県蒲郡市旭町17番1号
蒲郡市
蒲郡市長 鈴木 寿明

乙 愛知県蒲郡市浜町4番地2
一般社団法人蒲郡市医師会
会 長 近藤 耕次

丙 東京都文京区本郷3-25-11
チェスト株式会社
代表取締役 保木 英明

(2) フクダライフテック中部株式会社

(長寿課)

蒲郡市（以下「甲」という。）一般社団法人蒲郡市医師会（以下「乙」という。）及びフクダライフテック中部株式会社（以下「丙」という。）は、蒲郡市内において地震その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）における在宅酸素及び人工呼吸器療養者等（以下「要援護者等」という。）への支援に関し、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 この協定は、災害時に、甲、乙及び丙が相互に連携して要援護者等を支援するため、必要な事項を定める。

(加入)

第2条 甲、乙及び丙は、要援護者等への支援等について検討するため、蒲郡電源あんしんネットワーク（以下「ネットワーク」という。）へ加入する。

(要援護者等の情報)

第3条 甲、乙及び丙は、要援護者等を把握した場合、ネットワークの要援護者名簿への登録を促すものとする。

2 甲は、前項により収集した要援護者等の情報を適切に管理するものとする。

3 甲は、本協定に基づく要援護者等への支援を行うために必要な範囲で、甲が保有・取得した個人情報等を乙及び丙に提供する。この場合、甲は、乙及び丙の情報取得が個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）の規定に則った適正な取得であることを保証する。

(協力)

第4条 乙は、要援護者等への支援が円滑に遂行されるように医学的見地から甲及び丙に協力するものとする。

(防災訓練への参加)

第5条 甲は、乙及び丙に対してその主催する防災訓練への参加を要請することができるものとする。

2 乙及び丙は、前項の要請を受けたときは、積極的に参加するものとする。

(蒲郡市の要請)

第6条 甲は、災害時における医療用酸素等（以下「酸素等」という。）の確保を図るため、必要があると認めたときは、要援護者が避難する場所（以下「避難所」という。）を設置するとともに、丙に対し、丙が保有する酸素等の供給を要請するものとする。

(要請事項に対する措置)

第7条 丙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、要請事項に対して可能な範囲で速やかに措置を執るとともに、その措置事項を甲に連絡するものとする。

(酸素等の範囲)

第8条 丙が甲に供給する酸素等の範囲は次に掲げるものとし、丙において措置可能な品目及び数量とする。

- (1) 酸素ボンベ
- (2) 液体酸素
- (3) 酸素濃縮装置などの医療機器
- (4) 衛生材料
- (5) 医療器具
- (6) その他甲が指定する物

(供給要請の方法)

第9条 甲は、丙に対し、第6条の規定による要請を行うときは、酸素等供給要請書（第1号様式）を提出することにより行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭で要請し、その後速やかに酸素等供給要請書を提出するものとする。

(酸素等の運搬)

第10条 丙が甲に供給する酸素等は、甲が設置する避難所に丙が運搬することを原則とする。

2 甲は、酸素等の運搬場所へ甲の指定する者を派遣し、要請に係る酸素等を確認した上で当該酸素等を受け取り、丙が指定する書式による受領書を丙に提出するものとする。

(費用負担)

第11条 丙が供給した酸素等の代金及び運搬等に係る費用は甲丙協議の上、必要に応じて決定した金額を甲が負担するものとし、甲は適法な請求書及び措置事項に係る費用の内訳書等を受領後、速やかにその支払いを行うものとする。

(酸素等の価格)

第12条 前条の規定により甲が負担する酸素等の価格は、災害発生直前における適正な価格とする。

(酸素等の紛失又は損壊)

第13条 甲は、第7条の規定により供給された酸素等を、丙の責によらない事由により紛失し、又は損壊等した場合は、当該酸素等の購入、又は修理等の必要な措置を講ずるものとする。

(情報交換)

第14条 甲、乙及び丙は、災害時における酸素等の確保が円滑に実施できるよう、連絡先等必要な情報を定期的に相互に交換するとともに、重要な変更が生じたときは、その都度連絡するものとする。

(協議事項)

第15条 この協定に定めのない事項又はこの協定に定める事項に疑義が生じた場合は、甲、乙及び丙が協議の上、定めるものとする。

(有効期間)

第16条 この協定は、本協定締結の日からその効力を生ずるものとし、甲、乙及び丙のいずれからも書面による申出がない場合は継続するものとする。

附 則

この協定は、令和2年11月20日から施行する。

この協定の締結を証するため本書3通を作成し、甲、乙及び丙がそれぞれの記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和2年11月20日

甲 愛知県蒲郡市旭町17番1号
蒲郡市
蒲郡市長 鈴木 寿明

乙 愛知県蒲郡市浜町4番地2
一般社団法人蒲郡市医師会
会 長 近藤 耕次

丙 愛知県名古屋市中区市場木町390
ミュキビジネスパーク三号館
フクダライフテック中部株式会社
代表取締役 大 本 真 嗣

(3) 株式会社ナンブ

(長寿課)

蒲郡市（以下「甲」という。）一般社団法人蒲郡市医師会（以下「乙」という。）及び株式会社ナンブ（以下「丙」という。）は、蒲郡市内において地震その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）における在宅酸素及び人工呼吸器療養者等（以下「要援護者等」という。）への支援に関し、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 この協定は、災害時に、甲、乙及び丙が相互に連携して要援護者等を支援するため、必要な事項を定める。

(加入)

第2条 甲、乙及び丙は、要援護者等への支援等について検討するため、蒲郡電源あんしんネットワーク（以下「ネットワーク」という。）へ加入する。

(要援護者等の情報)

第3条 甲、乙及び丙は、要援護者等を把握した場合、ネットワークの要援護者名簿への登録を促すものとする。

2 甲は、前項により収集した要援護者等の情報を適切に管理するものとする。

3 甲は、本協定に基づく要援護者等への支援を行うために必要な範囲で、甲が保有・取得した個人情報等を乙及び丙に提供する。この場合、甲は、乙及び丙の情報取得が個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）の規定に則った適正な取得であることを保証する。

(協力)

第4条 乙は、要援護者等への支援が円滑に遂行されるように医学的見地から甲及び丙に協力するものとする。

(防災訓練への参加)

第5条 甲は、乙及び丙に対してその主催する防災訓練への参加を要請することができるものとする。

2 乙及び丙は、前項の要請を受けたときは、積極的に参加するものとする。

(蒲郡市の要請)

第6条 甲は、災害時における医療用酸素等（以下「酸素等」という。）の確保を図るため、必要があると認めたときは、要援護者が避難する場所（以下「避難所」という。）を設置するとともに、丙に対し、丙が保有する酸素等の供給を要請するものとする。

(要請事項に対する措置)

第7条 丙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、要請事項に対して可能な範囲で速やかに措置を執るとともに、その措置事項を甲に連絡するものとする。

(酸素等の範囲)

第8条 丙が甲に供給する酸素等の範囲は次に掲げるものとし、丙において措置可能な品目及び数量とする。

- (1) 酸素ボンベ
- (2) 液体酸素
- (3) 酸素濃縮装置などの医療機器
- (4) 衛生材料
- (5) 医療器具
- (6) その他甲が指定する物

(供給要請の方法)

第9条 甲は、丙に対し、第6条の規定による要請を行うときは、酸素等供給要請書（第1号様式）を提出することにより行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭で要請し、その後速やかに酸素等供給要請書を提出するものとする。

(酸素等の運搬)

第10条 丙が甲に供給する酸素等は、甲が設置する避難所に丙が運搬することを原則とする。

2 甲は、酸素等の運搬場所へ甲の指定する者を派遣し、要請に係る酸素等を確認した上で当該酸素等を受け取り、丙が指定する書式による受領書を丙に提出するものとする。

(費用負担)

第11条 丙が供給した酸素等の代金及び運搬等に係る費用は甲丙協議の上、必要に応じて決定した金額を甲が負担するものとし、甲は適法な請求書及び措置事項に係る費用の内訳書等を受領後、速やかにその支払いを行うものとする。

(酸素等の価格)

第12条 前条の規定により甲が負担する酸素等の価格は、災害発生直前における適正な価格とする。

(酸素等の紛失又は損壊)

第13条 甲は、第7条の規定により供給された酸素等を、丙の責によらない事由により紛失し、又は損壊等した場合は、当該酸素等の購入、又は修理等の必要な措置を講ずるものとする。

(情報交換)

第14条 甲、乙及び丙は、災害時における酸素等の確保が円滑に実施できるよう、連絡先等必要な情報を定期的に相互に交換するとともに、重要な変更が生じたときは、その都度連絡するものとする。

(協議事項)

第15条 この協定に定めのない事項又はこの協定に定める事項に疑義が生じた場合は、甲、乙及び丙が協議の上、定めるものとする。

(有効期間)

第16条 この協定は、本協定締結の日からその効力を生ずるものとし、甲、乙及び丙のいずれからも書面による申出がない場合は継続するものとする。

附 則

この協定は、令和2年11月20日から施行する。

この協定の締結を証するため本書3通を作成し、甲、乙及び丙がそれぞれの記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和2年11月20日

甲 愛知県蒲郡市旭町17番1号
蒲郡市
蒲郡市長 鈴木 寿明

乙 愛知県蒲郡市浜町4番地2
一般社団法人蒲郡市医師会
会 長 近藤 耕次

丙 愛知県岡崎市戸崎町字牛転10番地91
株式会社ナンプ
代表取締役社長 南部 淳

(4) 株式会社フィリップス・ジャパン

(長寿課)

蒲郡市（以下「甲」という。）一般社団法人蒲郡市医師会（以下「乙」という。）及び株式会社フィリップス・ジャパン（以下「丙」という。）は、蒲郡市内において地震その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）における在宅酸素及び人工呼吸器療養者等（以下「要援護者等」という。）への支援に関し、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 この協定は、災害時に、甲、乙及び丙が相互に連携して要援護者等を支援するため、必要な事項を定める。

(加入)

第2条 甲、乙及び丙は、要援護者等への支援等について検討するため、蒲郡電源あんしんネットワーク（以下「ネットワーク」という。）へ加入する。

(要援護者等の情報)

第3条 甲、乙及び丙は、要援護者等を把握した場合、ネットワークの要援護者名簿への登録を促すものとする。

2 甲は、前項により収集した要援護者等の情報を適切に管理するものとする。

3 甲は、本協定に基づく要援護者等への支援を行うために必要な範囲で、甲が保有・取得した個人情報等を乙及び丙に提供する。この場合、甲は、乙及び丙の情報取得が個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）の規定に則った適正な取得であることを保証する。

(協力)

第4条 乙は、要援護者等への支援が円滑に遂行されるように医学的見地から甲及び丙に協力するものとする。

(防災訓練への参加)

第5条 甲は、乙及び丙に対してその主催する防災訓練への参加を要請することができるものとする。

2 乙及び丙は、前項の要請を受けたときは、積極的に参加するものとする。

(蒲郡市の要請)

第6条 甲は、災害時における医療用酸素等（以下「酸素等」という。）の確保を図るため、必要があると認めたときは、要援護者が避難する場所（以下「避難所」という。）を設置するとともに、丙に対し、丙が保有する酸素等の供給を要請するものとする。

(要請事項に対する措置)

第7条 丙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、要請事項に対して可能な範囲で速やかに措置を執るとともに、その措置事項を甲に連絡するものとする。

(酸素等の範囲)

第8条 丙が甲に供給する酸素等の範囲は次に掲げるものとし、丙において措置可能な品目及び数量とする。

- (1) 酸素ボンベ
- (2) 液体酸素
- (3) 酸素濃縮装置などの医療機器
- (4) 衛生材料
- (5) 医療器具
- (6) その他甲が指定する物

(供給要請の方法)

第9条 甲は、丙に対し、第6条の規定による要請を行うときは、酸素等供給要請書（第1号様式）を提出することにより行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭で要請し、その後速やかに酸素等供給要請書を提出するものとする。

(酸素等の運搬)

第10条 丙が甲に供給する酸素等は、甲が設置する避難所に丙が運搬することを原則とする。

2 甲は、酸素等の運搬場所へ甲の指定する者を派遣し、要請に係る酸素等を確認した上で当該酸素等を受け取り、丙が指定する書式による受領書を丙に提出するものとする。

(費用負担)

第11条 丙が供給した酸素等の代金及び運搬等に係る費用は甲丙協議の上、必要に応じて決定した金額を甲が負担するものとし、甲は適法な請求書及び措置事項に係る費用の内訳書等を受領後、速やかにその支払いを行うものとする。

(酸素等の価格)

第12条 前条の規定により甲が負担する酸素等の価格は、災害発生直前における適正な価格とする。

(酸素等の紛失又は損壊)

第13条 甲は、第7条の規定により供給された酸素等を、丙の責によらない事由により紛失し、又は損壊等した場合は、当該酸素等の購入、又は修理等の必要な措置を講ずるものとする。

(情報交換)

第14条 甲、乙及び丙は、災害時における酸素等の確保が円滑に実施できるよう、連絡先等必要な情報を定期的に相互に交換するとともに、重要な変更が生じたときは、その都度連絡するものとする。

(協議事項)

第15条 この協定に定めのない事項又はこの協定に定める事項に疑義が生じた場合は、甲、乙及び丙が協議の上、定めるものとする。

(有効期間)

第16条 この協定は、本協定締結の日からその効力を生ずるものとし、甲、乙及び丙のいずれからも書面による申出がない場合は継続するものとする。

附 則

この協定は、令和2年11月20日から施行する。

この協定の締結を証するため本書3通を作成し、甲、乙及び丙がそれぞれの記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和2年11月20日

甲 愛知県蒲郡市旭町17番1号
蒲郡市
蒲郡市長 鈴木 寿明

乙 愛知県蒲郡市浜町4番地2
一般社団法人蒲郡市医師会
会 長 近藤 耕次

丙 東京都港区港南二丁目13番37号
フィリップスビル
株式会社フィリップス・ジャパン
スリープ&レスピラトリーケア事業部
事業部長 安部 美佐子

(5) 株式会社星医療酸素東海

(長寿課)

蒲郡市（以下「甲」という。）、一般社団法人蒲郡市医師会（以下「乙」という。）及び株式会社星医療酸素東海（以下「丙」という。）は、蒲郡市内において地震その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）における在宅酸素及び人工呼吸器療養者等（以下「要援護者等」という。）への支援に関し、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 この協定は、災害時に、甲、乙及び丙が相互に連携して要援護者等を支援するため、必要な事項を定める。

(加入)

第2条 甲、乙及び丙は、要援護者等への支援等について検討するため、蒲郡電源あんしんネットワーク（以下「ネットワーク」という。）へ加入する。

(要援護者等の情報)

第3条 甲、乙及び丙は、要援護者等を把握した場合、ネットワークの要援護者名簿への登録を促すものとする。

2 甲は、前項により収集した要援護者等の情報を適切に管理するものとする。

3 甲は、本協定に基づく要援護者等への支援を行うために必要な範囲で、甲が保有・取得した個人情報等を乙及び丙に提供する。この場合、甲は、乙及び丙の情報取得が個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）の規定に則った適正な取得であることを保証する。

(協力)

第4条 乙は、要援護者等への支援が円滑に遂行されるように医学的見地から甲及び丙に協力するものとする。

(防災訓練への参加)

第5条 甲は、乙及び丙に対してその主催する防災訓練への参加を要請することができるものとする。

2 乙及び丙は、前項の要請を受けたときは、積極的に参加するものとする。

(蒲郡市の要請)

第6条 甲は、災害時における医療用酸素等（以下「酸素等」という。）の確保を図るため、必要があると認めたときは、要援護者が避難する場所（以下「避難所」という。）を設置するとともに、丙に対し、丙が保有する酸素等の供給を要請するものとする。

(要請事項に対する措置)

第7条 丙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、要請事項に対して可能な範囲で速やかに措置を執るとともに、その措置事項を甲に連絡するものとする。

(酸素等の範囲)

第8条 丙が甲に供給する酸素等の範囲は次に掲げるものとし、丙において措置可能な品目及び数量とする。

- (1) 酸素ボンベ
- (2) 液体酸素
- (3) 酸素濃縮装置などの医療機器
- (4) 衛生材料
- (5) 医療器具
- (6) その他甲が指定する物

(供給要請の方法)

第9条 甲は、丙に対し、第6条の規定による要請を行うときは、酸素等供給要請書（第1号様式）を提出することにより行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭で要請し、その後速やかに酸素等供給要請書を提出するものとする。

(酸素等の運搬)

第10条 丙が甲に供給する酸素等は、甲が設置する避難所に丙が運搬することを原則とする。

2 甲は、酸素等の運搬場所へ甲の指定する者を派遣し、要請に係る酸素等を確認した上で当該酸素等を受け取り、丙が指定する書式による受領書を丙に提出するものとする。

(費用負担)

第11条 丙が供給した酸素等の代金及び運搬等に係る費用は甲丙協議の上、必要に応じて決定した金額を甲が負担するものとし、甲は適法な請求書及び措置事項に係る費用の内訳書等を受理後、速やかにその支払いを行うものとする。

(酸素等の価格)

第12条 前条の規定により甲が負担する酸素等の価格は、災害発生直前における適正な価格とする。

(酸素等の紛失又は損壊)

第13条 甲は、第7条の規定により供給された酸素等を、丙の責によらない事由により紛失し、又は損壊等した場合は、当該酸素等の購入、又は修理等の必要な措置を講ずるものとする。

(情報交換)

第14条 甲、乙及び丙は、災害時における酸素等の確保が円滑に実施できるよう、連絡先等必要な情報を定期的に相互に交換するとともに、重要な変更が生じたときは、その都度連絡するものとする。

(協議事項)

第15条 この協定に定めのない事項又はこの協定に定める事項に疑義が生じた場合は、甲、乙及び丙が協議の上、定めるものとする。

(有効期間)

第16条 この協定は、本協定締結の日からその効力を生ずるものとし、甲、乙及び丙のいずれからも書面による申出がない場合は継続するものとする。

附 則

この協定は、令和3年1月20日から施行する。

この協定の締結を証するため本書3通を作成し、甲、乙及び丙がそれぞれの記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和3年1月20日

甲 愛知県蒲郡市旭町17番1号
蒲郡市
蒲郡市長 鈴木 寿明

乙 愛知県蒲郡市浜町4番地2
一般社団法人蒲郡市医師会
会 長 近藤 耕次

丙 愛知県小牧市舟津1298
株式会社星医療酸器東海
代表取締役社長 鈴木 康之

(6) 帝人ヘルスケア株式会社

(長寿課)

蒲郡市(以下「甲」という。)、一般社団法人蒲郡市医師会(以下「乙」という。)及び帝人ヘルスケア株式会社(以下「丙」という。)は、蒲郡市内において地震その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合(以下「災害時」という。)における在宅酸素及び人工呼吸器療養者等(以下「要援護者等」という。)への支援に関し、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 この協定は、災害時に、甲、乙及び丙が相互に連携して要援護者等を支援するため、必要な事項を定める。

(加入)

第2条 甲、乙及び丙は、要援護者等への支援等について検討するため、蒲郡電源あんしんネットワーク(以下「ネットワーク」という。)へ加入する。

(要援護者等の情報)

第3条 甲、乙及び丙は、要援護者等を把握した場合、ネットワークの要援護者名簿への登録を促すものとする。

2 甲は、前項により収集した要援護者等の情報を適切に管理するものとする。

3 甲は、本協定に基づく要援護者等への支援を行うために必要な範囲で、甲が保有・取得した個人情報等を乙及び丙に提供する。この場合、甲は、乙及び丙の情報取得が個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)の規定に則った適正な取得であることを保証する。

(協力)

第4条 乙は、要援護者等への支援が円滑に遂行されるように医学的見地から甲及び丙に協力するものとする。

(防災訓練への参加)

第5条 甲は、乙及び丙に対してその主催する防災訓練への参加を要請することができるものとする。

2 乙及び丙は、前項の要請を受けたときは、積極的に参加するものとする。

(蒲郡市の要請)

第6条 甲は、災害時における医療用酸素等(以下「酸素等」という。)の確保を図るため、必要があると認めたときは、要援護者が避難する場所(以下「避難所」という。)を設置するとともに、丙に対し、丙が保有する酸素等の供給を要請するものとする。

(要請事項に対する措置)

第7条 丙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、要請事項に対して可能な範囲で速やかに措置を執るとともに、その措置事項を甲に連絡するものとする。

(酸素等の範囲)

第8条 丙が甲に供給する酸素等の範囲は次に掲げるものとし、丙において措置可能な品目及び数量とする。

- (1) 酸素ボンベ
- (2) 液体酸素
- (3) 酸素濃縮装置などの医療機器
- (4) 衛生材料
- (5) 医療器具
- (6) その他甲が指定する物

(供給要請の方法)

第9条 甲は、丙に対し、第6条の規定による要請を行うときは、酸素等供給要請書(第1号様式)を提出することにより行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭で要請し、その後速やかに酸素等供給要請書を提出するものとする。

(酸素等の運搬)

第10条 丙が甲に供給する酸素等は、甲が設置する避難所に丙が運搬することを原則とする。

2 甲は、酸素等の運搬場所へ甲の指定する者を派遣し、要請に係る酸素等を確認した上で当該酸素等を受け取り、丙が指定する書式による受領書を丙に提出するものとする。

(費用負担)

第11条 丙が供給した酸素等の代金及び運搬等に係る費用は甲丙協議の上、必要に応じて決定した金額を甲が負担するものとし、甲は適法な請求書及び措置事項に係る費用の内訳書等を受理後、速やかにその支払いを行うものとする。

(酸素等の価格)

第12条 前条の規定により甲が負担する酸素等の価格は、災害発生直前における適正な価格とする。

(酸素等の紛失又は損壊)

第13条 甲は、第7条の規定により供給された酸素等を、丙の責によらない事由により紛失し、又は損壊等した場合は、当該酸素等の購入、又は修理等の必要な措置を講ずるものとする。

(情報交換)

第14条 甲、乙及び丙は、災害時における酸素等の確保が円滑に実施できるよう、連絡先等必要な情報を定期的に相互に交換するとともに、重要な変更が生じたときは、その都度連絡するものとする。

(協議事項)

第15条 この協定に定めのない事項又はこの協定に定める事項に疑義が生じた場合は、甲、乙及び丙が協議の上、定めるものとする。

(有効期間)

第16条 この協定は、本協定締結の日からその効力を生ずるものとし、甲、乙及び丙のいずれからも書面による申出がない場合は継続するものとする。

附 則

この協定は、令和2年11月20日から施行する。

この協定の締結を証するため本書3通を作成し、甲、乙及び丙がそれぞれの記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和2年11月20日

甲 愛知県蒲郡市旭町17番1号
蒲郡市
蒲郡市長 鈴木 寿明

乙 愛知県蒲郡市浜町4番地2
一般社団法人蒲郡市医師会
会 長 近藤 耕次

丙 東京都千代田区霞が関三丁目2番1号
帝人ヘルスケア株式会社
代表取締役社長 田中 正人

(7) サーラエナジー株式会社

(長寿課)

蒲郡市（以下「甲」という。）、「一般社団法人蒲郡市医師会（以下「乙」という。）及びサーラエナジー株式会社（以下「丙」という。）は、蒲郡市内において地震その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）における在宅酸素及び人工呼吸器療養者等（以下「要援護者等」という。）への支援に関し、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 この協定は、災害時に、甲、乙及び丙が相互に連携して要援護者等を支援するため、必要な事項を定める。

(加入)

第2条 甲、乙及び丙は、要援護者等への支援等について検討するため、蒲郡電源あんしんネットワーク（以下「ネットワーク」という。）へ加入する。

(要援護者等の情報)

第3条 甲、乙及び丙は、要援護者等を把握した場合、ネットワークの要援護者名簿への登録を促すものとする。

2 甲は、前項により収集した要援護者等の情報を適切に管理するものとする。

3 甲は、本協定に基づく要援護者等への支援を行うために必要な範囲で、甲が保有・取得した個人情報等を乙及び丙に提供する。この場合、甲は、乙及び丙の情報取得が個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）の規定に則った適正な取得であることを保証する。

(協力)

第4条 乙は、要援護者等への支援が円滑に遂行されるように医学的見地から甲及び丙に協力するものとする。

(防災訓練への参加)

第5条 甲は、乙及び丙に対してその主催する防災訓練への参加を要請することができるものとする。

2 乙及び丙は、前項の要請を受けたときは、積極的に参加するものとする。

(蒲郡市の要請)

第6条 甲は、災害時における医療用酸素等（以下「酸素等」という。）の確保を図るため、必要があると認めたときは、要援護者が避難する場所（以下「避難所」という。）を設置するとともに、丙に対し、丙が保有する酸素等の供給を要請するものとする。

(要請事項に対する措置)

第7条 丙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、要請事項に対して可能な範囲で速やかに措置を執るとともに、その措置事項を甲に連絡するものとする。

(酸素等の範囲)

第8条 丙が甲に供給する酸素等の範囲は次に掲げるものとし、丙において措置可能な品目及び数量とする。

- (1) 酸素ボンベ
- (2) 液体酸素
- (3) 酸素濃縮装置などの医療機器
- (4) 衛生材料
- (5) 医療器具
- (6) その他甲が指定する物

(供給要請の方法)

第9条 甲は、丙に対し、第6条の規定による要請を行うときは、酸素等供給要請書（第1号様式）を提出することにより行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭で要請し、その後速やかに酸素等供給要請書を提出するものとする。

(酸素等の運搬)

第10条 丙が甲に供給する酸素等は、甲が設置する避難所に丙が運搬することを原則とする。

2 甲は、酸素等の運搬場所へ甲の指定する者を派遣し、要請に係る酸素等を確認した上で当該酸素等を受け取り、丙が指定する書式による受領書を丙に提出するものとする。

(費用負担)

第11条 丙が供給した酸素等の代金及び運搬等に係る費用は甲丙協議の上、必要に応じて決定した金額を甲が負担するものとし、甲は適法な請求書及び措置事項に係る費用の内訳書等を受領後、速やかにその支払いを行うものとする。

(酸素等の価格)

第12条 前条の規定により甲が負担する酸素等の価格は、災害発生直前における適正な価格とする。

(酸素等の紛失又は損壊)

第13条 甲は、第7条の規定により供給された酸素等を、丙の責によらない事由により紛失し、又は損壊等した場合は、当該酸素等の購入、又は修理等の必要な措置を講ずるものとする。

(情報交換)

第14条 甲、乙及び丙は、災害時における酸素等の確保が円滑に実施できるよう、連絡先等必要な情報を定期的に相互に交換するとともに、重要な変更が生じたときは、その都度連絡するものとする。

(協議事項)

第15条 この協定に定めのない事項又はこの協定に定める事項に疑義が生じた場合は、甲、乙及び丙が協議の上、定めるものとする。

(有効期間)

第16条 この協定は、本協定締結の日からその効力を生ずるものとし、甲、乙及び丙のいずれからも書面による申出がない場合は継続するものとする。

附 則

この協定は、令和5年7月1日から施行する。

この協定の締結を証するため本書3通を作成し、甲、乙及び丙がそれぞれの記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和5年6月30日

甲 愛知県蒲郡市旭町17番1号
蒲郡市
蒲郡市長 鈴木 寿 明

乙 愛知県蒲郡市浜町4番地2
一般社団法人蒲郡市医師会
会 長 近 藤 耕 次

丙 愛知県豊橋市牛川通1-20-2
サーエナジー株式会社
豊橋事業所長 高 柳 勝 義

4-40 災害時における施設の利用に関する協定書

(危機管理課)

蒲郡市（以下「甲」という。）と学校法人電波学園愛知工科大学及び電波学園愛知工科大学自動車短期大学（以下「乙」という。）は、蒲郡市内に発生した地震その他による災害（以下「災害」という。）時において、避難施設及び避難広場（以下「避難所等」という。）としての施設利用に関して、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、災害時において甲が乙の管理する施設の一部を、避難所等として利用する事について、必要なことを定めることを目的とする。

(避難所等として利用できる施設の周知)

第2条 乙は、避難所等として利用を承諾する施設（以下「施設」という。）の範囲をあらかじめ定め、避難所等指定承諾書（第1号様式）を甲に提出する。

2 甲は、施設の範囲を市民に周知するための必要な措置を講ずるものとする。

(避難所等の開設)

第3条 甲は、災害が発生し、周辺市民の住家が被害を受けた場合、その被害状況に応じて施設を避難所等として開設することができる。

(開設の周知等)

第4条 甲は、施設を避難所等として開設する場合は、事前にその旨を避難所等開設通知書（第2号様式）で、乙に対して通知するものとする。

2 甲は、避難所等を緊急に開設する必要があるときは、前項の規定にかかわらず、事前に乙に通知をせず、施設を避難所等として開設することができるものとする。この場合において甲は、速やかに乙に対し、開設した旨を連絡のうえ通知するものとする。

3 乙は、甲が施設に避難所等を開設する以前に市民が避難してきたことを現認した場合は、甲へその旨通報するものとする。甲は、乙から通報を受けた場合は、直ちに甲の職員を派遣するものとする。

(避難所等の管理)

第5条 災害時の避難所等の管理運営は、甲、乙及び避難者の代表者より構成される避難所運営組織において行うものとする。

2 甲は、避難所等の状況を勘案し、運用に要する職員を適切に配置するものとする。

3 甲は、情報伝達手段として防災用無線機を配備する。

4 甲は、避難所等を開設している期間に応じて、飲料水、食料等の手配を行うとともに、平等かつ能率的な配給を実施するものとする。

5 甲は、避難所等の閉鎖をした場合において、避難者の帰宅行動を安全かつ円滑に誘導するものとする。

(費用負担)

第6条 避難所等の管理運営に係る費用及び避難者によって避難所等に生じた損害は、甲が負担するものとする。

(開設期間)

第7条 避難所等の開設期間は、災害発生の日から7日以内とする。ただし、災害の状況により避難所等の開設期間を延長する必要がある場合は、甲は乙に対して避難所等使用許可期限延長申請書（第3号様式）により、期間の延長を申請するものとする。

(避難所等の閉鎖への努力)

第8条 甲は、乙が早期に教育活動を再開できるよう配慮するとともに、当該避難所等の早期閉鎖に努めるものとする。

(避難所等の終了)

第9条 甲は、施設の避難所等としての利用を終了するときは、避難所等使用終了届（第4号様式）を乙に提出するとともに、その施設を現状に復し、乙の確認を受けた後、乙に引き渡すものとする。

(地区防災倉庫の設置)

第10条 甲は、災害時に必要な地区防災倉庫を、乙の承認の下に設置し管理するものとする。この場合において甲乙双方でその鍵を所有し、乙は甲に対してその所在を明確にするものとする。

(協定の有効期間)

第11条 この協定の有効期間は、協定締結の日から当該年度の末日までとする。ただし、期間終了の日の30日前までに甲乙いずれかから協定の解除又は変更の申し出がないときは、1年間延長したものとみなし、その後においてもまた同様とする。

(協議)

第12条 この協定について疑義が生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、この協定書を2通を作成し、甲乙両者記名押印のうえ、それぞれ1通を保有するものとする。

平成24年 8月 1日

甲 蒲郡市旭町17番1号
蒲郡市
蒲郡市長 稲葉 正吉

乙 蒲郡市西迫町馬乗50番地2
学校法人電波学園愛知工科大学
学校法人電波学園愛知工科大学自動車短期大学
学 長 安田 孝志

4-4-1 大規模災害時における帰宅困難者等の受入及び高潮災害時の一時避難に関する協定書

(危機管理課)

(趣旨)

第1条 この協定は、蒲郡市において大規模災害（災害救助法が適用となる災害）が発生し、交通の途絶などの事由により帰宅することが困難となる者、近傍の在宅避難者（以下「帰宅困難者等」という。）が発生した場合及び高潮災害による避難者（以下「高潮避難者」という。）が発生した場合において、蒲郡市（以下「甲」という。）が蒲郡信用金庫（以下「乙」という。）に対し、帰宅困難者等の受入施設及び高潮避難者の一時避難場所（以下「受入施設等」という。）として乙の所有する施設の使用の協力を要請することについて、必要な事項を定めるものとする。

(受入施設等及び協力要請内容等)

第2条 乙が、受入施設等として提供する施設、使用区分、協力要請内容及び時期又は期間の基準は、次のとおりとする。

施設の所在地	蒲郡市神明町4番25号	
施設の名称	蒲郡信用金庫本店	
使用区分	1階 講堂、6階 社員食堂、各階共通 来客用トイレ	
区 分	協力要請内容	時期又は期間の基準等
帰宅困難者等の受入施設	1 帰宅困難者等への一時滞在場所の提供 2 帰宅困難者等への情報提供（支店近傍の道路状況等） 3 帰宅困難者等へのトイレの提供 4 帰宅困難者等への災害用備蓄品の提供	要請時から3日程度 3項については可能な限り
高潮避難者の一時避難場所	1 高潮避難者への一時避難場所の提供 2 高潮避難者への高潮災害の情報提供 3 高潮避難者へのトイレの提供 4 高潮避難者への災害用備蓄品の提供（災害救助法が適用された場合）	高潮による避難勧告等が発令されてから避難勧告等の解除までの間

(連絡体制及び情報共有)

第3条 甲及び乙は、災害時の連絡を確実にするため緊急時の連絡先の提供及び災害時の情報の共有化に努めるものとする。

(協力要請及び手続)

第4条 甲は、災害時に受入施設等が必要と判断した場合、乙に対して受入施設等の開設を要請するものとする。

2 甲は、受入施設等開設要請書（様式第1号）により、乙に対して受入施設等の開設の要請を行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭で要請し、事後速やかに受入施設等開設要請書を提出するものとする。

(受入施設等の開設)

第5条 乙は、前条の規定による要請があった場合には、受入施設等を開設するものとする。ただし、乙が開設できないやむを得ない事由がある場合は、この限りではない。

2 乙は、開設の可否を決定したときは、速やかに甲に連絡するものとする。

3 甲は、乙が施設を開設した時は、市民に対し周知をするものとする。

4 乙は、災害の規模によっては自主的に施設を開設することができる。この場合においては、乙は、甲に速やかに連絡するものとする。

(受入施設等への誘導及び使用時の事故等に係る責任)

第6条 乙は、受入施設等へ来た帰宅困難者等及び高潮避難者に対し、施設内への安全な誘導に努めるものとする。

2 乙は、帰宅困難者等及び高潮避難者が受入施設等を使用した際に発生した事故等に対する責任は一切負わないものとする。

(帰宅困難者等及び高潮避難者の退去)

第7条 甲は、第2条の規定による受入等が終了した場合において、なお正当な理由なく乙の施設から退去しない者がいるときは、乙と協力し退去を指示するものとする。この場合において、甲は当該退去しない者の事情を斟酌するものとし、適宜適切な場所への移動を指示しなければならない。

(費用負担)

第8条 第2条の規定による協力に要した費用は、乙が一時的に立て替え、その後乙の請求に基づいて甲が補填する。

2 乙が、帰宅困難者等(乙の職員を除く。)及び高潮避難者に対し、提供を予定する災害用備蓄品の種類は、災害救助法(昭和22年法律第118号)第4条第1項二及び三の範囲とし、事前に甲に書面で提出するものとする。

3 前項の規定により甲が補填する費用は、愛知県災害救助法施行細則(昭和40年規則第60号)に定める額内とする。

4 甲が補填する費用について前3項によりがたいときは、甲乙協議の上、決定する。

(施設の閉鎖)

第9条 受入施設等を閉鎖する場合は、乙は甲に対し、その旨を連絡し、あわせて受入施設等閉鎖連絡書(様式第2号)により、甲に対して施設閉鎖の連絡を行うものとする。

(有効期間)

第10条 この協定の有効期間は、協定を締結した日から1年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の日前1か月前までに、甲乙いずれからもこの協定の延長について何らかの申出がないときは、更に期間満了の日の翌日から1年間この協定を更新するものとし、以後同様とする。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じた事項については、甲乙協議の上決定する。

この協定の締結の証として、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上各自1通を保有する。

平成28年8月24日

甲 蒲郡市旭町17番1号
蒲郡市
蒲郡市長 稲葉 正吉

乙 蒲郡市神明町4番25号
蒲郡信用金庫
理事長 竹田 知史

4-42 災害時における避難所開設に関する協定書

(1) 愛知県立蒲郡東高等学校

(危機管理課)

(趣旨)

第1条 この協定は、蒲郡市地域防災計画に基づく災害時において蒲郡市民の避難所を開設するにあたり、蒲郡市（以下「甲」という。）が愛知県立蒲郡東高等学校（以下「乙」という。）に協力を求めるにあたって、必要な事項を定めるものとする。

(避難所開設の要請方法)

第2条 甲が乙に避難所の開設を要請するときは、要請書（別紙様式1）をもって連絡するものとする。ただし、緊急やむをえない場合は、この協定に基づき避難所を開設することができる。この場合、甲は速やかに要請書を提出するものとする。

(乙の避難所開設への協力)

第3条 乙は、前条の要請があったときは、可能な限り甲に協力するものとする。

(甲が乙に要請できる事項)

第4条 甲が乙に協力を要請できる事項は、次のとおりとする。

- (1) 乙の体育館及びグラウンドを避難所として使用すること。（別紙図面の個所）
- (2) 前号に定めるもののほか、甲と乙が特に必要と認め乙が受諾した事項に関すること。

(避難所開設に伴う費用の負担及び請求)

第5条 避難所の開設に要した費用は、甲が負担するものとする。

2 乙は、前項に規定する費用負担を求めるときは、避難所の閉鎖後、甲との協議の上甲に請求（別紙様式2）するものとする。

(乙の免責事項)

第6条 避難所の開設においてのいかなる事故についても、乙は一切責任を負わないものとする。

(甲の損害賠償責任)

第7条 避難所の開設において、避難者等が学校施設に損害を与えたときは、甲の責任において、これらを原状に回復することとし、乙は一切責任を負わないものとする。

(協定以外の協議)

第8条 この協定に定めるもののほか、必要な事項は、そのつど甲乙協議のうえ定めるものとする。

(適用)

第9条 この協定は、平成17年4月1日から適用する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ各一通を保有する。

平成17年3月22日

甲 蒲郡市旭町17番1号
蒲郡市
代表者 蒲郡市長 金原 久雄

乙 蒲郡市大塚町上千尾12番地2
愛知県立蒲郡東高等学校
校長 大河 一夫

(2) 愛知県立蒲郡高等学校

(危機管理課)

(趣旨)

第1条 この協定は、蒲郡市地域防災計画に基づく災害時において蒲郡市民の避難所を開設するにあたり、蒲郡市（以下「甲」という。）が愛知県立蒲郡高等学校（以下「乙」という。）に協力を求めるにあたって、必要な事項を定めるものとする。

(避難所開設の要請方法)

第2条 甲が乙に避難所の開設を要請するときは、要請書（別紙様式1）をもって連絡するものとする。ただし、緊急やむをえない場合は、この協定に基づき避難所を開設することができる。この場合、甲は速やかに要請書を提出するものとする。

(乙の避難所開設への協力)

第3条 乙は、前条の要請があったときは、可能な限り甲に協力するものとする。

(甲が乙に要請できる事項)

第4条 甲が乙に協力を要請できる事項は、次のとおりとする。

- (1) 乙の体育館及びグラウンドを避難所として使用すること。（別紙図面の個所）
- (2) 前号に定めるもののほか、甲と乙が特に必要と認め乙が受諾した事項に関すること。

(避難所開設に伴う費用の負担及び請求)

第5条 避難所の開設に要した費用は、甲が負担するものとする。

2 乙は、前項に規定する費用負担を求めるときは、避難所の閉鎖後、甲との協議の上甲に請求（別紙様式2）するものとする。

(乙の免責事項)

第6条 避難所の開設においてのいかなる事故についても、乙は一切責任を負わないものとする。

(甲の損害賠償責任)

第7条 避難所の開設において、避難者等が学校施設に損害を与えたときは、甲の責任において、これらを原状に回復することとし、乙は一切責任を負わないものとする。

(協定以外の協議)

第8条 この協定に定めるもののほか、必要な事項は、そのつど甲乙協議のうえ定めるものとする。

(適用)

第9条 この協定は、平成17年4月1日から適用する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ各一通を保有する。

平成17年3月22日

甲 蒲郡市旭町17番1号
蒲郡市
代表者 蒲郡市長 金原 久雄

乙 蒲郡市上本町8番9号
愛知県立蒲郡高等学校
校長 河合 四郎

4-4-3 福祉避難所の指定に関する協定書

(1) 社会福祉法人不二福祉事業会

(長寿課)

(趣旨)

第1条 この協定は、大規模な地震、風水害等の災害（以下「災害」という。）により、災害時要援護者（以下「要援護者」という。）が避難を必要とする場合に、蒲郡市（以下「甲」という。）が、社会福祉法人不二福祉事業会（以下「乙」という。）に対し、避難施設として社会福祉施設等の使用の協力を要請することについて、必要な事項を定めるものとする。

(施設の使用の要請及び受諾)

第2条 甲は、蒲郡市地域防災計画に指定する避難所では対応が困難な要援護者のために、次条に掲げる施設を使用することについて、乙に協力を要請できるものとする。

2 乙は、甲からの要請をできる限り受諾するよう努めるものとする。

(避難施設)

第3条 避難する施設は、次に掲げる施設とする。

- (1) 蒲郡眺海園
- (2) 形原眺海園
- (3) 五井眺海園
- (4) 三谷デイサービスセンター
- (5) 大塚デイサービスセンター

(受入対象者)

第4条 受入対象となる者は、次に掲げる者とする。

- (1) 高齢者などの災害時要援護者
 - (2) その他介護などが必要と認められる者
- (手続き等)

第5条 甲は、第2条の規定により、施設の使用について乙に協力を要請する場合はあらかじめ電話等で確認のうえ、次に掲げる事項を明らかにして書面で行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、この限りではない。

- (1) 要援護者の住所、氏名、心身の状況、連絡先等
 - (2) 身元引き受人の氏名、連絡先等
 - (3) 使用する期間
- (避難者の移送)

第6条 乙は、甲の依頼により、避難が必要な要援護者の自施設への移送を行うよう努めるものとする。

(物資の調達及び介護支援者の確保)

第7条 甲は、要援護者に係る日常生活用品、食料及び医薬材料等の必要な物資の調達に努めるものとする。

2 甲は、乙が要援護者を適切に支援できるよう看護師、介護員及びボランティア等の介護支援者の確保に努めるものとする。

(経費の負担)

第8条 甲の要請により乙が提供した生活物資等の費用及び移送に要した費用は、甲が負担するものとする。

(受け入れ可能人員等)

第9条 甲及び乙は、本協定締結後、受け入れ可能人員、介護支援者数、必要物資等について、あらかじめ協議するものとする。

(有効期限)

第10条 この協定書の有効期限は毎年度とし、甲乙双方に異議がない場合は、翌年度においても自動的に更新されるものとする。

(疑義の解決)

第11条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ決定するものとする。

この協定の証として本書2通を作成し、甲、乙それぞれ1通を保管する。

平成20年12月10日

甲 蒲郡市旭町17番1号
蒲郡市
蒲郡市長 金原 久雄

乙 蒲郡市拾石町浅岡1番地7
社会福祉法人不二福祉事業会
理事長 青山 傳重郎

福祉避難所の指定に関する協定書の一部変更協定書

平成20年12月10日付けで蒲郡市（以下「甲」という。）と社会福祉法人不二福祉事業会（以下「乙」という。）との間で締結した福祉避難所の指定に関する協定書（以下「原協定書」という。）の一部を次のように変更する協定を締結する。

第1条 原協定書第3条中の避難する施設を次に掲げる施設に変更する。

- (1) 蒲郡眺海園
- (2) 形原眺海園
- (3) 五井眺海園
- (4) グループホームなばな苑
- (5) グループホームすずらん
- (6) 形原眺海園ぬくもりの家

上記協定を証するため、本書2通を作成し甲・乙記名押印してそれぞれ1通を保管するものとする。

令和元年5月1日

甲 蒲郡市旭町17番1号
蒲郡市
蒲郡市長 稲葉 正吉

乙 蒲郡市拾石町浅岡1番地7
社会福祉法人不二福祉事業会
理事長 青山 傳重郎

(2) 医療法人北辰会

(長寿課)

(趣旨)

第1条 この協定は、大規模な地震、風水害等の災害（以下「災害」という。）により、災害時要援護者（以下「要援護者」という。）が避難を必要とする場合に、蒲郡市（以下「甲」という。）が、医療法人北辰会（以下「乙」という。）に対し、避難施設として老人保健施設等の使用の協力を要請することについて、必要な事項を定めるものとする。

(施設の使用の要請及び受諾)

第2条 甲は、蒲郡市地域防災計画に指定する避難所では対応が困難な要援護者のために、次条に掲げる施設を使用することについて、乙に協力を要請できるものとする。

2 乙は、甲からの要請をできる限り受諾するよう努めるものとする。

(避難施設)

第3条 避難する施設は、「老人保健施設みらいあ」とする。

第4条 受入対象となる者は、次に掲げる者とする。

(1) 高齢者などの災害時要援護者

(2) その他介護などが必要と認められる者

(手続き等)

第5条 甲は、第2条の規定により、施設の使用について乙に協力を要請する場合はあらかじめ電話等で確認のうえ、次に掲げる事項を明らかにして書面で行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、この限りではない。

(1) 要援護者の住所、氏名、心身の状況、連絡先等

(2) 身元引き受人の氏名、連絡先等

(3) 使用する期間

(避難者の移送)

第6条 乙は、甲の依頼により、避難が必要な要援護者の自施設への移送を行うよう努めるものとする。

(物資の調達及び介護支援者の確保)

第7条 甲は、要援護者に係る日常生活用品、食料及び医薬材料等の必要な物資の調達に努めるものとする。

2 甲は、乙が要援護者を適切に支援できるよう看護師、介護員及びボランティア等の介護支援者の確保に努めるものとする。

(経費の負担)

第8条 甲の要請により乙が提供した生活物資等の費用及び移送に要した費用は、甲が負担するものとする。

(受け入れ可能人員等)

第9条 甲及び乙は、本協定締結後、受け入れ可能人員、介護支援者数、必要物資等について、あらかじめ協議するものとする。

(有効期限)

第10条 この協定書の有効期限は毎年度とし、甲乙双方に異議がない場合は、翌年度においても自動的に更新されるものとする。

(疑義の解決)

第11条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ決定するものとする。

この協定の証として本書2通を作成し、甲、乙それぞれ1通を保管する。

平成24年3月1日

甲 蒲郡市旭町17番1号
蒲郡市
蒲郡市長 稲葉 正吉

乙 蒲郡市栄町11番13号
医療法人 北辰会
理事長 下郷 宏

(3) 有限会社アットホーム
(趣旨)

(長寿課)

第1条 この協定は、大規模な地震、風水害等の災害（以下「災害」という。）により、災害時要援護者（以下「要援護者」という。）が避難を必要とする場合に、蒲郡市（以下「甲」という。）が、有限会社アットホーム（以下「乙」という。）に対し、避難施設として事業所の使用の協力を要請することについて、必要な事項を定めるものとする。

(施設の使用の要請及び受諾)

第2条 甲は、蒲郡市地域防災計画に指定する避難所では対応が困難な要援護者のために、次条に掲げる施設を使用することについて、乙に協力を要請できるものとする。

2 乙は、甲からの要請をできる限り受諾するよう努めるものとする。

(避難施設)

第3条 避難する施設は、次に掲げるグループホーム事業所とする。

(1)アットホーム

(2)アットホーム三谷

(受入対象者)

第4条 受入対象となる者は、次に掲げる者とする。

(1)高齢者のうち認知症の災害時要援護者

(2)その他介護などが必要と認められる者

(手続き等)

第5条 甲は、第2条の規定により、施設の使用について乙に協力を要請する場合はあらかじめ電話等で確認のうえ、次に掲げる事項を明らかにして書面で行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、この限りではない。

(1)要援護者の住所、氏名、心身の状況、連絡先等

(2)身元引き受人の氏名、連絡先等

(3)使用する期間

(避難者の移送)

第6条 乙は、甲の依頼により、避難が必要な要援護者の自施設への移送を行うよう努めるものとする。

(物資の調達及び介護支援者の確保)

第7条 甲は、要援護者に係る日常生活用品、食料及び医薬材料等の必要な物資の調達に努めるものとする。

2 甲は、乙が要援護者を適切に支援できるよう看護師、介護員及びボランティア等の介護支援者の確保に努めるものとする。

(経費の負担)

第8条 甲の要請により乙が提供した生活物資等の費用及び移送に要した費用は、甲が負担するものとする。

(受け入れ可能人員等)

第9条 甲及び乙は、本協定締結後、受け入れ可能人員、介護支援者数、必要物資等について、あらかじめ協議するものとする。

(有効期限)

第10条 この協定書の有効期限は毎年度とし、甲乙双方に異議がない場合は、翌年度においても自動的に更新されるものとする。

(疑義の解決)

第11条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ決定するものとする。

この協定の証として本書2通を作成し、甲、乙それぞれ1通を保管する。

平成23年4月1日

甲 蒲郡市旭町17番1号
蒲郡市
蒲郡市長 金原 久雄

乙 蒲郡市鹿島町大迫22番地53
有限会社アットホーム
代表取締役 嶋田 利久

福祉避難所の指定に関する協定書の一部変更協定書

平成23年4月1日付けで蒲郡市（以下「甲」という。）と有限会社アットホーム（以下「乙」という。）との間で締結した福祉避難所の指定に関する協定書（以下「原協定書」という。）の一部を次のように変更する協定を締結する。

第1条 原協定書第3条中の避難する施設を次に掲げるグループホーム事業所に変更する。

- （1）アットホーム三谷
- （2）アットホーム平田

上記協定を証するため、本書2通を作成し甲・乙記名押印してそれぞれ1通を保管するものとする。

平成29年3月15日

甲 蒲郡市旭町17番1号
蒲郡市
蒲郡市長 稲葉 正吉

乙 蒲郡市鹿島町大迫22番地53
有限会社アットホーム
代表取締役 嶋田 晃一

(4) 医療法人幸会

(長寿課)

(趣旨)

第1条 この協定は、大規模な地震、風水害等の災害（以下「災害」という。）により、災害時要援護者（以下「要援護者」という。）が避難を必要とする場合に、蒲郡市（以下「甲」という。）が、医療法人幸会（以下「乙」という。）に対し、避難施設として老人保健施設等の使用の協力を要請することについて、必要な事項を定めるものとする。

(施設の使用の要請及び受諾)

第2条 甲は、蒲郡市地域防災計画に指定する避難所では対応が困難な要援護者のために、次条に掲げる施設を使用することについて、乙に協力を要請できるものとする。

2 乙は、甲からの要請をできる限り受諾するよう努めるものとする。

(避難施設)

第3条 避難する施設は、「老人保健施設五井の里」とする。

(受入対象者)

第4条 受入対象となる者は、次に掲げる者とする。

(1)高齢者などの災害時要援護者

(2)その他介護などが必要と認められる者

(手続き等)

第5条 甲は、第2条の規定により、施設の使用について乙に協力を要請する場合はあらかじめ電話等で確認のうえ、次に掲げる事項を明らかにして書面で行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、この限りではない。

(1)要援護者の住所、氏名、心身の状況、連絡先等

(2)身元引き受人の氏名、連絡先等

(3)使用する期間

(避難者の移送)

第6条 乙は、甲の依頼により、避難が必要な要援護者の自施設への移送を行うよう努めるものとする。

(物資の調達及び介護支援者の確保)

第7条 甲は、要援護者に係る日常生活用品、食料及び医薬材料等の必要な物資の調達に努めるものとする。

2 甲は、乙が要援護者を適切に支援できるよう看護師、介護員及びボランティア等の介護支援者の確保に努めるものとする。

(経費の負担)

第8条 甲の要請により乙が提供した生活物資等の費用及び移送に要した費用は、甲が負担するものとする。

(受け入れ可能人員等)

第9条 甲及び乙は、本協定締結後、受け入れ可能人員、介護支援者数、必要物資等について、あらかじめ協議するものとする。

(有効期限)

第10条 この協定書の有効期限は毎年度とし、甲乙双方に異議がない場合は、翌年度においても自動的に更新されるものとする。

(疑義の解決)

第11条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ決定するものとする。

この協定の証として本書2通を作成し、甲、乙それぞれ1通を保管する。

平成24年3月1日

- 甲 蒲郡市旭町17番1号
蒲郡市
蒲郡市長 稲葉 正吉
- 乙 蒲郡市五井町殿海道11番地1
医療法人 幸会
理事長 岡田 太郎

(5) 社会福祉法人和敬会

(長寿課)

(趣旨)

第1条 この協定は、大規模な地震、風水害等の災害（以下「災害」という。）により、災害時要援護者（以下「要援護者」という。）が避難を必要とする場合に、蒲郡市（以下「甲」という。）が、社会福祉法人和敬会（以下「乙」という。）に対し、避難施設として事業所の使用の協力を要請することについて、必要な事項を定めるものとする。

(施設の使用の要請及び受諾)

第2条 甲は、蒲郡市地域防災計画に指定する避難所では対応が困難な要援護者のために、次条に掲げる施設を使用することについて、乙に協力を要請できるものとする。

2 乙は、甲からの要請をできる限り受諾するよう努めるものとする。

(避難施設)

第3条 避難する施設は、次に掲げる施設とする。

- (1) 特別養護老人ホームなごみの郷
- (2) グループホームなごみの郷
- (3) デイサービスなごみの郷
- (4) 小規模多機能型居宅介護なごみの郷

(受入対象者)

第4条 受入対象となる者は、次に掲げる者とする。

- (1) 高齢者などの災害時要援護者
- (2) その他介護などが必要と認められる者

(手続き等)

第5条 甲は、第2条の規定により、施設の使用について乙に協力を要請する場合はあらかじめ電話等で確認のうえ、次に掲げる事項を明らかにして書面で行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、この限りではない。

- (1) 要援護者の住所、氏名、心身の状況、連絡先等
- (2) 身元引き受人の氏名、連絡先等
- (3) 使用する期間

(避難者の移送)

第6条 乙は、甲の依頼により、避難が必要な要援護者の自施設への移送を行うよう努めるものとする。

(物資の調達及び介護支援者の確保)

第7条 甲は、要援護者に係る日常生活用品、食料及び医薬材料等の必要な物資の調達に努めるものとする。

2 甲は、乙が要援護者を適切に支援できるよう看護師、介護員及びボランティア等の介護支援者の確保に努めるものとする。

(経費の負担)

第8条 甲の要請により乙が提供した生活物資等の費用及び移送に要した費用は、甲が負担するものとする。

(受け入れ可能人員等)

第9条 甲及び乙は、本協定締結後、受け入れ可能人員、介護支援者数、必要物資等について、あらかじめ協議するものとする。

(有効期限)

第10条 この協定書の有効期限は毎年度とし、甲乙双方に異議がない場合は、翌年度においても自動的に更新されるものとする。

(疑義の解決)

第11条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ決定するものとする。

この協定の証として本書2通を作成し、甲、乙それぞれ1通を保管する。

平成27年3月1日

甲 蒲郡市旭町17番1号
蒲郡市
蒲郡市長 稲葉 正吉

乙 新城市八束穂字天王1032番地の2
社会福祉法人和敬会
理事長 太田 一平

(6) 有限会社はっぴい
(趣旨)

(長寿課)

第1条 この協定は、大規模な地震、風水害等の災害（以下「災害」という。）により、災害時要援護者（以下「要援護者」という。）が避難を必要とする場合に、蒲郡市（以下「甲」という。）が、有限会社はっぴい（以下「乙」という。）に対し、避難施設として事業所の使用の協力を要請することについて、必要な事項を定めるものとする。

(施設の使用の要請及び受諾)

第2条 甲は、蒲郡市地域防災計画に指定する避難所では対応が困難な要援護者のために、次条に掲げる施設を使用することについて、乙に協力を要請できるものとする。

2 乙は、甲からの要請をできる限り受諾するよう努めるものとする。

(避難施設)

第3条 避難する施設は、「グループホームはっぴい」とする。

(受入対象者)

第4条 受入対象となる者は、次に掲げる者とする。

- (1) 高齢者などの災害時要援護者
 - (2) その他介護などが必要と認められる者
- (手続き等)

第5条 甲は、第2条の規定により、施設の使用について乙に協力を要請する場合はあらかじめ電話等で確認のうえ、次に掲げる事項を明らかにして書面で行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、この限りではない。

- (1) 要援護者の住所、氏名、心身の状況、連絡先等
- (2) 身元引受人の氏名、連絡先等
- (3) 使用する期間

(避難者の移送)

第6条 乙は、甲の依頼により、避難が必要な要援護者の自施設への移送を行うよう努めるものとする。

(物資の調達及び介護支援者の確保)

第7条 甲は、要援護者に係る日常生活用品、食料及び医薬材料等の必要な物資の調達に努めるものとする。

2 甲は、乙が要援護者を適切に支援できるよう看護師、介護員及びボランティア等の介護支援者の確保に努めるものとする。

(経費の負担)

第8条 甲の要請により乙が提供した生活物資等の費用及び移送に要した費用は、甲が負担するものとする。

(受入可能人員等)

第9条 甲及び乙は、本協定締結後、受入可能人員、介護支援者数、必要物資等について、あらかじめ協議するものとする。

(有効期限)

第10条 この協定書の有効期限は毎年度とし、甲乙双方に異議がない場合は、翌年度においても自動的に更新されるものとする。

(疑義の解決)

第11条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ決定するものとする。

この協定の証として本書2通を作成し、甲、乙それぞれ1通を保管する。

平成31年3月28日

- 甲 蒲郡市旭町17番1号
蒲郡市
蒲郡市長 稲葉 正吉
- 乙 蒲郡市三谷町伊与戸1番地2
有限会社はっぴい
代表取締役 小田 和代

(7) 株式会社ビジュアルビジョン
(趣旨)

(長寿課)

第1条 この協定は、大規模な地震、風水害等の災害（以下「災害」という。）により、災害時要援護者（以下「要援護者」という。）が避難を必要とする場合に、蒲郡市（以下「甲」という。）が、株式会社ビジュアルビジョン（以下「乙」という。）に対し、避難施設として事業所の使用の協力を要請することについて、必要な事項を定めるものとする。

(施設の使用の要請及び受諾)

第2条 甲は、蒲郡市地域防災計画に指定する避難所では対応が困難な要援護者のために、次条に掲げる施設を使用することについて、乙に協力を要請できるものとする。

2 乙は、甲からの要請をできる限り受諾するよう努めるものとする。

(避難施設)

第3条 避難する施設は、「けあビジョンホーム蒲郡」とする。

(受入対象者)

第4条 受入対象となる者は、次に掲げる者とする。

- (1) 高齢者などの災害時要援護者
 - (2) その他介護などが必要と認められる者
- (手続き等)

第5条 甲は、第2条の規定により、施設の使用について乙に協力を要請する場合はあらかじめ電話等で確認のうえ、次に掲げる事項を明らかにして書面で行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、この限りではない。

- (1) 要援護者の住所、氏名、心身の状況、連絡先等
- (2) 身元引受人の氏名、連絡先等
- (3) 使用する期間

(避難者の移送)

第6条 乙は、甲の依頼により、避難が必要な要援護者の自施設への移送を行うよう努めるものとする。

(物資の調達及び介護支援者の確保)

第7条 甲は、要援護者に係る日常生活用品、食料及び医薬材料等の必要な物資の調達に努めるものとする。

2 甲は、乙が要援護者を適切に支援できるよう看護師、介護員及びボランティア等の介護支援者の確保に努めるものとする。

(経費の負担)

第8条 甲の要請により乙が提供した生活物資等の費用及び移送に要した費用は、甲が負担するものとする。

(受入可能人員等)

第9条 甲及び乙は、本協定締結後、受入可能人員、介護支援者数、必要物資等について、あらかじめ協議するものとする。

(有効期限)

第10条 この協定書の有効期限は毎年度とし、甲乙双方に異議がない場合は、翌年度においても自動的に更新されるものとする。

(疑義の解決)

第11条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ決定するものとする。

この協定の証として本書2通を作成し、甲、乙それぞれ1通を保管する。

平成31年3月28日

- 甲 蒲郡市旭町17番1号
蒲郡市
蒲郡市長 稲葉 正吉
- 乙 埼玉県上尾市上町1-1-14
株式会社ビジュアルビジョン
取締役社長 井沢 隆

(8) 社会福祉法人寿宝会
(趣旨)

(長寿課)

第1条 この協定は、大規模な地震、風水害等の災害（以下「災害」という。）により、災害時要援護者（以下「要援護者」という。）が避難を必要とする場合に、蒲郡市（以下「甲」という。）が、社会福祉法人寿宝会（以下「乙」という。）に対し、避難施設として事業所の使用の協力を要請することについて、必要な事項を定めるものとする。

(施設の使用の要請及び受諾)

第2条 甲は、蒲郡市地域防災計画に指定する避難所では対応が困難な要援護者のために、次条に掲げる施設を使用することについて、乙に協力を要請できるものとする。

2 乙は、甲からの要請をできる限り受諾するよう努めるものとする。

(避難施設)

第3条 避難する施設は、次に掲げる施設とする。

- (1) 特別養護老人ホーム楓の杜
- (2) 特別養護老人ホーム百華苑

(受入対象者)

第4条 受入対象となる者は、次に掲げる者とする。

- (1) 高齢者などの災害時要援護者
- (2) その他介護などが必要と認められる者

(手続き等)

第5条 甲は、第2条の規定により、施設の使用について乙に協力を要請する場合はあらかじめ電話等で確認のうえ、次に掲げる事項を明らかにして書面で行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、この限りではない。

- (1) 要援護者の住所、氏名、心身の状況、連絡先等
- (2) 身元引受人の氏名、連絡先等
- (3) 使用する期間

(避難者の移送)

第6条 乙は、甲の依頼により、避難が必要な要援護者の自施設への移送を行うよう努めるものとする。

(物資の調達及び介護支援者の確保)

第7条 甲は、要援護者に係る日常生活用品、食料及び医薬材料等の必要な物資の調達に努めるものとする。

2 甲は、乙が要援護者を適切に支援できるよう看護師、介護員及びボランティア等の介護支援者の確保に努めるものとする。

(経費の負担)

第8条 甲の要請により乙が提供した生活物資等の費用及び移送に要した費用は、甲が負担するものとする。

(受入可能人員等)

第9条 甲及び乙は、本協定締結後、受入可能人員、介護支援者数、必要物資等について、あらかじめ協議するものとする。

(有効期限)

第10条 この協定書の有効期限は毎年度とし、甲乙双方に異議がない場合は、翌年度においても自動的に更新されるものとする。

(疑義の解決)

第11条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ決定するものとする。

この協定の証として本書2通を作成し、甲、乙それぞれ1通を保管する。

平成31年3月28日

- 甲 蒲郡市旭町17番1号
蒲郡市
蒲郡市長 稲葉 正吉
- 乙 豊川市御津町赤根山田12番地
社会福祉法人寿宝会
理事長 長木 輝行

(9) 社会福祉法人昇人会
(趣旨)

(長寿課)

第1条 この協定は、大規模な地震、風水害等の災害（以下「災害」という。）により、災害時要援護者（以下「要援護者」という。）が避難を必要とする場合に、蒲郡市（以下「甲」という。）が、社会福祉法人昇人会（以下「乙」という。）に対し、避難施設として事業所の使用の協力を要請することについて、必要な事項を定めるものとする。

(施設の使用の要請及び受諾)

第2条 甲は、蒲郡市地域防災計画に指定する避難所では対応が困難な要援護者のために、次条に掲げる施設を使用することについて、乙に協力を要請できるものとする。

2 乙は、甲からの要請をできる限り受諾するよう努めるものとする。

(避難施設)

第3条 避難する施設は、「特別養護老人ホームさくらの木」とする。

(受入対象者)

第4条 受入対象となる者は、次に掲げる者とする。

- (1) 高齢者などの災害時要援護者
 - (2) その他介護などが必要と認められる者
- (手続き等)

第5条 甲は、第2条の規定により、施設の使用について乙に協力を要請する場合はあらかじめ電話等で確認のうえ、次に掲げる事項を明らかにして書面で行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、この限りではない。

- (1) 要援護者の住所、氏名、心身の状況、連絡先等
 - (2) 身元引受人の氏名、連絡先等
 - (3) 使用する期間
- (避難者の移送)

第6条 乙は、甲の依頼により、避難が必要な要援護者の自施設への移送を行うよう努めるものとする。

(物資の調達及び介護支援者の確保)

第7条 甲は、要援護者に係る日常生活用品、食料及び医薬材料等の必要な物資の調達に努めるものとする。

2 甲は、乙が要援護者を適切に支援できるよう看護師、介護員及びボランティア等の介護支援者の確保に努めるものとする。

(経費の負担)

第8条 甲の要請により乙が提供した生活物資等の費用及び移送に要した費用は、甲が負担するものとする。

(受入可能人員等)

第9条 甲及び乙は、本協定締結後、受入可能人員、介護支援者数、必要物資等について、あらかじめ協議するものとする。

(有効期限)

第10条 この協定書の有効期限は毎年度とし、甲乙双方に異議がない場合は、翌年度においても自動的に更新されるものとする。

(疑義の解決)

第11条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ決定するものとする。

この協定の証として本書2通を作成し、甲、乙それぞれ1通を保管する。

平成31年3月28日

- 甲 蒲郡市旭町17番1号
蒲郡市
蒲郡市長 稲葉 正吉
- 乙 名古屋市緑区滝ノ水四丁目1812番地
社会福祉法人昇人会
理事長 土屋 伸一

(10) 株式会社アスク

(長寿課)

(趣旨)

第1条 この協定は、大規模な地震、風水害等の災害（以下「災害」という。）により、災害時要援護者（以下「要援護者」という。）が避難を必要とする場合に、蒲郡市（以下「甲」という。）が、株式会社アスク（以下「乙」という。）に対し、避難施設として事業所の使用の協力を要請することについて、必要な事項を定めるものとする。

(施設の使用の要請及び受諾)

第2条 甲は、蒲郡市地域防災計画に指定する避難所では対応が困難な要援護者のために、次条に掲げる施設を使用することについて、乙に協力を要請できるものとする。

2 乙は、甲からの要請をできる限り受諾するよう努めるものとする。

(避難施設)

第3条 避難する施設は、「グループホームみかんの木」とする。

(受入対象者)

第4条 受入対象となる者は、次に掲げる者とする。

(1) 高齢者などの災害時要援護者

(2) その他介護などが必要と認められる者

(手続き等)

第5条 甲は、第2条の規定により、施設の使用について乙に協力を要請する場合はあらかじめ電話等で確認のうえ、次に掲げる事項を明らかにして書面で行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、この限りではない。

(1) 要援護者の住所、氏名、心身の状況、連絡先等

(2) 身元引受人の氏名、連絡先等

(3) 使用する期間

(避難者の移送)

第6条 乙は、甲の依頼により、避難が必要な要援護者の自施設への移送を行うよう努めるものとする。

(物資の調達及び介護支援者の確保)

第7条 甲は、要援護者に係る日常生活用品、食料及び医薬材料等の必要な物資の調達に努めるものとする。

2 甲は、乙が要援護者を適切に支援できるよう看護師、介護員及びボランティア等の介護支援者の確保に努めるものとする。

(経費の負担)

第8条 甲の要請により乙が提供した生活物資等の費用及び移送に要した費用は、甲が負担するものとする。

(受入可能人員等)

第9条 甲及び乙は、本協定締結後、受入可能人員、介護支援者数、必要物資等について、あらかじめ協議するものとする。

(有効期限)

第10条 この協定書の有効期限は毎年度とし、甲乙双方に異議がない場合は、翌年度においても自動的に更新されるものとする。

(疑義の解決)

第11条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ決定するものとする。

この協定の証として本書2通を作成し、甲、乙それぞれ1通を保管する。

令和元年6月4日

- 甲 蒲郡市旭町17番1号
蒲郡市
蒲郡市長 稲葉 正吉
- 乙 蒲郡市金平町堀ノ内2番地2
株式会社アスク
代表取締役 荒島 宗子

(11) 日本ナーシングホームズ株式会社

(長寿課)

(趣旨)

第1条 この協定は、大規模な地震、風水害等の災害（以下「災害」という。）により、災害時要援護者（以下「要援護者」という。）が避難を必要とする場合に、蒲郡市（以下「甲」という。）が、日本ナーシングホームズ株式会社（以下「乙」という。）に対し、避難施設として事業所の使用の協力を要請することについて、必要な事項を定めるものとする。

(施設の使用の要請及び受諾)

第2条 甲は、蒲郡市地域防災計画に指定する避難所では対応が困難な要援護者のために、次条に掲げる施設を使用することについて、乙に協力を要請できるものとする。

2 乙は、甲からの要請をできる限り受諾するよう努めるものとする。

(避難施設)

第3条 避難する施設は、「ナーシングホーム形原」とする。

(受入対象者)

第4条 受入対象となる者は、次に掲げる者とする。

(1) 高齢者などの災害時要援護者

(2) その他介護などが必要と認められる者

(手続き等)

第5条 甲は、第2条の規定により、施設の使用について乙に協力を要請する場合はあらかじめ電話等で確認のうえ、次に掲げる事項を明らかにして書面で行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、この限りではない。

(1) 要援護者の住所、氏名、心身の状況、連絡先等

(2) 身元引受人の氏名、連絡先等

(3) 使用する期間

(避難者の移送)

第6条 乙は、甲の依頼により、避難が必要な要援護者の自施設への移送を行うよう努めるものとする。

(物資の調達及び介護支援者の確保)

第7条 甲は、要援護者に係る日常生活用品、食料及び医薬材料等の必要な物資の調達に努めるものとする。

2 甲は、乙が要援護者を適切に支援できるよう看護師、介護員及びボランティア等の介護支援者の確保に努めるものとする。

(経費の負担)

第8条 甲の要請により乙が提供した生活物資等の費用及び移送に要した費用は、甲が負担するものとする。

(受入可能人員等)

第9条 甲及び乙は、本協定締結後、受入可能人員、介護支援者数、必要物資等について、あらかじめ協議するものとする。

(有効期限)

第10条 この協定書の有効期限は毎年度とし、甲乙双方に異議がない場合は、翌年度においても自動的に更新されるものとする。

(疑義の解決)

第11条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ決定するものとする。

この協定の証として本書2通を作成し、甲、乙それぞれ1通を保管する。

令和元年6月4日

- 甲 蒲郡市旭町17番1号
蒲郡市
蒲郡市長 稲葉 正吉
- 乙 蒲郡市形原町北新田41番地1
日本ナーシングホームズ株式会社
代表取締役 羽田野 幸夫

(12) 社会福祉法人くすの木福祉事業会
(趣旨)

(福祉課)

第1条 この協定は、大規模な地震、風水害等の災害（以下「災害」という。）により、災害時要援護者（以下「要援護者」という。）が避難を必要とする場合に、蒲郡市（以下「甲」という。）が、社会福祉法人くすの木福祉事業会（以下「乙」という。）に対し、避難施設として社会福祉施設等の使用の協力を要請することについて、必要な事項を定めるものとする。

(施設の使用の要請及び受諾)

第2条 甲は、蒲郡市地域防災計画に指定する避難所では対応が困難な要援護者のために、次条に掲げる施設を使用することについて、乙に協力を要請できるものとする。

2 乙は、甲からの要請をできる限り受諾するよう努めるものとする。

(避難施設)

第3条 要援護者が避難する施設は、次に掲げる施設とする。

①つつじ寮（大塚町後広畑85番地1）

②大塚授産所（大塚町後広畑25番地2）

(受入対象者)

第4条 受入対象となる者は、次に掲げる者とする。

通常避難所では対応が困難と認められる障害者（知的、身体、精神）

(手続き等)

第5条 甲は、第3条に指定する施設（以下「福祉避難所」という。）の使用について乙に協力を要請する場合は、あらかじめ電話等で確認のうえ、次に掲げる事項を明らかにした書面（別紙）で行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、この限りではない。

(1) 要援護者の住所、氏名、心身の状況、連絡先等

(2) 身元引き受人の氏名、連絡先等

(3) 使用する期間

(避難者の移送)

第6条 甲は、避難の必要な要援護者を福祉避難所へ移送することに努め、乙は甲の依頼により、可能な範囲において協力するものとする。

(物資の調達及び介護支援者の確保)

第7条 甲は、要援護者に係る日常生活用品、食料及び医薬材料等の必要な物資の調達に努めるものとする。

2 甲は福祉避難所において、乙が要支援者を適切に支援できるよう、要支援者の障害特性を把握する者（家族等）の確保に努めるものとする。

3 乙は、福祉避難所において、介護支援者に不足が生じると判断したときは、速やかに甲に連絡するものとする。この場合において、甲は乙からの介護支援者の増員要請に、可能な限り応えるものとする。

(経費の負担)

第8条 甲の要請により、乙が提供した生活物資等の費用及び移送に要した費用は、甲が負担するものとする。

(受け入れ可能人員等)

第9条 甲及び乙は、本協定締結後、受け入れ可能人員、介護支援者数、必要物資等について、毎年度あらかじめ協議するものとする。

(有効期限)

第10条 この協定書は、締結の日から実施する。なお、有効期限は毎年度とし、甲乙双方に異議がない場合は、翌年度においても自動的に更新されるものとする。

(疑義の解決)

第11条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ決定するものとする。

この協定の証として本書2通を作成し、甲、乙それぞれ1通を保管する。

平成21年9月1日

甲 蒲郡市旭町17番1号
蒲郡市
蒲郡市長 金原 久雄

乙 蒲郡市大塚町後広畑85番地1
社会福祉法人くすの木福祉事業会
理事長 杉浦 定

(13) 社会福祉法人はばたき
(趣旨)

(福祉課)

第1条 この協定は、大規模な地震、風水害等の災害（以下「災害」という。）により、災害時要援護者（以下「要援護者」という。）が避難を必要とする場合に、蒲郡市（以下「甲」という。）が、社会福祉法人はばたき（以下「乙」という。）に対し、福祉避難施設として指定している福祉避難所の運営協力を要請することについて、必要な事項を定めるものとする。

(要請及び受諾)

第2条 甲は、蒲郡市地域防災計画に指定する避難所では対応が困難な要援護者のために、次条に掲げる施設を福祉避難所として開設することについて、乙に運営協力を要請できるものとする。

2 乙は、甲からの要請をできる限り受諾するよう努めるものとする。

(開設施設)

第3条 福祉避難所として開設する施設は、次に掲げる施設とする。

蒲郡市生きがいセンター（神明町22番2号）

(受入対象者)

第4条 受入対象となる者は、次に掲げる者とする。

通常的一般避難所では対応が困難と認められる障害者（主に精神、知的）

(手続き等)

第5条 甲は、第2条の規定により、運営協力について乙に協力を要請する場合はあらかじめ電話等で確認のうえ、次に掲げる事項を明らかにして書面（蒲郡市福祉避難所設置・運営マニュアルによる。）で行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、この限りではない。

(1) 要援護者の住所、氏名、心身の状況、連絡先等

(2) 身元引き受人の氏名、連絡先等

(3) 開設する期間

(物資の調達及び介護支援者の確保)

第6条 甲は、要援護者に係る日常生活用品、食料及び医薬材料等の必要な物資の調達に努めるものとする。

2 甲は、乙が要援護者を適切に支援できるよう看護師、介護員及びボランティア等の介護支援者の確保に努めるものとする。

(経費の負担)

第7条 甲の要請により乙が提供した生活物資等の費用及び移送に要した費用は、甲が負担するものとする。

(受け入れ可能人員等)

第8条 甲及び乙は、本協定締結後、受け入れ可能人員、介護支援者数、必要物資等について、毎年度あらかじめ協議するものとする。

(有効期限)

第9条 この協定書は締結の日から実施する。なお、有効期限は毎年度とし、甲乙双方に異議がない場合は、翌年度においても自動的に更新されるものとする。

(疑義の解決)

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ決定するものとする。

この協定の証として本書2通を作成し、甲、乙それぞれ1通を保管する。

平成26年3月13日

- 甲 蒲郡市旭町17番1号
蒲郡市
蒲郡市長 稲葉 正吉
- 乙 蒲郡市神明町22番2号
社会福祉法人はばたき
理事長 鵜飼 秀好

(14) 特定非営利活動法人楽笑

(福祉課)

(趣旨)

第1条 この協定は、大規模な地震、風水害等の災害（以下「災害」という。）により、災害時要援護者（以下「要援護者」という。）が避難を必要とする場合に、蒲郡市（以下「甲」という。）が、特定非営利活動法人楽笑（以下「乙」という。）に対し、福祉避難施設として指定している福祉避難所の運営協力を要請することについて、必要な事項を定めるものとする。

(要請及び受諾)

第2条 甲は、蒲郡市地域防災計画に指定する避難所では対応が困難な要援護者のために、次条に掲げる施設を福祉避難所として開設することについて、乙に運営協力を要請できるものとする。

2 乙は、甲からの要請をできる限り受諾するよう努めるものとする。

(開設施設)

第3条 福祉避難所として開設する施設は、次に掲げる施設とする。

施設名 楽笑モール 住所 愛知県蒲郡市三谷町須田 10 番地 68

(受入対象者)

第4条 受入対象となる者は、次に掲げる者とする。

通常的一般避難所では対応が困難と認められる障害者（主に精神、知的）

(手続き等)

第5条 甲は、第2条の規定により、運営協力について乙に協力を要請する場合はあらかじめ電話等で確認のうえ、次に掲げる事項を明らかにして書面（蒲郡市福祉避難所設置・運営マニュアルによる。）で行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、この限りではない。

(1) 要援護者の住所、氏名、心身の状況、連絡先等

(2) 身元引き受人の氏名、連絡先等

(3) 開設する期間

(物資の調達及び介護支援者の確保)

第6条 甲は、要援護者に係る日常生活用品、食料及び医薬材料等の必要な物資の調達に努めるものとする。

2 甲は、乙が要援護者を適切に支援できるよう看護師、介護員及びボランティア等の介護支援者の確保に努めるものとする。

(経費の負担)

第7条 甲の要請により乙が提供した生活物資等の費用及び移送に要した費用は、甲が負担するものとする。

(受け入れ可能人員等)

第8条 甲及び乙は、本協定締結後、受け入れ可能人員、介護支援者数、必要物資等について、毎年度あらかじめ協議するものとする。

(有効期限)

第9条 この協定書は締結の日から実施する。なお、有効期限は毎年度とし、甲乙双方に異議がない場合は、翌年度においても自動的に更新されるものとする。

(疑義の解決)

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ決定するものとする。

この協定の証として本書2通を作成し、甲、乙それぞれ1通を保管する。

令和元年 1 2 月 1 6 日

- 甲 蒲郡市旭町 17 番 1 号
蒲郡市
蒲郡市長 鈴木 寿明
- 乙 蒲郡市三谷町魚町通 12 番地 1
特定非営利活動法人 楽笑
理事長 小田 泰久

4-4-4 災害時における緊急消防援助隊活動拠点の提供に関する協定書

(消防本部)

蒲郡市（以下「甲」という。）とトヨタ自動車株式会社（以下「乙」という。）は、地震等その他の大規模な災害が蒲郡市内で発生した場合（以下「災害時」という。）における緊急消防援助隊活動拠点（以下「活動拠点」という。）の提供に関し、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、災害時において甲が乙の所有する次条の土地を活動拠点として使用する事について、必要なことを定めることを目的とする。

(活動拠点)

第2条 甲の活動拠点として乙が提供する土地（以下単に「土地」という。）は、次のとおりとする。

名 称		面 積
海陽多目的広場	グラウンド	31,303 m ²
	駐車場	8,407 m ²

(使用要請)

第3条 甲は、活動拠点の提供を必要とするときは、緊急消防援助隊活動拠点要請書（別記様式）により要請を行うものとする。ただし、緊急を要する場合は口頭で要請することができるものとし、その後速やかに書面を提出するものとする。

(協力の実施)

第4条 乙は、前条の規定による要請を受けたときは、積極的に協力するものとする。ただし、乙の災害復旧活動で土地が必要とされる等の特別の事情がある場合は、使用範囲、使用期限等について甲乙協議するものとする。

(費用)

第5条 活動拠点としての土地の使用は、無償とする。

(原状回復)

第6条 甲は、活動拠点としての土地の使用を終了したときは、自己の責任及び負担において土地の原状回復を行い、乙に返却する。

(協定の有効期間)

第7条 この協定は、締結の日から効力を発生するものとし、以降、甲乙いずれかから文書による申出がない限り、継続するものとする。

(協議)

第8条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じたときは、甲乙協議の上、これを定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

平成 30年 3月30日

甲 蒲郡市旭町17番1号
蒲郡市
蒲郡市長 稲葉 正吉

乙 豊田市トヨタ町1番地
トヨタ自動車株式会社
総務部長 宮川 尚人

別記様式（第3条関係）

緊急消防援助隊活動拠点要請書

年 月 日

トヨタ自動車株式会社
〇〇〇〇〇 〇〇 〇〇 様

蒲郡市長 〇 〇 〇 〇

災害時における緊急消防援助隊活動拠点の提供に関する協定第3条に基づき、下記のとおり土地利用を申請します。

記

要請日時	年 月 日 時 分	
要請内容	名称	使用用途
要請期間	年 月 日 ～ 年 月 日	
要請事由		
備 考		

4－45 災害発生時における災害復旧活動場所の使用及び情報連絡に関する協定

(危機管理課)

蒲郡市(以下「甲」という。)と中部電力株式会社(以下「乙」という。)は、地震等により大規模な災害が蒲郡市内で発生した場合の災害対応について、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、蒲郡市内において、大規模な災害時に、乙が甲に対して行う協力要請並びに甲及び乙の情報連絡に関し、その内容及び手続きを定め、円滑な災害対応に資することを目的とする。

(災害復旧活動場所の使用)

第2条 甲は、乙の災害復旧活動場所として次の用地の使用について協力するものとする。

- (1) 名称 蒲郡市公園グラウンド
- (2) 所在地 蒲郡市形原町桶沢27番地
- (3) 使用概要 復旧活動のための前進基地

(停電情報の提供)

第3条 乙は、蒲郡市内において災害等が発生し、広域的な停電が発生した場合に、乙が甲に提供すべきと判断した停電情報を速やかに提供するものとする。

2 甲は、乙から受領した停電情報をもとに市民等へ停電情報を提供できるものとする。

(情報連絡)

第4条 前条に定める停電情報の他、甲及び乙は災害時における情報連絡を行い、相互に提供された情報を自らの業務の遂行及び市民等からの問い合わせに活用できるものとする。ただし、個人情報保護法で定める個人情報とは適用外とする。

(災害復旧活動場所の使用申請)

第5条 乙は、災害復旧活動場所が必要なときは、行政財産使用許可申請書(別記様式)により申請を行うものとする。ただし、緊急を要する場合は口頭で甲の承諾を取り、その後速やかに行政財産使用許可申請書を提出するものとする。

(協力の実施)

第6条 甲は、前条の規定による要請を受けたときは、これに協力する。ただし、甲の災害復旧活動又は他の公共的機関の災害復旧活動で当該用地が必要とされるなど、特別の事情がある場合は、甲と乙が使用範囲等について協議を行うものとする。

(用地の使用方法)

第7条 乙は、原則として甲の所有する用地内の建物を使用せず、その他の場所に事務所、宿泊所、資材置場、仮設トイレ、応急仮設住宅等を設置するなどして使用する。

- 2 電気、水道、電話を設置する場合は、乙の責務において設置する。
- 3 施設の鍵の管理は、乙が施設を使用する間は乙が行い、終了後は速やかに甲に返還するものとする。
- 4 施設使用後は、乙の責務において原状復旧を行う。

(使用料)

第8条 乙が第5条第1項に基づき、甲の用地を使用する場合は、乙の使用料は免除する。

(情報活用の制限)

第9条 取得した情報は、第4条で定めた範囲で活用することとし、それ以外の目的で使用してはならない。

(協定の有効期間)

第10条 この協定は、締結の日から効力を発生するものとし、以後、甲、乙いずれかから文書による申出がない限り、継続するものとする。

(対応窓口)

第11条 本協定の運営に係る事項についての対応窓口は、別に定めるものとする。

(協議)

第12条 本協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じたときは、その都度甲乙協議の上、必要な事項について定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保管するものとする。

平成30年4月3日

甲 蒲郡市旭町17番1号
蒲郡市
蒲郡市長 稲葉 正吉

乙 岡崎市戸崎町字大道東7番地
中部電力株式会社岡崎営業所
所長 川嶋 純一

※2020年（令和2年4月1日、中部電力から一般送配電事業を承継するとともに、「中部電力パワーグリッド株式会社」に商号を変更。

4－46 災害時における施設の使用に関する協定

(危機管理課)

蒲郡市(以下「甲」という。)と蒲郡市農業協同組合(以下「乙」という。)とは、甲の災害時における救援隊等の活動基地、救援物資等の受入れ、配分及び輸送等の設定場所が使用不能等となった場合の代替施設(以下「代替施設」という。)として、甲が乙の所有する施設を一時的に使用貸借することについて次のとおり定める。

(目的)

第1条 この協定は、災害時において、甲が乙の所有する総合集出荷場(所在地：蒲郡市神ノ郷町名取15番地)を代替施設として使用する場合における必要な事項を定めるものとする。

(使用手続)

第2条 甲は、代替施設を使用する必要がある場合は、事前に乙に対し、その旨を文書又は口頭により申し出るものとする。

2 乙は前項の申出に、原則として承諾するものとする。ただし、特別の事情により代替施設の全部又は一部を甲に使用させることができない場合は、甲と代替施設の使用範囲等について協議するものとする。

(使用期間)

第3条 甲が代替施設を使用する期間は、乙から承諾を受けた日から14日以内とする。ただし、災害の状況等により使用期間を延長する必要がある場合は、甲乙協議のうえ決定するものとする。

(遵守事項)

第4条 甲は、使用期間中において代替施設を善良な使用者の注意をもって使用し、火災、盗難、破損等の防止に努めなければならない。

(損害賠償)

第5条 甲は、故意又は過失により代替施設に損傷を与えた場合は、その損害賠償責任を負う。ただし、天変地異等の不可抗力により代替施設が損傷した場合は、その責を負わないものとする。

(代替施設の返還)

第6条 甲は、第3条に定める代替施設の使用期間が満了した場合は、原状に復旧し、速やかに乙に返還するものとする。

(有効期間)

第7条 この協定の有効期間は、この協定の締結日から1年間とする。ただし、協定期間満了日の1月前までに甲又は乙から書面による申し出がないときは、更に1年間延長されたものとみなし、以後この例による。

(協議)

第8条 この協定に定めがない事項又は疑義を生じた事項については、その都度、甲乙協議のうえ決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙それぞれ1通を保管する。

平成30年 6月11日

甲 蒲郡市旭町17番1号
蒲郡市
蒲郡市長 稲葉 正吉

乙 蒲郡市宮成町2番1号
蒲郡市農業協同組合
代表理事組合長 鈴木 茂正

4-47 蒲郡市災害ボランティアセンターの開設及び運営に関する協定書

(危機管理課)

蒲郡市（以下「甲」という。）と社会福祉法人蒲郡市社会福祉協議会（以下「乙」という。）は、蒲郡市災害ボランティアセンター（以下「センター」という。）の開設及び運営に関し、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 この協定は、蒲郡市地域防災計画に基づき、災害が発生した場合、被災地の速やかな自立や復興を進めるためのボランティア活動が円滑に行われるようセンターを開設し、これを運営することについて必要な事項を定めるものとする。

(センターの開設及び運営)

第2条 甲は、災害が発生し、ボランティアによる活動が必要と認めたときは、乙に対しセンターの開設を要請し、乙はセンターの開設及び運営を行うものとする。

2 甲は、著しい被害を受けた地域にセンターの分室的な機能を持つ現地ボランティアセンター（以下「現地センター」という。）の開設が必要と認めるときは、乙と協議の上、現地センターを開設し、乙はその運営を行うものとする。

3 センター及び現地センター（以下「センター等」という。）の閉鎖は、災害の復旧状況等を考慮し、甲乙協議の上、決定するものとする。

(センターの開設場所)

第3条 センターの開設場所は、蒲郡市勤労福祉会館内とする。ただし、災害の状況等により開設が困難な場合は、甲乙協議の上、これに代わる場所を確保するものとする。

2 現地センターは、甲乙協議の上、開設場所を決定するものとする。

(連携及び協力)

第4条 甲及び乙は、相互に連携し、及び協力し、センター等の開設及び運営に関し必要な業務を実施するものとする。

(センター等の業務)

第5条 センター等は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 被災者ニーズ（ボランティアの派遣場所、人員数、内容等）の把握
- (2) ボランティアの受入れ及び登録
- (3) ボランティアコーディネーターの派遣要請
- (4) ボランティア派遣要請の受付
- (5) ボランティアの派遣
- (6) ボランティアの活動に資する情報（被災者ニーズ等）の提供
- (7) 前各号に掲げるもののほか、センター等の活動に必要と認められる業務

(開設の通知)

第6条 甲は、第2条第1項及び第2項の規定に基づきセンター等の開設を決定したときは、災害ボランティアセンター開設要請書（様式第1号。以下「要請書」という。）をもって行うものとする。ただし、要請書による要請が困難な場合は、甲は、電話等で要請し、その後、速やかに要請書を乙に送付するものとする。

(資機材等の確保)

第7条 甲及び乙は、センター等の開設及び運営に必要な資機材並びに災害ボランティア活動に必要な物資、活動場所等を相互に協力して確保するものとする。

(費用負担)

第8条 センター等の開設及び運営に関する必要な経費は、原則として甲が負担するものとする。ただし、災害ボランティア活動に係る支援募金、助成金等の収入があるときは、これらの収入を当該費用に充てることができるものとする。

2 前項に掲げる経費のうち、乙が業務終了後も継続して使用する備品等に係る費用は、甲乙協議のうえ、甲乙の負担割合を決定する。

3 センター等の開設により破損した施設、設備及び器具の修理費は、甲の負担とする。

4 乙は、甲から経費の内訳について説明を求められたときは、これに応じなければならない。
(損害賠償等)

第9条 災害時のボランティア活動に関し、ボランティアが被った傷害に対する補償及びボランティアが第三者に与えた損害に対する賠償は、ボランティア保険により対応するものとする。

2 乙は、災害時のボランティア活動中の事故に備え、災害発生時のボランティア活動開始時に、乙は、特段の事情がある者を除き、活動参加者をボランティア保険に加入させるものとする。

3 前項のボランティア保険の加入に係る経費については、ボランティアの自己負担とする。
(運営状況の報告)

第10条 甲は、乙にセンター等の運営状況について報告を求めることができる。
(平常時の支援協力)

第11条 甲は、乙に対して、災害時に備えたセンター等の機能整備に関する必要な支援を行うものとする。

2 甲と乙は、平常時から相互に協議し、及び連携し、ボランティア団体、地域住民及び防災関係機関との良好な関係維持に努め、センター等の運営など災害時における協力体制の確立を図るものとする。
(守秘義務)

第12条 乙は、センター等の開設及び運営を行う場合において知り得た個人情報を、第三者に漏らし
てはならない。
(協議)

第13条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関する疑義については、甲乙協議の上、別に決定
する。
(有効期間)

第14条 この協定の有効期間は、この協定の締結日から1年間とする。ただし、協定期間満了日の1
月前までに甲又は乙から書面による申し出がないときは、更に1年間延長されたものとみなし、以後
この例による。

この協定の証として本書2通を作成し、甲、乙それぞれ1通を保管する。

平成30年9月5日

甲 蒲郡市旭町17番1号
蒲郡市
蒲郡市長 稲葉 正吉

乙 蒲郡市神明町18番4号
社会福祉法人蒲郡市社会福祉協議会
会 長 金原 久雄

様式第1号

年 月 日

災害ボランティアセンター開設要請書

社会福祉法人蒲郡市社会福祉協議会 様

蒲 郡 市 長

蒲郡市災害ボランティアセンターの開設及び運営に関する協定書第2条第1項及び第2項の規定に基づき、
次のとおり開設を要請します。

要 請 担 当 者	所 属	
	職・氏名	
	連 絡 先	
電話・ファクシミリ 等 による 要 請 日 時		年 月 日 () 時 分
要 請 内 容	開設日時	年 月 日 () 時 分
	開設場所	
備 考		

4-48 災害時における物品調達等の協定書

(1) 株式会社大国屋 (産業政策課)

蒲郡市（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）との間において、災害時に必要な物品（以下「物品」という。）の調達等に関し、次のとおり協定を締結する。

（要請）

第1条 甲は、市内に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、物品の調達等の必要があると認めるときは、乙に対し、物品供給の協力を要請することができる。

（要請の方法）

第2条 前条の要請は、文書をもって行うものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、口頭等で要請し、事後すみやかに文書を交付するものとする。

（要請に基づく乙の処置）

第3条 乙は、第1条の要請を受けたときは、甲の指示に従い、保有する物品の供給に可能な限り協力するものとする。

（調達物品の範囲）

第4条 甲が乙に供給の協力を要請する物品は、次に掲げるものとする。

(1) 別表に掲げる物品

(2) その他甲が指定する物品

（価格）

第5条 物品の取引価格は、災害発生直前時における適正な価格を基準として甲・乙協議して定める。

（引渡し等）

第6条 乙は、甲が指定する場所に納品するものとし、甲は職員を派遣し、物品の規格・数量等を確認のうえ引き取るものとする。

（代金の支払）

第7条 甲は前条で引き取った物品の代金は、引取後すみやかに支払うものとする。

（協議）

第8条 この協定に定めのない事項については、そのつど甲、乙協議して定める。

（有効期間）

第9条 この協定期間は平成8年11月18日から平成11年3月31日までとする。ただし期間終了までに協定終了の意思表示がないときは、この協定を更新したものとする。また、乙が別表に掲げる物品を取扱わなくなったときは、この協定は効力を失うものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙、記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成8年11月18日

甲 蒲郡市旭町17番1号
蒲郡市
蒲郡市長 鈴木 克昌

乙 (住所) 蒲郡市拾石町浅岡47番地1
(名称) 株式会社大国屋
代表者 取締役社長 牧 信男

別 表 （調達要請物品一覧表）

主 食	即席麺類
副 食	缶詰（魚肉・フルーツ）・干乾物（焼きのり・しいたけ）
調味料	味噌・醤油・ソース・マヨネーズ

連 絡 先

甲	(住所) 蒲郡市旭町17番1号 (氏名) 蒲郡市役所 商工労政課 TEL 0533-66-1118 FAX 0533-66-1188
乙	(住所) 蒲郡市拾石町浅岡47番地1 (氏名) 株式会社 大 国 屋 (代表者) 取締役社長 牧 信男 TEL 0533-68-3158 FAX 0533-67-3727

(2) 蒲郡ガス株式会社

(産業政策課)

蒲郡市（以下「甲」という。）と蒲郡ガス株式会社（以下「乙」という。）との間において、災害時に必要な物品（以下「物品」という。）の調達等に関し、次のとおり協定を締結する。

(要請)

第1条 甲は、市内に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、物品の調達等の必要があると認めるときは、乙に対し、物品供給の協力を要請することができる。

(要請の方法)

第2条 前条の要請は、文書をもって行うものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、口頭等で要請し、事後すみやかに文書を交付するものとする。

(要請に基づく乙の処置)

第3条 乙は、第1条の要請を受けたときは、甲の指示に従い、保有する物品の供給に可能な限り協力するものとする。

(調達物品の範囲)

第4条 甲が乙に供給の協力を要請する物品は、次に掲げるものとする。

(1) 別表に掲げる物品

(2) その他甲が指定する物品

(価格)

第5条 物品の取引価格は、災害発生直前時における適正な価格を基準として甲・乙協議して定める。

(引渡し等)

第6条 乙は、甲が指定する場所に納品するものとし、甲は職員を派遣し、物品の規格・数量等を確認のうえ引き取るものとする。

(代金の支払)

第7条 甲は前条で引き取った物品の代金は、引取後すみやかに支払うものとする。

(協議)

第8条 この協定に定めのない事項については、そのつど甲、乙協議して定める。

(有効期間)

第9条 この協定期間は平成8年11月18日から平成11年3月31日までとする。ただし期間終了までに協定終了の意思表示がないときは、この協定を更新したものとする。また、乙が別表に掲げる物品を取扱わなくなったときは、この協定は効力を失うものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙、記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成8年11月18日

甲
蒲郡市旭町17番1号
蒲郡市
蒲郡市長 鈴木 克昌

乙 (住所) 蒲郡市浜町31番地
(名称) 蒲郡ガス株式会社
代表者 代表取締役 森 明

別 表 (調達要請物品一覧表)

燃料等	L P ガス・L P ガス器具・携帯ガスコンロ等

連 絡 先

甲	(住所) 蒲郡市旭町17番1号 (氏名) 蒲郡市役所 商工労政課 TEL 0533-66-1118 FAX 0533-66-1188
乙	(住所) 蒲郡市浜町31番地 (氏名) 蒲郡ガス株式会社 (代表者) 森 明 TEL 0533-68-7121 FAX 0533-67-7197

(3) サントリービバレッジソリューション株式会社 (産業政策課)
蒲郡市 (以下「甲」という。) と株式会社オーベン (以下「乙」という。) との間において、災害時に必要な物品 (以下「物品」という。) の調達等に関し、次のとおり協定を締結する。

(要請)

第1条 甲は、市内に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、物品の調達等の必要があると認めるときは、乙に対し、物品供給の協力を要請することができる。

(要請の方法)

第2条 前条の要請は、文書をもって行うものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、口頭等で要請し、事後すみやかに文書を交付するものとする。

(要請に基づく乙の処置)

第3条 乙は、第1条の要請を受けたときは、甲の指示に従い、保有する物品の供給に可能な限り協力するものとする。

(調達物品の範囲)

第4条 甲が乙に供給の協力を要請する物品は、次に掲げるものとする。

(1) 別表に掲げる物品

(2) その他甲が指定する物品

(価格)

第5条 物品の取引価格は、災害発生直前時における適正な価格を基準として甲・乙協議して定める。

(引渡し等)

第6条 乙は、甲が指定する場所に納品するものとし、甲は職員を派遣し、物品の規格・数量等を確認のうえ引き取るものとする。

(代金の支払)

第7条 甲は前条で引き取った物品の代金は、引取後すみやかに支払うものとする。

(協議)

第8条 この協定に定めのない事項については、そのつど甲、乙協議して定める。

(有効期間)

第9条 この協定期間は平成8年11月18日から平成11年3月31日までとする。ただし期間終了までに協定終了の意思表示がないときは、この協定を更新したものとする。また、乙が別表に掲げる物品を取扱わなくなったときは、この協定は効力を失うものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙、記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成8年11月18日

甲 蒲郡市旭町17番1号
蒲郡市
蒲郡市長 鈴木 克昌

乙 (住所) 蒲郡市竹谷町迫76番地の1
(名称) 株式会社オーベン
代表者 代表取締役 小林 みさ子
岡崎市東大友町字川原20
サントリービバレッジサービス株式会社
東海・北陸 岡崎支店長 小川 裕文

※平成26年11月1日 事業譲渡契約締結

別 表 （調達要請物品一覧表）

主 食	パン・即席麺類
飲料水	
日用品等	紙コップ・ビニールゴミ袋

連 絡 先

甲	(住所) 蒲郡市旭町17番1号 (氏名) 蒲郡市役所 商工労政課 TEL 0533-66-1118 FAX 0533-66-1188
乙	(住所) 蒲郡市竹谷町迫76番地の1 (氏名) 株式会社 オーベン (代表者) 代表取締役 小林 みさ子 TEL 0533-68-0172 FAX 0533-68-0177

(4) 蒲郡市農業協同組合 (産業政策課)

蒲郡市（以下「甲」という。）と蒲郡市農業協同組合（以下「乙」という。）との間において、災害時に必要な物品（以下「物品」という。）の調達等に関し、次のとおり協定を締結する。

（要請）

第1条 甲は、市内に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、物品の調達等の必要があると認めるときは、乙に対し、物品供給の協力を要請することができる。

（要請の方法）

第2条 前条の要請は、文書をもって行うものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、口頭等で要請し、事後すみやかに文書を交付するものとする。

（要請に基づく乙の処置）

第3条 乙は、第1条の要請を受けたときは、甲の指示に従い、保有する物品の供給に可能な限り協力するものとする。

（調達物品の範囲）

第4条 甲が乙に供給の協力を要請する物品は、次に掲げるものとする。

(1) 別表に掲げる物品

(2) その他甲が指定する物品

（価格）

第5条 物品の取引価格は、災害発生直前時における適正な価格を基準として甲・乙協議して定める。

（引渡し等）

第6条 乙は、甲が指定する場所に納品するものとし、甲は職員を派遣し、物品の規格・数量等を確認のうえ引き取るものとする。

（代金の支払）

第7条 甲は前条で引き取った物品の代金は、引取後すみやかに支払うものとする。

（協議）

第8条 この協定に定めのない事項については、そのつど甲、乙協議して定める。

（有効期間）

第9条 この協定期間は平成8年11月18日から平成11年3月31日までとする。ただし期間終了までに協定終了の意思表示がないときは、この協定を更新したものとする。また、乙が別表に掲げる物品を取扱わなくなったときは、この協定は効力を失うものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙、記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成8年11月18日

甲
蒲郡市旭町17番1号
蒲郡市
蒲郡市長 鈴木 克昌

乙 (住所) 蒲郡市上本町2番25号
(名称) 蒲郡市農業協同組合
代表者 代表理事組合長 杉浦 宗男

別 表 （調達要請物品一覧表）

主 食	パン・即席麺類・おにぎり
副 食	漬物・梅干・つくだに・缶詰・卵・肉類・鮮魚・干乾物・練製品
調味料	味噌・醤油・塩・砂糖・ソース・マヨネーズ
日用品等	雨具・ビニールシート・生理用品・石鹼・洗剤・ちり紙・ハシ・ 紙コップ・ビニール袋・マッチ・ライター・乾電池・ローソク・軍手
燃料等	L P ガス・L P ガス器具・ガソリン・灯油・軽油・重油・灯油缶・ 給油ポンプ

連 絡 先

甲	(住所) 蒲郡市旭町17番1号 (氏名) 蒲郡市役所 商工労政課 TEL 0533-66-1118 FAX 0533-66-1188
乙	(住所) 蒲郡市上本町2番25号 (氏名) 蒲郡市農業協同組合 (代表者) 総務部 総務課 TEL 0533-68-6631 FAX 0533-68-7927

(5) 蒲郡石油業協同組合

(産業政策課)

蒲郡市（以下「甲」という。）と蒲郡石油業協同組合（以下「乙」という。）との間において、災害時に必要な物品（以下「物品」という。）の調達等に関し、次のとおり協定を締結する。

(要請)

第1条 甲は、市内に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、物品の調達等の必要があると認めるときは、乙に対し、物品供給の協力を要請することができる。

(要請の方法)

第2条 前条の要請は、文書をもって行うものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、口頭等で要請し、事後すみやかに文書を交付するものとする。

(要請に基づく乙の処置)

第3条 乙は、第1条の要請を受けたときは、甲の指示に従い、保有する物品の供給に可能な限り協力するものとする。

(調達物品の範囲)

第4条 甲が乙に供給の協力を要請する物品は、次に掲げるものとする。

(1) 別表に掲げる物品

(2) その他甲が指定する物品

(価格)

第5条 物品の取引価格は、災害発生直前時における適正な価格を基準として甲・乙協議して定める。

(引渡し等)

第6条 乙は、甲が指定する場所に納品するものとし、甲は職員を派遣し、物品の規格・数量等を確認のうえ引き取るものとする。

(代金の支払)

第7条 甲は前条で引き取った物品の代金は、引取後すみやかに支払うものとする。

(協議)

第8条 この協定に定めのない事項については、そのつど甲、乙協議して定める。

(有効期間)

第9条 この協定期間は平成8年11月18日から平成11年3月31日までとする。ただし期間終了までに協定終了の意思表示がないときは、この協定を更新したものとする。また、乙が別表に掲げる物品を取扱わなくなったときは、この協定は効力を失うものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙、記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成8年11月18日

甲
蒲郡市旭町17番1号
蒲郡市
蒲郡市長 鈴木 克昌

乙 (住所) 蒲郡市港町13番1号
(名称) 蒲郡石油業協同組合
代表者 理事長 壁谷 隆道

別 表 (調達要請物品一覧表)

燃料等	L P ガス・L P ガス器具・ガソリン・灯油・軽油・重油・灯油缶・ 給油ポンプ・携帯ガスコンロ等

連 絡 先

甲	(住所) 蒲郡市旭町17番1号 (氏名) 蒲郡市役所 商工労政課 T E L 0 5 3 3 - 6 6 - 1 1 1 8 F A X 0 5 3 3 - 6 6 - 1 1 8 8
乙	(住所) 蒲郡市港町13番1号 (氏名) 蒲郡石油業協同組合 (代表者) 理事長 壁谷 隆道 T E L 0 5 3 3 - 6 8 - 7 1 7 1 F A X 0 5 3 3 - 6 8 - 0 3 3 9

(6) ミシマパン株式会社

(産業政策課)

蒲郡市（以下「甲」という。）とミシマパン株式会社（以下「乙」という。）との間において、災害時に必要な物品（以下「物品」という。）の調達等に関し、次のとおり協定を締結する。

(要請)

第1条 甲は、市内に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、物品の調達等の必要があると認めるときは、乙に対し、物品供給の協力を要請することができる。

(要請の方法)

第2条 前条の要請は、文書をもって行うものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、口頭等で要請し、事後すみやかに文書を交付するものとする。

(要請に基づく乙の処置)

第3条 乙は、第1条の要請を受けたときは、甲の指示に従い、保有する物品の供給に可能な限り協力するものとする。

(調達物品の範囲)

第4条 甲が乙に供給の協力を要請する物品は、次に掲げるものとする。

(1) 別表に掲げる物品

(2) その他甲が指定する物品

(価格)

第5条 物品の取引価格は、災害発生直前時における適正な価格を基準として甲・乙協議して定める。

(引渡し等)

第6条 乙は、甲が指定する場所に納品するものとし、甲は職員を派遣し、物品の規格・数量等を確認のうえ引き取るものとする。

(代金の支払)

第7条 甲は前条で引き取った物品の代金は、引取後すみやかに支払うものとする。

(協議)

第8条 この協定に定めのない事項については、そのつど甲、乙協議して定める。

(有効期間)

第9条 この協定期間は平成8年11月18日から平成11年3月31日までとする。ただし期間終了までに協定終了の意思表示がないときは、この協定を更新したものとする。また、乙が別表に掲げる物品を取扱わなくなったときは、この協定は効力を失うものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙、記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成8年11月18日

甲 蒲郡市旭町17番1号
蒲郡市
蒲郡市長 鈴木 克昌

乙 (住所) 蒲郡市港町20番12号
(名称) ミシマパン株式会社
代表者 代表取締役 鈴木 修身

別 表 （調達要請物品一覧表）

主 食	パン（食パン・菓子パン）

連 絡 先

甲	(住所) 蒲郡市旭町17番1号 (氏名) 蒲郡市役所 商工労政課 TEL 0533-66-1118 FAX 0533-66-1188
乙	(住所) 蒲郡市港町20番12号 (氏名) ミシマパン株式会社 (代表者) 代表取締役 鈴木 修身 TEL 0533-69-2955 FAX 0533-68-3301

(7) 蒲郡市漁業振興協議会

(産業政策課)

蒲郡市（以下「甲」という。）と蒲郡市漁業振興協議会（以下「乙」という。）との間において、災害時に必要な物品（以下「物品」という。）の調達等に関し、次のとおり協定を締結する。

(要請)

第1条 甲は、市内に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、物品の調達等の必要があると認めるときは、乙に対し、物品供給の協力を要請することができる。

(要請の方法)

第2条 前条の要請は、文書をもって行うものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、口頭等で要請し、事後すみやかに文書を交付するものとする。

(要請に基づく乙の処置)

第3条 乙は、第1条の要請を受けたときは、甲の指示に従い、保有する物品の供給に可能な限り協力するものとする。

(調達物品の範囲)

第4条 甲が乙に供給の協力を要請する物品は、次に掲げるものとする。

(1) 別表に掲げる物品

(2) その他甲が指定する物品

(価格)

第5条 物品の取引価格は、災害発生直前時における適正な価格を基準として甲・乙協議して定める。

(引渡し等)

第6条 乙は、甲が指定する場所に納品するものとし、甲は職員を派遣し、物品の規格・数量等を確認のうえ引き取るものとする。

(代金の支払)

第7条 甲は前条で引き取った物品の代金は、引取後すみやかに支払うものとする。

(協議)

第8条 この協定に定めのない事項については、そのつど甲、乙協議して定める。

(有効期間)

第9条 この協定期間は平成8年12月11日から平成11年3月31日までとする。ただし期間終了までに協定終了の意思表示がないときは、この協定を更新したものとする。また、乙が別表に掲げる物品を取扱わなくなったときは、この協定は効力を失うものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙、記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成8年12月11日

甲
蒲郡市旭町17番1号
蒲郡市
蒲郡市長 鈴木 克昌

乙 (住所) 蒲郡市西浦町前浜6番地
(名称) 蒲郡市漁業振興協議会
代表者 会長 半田 一

別 表 （調達要請物品一覧表）

副 食	鮮魚・塩乾物・冷凍魚

連 絡 先

甲	(住所) 蒲郡市旭町17番1号 (氏名) 蒲郡市役所 商工労政課 TEL 0533-66-1118 FAX 0533-66-1188
乙	(住所) 蒲郡市西浦町前浜6番地 (氏名) 蒲郡市漁業振興協議会 (代表者) 会 長 半田 一 TEL 0533-57-6155 FAX 0533-57-1946

(8) 株式会社カインズ (産業政策課)

蒲郡市（以下「甲」という。）と、株式会社カインズ（以下「乙」という。）とは、災害時における生活物資の供給協力について、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、災害時に甲と乙が相互に協力して市民生活の安定を図るため、生活物資の供給協力に関する事項について定めるものとする。

(協力要請)

第2条 災害時において甲が生活物資を必要とする時は、乙に対し生活物資の供給について協力を要請することができる。

(調達物資の範囲)

第3条 甲が、乙に供給を要請する生活物資の範囲は、次に掲げるもののうち要請時点で、乙が調達可能な物資とする。

(1) 日用品等の生活必需品

(2) 災害時の応急対策に必要な物資として乙が供給できるもの

(要請手続き)

第4条 甲の乙に対する要請は、別に定める「物資発注書」をもって行うものとする。但し、緊急を要するときは電話またはその他の方法をもって要請し、事後「物資発注書」を提出するものとする。

2 甲と乙は連絡体制等について、常に点検、改善に努めるものとする。

(協力実施)

第5条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、生活物資の供給及び運搬に対する協力等に積極的に努めるものとする。

2 乙は、前条の要請により生活物資の供給を実施したときは、速やかに別に定める「物資供給報告書」により甲に報告するものとする。

(生活物資の運搬)

第6条 生活物資の引渡場所は、甲の指定するものとし、その指定場所への運搬は、乙または乙の指定する者が行うものとする。また、乙は必要に応じ甲に対して運搬の協力を求めることができる。

2 甲は、乙が前項の規定により生活物資を運搬する車両を優先車両として通行できるように配慮するものとする。

(費用負担)

第7条 甲は、乙が提供した生活物資の代金及び運搬に要した費用は、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、災害発生直前における乙の小売価格等を基準とし、甲と乙が協議の上速やかに決定する。

(費用の支払い)

第8条 生活物資の代金及び運搬に要した費用は、乙の請求により甲が支払うものとする。

2 甲は、前項の請求があったときは、その内容を確認し、速やかに乙に支払うものとする。

(情報交換)

第9条 甲と乙は、この協定の成立にかかる連絡責任者を協定締結後速やかに別に定める「連絡責任者届」により相手方に報告するものとし、変更があった場合には直ちに相手方に報告するものとする。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項、又は疑義を生じた事項については、その都度、甲と乙が協議の上決定するものとする。

(有効期間)

第11条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

この協定の成立を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙はそれぞれ記名押印の上、各1通を保有するものとする。

平成24年4月16日

- 甲 愛知県蒲郡市旭町17番1号
蒲郡市
代表者 蒲郡市長 稲葉 正吉
- 乙 群馬県高崎市高関町380
株式会社カインズ
代表取締役社長 土屋 裕雅

(9) NPO 法人 コメリ災害対策センター

(産業政策課)

蒲郡市（以下「甲」という。）と NPO 法人コメリ災害対策センター（以下「乙」という。）は、災害時における物資の供給に関し、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 この協定は、地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、甲が乙と協力して、物資を迅速かつ円滑に被災地へ供給するために必要な事項を定めるものとする。

(協定事項の発効)

第2条 この協定に定める災害時の協力事項は、原則として、甲が災害対策本部を設置し、乙に対して要請を行ったときをもって発動する。

(供給等の協力要請)

第3条 甲は、災害時において物資を調達する必要があると認めるときは、乙に調達可能な物資の供給を要請することができる。

(調達物資の範囲)

第4条 甲が、乙に供給を要請する物資の範囲は、次に掲げるもののうち、乙が調達可能な物資とする。

(1)別表に掲げる物資

(2)その他甲が指定する物資

(要請の方法)

第5条 第3条の要請は、調達する物資名、数量、規格、引渡場所等を記載した文書をもって行うものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、電話等で要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

(物資の供給の協力)

第6条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、物資の優先供給に努めるものとする。

2 乙は、物資の供給を実施したときは、その供給の終了後速やかにその実施状況を報告書により甲に報告するものとする。

(引渡し等)

第7条 物資の引渡場所は、甲が指定するものとし、その指定地までの運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙が自ら運搬することができない場合は、甲が定める輸送手段により運搬するものとする。

2 甲は、乙が前項の規定により物資を運搬する車両を優先車両として通行できるよう配慮するものとする。

(費用の負担)

第8条 第6条の規定により、乙が供給した物資の代金及び乙が行った運搬等の経費は、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、災害発生直前における小売価格等を基準とし、甲と乙が協議の上速やかに決定する。

(費用の支払い)

第9条 物資の供給に要した費用は、乙の請求により、甲が支払うものとする。

2 甲は、前項の請求があったときは、その内容を確認し、速やかに費用を乙に支払うものとする。

(情報交換)

第10条 甲と乙は、平常時から相互の連絡体制及び物資の供給等についての情報交換を行い、災害時に備えるものとする。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、甲乙協議の上決定するものとする。

(有効期間)

第12条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成29年7月25日

甲 愛知県蒲郡市旭町17番1号
蒲郡市
蒲郡市長 稲葉 正吉

乙 新潟県新潟市南区清水4501番地1
NPO法人 コメリ災害対策センター
理事長 捧 雄一郎

別表

災害時における緊急対応可能な物資

大分類	主な品種
作業関係	作業シート、標識ロープ、ヘルメット、防塵マスク、簡易マスク、長靴、軍手、ゴム手袋、皮手袋、雨具、土のう袋、ガラ袋、スコップ、ホースリール
日用品等	毛布、タオル、割箸、使い捨て食器、ポリ袋、ホイル、ラップ、ウェットティッシュ、マスク、衛生用ポリ手袋（使い捨て）バケツ、水モップ、デッキブラシ、雑巾、簡易ライター、使い捨てカイロ
水関係	飲料水（ペットボトル）、生活用水用ポリタンク
冷暖房機器等	大型石油ストーブ、木炭、木炭コンロ
トイレ関係等	救急ミニトイレ

(10) (株)セツカートン

(産業政策課)

蒲郡市（以下「甲」という。）とセツカートン株式会社（以下「乙」という。）は、災害対策基本法（昭和36年11月15日法律第223号）第2条第1号、災害救助に必要な物資等（以下「物資」という。）の供給協力に関し、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、大規模災害の発生、若しくは大規模災害に発展する恐れのある場合において、甲と乙が相互に協力して市民生活の安定を図り、物資の緊急調達を円滑に実施するため、必要な事項を定めるものとする。

(協力要請)

第2条 甲は、災害時において物資を必要とするときは、乙に対して物資の緊急調達を要請することができるものとする。

(物資の調達範囲)

第3条 甲が乙に供給を要請する物資は、次に掲げるもののうち、乙が保有する品目とする。品目については、甲、乙が協議のうえ、必要に応じて適時見直すものとする。

(1) ダンボール製品（段ボールシート、段ボールケース、避難所等で使用するもののうち、段ボールで代用が可能と思われる製品）

(2) その他、乙の取り扱う製品

(協力の実施)

第4条 乙は、第2条の規定により甲からの要請を受けたときは、特別な理由がない限り、優先して甲の要請事項を実施するものとする。

(要請の手続)

第5条 甲から乙に対する要請は「物資供給要請書」（様式第1）をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは、電話またはその他の方法をもって要請し、事後「物資供給要請書」を提出するものとする。

(物資の運搬及び引渡し)

第6条 物資の運搬及び引渡しは、甲または甲の指定するものが行うものとし、必要に応じて、甲は乙に対して運搬の協力を求めることができるものとする。

また前条の要請により乙が物資等の供給を実施したときは、すみやかに「物資供給報告書」（様式第2）により甲に報告するものとする。

(費用負担)

第7条 物資の代金及び運搬に要した費用は、乙の請求により甲が支払うものとする。なお、物資の価格は、甲と乙が協議のうえ、災害発生直前時の適正な価格をもって決定するものとする。

(報告)

第8条 甲は、この協定の円滑な遂行を図るため、乙に対して在庫物資、数量等について資料の提供を要請することができる。

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項または疑義が生じた事項については、その都度、甲と乙が協議のうえ決定するものとする。

(有効期限)

第10条 この協定は、締結の日から効力を有するものとし、有効期間は1年間とする。甲または乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、さらに1年間継続するものとし、以後においても同様とするものとする。

令和2年10月30日

- 甲 愛知県蒲郡市旭町17番1号
蒲郡市
蒲郡市長 鈴木 寿明
- 乙 兵庫県伊丹市東有岡5-33
セッツカートン株式会社
代表取締役社長 丹羽 俊雄

(11) 蒲郡豊組合

(産業政策課)

蒲郡市（以下「甲」という。）と蒲郡豊組合（以下「乙」という。）は、災害対策基本法（昭和36年11月15日法律第223号）第2条第1号、災害救助に必要な物資等（以下「物資」という。）の供給協力に関し、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、大規模災害の発生、若しくは大規模災害に発展する恐れのある場合において、甲と乙が相互に協力して市民生活の安定を図り、物資の緊急調達を円滑に実施するため、必要な事項を定めるものとする。

(協力要請)

第2条 甲は、災害時において物資を必要とするときは、乙に対して物資の緊急調達を要請することができるものとする。

(物資の調達範囲)

第3条 甲が乙に供給を要請する物資は、乙が保有する豊製品とし、甲、乙が協議のうえ、必要に応じて適時見直すものとする。

(協力の実施)

第4条 乙は、第2条の規定により甲からの要請を受けたときは、特別な理由がない限り、優先して甲の要請事項を実施するものとする。

(要請の手続)

第5条 甲から乙に対する要請は「物資供給要請書」（様式第1）をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは、電話またはその他の方法をもって要請し、事後「物資供給要請書」を提出するものとする。

(物資の運搬及び引渡し)

第6条 物資の運搬及び引渡しは、甲または甲の指定するものが行うものとし、必要に応じて、甲は乙に対して運搬の協力を求めることができるものとする。

また前条の要請により乙が物資等の供給を実施したときは、すみやかに「物資供給報告書」（様式第2）により甲に報告するものとする。

(費用負担)

第7条 物資の代金及び運搬に要した費用は、乙の請求により甲が支払うものとする。なお、物資の価格は、甲と乙が協議のうえ、災害発生直前時の適正な価格をもって決定するものとする。

(報告)

第8条 甲は、この協定の円滑な遂行を図るため、乙に対して在庫物資、数量等について資料の提供を要請することができる。

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項または疑義が生じた事項については、その都度、甲と乙が協議のうえ決定するものとする。

(有効期限)

第10条 この協定は、締結の日から効力を有するものとし、有効期間は1年間とする。甲または乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、さらに1年間継続するものとし、以後においても同様とするものとする。

令和5年1月17日

甲 愛知県蒲郡市旭町17番1号
蒲郡市
蒲郡市長 鈴木 寿明

乙 愛知県蒲郡市形原町狭間5-5
蒲郡豊組合
組合長 土屋 善旦

4-49 災害時における液化石油ガス等の優先供給に関する協定書

(危機管理課)

(趣旨)

第1条 蒲郡市（以下「甲」という。）と愛知県LPGガス協会東三河支部（以下「乙」という。）とは、地震、風水害その他の災害が発生した場合（以下「災害時」という。）における液化石油ガス及び燃焼器具（以下「液化石油ガス等」という。）の優先供給について協定を締結する。

(協力事項の発動)

第2条 この協定に定める災害時の協力事項は、原則として甲が災害対策本部を設置し、かつ、災害救助法が適用された場合において、甲が乙に対して要請を行ったときをもって発動する。

2 災害救助法が適用されない場合にあっても、液化石油ガス等の供給について、甲が要請したときは、乙は液化石油ガス等を供給するものとする。

(要請手続)

第3条 前条第1項の規定による協力の要請は、災害時協力要請書（様式第1号）をもって行うものとする。ただし、災害時協力要請書による要請が困難な場合は、甲は、電話、ファクシミリ等で要請し、その後、速やかに災害時協力要請書を乙に送付するものとする。

2 乙は、甲からの要請を受けたときは、やむを得ない事由のない限り、通常業務に優先して協力するものとする。

(保安に関する業務)

第4条 液化石油ガス等の供給に必要な保安に関する業務については、乙又は乙の指定する者が行うものとする。

(実施報告)

第5条 乙は、第3条第1項の要請による協力を実施したときは、災害時要請業務実施報告書（様式第2号）により甲に報告するものとする。

(費用の負担)

第6条 第3条第1項の要請により乙から供給を受けた液化石油ガス等の費用については、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、災害の発生直前における適正価格を基準とし、甲乙協議の上、決定するものとする。

(協力体制の整備)

第7条 乙は、災害時に円滑な協力が図られるよう、協力体制及び情報収集伝達体制の整備に努めるものとする。

(災害時の情報提供)

第8条 乙は、協力業務の実施中に得た災害情報を積極的に甲に提供するものとする。

(守秘義務)

第9条 乙は、協力業務を行う場合において知り得た個人情報を、第三者に漏らしてはならない。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項、又はこの協定の解釈に疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議の上、定めるものとする。

(有効期間)

第11条 この協定の有効期間は、協定の成立した日から平成29年3月31日までとする。ただし、協定期間満了日の1月前までに甲又は乙から書面による申し出がないときは、更に1年間延長されたものとみなし、以後この例による。

この協定の証として本書2通を作成し、甲、乙それぞれ1通を保管する。

平成28年9月26日

- 甲 蒲郡市旭町17番1号
蒲郡市
蒲郡市長 稲葉 正吉
- 乙 豊川市大橋町二丁目18番地
愛知県L P ガス協会東三河支部
支部長 原田 幹也

4-50 災害時における米穀類の供給協力に関する協定書

(1) 平惣米穀店

(農林水産課)

蒲郡市（以下「甲」という。）と平惣米穀店 尾崎清（以下「乙」という。）との間において、災害時に必要な物品（以下「物品」という。）の調達等に関し、次のとおり協定を締結する。

（要請）

第1条 甲は、市内に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、物品の調達等の必要があると認めるときは、乙に対し、物品供給等の協力を要請することができる。

（要請の方法）

第2条 前条の要請は、文書をもって行うものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、口頭等で要請し、事後すみやかに文書を交付するものとする。

（要請に基づく乙の処置）

第3条 乙は、第1条の要請を受けたときは、甲の指示に従い、保有する物品の供給に可能な限り協力するものとする。

（調達物品の範囲）

第4条 甲が乙に供給の協力を要請する物品は、米穀類とする。

（価格）

第5条 物品の取引価格は、災害発生直前時における適正な価格を基準として甲・乙協議して定める。

（引渡し等）

第6条 乙は、甲が指定する場所に納品するものとし、甲は職員を派遣し、物品の規格・数量等を確認のうえ引き取るものとする。

（代金の支払）

第7条 甲は前条で引き取った物品の代金は、引取後すみやかに支払うものとする。

（協議）

第8条 この協定に定めのない事項については、その都度甲、乙協議して定める。

（有効期間）

第9条 この協定期間は平成30年12月11日から3か年とする。ただし期間終了までに協定終了の意思表示がないときは、この協定を更新したものとする。また、乙が第4条に掲げる物品を取扱わなくなったときは、この協定は効力を失うものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙、記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成30年12月11日

甲 蒲郡市旭町17番1号
蒲郡市
蒲郡市長 稲葉 正吉

乙 蒲郡市形原町天神裏1-4
平惣米穀店
尾崎 清

(2) 大和産業株式会社

(農林水産課)

蒲郡市(以下「甲」という。)と大和産業株式会社(以下「乙」という。)との間において、災害時に必要な物品(以下「物品」という。)の調達等に関し、次のとおり協定を締結する。

(要請)

第1条 甲は、市内に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、物品の調達等の必要があると認めるときは、乙に対し、物品供給等の協力を要請することができる。

(要請の方法)

第2条 前条の要請は、文書をもって行うものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、口頭等で要請し、事後すみやかに文書を交付するものとする。

(要請に基づく乙の処置)

第3条 乙は、第1条の要請を受けたときは、甲の指示に従い、保有する物品の供給に可能な限り協力するものとする。

(調達物品の範囲)

第4条 甲が乙に供給の協力を要請する物品は、米穀類とする。

(価格)

第5条 物品の取引価格は、災害発生直前時における適正な価格を基準として甲・乙協議して定める。

(引渡し等)

第6条 乙は、甲が指定する場所に納品するものとし、甲は職員を派遣し、物品の規格・数量等を確認のうえ引き取るものとする。

(代金の支払)

第7条 甲は前条で引き取った物品の代金は、引取後すみやかに支払うものとする。

(協議)

第8条 この協定に定めのない事項については、その都度甲、乙協議して定める。

(有効期間)

第9条 この協定期間は平成30年12月12日から3か年とする。ただし期間終了までに協定終了の意思表示がないときは、この協定を更新したものとする。また、乙が第4条に掲げる物品を取扱わなくなったときは、この協定は効力を失うものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙、記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成30年12月12日

甲 蒲郡市旭町17番1号
蒲郡市
蒲郡市長 稲葉 正吉

乙 名古屋市西区新道1丁目14番4号
大和産業株式会社
代表取締役社長 川上 俊行

4-51 災害時における生活物資の供給協力に関する協定

(1) 生活協同組合コープあいち

(産業政策課)

蒲郡市（以下「甲」という。）と、生活協同組合コープあいち（以下「乙」という。）は、甲の区域内に地震、風水害等の災害が発生した場合又は発生するおそれがある場合に、蒲郡市生活の早期安定を図るため、乙が甲に協力する事項について、次のとおり協定を締結する。

(協力事項の発動)

第1条 この協定に定める協力事項は、甲が災害対策本部を設置し、かつ、甲の区域に災害救助法が適用された場合において、甲が乙に対して要請を行ったときをもって発動するものとする。

2 甲は、甲において災害救助法が適用にならない場合にあっては、特に必要と認められるときは、本協定の定めるところに準じて乙に協力を要請することができるものとする。

3 乙は、甲と協議のうえ、甲において実施する、地域住民への防災、減災を目的とした啓発活動や訓練などに協力して取り組むことができるものとする。

(協力要請)

第2条 甲は、次に掲げる事項について、乙に協力を要請することができるものとする。

(1) 食料、飲料水その他乙が供給することができる応急生活物資の提供

(2) 災害の地域住民への啓発活動、防災訓練など参加協力

(3) その他甲が必要と認める事項

(協力の実施)

第3条 乙は、前条による要請を受けたときは、できる限り協力するものとする。

(要請手続き等)

第4条 甲の乙に対する要請は、甲が別に定める文書をもって行うものとする。

ただし、文書をもって要請するいとまがないときは口頭で要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

2 前項ただし書の場合にあっては、乙は甲に電話等で確認のうえ次項の措置をとるものとする。

3 乙は、第1項の要請を受けたときは、その要請事項を実施するための措置を行うとともに、その措置の状況を甲に報告するものとする。

(応急生活物資の運搬)

第5条 応急生活物資の運搬は、甲又は乙若しくは乙の指定する者が行うものとする。また、甲は、必要に応じて乙に対して運搬の協力を求めることができるものとする。

なお、乙は、乙の連合組織である、生活協同組合連合会東海コープ事業連合、日本生活協同組合連合会と協力、提携し、要請のあった物品の運搬支援を実施する。

(費用負担)

第6条 第2条及び第5条の規定により、乙が供給した商品の対価及び乙又は乙の指定する者が行った運搬の費用については、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用の額は、運搬終了後において、乙の提出する出荷確認書に基づき、災害発生直前における適正価格を基準として、甲乙協議のうえ決定する。

(災害対策本部への派遣)

第7条 乙は、甲から要請があった場合、甲の災害対策本部に職員を派遣することができるものとする。

(協議)

第8条 この協定に定める事項を円滑に推進するため、甲及び乙は、随時協議を行うものとする。

(補則)

第9条 この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じたときは、その都度甲乙協議のうえ、決定するものとする。

(有効期間)

第10条 この協定の有効期間は、この協定の締結日から平成25年4月16日までとする。

2 有効期間満了の1か月前までに甲又は乙から文書をもって協定終了を通知しない限り、有効期間は、更に1年間延長されるものとし、以後も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

平成24年4月16日

- 甲 愛知県蒲郡市旭町17番1号
蒲郡市
蒲郡市長 稲葉 正吉
- 乙 愛知県名古屋市名東区猪高町上社字井堀25番地1
生活協同組合コープあいち
理事長 寺本 康美

(2) (株) スギ薬局

(産業政策課)

蒲郡市（以下「甲」という。）と株式会社スギ薬局（以下「乙」という。）は、災害対策基本法（昭和36年11月15日法律第223号）第2条第1号に規定する災害（以下「大規模災害」という。）の発生、若しくは大規模災害に発展する恐れがある場合において、一般用医薬品を中心とした生活物資（以下「生活物資等」という。）供給協力について、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、大規模災害の発生、若しくは大規模災害に発展する恐れのある場合において、甲と乙が相互に協力して市民生活の安定を図るため、生活物資等の供給協力に関する事項について定めるものとする。

(協力要請)

第2条 甲は、大規模災害の発生により生活物資等を必要とするときは、乙に対し、乙の業務に支障をきたさない範囲内で、生活物資等の供給について協力を要請することができる。

(調達物資の範囲)

第3条 甲が、乙に供給を要請する生活物資等の範囲は、次に掲げるもののうち要請時点で、乙が調達可能な物資とする。

(1) 日用品等の生活必需品（別表1）のうち、主に一般用医薬品とする。

(2) 大規模災害発生時の応急対策に必要な物資として乙が供給できるもの。

(要請手続)

第4条 甲の乙に対する要請は、「物資供給要請書」（様式第1号）をもって行うものとする。但し、緊急を要するときは電話またはその他の方法をもって要請し、事後「物資供給要請書」を提出するものとする。

また、甲と乙は連絡体制等について、常に点検、改善に努めるものとする。

(協力実施)

第5条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、生活物資等の供給及び運搬に対する協力について積極的に努めるものとする。

また、前条の要請により乙が生活物資等の供給を実施したときは、速やかに「物資供給報告書」（様式第2号）により甲に報告するものとする。

(生活物資等の運搬)

第6条 生活物資等の引き渡し場所は、甲が指定するものとし、その場所への運搬は、乙または乙の指定するものが行うものとする。

また、乙は必要に応じ甲に対して運搬の協力を求めることができる。甲は、乙が上記の規定により生活物資等を運搬する車両を優先車両として通行できるように配慮するものとする。

(費用負担)

第7条 乙が提供した生活物資等の代金は、甲が負担するものとする。

前項に規定する費用は、災害発生直前における乙の小売価格等を基準とし、甲と乙が協議の上速やかに決定する。

また、その他、別途費用が発生した場合の負担については甲乙協議の上、決定する。

(費用の支払い)

第8条 生活物資の代金及び運搬に要した費用は、乙の請求により甲が支払うものとする。

また、前項の請求があったときは、その内容を甲が確認し、乙に対し速やかに支払うものとする。

(情報交換)

第9条 甲と乙は、この協定の成立にかかる連絡責任者を協定締結後速やかに別に定める「連絡届」（様式第3号）により相手方に報告するものとし、変更があった場合には直ちに相手方に報告するものとする。

(責任制限)

第10条 乙は、本契約第3条（調達物資の範囲）に基づく債務のうち供給できない生活物資等がある場合及び第6条（生活物資等の運搬）に基づく生活物資等の運搬に遅延が発生した場合においても、その責任を

負担しないものとする。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項、又は疑義を生じた事項については、その都度、甲と乙が協議の上決定するものとする。

(有効期限)

第12条 この協定は、締結の日から効力を有するものとし、甲または乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙はそれぞれ記名押印の上、各1通を保有するものとする。

令和2年7月8日

甲 愛知県蒲郡市旭町17番1号
蒲郡市
蒲郡市長 鈴木 寿明

乙 愛知県大府市横根町新江62番地の1
株式会社スギ薬局
代表取締役社長 杉浦 克典

別表1

区 分	主 な 品 目
一 般 用 医 薬 品	内服薬、外用薬、外用消炎鎮痛剤、目薬、鼻薬、座薬、公衆衛生用剤（医薬品殺虫剤、虫よけスプレー、哺乳びん消毒剤、防疫用消毒剤） など
食 料 品	米、パン、缶詰、インスタント麺、容器入飲料水、粉・液体ミルク、離乳食 など
日 用 品	オムツ、生理用品、ティッシュペーパー、トイレットペーパー、乾電池、ガムテープ、軍手、ライター、洗剤、ごみ袋 など

4－52 災害時における携帯トイレの提供協力に関する協定書

(産業政策課)

(目的)

第1条 この協定は、蒲郡市内に地震・風水害その他による災害（以下「災害」という。）が発生した場合において、蒲郡市（以下「甲」という。）が、株式会社総合サービス（以下「乙」という。）に、携帯トイレの提供に関わる協力を求める手続等を定めるものとする。

(協力要請)

第2条 蒲郡市内に災害が発生した場合において、甲が携帯トイレを必要とするときは、甲は乙に対し、乙が保有する携帯トイレの提供について協力を要請することができる。

(要請手続)

第3条 乙に対する要請手続は、蒲郡市産業政策課が担当するものとする。

2 この協定に基づき要請を行う場合、甲は、要請の理由、携帯トイレの提供数、場所及びその他の必要事項を記載した携帯トイレ提供要請書を乙に提出するものとする。ただし、緊急の場合は、口頭または電話により要請し、事後に遅滞なく携帯トイレ提供要請書を提出するものとする。

(提供)

第4条 乙は、甲から提供の要請を受けたときは、保有する携帯トイレを甲に対して提供するよう努めるものとする。

2 携帯トイレの運搬は、乙または乙の指定する者が行うものとする。なお、必要に応じて、乙は甲に対して運搬の協力を求めることができる。

3 乙は、携帯トイレを提供したときは、遅滞なく甲に対して携帯トイレ提供報告書を提出するものとする。

4 提供数及び納期については甲乙の協議の上、決定する。

(代金の負担)

第5条 前条により乙が提供した携帯トイレの代金については、甲が負担するものとする。

2 前項の代金には梱包及び運搬に要する費用を含むものとする。

3 第1項の規定により甲が負担する代金は、甲・乙協議のうえ災害発生時直前における適正価格にて決定するものとする。

(代金の請求)

第6条 乙は、携帯トイレを提供したときは、甲に対し、速やかに前条の代金を書面により請求するものとする。

(代金の支払)

第7条 甲は、前条の規定により請求された内容を確認したうえ、速やかに代金を乙に支払うものとする。

(普及・啓蒙)

第8条 甲と乙は、提供要請発令時より、提供品の到着まで、時差が発生することを考慮し、甲は災害対策用トイレの備蓄（3日程度）と普及・啓発、乙は普及・啓発の支援に努める。

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項、または、この協定に疑義が生じた事項については、その都度甲・乙協議して定めるものとする。

(協定の期間)

第10条 この協定の有効期間は、協定締結の日から令和6年3月31日までとする。ただし、この協定期間満了日の1か月前までに甲乙いずれからも協定解除の申し出がないときは、さらに1年間延長するものとし、その後においても同様とする。

この協定成立を証するため、本書2通を作成し、甲・乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

令和5年4月1日

- 甲 愛知県蒲郡市旭町17番1号
蒲郡市
蒲郡市長 鈴木 寿明
- 乙 東京都中央区日本橋3-14-5 祥ビル3階
株式会社 総合サービス
代表取締役社長 新妻 普宣

4-53 災害時におけるレンタル機材、資材及び役務の提供に関する協定

(危機管理課)

蒲郡市（以下「甲」という。）と有限会社ウインドソックス（ダスキンレントオール岡崎ステーション）以下「乙」という。）は、災害対策基本法（昭和36年11月15日法律第223号）第2条第1号に規定する災害（以下「災害」という。）の発生、若しくは災害に発展する恐れがある場合において、以下のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

(目的)

第1条 本協定は、災害が発生、若しくは発生する恐れのある場合において、甲と乙が相互に協力して、速やかに救援・復旧活動を行うことを目的とする。

(連携事項)

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について、業務に支障のない範囲で連携して取り組むものとする。

- (1) 資機材提供に関すること
- (2) レンタル資機材の運搬、設置・配置及び撤去に関すること
- (3) 避難所施設内の清掃及び消毒等、役務の提供に関すること
- (4) その他、甲と乙が協議し、決定した業務に関すること

(要請手続)

第3条 甲が乙に対して要請するときは、「業務要請書」（様式第1号）をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは、電話又はその他の方法をもって要請し、事後に業務要請書を提出するものとする。

(要請に伴う措置)

第4条 乙は、前条の規定による要請を受けたときは、事業運営に支障のない範囲において、第2条に定める事項の提供を行うものとする。

2 乙は、事前に甲の書面による承諾を得たうえで、資機材等の提供の一部を第三者に再委託することができるものとする。なお、再委託先の行為については、乙が甲に対して一切の責任を負うものとする。

(実施報告)

第5条 乙は、要請により資機材等の提供を行ったときは、甲に対し、業務実施報告書（様式第2号）により報告するものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話、FAX等により報告し、事後速やかに文書を提出するものとする。

(費用負担)

第6条 乙が資機材等の提供を行った場合に要する費用は、災害発生直前における乙の価格を基準として、甲と乙が協議のうえ決定する。

(費用の支払い)

第7条 甲は、前条の規定により乙から費用の請求があった場合は、速やかに乙に支払うものとする。

(連絡調整体制の整備)

第8条 甲及び乙は、災害等発生時における円滑な協力体制が図られるよう、平時から受入に関する連絡調整体制の整備に努めるものとする。

(協定内容の変更)

第9条 甲又は乙のいずれかが、本協定の内容変更を申し出たときは、甲乙協議のうえ、必要な変更を行うものとする。

(守秘義務)

第10条 甲及び乙は、本協定による事業に関して知り得た相手方の秘密情報を、相手方の事前の書面による承認を得ずに第三者に開示又は提供してはならない。なお、当該情報の開示又は提供等に当たっては、条例の定めるところによるものとする。

2 甲及び乙は、本協定が理由の如何を問わず終了した後も、前項に定める守秘義務を負うものとする。

(有効期限)

第11条 本協定の有効期間は、締結日から当該年度の末日までとする。ただし、本協定の有効期間が満了する日の30日前までに、甲又は乙が書面により特段の申し出がないときは、有効期間が満了する日の翌日

から1年間、本協定は更新され、その後も同様とする。

(協議)

第12条 本協定に定めのない事項若しくは内容に疑義等が生じた場合は、甲乙協議のうえ、決定するものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通作成し、甲乙それぞれ署名のうえ、各自その1通を保有するものとする。

令和5年10月25日

甲 愛知県蒲郡市旭町17番1号
蒲郡市
蒲郡市長 鈴木 寿明

乙 愛知県岡崎市百々西町3番2号
有限会社ウインドソックス
代表取締役 蒲地 恵美子

4-54 大規模災害時における物資支援協力に関する協定書

(危機管理課)

蒲郡市（以下「甲」という。）とイオンリテール株式会社東海カンパニー・イオン蒲郡店（以下「乙」という。）は、災害対策基本法（昭和36年11月15日法律第223号）第2条第1号に規定する災害（以下「災害」という。）の発生、若しくは災害に発展する恐れがある場合において、以下のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

(目的)

第1条 本協定は、災害が発生、若しくは発生する恐れのある場合において、甲と乙が相互に協力して物資の支援に関する事項について定めるものとする。

(協力要請)

第2条 甲は災害により物資等を調達する必要がある場合は、乙の保有又は調達可能な物資（以下「物資」という。）の供給を要請できるものとする。

(物資の範囲)

第3条 甲が乙に要請する物資は、次の表に掲げるものとする。

災害発生直後に必要な調達 (発災～3日間程度)	その後に必要な物資
【食料品】 おにぎり、パン類、カップ麺、飲料水 粉ミルク、缶詰（イージーオープン） 【生活必需品】 毛布、紙おむつ、生理用品、哺乳瓶 ラジオ、乾電池、懐中電灯 箸、スプーン 使い捨て食器類、ラップ、固形燃料 ウェットティッシュ、ゴミ袋 蚊取り線香（夏季） 使い捨てカイロ（冬季）	【食料品】 精米、即席麺、食パン、レトルト食品 漬物、梅干、調味料、菓子類、果物、お茶 【生活必需品】 タオル、肌着、履物、作業服、軍手 鍋、炊飯用具、 簡易コンロ、カセットボンベ 石鹸、歯ブラシ ティッシュペーパー トイレットペーパー 防水シート

(要請手続)

第4条 甲が乙に対して要請するときは、「物資供給要請書」（様式第1号）をもって行うものとする。
ただし、緊急を要するときは、電話又はその他の方法をもって要請し、事後に物資供給要請書を提出するものとする。

(物資の運搬)

第5条 物資の運搬は、甲の指定する場所に、乙又は乙の指定するものが行うものとし、甲の職員が物資を確認後、これを引き取るものとする。

2 前条の要請により乙が物資の供給を実施したときは、速やかに「物資供給報告書」（様式第2号）により甲に報告するものとする。

(費用負担)

第6条 乙が供給する物資及び運搬に要する費用は、甲が負担するものとする。

2 物資の価格は、災害発生直前における乙の小売価格等を基準とし、甲と乙が協議のうえ、決定する。

3 その他、別途費用が発生した場合の負担については甲乙協議のうえ、決定する。

(費用の支払い)

第7条 甲は前条に基づく請求があったときは、その内容を確認し、乙に対し速やかに支払うものとする。

(責任制限)

第8条 乙は、第3条に基づく債務のうち、供給できない物資がある場合及び第5条に基づく物資の運搬に遅延が発生した場合においても、その責任を負わないものとする。

(協定内容の変更)

第9条 甲又は乙のいずれかが、本協定の内容変更を申し出たときは、甲乙協議のうえ、必要な変更を行うものとする。

(守秘義務)

第10条 甲及び乙は、本協定による事業に関して知り得た相手方の秘密情報を、相手方の事前の書面による承認を得ずに第三者に開示又は提供してはならない。なお、当該情報の開示又は提供等に当たっては、条例の定めるところによるものとする。

2 甲及び乙は、本協定が理由の如何を問わず終了した後も、前項に定める守秘義務を負うものとする。

(有効期間)

第11条 本協定の有効期間は、締結日から当該年度の末日までとする。ただし、本協定の有効期間が満了する日の30日前までに、甲又は乙が書面により特段の申し出を行わないときは、有効期間が満了する日の翌日から1年間、本協定は更新され、その後も同様とする。

(協議)

第12条 本協定に定めのない事項若しくは内容に疑義等が生じた場合は、甲乙協議のうえ、決定するものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通作成し、甲乙それぞれ署名のうえ、各自その1通を保有するものとする。

令和5年12月1日

甲 愛知県蒲郡市旭町17番1号
蒲郡市
蒲郡市長 鈴木 寿明

乙 名古屋市中村区名駅5丁目25番1号 愛三ビル
イオンリテール株式会社東海カンパニー 東愛知事業部
事業部長 上床 睦

4-55 大規模災害時等における屋上駐車場等の一時使用に関する協定書

(危機管理課)

蒲郡市（以下「甲」という。）は、株式会社近藤紡績所（以下「乙」という。）が所有し、イオンリテール(株)東海カンパニー（以下「丙」という。）が運営するイオン蒲郡店の屋上駐車場及び施設の一部（以下「本施設」という。）を、災害対策基本法(昭和36年11月15日法律第223号)第2条第1号に規定する災害（以下「災害」という。）の発生、若しくは災害に発展する恐れがある場合において、一時的な避難場所（以下「避難場所」という。）として使用することに関し、以下のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

(目的)

第1条 本協定は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、乙が所有し、丙が運営する次に掲げる本施設を、甲が指定する避難場所として使用することについて、必要な事項を定めるものとする。

(1)名称 イオン蒲郡店

(2)所在地 愛知県蒲郡市竹谷町中野1-1

(3)避難場所 イオン蒲郡店の屋上駐車場及び施設の一部のうち、丙の指定する部分

(要請手続)

第2条 甲は、本施設を避難場所として使用する必要が生じた場合は、丙に対し、その使用について「一時避難場所使用要請書」をもって要請するものとする。ただし、文書で要請することができないときは、口頭で要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

2 丙は、前項の規定により要請を受けたときは、丙の自衛消防活動、避難活動及び事業運営を阻害しない範囲で、本施設を避難場所として使用することを承認するものとする。

3 丙は、第1項の規定による要請に応じることができないと判断した場合は、当該要請に応じないことができる。

(使用期間)

第3条 甲が本施設を避難場所として使用する期間は、前条第1項の規定による要請を行ったときからおおむね3日間とし、それ以降については、甲丙協議して決定するものとする。

(避難場所の管理)

第4条 甲は、丙から本施設を避難場所として使用する場合において、甲の職員を本施設へ派遣するものとする。

2 甲の職員が派遣された場合は、甲の責任において避難者を管理・指導する。ただし、甲の職員が到着するまでの間は、丙の職員が甲に代わり避難者を指導、管理することができる。

3 本施設を避難場所として使用する場合は、次の各号に掲げる内容により、運営するものとする。

(1)丙は、施設内トイレが使用可能な場合、避難者に対し可能な範囲で提供する。

(2)甲が本施設を避難場所として使用できる範囲は、別紙のとおりとする。

(費用負担)

第5条 本施設を避難場所として使用したことに要した費用は、甲が負担するものとし、その金額等については、甲丙協議の上、決定するものとする。ただし、災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された場合にあっては、その定めに従うものとする。

2 甲が、本協定に基づき本施設を避難場所として使用したことに起因する物的損害が生じた場合において、その損害が甲及び甲の避難者の責に帰すべき事由によるものであるときは、甲がその損害回復に係る費用を負担するものとする。損害回復の方法については、甲は、乙又は丙と協議するものとする。

3 丙は、損害回復後、前項に規定する損害回復に係る費用を甲に請求するものとし、甲は、丙から請求があり次第、遅滞なくその費用を乙に支払うものとする。

(避難時の事故等に係る責任)

第6条 乙又は丙は、避難者が施設を使用した際に発生した事故等に対する責任を一切負わないものとする。

(避難場所としての使用停止)

第7条 乙又は丙は、本施設の位置の変更、又は乙又は丙が本施設の運営を止めたこと等により避難場所としての機能を果たさないときは、速やかにその旨を甲に通知しなければならない。

(協定内容の変更)

第8条 甲乙丙のいずれかが、本協定の内容変更を申し出たときは、甲乙丙協議のうえ、必要な変更を行うものとする。

(守秘義務)

第9条 甲乙丙は、本協定による事業に関して知り得た相手方の秘密情報を、相手方の事前の書面による承認を得ずに第三者に開示又は提供してはならない。なお、当該情報の開示又は提供等にあたっては、条例の定めるところによるものとする。

2 甲乙丙は、本協定が理由の如何を問わず終了した後も、前項に定める守秘義務を負うものとする。

(有効期間)

第10条 本協定の有効期間は、締結日から当該年度末日までとする。ただし、本協定の有効期間が満了する日の30日前までに、甲又は乙が書面により特段の申し出を行わないときは、有効期間が満了する日の翌日から1年間、本協定は更新され、その後も同様とする。

(協議)

第11条 本協定に定めのない事項若しくは内容に疑義等が生じた場合は、甲乙丙協議のうえ、決定するものとする。

本協定の締結を証するため、本書を3通作成し、甲乙丙それぞれ署名のうえ、各自その1通を保有するものとする。

令和5年12月1日

甲 蒲郡市旭町17番1号
蒲郡市

蒲郡市長 鈴木 寿明

乙 名古屋市中区丸の内二丁目18番25号 丸の内KSビル8階
株式会社 近藤紡績所 不動産事業本部

取締役 本部長 北村 清司

丙 名古屋市中村区名駅5丁目25番1号 愛三ビル
イオンリテール株式会社東海カンパニー 東愛知事業部

事業部長 上床 睦

4-56 災害時における支援物資の受入れ、配送等に関する協定書

(危機管理課)

蒲郡市（以下「甲」という。）と佐川急便株式会社（以下「乙」という。）とは、災害時における支援物資の受入れ、配送等に関し、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 本協定は、蒲郡市内に大規模な災害等が発生した場合において、被災者に対して食料、生活必需品等の物資の安定供給を行うことにより、被災者の生活の安定を図ることを目的として、甲が乙に対して行う物資の受入れ、配送等の要請手続等必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 本協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号の定めるところによる。

- (1)「調達物資」とは、被災者のために甲が必要に応じて調達する物資をいう。
- (2)「義援物資」とは、被災者のために甲に対して提供される調達物資以外の物資をいう。
- (3)「支援物資」とは、調達物資及び義援物資をあわせた物資をいう。
- (4)「避難所等」とは、支援物資の配達先となる蒲郡市内の避難所又は甲が指定する物資の供給場所等をいう。
- (5)「物資集積・搬送拠点」とは、大規模な災害等により避難所等への支援物資の配送が円滑に行えないなど、甲が必要と判断したときに支援物資の荷卸し、仕分け、登録、分配及び積み込み（以下「荷役作業」という。）又は配送等の拠点として設置する施設をいう。

(物資集積・搬送拠点の設置等)

第3条 物資集積・搬送拠点の設置場所は、災害時に物資集積・搬送拠点として甲が指定する施設のほか、甲の要請に基づき、乙又は乙の関係団体が提供する施設とする。

2 甲は、蒲郡市内における支援物資の供給体制が整うなど、荷役作業、配送等の必要性が低下した場合は状況を勘案しながら、物資集積・搬送拠点を閉鎖するものとする。

(物資の受入れ及び配送並びに派遣の要請)

第4条 甲は、前条の規定による物資集積・搬送拠点を設置する場合には、乙に対して次に掲げる業務を文書により要請することができる。ただし、文書により要請するいとまがない場合には、口頭によるものとし、その後速やかに文書を交付するものとする。

- (1) 避難所等への支援物資の配送計画の策定及び配送の実施
- (2) 配送時における被災者の物資ニーズの収集
- (3) 甲から指示のあった物資集積・搬送拠点における荷役作業の実施
- (4) 荷役作業に必要な人員及び機材の提供

2 甲は、支援物資の受入れ、配送等を実施する上で、必要と認めるときは文書により、乙に対し支援物資の受入れ、配送等に関する助言等を行う要員の派遣を要請することができる。ただし、文書をもって要請するいとまがない場合には、口頭によるものとし、その後速やかに文書により要請するものとする。

(物資受入れ及び配送並びに派遣の実施)

第5条 乙は、前条の規定により甲の要請があった場合は、可能な限り協力するものとする。ただし、乙が被災等により支援が困難と判断した場合は、この限りでない。

(報告)

第6条 乙は、第4条第1項の規定による要請により物資の受入れ及び配送業務を行った場合又は同条第2項の規定により派遣を行った場合は、文書により甲に報告するものとする。ただし、文書をもって報告するいとまがない場合には、口頭によるものとし、その後速やかに文書により報告するものとする。

2 甲及び乙は、第4条及び前項の規定により、要請又は報告した内容に変更が生じた場合は、その都度変更内容を相互に文書により通知するものとする。

(経費の負担及び請求等)

第7条 業務に要した経費は、甲が負担するものとする。

2 甲が負担する経費の価格は、法令その他で定めがあるものを除き、甲乙協議の上、決定するものとする。

3 甲は、乙から前項の規定による適法な支払請求書を受領したときは、乙に対し速やかに支払を行うものとする。

とする。

(事故等)

第8条 乙は、業務の実施に際し、事故等が発生したときは、甲に対して文書により報告し、甲乙協議の上、適切な措置を講じるものとする。ただし、文書をもって報告するいとまがない場合には、口頭によるものとし、その後速やかに文書により交付するものとする。

(損害の負担)

第9条 物資の受入れ、配送等により生じた損害の負担は、甲乙協議して定める。ただし、乙の責に帰する理由により生じた損害の負担は、乙が負うものとする。

(補償)

第10条 本協定に基づき乙が実施する業務に従事した者が、当該者の責に帰することができない理由により、負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合の災害補償は、乙の責任において行うものとする。ただし、甲の責に帰すべき事由による場合は、この限りでない。

(機密の保持及び情報提供)

第11条 甲及び乙は、本協定に基づく業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らし、又は利用してはならない。業務終了後又は解除された後についても同様とする。また、甲及び乙はそれぞれが知り得た災害に関する情報を互いに提供しよう努めるものとする。

(連絡責任者)

第12条 甲及び乙は、本協定に基づく担当部署を定めるとともに、連絡責任者を選定するものとする。

2 甲及び乙は、前項の規定により担当部署及び連絡責任者を定めた場合は相互に通知するものとする。

(協議)

第13条 本協定に定めのない事項及び本協定に疑義が生じたときは、甲乙協議の上、決定するものとする。

(適用)

第14条 本協定は、締結の日から適用し、甲又は乙が文書により本協定の解除を通知しない限り、その効力は継続するものとする。

本協定の締結を証するため、本協定書を2通作成し、甲乙記名押印の上、それぞれ1通を保有する。

令和4年9月1日

甲 愛知県蒲郡市旭町17番1号
蒲郡市
蒲郡市長 鈴木 寿明

乙 静岡県浜松市中区高丘西4丁目7番22号
佐川急便株式会社
執行役員
東海支店長 森 裕一郎

4-57 大規模災害時におけるホテル・旅館の協力に関する協定書

(観光まちづくり課)

蒲郡市（以下「甲」という。）と愛知県ホテル・旅館生活衛生同業組合蒲郡支部（以下「乙」という。）は、大規模災害時に乙の組合員が所有する宿泊施設及び所有地（以下「施設等」という。）を被災者の使用に供するため、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、次の各号において施設等を使用することによって、被災者の避難生活、プライバシーの保護、円滑な生活再建に資することを目的とする。

- (1) 大規模災害による津波避難のための観光客及び近傍居住者等の収容
- (2) 指定避難所に収容できない被災者が多数発生した場合の収容
- (3) 指定避難所閉鎖後の仮設住宅への入居又は自宅、その他の居住施設の確保ができるまでの間の収容

(要請の内容)

第2条 津波避難のための観光客及び近傍居住者等が、施設等に避難してきた場合、乙は可能な限り施設等を一時避難場所として提供する。ただし収容期間は津波の危険性がなくなるまでの間とする。

2 甲は、災害救助法が適用される程度以上の大規模災害が発生し、甲の指定避難所に収容できない被災者が多数発生した場合、乙に対し、施設等を指定避難所と同様の環境で提供するように要請することができる。ただし収容期間は甲の要請日から指定避難所の閉鎖までとする。

3 甲は、指定避難所の閉鎖後に仮設住宅への入居、自宅その他居住施設の確保ができない被災者のうち家族の状況、収入の状況その他の事情を考慮して、施設等に収容する者を選定し、乙に対し、施設等を提供するように要請することができる。ただし収容期間は指定避難所の閉鎖後、仮設住宅への入居、自宅その他居住施設の確保がされるまでの間で甲が指定した期間とし、3か月を限度とする。

4 被災者を収容する場合の施設等の内容、期間、人数その他必要な事項は、その都度甲・乙協議して定めるものとする。

(要請の方法)

第3条 要請の方法は、文書により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭等で要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

(施設等の提供)

第4条 乙は、前条の要請を受けたときは、可能な限り施設等を提供するものとする。

2 乙は、施設等を提供する場合は、施設等に付随するトイレ、バス及び夜具の使用も合わせて行うものとする。

(被害状況の調査及び報告)

第5条 乙は、大規模災害が発生したとき、甲の要請に速やかに応じられるよう、施設等の被害状況を調査し、提供可能な施設等を甲に報告するものとする。

(収容者の報告)

第6条 乙は、第2条第2項から第4項までにより施設等に収容した被災者について、甲に報告するものとする。

2 乙は、第2条第2項から第4項までにより施設等に収容した被災者に異動が生じた場合は、速やかに甲に報告するものとする。

(費用の負担)

第7条 甲は、被災者の収容のため乙が提供した施設等の使用に係る費用を負担する。

2 乙は、収容期間満了後、甲に費用を請求するものとする。

(食事の提供)

第8条 乙は、第2条第2項により収容した被災者のため食事の提供が可能な場合は、甲から適正な対価を得て、食事を提供できるものとする。

(実施細目)

第9条 この協定の実施に関し、必要な細目は、別に定めるものとする。

(その他)

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じた事項については、甲・乙協議して定めるものとする。

附 則

- 1 平成9年1月23日付けで甲と乙が締結した「大規模災害時の復旧過程における宿泊施設の一時使用に関する協定書」は廃止する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲・乙記名捺印の上、各1通を保有する。

平成26年3月7日

甲 蒲郡市旭町17番1号
蒲郡市
蒲郡市長 稲葉 正吉

乙 愛知県ホテル・旅館生活衛生同業組合蒲郡支部
支部長 杉山 和弘

大規模災害時におけるホテル・旅館の協力に関する実施細目

「大規模災害時におけるホテル・旅館の協力に関する協定書」に基づく実施細目は、次のとおりとする。

- 1 甲から乙への要請は、被災者受入れ依頼書（様式第1号）にて行うものとする。（協定書第3条関連）
- 2 乙は、第2条第2項から第4項までにより施設等に収容した被災者について、被災者受入れ確認書（様式第2号）にて、甲に報告するものとする。（協定書第6条第1項関連）
乙は第2条第2項から第4項までにより施設等に収容した被災者に異動が生じた場合は、収容者異動報告書（様式第3号）にて、甲に報告するものとする。（協定書第6条第2項関連）
- 3 災害者の状況判断基準
災害救助法（昭和22年法律第118号）の適用を原則とする。
 - (1)災害世帯の基準
 - ア 住居の被害程度は、住居の滅失した世帯、即ち全壊・全焼・流出等の世帯及び住居が半壊・半焼等著しく損傷した世帯
 - イ 飯場・下宿等の一時的寄留世帯については、生活根拠の所在地等総合的条件を考慮して実情に即した決定をする。
 - (2)災害者の基準
 - ア 親族、知人等身を寄せる者がいない者、または親族、知人等身を寄せることが困難な者で、自宅の再建やアパート等の借上げが比較的短期に実現可能な者
 - イ その他市長が特に必要と認める者
- 4 添付様式等
 - (1)被災者受入れ依頼書（様式第1号）
 - (2)被災者受入れ確認書（様式第2号）
 - (3)収容者異動報告書（様式第3号）
 - (4)世帯別被災者名簿
 - (5)協定に同意済のホテル・旅館一覧表

※協定に同意済のホテル・旅館一覧表は資料編第1章「不特定多数の者を収容する施設」を参照。

4-58 災害時における船艇での人員及び物資の輸送、人命の救助及び情報の提供の協力に関する協定書

(農林水産課)

(趣旨)

第1条 この協定は、蒲郡市地域防災計画に基づく災害時における船艇での人員及び物資の輸送、人命の救助（以下「業務」という。）並びに災害情報の提供に関して、蒲郡市（以下「甲」という。）が蒲郡市漁業振興協議会（以下「乙」という。）に協力を求めるにあたって、必要な事項を定めるものとする。

(協力要請)

第2条 甲は、災害時において前条に規定する業務に関して船艇を必要とするときは、乙に対しその協力を要請することができる。

(要請手続)

第3条 甲は、船艇での協力業務の要請にあたっては、次に掲げる事項を文書（別表1）をもって乙に連絡するものとする。ただし、緊急の場合は電話等によることができるものとし、この場合には、甲は、事後速やかに文書を乙に提出するものとする。

- (1) 集結場所及び日時
- (2) 業務の内容
- (3) 要請を行った日時及び担当者名
- (4) その他必要と認める事項

(業務等の遂行)

第4条 乙は、前条の要請があったときは、可能な限り甲に協力し業務に従事するものとし、その遂行にあたっては、甲の指示に従うものとする。

2 乙は、無線等により覚知した災害情報を積極的に甲に提供するものとする。

(報告)

第5条 乙は、業務終了後、次に掲げる事項を文書（別表2）で甲に報告するものとする。

- (1) 船艇の種類及び船艇数
- (2) 従事者の氏名
- (3) 従事期間
- (4) 業務内容
- (5) その他

(経費の負担等)

第6条 乙が第4条第1項の規定に基づき業務の遂行に要した費用は、甲が負担するものとする。

2 乙は、前項に規定する費用を、業務報告後甲の認定を受けて、甲に請求するものとする。

3 甲は、前項の規定に基づき乙から経費の支払い請求があった場合は、速やかに乙に支払うものとする。

(価格の決定)

第7条 甲が負担する経費の価格は、甲、乙協議して決定するものとする。

(連絡窓口)

第8条 この協定業務に関する甲の連絡窓口は、蒲郡市産業振興部農林水産課とし、連絡責任者は農林水産課長とする。

(職員の同乗)

第9条 甲は、必要に応じ船艇に職員を同乗させることができるものとする。

(船艇調査)

第10条 甲は、乙が業務の遂行に要する船艇の種類、艇数等の調査を必要に応じて実施するものとし、乙は、これに協力するものとする。

(疑義の決定)

第11条 この協定に定めるもののほか、必要な事項については甲乙協議の上定めるものとする。

(適用日)

第12条 この協定は、平成9年3月31日から適用する。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙、記名押印の上各1通を保有する。

平成9年3月31日

甲	蒲郡市旭町17番1号
	蒲郡市 蒲郡市長 鈴木 克昌
	連絡先 農林水産課
	電話 66-1124
	FAX 66-1188
乙	愛知県蒲郡市西浦町前浜6番地
	蒲郡市漁業振興協議会
	代表者 会長 半田 一

4-59 災害支援協力に関する覚書

(危機管理課)

蒲郡市（以下「甲」という。）と蒲郡郵便局（以下「乙」という。）は、蒲郡市内に発生した地震その他による災害時において、災害対策基本法、災害救助法その他関係法令に定めるもののほか、必要とする対応を甲と蒲郡市内の郵便局が相互に協力し、円滑に遂行するため、次のとおり覚書を締結する。

(用語の定義)

第1条 この覚書において、「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定めるものをいう。

(協力要請)

第2条 甲及び乙は、蒲郡市内に災害が発生した場合は、次の事項について相互に協力を要請することができる。

- (1) 甲が所有し、又は管理する施設及び用地の郵便物集積場所等としての提供に関すること。
- (2) 乙及び蒲郡市内の郵便局が所有し、又は管理する施設及び用地の避難場所、物資集積場所等としての提供に関すること。
- (3) 甲又は乙が収集した被災住民の避難先及び被災状況等の情報の相互提供に関すること。
- (4) 災害救助法適用時における郵便・為替貯金・簡易保険の郵政事業に係わる災害特別事務取扱い及び援護対策に関すること。
- (5) 避難所への臨時郵便差出箱の設置に関すること。
- (6) 前各号に定めるもののほか、支援、協力できる事項に関すること。

(協力の実施)

第3条 甲及び乙は、前条の規定による要請を受けたときは、その重要性を考慮し、協力するよう努めなければならない。

(経費の負担)

第4条 第2条に規定する協力要請に対して、協力をした者が要した経費については、法令その他に別段の定めがあるものを除くほか、それぞれ要請した者が適正な方法により算出した金額を負担する。

2 前項の負担につき疑義が生じたときは、甲乙協議の上、負担すべき額を決定する。

(災害対策本部への参加協力)

第5条 甲は、必要がある場合は乙に対し蒲郡市災害対策本部へ情報連絡員として幹部職員の参加要請をすることができるものとする。

(災害情報等連絡体制の整備)

第6条 甲及び乙は、安否情報等の連絡体制を整備するため、その方策について協議するものとする。

(防災訓練等への参加協力)

第7条 乙及び蒲郡市内の郵便局は、甲の行う防災訓練等に参加協力するものとする。

(情報の交換)

第8条 甲及び乙は、相互の防災計画の状況、協力要請事項に関し、必要に応じて情報の交換を行うものとする。

(連絡責任者)

第9条 この覚書に関する連絡責任者は、甲においては蒲郡市福祉課長（以下「福祉課長」という。）、乙においては蒲郡郵便局総務課長（以下「総務課長」という。）とし、甲は蒲郡市防災会議の構成員に、乙は蒲郡市内の郵便局に責任をもって連絡調整するものとする。

(協 議)

第10条 この覚書に定めのない事項及びこの覚書に疑義が生じたときは、甲乙協議の上、決定するものとする。

2 この覚書の実施に関して必要な事項は、福祉課長と総務課長が協議の上、別に定めるものとする。

この覚書の締結を証するため、この書面2通を作成し、甲乙両者が署名の上、各自その1通を保有する。

平成9年5月23日

甲 蒲郡市旭町17番1号
蒲郡市
蒲郡市長 鈴木 克昌

乙 蒲郡市港町16番18号
蒲郡郵便局
局 長 高尾 宗男

4－60 災害発生時における支援協定

(交通防犯課)

蒲郡市（以下「甲」という。）と蒲郡警備業協会（以下「乙」という。）は、大規模災害が発生した場合における災害復旧業務等に関する警備業務の要請手続等について次のとおり協定する。

(目的)

第1条 この協定は、地震・台風等により蒲郡市内で大規模な災害が発生した場合において、災害復旧業務を迅速かつ円滑に実施するため、甲の要請等により乙が従事する災害復旧の警備業務や乙の支援体制等を明らかにするとともに、防災訓練等を通じて甲、乙相互の協力体制を強化することを目的とする。

(業務内容)

第2条 甲が乙に要請する警備内容は、次の各号に定めるものとする。

- (1) 緊急交通路の確保等に関する交通誘導警備業務
- (2) 被災地、避難場所等における警戒警備業務
- (3) 災害情報の収集及び通報に関する業務
- (4) その他甲が要請する警備業務

(出動要請等)

第3条 甲は、災害が発生した場合において、必要があると認めるときは、乙に対し日時、場所、業務内容及び出動要請人員を示し、出動を要請するものとする。

なお、出動期間については、要請等に甲及び乙が協議して定めるものとする。

2 乙は、前項の出動要請があった場合は、その要請内容を警備業者に連絡するとともに、警備員の出動を依頼するものとする。

3 警備業者は、前項の依頼を受けて警備員を出動させるときは、警備業法（昭和47年法律第117号）第11条の3第2項の警備員指導教育責任者資格者証若しくは警備員等の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第5号）第8条の合格証の交付を受けている者又は要請業務に関して専門的な知識及び技能を有し、かつ、警備業務の経験が3か月以上ある者を充てるものとする。

(業務の実施)

第4条 甲の要請により出動した警備員は、乙に所属する警備業者の指揮に基づき、甲の指定する業務に従事するものとする。

2 乙は、出動後速やかに現場責任者、出動人員、出動者の氏名、出動時間等を甲に報告しなければならない。

(出動要請の解除等)

第5条 甲は、要請業務の必要がなくなったときは、乙に対し速やかに文書等により出動要請の解除を連絡するものとする。

2 乙は、要請業務終了後、業務結果を遅滞なく甲に報告しなければならない。

(費用の請求及び支払)

第6条 乙は、業務の終了後甲と協議の上、当該業務に要した費用の支払いを甲に請求し、甲は30日以内に乙に支払うものとする。

(出動警備員の災害補償)

第7条 出動した警備員が要請業務の実施により災害を受けた場合の補償は、当該警備員の使用者たる警備業者の責任において行うものとする。

(損害の負担)

第8条 出動した警備員が要請業務の実施において、生じせしめた損害は当該要請業務を行った警備員の使用者たる警備業者の負担とするものとし、甲の責に帰すべき理由により生じた損害については甲の負担とする。

(出動可能人員表の備付け等)

第9条 乙は、要請業務に応じるため、警備業者ごとの出動可能人員数等を記載した表を甲に提出すると同時に、常時備え付けておかなければならない。

2 乙は、前項の表に変更が生じた場合は甲に提出しなければならない。

(報告)

第10条 乙は、災害復旧業務に従事できる警備員数、警備員の集合方法、業務分担等の支援体制の概要について、必要に応じて甲に報告するものとする。

(防災訓練)

第11条 乙は、甲の実施する防災訓練に積極的に参加し、支援体制の強化に努める。

(施行細則)

第12条 この協定の実施について、必要事項は甲及び乙が協議して別に定めるものとする。

附 則

この協定は、平成11年2月1日から施行する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙署名押印の上、それぞれ1通ずつ保管するものとする。

平成11年1月26日

(甲) 蒲郡市旭町17番1号
蒲郡市
蒲郡市長 鈴木 克昌

(乙) 蒲郡市神明町2番12号
蒲郡警備業協会
会 長 佐々木 義祐

災害対策警備業務実施規程

(目的)

第1条 この規程は、蒲郡市（以下「甲」という。）と蒲郡警備業協会（以下「乙」という。）との間において、平成11年1月26日に締結した「災害発生時における支援協定」（以下「協定」という。）に基づく業務を適正に実施するための必要な事項を定めることを目的とする。

(委託契約)

第2条 協定第2条の規定に基づき、要請業務に従事する警備業者（以下「契約業者」という。）は、前もって乙との間において警備業務の委託契約を締結するものとする。

(教育訓練)

第3条 乙及び契約業務は、要請業務を適正に実施するため、甲が実施する防災訓練等に参加協力するとともに、平素から必要な教育訓練に努めるものとする。

(災害対策本部の開設)

第4条 乙は、協定第3条の規定に基づき、甲から警備員の出動要請があった時又は出動要請があると予想される時は、乙の事務局所在地に乙の会長を本部長とする蒲郡警備業協会災害対策本部（以下「災対本部」という。）を開設する。

2 災対本部長は、災対本部運営上必要があると認めるときは、要員、資機材等の提供について契約業者に対し協力を求めることができる。

(災害対策本部の業務)

第5条 災対本部の業務は乙の事務局において、次の事項について行う。

- (1) 甲からの出動要請の受理
- (2) 災対本部室の設置
- (3) 災対本部長の指示を受け、契約業者への出動要請
- (4) 災害情報の収集、伝達及び報告
- (5) 甲及びその他関係機関への報告及び連絡
- (6) 出動費用の甲への請求と契約業務への支給
- (7) その他災対本部において必要な事務

(出動要請)

第6条 災対本部長は、甲から協定第3条の規定による出動要請を受けたときは、直ちに警備員出動要請受理簿（蒲警協用）（第1号様式）に所定事項を記入するとともに、速やかに契約業者に対し日時、場所、業務内容、出動人員及び出動期間を示して出動を要請するものとする。

2 出動要請を受けた契約業者は、その結果を「出動警備員配置状況表」（第2号様式）により配置完了まで2時間毎に災対本部長に報告するものとする。

(出動警備員の留意事項)

第7条 出動した警備員は、警備方針及び自己の任務を確認して適正な警備業務の遂行に努めるほか、次の事項に留意しなければならない。

- (1) 出動先に到着した活動単位の責任者は、所属会社の災害対策責任者に対し、現場到着時間を報告するとともに、甲に会社名、責任者名、出動人員及び到着時間を報告し、警備業務の具体的実施要領等について甲の指示を受けることとする。
- (2) 現場活動に当たっては、現場の甲の担当者と相互に連絡を密にして効果的な業務の遂行に努めること。
- (3) 業務の遂行に当たっては、不必要な言動を慎み冷静沈着にして責任ある行動をとること。
- (4) 現場において紛争事案等が発生した場合は、現場の甲の担当者若しくは現場の警察官に通報しその指示のもと適切な措置をとるとともに、所属会社の災害対策責任者に報告すること。
- (5) 活動単位の責任者は、勤務終了後、警備日誌を作成して所属会社の災害対策責任者に報告すること。
- (6) 業務実施上知り得た機密事項を他へ漏らさないこと。

(広域支援対策の整備等)

第8条 乙は、平素から甲及び他の警備業団体との連携強化に努め、協定により要請された出動警備員が確保できない時は、他の警備業団体に応援を求めることができるよう広域支援協定の締結など協力体制の整備に努めるものとする。

(細則)

第9条 協定に基づく業務の実施に関して、この規程に定めのない事項については、甲、乙協議の上、別に定める。

附 則

この規程は、平成11年2月1日から施行する。

蒲 郡 警 備 業 協 会 会 員 名 簿

	会社名	役職名	代表者	所在地	連絡先
会長	東海警備安全保障株式会社	C E O	佐々木 義祐	〒443-0056 蒲郡市神明町2番 12号	TEL : 0533-67-3314 FAX : 0533-66-1000
監事	がましんビジネスサービス株式会社	代表取締役	小嶋 徳男	〒443-0043 蒲郡市元町5番8 号	TEL : 0533-68-1451 FAX : 0533-67-1191
	セコム株式会社	豊橋中央支社 支社長	橋之口 雄治	〒440-0888 豊橋市駅前大通2 - 33-1 開発ビル	TEL : 0532-53-5261 FAX : 0532-56-2491
	総合警備保障株式会社	豊橋支社支社 長	宮崎 繁	〒440-0888 豊橋市駅前大通1 - 27 豊橋第一ビル	TEL : 0532-54-3221 FAX : 0532-54-8816
	株式会社大道警備	代表取締役	神谷 利勉	〒441-8014 豊橋市花田二番町 83番地 甲貴ビル3F	TEL : 0532-33-6516 FAX : 0532-33-6517
	日本信託警備株式 会社	取 締 役	高松 稔	〒443-0056 蒲郡市神明町2番 12号	TEL : 0533-67-3158 FAX : 0533-67-1254

(順不同)

事務局 鳥居隆一、柴田ひろこ

住 所 〒443-0056 蒲郡市神明町2番12号 (東海警備グループ本部 内)

Tel : 0533-67-3314 Fax : 0533-66-1000

4-61 災害時における応急復旧等の作業車両の確保に関する協力要請協定書

(資産マネジメント課)

(1) 愛知海運株式会社蒲郡支店

(趣旨)

第1条 この協定は、蒲郡市地域防災計画に基づく災害時における応急復旧等の作業用車両（以下「作業車両」という。）の確保に関して、蒲郡市（以下「甲」という。）が愛知海運株式会社蒲郡支店（以下「乙」という。）に協力を求めるにあたって、必要な事項を定めるものとする。

(協力要請)

第2条 甲は、災害時において作業車両が不足するとき、又は必要とするときは、乙に対し作業車両の派遣（運転手付き）を要請することができる。

(作業車両の種類等)

第3条 この協定において、乙が派遣要請を受ける作業車両の種類、最大台数は別紙「別表第1」のとおりとする。

(要請手続)

第4条 甲は、作業車両の派遣要請にあたっては、次に掲げる事項を文書をもって乙に要請するものとする。ただし、緊急の場合は電話等により要請できるものとし、この場合には、甲は後日文書を速やかに乙に提出しなければならない。

(1) 要請を行った日時及び担当者名

(2) 作業場所及び派遣期間

(3) 作業の内容

(4) 作業車両の種類及び台数

(5) 集結場所及び日時

(6) その他必要と認める事項

(業務遂行)

第5条 乙は、前条の要請があったときは、可能な限り甲に協力し、復旧等業務（以下「業務」という。）に従事するものとし、業務遂行にあたっては、甲の指示に伴うものとする。

(報告)

第6条 乙は、業務終了後、次に掲げる事項を甲に報告するものとする。

(1) 従事した作業車両及び従事者氏名

(2) 従事日数及び作業場所

(3) その他必要と認める事項

(経費の負担等)

第7条 乙が前条の業務遂行に要した費用は、甲の負担とするものとする。

2 乙は、前項の規定する費用を、業務終了後甲の承認を受けて、甲に請求するものとする。

3 甲は、前項の規定に基づき乙から経費の支払い請求があった場合は、速やかに乙に支払うものとする。

(価格の決定)

第8条 甲が負担する経費の価格は、災害発生時の直前における適正価格を基準として、甲・乙協議して決定するものとする。

(連絡窓口)

第9条 この協定業務に関する甲の連絡窓口は、「別表第2」に定めるとおりとする。

(作業車両調査)

第10条 甲は、第3条に規定する作業車両の種類等の調査を年1回行うものとし、乙はこれに協力するものとする。

(疑義の決定)

第11条 この協定に定めるもののほか、必要な事項については甲・乙協議のうえ定めるものとする。

(適用日)

第12条 この協定は、締結の日から適用する。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲・乙記名押印のうえ各1通を保有する。

平成11年10月1日

甲 蒲郡市旭町17番1号
蒲郡市
蒲郡市長 鈴木 克昌

乙 蒲郡市浜町14番地
愛知海運株式会社蒲郡支店
取締役支店長 安藤 義

別表第1 (第3条関係)

作業車両の種類	台数 (最大台数)
H : 12.7m クレーン	1 台
H : 30m クレーン	1 台

別表第2 (第9条関係)

連絡窓口	連絡責任者
蒲郡市総務部財務課	財務課長

※令和5年7月11日付けで別表第1 (第3条関係) を下記のとおり改めた。

作業車両の種類	台数 (最大台数)
ショベルローダー	2 台
パワーショベル	1 台

(2) 株式会社小田鐵工（旧：株式会社ファブ・テック）

（趣旨）

第1条 この協定は、蒲郡市地域防災計画に基づく災害時における応急復旧等の作業用車両（以下「作業車両」という。）の確保に関して、蒲郡市（以下「甲」という。）が株式会社ファブ・テック（以下「乙」という。）に協力を求めるにあたって、必要な事項を定めるものとする。

（協力要請）

第2条 甲は、災害時において作業車両が不足するとき、又は必要とするときは、乙に対し作業車両の派遣（運転手付き）を要請することができる。

（作業車両の種類等）

第3条 この協定において、乙が派遣要請を受ける作業車両の種類、最大台数は別紙「別表第1」のとおりとする。

（要請手続）

第4条 甲は、作業車両の派遣要請にあたっては、次に掲げる事項を文書をもって乙に要請するものとする。ただし、緊急の場合は電話等により要請できるものとし、この場合には、甲は後日文書を速やかに乙に提出しなければならない。

- (1) 要請を行った日時及び担当者名
- (2) 作業場所及び派遣期間
- (3) 作業の内容
- (4) 作業車両の種類及び台数
- (5) 集結場所及び日時
- (6) その他必要と認める事項

（業務遂行）

第5条 乙は、前条の要請があったときは、可能な限り甲に協力し、復旧等業務（以下「業務」という。）に従事するものとし、業務遂行にあたっては、甲の指示に伴うものとする。

（報告）

第6条 乙は、業務終了後、次に掲げる事項を甲に報告するものとする。

- (1) 従事した作業車両及び従事者氏名
- (2) 従事日数及び作業場所
- (3) その他必要と認める事項

（経費の負担等）

第7条 乙が前条の業務遂行に要した費用は、甲の負担とするものとする。

2 乙は、前項の規定する費用を、業務終了後甲の承認を受けて、甲に請求するものとする。

3 甲は、前項の規定に基づき乙から経費の支払い請求があった場合は、速やかに乙に支払うものとする。

（価格の決定）

第8条 甲が負担する経費の価格は、災害発生時の直前における適正価格を基準として、甲・乙協議して決定するものとする。

（連絡窓口）

第9条 この協定業務に関する甲の連絡窓口は、「別表第2」に定めるとおりとする。

（作業車両調査）

第10条 甲は、第3条に規定する作業車両の種類等の調査を年1回行うものとし、乙はこれに協力するものとする。

（疑義の決定）

第11条 この協定に定めるもののほか、必要な事項については甲・乙協議のうえ定めるものとする。

（適用日）

第12条 この協定は、締結の日から適用する。

この協定を証するため、本署2通を作成し、甲・乙記名押印のうえ各1通を保有する。

平成11年10月1日

- 甲 蒲郡市旭町17番1号
蒲郡市
蒲郡市長 鈴木 克昌
- 乙 蒲郡市浜町90番地
株式会社ファブ・テック
代表取締役 小田 圭二

別表第1（第3条関係）

作業車両の種類	台数（最大台数）
H：41m クレーン	1 台
H：30m クレーン	2 台
H：21m クレーン	1 台

別表第2（第9条関係）

連絡窓口	連絡責任者
蒲郡市総務部財務課	財務課長

※平成24年2月22日付けで別表第1（第3条関係）を下記のとおり改めた。

作業車両の種類	台数（最大台数）
H：30m クレーン	1 台

4-62 災害時における救援・救急活動要員、救援用物資、応急復旧用資機材等の輸送車両の確保に関する協力要請協定書

(資産マネジメント課)

(1) 名鉄バス株式会社蒲郡管理所 (旧：名鉄バス東部株式会社蒲郡営業所)

(趣旨)

第1条 この協定は、蒲郡市地域防災計画に基づく災害時における救援・救急活動要員、救援用物資、応急復旧用資機材等の輸送用車両 (以下「輸送車両」という。) の確保に関して、蒲郡市 (以下「甲」という。) が名鉄バス東部株式会社蒲郡営業所 (以下「乙」という。) に協力を求めるにあたって、必要な事項を定めるものとする。

(協力要請)

第2条 甲は、災害時において輸送車両が不足するとき、又は必要とするときは、乙に対し輸送車両の派遣 (運転手付き) を要請することができる。

(輸送車両の種類等)

第3条 この協定において、乙が派遣要請を受ける輸送車両の種類、最大台数は別紙「別表第1」に定めるとおりとする。

(要請手続)

第4条 甲は、輸送車両の派遣要請にあたっては、次に掲げる事項を文書をもって乙に要請するものとする。ただし、緊急の場合は電話等により要請できるものとし、この場合には、甲は後日文書を速やかに乙に提出しなければならない。

- (1) 要請を行った日時及び担当者名
- (2) 輸送区間及び派遣期間
- (3) 輸送人員又は輸送量
- (4) 輸送車両の種類及び台数
- (5) 集結場所及び日時
- (6) その他必要と認める事項

(業務遂行)

第5条 乙は、前条の要請があったときは、可能な限り甲に協力し、輸送業務 (以下「業務」という。) に従事するものとし、業務遂行にあたっては、甲の指示に従うものとする。

(報告)

第6条 乙は、業務終了後、次に掲げる事項を甲に報告するものとする。

- (1) 従事した輸送車両及び従事者名
- (2) 従事日数及び輸送区間
- (3) その他必要と認める事項

(経費の負担等)

第7条 乙が、前条の業務遂行に要した費用は、甲が負担するものとする。

2 乙は、前項に規定する費用を、業務終了後甲の承認を受けて、甲に申請するものとする。

3 甲は、前項の規定に基づき乙から経費の支払い請求があった場合は、速やかに乙に支払うものとする。

(価格の決定)

第8条 甲が負担する経費の価格は、災害発生時の直前における適正価格を基準として、甲・乙協議して決定するものとする。

(連絡窓口)

第9条 この協定業務に関する甲の連絡窓口は、別紙「別表第2」に定めるとおりとする。

(職員の同乗)

第10条 甲は、必要に応じ輸送車両に甲の職員を同乗させることができるものとする。

2 乙は、必要に応じ輸送車両に、甲の職員の同乗を要請することができるものとする。

(輸送車両調査)

第11条 甲は、第3条に規定する輸送車両の種類等の調査を年1回行うものとし、乙はこれに協力する

ものとする。

(疑義の決定)

第12条 この協定に定めるもののほか、必要な事項については甲・乙協議のうえ定めるものとする。

(適用日)

第13条 この協定は、締結の日から適用する。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲・乙記名押印のうえ各1通を保有する。

平成24年4月1日

甲 蒲郡市旭町17番1号
蒲郡市
蒲郡市長 稲葉 正吉

乙 蒲郡市拾石町前浜58番地13
名鉄バス東部株式会社
蒲郡営業所 所長 岡崎 多喜夫

別表第1 (第3条関係)

輸送車両の種類	台数 (最大台数)
バ ス	2 台

別表第2 (第9条関係)

連絡窓口	連絡責任者
蒲郡市総務部財務課	財務課長

(2) ホイテクノ物流株式会社
(趣旨)

第1条 この協定は、蒲郡市地域防災計画に基づく災害時における救援・救急活動要員、救援用物資、応急復旧用資機材等の輸送用車両（以下「輸送車両」という。）の確保に関して、蒲郡市（以下「甲」という。）がホイテクノ物流株式会社（以下「乙」という。）に協力を求めるにあたって、必要な事項を定めるものとする。

(協力要請)

第2条 甲は、災害時において輸送車両が不足するとき、又は必要とするときは、乙に対し輸送車両の派遣（運転手付き）を要請することができる。

(輸送車両の種類等)

第3条 この協定において、乙が派遣要請を受ける輸送車両の種類、最大台数は別紙「別表第1」に定めるとおりとする。

(要請手続)

第4条 甲は、輸送車両の派遣要請にあたっては、次に掲げる事項を文書をもって乙に要請するものとする。ただし、緊急の場合は電話等により要請できるものとし、この場合には、甲は後日文書を速やかに乙に提出しなければならない。

- (1) 要請を行った日時及び担当者名
- (2) 輸送区間及び派遣期間
- (3) 輸送人員又は輸送量
- (4) 輸送車両の種類及び台数
- (5) 集結場所及び日時
- (6) その他必要と認める事項

(業務遂行)

第5条 乙は、前条の要請があったときは、可能な限り甲に協力し、輸送業務（以下「業務」という。）に従事するものとし、業務遂行にあたっては、甲の指示に従うものとする。

(報告)

第6条 乙は、業務終了後、次に掲げる事項を甲に報告するものとする。

- (1) 従事した輸送車両及び従事者名
- (2) 従事日数及び輸送区間
- (3) その他必要と認める事項

(経費の負担等)

第7条 乙が、前条の業務遂行に要した費用は、甲が負担するものとする。

2 乙は、前項に規定する費用を、業務終了後甲の承認を受けて、甲に申請するものとする。

3 甲は、前項の規定に基づき乙から経費の支払い請求があった場合は、速やかに乙に支払うものとする。

(価格の決定)

第8条 甲が負担する経費の価格は、災害発生時の直前における適正価格を基準として、甲・乙協議して決定するものとする。

(連絡窓口)

第9条 この協定業務に関する甲の連絡窓口は、別紙「別表第2」に定めるとおりとする。

(職員の同乗)

第10条 甲は、必要に応じ輸送車両に甲の職員を同乗させることができるものとする。

2 乙は、必要に応じ輸送車両に、甲の職員の同乗を要請することができるものとする。

(輸送車両調査)

第11条 甲は、第3条に規定する輸送車両の種類等の調査を年1回行うものとし、乙はこれに協力するものとする。

(疑義の決定)

第12条 この協定に定めるもののほか、必要な事項については甲・乙協議のうえ定めるものとする。

(適用日)

第13条 この協定は、締結の日から適用する。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲・乙記名押印のうえ各1通を保有する。

平成11年10月1日

甲 蒲郡市旭町17番1号
蒲郡市
蒲郡市長 鈴木 克昌

乙 蒲郡市拾石町東浜31番地16
ホイテクノ物流株式会社
取締役社長 平野 貞雄

別表第1 (第3条関係)

輸送車両の種類	台数 (最大台数)
大型トラック	5 台

別表第2 (第9条関係)

連絡窓口	連絡責任者
蒲郡市総務部財務課	財務課長

※平成24年2月22日付けで別表第1 (第3条関係) を下記のとおり改めた。

輸送車両の種類	台数 (最大台数)
大型トラック	3 台

(3) 蒲郡運送株式会社

(趣旨)

第1条 この協定は、蒲郡市地域防災計画に基づく災害時における救援・救急活動要員、救援用物資、応急復旧用資機材等の輸送用車両（以下「輸送車両」という。）の確保に関して、蒲郡市（以下「甲」という。）が蒲郡運送株式会社（以下「乙」という。）に協力を求めるにあたって、必要な事項を定めるものとする。

(協力要請)

第2条 甲は、災害時において輸送車両が不足するとき、又は必要とするときは、乙に対し輸送車両の派遣（運転手付き）を要請することができる。

(輸送車両の種類等)

第3条 この協定において、乙が派遣要請を受ける輸送車両の種類、最大台数は別紙「別表第1」に定めるとおりとする。

(要請手続)

第4条 甲は、輸送車両の派遣要請にあたっては、次に掲げる事項を文書をもって乙に要請するものとする。ただし、緊急の場合は電話等により要請できるものとし、この場合には、甲は後日文書を速やかに乙に提出しなければならない。

- (1) 要請を行った日時及び担当者名
- (2) 輸送区間及び派遣期間
- (3) 輸送人員又は輸送量
- (4) 輸送車両の種類及び台数
- (5) 集結場所及び日時
- (6) その他必要と認める事項

(業務遂行)

第5条 乙は、前条の要請があったときは、可能な限り甲に協力し、輸送業務（以下「業務」という。）に従事するものとし、業務遂行にあたっては、甲の指示に従うものとする。

(報告)

第6条 乙は、業務終了後、次に掲げる事項を甲に報告するものとする。

- (1) 従事した輸送車両及び従事者名
- (2) 従事日数及び輸送区間
- (3) その他必要と認める事項

(経費の負担等)

第7条 乙が、前条の業務遂行に要した費用は、甲が負担するものとする。

2 乙は、前項に規定する費用を、業務終了後甲の承認を受けて、甲に申請するものとする。

3 甲は、前項の規定に基づき乙から経費の支払い請求があった場合は、速やかに乙に支払うものとする。

(価格の決定)

第8条 甲が負担する経費の価格は、災害発生時の直前における適正価格を基準として、甲・乙協議して決定するものとする。

(連絡窓口)

第9条 この協定業務に関する甲の連絡窓口は、別紙「別表第2」に定めるとおりとする。

(職員の同乗)

第10条 甲は、必要に応じ輸送車両に甲の職員を同乗させることができるものとする。

2 乙は、必要に応じ輸送車両に、甲の職員の同乗を要請することができるものとする。

(輸送車両調査)

第11条 甲は、第3条に規定する輸送車両の種類等の調査を年1回行うものとし、乙はこれに協力するものとする。

(疑義の決定)

第12条 この協定に定めるもののほか、必要な事項については甲・乙協議のうえ定めるものとする。

(適用日)

第13条 この協定は、締結の日から適用する。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲・乙記名押印のうえ各1通を保有する。

平成11年10月1日

甲 蒲郡市旭町17番1号
蒲郡市
蒲郡市長 鈴木 克昌

乙 蒲郡市浜町94番地8
蒲郡運送株式会社
取締役社長 伊藤 幸夫

別表第1 (第3条関係)

輸送車両の種類	台数(最大台数)
大型トラック	1台
小型トラック	2台

別表第2 (第9条関係)

連絡窓口	連絡責任者
蒲郡市総務部財務課	財務課長

※令和5年7月11日付けで別表第1 (第3条関係) を下記のとおり改めた。

輸送車両の種類	台数(最大台数)
大型トラック	3台
中型トラック	1台
小型トラック	1台

(4) 日本通運株式会社蒲郡支店

(趣旨)

第1条 この協定は、蒲郡市地域防災計画に基づく災害時における救援・救急活動要員、救援用物資、応急復旧用資機材等の輸送用車両（以下「輸送車両」という。）の確保に関して、蒲郡市（以下「甲」という。）が日本通運株式会社蒲郡支店（以下「丙」という。）に協力を求めるにあたって、日本通運株式会社豊橋支店（以下「乙」という。）との間において必要な事項を定めるものとする。

(協力要請)

第2条 甲は、災害時において輸送車両が不足するとき、又は必要とするときは、丙に対し輸送車両の派遣（運転手付き）を要請することができる。

(輸送車両の種類等)

第3条 この協定において、丙が派遣要請を受ける輸送車両の種類、最大台数は別紙「別表第1」に定めるとおりとする。

(要請手続)

第4条 甲は、輸送車両の派遣要請にあたっては、次に掲げる事項を文書をもって丙に要請するものとする。ただし、緊急の場合は電話等により要請できるものとし、この場合には、甲は後日文書を速やかに丙に提出しなければならない。

- (1) 要請を行った日時及び担当者名
- (2) 輸送区間及び派遣期間
- (3) 輸送人員又は輸送量
- (4) 輸送車両の種類及び台数
- (5) 集結場所及び日時
- (6) その他必要と認める事項

(業務遂行)

第5条 丙は、前条の要請があったときは、可能な限り甲に協力し、輸送業務（以下「業務」という。）に従事するものとし、業務遂行にあたっては、甲の指示に従うものとする。

(報告)

第6条 丙は、業務終了後、次に掲げる事項を甲に報告するものとする。

- (1) 従事した輸送車両及び従事者名
- (2) 従事日数及び輸送区間
- (3) その他必要と認める事項

(経費の負担等)

第7条 前条の業務遂行に要した費用は、甲が負担するものとし、支払いは丙に対して行うものとする。

2 丙は、前項に規定する費用を、業務終了後甲の承認を受けて、甲に申請するものとする。

3 甲は、前項の規定に基づき丙から経費の支払い請求があった場合は、速やかに丙に支払うものとする。

(価格の決定)

第8条 甲が負担する経費の価格は、災害発生時の直前における適正価格を基準として、甲・丙協議して決定するものとする。

(連絡窓口)

第9条 この協定業務に関する甲の連絡窓口は、別紙「別表第2」に定めるとおりとする。

(職員の同乗)

第10条 甲は、必要に応じ輸送車両に甲の職員を同乗させることができるものとする。

2 丙は、必要に応じ輸送車両に、甲の職員の同乗を要請することができるものとする。

(輸送車両調査)

第11条 甲は、第3条に規定する輸送車両の種類等の調査を年1回行うものとし、丙はこれに協力するものとする。

(疑義の決定)

第12条 この協定に定めるもののほか、必要な事項については甲・乙協議のうえ定めるものとする。

(適用日)

第13条 この協定は、締結の日から適用する。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲・乙記名押印のうえ各1通を保有する。

平成11年10月1日

甲 蒲郡市旭町17番1号
蒲郡市
蒲郡市長 鈴木 克昌

乙 豊橋市駅前大通三丁目50番地
日本通運株式会社豊橋支店
支店長 平 博光

別表第1 (第3条関係)

輸送車両の種類	台数(最大台数)
大型トラック	3台
小型トラック	3台

別表第2 (第9条関係)

連絡窓口	連絡責任者
蒲郡市総務部財務課	財務課長

※令和3年6月16日付けで別表第1 (第3条関係) を下記のとおり改めた。

輸送車両の種類	台数(最大台数)
大型トラック	2台

4－63 災害時における代替救助器具の確保に関する協力要請協定書

(資産マネジメント課)

(1) 一般社団法人愛知県自動車整備振興会 蒲郡支部

(趣旨)

第1条 この協定は、蒲郡市地域防災計画に基づく災害時において地域住民が人命確保のため緊急に必要なとする人命救助用資機材の確保のために、車両整備工具等（以下「工具」という。）で代替救助器具となりうる工具の借受けについて、蒲郡市（以下「甲」という。）が（社）愛知県自動車整備振興会 蒲郡支部（以下「乙」という。）に協力を求めるにあたって、必要な事項を定めるものとする。

(協力要請)

第2条 甲は、災害時において地域住民が人命救助のために要する資機材が不足するとき、又は必要とするためのために、乙に対しあらかじめ要請を行っておくこととする。

(工具の種類)

第3条 この協定において、乙が代替救助器具として貸出し要請を受ける工具については「別表第1」のとおりとする。

(要請手続)

第4条 甲は、本協定の趣旨から災害時の借受けにあたっての要請手続きは行わないこととし、工具を必要とする付近住民が直接乙に要請するものとする。ただし、事前に必要があると認めたときは電話等により乙に要請できるものとし、この場合には、甲は後日文書を速やかに乙に提出しなければならない。

- (1) 要請を行った日時及び担当者名
- (2) 使用者及び使用場所ならびに使用期間
- (3) 使用目的及び内容
- (4) 工具の種類及び数量
- (5) その他必要と認める事項

(協力の遂行)

第5条 乙は、前条の要請があったときは、可能な限り甲との協定内容に協力し、要請者の要望に沿うものとする。

(報告)

第6条 乙は、貸出しがあったときは、次に掲げる事項を甲に報告するものとする。

- (1) 要請者の住所氏名及び要請日時
- (2) 貸出し工具の種類・数量
- (3) 使用場所
- (4) その他必要と認める事項

(経費の負担等)

第7条 乙が前条の業務において、工具が消耗、破損、紛失等により発生した費用は、甲の負担とするものとする。

2 乙は、前項の規定する費用を、災害活動終了後甲の承認を受けて、甲に請求するものとする。

3 甲は、前項の規定に基づき乙から経費の支払い請求があった場合は、速やかに乙に支払うものとする。

(価格の決定)

第8条 甲が負担する経費の価格は、紛失、全損においては災害発生の直前における適正価格を基準にして、甲・乙協議して決定するものとし、破損、故障等に要した費用は、修理に要した費用の全額とする。

(連絡窓口)

第9条 この協定に関する甲の窓口は、「別表第2」に定めるとおりとする。

(疑義の決定)

第10条 この協定に定めるもののほか、必要な事項については甲・乙協議のうえ定めるものとする。

(適用日)

第11条 この協定は、締結の日から適用する。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲・乙記名捺印のうえ各1通を保有する。

平成15年6月27日

甲 蒲郡市旭町17番1号
蒲郡市
蒲郡市長 金原 久雄

乙 蒲郡市拾石町塩浜71番地
(社)愛知県自動車整備振興会 蒲郡支部
支部長 千賀 充能

別表第1 (第3条関係)

工 具 の 種 類
ガレージジャッキ
ダルマジャッキ
ポートパワー
金ノコ
大ハンマー
その他代替救助器具となる工具

別表第2

連 絡 窓 口	連 絡 責 任 者
蒲郡市総務部財務課	財 務 課 長

※平成24年4月1日 一般社団法人へ名称変更

(2) 蒲郡石油業協同組合

(趣旨)

第1条 この協定は、蒲郡市地域防災計画に基づく災害時において地域住民が人命確保のため緊急に必要なとする人命救助用資機材の確保のために、車両整備工具等（以下「工具」という。）で代替救助器具となりうる工具の借受けについて、蒲郡市（以下「甲」という。）が（以下「乙」という。）に協力を求めるにあたって、必要な事項を定めるものとする。

(協力要請)

第2条 甲は、災害時において地域住民が人命救助のために要する資機材が不足するとき、又は必要とするためのために、乙に対しあらかじめ要請を行っておくこととする。

(工具の種類)

第3条 この協定において、乙が代替救助器具として貸出し要請を受ける工具については「別表第1」のとおりとする。

(要請手続)

第4条 甲は、本協定の趣旨から災害時の借受けにあたっては個々の要請手続は行わないこととし、工具を必要とする付近住民が直接乙に要請するものとする。ただし、事前に必要があると認めたときは電話等により乙に要請できるものとし、この場合には、甲は後日文書を速やかに乙に提出しなければならない。

- (1) 要請を行った日時及び担当者名
- (2) 使用者及び使用場所ならびに使用期間
- (3) 使用目的及び内容
- (4) 工具の種類及び数量
- (5) その他必要と認める事項

(協力の遂行)

第5条 乙は、前条の要請があったときは、可能な限り甲との協定内容に協力し、要請者の要望に沿うものとする。

(報告)

第6条 乙は、貸出しがあったときは、次に掲げる事項を甲に報告するものとする。

- (1) 要請者の住所氏名及び要請日時
- (2) 貸出し工具の種類・数量
- (3) 使用場所
- (4) その他必要と認める事項

(経費の負担等)

第7条 乙が前条の貸出しにおいて、工具が消耗、破損、紛失等により発生した費用は、甲の負担とするものとする。

2 乙は、前項の規定する費用を、災害活動終了後甲の承認を受けて、甲に請求するものとする。

3 甲は、前項の規定に基づき乙から経費の支払い請求があった場合は、速やかに乙に支払うものとする。

(価格の決定)

第8条 甲が負担する経費の価格は、紛失、全損においては災害発生の直前における適正価格を基準にして、甲・乙協議して決定するものとし、破損、故障等に要した費用は、修理に要した費用の全額とする。

(連絡窓口)

第9条 この協定に関する甲の窓口は、「別表第2」に定めるとおりとする。

(疑義の決定)

第10条 この協定に定めるもののほか、必要な事項については甲・乙協議のうえ定めるものとする。

(適用日)

第11条 この協定は、締結の日から適用する。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲・乙記名捺印のうえ各1通を保有する。

平成15年6月27日

甲 蒲郡市旭町17番1号
蒲郡市
蒲郡市長 金原 久雄

乙 蒲郡市港町18番23号
蒲郡石油業協同組合
理事長 稲吉 正稔

別表第1（第3条関係）

工 具 の 種 類
ガレージジャッキ
ダルマジャッキ
大ハンマー
その他代替救助器具となる工具

別表第2

連 絡 窓 口	連 絡 責 任 者
蒲郡市総務部財務課	財 務 課 長

(3) 蒲郡市農業協同組合

(趣旨)

第1条 この協定は、蒲郡市地域防災計画に基づく災害時において地域住民が人命確保のため緊急に必要なとする人命救助用資機材の確保のために、車両整備工具等（以下「工具」という。）で代替救助器具となりうる工具の借受けについて、蒲郡市（以下「甲」という。）が蒲郡市農業協同組合（以下「乙」という。）に協力を求めるにあたって、必要な事項を定めるものとする。

(協力要請)

第2条 甲は、災害時において地域住民が人命救助のために要する資機材が不足するとき、又は必要とするためのために、乙に対しあらかじめ要請を行っておくこととする。

(工具の種類)

第3条 この協定において、乙が代替救助器具として貸出し要請を受ける工具については「別表第1」のとおりとする。

(要請手続)

第4条 甲は、本協定の趣旨から災害時の借受けにあたっては個々の要請手続は行わないこととし、工具を必要とする付近住民が直接乙に要請するものとする。ただし、事前に必要があると認めたときは電話等により乙に要請できるものとし、この場合には、甲は後日文書を速やかに乙に提出しなければならない。

- (1) 要請を行った日時及び担当者名
- (2) 使用者及び使用場所ならびに使用期間
- (3) 使用目的及び内容
- (4) 工具の種類及び数量
- (5) その他必要と認める事項

(協力の遂行)

第5条 乙は、前条の要請があったときは、可能な限り甲との協定内容に協力し、要請者の要望に沿うものとする。

(報告)

第6条 乙は、貸出しがあったときは、次に掲げる事項を甲に報告するものとする。

- (1) 要請者の住所氏名及び要請日時
- (2) 貸出し工具の種類・数量
- (3) 使用場所
- (4) その他必要と認める事項

(経費の負担等)

第7条 乙が前条の貸出しにおいて、工具が消耗、破損、紛失等により発生した費用は、甲の負担とするものとする。

2 乙は、前項の規定する費用を、災害活動終了後甲の承認を受けて、甲に請求するものとする。

3 甲は、前項の規定に基づき乙から経費の支払い請求があった場合は、速やかに乙に支払うものとする。

(価格の決定)

第8条 甲が負担する経費の価格は、紛失、全損においては災害発生の直前における適正価格を基準にして、甲・乙協議して決定するものとし、破損、故障等に要した費用は、修理に要した費用の全額とする。

(連絡窓口)

第9条 この協定に関する甲の窓口は、「別表第2」に定めるとおりとする。

(疑義の決定)

第10条 この協定に定めるもののほか、必要な事項については甲・乙協議のうえ定めるものとする。

(適用日)

第11条 この協定は、締結の日から適用する。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲・乙記名捺印のうえ各1通を保有する。

平成15年6月27日

甲 蒲郡市旭町17番1号
蒲郡市
蒲郡市長 金原 久雄

乙 蒲郡市宮成町2番1号
蒲郡市農業協同組合
代表理事組合長 羽田 智

別表第1（第3条関係）

工 具 の 種 類
ガレージジャッキ
ダルマジャッキ
大ハンマー
その他代替救助器具となる工具

別表第2

連 絡 窓 口	連 絡 責 任 者
蒲郡市総務部財務課	財 務 課 長

4-64 地域社会貢献型自動販売機の設置及び災害時における救援物資提供に関する協定

(危機管理課)

蒲郡市（以下「甲」という。）とコカ・コーラ セントラル ジャパン株式会社（以下「乙」という。）は、地域社会貢献型自動販売機の設置及び災害時における救援物資提供の協力に関し、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、蒲郡市の地域において地震災害、風水害その他の災害（以下「災害」という。）が発生し、又は発生するおそれがある場合において、有効な情報伝達を可能とする地域社会貢献型自動販売機の設置及び災害時における救援物資提供に関する協力体制を確立することを目的とする。

(地域社会貢献型自動販売機の設置に関する協力)

第2条 乙は、甲と協議し、地域社会貢献型自動販売機を設置する。

2 地域社会貢献型自動販売機は、災害情報を受信した際に、自動販売機本体から音を発するとともに災害情報を表示し、かつ、停電時においても、災害情報を受信することが可能で、表示できる機能を付加したものとする。

3 乙は、甲が実施する災害時の情報伝達が確実に行えるよう、定期的な保守点検を行い、機能維持に努めるとともに、部品等に機能低下を認めた場合には、速やかに部品等を取り替えるなど、適正な維持管理を行うものとする。

(災害時における救援物資提供に関する協力)

第3条 乙は、市内で地震等による大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、地域社会貢献型自動販売機の機内在庫の製品を甲に無償提供するものとする。

2 乙は、甲から機内在庫以外の製品を要請された場合は、速やかに供給体制を整え、無償提供するものとする。

3 甲は前項の要請を行うときは、まず電話等で行い、後日速やかに救援物資提供要請書（別記様式）を提出するものとする。

(有効期間)

第4条 この協定は、協定締結の日からその効力を有するものとし、有効期間は1年間とする。ただし、期間満了の日までに、甲及び乙の一方又は双方から申し出のない限り自動的に継続するものとする。

(協議)

第5条 この協定に定めのない事項又はこの協定の内容に疑義が生じたときは、その都度甲と乙が協議して別に定めるものとする。

この協定を証するため本書2通を作成し、甲と乙の代表者が記名押印のうえ各1通を保有する。

平成18年8月4日

甲 蒲郡市
蒲郡市長 金原 久雄

乙 コカ・コーラ セントラル ジャパン株式会社
取締役常務執行役員 営業本部長
岡田 吉弘

4－65 災害時における公園施設等の応急対策業務の協力に関する協定

(都市計画課)

蒲郡市（以下「甲」という。）と蒲郡造園業協同組合（以下「乙」という。）の間に、地震、風水害等の災害が発生した場合（以下「災害時」という。）における応急対策業務の協力に関し、次のとおり協定する。

（協力要請）

第1条 甲は、災害時における応急対策業務の協力が必要と認めるときは、これを乙に対し要請するものとする。

2 乙は、甲より前項の規定による協力要請を受けたときは、他の業務に優先して甲の行う応急対策に協力するものとする。

（応急対策の範囲）

第2条 前条第1項で、甲が乙に協力要請を行う応急対策は次に掲げるものとする。

- (1) 公園、緑地及び道路等における被災樹木に関する応急対策業務
- (2) 被災した石垣等に関する応急対策業務
- (3) 仮設トイレの運搬及び組み立てに関する応急対策業務
- (4) その他甲が必要と認める業務

（要請の方法）

第3条 甲が、乙に対し協力を要請するときは、応急対策業務要請書（様式第1号、以下「要請書」という。）を乙に対して交付する方法により行うものとする。ただし緊急の場合は、電話等や直接乙の加入組合員（以下「組合員」という。）に対して要請し、その後、速やかに要請書を乙に交付するものとする。

（乙の措置）

第4条 乙が、要請を受けたときは、組合員に対して労力等の提供について指示し、積極的に応急対策業務を行うものとする。

（応急対策業務の報告）

第5条 乙は、要請された応急対策業務が完了したときは、応急対策業務報告書（様式第2号）により甲に報告するものとする。

（資機材等の報告）

第6条 乙は、組合員の連絡先等を記載した名簿及び組合員の所有する資機材一覧（様式第3号）を作成し、甲に提出するものとする。

2 乙は、前項で報告した内容に著しい変更を生じたときは、又は資機材等の現状について甲から求めがあったときは、遅滞なくその資料を甲に提出しなければならない。

（費用の負担）

第7条 乙が甲より要請された応急対策業務に要した費用は、甲の負担とする。

2 前項により甲が負担する額は、災害発生直前における適正な価格を基準として算定した額の範囲内で、乙又は組合員からの請求に基づいて支払うものとする。

（有効期間）

第8条 この協定の有効期間は、この協定の締結日から1年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の1箇月前までに甲又は乙のいずれからも変更等申出がないときは、更に1年間、同一条件で延長するものとし、以降も同様とする。

（紛争の処理）

第9条 この契約の履行に関し紛争が生じたときは、公正な第三者を選定し、当事者と協議解決を図るものとする。

（協議）

第10条 この協定書に定めのない事項については、甲、乙協議の上、別に決定する。

この協定の証として本書2通を作成し、甲・乙それぞれ1通を保管する。

平成21年1月21日

- 甲 蒲郡市旭町17番1号
蒲郡市
蒲郡市長 金原 久雄
- 乙 蒲郡市神ノ郷町和合13番地
蒲郡造園業協同組合
理事長 木俣 正明

様式第1号（第3条関係）

応急対策業務要請書

年 月 日

蒲郡造園業協同組合 様

蒲郡市長

災害時における公園施設等の応急対策業務の協力に関する協定書第3条に基づき下記のとおり応急対策業務を要請します。

記

連 絡 責 任 者	課 係 氏名 電話 ー
連 絡 先	ア 組合 イ 組合員 電話 ー
応急対策業務を 必要とする場所	
災 害 の 状 況	
応 急 対 策 業 務 の 内 容	
そ の 他	

様式第2号（第5条関係）

応急対策業務報告書

年 月 日

蒲郡市長 様

蒲郡造園業協同組合

災害時における公園施設等の応急対策業務の協力に関する協定書第5条に基づき下記のとおり応急対策業務を報告します。

記

連絡者	ア 組合 イ 組合員 電話 ー
応急対策業務を 必要とする場所	
災害の状況	
応急対策業務 の内容	
応急対策業務 に従事した人員 車両、資機材等	
実施期間	年 月 日から 年 月 日まで
その他	

様式第3号（第6条関係）

組合員名及び所有資機材一覧

組合員名 (事業所名)	住 所	代表者名	緊急連絡先	所有資機材・数量

※所有資機材・数量はトラック、クレーン、パッカー車等の数量を記入してください。

4－66 災害時における廃棄物の処理等に関する協定

(環境清掃課)

蒲郡市（以下「甲」という。）と一般社団法人 愛知県産業廃棄物協会（以下「乙」という。）は、蒲郡市に影響を及ぼす地震、水害等の大規模災害が発生した場合（以下「災害時」という。）における廃棄物の処理等に関して、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 この協定は、蒲郡市内における災害時に生じた廃棄物の処理について、甲が乙に協力を要請するに当たって、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この協定において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号の定めるところによる。

- (1) 大規模災害 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に掲げる災害のうち、大規模な被害を生ずるものをいう。
- (2) 災害廃棄物 がれき（災害時に損壊又は焼失した建物等の解体、撤去等に伴って発生する木くず、コンクリート塊、金属くず等及びこれらの混合物）及び生活ごみ（災害時に一時的に大量に発生する生活ごみ及び粗大ごみ）をいう。
- (3) 災害廃棄物処理 災害廃棄物の撤去、収集、運搬、分別及び処分のことをいう。

(協力要請)

第3条 甲は、災害時に、乙に対して災害廃棄物処理について協力を要請することができるものとする。

2 甲が乙に対して行う協力要請は、様式第1号に次の事項を記載して、乙に連絡することにより行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話等により乙に対して要請し、その後、速やかに文書で連絡するものとする。

- (1) 被災の状況
- (2) 災害廃棄物処理の場所
- (3) 災害廃棄物処理の内容
- (4) 災害廃棄物処理の期間
- (5) その他必要な事項

(情報提供等)

第4条 甲は、災害時に円滑な協力が得られるように、適宜、乙に市内の被災、復旧状況等の必要な情報を提供するものとする。

2 乙は、災害時における円滑な災害廃棄物処理が図られるように、乙の会員等における協力体制及び情報等の収集・伝達体制の整備に努めるものとする。

3 乙は、災害廃棄物処理が円滑に行われるように、災害時に出動可能な乙の会員等が保有する要員、車両及び資機材等の数量を把握し、予め甲に報告するものとする。

(災害廃棄物処理の実施)

第5条 乙は、第3条の要請を受けたときは、必要な要員、車両及び資機材等を調達し、甲の指示に従い、可能な限り災害廃棄物処理を実施するものとする。

2 乙は、災害廃棄物処理を実施したときは、様式第2号により、次の事項を甲に報告するものとする。

- (1) 災害廃棄物処理を実施した場所
- (2) 実施した災害廃棄物処理の内容
- (3) 災害廃棄物処理に従事した要員、車両及び資機材等
- (4) 災害廃棄物処理に従事した期間
- (5) その他必要な事項

(費用負担)

第6条 第3条の要請に基づき乙が実施した災害廃棄物処理に要した費用は、甲が負担するものとし、その金額は、甲及び乙が協議の上、決定するものとする。

(協議)

第7条 この協定に定めるもののほか必要な事項については、その都度、甲及び乙が協議して定めるものとする。

(協定の有効期間)

第8条 この協定は、締結の日から効力が発生するものとし、甲又は乙いずれかから文書による申出がない限り継続する。

この協定を証するため本書2通を作成し、甲乙双方が記名押印の上、各1通を保有するものとする。

平成27年8月18日

甲 蒲郡市旭町17番1号
蒲郡市
代表者 蒲郡市長 稲葉 正吉

乙 名古屋市中区金山二丁目10番9号
第8フクマルビル5階
一般社団法人 愛知県産業廃棄物協会
代表者 会長 永井 良一

4－67 蒲郡市避難誘導街区案内板の設置及び維持管理事業に関する協定

(危機管理課)

蒲郡市（以下「甲」という）と特定非営利活動法人 日本ソフトインフラ研究センター（以下「乙」という）は、蒲郡市避難誘導街区案内板（以下「案内板」という）の設置及び維持管理事業（以下「本事業」という）に関する協定（以下「本協定」という）を下記のとおり締結する。

第1章 総則

(事業の目的)

第1条 本事業は、質の高い公共サービスをより少ない負担で住民に提供するという理念に基づき、公共事業へ民間資金並びに民間の経営能力及び技術能力を導入することにより本事業を行い、住民の福祉の向上及び安全・安心の促進に資することを目的とする。

(事業の内容)

第2条 甲は、乙の所有する案内板を無償で借り受けて甲の設備として設置するものとする。

2 甲は、本事業を乙に委託するものとする。

3 乙は、甲乙が協議の上決定した設置場所に案内板を設置する。

4 乙は、第15条の規定に基づき、案内板に広告を表示し、その広告料収入を本事業に活用することができる。設置済み案内板を活用する場合においても同様とする。

5 前項の広告に関する募集及びその広告料の收受等は、乙が行うものとする。

6 案内板は、地域住民及び来訪者の災害対策及び住民生活の利便を図ることに加え、近隣の住民及び市外からの来訪者の利便を考慮し、甲の施策・施設等の地図上の情報を掲載することにより、分かり易く歩き易い案内表示にするため、次に掲げる内容を掲載するものとする。

(1) 地図表記による街区案内

(2) 主な公共施設及び主要施設の案内

(3) 地震及び津波等の災害対策としての防災関連施設等の案内

(4) 土地の不案内な来訪者への周辺案内

(設置数)

第3条 本事業における案内板の設置予定基数は、最大20基とする。

2 前項の設置予定基数を超えて案内板の設置を行う場合は、甲乙で協議の上、別途覚書等によりこれを決定し、甲がその設置費用の一部を負担するものとする。

(費用分担)

第4条 本事業における案内板の設置等に係る費用は、原則として乙が負担する。但し、本事業の運営上甲の都合により生じた場合の費用は、甲が負担する。

2 甲乙いずれの責にも因らない場合に生じた費用は、甲乙が誠意をもって協議した上で、甲乙それぞれの負担割合を決定するものとする。但し、案内板の整備並びに運営に関する資金の調達は、乙の責任において行うものとする。

(乙から第三者への事業の委託)

第5条 乙は、次に掲げる乙が実施すべき業務を、乙の責任において第三者である法人又は個人（以下「業者等」という）に委託することができる。

(1) 協賛者（第18条の規定により案内板に広告を掲載する広告主をいう。以下同じ）の募集業務、協賛者の管理業務及びこれらに付随する一切の業務

(2) 案内板の整備

(3) 第14条に定める維持管理業務

(4) 第17条に定める損害保険契約への加入及び保険料の支払

2 乙は前項に定める業務を委託する場合には、事前に甲に書面をもって届け出るものとし、受託者を他の者に変更する場合についても、同様とする。

3 受託者が破綻した場合は、乙は速やかに代替者の選定を行い、かつ、委託業務に係る債務を乙が連帯保証し、事業遂行の安定に努めるものとする。

(甲の協力義務)

第6条 甲は、甲が負担すべき費用が生じない範囲で、次に掲げる事項についての協力を行うものとする。

(1) 乙が、民間活力導入型公共事業において考慮されるべき税制上の優遇措置、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」(平成11年法律第117号)に規定する法制上の措置並びに財政上及び金融上の支援等が受けられるようにするための次に掲げる支援及び協力

ア 本事業に係る財務面の把握及び理解

イ 案内板の形状、材質、大きさ、色彩、表示面積、コンテンツ、協賛者表示などに関し案内板の設置目的を損なわない範囲での手続に関する協力

(2) 案内板の媒体としての価値を高めるための協力

ア 広報誌紙上及び甲ホームページ等における本事業についての告知

イ 広報誌紙上及び甲ホームページ等における協賛者の募集の告知

ウ 案内板を新規設置する場合において、協賛者の募集が容易となるような設置場所の提供

エ 案内板周辺の美化、違法行為(無許可設置物・いたずら書き・貼り紙・貼り札等)の取締り及び案内板の確認を行い、案内板の正常な機能及び周囲の景観を損なう状態(以下「不適合状態」という)が認められた場合の乙への連絡

(3) 本事業の安定化のため協賛者募集活動に関する協力

ア 案内板地図面内への当該案内板広告主名の表示

イ 甲及び乙の協議により定める公益的な業種に属する店舗名等の案内板地図面内への表示

(甲の調査等)

第7条 甲は、乙の本事業の執行状況を定期又は随時に調査するものとする。その際、乙の業務不履行が確認された場合は、次の措置を講ずるものとする。

(1) 甲は、乙に事業改善に関する措置を勧告し、改善計画書を提出させる。

(2) 前号の改善計画書に従った改善措置が認められないと甲が判断した場合、甲は第4条に定める負担金の支払いがある場合、これを停止することができる。

2 乙は、毎事業年度経過後3か月以内に監査済みの当該事業年度に係る事業貸借対照表等の財務書類並びに事業実績に関する書類を自己の費用で作成し、甲に提出するものとし、甲は、これらの書類を公開することができる。

3 甲は、案内板に掲示された広告が、第18条第2項及び第19条第2項に定める内容に反していると認める場合は、乙に掲示の停止を求めることができるものとし、乙がこれに従わないときは、甲は、これを除却し、又は乙に除去させることができる。

4 乙は、前項に定める措置に対し異議を申し立てないものとする。

5 第3項に定める措置により協賛者が被った損害については、乙の責任において解決するものとする。

第2章 設計、製造及び設置

(設計)

第8条 乙は、甲と協議の上、案内板の設計を行うものとする。

2 乙が本事業の執行期間の途中で設計を変更する場合は、事前に甲と協議を行った上で新しい設計を決定するものとする。

(仕様)

第9条 案内板の仕様は、道路交通法(昭和35年法律第105号)、愛知県屋外広告物条例(昭和39年愛知県条例第56号)、「協賛者広告付き公共広告物」の設置に関する取扱いについて(通知)(平成25年3月6日24公緑第512号)、蒲郡市広告掲載要綱及びその他関係法令等に適合し、かつ、景観を損なうことのないものとする。

2 案内板の本体等主要となる部材は、本協定の締結期間内にわたり当初の品質が維持できることを前提に甲乙で協議したものを使用し、表示板その他に用いる部材については、機能面に配慮した材質のものを使用するものとする。

- 3 乙は、前2項に定めるもののほか、案内板の表示部の劣化を抑制するための対策を講ずるものとする。

(設置場所)

第10条 本事業における案内板の設置場所は、甲乙で協議の上選定し、関係機関と調整の上、交通、景観等に支障のない場所に設置するものとし、事業の採算性の確保及び案内板の保全等を考慮し、選定に当たるものとする。

- 2 前項の定めにかかわらず設置済み案内板を撤去し、設置する場合においては、原則として、設置済み案内板が設置されていた位置を設置予定場所とする。

- 3 第1項の設置場所に関し、関係機関、近隣住民及び町会等との調整、設置に関する承諾の取得等が必要となる場合は、甲がこれを行うものとする。

- 4 乙は、案内板の設置について、地域住民の理解が得られない等、設置の目的を達成できないことが明らかな場合は速やかに案内板を撤去する。この場合において甲乙の協議により、甲は速やかに代替設置場所を選定し、乙は移設などの必要な措置を講ずるものとする。

(許認可、届出等)

第11条 甲は、本協定に基づき、案内板の設置に係る道路占用許可及び公共施設等の敷地の使用許可、屋外広告物許可等の申請又は届出を行うものとする。

- 2 乙は、甲が行う許可等の申請、各種届出、その他維持等に必要な資料の提出について協力するものとする。

- 3 案内板の設置に係る敷地が私有地等である場合は、その都度甲乙で協議し、賃貸借の手続等を行うものとする。

(設置)

第12条 案内板の設置に係る行為は、乙の責任において実施するものとする。

- 2 案内板の設置に必要な事項は、乙が書面により事前に甲に報告するものとする。

- 3 案内板の設置により生じたとみなされる損害は、乙の責任により速やかに修理し、又は必要な措置を講ずるものとする。

- 4 前号に定める修理又は措置の状況について、乙は速やかに書面にて甲に報告するものとする。

(設置期間)

第13条 案内板の設置期間は、当該案内板の設置に係る道路占用許可又は公共施設等の敷地の使用許可の期間とする。但し、甲及び乙は第25条に定める事業期間内においては、同様の設置期間で更新の手続を行うことができる。

第3章 維持管理及び運営

(維持管理)

第14条 乙は、定期又は随時に巡回を行い、案内板の状態を点検し、把握し、及び正常な機能維持に努め、案内板の不適合状態が認められた場合は、直ちに正常な状態に復する措置を講ずるものとする。

- 2 乙は、案内板に対して年間2回程度、定期の維持管理業務を行うものとする。この場合において、定期の維持管理業務とは、貼り紙、汚れ、錆、いたずら書き等案内板の不適合状態を解消するための清掃、ボルトのゆるみ検査等の業務をいう。

- 3 乙は、案内板の表示面について、劣化等により補修が必要とされる場合は、甲の要請に応じて一部又は全部の面の張り替えを行うものとする。

- 4 乙は、甲の責めに帰すべき事由による場合を除き、事故等不測の事態により案内板が損傷した場合、速やかに地域住民、通行人等に対する安全措置を講じた上で、原状に復する等必要な措置を講ずる。

- 5 破損、腐食等により安全性や案内板としての機能が著しく低下したものは、乙の責任において速やかに新品又は良品と交換するものとする。この場合において、乙は第17条に定める損害保険等への加入等により、事故等への対応を万全なものにするように配慮するものとする。

- 6 甲は、甲の施設の新設、廃止、名称変更等の理由で案内図の表示内容に変更の必要が生じた場合は、速やかに乙に通知し、乙は、速やかに表示内容を変更するものとする。

- 7 案内板を移設もしくは撤去等する必要が生じた場合、原則として原因者が当該費用を負担するものとする。

とする。

(連 絡)

第15条 甲及び乙は、相互に緊密な連絡体制を確保し、表示内容の改正等に関して案内板の設置の目的を達成するため努力するものとする。

2 乙は案内板の交換又は補修を行う場合、その場所、方法、期間等必要な事項について全て書面をもって甲に連絡し、甲の了承を得た後に実施するものとする。

3 乙は前条第4項の定めに基づく危険排除のための緊急的措置については、措置を講じた後に速やかに甲にその旨を連絡するものとする。

(第三者に対する損害)

第16条 乙が案内板の維持管理業務により第三者に損害を及ぼしたときは、乙が、その損害を賠償するものとする。

(損害保険)

第17条 乙は、本事業により設置する案内板に関して、乙の負担において次に掲げる内容の損害保険に加入するものとする。

(1) 保険の種類・・・案内板総合保険「包括一括付保方式」

(2) 物損害担保条項・・・案内板の損害のオールリスク（自然消耗・劣化・さび・核燃料物質による損害は免責）

(3) 施設賠償責任担保条項・・・案内板の所有、使用又は管理に基づき、案内板の構造上の不備に起因して、他人の身体に傷害を負わせた場合又は他人の財物を損壊した場合、法律上の損害賠償責任を負担することにより被る損害賠償

(4) 被災者傷害見舞費用・・・案内板の所有、使用又は管理に基づき、第三者が傷害を被った場合のお見舞い費用（法律上損害賠償責任が発生しない場合）

(5) 補償額（最高限度）

物損害 40万円

賠償責任 対人 5億円 対物 5,000万円

被災者傷害見舞費用（法律上損害賠償責任が発生しない場合）

死亡見舞費用 1名につき 50万円

後遺障害見舞費用 1名につき 最大50万円

入院見舞費用 3万円から10万円

通院見舞費用 2万円から5万円

2 乙は、前項に定める担保条項を乙の責任において随時変更できる。この場合において、書面をもって甲に報告するものとする。

3 乙は、保険適用の可能性が少ないと判断した場合は、当該案内板に関して、損害保険に加入しないことができるものとする。但し、損害保険に加入しなかった案内板に係る事故や損害については、乙は、第1項第5号に定める補償額と同等の額を補償するものとする。

(協賛者)

第18条 協賛者は、案内板に広告を掲出することができる。

2 協賛者は、甲による健全な街づくりの趣旨を認識し、当該広告の内容については、その役割に資するものとする。

3 協賛者の名称等を掲出するための表示部の大きさは、適用法令及び関係各官庁の定めるところに適合するものであることとする。

(協賛者募集及び広告料)

第19条 協賛者の募集は乙の責任において行うものとし、甲に何ら影響を及ぼさないように配慮するものとする。

2 広告料については、その全額を乙の収入とする。

3 経済事情等により協賛者の募集が計画通りに遂行しない場合においても、乙は、その責任において本事業を遂行するものとする。

(維持管理業務の委託)

第20条 乙は、第14条に掲げる維持管理業務を第5条の定めによりその一部又は全部を委託した業者等（以下「受託者」という）が当該委託された業務を当該受託者以外の業者等に委託する場合には、甲乙で協議の上、行うものとする。

2 乙は、前項の規定により維持管理業務等を当該受託者が委託する業者等（以下「再受託者」という）を選任するにあたり、当該地域に活動基盤を置く企業、個人又はシルバー人材センター等を選ぶよう努める。但し、業務開始直後においては、本事業の目的を十分に理解した企業であれば、当該地域に活動基盤のない企業であっても委託することができるものとする。

3 前項の定めにより受託者から委託された契約の内容は、第14条の規定に準じ、かつ、次に掲げるとおりとする。

（1）再受託者は、案内板が損傷した場合、速やかに現地へ出向き必要な措置を講じ、その結果を受託者に報告し、これを受けた受託者は書面で乙に報告する。乙は、その顛末を書面をもって甲へ報告する。

（2）案内板を損傷した者については、その状況及び身元を確認し、甲に連絡し、対処する。

（3）前2号に係る処理のほか、甲及び乙が必要と認める場合には、その都度処理を行う。

（軽微な変更）

第21条 乙は、案内板の修繕及び表示内容の変更を行う場合においては、あらかじめ甲に連絡し、その承諾を受けるものとする。但し、案内板へのいたずら等に対する修理、復旧、維持管理及び協賛者の表示部の取り換え作業等を行い、又は、案内板の一部に対する軽微な変更を行う場合については、この限りではない。

2 乙は、前項但し書の定める作業を完了したときは速やかに甲へ書面をもってその旨報告するものとする。

（問い合わせへの対応）

第22条 甲は、本事業に関する乙の活動内容について、地域住民等から寄せられた問い合わせ又は質問があったときは、本事業の目的を伝えとともに、速やかに乙に連絡するものとし、甲が本事業の説明を必要と判断した場合は乙の責任において地域住民等への本事業の説明を行うものとする。

2 前項の問い合わせ又は質問の内容が誹謗中傷であり、かつ、連絡先等を明らかにせず、連絡することが困難又は不可能な場合は、前項の定めを適用しないものとする。

3 地域住民等から案内板について要望や意見が寄せられた場合は、甲乙が協議を行い、実現可能なものについては、乙は2週間以内に対策及び措置の内容を書面により甲に提出し、甲の承諾の上、対策及び措置を講ずるものとする。

（啓発活動及び事業効果調査）

第23条 乙は、案内板に乙の連絡先を表示するものとする。

2 乙は、案内板の設置をした後、乙の責任において本事業の効果を調査し、有効に事業効果が現れるよう必要な対策を講ずるものとする。

3 甲は、必要に応じて適宜乙の行う調査に協力するものとする。

（案内板の使用・所有権）

第24条 甲は、案内板を使用する権利を有するものとする。

2 案内板の所有権は、乙に帰属するものとする。但し、乙が本事業に係る整備資金等の調達を行う際、一定期間において受託者、金融機関及びリース会社等に所有権の移転をする必要があるときはこの限りではない。

第4章 協定期間及び協定の解約

（事業期間）

第25条 本事業の事業期間は、本協定の締結日から平成45年3月31日までとする。

2 前項の事業期間の終了をもって、乙は案内板を撤去し、原状回復するものとする。

3 前二項の規定に関わらず、甲乙いずれかに事業期間延長の意思がある場合は、原則として事業期間満了の1カ月前までにその旨申し出るものとし、甲乙協議のうえ、事業期間を更新することができるものとする。

(協定の解約)

第26条 甲は、乙が次に掲げる各号のいずれかに該当した場合は、一定期間を定め催告の上、なお状態が改善されない場合は、本協定を解約することができるものとする。

- (1) 乙の責に帰すべき事由により、本事業を遂行することができないと認められる場合
- (2) 乙が、関係法令の規定及び甲の指示等に従わない等、協定当事者として不適格と判断される場合
- (3) 乙が銀行取引停止処分等の破綻と認められる事態となった場合

2 前項により本協定を解約した場合においても、甲は、乙と受託者又は再受託者との間で締結されている契約がある場合には、当該契約期間内においては協賛者の募集業務の実施を妨げないものとする。

3 第1項の定めにより本協定を解約した場合は、第24条の規定に関わらず、案内板の所有権は、無償で甲に帰属するものとする。ただし、この場合に既に発生している乙の第三者に対する債権債務は移転しない。

4 第1項の定めにより本協定を解約した場合は、その時点で有効である受託者及び協賛者、又は再受託者及び協賛者との間で締結された広告掲載契約等に基づき掲載されている広告について、甲は引き続きこれを掲載し、又は表示し、当該表示面の掲載契約期間が満了するまで、協賛者の利益を保護する義務を負うものとする。

第5章 その他

(契約上の地位の譲渡)

第27条 甲及び乙は、本協定で定める場合を除き、事前の承認なしに本協定上の地位及び権利義務を譲渡し、もしくは担保に供し、又はその他の処分をしてはならない。

2 甲及び乙は、合理的な理由なく、受託者との契約に係る承認を留保又は遅延しないものとする。

(機密保持)

第28条 甲及び乙は、本事業の実施により知り得た秘密を本事業の遂行以外に使用し、又は第三者に漏らしてはならないものとする。但し、法令等の定めに基づき開示する場合を除く。

2 前項の規定は、本協定が満了し、又は解約された後においても同様とする。

(協 議)

第29条 本協定に定めのない事項又は本協定の履行に関し、疑義が生じた場合には甲乙で誠実に協議し、決定するものとする。

以上、本協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成25年8月1日

(甲) 愛知県蒲郡市旭町17番1号
蒲郡市
蒲郡市長 稲葉 正吉

(乙) 東京都千代田区九段南三丁目4番14号 ナカノ九段南ビル
特定非営利活動法人 日本ソフトインフラ研究センター
理事長 田中 弘昭

4－68 海拔表示または避難場所案内広告付電柱看板に関する協定

(危機管理課)

蒲郡市(以下甲という。)と中電興業株式会社(以下乙という。)並びにテルウェル西日本株式会社(以下丙という。)は、蒲郡市内における「海拔表示または避難場所案内広告付電柱看板」(以下看板という。)の掲出について、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、蒲郡市内に看板を掲出することにより、市民に対し、掲出場所の海拔または災害時の避難場所を周知するとともに、平常時からの防災意識を啓発することを目的とする。

(定義)

第2条 この協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 看板 乙及び丙の実施している広告事業のうち、電柱に設置する看板(巻き付け・突き出し)に、掲出場所の海拔または災害時の避難場所と民間企業などの広告とを併せて記載するものをいう。
- (2) 避難場所 甲が定める避難場所をいう。
- (3) 広告主 本協定の趣旨に賛同する企業等をいう。
- (4) 電柱 中部電力株式会社並びにN T T西日本株式会社が所有する電柱をいう。

(避難場所等の情報提供)

第3条 甲は、看板掲出のために必要な海拔、避難場所等の情報を乙及び丙に提供し、本協定の目的の実現に必要な指導・協力を行うものとする。

(乙及び丙の業務)

第4条 乙及び丙は、次に掲げる事項を誠実に実行するものとする。

- (1) この協定の目的に適う広告主を募り、看板の掲出に必要な一切の手続きを行うこと。
- (2) 提出された看板の維持管理、及び住民からの申し出等に対する対応を行うこと。
- (3) 看板の掲出状況について、原則として毎年4月1日現在、及び甲が求める時に報告を行うこと。
- (4) 避難場所の変更等により、看板の表示に訂正が生じた場合は、甲の情報に基づき速やかに必要な修正を行うこと。

なお、修正費用の負担については、甲・広告主とその都度協議する。

(看板の仕様・掲出)

第5条 看板の仕様・掲出については、甲乙丙協議のうえ、法令等を遵守し、公序良俗に反しないものとする。

2 看板に記載する避難場所は、看板掲出場所から最も近い距離の避難場所を記載することとする。ただし、地域の事情及び河川・道路等の状況により、これにより難しい場合は、甲の判断に委ねるものとする。

(経費等)

第6条 看板の掲出にあたり、必要な一切の経費は、乙及び丙並びに広告主が負担するものとする。

(有効期間)

第7条 この協定は、協定締結の日からその効力を有するものとし、甲乙丙が書面をもって協定終了の通知をしない限り、その効力は継続するものとする。

(協議)

第8条 この協定の実施に関し必要となる事項、及び協定に定めのない事項、又は解釈に疑義が生じた場合は、甲乙丙が協議して決定する。

本協定締結の証として本書3通を作成し、甲乙丙記名押印のうえ各自1通を保有する。

平成23年12月1日

- 甲 蒲郡市旭町17番1号
蒲郡市
蒲郡市長 稲葉 正吉
- 乙 岡崎市中田町2-18
中電興業株式会社 岡崎支社
岡崎営業所長 本田 良樹
- 丙 名古屋市中区松原3-13-15
テルウェル西日本株式会社
取締役東海支店長 熊崎 孝雄

4-69 災害時における電気設備の応急復旧の応援に関する協定書

(建築住宅課)

蒲郡市(以下「甲」という。)と蒲郡電気工事業協同組合(以下「乙」という。)は、蒲郡市内にて地震、風水害、火災その他の災害が発生した場合(以下「災害時」という。)における電気設備の応急復旧(以下「応急復旧」という。)を行うために必要な応援に関し、次のとおり協定を締結する。

(要請)

第1条 甲は、災害が発生し、応急復旧の必要がある場合には、乙に対して応援を要請することができる。

2 甲は、乙に応援を要請する場合は、次の事項を明らかにして、別紙様式1「災害時における電気設備の応急復旧の応援要請書」によって行うものとする。ただし、緊急の場合は、電話その他の通信方法によることができる。この場合において甲は、後日文書を速やかに乙に提出するものとする。

- (1) 災害が発生した場所
- (2) 被害の状況
- (3) 応急復旧の応援内容
- (4) 必要な資機材および人員
- (5) 応援が必要な期間
- (6) 現場における甲の指揮者
- (7) その他応援に関して参考となる事項

3 乙は、甲より前項の規定により要請を受けたときは、他の業務に優先して速やかに応急復旧を行うための体制を確立のうえ、可能な限り甲に協力するものとする。

4 乙は、甲より前項の規定により出動した乙の会員および所属員は、甲が定める現場における指揮者の指示により応急復旧に従事するものとする。

(報告)

第2条 乙は、応急復旧の応援が終了した場合は、甲に別紙様式2「災害時における電気設備の応急復旧の応援終了報告書」を提出するものとする。

(費用負担)

第3条 この協定に基づき乙が実施した応急復旧の応援に要した費用については、災害の発生直前における適正な価格を基準として、甲が負担するものとする。

(災害補償)

第4条 この協定に基づき乙が実施した応急復旧の応援により生じた災害補償については、甲と乙で協議するものとする。

(被災した他の自治体への応援)

第5条 被災した他の自治体から応急復旧の応援要請があり、甲が乙に協力を要請した場合においても、乙は、この協定に準じて可能な限り協力するものとする。

(連絡責任者)

第6条 この協定に関する事項の伝達および連絡責任者として、甲においては蒲郡市総務部防災課長を、乙においては蒲郡電気工事業協同組合理事長をそれぞれ指名するものとする。

(情報の提供等)

第7条 甲は、応急復旧が迅速かつ的確に実施されるよう、乙に対して必要な情報の提供に努めるものとする。

2 乙は、市内災害直後の電気設備の損害、道路の陥没、公園施設内の倒木または断水等の被害状況について、乙の会員および所属員が現場を発見した場合は、甲へ情報提供するものとする。

(協議)

第8条 この協定に定める事項に疑義が生じた場合、またはこの協定に定めのない事項に関し必要がある場合は、その都度甲乙両者が協議して定めるものとする。

(有効期間)

第9条 この協定の有効期間は、この協定の締結日から平成23年3月31日までとする。ただし、この協定の有効期間満了の日の30日前までに甲または乙のいずれからも文章をもって協定終了の意思表示をしない限りその効力を持続するものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ各自1通を保管する。

平成22年 5月17日

甲 蒲郡市旭町17番1号
蒲郡市
蒲郡市長 金原 久雄

乙 蒲郡市港町13番36号
蒲郡電気工事業協同組合
理事長 水藤 哲男

4-70 各種災害時におけるマルチコプターを用いた情報収集および情報連携に関する協定

(危機管理課)

蒲郡市(以下「甲」という。)と中部電力株式会社岡崎営業所(以下「乙」という。)は、各種災害時における対応に関し、以下のとおり協定(以下「本協定」という。)を締結する。

(目 的)

第1条 本協定は、甲および乙が、各種災害時において迅速な情報収集および円滑な情報連携を実施することを目的とする。

(定 義)

第2条 本協定において使用する用語の定義は、次の各号に定めるとおりとする。

(1)「災害」とは、災害対策基本法第2条第1号に規定する被害をいう。

(2)「乙の託送供給区域」とは、蒲郡市内をいう。

(本協定の適用範囲)

第3条 本協定の適用範囲は、乙の託送供給区域とする。

(マルチコプターの使用用途)

第4条 乙が所有するマルチコプターの使用用途は、災害時に道路等の公共施設が寸断された進入困難な箇所において、乙の判断により被害状況を把握するための巡視とする。

(マルチコプターの飛行場所)

第5条 乙が所有するマルチコプターの飛行場所は、航空法第132条および飛行場所を管轄する甲が規定する法規制に則した場所とする。

(マルチコプターの飛行方法)

第6条 乙が所有するマルチコプターの飛行方法は、航空法第132条の2および飛行場所を管轄する甲が規定する法規制に則した方法とする。

(マルチコプターの飛行連絡)

第7条 乙は、乙の託送供給区域に災害が発生した場合であって、かつ第4条に則したマルチコプターの使用が必要と判断したとき、これに関わる情報を甲に連絡する。

2 甲は、前項を受け、必要に応じてマルチコプターを飛行させる場所の住民等への対応を行う。

(情報提供)

第8条 乙は、乙が所有するマルチコプターの運用により把握した被害状況に係る情報を、自ら行う業務に支障がない範囲において、甲に提供するものとする。

(情報管理)

第9条 甲は、本協定に基づいて知り得た情報については、公知の情報を除き、本協定終了後においても、情報の秘密保持を徹底するものとする。ただし、事前に甲および乙が該当情報の開示について合意した場合はこの限りではない。

(安全管理)

第10条 本協定の実施にあたっては、甲乙双方が協力し、安全の確保に万全を期して行うものとする。

(損害賠償)

第11条 甲または乙が、故意又は過失により、相手方に損害を与えた場合、当該加害者は、相手方に対し損害賠償を行うものとする。

(本協定の有効期間)

第12条 本協定の有効期間は、本協定の締結日から1年間とする。なお、期間満了3か月前までに甲および乙のいずれからも変更又は廃止の申し出がないときは、本協定期間満了の日の翌日から更に1年間継続するものとし、以降も同様とする。

(対応窓口)

第13条 本協定の運営に係る事項についての対応窓口は、次に定めるとおりとする。

(甲) 蒲郡市役所 総務部 防災課

(乙) 中部電力株式会社 岡崎営業所 配電運営課

(その他)

第14条 本協定は2通作成し、甲および乙がそれぞれ記名押印の上、各1通を保管するものとする。

2 本協定の各条項の解釈について疑義が生じた場合、若しくは本協定内容の見直しが必要になった場合、又は本協定に定めのない事項が発生した場合は、その都度甲および乙の協議により、必要な事項について定めるものとする。

平成29年4月7日

甲 蒲郡市
蒲郡市長 稲葉 正吉

乙 中部電力株式会社岡崎営業所
所長 川嶋 純一

※2020年（令和2年4月1日、中部電力から一般送配電事業を承継するとともに、「中部電力パワーグリッド株式会社」に商号を変更。

4-7-1 災害時における無人航空機を用いた情報収集および情報連携に関する協定

(危機管理課)

蒲郡市（以下「甲」という。）と共同メンテナンス株式会社（以下「乙」という。）とは、地震、風水害その他の災害が発生した場合（以下「災害時」という。）における無人航空機（以下「マルチコプター」という。）の優先した協力について協定を締結する。

(趣旨)

第1条 この協定は、蒲郡市内に生じた被害状況の把握について、災害時において迅速な情報収集および円滑な情報連携を実施することを目的とし、甲が乙に協力を要請するに当たって、必要な事項を定めるものとする。

(協力事項の発動)

第2条 この協定に定める災害時の協力事項は、原則として甲が災害対策本部を設置し、かつ、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する被害が発生した場合において、甲が乙に対して要請を行ったときをもって発動する。

(要請手続)

第3条 前条の規定による協力の要請は、災害時協力要請書（様式第1号）をもって行うものとする。

ただし、災害時協力要請書による要請が困難な場合は、甲は、電話等で要請し、その後、速やかに災害時協力要請書を乙に送付するものとする。

2 乙は、甲からの要請を受けたときは、やむを得ない事由のない限り、通常業務に優先して協力するものとする。

(安全管理)

第4条 マルチコプターの飛行に必要な安全管理に関する業務については、乙又は乙の指定する者が行うものとする。

(実施報告)

第5条 乙は、第3条第1項の要請による協力を実施したときは、災害時要請業務実施報告書（様式第2号）により甲に報告するものとする。

(費用の負担)

第6条 乙が第3条第1項の要請による協力を実施したときの費用については、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、災害の発生直前における適正価格を基準とし、甲乙協議の上、決定するものとする。

(協力体制の整備)

第7条 乙は、災害時に円滑な協力が図られるよう、協力体制及び情報収集伝達体制の整備に努めるものとする。

(災害時の情報提供)

第8条 乙は、協力業務の実施中に得た災害情報を積極的に甲に提供するものとする。

(守秘義務)

第9条 乙は、協力業務を行う場合において知り得た個人情報等を、第三者に漏らしてはならない。

(損害賠償)

第10条 甲又は乙が、故意又は過失により、相手方に損害を与えた場合、当該加害者は、相手方に対し損害賠償を行うものとする。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項、又はこの協定の解釈に疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議の上、定めるものとする。

(有効期間)

第12条 この協定の有効期間は、この協定の締結日から1年間とする。ただし、協定期間満了日の1月前までに甲又は乙から書面による申し出がないときは、更に1年間延長されたものとみなし、以後こ

の例による。

この協定の証として本書2通を作成し、甲、乙それぞれ1通を保管する。

平成29年10月1日

甲 蒲郡市旭町17番1号
蒲郡市
蒲郡市長 稲葉 正吉

乙 蒲郡市拾石町前田13番地
共同メンテナンス株式会社
代表取締役 坂部 傑

4-72 災害時における無人航空機による支援協力に関する協定書

(危機管理課)

蒲郡市（以下「甲」という。）と株式会社D S A（以下「乙」という。）とは、災害対策基本法（昭和36 年法律第 223 号）第2 条第1 項に規定する災害が発生した場合（以下、「災害時」という。）における無人航空機の運用に関し、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1 条 本協定は災害時において、甲の協力要請に基づき乙が実施する無人航空機の運用（以下「本業務」という。）について、円滑かつ適切に実施するに当たって、必要な事項を定めるものとする。

(緊急時の協力要請)

第2 条 甲は、災害時に情報収集のため必要と認めるときは、乙に対し要請書（様式第1）により協力を支援要請することができる。ただし、要請書による要請が困難な場合は、甲は、電話等で支援協力を要請し、その後、速やかに要請書を乙に送付するものとする

2 乙は、甲からの支援協力の要請を受けた場合は、必要な人員、無人航空機、資機材等を調達し、当該要請に可能な範囲で応ずるものとする。

3 乙は、第1 項の要請を受けて活動するときは、関連法令を遵守するとともに甲の指示に従うものとする。

(業務の実施範囲)

第3 条 本業務の実施範囲は、蒲郡市内及び蒲郡市長が緊急的な調査を必要とする周辺地域とする。

(業務の内容)

第4 条 甲が乙に支援協力を要請する内容は次のとおりとする。

- (1) 災害対応に必要な映像、画像等の情報収集に関すること
- (2) 災害地図作成等の災害支援に関すること
- (3) 災害時情報収集のための市職員等への技術指導又は連携に関すること
- (4) その他必要な事項については甲、乙協議のうえ決定すること

(報告)

第5 条 乙は、本業務を実施した場合、報告書（様式第2）により甲の定める期限までに報告を行う。

(映像等の所有権等)

第6 条 本業務の実施に伴い撮影した映像、画像等の所有権及び著作権は、甲に帰属するものとする。

(費用負担)

第7 条 乙が第2 条第1 項の要請による支援協力を実施したときの費用については、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、災害の発生直前における適正価格を基準とし、甲乙協議の上、決定するものとする。

(訓練等への参加)

第8 条 乙は、本協定による活動が円滑に行われるよう、甲の行う訓練等への参加に努めるものとする。その際に必要となる航空法における許可申請等は、乙が手続を行うものとする。

(守秘義務)

第9 条 乙は、本業務の実施により知り得た甲又は第三者の秘密を洩らしてはならない。本業務終了後もまた同様とする。

(損害賠償)

第10 条 本協定に基づき実施した本業務に伴って、相互の責めに帰さない理由により、第三者に損害を及ぼした場合、又は業務に必要な資機材に損害が生じた場合は、甲及び乙はその事実後遅滞なくその状況を報告し、その処理について協議して定めるものとする。

(有効期間)

第11 条 本協定の有効期間は、協定締結の日から平成31 年3 月31 日までの期間とする。ただし、有効期間満了の1 箇月前までにいずれからも申し出がないときは、本協定は更新されたものとし、1 年間延長し、その後も同様とする。

(その他)

第12条 本協定に定めのない事項、又は本協定に疑義が生じたときは、その都度甲乙協議してこれを定めるものとする。

本協定の締結を証するため、協定書2通を作成し、相互が記名押印の上、それぞれ各1通を保有する。

平成30年11月21日

甲 愛知県蒲郡市旭町17番1号
蒲郡市
蒲郡市長 稲葉 正吉

乙 愛知県小牧市古雅4丁目15番地5
株式会社D S A
代表取締役 梅原 丈嗣

4-73 災害時における小型無人機による情報収集等に関する協定

(危機管理課)

愛知県蒲郡市（以下「甲」という。）と株式会社全空警（以下「乙」という。）は、災害対策基本法（昭和36年11月15日法律第223号）第2条第1号に規定する災害（以下「災害」という。）の発生、若しくは災害に発展する恐れがある場合において、以下のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

(目的)

第1条 本協定は、災害が発生、若しくは発生する恐れのある場合において、甲と乙が相互に協力し、小型無人機による支援を行うことを目的とする。

(連携事項)

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について、業務に支障のない範囲で連携して取り組むものとする。

- (1) 小型無人機による災害発生現場と被害状況の情報収集活動
- (2) 小型無人機による物資搬送の支援協力活動
- (3) その他、甲乙協議のうえ決定した業務

(要請の手続)

第3条 甲は、災害時に連携の必要があると認めるときは、乙に対し「支援活動等要請書」（様式第1号）をもって要請するものとする。

ただし、緊急を要するときは、電話またはその他の方法をもって要請し、事後速やかに支援活動等要請書を提出するものとする。

(支援の実施)

第4条 乙は甲の指示に従い、航空法（昭和27年法律第231号）、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）その他関係法令を遵守の上、二次災害の防止に努め、やむを得ない理由がある場合を除き、速やかに支援を行うよう努めるものとする。

2 乙は、前条による支援要請を受けたときは、直ちに支援に必要な小型無人機及び資機材並びに人員を出動し、甲の指示に従い支援を実施するものとする。

(安全の確保等)

第5条 乙は支援に従事する構成員に対し、支援内容に応じた安全の確保等に十分配慮するものとする。

(実施報告)

第6条 乙が第4条の規定により支援を実施したときは、甲に対し「実施報告書」（様式第2号）により報告するものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話またはその他の方法をもって報告し、事後速やかに実施報告書を提出するものとする。

(映像等の所有権等)

第7条 本協定に基づく支援による映像及び画像等の所有権並びに著作権は、甲に帰属するものとする。

2 乙は、支援により撮影した映像等を甲の許可なくインターネット及びテレビ放送その他の特定の発信者から、不特定多数の受け手へ向けての情報伝達手段で公開しないものとする。

(費用負担)

第8条 乙が支援を行った場合に要する費用については、甲乙協議のうえ決定する。

(費用の支払い)

第9条 甲は、前条の規定により乙から費用の請求があった場合は、速やかに乙に支払うものとする。

(損害補償)

第10条 支援の実施において生じた損害は、乙が負担するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、その損害の発生が甲の責めに帰すべき事由である場合は甲が負担し、乙の責めに帰すべき事由である場合は乙が負担するものとする。

3 本協定の実施に伴い、甲乙いずれの責にも帰することができない原因により、第三者に対し損害を及ぼしたときは、乙はその事実の発生後、延滞なくその状況を書面により甲に報告し、その処置について甲乙協議のうえ、誠意をもって対処するものとする。

(連絡調整体制の整備)

第11条 本協定に基づく支援を円滑に行うため、「連絡体制確認書」(第3号様式)甲及び乙の連絡先並びに連絡責任者を定めるものとする。この場合において、内容の変更が生じた場合は、速やかに相手先に報告するものとする。

(協定内容の変更)

第12条 甲又は乙のいずれかが、本協定の内容変更を申し出たときは、甲乙協議のうえ、必要な変更を行うものとする。

(守秘義務)

第13条 甲及び乙は、本協定に関して知り得た相手方の秘密情報を、相手方の事前の書面による承認を得ずに第三者に開示又は提供してはならない。なお、当該情報の開示又は提供等に当たっては、条例の定めるところによるものとする。

2 甲及び乙は、本協定が理由の如何を問わず終了した後も、前項に定める守秘義務を負うものとする。

(有効期間)

第14条 本協定の有効期間、協定締結の日から当該年度の末日までとする。ただし本協定の有効期間が満了する日の30日前までに、甲又は乙が書面により特段の申し出がないときは、有効期間が満了する日の翌日から1年間、本協定は更新され、その後も同様とする。

(協議事項)

第15条 本協定に定めのない事項又は本協定の解釈に疑義を生じた場合は、甲乙協議のうえ、決定するものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙署名の上、各自1通を保有する。

令和5年11月22日

甲 愛知県蒲郡市旭町17番1号
愛知県蒲郡市
蒲郡市長 鈴木 寿明

乙 兵庫県神戸市灘区永手町5-2-7
株式会社 全空警
代表取締役 名倉 真悟

4-74 災害時の放送に関する協定書

(秘書広報課)

(協定の趣旨)

第1条 この協定は、大地震等の災害に関し、防災対策又は応急対策を実施する上で必要がある場合に、蒲郡市（以下「甲」という。）が、三河湾ネットワーク株式会社（以下「乙」という。）に放送の依頼をするときの手続きを定めるものとする。

(放送の依頼等)

第2条 甲は、災害の発生の防止又は応急対策を実施する上で必要な場合に、乙に対し放送の依頼をするものとする。

2 乙は、甲に対し、前項の放送に必要な資料の提供を要求することができる。

(依頼の手続)

第3条 甲は、乙に対し、次の事項を明らかにして放送の依頼をするものとする。

- (1) 放送依頼の理由
- (2) 放送の内容
- (3) 希望する放送の日時
- (4) その他必要な事項

(放送の実施)

第4条 乙は、甲から依頼された事項に関し、自主判断に基づき、形式、内容及び時刻を決定し放送するものとする。

(連絡責任者)

第5条 第3条に掲げる放送依頼の円滑な実施を図るため、甲及び乙に連絡責任者を置くものとする。

2 連絡責任者を置いた場合及び変更のあった場合には、その都度相手方に連絡するものとする。

(協議)

第6条 この協定の実施に関し必要な事項は、甲と乙が協議して定めるものとする。

(有効期間)

第7条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成27年3月31日までとする。

2 協定の有効期間満了前1ヶ月以内に、甲、乙いずれからも何ら意思表示がないときはその期間を更に期間満了の日の翌日から1年間延長するものとし、以後も同様とする。

本協定締結の証として本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ各1通を保管する。

平成26年4月28日

甲 蒲郡市旭町17番1号
蒲郡市
蒲郡市長 稲葉 正吉

乙 蒲郡市宮成町3番10号
三河湾ネットワーク株式会社
代表取締役社長 多和田 博

4-75 災害時における地図製品等の供給等に関する協定書

(危機管理課)

蒲郡市（以下「甲」という。）と株式会社ゼンリン（以下「乙」という。）とは、第1条第1号に定める災害時において、乙が第2条に定義される地図製品等を甲に供給すること等について、以下のとおり本協定を締結する。

(目 的)

第1条 本協定は、以下の各号の事項を目的とする。

- (1) 甲の区域内で災害対策基本法第2条第1号に定める災害が発生し、又はそのおそれがある場合において、甲が災害対策基本法第23条の2に基づく災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）を設置したときの、乙の地図製品等の供給及び利用等に関し必要な事項を定めること。
- (2) 甲乙間の平常時からの防災に関する情報交換を通じ、甲及び乙が連携して、防災・減災に寄与する地図の作成を検討・推進することにより、市民生活における防災力の向上に努めること。

(定 義)

第2条 本協定において以下の用語はそれぞれ以下の意味を有するものとする。

- (1) 「住宅地図」とは、蒲郡市全域を収録した乙の住宅地図帳を意味するものとする。
- (2) 「広域図」とは、蒲郡市全域を収録した乙の広域地図を意味するものとする。
- (3) 「ZNET TOWN」とは、乙の住宅地図インターネット配信サービス「ZNET TOWN」を意味するものとする。
- (4) 「ID等」とは、ZNET TOWNを利用するための認証ID及びパスワードを意味するものとする。
- (5) 「地図製品等」とは、住宅地図、広域図及びZNET TOWNの総称を意味するものとする。

(地図製品等の供給の要請等)

第3条 乙は、甲が災害対策本部を設置したときは、甲からの要請に基づき、可能な範囲で地図製品等を供給するものとする。

- 2 地図製品等の搬送にかかる費用は、乙が負担するものとする。
- 3 甲は、地図製品等の供給を求めるときは、別途定める物資供給要請書（以下「要請書」という。）を乙に提出するものとする。ただし、緊急を要する場合は、甲は、電話等により乙に対して要請できるものとし、事後、速やかに要請書を提出するものとする。
- 4 乙は、地図製品等を供給するときは、甲に、別途定める物資供給報告書を提出するものとする。
- 5 本条に基づく地図製品等の供給にかかる対価は、甲乙別途協議のうえ決定するものとする。

(地図製品等の貸与及び保管)

第4条 乙は、前条第1項の規定に基づく地図製品等の供給とは別に、別途定める「災害時における地図製品等の供給等に関する協定」細目（以下「細目」という。）により住宅地図、広域図及びID等を甲に貸与するものとする。なお、当該貸与にかかる対価については無償とする。

- 2 甲は、前項に基づき乙が貸与した住宅地図、広域図及びID等を甲の事務所内において、善良なる管理者の注意義務をもって保管・管理するものとする。なお、乙が、住宅地図及び広域図の最新版を発行したときは、乙は、甲が保管している旧版の住宅地図及び広域図について、甲から当該住宅地図及び広域図を引き取りかつ最新版と差し替えることができるものとする。
- 3 乙は、必要に応じ、甲に対して事前に通知したうえで、甲による住宅地図の保管・管理状況を確認することができるものとする。

(地図製品等の利用等)

第5条 甲は、第1条第1号に基づき災害対策本部を設置したときは、災害応急対策及び災害復旧・復興にかかる資料として、第3条又は第4条に基づき乙から供給又は貸与された地図製品等につき、以下各号に定める利用を行うことができるものとする。

- (1) 災害対策本部設置期間中の閲覧
- (2) 災害対策本部設置期間中、甲乙間で別途協議のうえ定める期間及び条件の範囲内での複製
- 2 甲は、前項に基づき住宅地図の利用を開始したときは、速やかに細目に定める乙の報告先に報告す

るものとする。また、当該住宅地図の利用を終了したときは、速やかに従前の保管場所にて保管・管理するものとする。

- 3 甲は、第1項にかかわらず、災害時以外の平常時において、防災業務を目的として、甲の当該防災業務を統括する部署内において、広域図及びZNET TOWNを利用することができるものとする。なお、甲は、本項に基づき広域図を複製利用する場合は、別途乙の許諾を得るものとし、ZNET TOWNを利用する場合は、別途定めるZNET TOWN利用約款に記載の条件に従うものとする。

(情報交換)

第6条 甲及び乙は、平常時から防災に関する情報交換を行うとともに、相互の連携体制を整備し、災害時に備えるものとする。

(有効期間)

第7条 本協定の有効期間は、協定締結の日から平成27年8月31日までとする。ただし、当該有効期間満了の3か月前までに甲又は乙から別段の意思表示がない限り、本協定は更に1年間同一条件にて更新されるものとし、以後も同様とする。

(協 議)

第8条 甲乙間で本協定の解釈その他につき疑義又は紛争が生じた場合には、両当事者は誠意をもって協議し解決に努めるものとする。

以上、本協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ署名押印のうえ各1通を保有する。

平成26年8月18日

甲 蒲郡市旭町17番1号
蒲郡市
蒲郡市長 稲葉 正吉

乙 名古屋市熱田区沢上2丁目1番32号
株式会社ゼンリン中部エリア統括部
統括部長 荒木 康博

4-76 災害時における隊友会の協力に関する協定書

(危機管理課)

蒲郡市（以下「甲」という。）と公益社団法人隊友会愛知県隊友会豊川支部会（以下「乙」という。）とは、蒲郡市において大規模な災害が発生し、又は発生のおそれがあると甲が認める場合（以下「災害時」という。）において、乙が社会貢献活動の一環として行う活動（以下「乙の協力」という。）に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時における乙の協力に関し必要な事項等を定めるものとする。

（定義）

第2条 この協定において、乙の協力とは、次に掲げる活動を乙が可能な範囲で行うことをいう。

- (1) 乙の会員の存在する地域における被災状況その他の災害に関連する情報を収集し、当該情報を甲に情報提供すること。
- (2) 甲が応急対策業務として行う給水、食糧の供給、避難所の開設及び運営、生活必需物資等の整理及び輸送、がれきの撤去、清掃並びに防疫の補助を行うこと。
- (3) 前号に掲げるもののほか、甲が必要と認める業務の補助を行うこと。

（協力の依頼）

第3条 甲は、災害時において必要があると認めるときは、乙に乙の協力を依頼するものとする。

2 前項の依頼は、文書により行うものとする。ただし、緊急を要する場合にあっては、口頭により行うものとし、甲は、当該緊急が止んだときは、遅滞なく、文書により前項の依頼をする旨を乙に通知するものとする。

3 甲は、乙の協力が不要となったと認めるときは、文書によりその旨を乙に通知するものとする。

（安全の確保）

第4条 甲は、前条第1項の依頼を受けて活動する乙の会員の安全の確保に十分に配慮するものとする。

（経費の負担）

第5条 乙が乙の協力を行うために要した経費については、乙の負担とする。

（第三者等に対する損害）

第6条 乙は、甲の責めに帰さない事由により、第2条及び第3条に定める協力の実施に伴って第三者へ損害を与えたときは、その賠償の責めを負うものとする。

（損害補償等）

第7条 乙の会員は、この協力を実施するにあたり、乙の負担でボランティア保険に加入するものとする。

2 乙の会員の事故及びトラブルが発生した場合は、乙の責任において対処するものとする。

（雑則）

第8条 甲及び乙は、常に災害時における連絡体制を確保するよう努めるものとする。

2 乙は、乙の会員に当該会員が存在する地域の自主防災会が行う訓練に積極的参加するよう啓発するとともに、甲が実施する訓練等への参加の依頼があったときは、参加するよう努める。

（疑義の解決）

第9条 この協定に定めのない事項又は協定に関して疑義が生じた事項については、甲、乙協議の上、決定するものとする。

（有効期限）

第10条 この協定の有効期間は、この協定の締結日から1年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の1箇月前までに甲又は乙の一方から特別の意思表示がないときは、有効期間満了から、更に1年間、この協定が更新されたものとし、以降も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成24年12月3日

- 甲 蒲郡市旭町17番1号
蒲郡市
蒲郡市長 稲葉 正吉
- 乙 豊川市中央通1丁目8番1号
公益社団法人隊友会
愛知県隊友会豊川支部会 溝口 龍之介

4-77 災害時における救援物資（ユニットハウス等）の供給に関する協定書

（危機管理課）

蒲郡市（以下「甲」という。）と三協フロンテア株式会社（以下「乙」という。）は、災害時における救援物資の供給に関して、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、蒲郡市内で災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、市民生活の早期安定を図るため、救援物資の供給に関し必要な事項を定めるものとする。

（救援物資）

第2条 甲が乙に供給を要請する救援物資は、ユニットハウス等（仮設事務所、仮設トイレ等）の乙が取扱い可能な物資とするものとする。

（要請の方法）

第3条 甲が乙に救援物資の供給を要請するときは、書面（様式1）により通知するものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭、電話等により要請し、後日書面を提出するものとする。

（救援物資の供給）

第4条 乙は、前条の要請を受けたときは、やむを得ない事由がある場合を除き、速やかに甲に対し救援物資を供給するものとする。

（引渡し等）

第5条 救援物資の引渡場所は、甲が指定するものとし、その指定地までの運搬及び設置は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙が自ら運搬できない場合は、甲が定める輸送手段により運搬するものとする。

（報告及び承認）

第6条 乙は、甲から要請を受けた業務を完了したときは、実施状況を書面（様式2）により甲に報告し、甲の承認を得るものとする。

（費用の負担等）

第7条 救援物資の供給に要した費用は甲が負担するものとし、その負担額は災害時直前における適正な価格を基準に、甲乙協議の上決定するものとする。

（費用の支払い）

第8条 救援物資の供給に要した費用は、乙が第6条に規定する実施状況について甲の承認を得た後、乙の請求により甲が支払うものとする。

2 甲は、乙から前項に規定する請求があったときは、その内容を確認し、速やかに乙に支払うものとする。

（情報交換）

第9条 甲と乙は、平常時から相互の連絡体制及び救援物資の供給等についての意見交換を行い、災害時に備えるものとする。

（有効期間）

第10条 この協定の有効期間は、この協定の締結の日から1年間とする。但し、有効期間満了日の1ヵ月前までに、甲又は乙のいずれからも終了の意思表示がないときは、1年間更新されたものとみなし、以後も同様とする。

（協議）

第11条 この協定について疑義が生じたとき又はこの協定に定めのない事項については、甲乙協議の上決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

平成31年3月25日

- 甲 愛知県蒲郡市旭町17番1号
蒲郡市
蒲郡市長 稲葉 正吉
- 乙 千葉県柏市新十余二5番地
三協フロンテア株式会社
代表取締役社長 長妻 貴 嗣

4-78 災害時における生活用水の確保及び消火活動支援に関する協定書

(危機管理課)

蒲郡市（以下「甲」という。）と東三河生コンクリート協同組合（以下「乙」という。）は、災害時における生活用水（飲料水を除く。以下同じ。）の確保及び消火活動支援の協力に関し、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、蒲郡市全域において、地震、風水害その他の災害が発生した場合に、次条に定める生活用水の確保及び消火活動支援について、甲が乙の協力を得るために必要な事項を定めることを目的とする。

(支援業務)

第2条 甲からの要請により乙が行う支援業務（以下「支援業務」という。）は、乙の組合員が保有する大量の水及びミキサー車を活用した以下のものとする。

- (1) 生活用水の提供
- (2) 消防用水の輸送及び供給

(協力要請及び手続)

第3条 支援業務の実施の要請及びこれに対する承諾は、書面又は電話等により行うものとする。

2 乙は、支援業務に出動する場合、速やかに現場責任者を定め、その者の氏名及び連絡先を甲に書面又は電話等により報告するものとする。

(支援業務の報告)

第4条 乙は、支援業務を実施したときは、作業開始時間、作業終了時間、支援活動内容等の内訳を書面により、速やかに甲へ報告するものとする。

(費用負担)

第5条 支援業務に要した費用は、甲乙協議の上、その負担割合を定める。

2 前項の規定により負担割合を定めたときは、甲は速やかにその負担分を支払うものとする。

(訓練の実施)

第6条 支援業務を円滑に実施するため、甲と乙は協議の上、訓練を実施するものとする。

(補償)

第7条 乙の実施する支援業務に従事した者が、当該業務に起因して負傷し、疾病や障がいを負い、又は死亡した場合については、乙に所属する関係会社が加入する労働者災害補償保険により補償するものとする。ただし、実施した支援業務が蒲郡市消防団員等公務災害補償条例（昭和41年蒲郡市条例第26号）による損害補償の対象となる場合は、甲がこれを補償する。

(有効期間)

第8条 この協定の有効期間は、協定の日から令和2年3月31日までとする。ただし、有効期間の満了の1月前までに甲乙いずれからも特段の申出がない場合は、本協定はさらに1年間効力を有するものとし、以降も同様とする。

(協議解決)

第9条 この協定に定めのない事項及びこの協定の解釈につき疑義が生じた場合には、その都度、甲乙協議の上で決定するものとする。

以上、この協定の成立を証するため協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有するものとする。

令和元年7月9日

甲 蒲郡市旭町17番1号
蒲郡市
蒲郡市長 稲葉 正吉

乙 豊橋市馬見塚町175番地
東三河生コンクリート協同組合
理事長 大野 悦男

4-79 特設公衆電話の設置・利用に関する覚書

(危機管理課)

蒲郡市（以下「甲」という。）と西日本電信電話株式会社名古屋支店（以下「乙」という。）は、災害発生時に乙の提供する非常用電話（以下「特設公衆電話」という。）の設置及び利用に関し、次のとおり覚書を締結する。

(目的)

第1条 本覚書は、災害発生時において、甲乙協力の下、被災者若しくは帰宅困難者等（以下「被災者等」という。）の通信を確保することを目的とする。

(用語の定義)

第2条 本覚書に規定する「災害の発生」とは、地震及び風水害等の発生により災害救助法（昭和22年法律第118号）の適用を受ける地域において、広域停電が発生していること、又は同様の事象の発生により社会の混乱が発生していることをいう。

2 本覚書に規定する「特設公衆電話」とは、甲乙協議の上定めた設置場所に電気通信回線及び電話機接続端子を敷設し、災害発生時に電話機を接続することで被災者等へ通信の提供を可能とするものをいう。

(通信機器の管理)

第3条 甲は、本覚書に基づき、災害発生時に即座に利用が可能な状態となるよう電話機を適切な場所に保管の上、管理することとする。

(屋内設備の管理及び破損)

第4条 甲は、特設公衆電話の配備に必要な設備（電話機、端子盤、配管、引込柱等）を設置し、乙が設置する屋内配線や引き込み線等（モジュージャックを含む。以下同じ。）とともに、災害発生時に即座に利用が可能な状態となるよう維持に努めることとする。

2 乙が設置する屋内配線や引き込み線等の設備が、甲の故意又は重過失により破損した場合は、甲は乙に速やかに書面をもって報告することとする。なお、乙に対する修復に係る費用の支払については、一切を甲が負担するものとする。ただし、当該破損が乙の故意又は過失に基づく場合は、乙が負担するものとする。

(特設公衆電話の設置)

第5条 特設公衆電話の設置に係る電気通信回線数については、甲乙協議の上、乙が決定することとし、設置場所等の必要な情報については「特設公衆電話設置一覧（蒲郡市）」（別紙1）を作成し甲乙互いに保管するものとする。

なお、保管にあたっては、甲乙互いに情報管理責任者を任命し、その氏名を「情報管理責任者（変更）通知書」（別紙2）をもって相互に通知することとする。

(特設公衆電話設置場所の閉鎖、移転等)

第6条 甲は、特設公衆電話の設置された場所の閉鎖、移転等の発生が明らかになった場合は、速やかにその旨を乙に書面をもって報告しなければならない。

また、新たな設置場所を設ける場合は、甲は乙に対し報告することとする。

(定期試験の実施)

第7条 甲及び乙は、年に1回を目安として、災害発生時に特設公衆電話が速やかに設置できるよう、「特設公衆電話 定期試験仕様書」（別紙3）に定める接続試験を実施することとする。

定期試験については、避難所開設訓練等での利用により接続確認とすることができる。

利用方法として、接続は蒲郡市内の固定電話への接続とし、携帯電話及び国際通話への接続はしないこととする。

(故障発見時の扱い)

第8条 甲及び乙は、特設公衆電話を設置する電気通信回線について何らかの異常を発見した場合は、速やかに相互に確認しあい、故障回復に向け協力するものとする。

(特設公衆電話の利用開始)

第9条 特設公衆電話の利用の開始については、甲乙協議の上乙が決定するものとし、甲は特設公衆電

話を速やかに設置し、被災者等の通信確保に努めるものとする。

ただし、設置場所の存在する地域において災害が発生し、甲と乙が連絡が取れない場合は、甲の判断により、利用を開始することができるものとし、後日、甲は乙に対し利用開始の連絡を行うこととする。

(特設公衆電話の利用開始案内)

第10条 甲は、特設公衆電話を開設した場合、利用者の適切な利用が行われるよう、可能な限り利用者の誘導に努めるものとする。

(特設公衆電話の利用終了)

第11条 特設公衆電話の利用の終了については、甲乙協議の上、乙が決定するものとし、甲は特設公衆電話を速やかに撤去するものとする。

ただし、乙が利用終了を通知する前に、避難所を閉鎖した場合においては、甲は、速やかに特設公衆電話を撤去し、後日、乙に対し撤去した場所の連絡を行うこととする。

(設置場所の公開)

第12条 乙は、災害発生時の通信確保のために、特設公衆電話の設置場所について、甲と合意した場合、乙のウェブサイト上で公開するものとする。

(目的外利用の禁止)

第13条 甲は、第7条に規定する定期試験並びに第9条に規定する利用を除き、特設公衆電話を利用してはならない。

2 乙は特設公衆電話の利用状況について、定期的に検査することとする。

3 甲は、乙より目的外利用の実績の報告があった場合は、速やかに当該利用が発生しないよう措置を講じ、その旨を乙に報告するものとし、目的外利用により発生した分の利用料は、甲が負担するものとする。

4 前項の措置にかかわらず、甲の目的外利用が継続する場合は、甲乙協議の上、抜本的な措置を講ずるものとする。この場合において、特設公衆電話の撤去を行うこととなった場合は、撤去に関する工事費用等及び甲の目的外利用により発生した分の利用料は、甲が負担するものとする。

(表明保証)

第14条 甲及び乙は、次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、将来にわたって次の各号のいずれにも該当しないことを確約する。

(1) 甲又は乙の役員等が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号)、暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律 第2条第6号)、暴力団員でなくなった時から5年間を経過しない者、若しくはこれらに準ずる者、又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者(以下、これらを個別に又は総称して「暴力団員等」という。)であること。

(2) 甲又は乙の行う事業が、暴力団員等の支配を受けていると認められること。

(3) 甲又は乙の行う事業に関し、暴力団員等の威力を利用し、財産上の不当な利益を図る目的で暴力団員等を利用し、又は、暴力団員等の威力を利用する目的で暴力団員等を従事させていると認められること。

(4) 甲又は乙が暴力団員等に対して資金を提供し、便宜を供与し、又は不当に優先的に扱うなどの関与をしていると認められること。

(5) 本覚書の履行が、暴力団員等の活動を助長し、又は暴力団の運営に資するものであること。

2 甲及び乙は、相手方が次の各号の一に該当するときは、何らの通知、催告を要せず即時に本覚書を解除することができる。

(1) 前項に違反したとき。

(2) 自ら次に掲げる行為をし、又は第三者をして次に掲げる行為をさせたとき。

ア 相手方に対する暴力的な要求行為。

イ 相手方に対する法的な責任を超えた不当な要求行為。

ウ 相手方に対する脅迫的言辞又は暴力的行為。

エ 風説を流布し、又は偽計若しくは威力を用いて、相手方の信用を毀損し、又は相手方の業務

を妨害する行為。

オ その他前各号に準ずる行為。

- 3 甲及び乙は、前項の規定により本覚書を解除した場合、相手方に損害が生じても、これを賠償する責を負わないものとする。

(協議事項)

第15条 本覚書に定めのない事項又は本覚書の解釈に疑義が生じた場合は、甲乙誠意をもって協議のうえ定めるものとする。

(有効期限)

第16条 本覚書は、乙が設置する屋内配線や引き込み線等の設備引渡し完了日から、その効力を有するものとし、甲又は乙が相手方に対して書面による本覚書の終了を通知しない限り、その効力を持続する。

本覚書の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自がその1通を保有する。

令和元年7月9日

甲 愛知県蒲郡市旭町17番1号
蒲郡市
蒲郡市長 稲葉 正吉

乙 愛知県名古屋市中区大須4丁目9番60号
西日本電信電話株式会社 名古屋支店
取締役名古屋支店長 山 本 尚 樹

4－80 災害時における電動車両等の支援に関する協定書

(危機管理課)

蒲郡市（以下「甲」という。）、西日本三菱自動車販売株式会社（以下「乙」という。）及び三菱自動車工業株式会社（以下「丙」という。）とは、災害時における電動車両等の支援に関し次の条項により協定を締結する。

(趣旨)

第1条 この協定は、蒲郡市内において災害（異常かつ激甚な非常災害をいう。以下同じ。）の発生時に、甲、乙及び丙が相互に連携し、円滑な災害応急対策を実施することを目的として、電動車両等の貸与について必要な事項を定めるとともに、平時においても電動車両の災害の発生時における有用性を広く市民に知らしめ、甲、乙及び丙が共に理解醸成に努めるものとする。

(電動車両等の種類)

第2条 乙が甲に対して貸与する電動車両等は、次に掲げるものとする。

- (1) 電気自動車
- (2) プラグインハイブリッド車
- (3) 前二号に掲げるもののほか、自動車からの外部給電に必要な機器

(貸与の要請)

第3条 甲は、災害の発生時における応急対策のため、乙が保有する電動車両等（第2条に規定する電動車両等をいう。以下同じ。）の貸与を必要とする場合は、丙に対し電話等により当該貸与に係る要請を行うものとする。この場合において、当該要請を受けた丙は、乙が貸与することが可能な電動車両等を確認し、乙と調整の上、当該要請に係る対応について甲に連絡するものとする。

2 前項に規定する連絡を受けた後、甲は、乙に対し、電動車両等の貸与について要請書第1号様式（第3条関係）により要請するものとする。

3 乙は、前項の規定により要請があったときは、危険性を考慮し、業務に支障を来たさない範囲で、乙が保有する電動車両等を甲に優先的に貸与するよう努めるものとする。

4 丙は、第2項の規定により甲が要請する電動車両等の種類及び数量等に関し、乙が保有する電動車両等を貸与することが困難な場合は、電動車両等の確保に努めるものとする。

(電動車両等の引渡し等)

第4条 乙は、前条第2項の規定による要請を受け、電動車両等を甲に貸与する場合は、甲の指定する場所に運搬し、電動車両等の種類・数量について確認の上で、甲が指定する者に対して引渡しを行うものとする。

2 乙は、前項の規定により、電動車両等の引渡しを行った場合は、速やかに口頭又は電話等により甲に連絡し、甲に対して報告書第2号様式（第4条関係）を提出するものとする。

(貸与期間)

第5条 電動車両等の貸与期間は、電動車両等の引渡し日から起算して1週間程度とする。ただし、貸与期間を変更する必要がある場合は、甲、乙及び丙協議の上、決定するものとする。

(電動車両等の返却)

第6条 乙が甲に貸与した電動車両等の返却時期及び返却場所については、甲及び乙が協議の上、決定するものとする。

(費用負担)

第7条 貸与期間中の電動車両等に係る費用（電気代、燃料代、その他消耗品等に係る費用をいう。）については、甲が負担するものとする。

2 前項の費用は、発災直前における適正な価格を基礎として、甲、乙及び丙が協議の上、決定するものとする。

(補償)

第8条 貸与期間中に生じた電動車両等による損害の補償については、次のとおりとする。

- (1) 甲の責めに帰すべき事故により、第三者に与えた物的又は人的損害、もしくは電動車両等が生じ

た損害については、甲が補償責任を負うものとする。ただし、当該帰責事由が不明な場合は、甲、乙及び丙が協議の上、その賠償に当たるものとする。

(2)自動車保険が適用される場合は、次条の規定により取り扱うものとする。

(保険について)

第9条 乙は、電動車両等の貸与に当たり乙又は丙の負担により自賠責保険及び任意保険に加入するものとし、甲は、貸与期間中に事故が発生した場合は、速やかに乙へその旨を連絡し、乙又は丙の加入している保険の適用を受けるものとする。

2 前項に規定する保険の適用に保険会社免責分（保険加入者負担分）が発生した場合は、原則甲が負担するものとする。

(費用の支払)

第10条 甲、乙及び丙は、この協定に基づく正当な費用について支払の請求があった場合は、速やかに相手方に対してこれを支払うものとする。

(使用上の留意事項)

第11条 甲は、貸与を受けた電動車両等を次のとおり使用するものとする。

(1) 乙又は丙が指示する使用の条件を遵守し、できるだけ安全な場所で使用する。

(2) 原則として、蒲郡市内で使用する。

(3) 故障又は何らかの原因により電動車両等を使用できなくなったときは、第14条第3項の規定により、乙に速やかに連絡する。

(電動車両等の管理)

第12条 甲は、第4条に定める引渡しから第6条に定める返却時まで、貸与された電動車両等の使用者、使用場所、使用状況の把握に努めるものとする。

(連絡責任者)

第13条 甲、乙及び丙は、この協定に関する連絡責任者を事前に定め、報告書第3号様式（第13条関係）により相互に報告するものとする。当該連絡責任者に変更が生じた場合も同様とする。

(電動車両等の情報提供)

第14条 乙及び丙は、甲から求められた場合は、災害時に電力供給が可能な電動車両等の情報を甲に提供するものとする。

2 甲は、乙及び丙から求められた場合は、貸与された電動車両等の使用状況に関する情報を、乙及び丙に提供するものとする。

3 甲は貸与期間中、電動車両等に不調が生じた場合等、災害応急対策を進めるに当たり問題が生じた場合には、速やかに乙に連絡し、甲、乙及び丙で対応を協議するものとする。

(平時の取組)

第15条 甲、乙及び丙は、平時においても電動車両の災害時における有用性を広く市民に知らせ、理解を醸成していくことに努めるものとする。

2 乙及び丙は、この協定に基づく協力体制が円滑に行われるよう、必要に応じて甲が行う防災訓練等に参加するものとする。

3 前項の防災訓練等の協力に要する費用は、原則として乙の負担とする。

(不可抗力免責)

第16条 激甚な天変地異、戦争・内乱・暴動、法令の改廃・制定、公権力による命令・処分、労働争議、輸送機関・通信回線の事故、交通の途絶、施設・設備の被災その他当事者の責めに帰すことのできない不可抗力による協定の全部または一部の履行遅滞、履行不能または不完全履行については、当該当事者は責任を負わないものとする。

(協議)

第17条 この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じた事項は、甲、乙及び丙が協議の上、定めるものとする。

(有効期間)

第18条 この協定の有効期間は、協定締結の日から起算して1年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の日の2月前までに、甲、乙又は丙のいずれから書面による異議の申出がない限り、有効期

間満了の日の翌日から起算して更に1年間有効期間を延長することとし、以後も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書を3通作成し、甲乙丙それぞれ署名の上、各1通を保有するものとする。

令和2年7月3日

甲 愛知県蒲郡市旭町17番1号
蒲郡市
代表者 蒲郡市長 鈴木 寿明

乙 大阪府大阪市淀川区新高一丁目4番地10号
西日本三菱自動車販売株式会社
代表取締役社長 五十嵐 京矢

丙 東京都港区芝浦三丁目1番21号
三菱自動車工業株式会社
取締役 代表執行役 CEO 加藤 隆雄

4－8 1 災害時等における電気自動車からの電力供給に関する連携協定書

(危機管理課)

蒲郡市（以下「甲」という。）と東愛知日産自動車株式会社（以下「乙」という。）及び日産自動車株式会社（以下「丙」という。）は、台風、地震等大規模災害の発生時、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時等」という。）における電気自動車による避難所への電力の供給に関し、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 この協定は、災害時等において、甲が乙及び丙の協力を得て、甲の指定する避難所において、電気自動車を避難所が停電した際の非常用電源として活用し、避難所の運営を円滑に行うことができるよう、基本的な事項を定めるものとする。なお、甲、乙及び丙は、この協定に定めのない細目について、別に定めることができる。

(電気自動車の貸与要請)

第2条 甲は、災害等が発生し、避難所が開設された時において、乙に対し、電気自動車の貸与に関する別紙（第1号様式）により電気自動車の貸与を要請することができる。ただし、緊急を要する場合は、口頭により連絡し、後日文書をもって処理するものとする。

(協力)

第3条 乙は、前条の要請を受けたときは、可能な範囲において電気自動車を貸与することに努めるものとする。

2 貸与期間は、原則として1週間とし、甲が延長を希望する場合は、災害状況および避難所の閉鎖時期等を勘案の上、甲と乙の双方が協議して延長期間を決定する。

(電気自動車の貸与実施)

第4条 乙は、乙の指定する日時及び場所で電気自動車を甲に無償で貸与し、原則として給電業務のために電気自動車を甲に使用させるものとする。

(供給電力)

第5条 乙は、電気自動車の貸与にあたっては、十分に充電された状態で貸与するよう努めるものとする。

2 貸与時点において電気自動車に充電されている電力は、乙が無償で提供する。

3 貸与中に再充電を行う場合の費用については、原則として甲が負担する。

(電気自動車の移動)

第6条 電気自動車による乙の営業所（乙による電気自動車の保管管理場所）等と甲の避難所間の移動は、甲の責任において行い、原則として甲が行うものとする。

(管理)

第7条 甲が、乙より貸与された電気自動車を善良なる管理者の注意をもって管理するものとし、管理方法その他の取り扱いは、甲と乙の協議により取り決める。

(故障等の対応)

第8条 甲が電気自動車を貸与されている間に、貸与された電気自動車に故障または紛失等があった場合、直ちに乙に通知するものとし、その対応について甲と乙間で協議するものとする。

(返却)

第9条 甲は、乙より貸与された電気自動車を原状に復した上で（ただし、通常損耗を除く。）、乙に返却するものとし、返却方法については、甲と乙が双方協議して決めることとする。

(技術的支援)

第10条 甲は、乙及び丙に対して電気自動車等の操作にかかる助言及び支援を求めることができる。

(外部給電器の使用上の注意)

第11条 甲は、外部給電器を電気自動車に接続して使用（医療機器等への使用を含む）する場合は、当該外部給電器の製造者が発行する保証条件を都度確認の上、使用するものとする。

なお、当該外部給電器の使用に起因する事由により、甲が損害を被った場合であっても、乙及び丙は一切責任を負わないものとする。

(連絡調整)

第12条 この協定及びこの協定に定める業務に関わる連絡調整は、甲、乙及び丙があらかじめ別紙(第2号様式)「連絡調整者名簿」(以下「名簿」という。)により指定した者が行う。なお、甲、乙及び丙は名簿により指定する者に変更があった場合は、名簿を各当事者に対して送付するものとする。

(定期協議)

第13条 この協定に定める事項を円滑に推進するため、甲、乙及び丙は、年1回以上、意見交換、協議等を行うものとする。

(広報活動)

第14条 甲、乙及び丙は、平常時においても電気自動車の普及や電気自動車を活用した防災の広報活動に努めるものとする。

2 甲、乙又は丙が、この協定に係るプレスリリース、その他外部への公表等を行おうとする場合は、事前に他の当事者と公表内容等について協議の上、実施するものとする。

(協定期間)

第15条 この協定の有効期間(以下「協定期間」という。)は、協定締結日から令和3年3月31日までとする。ただし、協定期間の満了する日の3箇月前までに、甲、乙又は丙から何らの意思表示がないときは、協定期間は、さらに1年間更新されるものとし、その後もまた同様とする。

(協議)

第16条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、その都度、甲、乙及び丙が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書3通を作成し、甲、乙、丙それぞれが署名のうえ、各自その1通を保有する。

令和2年8月4日

甲 愛知県蒲郡市旭町17番1号
蒲郡市
蒲郡市長 鈴木 寿明

乙 愛知県豊橋市下地町字操穴43番地
東愛知日産自動車株式会社
代表取締役社長 青木 公貞

丙 神奈川県横浜市西区高島1-1-1
日産自動車株式会社
理 事 神田 昌明

4－82 大規模災害時における労働・社会保険等の相談に関する協定書

(危機管理課)

蒲郡市（以下「甲」という。）と愛知県社会保険労務士会（以下「乙」という。）は、災害時における被災者等を対象とした労働・社会保険等の相談業務（以下「相談業務」という。）に関し、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、蒲郡市内に蒲郡市地域防災計画に定める災害及びこれに準じる災害が発生した場合（以下「災害時」という。）において、甲の要請に基づき、乙が実施する相談業務の迅速かつ適切な実施について、必要な事項を定めるものとする。

(協力要請)

第2条 甲は、災害時に被災者等に対する相談業務の必要があると判断したときは、乙に対して協力要請書（第1号様式）をもって協力の要請をすることとし、乙は社会保険労務士を相談員として派遣するものとする。

なお緊急を要する場合は、電話等により要請し、事後速やかに協力要請書を提出するものとする。

(相談業務の範囲)

第3条 乙はその専門的知識を活かし、災害時に被災者等の生活基盤を確保し、生活の安定を図るため、以下の相談業務を行うものとする。

(1) 労働保険関係の相談支援

- ア 雇用保険（失業保険）の仕方の仕方、離職票の書き方に関する相談等
- イ 労災保険における給付の手続きに関する相談等

(2) 健康保険及び年金関係の相談支援

- ア 健康保険証の再発行などの健康保険に関する相談等
- イ 遺族年金、障害年金の仕方の仕方などの年金に関する相談等
- ウ 年金手帳の再発行、年金の各種変更仕方の仕方に関する相談等

(相談業務の実施体制)

第4条 乙は甲の依頼に対応できるように、あらかじめこの協定に基づく相談業務を行うための連絡系統等の実施体制を整備し、甲へ通知するものとする。

2 乙は実施体制に変更が生じた場合には、速やかに甲に通知することとする。

3 甲及び乙は、この協定に関する連絡責任者を置き、当該連絡責任者を変更したときは、速やかに相手方に通知するものとする。

(報告)

第5条 乙は、第2条に基づく相談業務が終了したときは、甲に対して報告すると共に、速やかに協力実施報告書（第2号様式）を提出するものとする。

2 甲は前項の報告書が提出された場合、速やかに乙の業務内容について確認を行うものとする。

(費用の負担)

第6条 相談業務の実施にかかる経費は、原則として無償とする。但し、場合によりその経費負担については、甲乙の協議により決定することができる。

(損害の補償)

第7条 相談業務の実施において、乙及び乙が派遣した者に損害が生じた場合で、甲の責めに帰すべき事由によらないものについての損害補償は、乙の責任において行うものとする。

(有効期間)

第8条 この協定の有効期間は、協定を締結した日から令和3年3月31日までとする。ただし、協定期間満了前3か月までにこの協定の解除又は変更について、甲と乙のいずれからも何らの意思表示がないときは、この協定は更に1年間延長されるものとし、以後この例による。

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度、甲乙が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙署名押印のうえ、各1通を保有する。

令和2年11月2日

甲 愛知県蒲郡市旭町17番1号
蒲郡市
蒲郡市長 鈴木寿明

乙 愛知県名古屋市熱田区三本松町3番1号
愛知県社会保険労務士会
会長 杉田貴信

4－83 災害時における停電復旧に支障となる障害物の除去に関する協定

(危機管理課)

蒲郡市（以下「甲」という。）と中部電力パワーグリッド株式会社（以下「乙」という。）は、地震、風水害その他の災害（以下「災害」という。）が発生した場合に、停電復旧に支障となる障害物の除去に関して、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 本協定は、災害時における停電復旧に支障となる道路上の障害物の一時除去を実施するため、甲と乙が協力して円滑に作業に当たれるよう、基本的事項を定め、乙による停電の早期復旧に資することを目的とする。

(適用範囲)

第2条 本協定は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第64条第2項に基づく停電復旧に支障となる「工作物等」の一時除去その他必要な措置（以下「除去作業」という。）に適用するものとする。

(定義)

第3条 本協定において「道路」とは、甲が管理する道路をいう。

2 本協定において「障害物」とは、災害により通行に支障がある竹木、飛来物及び土砂等をいう。

3 本協定において「電力設備」とは、乙が保有する電柱、電線、変圧器、支柱、支線及びこれらの付属物等をいう。

4 本協定において「電力設備等の除去を伴わない」とは、電柱は倒れていないが道路に障害物がある場合等をいう。

5 本協定において「電力設備等の除去を伴う」とは、大規模な土砂災害で、障害物の中に折れた電柱、電線等も混ざった状態で道路を封鎖している場合等をいう。

(実施区間)

第4条 実施区間は、停電復旧のため通行等が必要な道路として、乙が甲に要請し、要請を受けた甲が指定する道路を対象とする。

(情報連絡等)

(電力設備等の除去を伴わない協力依頼)

第5条 乙は、停電復旧のため電力設備等の除去を伴わない場合において、障害物の除去作業を実施する必要があると認めるときは、甲に対して当該作業の実施を要請することができる。

2 甲は、前項の要請が正当であると認めるときは、甲の緊急の業務に支障のない範囲において、速やかに障害物の除去作業を実施するものとする。ただし、甲は乙から障害物の除去作業が実施可能であると連絡があった場合は、乙に対して当該作業の実施を依頼することができる。

3 前項ただし書において、緊急を要する場合は、乙に対する依頼を口頭又は電話等で行うことができるものとする。

(電力設備等の除去を伴う協力依頼)

第6条 乙は、停電復旧のため電力設備等の除去を伴う場合において、電力設備及び障害物の除去が、災害等の状況により自ら実施することが困難であると判断した場合は、当該設備の除去について、甲と協議の上、甲に対して要請できるものとする。

(協力体制)

第7条 第5条第2項ただし書の依頼に対して乙は、乙の業務に支障のない限り速やかに障害物の除去作業を実施するものとする。

2 乙が除去作業を行った障害物は、除去現場の交通等の妨げにならない場所に移し、甲は最終処理を行うものとする。

3 第6条の依頼に対して甲は、甲の緊急の業務に支障のない範囲において、速やかに電力設備の除去作業を実施するものとする。

4 本協定の実施に当たっては、甲及び乙は相互に協力し、安全の確保には万全を期して行うものとする。

(完了報告)

第8条 甲又は乙は、前条の障害物の除去作業が完了した場合は、速やかに履行した措置の内容を甲又は乙に報告するものとする。

(費用負担)

第9条 本協定に基づき実施した事項に要した費用については、本来甲又は乙が行うべき作業の割合に応じて負担することを原則として、甲及び乙が協議の上、都度定めるものとする。

(損失補償)

第10条 乙は、その責に帰すべき事由により第三者に損害が生じたときは、乙の責任において処理解決に当たるものとする。

2 除去作業の実施に起因する障害物の所有者等との紛争について明らかに乙の責めに帰するもの以外は、甲及び乙が協議の上、解決に当たるものとする。

(協定の期間)

第11条 本協定の期間は、協定締結日から令和3年3月31日までとする。

2 甲又は乙は、前項の協定期間が満了する1か月前までに文書による協定内容の変更又は本協定の解除の申し出がない場合は、引き続き同一内容にて1年間ごとに更新するものとし、以後も同様とする。

(その他)

第12条 本協定に定めのない事項、又は本協定に関して疑義が生じた場合は、その都度、甲及び乙が協議してこれを定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本通2通を作成し、甲、乙は記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

令和3年2月1日

甲 蒲郡市旭町17番1号
蒲郡市
蒲郡市長 鈴木 寿明

乙 岡崎市戸崎町字大道東7番地
中部電力パワーグリッド株式会社
岡崎営業所 所長 保本 真吾

4-84 蒲郡市とサーラエナジー株式会社との災害時における相互協力に関する 協定書

(危機管理課)

(目的)

第1条 本協定は、蒲郡市（以下「甲」という。）及びサーラエナジー株式会社東三河支社（以下「乙」という。）が、市内において地震若しくは洪水等の自然現象若しくはその他の理由による災害が発生した場合又は発生する恐れがある場合（以下「災害時等」という。）に、円滑な相互連携・協力を図ることを目的とする。

(災害時等における連絡体制の確立)

第2条 甲及び乙は、災害時等において連絡体制を確立し、相互に協力して被害情報等 必要な情報の共有に努めるものとする。

2 前項の連絡体制の具体的な内容は、甲乙の両者で協議の上別に定めるものとする。

3 乙は、甲から、活動調整又は被害情報の集約等を目的に、連絡員（リエゾン）の派遣要請を受けたときは、可能な限り派遣するものとする。

(無線機の設置)

第3条 甲は、災害時に電話回線等が断線した場合の相互通信手段として、平時から、乙の指定する施設に移動系防災行政無線機を設置するものとする。

(ガス供給停止情報等の広報)

第4条 乙は、甲に、ガス供給停止情報等について、必要に応じて甲の所有する情報発信媒体等を活用した市民への広報を依頼できるものとする。

(都市ガス等の優先供給)

第5条 甲は、甲の所有する施設において、速やかに都市ガス等の供給を行う必要があるときは、乙に優先的な都市ガス等の供給を要請することができるものとする。

(災害発生時における敷地及び施設の提供)

第6条 甲は、乙の災害復旧活動場所として次の用地（以下「復旧用地」という。）の使用について協力するものとする。

(1) 名称 蒲郡市モーターボート競走場

(2) 使用概要 復旧活動のための前進基地

(3) 使用面積 約900㎡

2 甲は、前項の復旧用地が使用できない場合において、甲が管理する公園等の敷地及び甲が所有する施設を可能な範囲において提供をするものとする。

(道路啓開)

第7条 甲は、乙の災害復旧活動に必要となる道路の通行のため、可能な限り道路啓開を行うものとする。

2 甲は、乙の災害復旧活動において緊急に道路啓開を行う必要があると判断したときは、乙に道路啓開への協力を要請することができるものとする。なお、道路啓開の方法については、甲乙の両者で協議の上定めるものとする。

(要請手続)

第8条 第5条及び前条第2項の協力の要請は、災害時協力要請書（様式第1号）により行うものとする。ただし、書面による要請が困難なときは、甲は電話又は無線等で要請し、その後、速やかに書面を乙に送付するものとする。

2 乙は、甲から要請を受けたときは、可能な範囲において協力するものとする。

(実施報告)

第9条 乙は、要請による協力を実施したときは、災害時要請業務実施報告書（様式第2号）により甲に報告するものとする。

(費用負担)

第10条 乙は、要請による協力の実施に要した費用を甲に請求できるものとする。

2 前項に規定する費用は、災害発生直前における適正価格を基準とし、算出方法については、甲乙の両者で協議の上定めるものとする。

(定期的な情報交換の実施)

第11条 甲及び乙は、災害時等において本協定に定めた事項を円滑に実施するため、定期的に情報交換を行うものとする。

(安全管理)

第12条 本協定の実施にあたり、甲と乙は相互に協力し、安全の確保に万全を期すものとする。

(損害賠償)

第13条 甲及び乙は、相手方の責めに帰すべき事由により損害を被った場合、相手方に対して、損害賠償を請求することができる。

2 甲及び乙は、自己の責めに帰すべき事由により第三者に損害を与えた場合、相手方に対して、当該損害を賠償しなければならない。

3 前2項に該当しない損害賠償については、甲乙の両者で協議の上決定する。

(協定の有効期間)

第14条 本協定は、締結の日から令和4年3月31日とする。ただし、期間満了の3か月前までに甲又は乙から書面による解除の申し出がないときは、本協定と同一条件で更に1年間延長し、以降も同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、甲又は乙が本協定の有効期間内において解除を希望する場合は、解除希望日の3か月前までに書面により相手方へ通知し、双方合意の上で本協定を解除できるものとする。

(定めのない事項)

第15条 本協定に定めのない事項及び本協定に関し疑義が生じたときは、その都度、甲乙の両者で協議の上必要な事項について定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、それぞれ1通を保有するものとする。

令和3年10月14日

甲 蒲郡市旭町17番1号
蒲郡市
蒲郡市長 鈴木 寿明

乙 豊橋市神野新田町字テノ割1
サーラエナジー株式会社東三河支社
支社長 山田 佳弘

4－85 災害等発生時における防疫活動に関する協定書

(環境清掃課)

蒲郡市(以下「甲」という。)と公益社団法人愛知県ペストコントロール協会(以下「乙」という。)は、防疫活動等に関し、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 この協定は、蒲郡市内において地震、風水害、その他の災害又は感染症(以下「災害等」という。)が発生した場合における感染症の発生及びまん延を防止し、市民生活の安定を図るために行う防疫活動及び平時における防疫活動に必要な知識(以下「防疫知識」という。)の向上のために必要な普及啓発活動等の協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

(協力要請)

第2条 甲は、災害等の発生に際し防疫活動の必要を認めるときは、乙に対し、次に掲げる防疫活動への協力を要請することができる。

- (1) 災害等の発生時における消毒活動
- (2) 災害等の発生時における衛生害虫等の駆除活動
- (3) 前2号に規定するもののほか、特に甲が必要と認める活動

2 甲は、前項の防疫活動への要請をするときは、防疫活動協力要請書(第1号様式)により要請するものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭で要請し、事後に当該要請書を提出することができる。

3 乙は、第1項の要請を受けたときは、薬剤の調達並びに車両その他防疫活動に必要な物品及び労務の提供、技術的助言等について可能な限り協力するものとする。

(防疫活動の実施)

第3条 乙は、前条第1項の要請を受けたときは、指定の日時及び場所に速やかに出動し、甲の指示により防疫活動を実施するものとする。

2 前項の場合において、乙は、防疫活動の実施場所に甲の職員が同行できないときは、甲からの要請に従い、自らの判断により防疫活動を開始するものとする。

(防疫活動の実施報告)

第4条 乙は、前条の規定により防疫活動を実施したときは、防疫活動実施報告書(第2号様式)を甲に提出するものとする。

(費用の負担)

第5条 乙が防疫活動に要した費用(以下「防疫活動費用」という。)は、甲の負担とする。

2 防疫活動費用は、災害等の発生直前における適正な価格を基準として、甲乙協議の上、決定するものとする。

(費用の支払方法)

第6条 甲は、第4条に規定する防疫活動実施報告書の提出を受け、その内容を確認し、これを適正と認めたときは、乙の請求により防疫活動費用を支払うものとする。

(個人情報の保護)

第7条 乙は、防疫活動の実施に当たり、蒲郡市個人情報保護条例(平成10年条例第2号)の規定により、甲から提供を受けた個人情報を取り扱う場合は、その保護の重要性を認識し、個人の権利利益を侵害することのないように適正に取り扱わなければならない。

(平時からの連携)

第8条 甲及び乙は、災害等の発生時における連絡先や連絡方法を確認するなど、平時から相互の連携に努めるものとする。

2 乙は、甲から依頼があった場合には、甲が実施する防疫知識の向上のための普及啓発活動への協力及び必要な防疫知識の提供を行うものとする。

3 前項に係る費用は、甲の負担とする。

(有効期間)

第9条 この協定の有効期間は、この協定の締結の日から令和3年3月31日までとする。ただし、当該有効期間満了日までに甲、乙いずれかからも申出がないときは、更に1年間更新されるものとし、以後も同様とする。

(その他)

第10条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、甲乙協議して決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書を2通作成し、甲乙記名押印の上、それぞれ1通を保有するものとする。

令和2年10月7日

甲 蒲郡市旭町17番1号
蒲郡市
蒲郡市長 鈴木 寿明

乙 名古屋市中村区亀島二丁目1番1号
公益社団法人 愛知県ペストコントロール協会
会長 坂倉 弘康

第1号様式

年 月 日

公益社団法人愛知県ペストコントロール協会会長 様

蒲郡市長

防 疫 活 動 協 力 要 請 書

災害等発生時における防疫活動に関する協定書第2条の規定に基づき、次のとおり協力要請します。

1 災害発生状況等

(1) 発生日時

(2) 発生場所

(3) 災害状況

2 要請日時

3 要請場所

4 要請内容

5 備考

第2号様式

年 月 日

蒲郡市長 様

公益社団法人愛知県ペストコントロール協会
会 長

防 疫 活 動 実 施 報 告 書

災害等発生時における防疫活動の協力に関する協定書第4条の規定に基づき、次のとおり防疫活動を実施しましたので報告します。

1 活動日時

年 月 日 () 午前・午後 時 分から

年 月 日 () 午前・午後 時 分まで

2 活動場所

3 活動内容

4 使用資材

5 備考

第 5 参考

5-1 蒲郡市防災会議条例

(危機管理課)

昭和38年3月18日 条例第6号

(趣旨)

第1条 この条例は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第16条第6項の規定に基づき、蒲郡市防災会議(以下「防災会議」という。)の所掌事務、組織及び運営に関する事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 蒲郡市地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 市長の諮問に応じて市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 前号に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べること。
- (4) 水防法(昭和24年法律第193号)第33条第2項の規定により水防計画を調査審議すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

(会長及び委員)

第3条 防災会議は、会長及び委員50人以内をもって組織する。

2 会長は、市長をもって充てる。

3 会長は、会務を総理する。

4 会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

5 委員は、次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 市の区域の全部又は一部を管轄する指定地方行政機関の職員のうちから市長が委嘱する者
- (2) 愛知県の知事の部内の職員のうちから市長が委嘱する者
- (3) 愛知県警察の警察官のうちから市長が委嘱する者
- (4) 市の区域を警備区域とする陸上自衛隊の部隊の隊員のうちから市長が委嘱する者
- (5) 市の議会の議員のうちから市長が委嘱する者
- (6) 市長の部内の職員のうちから市長が指名する者
- (7) 市の教育委員会の教育長
- (8) 市の消防長及び消防団長
- (9) 市の区域において業務を行う指定公共機関又は指定地方公共機関の役員又は職員のうちから市長が委嘱する者
- (10) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから市長が委嘱する者
- (11) その他市長が特に必要と認めて委嘱する者

6 前項第1号から第5号まで及び第9号から第11号までの委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

7 前項の委員は、再任されることができる。

(専門委員)

第4条 防災会議に専門の事項を調査させるため、必要に応じて専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、愛知県の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから市長が委嘱する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(幹事)

第5条 防災会議に幹事を置く。

2 幹事は、委員の属する機関等の職員のうちから市長が指名し、又は委嘱する。

3 前項の幹事のうち市長が委嘱する者の任期は、当該幹事の属する機関等の委員の任期とする。

4 幹事は、委員及び専門委員を補佐する。

(会議)

第6条 防災会議は、必要に応じて会長が招集する。

- 2 防災会議は、委員の総数の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。
- 3 防災会議の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(雑則)

第7条 この条例に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が防災会議に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和48年条例第20号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成8年条例第17号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成12年条例第1号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則(平成24年条例第20号)

この条例は、公布の日から施行する。

5-2 蒲郡市防災会議運営要綱

(危機管理課)

(趣旨)

第1条 この要綱は、蒲郡市防災会議条例（昭和38年蒲郡市条例第6号。以下「条例」という。）第7条の規定に基づき、蒲郡市防災会議（以下「防災会議」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会長代理)

第2条 会長に事故があったときは、蒲郡市副市長がその職務を代理する。

(委員の代理者)

第3条 委員は、やむを得ない事情により防災会議に出席できないときは、その代理者を出席させることができる。

2 前項の場合は、別記様式により会長に届け出なければならない。

(異動等の報告)

第4条 条例第3条第5項に規定する委員のうち市長が委嘱する者に異動等があった場合、後任者は、その役職名、氏名及び異動年月日を直ちに会長に報告しなければならない。

(会議の招集)

第5条 防災会議の招集は、会議の日時、場所及び議題を示した文書をもって、招集すべき日の7日前までに委員に通知しなければならない。ただし、急を要するときはこの限りではない。

(会議の議長)

第6条 防災会議の議長は、会長がこれにあたる。

(会議録)

第7条 会長は、必要に応じて会議録を作成し、次の事項を記録するものとする。

- (1) 会議の日時及び場所
- (2) 出席者の職名及び氏名
- (3) 会議に付した案件及び議事の経過
- (4) 議決した事項
- (5) その他参考事項

(専決処分)

第8条 会長は、防災会議が処理すべき事項のうち、次に掲げるものについて専決処分することができる。

- (1) 災害が発生した場合において、当該災害に関する情報を収集すること。
- (2) 関係行政機関等の長に対し、資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めること。
- (3) 蒲郡市地域防災計画の作成又は修正について、あらかじめ愛知県知事に協議すること。

2 会長は、前項の規定により専決処分したときは、次の防災会議に報告しなければならない。

(幹事会)

第9条 幹事会は、あらかじめ会長が指名する者が議長となる。

2 幹事会は、次の事項を処理する。

- (1) 防災会議に提出する議案の作成
- (2) その他会長が命ぜられた事項

(庶務)

第10条 防災会議の庶務は、蒲郡市危機管理課において処理する。

(雑則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、その都度会長が定める。

附 則

この要綱は、平成8年8月2日から施行する。

附 則

この要綱は、平成13年7月2日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年2月6日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

5－3 蒲郡市災害対策本部条例

(危機管理課)

昭和38年3月18日条例第7号

(趣旨)

第1条 この条例は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第23条の2第8項の規定に基づき、蒲郡市災害対策本部(以下「本部」という。)の組織及び運営に関する事項を定めるものとする。

(災害対策本部長及び災害対策副本部長)

第2条 災害対策本部長(以下「本部長」という。)は、本部の事務を総括し、本部の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

(部)

第3条 本部の事務を分掌させるため、本部長が必要と認める数の部を置く。

2 部に部長及び部員を置く。

3 部長は災害対策本部員のうちから、部員はその他の職員のうちから本部長が指名する。

4 部長は、本部長の命を受けて部の事務を掌理する。

5 部員は、部長の命を受けて部の事務を処理する。

(雑則)

第4条 この条例に定めるもののほか、本部の組織及び運営に関し必要な事項は、本部長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成8年条例第1号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成24年条例第20号)

この条例は、公布の日から施行する。

5-4 蒲郡市災害対策本部要綱

(危機管理課)

(趣旨)

第1条 この要綱は、蒲郡市災害対策本部条例（昭和38年蒲郡市条例第7号。以下「条例」という。）

第4条の規定に基づき、蒲郡市災害対策本部（以下「本部」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(災害対策副本部長、災害対策本部員及びその他の職員)

第2条 災害対策副本部長（以下「副本部長」という。）は、副市長及び教育長をもって充てる。

2 条例第2条の規定に基づき本部長の職務を代理する副本部長の順位は、第1に副市長、第2に教育長とする。

3 災害対策本部員（以下「本部員」という。）は、蒲郡市事務分掌規則（昭和52年蒲郡市規則第3号）第4条第1項に規定する部長、上下水道部長、ボートレース事業部長、市民病院事務局長、消防長、議会事務局長、教育部長（不在のときは教育委員会のうちから本部長の指定する者）及びその他本部長が必要と認める者をもって充てる。

4 その他の職員は、蒲郡市職員定数条例（昭和37年蒲郡市条例第18号）第2条に規定する職員をもって充てる。

(本部員会議)

第3条 本部に本部員会議を置く。

2 本部員会議は、災害対策に関する次の各号に規定する基本的事項について協議し、及びその実施を図る。

- (1) 災害対策本部の配備体制の切替及び廃止に関すること。
- (2) 災害情報及び被害状況の分析とそれに伴う対策活動の基本方針に関すること。
- (3) 愛知県、他市町村及びその他防災関係機関に対する応援の要請に関すること。
- (4) 自衛隊の災害派遣の要請に関すること。
- (5) 避難のための立退きの指示に関すること。
- (6) 災害応急対策に要する経費に関すること。
- (7) 義援金品の募集及び配布に関すること。
- (8) その他災害対策に関する重要な事項

3 本部員会議は、災害対策本部長（以下「本部長」という。）、副本部長及び本部員をもって組織し、会務は本部長が総理する。

4 本部員会議の開催は、本部長が招集し、その都度会場を指定する。

5 各本部員は、それぞれの所掌事項について会議に必要な資料を提出しなければならない。

6 各本部員は必要に応じ、所属職員を伴って会議に出席することができる。

7 各本部員は、会議の開催を必要と認めるときは、本部長にその旨を申し出るものとする。

8 会議の決定事項のうち、本部長又は各本部員が職員に周知を要すると認めるものについては、速やかにその徹底を図るものとする。

(事務局)

第4条 本部に事務局を置く。

2 事務局は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 災害応急対策に関する基本的事項の実施又は処理の方針を策定すること。
- (2) 災害応急対策及び自衛隊の災害派遣に関し、本部の各組織相互間並びに本部、愛知県、他市町村、自衛隊及びその他防災関係機関相互の連絡調整に関すること。
- (3) 災害に関する情報の収集、分析及び伝達に関すること。
- (4) 災害広報に関すること。
- (5) 本部員会議に関すること。
- (6) 蒲郡市防災会議に関すること。

3 事務局に局長、局次長及びその他必要な職員を置く。

- 4 局長は危機管理監を、局次長は危機管理課長をもって充て、その他の事務局員は本部長があらかじめ任命する。
- 5 局長及び局次長を除く事務局員は、次条第2項に規定する班から独立して事務局の事務を所掌する。
- 6 大規模な災害が発生した場合は、事務局に必要な班を置き、班員の構成は局長が決定する。
- 7 事務局と次条第2項に規定する班との連絡を円滑に行うため、全班に各1名の本部連絡員を置く。
(部等)

第5条 条例第3条第1項に規定する部は、別表のとおりとする。

- 2 部に班を置く。
- 3 班の所掌する事務は、別表分担業務の欄に掲げる事項とする。
- 4 部及び班の長は別表に掲げる者をもって充て、班員は班を構成する組織の職員とする。
- 5 部及び班は、その所掌する事務を遂行するにあたっては、相互に協力し、他の部及び部内各班との緊密な連携のもとに、災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにしなければならない。
- 6 前各項に規定するもののほか、部の運営に関し必要な事項は、部長が別に定める。
- 7 前項の規定により必要な事項を定めた場合は、当該部長は、危機管理監及び当該部を所管する次条の隊長を経由して本部長に報告するものとする。
- 8 班長は、所管する災害応急対策活動及び平時の予防対策について、具体的指針、活動内容等をあらかじめ定め、当該班を所管する部長を経由して危機管理監に提出するものとする。それらを変更した場合もまた同様とする。
- 9 危機管理監は、各班長から提出された具体的指針、活動内容等について、災害対策の総合的見地から必要な指示、調整を行い、本部長に報告するものとする。

(隊の設置)

第6条 本部長は、部間相互の調整を図るため、部を統括する次の隊を置き、副本部長を隊長に充てる。

- (1) 総括・対策隊 隊長 副市長
- (2) 救援隊 隊長 教育長

2 各隊に統括される部は、別表に定めるところによる。

(臨時又は特別な業務の処理)

第7条 本部長は、臨時又は特別な業務については、この要綱において定めるもののほか、必要な組織を設置し、又はこの要綱において当該業務を処理すべきものと定められた組織以外の組織若しくは職員を指定して処理させることができる。

(非常配備態勢)

第8条 本部の各組織は、非常配備態勢を整備し、災害応急対策の強力かつ円滑な実施及び職員の合理的配置を図るものとする。

(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、本部の運営に関し必要な事項は本部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成8年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成13年8月10日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年6月16日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年11月8日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表（災害対策本部・地震災害警戒本部 組織分担業務表）

1 総括・対策隊【隊長 副本部長（副市長）】

部局（部局長）	班（班長）	分 担 業 務
	調整班 危機管理課長	1 本部員会議及び防災会議の庶務に関すること。 2 本部事務局の運営に関すること。 3 気象情報の収集及び伝達に関すること。 4 防災行政無線の統括に関すること。 5 各隊及び防災関係機関との連絡調整に関すること。 6 自衛隊の派遣要請に関すること。 7 災害救助法の適用申請に関すること。 8 災害救助法に基づく救助事務の総括に関すること。 9 地震情報等の収集及び伝達に関すること。 10 大規模地震災害対策特別措置法に基づく地震災害警戒事務及び災害対策基本法に基づく災害応急事務の総括に関すること。 11 自主防災会に関すること。 12 その他他の隊に属さないこと。
企画部 企画部長	企画第一班 秘書広報課長	1 本部長の秘書に関すること。 2 災害視察者、見舞者の応接に関すること。 3 市議会部との連絡調整に関すること。 4 災害情報の広報（かわら版、チラシ等による）に関すること。 5 報道機関に対する情報の提供及び協力要請に関すること。 6 災害記録（写真、録画、録音等）に関すること。 7 警戒宣言、地震情報等及び予想される地震災害の事態について必要な広報（号外、チラシ等による）に関すること。 8 地震防災応急対策の記録（写真、録画、録音等）、整理に関すること。
	企画第二班 企画政策課長	1 国・県への要望書等の作成に関すること。 2 陳情・要望等の調整に関すること。 3 食糧・救援物資配布の総合調整に関すること。 4 部内の連絡調整に関すること。 5 部内他班の業務の協力に関すること。
	企画第三班 人事課長	1 職員の動員及び配備の調整に関すること。 2 職員の給食に関すること。 3 職員の健康管理に関すること。 4 り災職員の調査に関すること。 5 職員等の休憩室、仮眠室に関すること。
	企画第四班 デジタル行政推進課長	1 本部事務局の運営補助に関すること。 2 重要な情報システムの代替手段の確保に関すること。 3 重要な情報資産のバックアップに関すること。 4 ネットワークシステムの被害状況の把握及び応急復旧に関すること。

部局(部局長)	班(班長)	分 担 業 務
総務部 総務部長	総務第一班 行政課長	1 所管施設の応急復旧に関すること。 2 アマチュア無線団体との連絡調整に関すること。 3 所管施設の地震防災応急対策の実施及び総括に関すること。 4 部内他班の業務の協力に関すること。
	総務第二班 財政課長	1 被害報告の整理及び記録に関すること。 2 災害関係予算に関すること。 3 緊急文書の印刷等に関すること。 4 地震防災応急対策についての予算措置に関すること。 5 部内の連絡調整に関すること。 6 部内他班の業務の協力に関すること。
	総務第三班 会計室長	1 災害対策本部の会計経理に関すること。 2 義援金等の保管に関すること。 3 警戒本部の会計経理に関すること。 4 部内他班の業務の協力に関すること。
	総務第四班 契約検査課長	1 災害緊急物品の調達に関すること。 2 燃料の確保に関すること。 3 車両による住民への広報の実施に関すること。 4 部内他班の業務の協力に関すること。
	総務第五班 監査事務局長	1 車両による住民への広報の実施に関すること。 2 部内他班の業務の協力に関すること。
	総務第六班 資産マネジメント課長	1 公共建築物及び公有財産の被害状況の取りまとめ及び応急復旧、緊急措置に関すること。 2 応急対策実施状況の収集、整理及び記録に関すること。 3 公用車（借上車を含む。）の調達及び配車に関すること。 4 用地（市有地を除く。）の取得及び借受に関すること。 5 仮設電話の設置申込みに関すること。 6 庁舎の保安に関すること。 7 車両による住民への広報の実施に関すること。 8 部内他班の業務の協力に関すること。
	調査第一班 税務課長	1 り災世帯の戸別調査に関すること。 2 課税固定資産の被害状況調査に関すること。 3 罹災証明書の発行に関すること。 4 部内他班の業務の協力に関すること。
	調査第二班 収納課長	1 調査第一班の協力に関すること。 2 部内他班の業務の協力に関すること。 3 その他特命事項に関すること。
市議会部 議会事務局長	議会総務班 議会事務局長	1 市議会議員の連絡に関すること。 2 急施議会に関すること。 3 車両による住民への広報の実施に関すること。 4 議会関係の視察、見舞い等の応接に関すること。

部局(部局長)	班(班長)	分 担 業 務
産業振興対策部 産業振興部長	産業対策第一班 観光まちづくり課長	1 旅館、ホテル等の被害状況の取りまとめに関する事。 2 所管施設の被害状況の調査及び応急復旧に関する事。 3 観光客の避難及び動向に関する事。 4 観光関係団体の連絡調整に関する事。 5 旅館、ホテル等の地震防災応急対策実施の把握に関する事。 6 所管施設の地震防災応急対策実施状況の統括に関する事。
	産業対策第二班 農林水産課長	1 農林水産関係の被害状況の取りまとめに関する事。 2 所管施設の被害状況の調査及び応急復旧に関する事。 3 豊川用水施設の被害状況の調査及び応急復旧に関する事。 4 農林道、水路、ため池等の障害物の除去に関する事。 5 生鮮食品等の確保に関する事。 6 家畜等の飼料の確保に関する事。 7 家畜伝染病の予防防疫に関する事。 8 へい獣の処理、指導に関する事。 9 応急対策用漁船の調達に関する事。 10 農林水産関係団体との連絡調整に関する事。 11 所管施設の地震災害対策の実施に関する事。 12 豊川用水施設の地震災害対策の実施に関する事。 13 農林道、水路、ため池等地震災害対策の実施に関する事。 14 所管施設の地震防災応急対策実施状況の統括に関する事。
	産業対策第三班 産業政策課長	1 商店、工場等の被害状況（建築被害を除く。）の取りまとめに関する事。 2 救助用食糧の調達に関する事。 3 衣料、寝具その他生活必需品等の調達に関する事。 4 災害融資に関する事。 5 物価動向に関する事。 6 商工関係団体の連絡調整に関する事。 7 生活必需品・食料等の調達準備又は実施に関する事。 8 非常食の備蓄量の把握に関する事。 9 非常用毛布の備蓄量の把握に関する事。 10 県に対する緊急物資確保の要請に関する事。 11 部内の連絡調整に関する事。

部局(部局長)	班(班長)	分 担 業 務
土木対策部 建設部長	土木対策第一班 土木管理課長	1 河川、水路その他所管施設の被害状況の調査及び応急復旧に関すること。 2 河川、水路等の障害物除去に関すること。 3 応急復旧資材の調達に関すること。 4 河川、水路及び急傾斜地等危険箇所の警戒及び危険防止措置に関すること。 5 土木建設関係業者等への協力要請に関すること。 6 被災建物の解体撤去に関すること。 7 流木等の処理に関すること。 8 河川、水路その他所管施設工事の中断等の指示及び確認に関すること。 9 河川、水路等における障害物等の除去の指示に関すること。 10 応急復旧資材の確保に関すること。 11 河川、水路及び崩壊危険区域の交通規制、立入制限等の措置に関すること。 12 樋門の点検及び操作体制の確認に関すること。 13 所管道路、橋梁の危険箇所の警戒に関すること。 14 所管道路、橋梁その他所管施設の被害状況調査及び応急復旧に関すること。 15 所管道路、橋梁の通行止、迂回通行制限等に関すること。 16 所管道路、橋梁の障害物の除去に関すること。 17 被災地域の官民境界の査定に関すること。 18 所管道路、橋梁その他所管施設工事の中断等の指示及び確認に関すること。 19 部内の連絡調整に関すること。 20 部内他班の業務の協力に関すること。
	土木対策第二班 みなとみらい課長	1 所管施設の被害状況の調査及び応急復旧に関すること。 2 港湾関係団体の連絡調整に関すること。 3 港湾その他所管施設工事の中断等の指示及び確認に関すること。 4 港湾における障害物等の除去の指示に関すること。 5 港湾その他所管施設の危険区域の交通規制、立入制限等の措置に関すること。 6 応急復旧資材の確保に関すること。 7 部内他班の業務の協力に関すること。
	土木対策第三班 道路建設課長	1 所管道路の被害状況の調査及び応急復旧に関すること。 2 所管道路の通行止、迂回通行制限等に関すること。 3 所管道路の障害物の除去に関すること。 4 所管道路の危険箇所の警戒に関すること。 5 所管道路関係機関の連絡調整に関すること。 6 所管道路その他所管施設工事の中断等の指示及び確認に関すること。 7 部内他班の業務の協力に関すること。

部局(部局長)	班(班長)	分 担 業 務
	土木対策第四班 建築住宅課長	1 市営住宅の被害状況調査及び応急復旧に関すること。 2 被害公共建物の応急復旧に関すること。 3 応急仮設住宅及び応急収容避難施設の建設に関すること。 4 応急復旧資材の調達に関すること。 5 建築関係業者等への協力要請に関すること。 6 民間建物の危険度判定業務に関すること。 7 公共建築物の地震防災応急対策に関すること。 8 応急復旧資材の点検及び確保に関すること。 9 市営住宅・特別優良賃貸住宅に対する地震防災応急対策実施の統括に関すること。
都市対策部 都市開発部長	都市対策第一班 都市計画課長	1 危険広告物の撤去指導に関すること。 2 特に大型広告物の転倒防止等の措置に関すること。 3 所管施設の被害状況調査及び応急復旧に関すること。 4 造園関係業者等への協力要請に関すること。 5 所管施設における障害物及び危険の予想される構造物の除去に関すること。 6 所管工事の中断等の指示及び確認に関すること。 7 仮設便所の設置に関すること。 8 部内の連絡調整に関すること。 9 部内他班の業務の協力に関すること。 10 特命事項に関すること。
	都市対策第二班 区画整理課長	1 所管施設、区域の被害状況調査及び応急復旧に関すること。 2 自衛隊その他支援団体の受入れ及び調整に関すること。 3 所管施設における障害物等の除去に関すること。 4 所管工事の中断等の指示及び確認に関すること。 5 防災関係機関、支援団体等の受入れに関すること。 6 部内他班の業務の協力に関すること。 7 特命事項に関すること。
給排水対策部 上下水道部長	給水対策班 水道課長	1 水道施設の被害情報の収集、整理に関すること。 2 応急用飲料水の確保及び給水に関すること。 3 上下水道工事協同組合との連絡調整に関すること。 4 市民への給水情報等の広報に関すること。 5 上下水道工事協同組合並びに指定給水装置事業者への協力要請に関すること。 6 応急用資機材の確保に関すること。 7 所管施設の地震防災応急対策実施状況の統括に関すること。 8 部内の連絡調整に関すること。

部局(部局長)	班(班長)	分 担 業 務
	排水対策第一班 下水道課長	1 下水道施設の被害情報の収集、整理に関する事 2 所管施設の地震防災応急対策実施状況の統括に関する こと。 3 所管施設の被害状況調査及び応急復旧に関する事 4 越水、溢水の排除に関する事。 5 給水対策部の業務の協力に関する事。 6 下水道工事の中断等の指示及び確認に関する事。 7 下水道管渠等の緊急保安措置に関する事。 8 地震防災応急対策資機材の点検確保等に関する事。 9 部内他班の業務の協力に関する事。
	排水対策第二班 下水道浄化セン ター所長	1 所管施設の被害状況調査及び応急復旧に関する事。 2 所管施設の緊急保安措置に関する事。 3 地震災害応急対策資機材の点検確保に関する事。 4 部内他班の業務の協力に関する事。
消防本部 消防長	消防総務班 総務課長	1 所管施設の被害状況調査及び応急復旧に関する事。 2 災害情報の収集、調査に関する事。 3 消防、防災用資機材の確保に関する事。 4 消防団に関する事。 5 他の消防関係機関の応援要請に関する事。 6 所管施設の地震防災応急対策実施の統括に関する事。 7 地震情報等の収集に関する事。 8 警戒本部との連絡調整に関する事。 9 合同調整所(救出、救助)に関する事。 10 応急対策部における地震防災応急対策の記録整理に 関すること。 11 部内の連絡調整に関する事。
	消防予防班 予防課長	1 危険物施設等の巡視、警戒に関する事。 2 危険物施設の被害状況の取りまとめ及び事故対策に 関すること。 3 危険物災害に伴う避難勧告の実施に関する事。 4 火災発生に伴う現場調査に関する事。 5 危険物施設の地震防災応急対策の実施確認及び指導 に関する事。 6 出火防止等災害予防の広報に関する事。 7 部内他班の業務の協力に関する事。
	消防情報班 消防署長	1 気象情報、災害情報等の収集、伝達に関する事。 2 防災行政無線による情報等の伝達に関する事。 3 防災通信に関する事。 4 災害応急班の活動状況等の本部への連絡に関する事。 5 医療機関との連絡調整に関する事。 6 地震情報等の収集、伝達に関する事。 7 災害応急班の地震防災応急活動状況等の警戒本部へ の連絡に関する事。

部局（部局長）	班（班長）	分 担 業 務
	災害応急班 消防署長	1 災害防ぎょ活動に関すること。 2 救急救助に関すること。 3 救急救助用資機材の確保に関すること。 4 被害拡大防止に関すること。 5 被災区域の巡視、警戒に関すること。 6 避難誘導に関すること。 7 火災警戒及び防ぎょ活動に関すること。 8 消防資機材の整備に関すること。 9 水利の確保に関すること。 10 避難指示及び誘導に関すること。 11 危険区域の巡視警戒に関すること。

2 救援隊【隊長 副本部長（教育長）】

部局（部局長）	班（班長）	分 担 業 務
市民生活部 市民生活部長	生活第一班 市民課長	1 避難施設収容世帯の調査に関すること。 2 被災住民の動向調査に関すること。 3 市民センター利用者の安全確保に関すること。 4 緊急炊き出しに関すること。 5 災害に伴う市民相談に関すること。 6 避難施設収容世帯の地区別人員の掌握に関すること。 7 緊急炊き出し資材の運搬、管理の掌握に関すること。 8 災害に関する市民相談の体制調整に関すること。 9 罹災証明以外の証明発行に関すること。
	生活第二班 協働まちづくり 課長	1 災害ボランティアセンターに関すること。 2 部内他班の業務の協力に関すること。
	生活第三班 交通防犯課長	1 交通情報の収集に関すること。 2 交通機関との連絡調整に関すること。 3 防犯関係機関との連絡調整に関すること。 4 地震警戒時における警察署との連絡調整に関すること。
	生活第四班 環境清掃課長	1 所管施設の被害状況の調査及び応急復旧に関すること。 2 し尿の処理に関すること。 3 遺体の搬送、埋火葬に関すること。 4 遺体安置所の開設、管理に関すること。 5 被災地の環境衛生、環境対策に関すること。 6 防疫に関すること。 7 し尿収集運搬業者への災害時の出動要請に関すること。 8 霊柩車、斎場要員の確保に関すること。 9 遺体安置所の確保に関すること。 10 災害時の公害防止に関すること。 11 瓦礫、廃材等の仮置場処分地の確保に関すること。 12 防疫用薬剤及び資機材の点検及び確保に関すること。 13 被災地の廃棄物の収集処理に関すること。 14 災害によるごみ廃材等の処理計画に関すること。 15 犬、猫等の死体処理に関すること。 16 他の公共団体の応援要請（ごみ処理）に関すること。

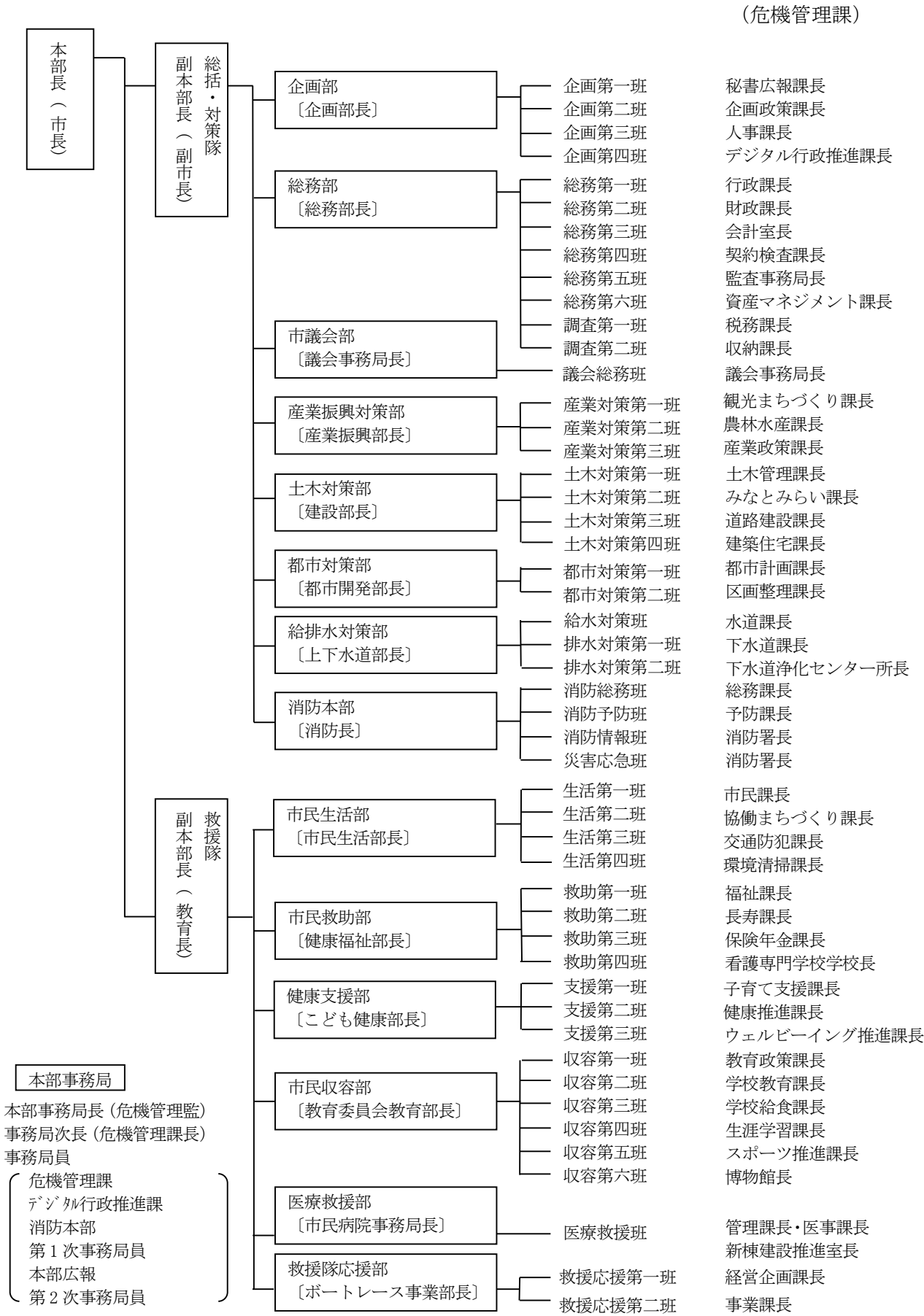
部局（部局長）	班（班長）	分 担 業 務
		17 ごみ処理関係業者との連絡調整に関すること。 18 ごみ収集運搬車両の配備に関すること。 19 ごみ収集場所（仮置場）の確保に関すること。 20 他の公共団体へ事前応援要請（ごみ処理）に関すること。 21 所管施設の地震防災応急対策の実施状況の統括に関すること。 22 部内他班の業務の協力に関すること。
市民救助部 福祉部長	救助第一班 福祉課長	1 所管施設の被害状況の調査及び応急復旧に関すること。 2 （被災）障害者等の緊急保護・救護に関すること。 3 所管施設利用者の安全確保に関すること。 4 災害弔慰金、見舞金に関すること。 5 義援金、救援物資等の受入れ、配分に関すること。 6 日本赤十字社との連絡調整に関すること。 7 福祉関係団体との連絡調整に関すること。 8 福祉避難所の開設及び運営に関すること。 9 部内の連絡調整に関すること。
	救助第二班 長寿課長	1 所管施設の被害状況の調査及び応急復旧に関すること。 2 所管施設入所者及び利用者の安全確保に関すること。 3 高齢弱者の緊急保護に関すること。 4 仮設住宅入居者の選考に関すること。 5 介護及び支援認定者の保護に関すること。 6 高齢弱者・独居老人の救護に関すること。 7 介護及び支援認定者の救護に関すること。 8 地域包括支援センター、居宅介護事業所との連絡調整に関すること。 9 養護老人ホーム、老人福祉センターとの連絡調整に関すること。 10 福祉避難所の開設及び運営に関すること。 11 所管施設の地震防災応急対策実施状況の統括に関すること。 12 人工呼吸器・在宅酸素療養者の電源確保に関すること。
	救助第三班 保険年金課長	1 避難施設、被災世帯への食糧及び救援物資等の輸送に関すること。 2 救出者の搬送の準備、補助に関すること。 3 被災住民等の医療費助成に関すること。 4 避難施設、被災世帯への食糧及び生活必需品の輸送準備に関すること。 5 部内他班の業務の協力に関すること。
	救助第四班 看護専門学校 学校長	1 所管施設の被害状況の調査及び応急復旧に関すること。 2 施設利用者の安全確保に関すること。 3 所管施設の地震防災応急対策の実施に関すること。 4 医療救援班の業務の協力に関すること。

部局(部局長)	班(班長)	分 担 業 務
健康支援部 こども健康部 長	支援第一班 子育て支援課長	1 所管施設の被害状況の調査及び応急復旧に関する こと。 2 園児の保護に関すること。 3 被災園児の動向調査に関すること。 4 児童福祉施設の入所者及び利用者の救護に関する こと。 5 避難所(保育園)の開設及び運営に関すること。 6 避難者の受入措置(保育園)及び避難状況の把握に 関すること。 7 避難収容施設運営の補助に関すること。 8 私立幼稚園、私立保育園、無認可保育所との連絡調整 に関すること。 9 警戒宣言時における保育士及び園児の管理に関する こと。 10 所管施設の地震防災応急対策実施状況の統括に 関すること。 11 部内他班の業務の協力に関すること。
	支援第二班 健康推進課長	1 所管施設の被害状況の調査及び応急復旧に関する こと。 2 医療施設(市民病院を除く。)の被害状況の取りまとめ に関すること。 3 施設利用者の安全確保に関すること。 4 医薬品及び衛生資材の確保に関すること。 5 輸血用血液の確保、準備に関すること。 6 防疫に関すること。 7 救護所の開設、準備に関すること。 8 被災住民の保健指導に関すること。 9 医療機関及び保健所との連絡調整に関すること。 10 人工透析治療施設への透析用水の輸送及び治療継続 のための連絡調整に関すること。 11 市民病院事務局との連絡調整に関すること。
	支援第三班 ウェルビーイング 推進課長	1 支援第二班の業務の協力に関すること。
市民収容部 教育委員会 教育部長 (不在の時は 教育委員会 のうちから本 部長の指名 する者)	収容第一班 教育政策課長	1 所管施設の被害状況の取りまとめ及び応急復旧に 関すること。 2 避難所(高等学校)の運営調整に関すること。 3 避難者の受入措置(高等学校)及び避難状況の把握 に関すること。 4 所管施設の地震防災応急対策実施状況の統括に 関すること。 5 部内の連絡調整に関すること。

部局（部局長）	班（班長）	分 担 業 務
	収容第二班 学校教育課長	1 学校施設の被害状況の調査に関すること。 2 児童生徒の緊急保護に関すること。 3 教職員の動員及び調整に関すること。 4 避難所（学校）の運営調整に関すること。 5 被災児童生徒の動向調査に関すること。 6 応急教育及び学用品の給与に関すること。 7 警戒宣言時における教員及び児童・生徒の管理に関すること。 8 避難者の受入措置（学校）及び避難状況の把握に関すること。 9 所管施設の地震防災応急対策実施状況の統括に関すること。
	収容第三班 学校給食課長	1 所管施設の被害状況の調査及び応急復旧に関すること。 2 炊き出しに関すること。 3 救助用食糧の確保に関すること。 4 所管施設の地震防災応急対策の実施及び統括に関すること。
	収容第四班 生涯学習課長	1 所管施設の被害状況の調査及び応急復旧に関すること。 2 所管施設利用者の安全確保に関すること。 3 避難所（学校を除く。）の運営調整に関すること。 4 所管施設の地震防災応急対策の実施及び統括に関すること。 5 避難者の受入措置（学校を除く。）及び避難状況の把握に関すること。
	収容第五班 スポーツ推進課長	1 所管施設の被害状況の調査及び応急復旧に関すること。 2 所管施設利用者の安全確保に関すること。 3 避難所（学校を除く。）の運営調整に関すること。 4 所管施設の地震防災応急対策の実施及び統括に関すること。 5 避難者の受入措置（学校を除く。）及び避難状況の把握に関すること。
	収容第六班 博物館長	1 所管施設利用者の安全確保に関すること。 2 所管施設及び収蔵品の被害状況の調査及び応急復旧に関すること。 3 市内文化財の被害状況の調査に関すること。 4 所管施設の地震防災応急対策の実施に関すること。 5 文化財の保護・復旧に関すること。

部局（部局長）	班（班長）	分 担 業 務
医療救援部 市民病院事務 局長	医療救援班 管理課長 医事課長 新棟建設推進室	1 所管施設の被害状況の調査及び応急復旧に関するこ と。 2 入院患者、施設利用者等の安全確保に関すること。 3 医療救護及び助産活動に関すること。 4 医薬品及び衛生材料の確保に関すること。 5 救護用医療資機材の調達に関すること。 6 収容患者の状況調査に関すること。 7 他の医療関係機関への応援要請に関すること。 8 救助第四班との連絡調整に関すること。 9 他の医療機関との調整に関すること。 10 その他医療上必要な措置に関すること。 11 所管施設の地震防災応急対策の実施及び統括に関する こと。
救援隊応援部 ボートレース 事業部長	救援応援第一班 経営企画課長	1 所管施設の被害状況の調査及び応急復旧に関すること。 2 施設の安全確保に関すること。 3 市民救助部の業務の応援に関すること。 4 所管施設の地震防災応急対策実施状況の統括に関する こと。 5 部内の連絡調整に関すること。
	救援応援第二班 事業課長	1 市民収容部の業務の応援に関すること。 2 施設利用者の安全確保に関すること。 3 ヘリポートの確保に関すること。 4 所管施設地震防災応急対策実施状況の実施に関するこ と。 5 部内他班の業務の協力に関すること。

災害対策本部・地震災害警戒本部組織図



非常配備一覧（地震災害）

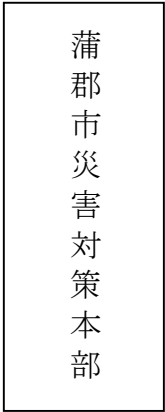
（危機管理課） R6.4.1

部	班	本部員	非常配備			本部事務		避難所	計	災害緊急初動隊員	部	班	本部員	非常配備			本部事務		避難所	計	災害緊急初動隊員	
			第1	第2	第3	1次	2次							第1	第2	第3	1次	2次				
市長・副市長		2									消防長		1									
調整班(危機管理課)		6								6	応急対策部	消防総務班	1								1	
企画部	企画第一班 (秘書広報課)	2	1	1	1			1	6	1		消防予防班	1									1
	企画第二班 (企画政策課)	1	2	3		1		1	8			消防情報班										0
	企画第三班 (人事課)		1	2	2	1		2	8	1		災害応急班										0
	企画第四班 (デジタル行政推進班)	7								7		教育長		1								
総務部	総務第一班 (行政課)		2	2	1	1		1	7	1	市民生活部	生活第一班 (市民課)		1	2	17		1	4	25		
	総務第二班 (財政課)	1	1		3	1		1	7	1		生活第二班 (協働まちづくり課)	1	1	2	1			1	6		
	総務第三班 (会計室)		1	1	3				5			生活第三班 (交通防犯課)		1	1	2			1	5	1	
	総務第四班 (契約検査課)		1	2	1		1		5			生活第四班 (環境清掃課)		2	7	9		1	1	20		
	総務第五班 (監査事務局)		1	1	1				3		市民救助部	救助第一班 (福祉課)	1	1	7	5			3	17	2	
	総務第六班 (資産マネジメント課)		1	2	3			1	7			救助第二班 (長寿課)		3	5	3				11		
	調査第一班 (税務課)		1	4	15		1	2	23	1		救助第三班 (保険年金課)		1	5	11			1	18	1	
	調査第二班 (収納課)		1	2	4			2	9	2		救助第四班 (看護専門学校)		1	3	13				17		
	議会総務班 (議会事務局)	1	2	1	1			1	6			健康支援部	支援第一班 (子育て支援課)	1	4	4	154	1		29	193	
産業振興部	産業対策第一班 (観光まちづくり課)		1	2	3			3	9		支援第二班 (健康推進課)			2	5	23			2	32		
	産業対策第二班 (農林水産課)		4	7	2	1			14	3	支援第三班 (ウェルビーイング推進課)			1	1					2		
土木対策部	産業対策第三班 (産業政策課)	1	1	3	4			2	11		市民収容部	収容第一班 (教育政策課)	1	1	3	7			1	13	1	
	土木対策第一班 (土木管理課)	1	3	11		1		1	17			収容第二班 (学校教育課)		1	2	4		1		8		
	土木対策第二班 (みなとみらい課)		1	4					5			収容第三班 (学校給食課)		1	1	1				3		
	土木対策第三班 (道路建設課)		1	7	2	1		1	12			収容第四班 (生涯学習課)		2	3	3		1	2	11		
	土木対策第四班 (建築住宅課)		2	2	6		1	1	12	1		収容第五班 (スポーツ推進課)		1	1	3				5		
都市対策部	都市対策第一班 (都市計画課)	1	1	1	8		1		12			収容第六班 (博物館)		1	1	2			4	8		
	都市対策第二班 (区画整理課)		1	3	7		1		12	3	医療救援部	医療救援班 (市民病院：管理課)	1	2	9			2		14		
給排水対策部	給水対策班 (水道課)	1	1	3	14	1			20	3		医療救援班 (市民病院：他)									0	
	排水対策第一班 (下水道課)		4	9	3	1			17		応援部隊	救援応援第一班 (経営企画課)	1	3	2	4		1	1	12		
	排水対策第二班 (下水道浄化センター)		1	2					3			救援応援第二班 (事業課)		3	1	8			2	14		
合 計												34	69	140	354	10	12	72	585	22		
非常配備定数	第1非常配備		69			10			79		第2非常配備		69	140		10	12		231			
	第2非常配備		69	140		10	12		585		第3非常配備		69	140	354	10	12		585			
	総職員数	34	69	140	354	10	12	72	691													

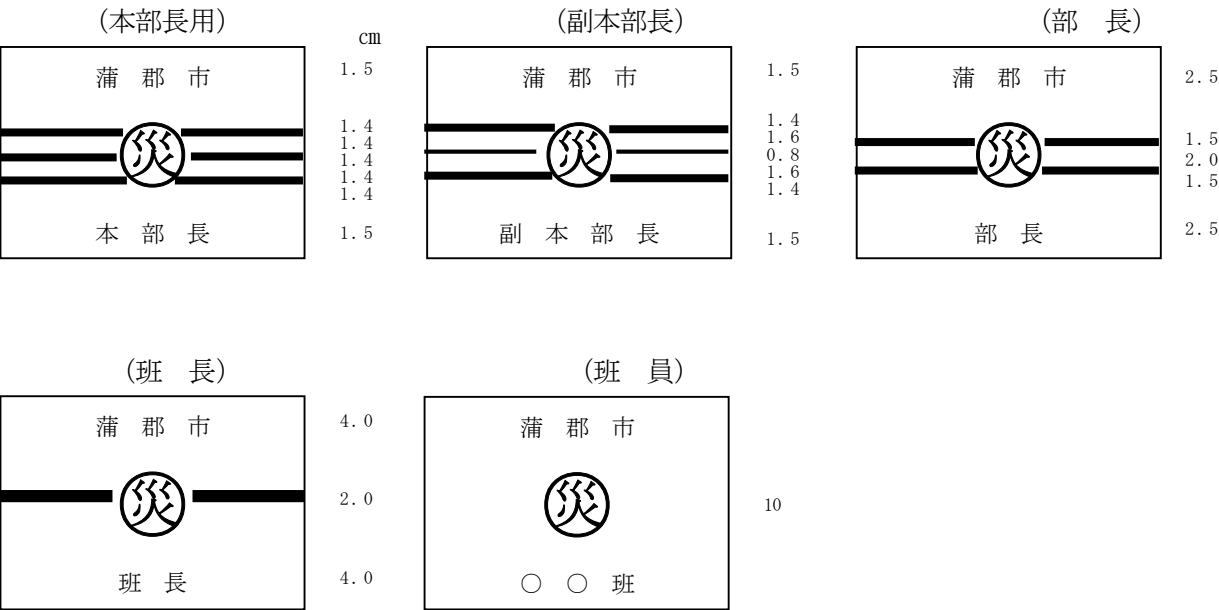
※ 災害緊急初動隊員については、第1～第3非常配備、本部事務局員と重複。
※ 応急対策部（消防本部）及び医療救援班（市民病院：他）の第1～第3非常配備については非常配備定数に含めない。
（総職員数には含める。）

災害対策本部の標旗・腕章・ヘルメット

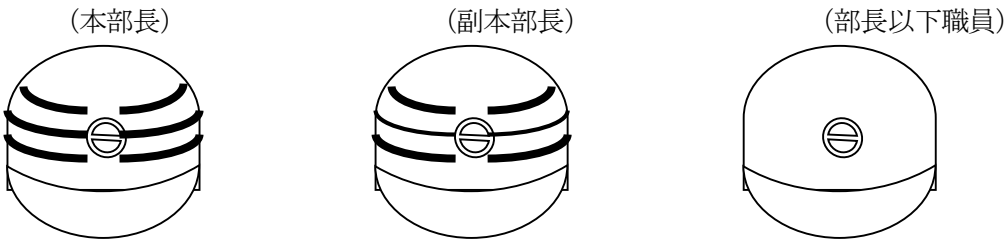
標旗



腕章



ヘルメット



役職線は赤色とする。

5-5 蒲郡市災害緊急初動隊編成要綱

(危機管理課)

1 目的

休日、夜間等に市域内で地震、爆発等予測不能な大規模災害が発生した場合において、災害対策本部が設置されるまでの活動の空白をなくすため、災害緊急初動隊（以下「初動隊」という。）を編成し、当該災害に係る被害情報等の収集、伝達その他緊急活動を実施することにより、その後の円滑な災害応急対策活動に資することを目的とする。

2 構成

初動隊は、市役所から概ね2キロメートル以内（発災時に早足又は自転車で10分以内に登庁が可能と思われる距離）に在住する男子職員50名以内で組織し、統括指揮者及び副統括指揮者並びに総務、情報収集、出動、広報の4班編成とする。

3 活動内容

初動隊の活動内容は、災害対策本部が設置されるまでの空白時間を補うための情報の収集及び伝達に重点を置き、状況によって緊急応急対策を行うものとする。

各班の分担業務は、次のとおりとし、各班は、統括指揮者の指示のもと、事前にそれぞれの活動マニュアルを作成し、随時活動訓練を計画、実施するものとする。

(1) 総務班

- ① 庁舎、電気・電話設備、給排水設備、防災関係機器類等の被害状況調査、機能点検及び緊急復旧に関すること。
- ② 庁舎内の危険物等の安全確認に関すること。
- ③ 災害対策本部長等への連絡その他職員の動員に関すること。
- ④ 無線通信の統括、実施に関すること。
- ⑤ 災害対策本部設置の準備に関すること。
- ⑥ 防災関係機関との連絡調整に関すること。
- ⑦ その他他の班に属さない緊急を要する事項に関すること。

(2) 情報収集班

- ① 気象情報、災害情報等の収集、整理に関すること。
- ② 被害状況の収集、整理に関すること。

(3) 出動班

- ① 出動による被害状況の収集に関すること。
- ② 緊急道路等の通行確保に関すること。
- ③ 危険地区等の警戒活動に関すること。
- ④ 消防組織による救助活動の補助に関すること。
- ⑤ ライフライン関係機関、建設業関係機関との連絡調整に関すること。
- ⑥ その他緊急復旧活動に関すること。

(4) 広報班

- ① 市民への災害関連情報の伝達に関すること。
- ② 報道関係機関への災害関連情報の伝達に関すること。
- ③ 避難勧告等の伝達に関すること。

4 登庁基準

初動隊の隊員は、閉庁時間帯に次のいずれかの報に接し、又は事態を確認したときに、本人にやむを得ない事情のない限り自主的に登庁し、それぞれの任務に着くものとする。

- (1) 市域における震度4以上の地震
- (2) 隣接市町又は東三河市町における震度5弱以上の地震
- (3) 市域における広範囲にわたる大規模爆発
- (4) その他市域における大規模災害等の非常事態

5 その他

- (1) 初動隊の隊員は、市長が任命し、任期は、解任されるまでの間とする。

- (2) 初動隊は、災害対策本部が設置された場合は自動的に本部に吸収される。
- (3) 初動隊の活動訓練に必要な費用（時間外手当を含む。）は、毎年予算化するものとする。
- (4) 初動隊の勤務時間内の活動訓練実施及び会合は、職務専念義務の免除をするものとする。
- (5) 初動隊の活動訓練中の事故は、公務災害（通勤災害を含む。）とするものとする。

附則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

5－6 蒲郡市地域防災計画に定める避難所等の開設担当職員に関する要綱

(危機管理課)

(趣旨)

第1条 この要綱は、蒲郡市地域防災計画に定める避難所等（一部施設を除く。以下「避難所等」という。）において、災害対策本部の統括のもと、開設及び運営業務を行うため、あらかじめ指名する職員（以下「避難所等開設担当職員」という。）の選任方法等について、必要な事項を定めるものとする。

(選任の基準等)

第2条 避難所等開設担当職員は、次に掲げる事項に該当する者のうちから危機管理監が選任し、市長が任命する。ただし、長期間の避難所等の運営が必要になった場合において、交代要員として選任する者については、この限りでない。

(1) 災害対策本部員、本部事務局員及び管理職以外の者

(2) 避難所等から概ね2キロメートル以内に在住する者

2 前項の規定にかかわらず、避難所等に指定されている保育園にあっては、当該保育園の園長及び副園長を選任する。

3 次の各号のいずれかの事項に該当する職員は、前2項の規定にかかわらず選任しない。

(1) 休職中の者

(2) 妊婦又は産前産後休業若しくは育児休業中の者

(3) 危機管理監が避難所等開設担当職員として適当でないと認める者

4 選任された避難所等開設担当職員は、その任期中、第1項若しくは第2項に掲げる事項に該当しなくなったとき又は前項第1号若しくは第2号に掲げる事項に該当することとなったときは、速やかに危機管理監に報告するものとする。

5 危機管理監は、前項の規定による報告があったときは、速やかに後任の職員を選任するものとする。

(任期)

第3条 避難所等開設担当職員の任期は、選任された年度の4月1日から2年間とする。ただし、再任することを妨げない。

2 前条第5項の規定により選任された後任の職員の任期は、前任者の残任期間とする。

(定数)

第4条 各避難所等の避難所等開設担当職員の定数は、2人とする。

(業務の内容)

第5条 避難所等開設担当職員は、避難所等への配備が決定された場合、迅速に避難所等に参集し、施設管理者等と協力して避難所等の開設及び災害対策本部との連絡調整等運営に関する業務に従事するものとする。

2 避難所等開設担当職員は、平常時から防災に関する知識を習得するとともに、地域の防災訓練に参加する等、地域住民との連携の強化に努めなければならない。

(雑則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成29年11月6日から施行する。

2 この要綱の施行の際、現に任命されている避難所等開設担当職員については、この要綱の定めるところにより任命されたものとみなす。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

5-7 蒲郡市地域防災計画に定める地域避難場所の開設担当職員に関する要綱

(危機管理課)

(趣旨)

第1条 この要綱は、蒲郡市地域防災計画に定める地域避難場所において、台風等風水害の際、災害対策本部の統括のもと、開設及び運営業務を行うため、あらかじめ指名する職員（以下「地域避難場所開設担当職員」という。）の選任方法等について、必要な事項を定めるものとする。

(選任の基準等)

第2条 地域避難場所開設担当職員は、災害対策本部員、本部事務局員及び第1非常配備職員以外の者のうちから危機管理監が選任し、市長が任命する。ただし、長期間の地域避難場所の運営が必要になった場合において、交代要員として選任する者については、この限りでない。

2 次の各号のいずれかの事項に該当する職員は、前項の規定にかかわらず選任しない。

(1) 休職中の者

(2) 妊婦又は産前産後休業若しくは育児休業中の者

(3) 危機管理監が地域避難場所開設担当職員として適当でないと認める者

3 蒲郡市地域防災計画に定める避難所等の開設担当職員に関する要綱により、蒲郡市地域防災計画に定める避難所等において、開設及び運営業務を行うため、あらかじめ指名する職員が地域避難場所開設担当職員に重複して指名されることを妨げない。

4 選任された地域避難場所開設担当職員は、その任期中、第2項第1号又は第2号に掲げる事項に該当することとなったときは、速やかに危機管理監に報告するものとする。

5 危機管理監は、前項の規定による報告があったときは、速やかに後任の職員を選任するものとする。

(任期)

第3条 地域避難場所開設担当職員の任期は、選任された年度の4月1日から2年間とする。ただし、再任することを妨げない。

2 前条第5項の規定により選任された後任の職員の任期は、前任者の残任期間とする。

(定数)

第4条 各地域避難場所の地域避難場所開設担当職員の定数は、8人とする。

(業務の内容)

第5条 地域避難場所開設担当職員は、地域避難場所への配備が決定された場合、迅速に地域避難場所に参加し、施設管理者等と協力して地域避難場所の開設及び災害対策本部との連絡調整等運営に関する業務に従事するものとする。

2 地域避難場所開設担当職員は、平常時から防災に関する知識を習得するとともに、地域の防災訓練に参加する等、地域住民との連携の強化に努めなければならない。

(雑則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

5－8 蒲郡市地震災害警戒本部条例

(危機管理課)

平成14年6月24日 条例第21号

(目的)

第1条 この条例は、大規模地震対策特別措置法(昭和53年法律第73号。以下「法」という。)第18条第4項の規定に基づき、蒲郡市地震災害警戒本部(以下「警戒本部」という。)の組織等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(組織)

第2条 地震災害警戒本部長(以下「本部長」という。)は、警戒本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

2 警戒本部に、地震災害警戒副本部長(以下「副本部長」という。)、地震災害警戒本部員(以下「本部員」という。)その他の職員を置くことができる。

3 副本部長は、本部員のうちから市長が任命する。

4 副本部長は、本部長を助け、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

5 本部員は、次に掲げる者をもって充てる。

(1) 愛知県警察の警察官のうちから市長が委嘱する者

(2) 市の教育委員会の教育長

(3) 市長がその部内の職員のうちから指名する者

(4) 市の区域において業務を行う法第2条第7号に規定する指定公共機関又は同条第8号に規定する指定地方公共機関の役員又は職員のうちから市長が委嘱する者

(5) その他市長が特に必要と認め、委嘱する者

6 本部員は、本部長の命を受け、警戒本部の事務に従事する。

7 副本部長及び本部員以外の警戒本部の職員(以下「本部職員」という。)は、市の職員のうちから、市長が任命する。

8 本部職員は、警戒本部の所掌事務について、本部員を補佐する。

(部)

第3条 本部長は、必要と認めるときは、警戒本部に部を置くことができる。

2 前項の部に属すべき本部員及び本部職員は、本部長が指名する。

3 第1項の部に部長を置き、本部長が指名する本部員がこれに当たる。

4 前項の部長に事故があるときは、第1項の部に属する本部員のうちから前項の部長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

(雑則)

第4条 前3条に定めるもののほか、警戒本部の組織等に関し必要な事項は、本部長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

5-9 蒲郡市地震災害警戒本部要綱

(危機管理課)

(趣旨)

第1条 この要綱は、蒲郡市地震災害警戒本部条例（平成14年蒲郡市条例第21号。以下「条例」という。）第4条の規定に基づき、蒲郡市地震災害警戒本部（以下「警戒本部」という。）の組織等に関し必要な事項を定めるものとする。

(副本部長等)

第2条 地震災害警戒副本部長（以下「副本部長」という。）は、副市長及び教育長をもって充て、その順位は、第1に副市長、第2に教育長とする。

2 地震災害警戒本部員（以下「本部員」という。）は、条例第2条第5項の規定に基づき市長が委嘱した者、蒲郡市事務分掌規則（昭和52年蒲郡市規則第3号）第4条第1項に規定する部長、ポートレース事業部長、市民病院事務局長、消防長、議会事務局長、教育部長（不在のときは教育委員会のうちから副本部長の指定する者）その他市長が必要と認める者をもって充てる。

3 その他の職員は、蒲郡市職員定数条例（昭和37年蒲郡市条例第18号）第2条に規定する職員をもって充てる。

(警戒本部)

第3条 地震災害警戒副本部長（以下「副本部長」という。）は、大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号。以下「法」という。）第9条第1項の規定により警戒宣言が発せられたときは、警戒本部を設置する。

2 副本部長は、当該警戒宣言に係る地震災害に関し、蒲郡市災害対策本部が設置されたとき、又は法第9条第3項の規定により警戒解除宣言があったときは、警戒本部を廃止する。

(本部員会議)

第4条 警戒本部に本部員会議を置く。

2 本部員会議は、地震防災応急対策等に関する基本的事項について協議し、その実施を図る。

- (1) 警戒本部の配備体制の切替え及び廃止に関すること。
- (2) 警戒宣言及び地震予知情報等の分析並びにそれに伴う対策活動の基本方針に関すること。
- (3) 愛知県、他市町村その他防災関係機関との地震防災応急対策に関する基本方針に関すること。
- (4) 自衛隊の派遣要請の基本的な事項に関すること。
- (5) 避難のための措置に関すること。
- (6) 物資の調達並びに義援金品の募集及び配布の基本的な事項に関すること。
- (7) その他地震防災応急対策に関すること。

3 本部員会議は、副本部長、副本部長及び本部員をもって組織し、会務は副本部長が総理する。

4 本部員会議の開催は、副本部長が招集し、その都度会場を指定する。

5 各本部員は、それぞれの所掌事項について会議に必要な資料を提出しなければならない。

6 各本部員は必要に応じ、所属職員を伴って会議に出席することができる。

7 各本部員は、会議の開催を必要と認めるときは、副本部長にその旨を申し出るものとする。

8 会議の決定事項のうち、副本部長又は各本部員が職員に周知を要すると認めるものについては、速やかにその徹底を図るものとする。

(事務局)

第5条 警戒本部に事務局を置く。

2 事務局は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 地震災害警戒に関する基本的事項の実施又は処理の方針を策定すること。
- (2) 地震防災対策等及び自衛隊の災害派遣に関し、警戒本部の各組織間及び警戒本部、愛知県、他市町村、自衛隊その他防災関係機関相互の連絡調整に関すること。
- (3) 地震予知情報等の収集、分析及び伝達に関すること。
- (4) 地震予知情報及び警戒宣言の広報に関すること。
- (5) 本部員会議に関すること。

- 3 事務局に局長、局次長その他必要な職員を置く。
- 4 局長は危機管理監を、局次長は危機管理課長をもって充て、その他の事務局員は本部長があらかじめ任命する。
- 5 局長及び局次長を除く事務局員は、次条第2項に規定する班から独立して事務局の事務を所掌する。
- 6 事務局と次条第2項に規定する班との連絡を円滑に行うため、全班に各1名の本部連絡員を置く。
(部等)

第6条 条例第3条第1項に規定する部は、別表のとおりとする。

- 2 部に班を置く。
- 3 班の所掌する事務は、別表分担業務の欄に掲げる事項とする。
- 4 部及び班の長は別表に掲げる者をもって充て、班員は班を構成する組織の職員とする。
- 5 部及び班は、その所掌する事務を遂行するに当たっては、相互に協力し、他の部及び部内各班との緊密な連携の下に、地震防災応急対策が的確かつ円滑に行われるようにしなければならない。
- 6 前各項に規定するもののほか、部の運営に関し必要な事項は、部長が別に定める。
- 7 前項の規定により必要な事項を定めた場合は、当該部長は、危機管理監及び当該部を所掌する次条の隊長を経由して本部長に報告するものとする。
- 8 班長は、所管する地震防災応急対策活動及び平時の予防対策について、具体的指針、活動内容等をあらかじめ定め、当該班を所管する部長を経由して危機管理監に提出するものとする。これらを変更した場合も、同様とする。
- 9 危機管理監は、各班長から提出された具体的指針、活動内容等について災害対策総合的見地から必要な指示及び調整を行い、本部長に報告するものとする。
(隊の設置)

第7条 本部長は、部間相互の調整を図るため、部を統括する次に掲げる隊を置き、副本部長を隊長に充てる。

- (1) 総括・対策隊 隊長 副市長
- (2) 救援隊 隊長 教育長
- 2 各隊に統括される部は、別表に定めるところによる。

(臨時又は特別な業務の処理)

第8条 本部長は、臨時又は特別な業務については、この要綱に定めるもののほか、必要な組織を設置し、又はこの要綱において当該業務を処理すべきものと定められた組織以外の組織若しくは職員を指定して処理させることができる。

(非常配備体制)

第9条 警戒本部の各組織は、非常配備体制を整備し、地震防災警戒の強力かつ円滑な実施及び職員の合理的配置を図るものとする。

(雑則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、警戒本部の運営に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成14年7月10日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年6月16日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月30日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年11月8日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

5-10 自主防災組織 隊別表

(危機管理課 令和6年4月1日現在)

地区	防災会	隊数	隊 名	地区	防災会	隊数	隊 名	地区	防災会	隊数	隊 名								
大塚地区	相楽町	1	相楽町	蒲郡町部	宮成区	3	大成1、2 大宮	形原地区	形原3区	5	片町1、2 港町1、2、3								
	東大塚	8	中島大門 向山 西島・川屋敷 大塚団地 丸山住宅 南向山 産子山 上島笹子		蒲郡東	7	馬場 掘込 西新井形 東廓第1、2 東町第1、2		形原4区	3	石橋 戸甫井 上松								
			蒲形				7		蒲形第() 1、2、3、4 蒲形旭 蒲形緑一、二	形原5区	5	中畑1 湿見 御嶽・中畑2 北森 南森							
									新井形町			1	新井形	形原6区	6	中屋敷 下市 江川 鹿末 春日浦1、2			
									豊岡町1区			2	下形 白山			形原7区	6	前野東 前野西 市場 平谷東 平谷西 辻	
			豊岡町2区				3		中村・下久貝 上組 迫			形原8区	5					金上 金中 金下 1、2 一色	
			五井町				1		五井	形原北浜区	4							第() 1、2、3、4	
			平田町		1	平田	西浦地区		稲生									2	稲生1、2
	三谷地区	中区	4		中区西組A 中区西組B 中区東組 中区浜組	水竹町			5	上り島 下り島1、2 東脇島1、2	馬場					4	馬場() 1、2、3、4		
					北区					7	北区() 常会 1、3、4・5、 6、7、8、9	清田町	4	橋詰 中岡 下清田 新屋	知柄	4	知柄() 1、2、3、4		
西区				8							西区第() 1、2、3、4、 5、6、7、8			坂本町	1	坂本	橋田	3	橋田第1、2、3
											府相区					6	長筵 東府相 赤羽根 浜家 東松原 西松原	川東区	4
			小江町			4	一木・住吉 大和 東小江 天王		竹谷町								2		
					蒲郡町部		塩津地区			竹谷町区		2	竹谷町第1、2						
西迫町		1		西迫															
				拾石町							3		拾石1、2、3						
鹿島町		3	南部 東部 北部																
			形原地区	形原1区	4	音羽() 1、3、4、5													
	形原2区					3			第() 1、2、3										

自主防災組織の活動

	目 的	平常時の活動	平常時の訓練項目	非常時の活動
情報班	・デマなどに惑わされないように、災害に関する正しい情報を収集し、住民に対しの確かな情報伝達を行う。	1 災害についての正しい知識と防災意識の啓発、情報伝達の方法を考える。 2 災害時における被害状況の把握方法と防災関係機関への伝達方法を確立する。 3 災害時における情報伝達方法の研究。	・災害図上訓練（D I G） （要配慮者の確認） （危険箇所の確認） ・防災講話・ビデオ	1 住民に対する各種広報の実施 2 出火時の情報伝達及び消火活動への協力呼びかけ。 3 被害状況の把握と伝達 4 防災関係機関からの情報の周知 5 給食給水、救援物資の配布情報の周知
消火班	・地域からの出火防止を行うとともに、出火した場合の初期消火を行う。	1 街頭消火器等消火用具の設置場所を確認し、保守点検をする。 2 災害時における出動マニュアルの作成 3 消火訓練の立案及び実施 4 火災予防に関する広報の実施	・可搬式動力ポンプ ・消火器 ・水バケツリレー	1 消火用具等の資機材準備をし待機 2 出火を確認したら消火作業を実施し消火方法の指示をする。 3 情報班と協力して防火の呼びかけをする。
救出救護班	・負傷者や要配慮者の救出・救護や救護所までの搬送を行う。	1 応急処置及び救護方法の習得及び反復訓練 2 応急手当の講習会を実施する。 3 要配慮者に対する調査や災害時の救出方法等を検討する。 （プライバシー侵害に注意） 4 医療機関までの順路を検討する。 5 資機材の整備点検	・応急処置 （応急手当） （応急担架）	1 負傷者の救出・救護・応急処置及び医療機関への搬送 2 負傷者等の数や発生状況を把握 3 要配慮者の居る家庭の安全等を確認 4 救出救護活動への協力依頼を呼びかける。
避難誘導班	・地域内に危険が迫ったとき、住民の避難誘導を行う。	1 安全な避難誘導方法を研究する。 2 指定避難所の周知・確認及び避難順路を検討する。 3 避難誘導方法を検討する。 4 集結場所の安全点検等を行う。 5 危険場所の安全点検等を行う。	・避難訓練 ・煙道訓練 ・災害図上訓練（D I G）	1 避難順路の安全確保を確認し、避難誘導態勢を整える。 2 集結場所までの安全誘導を行う。（特に要配慮者） 3 避難途上の安全確保（危険排除等）
給食給水班	・飲料水や食料などの配分や炊き出しなどを行う。	1 給食・給水の方法、救援物資等の配布要領等を研究する。 2 非常食の炊き出し方法を周知 3 浄水装置等による飲料水の作成方法を周知 4 備蓄食料品等の管理を行う。	・炊き出し ・緊急用浄水装置（ろ水機）	1 り災者の人数や状況等の把握 2 要配慮者等の世話をする。 3 非常炊き出し、飲料水作成を実施 4 備蓄食料品や救援物資等の配布を行う。
衛生班	・衛生活動を行い、ゴミ及びし尿等の処理を行う。	1 必要資機材の確保と備蓄 2 ゴミ等の処分地及び処理方法を検討する。 3 仮設便所の作成方法を覚える。	・仮設トイレ	1 生物や生水の衛生管理を行う。 2 避難所の衛生を保持するため、消毒等を実施する。 3 ゴミ及びし尿等の処理を行う。 4 仮設便所を作成する。

地区防災計画策定状況

地区名	計画名		計画の単位	策定年度
拾石町	拾石町防災計画	地震・津波避難編	町	令和元年度
	拾石町防災計画	避難所運営編		

5-11 蒲郡市緊急工事等の事務取扱要領

(契約検査課)

(目 的)

第1条 この要領は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第5号に該当し、緊急に施行しなければならない工事又はこれに準ずる工事等（以下「緊急工事等」という。）であって、競争入札に付する時間的余裕がない場合の契約事務等取扱いについて必要な事項を定める。

(緊急工事等の範囲)

第2条 前条に該当する工事等の範囲は、次の各号に該当する場合とする。

- (1) 堤防崩壊、道路陥没等の災害に伴う応急工事
- (2) 電気、機械設備等の故障に伴う緊急復旧工事
- (3) その他特に緊急を要すると認められる工事等

(施 行)

第3条 施設の管理を担当する課長等（以下「施設管理担当課長」という。）は、緊急工事等を施行しようとするときは、あらかじめ現地を調査した上で、緊急工事等施行伺書（第1号様式）に施行理由、概算工事費及び指名人内申等の必要事項を付して、主管部長の決定を受けるものとする。ただし、重大な災害に係るもの等については市長の決定を受けるものとする。

2 前項による場合で、やむを得ない理由により、現場等で緊急に発注する場合については、事後承認を受けるものとする。

3 蒲郡市小規模工事施行要綱（昭和48年4月1日施行）に規定する工事に該当するものについては、同要綱により施行するものとする。

4 施行業者の指名及び決定にあたっては、対応能力を客観的に判断するよう努めるものとする。

(協 議)

第4条 施設管理担当課長は、緊急工事等施行伺書により施行の決定を受けた場合には、速やかに受注者と緊急工事等の施行について（協議）（第2号様式）により協議し、業者から緊急工事等協議承諾書（第3号様式）により承諾を受けるものとする。

(実施設計)

第5条 工事の施行を担当する課長等は、前条による受注者との協議完了後、速やかに設計書を作成するものとする。

(予算執行伺)

第6条 施設管理担当課長は、前条の設計書に基づき予算執行伺書を作成し、緊急工事等施行伺書及び協議書を添付して決定を受けるものとする。

(契約の締結)

第7条 施設管理担当課長は、前条の予算執行伺書に基づき、速やかに契約を締結（契約日は協議の日とする。）するものとする。

(準 用)

第8条 この要領に定めのないものについては、別に定める蒲郡市工事施行に関する事務取扱要領等に準ずる。

附 則

この要領は昭和59年9月1日から施行する。

附 則

この要領は平成4年4月1日から施行する。

附 則

この要領は平成12年4月1日から施行する。

附 則

この要領は平成23年9月1日から施行する。

附 則

この要領は平成27年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、令和3年2月1日から施行する。
- 2 この要領の施行の際、改正前の蒲郡市緊急工事等の事務取扱要領の規定による諸様式の用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則

この要領は令和5年4月1日から施行する。

5－12 災害対策基本法（抜粋）

（危機管理課）

昭和36年11月15日法律第223号
最終改正 令和5年6月16日法律第58号

（目 的）

第1条 この法律は、国土並びに国民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、防災に関し、基本理念を定め、国、地方公共団体及びその他の公共機関を通じて必要な体制を確立し、責任の所在を明確にするとともに、防災計画の作成、災害予防、災害応急対策、災害復旧及び防災に関する財政金融措置その他必要な災害対策の基本を定めることにより、総合的かつ計画的な防災行政の整備及び推進を図り、もつて社会の秩序の維持と公共の福祉の確保に資することを目的とする。

（定 義）

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 災害 暴風、竜巻、豪雨、豪雪、洪水、崖崩れ、土石流、高潮、地震、津波、噴火、地滑りその他の異常な自然現象又は大規模な火事若しくは爆発その他その及ぼす被害の程度においてこれらに類する政令で定める原因により生ずる被害をいう。

（市町村の責務）

第5条 市町村は、基本理念にのっとり、基礎的な地方公共団体として、当該市町村の地域並びに当該市町村の住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、関係機関及び他の地方公共団体の協力を得て、当該市町村の地域に係る防災に関する計画を作成し、及び法令に基づきこれを実施する責務を有する。

- 2 市町村長は、前項の責務を遂行するため、消防機関、水防団その他の組織の整備並びに当該市町村の区域内の公共的団体その他の防災に関する組織及び自主防災組織の充実を図るほか、住民の自発的な防災活動の促進を図り、市町村の有する全ての機能を十分に発揮するように努めなければならない。

- 3 消防機関、水防団その他市町村の機関は、その所掌事務を遂行するにあたっては、第一項に規定する市町村の責務が十分に果たされることとなるように、相互に協力しなければならない。

（住民等の責務）

第7条 地方公共団体の区域内の公共的団体、防災上重要な施設の管理者その他法令の規定による防災に関する責務を有する者は、基本理念にのっとり、法令又は地域防災計画の定めるところにより、誠実にその責務を果たさなければならない。

- 2 災害応急対策又は災害復旧に必要な物資若しくは資材又は役務の供給又は提供を業とする者は、基本理念にのっとり、災害時においてもこれらの事業活動を継続的に実施するとともに、当該事業活動に関し、国又は地方公共団体が実施する防災に関する施策に協力するように努めなければならない。

- 3 前二項に規定するもののほか、地方公共団体の住民は、基本理念にのっとり、食品、飲料水その他の生活必需物資の備蓄その他の自ら災害に備えるための手段を講ずるとともに、防災訓練その他の自発的な防災活動への参加、過去の災害から得られた教訓の伝承その他の取組により防災に寄与するように努めなければならない。

（市町村防災会議）

第16条 市町村に、当該市町村の地域に係る地域防災計画を作成し、及びその実施を推進するほか、市町村長の諮問に応じて当該市町村の地域に係る防災に関する重要事項を審議するため、市町村防災会議を置く。

- 2 前項に規定するもののほか、市町村は、協議により規約を定め、共同して市町村防災会議を設置することができる。

- 3 市町村は、前項の規定により市町村防災会議を共同して設置したときその他市町村防災会議を設置することが不適当又は困難であるときは、第一項の規定にかかわらず、市町村防災会議

を設置しないことができる。

- 4 市町村は、前項の規定により市町村防災会議を設置しないこととしたとき（第二項の規定により市町村防災会議を共同して設置したときを除く。）は、速やかにその旨を都道府県知事に報告しなければならない。
- 5 都道府県知事は、前項の規定による報告を受けたときは、都道府県防災会議の意見を聴くものとし、必要があると認めるときは、当該市町村に対し、必要な助言又は勧告をすることができる。
- 6 市町村防災会議の組織及び所掌事務は、都道府県防災会議の組織及び所掌事務の例に準じて、当該市町村の条例（第二項の規定により設置された市町村防災会議にあつては、規約）で定める。

（市町村災害対策本部）

第23条の2 市町村の地域について災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において、防災の推進を図るため必要があると認めるときは、市町村長は、市町村地域防災計画の定めるところにより、市町村災害対策本部を設置することができる。

- 2 市町村災害対策本部の長は、市町村災害対策本部長とし、市町村長をもつて充てる。
- 3 市町村災害対策本部に、市町村災害対策副本部長、市町村災害対策本部員その他の職員を置き、当該市町村の職員又は当該市町村の区域を管轄する消防長若しくはその指名する消防吏員のうちから、当該市町村の市町村長が任命する。
- 4 市町村災害対策本部は、市町村地域防災計画の定めるところにより、次に掲げる事務を行う。この場合において、市町村災害対策本部は、必要に応じ、関係指定地方行政機関、関係地方公共団体、関係指定公共機関及び関係指定地方公共機関との連携の確保に努めなければならない。
 - 一 当該市町村の地域に係る災害に関する情報を収集すること。
 - 二 当該市町村の地域に係る災害予防及び災害応急対策を的確かつ迅速に実施するための方針を作成し、並びに当該方針に沿つて災害予防及び災害応急対策を実施すること。
- 5 市町村長は、市町村地域防災計画の定めるところにより、市町村災害対策本部に、災害地にあつて当該市町村災害対策本部の事務の一部を行う組織として、市町村現地災害対策本部を置くことができる。
- 6 市町村災害対策本部長は、当該市町村の教育委員会に対し、当該市町村の地域に係る災害予防又は災害応急対策を実施するため必要な限度において、必要な指示をすることができる。
- 7 前条第七項の規定は、市町村災害対策本部長について準用する。この場合において、同項中「当該都道府県の」とあるのは、「当該市町村の」と読み替えるものとする。
- 8 前各項に規定するもののほか、市町村災害対策本部に関し必要な事項は、市町村の条例で定める。

（市町村地域防災計画）

第42条 市町村防災会議（市町村防災会議を設置しない市町村にあつては、当該市町村の市町村長。以下この条において同じ。）は、防災基本計画に基づき、当該市町村の地域に係る市町村地域防災計画を作成し、及び毎年市町村地域防災計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正しなければならない。この場合において、当該市町村地域防災計画は、防災業務計画又は当該市町村を包括する都道府県の都道府県地域防災計画に抵触するものであつてはならない。

- 2 市町村地域防災計画は、おおむね次に掲げる事項について定めるものとする。
 - 一 当該市町村の地域に係る防災に関し、当該市町村及び当該市町村の区域内の公共的団体その他防災上重要な施設の管理者（第四項において「当該市町村等」という。）の処理すべき事務又は業務の大綱
 - 二 当該市町村の地域に係る防災施設の新設又は改良、防災のための調査研究、教育及び訓練その他の災害予防、情報の収集及び伝達、災害に関する予報又は警報の発令及び伝達、避難、消火、水防、救難、救助、衛生その他の災害応急対策並びに災害復旧に関する事項別の計画
 - 三 当該市町村の地域に係る災害に関する前号に掲げる措置に要する労務、施設、設備、物資、

資金等の整備、備蓄、調達、配分、輸送、通信等に関する計画

- 3 市町村地域防災計画は、前項各号に掲げるもののほか、市町村内の一定の地区内の居住者及び当該地区に事業所を有する事業者（以下この項及び次条において「地区居住者等」という。）が共同して行う防災訓練、地区居住者等による防災活動に必要な物資及び資材の備蓄、災害が発生した場合における地区居住者等の相互の支援その他の当該地区における防災活動に関する計画（同条において「地区防災計画」という。）について定めることができる。
- 4 市町村防災会議は、市町村地域防災計画を定めるに当たっては、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において当該市町村等が円滑に他の者の応援を受け、又は他の者を応援することができるよう配慮するものとする。
- 5 市町村防災会議は、第一項の規定により市町村地域防災計画を作成し、又は修正したときは、速やかにこれを都道府県知事に報告するとともに、その要旨を公表しなければならない。
- 6 都道府県知事は、前項の規定により市町村地域防災計画について報告を受けたときは、都道府県防災会議の意見を聴くものとし、必要があると認めるときは、当該市町村防災会議に対し、必要な助言又は勧告をすることができる。
- 7 第二十一条の規定は、市町村長が第一項の規定により市町村地域防災計画を作成し、又は修正する場合について準用する。。

第42条の2 地区居住者等は、共同して、市町村防災会議に対し、市町村地域防災計画に地区防災計画を定めることを提案することができる。この場合においては、当該提案に係る地区防災計画の素案を添えなければならない。

- 2 前項の規定による提案（以下この条において「計画提案」という。）は、当該計画提案に係る地区防災計画の素案の内容が、市町村地域防災計画に抵触するものでない場合に、内閣府令で定めるところにより行うものとする。
- 3 市町村防災会議は、計画提案が行われたときは、遅滞なく、当該計画提案を踏まえて市町村地域防災計画に地区防災計画を定める必要があるかどうかを判断し、その必要があると認めるときは、市町村地域防災計画に地区防災計画を定めなければならない。
- 4 市町村防災会議は、前項の規定により同項の判断をした結果、計画提案を踏まえて市町村地域防災計画に地区防災計画を定める必要がないと決定したときは、遅滞なく、その旨及びその理由を、当該計画提案をした地区居住者等に通知しなければならない。
- 5 市町村地域防災計画に地区防災計画が定められた場合においては、当該地区防災計画に係る地区居住者等は、当該地区防災計画に従い、防災活動を実施するように努めなければならない。（発見者の通報義務等）

第54条 災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した者は、遅滞なく、その旨を市町村長又は警察官若しくは海上保安官に通報しなければならない。

- 2 何人も、前項の通報が最も迅速に到達するように協力しなければならない。
- 3 第一項の通報を受けた警察官又は海上保安官は、その旨をすみやかに市町村長に通報しなければならない。
- 4 第一項又は前項の通報を受けた市町村長は、地域防災計画の定めるところにより、その旨を気象庁その他の関係機関に通報しなければならない。（市町村長の事前措置等）

第59条 市町村長は、災害が発生するおそれがあるときは、災害が発生した場合においてその災害を拡大させるおそれがあると認められる設備又は物件の占有者、所有者又は管理者に対し、災害の拡大を防止するため必要な限度において、当該設備又は物件の除去、保安その他必要な措置をとることを指示することができる。

- 2 警察署長又は政令で定める管区海上保安本部の事務所の長（以下この項、第六十四条及び第六十六条において「警察署長等」という。）は、市町村長から要求があつたときは、前項に規定する指示を行なうことができる。この場合において、同項に規定する指示を行なつたときは、警察署長等は、直ちに、その旨を市町村長に通知しなければならない。（市町村長の避難の指示等）

- 第60条 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、市町村長は、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し、避難のための立退きを指示することができる。
- 2 前項の規定により避難のための立退きを指示する場合において、必要があると認めるときは、市町村長は、その立退き先として指定緊急避難場所その他の避難場所を指示することができる。
- 3 災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、避難のための立退きを行うことによりかえつて人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあり、かつ、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、市町村長は、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し、高所への移動、近傍の堅固な建物への退避、屋内の屋外に面する開口部から離れた場所での待機、その他の緊急に安全を確保するための措置（以下「緊急安全確保措置」という。）を指示することができる。
- 4 市町村長は、第一項の規定により避難のための立退きを指示し、若しくは立退き先を指示し、又は前項の規定により緊急安全確保措置を指示したときは、速やかに、その旨を都道府県知事に報告しなければならない。
- 5 市町村長は、避難の必要がなくなつたときは、直ちに、その旨を公示しなければならない。前項の規定は、この場合について準用する。
- 6 都道府県知事は、当該都道府県の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害の発生により市町村がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなつたときは、当該市町村の市町村長が第一項から第三項まで及び前項前段の規定により実施すべき措置の全部又は一部を当該市町村長に代わつて実施しなければならない。
- 7 都道府県知事は、前項の規定により市町村長の事務の代行を開始し、又は終了したときは、その旨を公示しなければならない。
- 8 第六項の規定による都道府県知事の代行に関し必要な事項は、政令で定める。

（市町村の応急措置）

- 第62条 市町村長は、当該市町村の地域に係る災害が発生し、又はまさに発生しようとしているときは、法令又は地域防災計画の定めるところにより、消防、水防、救助その他災害の発生を防禦し、又は災害の拡大を防止するために必要な応急措置（以下「応急措置」という。）をすみやかに実施しなければならない。
- 2 市町村の委員会又は委員、市町村の区域内の公共的団体及び防災上重要な施設の管理者その他法令の規定により応急措置の実施の責任を有する者は、当該市町村の地域に係る災害が発生し、又はまさに発生しようとしているときは、地域防災計画の定めるところにより、市町村長の所轄の下にその所掌事務若しくは所掌業務に係る応急措置を実施し、又は市町村長の実施する応急措置に協力しなければならない。

5-13 災害救助法施行細則

(危機管理課)

昭和40年10月29日規則第60号
最終改正 令和2年12月28日規則第80号

災害救助法施行細則をここに公布する。

災害救助法施行細則

(趣旨)

第1条 この規則は、災害救助法（昭和22年法律第118号。以下「法」という。）、災害救助法施行令（昭和22年政令第225号。以下「令」という。）及び災害救助法施行規則（昭和22年総理庁令、厚生省令、内務省令、大蔵省令、運輸省令第1号。以下「規則」という。）の施行に関する事項を定めるものとする。

第2条 削除

削除〔平成12年規則77号〕

(救助実施区域の公告)

第3条 知事は、法による救助（以下「救助」という。）を実施するときは、すみやかに救助を実施する市区町村の区域を公告するものとする。

第4条 削除

削除〔平成12年規則77号〕

(救助の程度、方法及び期間)

第5条 令第3条の救助の程度、方法及び期間は、災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準（平成25年内閣府告示第228号）に定めるところによる。ただし、知事は、これによることができない特別の事情があると認めるときは、その都度内閣総理大臣に協議し、これを超えて救助を実施するものとする。

一部改正〔平成12年規則77号・13年1号・26年4号〕

(物資の保管等に関する公用令書等)

第6条 規則第1条の公用令書、公用変更令書及び公用取消令書（以下次条及び第8条において「公用令書等」という。）は、次の各号に掲げる様式による。

- 1 物資の保管を命ずる場合の公用令書 様式第1
- 2 物資を収用し、施設を管理し、又は土地、家屋若しくは物資を使用する場合の公用令書 様式第2
- 3 公用変更令書 様式第3
- 4 公用取消令書 様式第4

(受領書)

第7条 前条の公用令書等の交付を受けた者は、受領書を直ちに知事に提出しなければならない。

(強制物件台帳)

第8条 第6条の公用令書等を交付したときは、強制物件台帳（様式第5）に所要事項及びその後の経過を記録しておくものとする。

(受領調書)

第9条 規則第2条第3項の受領調書は、様式第6による。

② 当該職員は、前項の受領調書を作成するときは、物資の引渡しをした所有者又は占有者を立ち合わせなければならない。ただし、やむを得ない場合においては、この限りでない。

一部改正〔平成19年規則29号〕

(損失補償請求書)

第10条 規則第3条第1項の損失補償請求書は、様式第7によらなければならない。

(従事命令に関する公用令書等)

第11条 規則第4条第1項及び第3項の公用令書及び公用取消令書は、次の各号に掲げる様式による。

1 公用令書 様式第8

2 公用取消令書 様式第9

(受領書に関する規定の準用)

第12条 第7条の規定は、前条の公用令書又は公用取消令書の交付を受けた者の受領書について準用する。

(救助従事者台帳)

第13条 第11条の公用令書又は公用取消令書を交付したときは、救助従事者台帳（様式第10）に所要事項及びその後の経過を記録しておくものとする。

(従事不能の場合の届出)

第14条 規則第4条第2項の規定による届出は、従事不能届（様式第11）に次の各号に掲げる書類を添えてしなければならない。

1 負傷又は病気により救助に関する業務に従事することができない場合においては、医師の診断書。ただし、やむを得ない事情により医師の診断書が得られないときは、警察官の証明書

2 天災その他避けることのできない事故により救助に関する業務に従事することができない場合においては、市区町村長、警察官又はその他適当な公務員の証明書

(実費弁償の程度)

第15条 法第7条第5項の規定による実費弁償の程度は、別表第1のとおりとする。

一部改正〔平成26年規則4号〕

(実費弁償請求書)

第16条 規則第5条の実費弁償請求書は、様式第12によらなければならない。

(身分を示す証票)

第17条 法第10条第3項において準用する法第6条第4項の身分を示す証票は、様式第13による。

一部改正〔平成26年規則4号〕

(扶助金支給申請書)

第18条 規則第6条第1項の扶助金支給申請書は、様式第14によらなければならない。

② 前項の扶助金支給申請書には、規則第6条第2項各号の書類のほか、次に掲げる書類を添えなければならない。

1 療養扶助金を除く各扶助金の支給申請書については、令第8条第2項の支給基礎額の認定に必要な書類

2 休業扶助金支給申請書については、前号に定める書類のほか、療養のため休養を必要とする旨の医師の診断書及び負傷し、又は病気にかかったため、従前得ていた収入を得ることができず、かつ、ほかに収入を得ることができない等特に扶助金の支給を必要とする理由を詳細に記載した書類

3 打切扶助金支給申請書については、第1号に定める書類のほか、療養の経過、症状、治癒までの見込期間等に関する医師の意見書

一部改正〔平成26年規則4号〕

(扶助金の支給基礎額)

第19条 令第8条第2項第2号及び第3号の扶助金の支給基礎額は、別表第2のとおりとする。

一部改正〔平成26年規則4号・29年33号〕

附 則

1 この規則は、令和3年1月1日から施行する。

2 この規則の施行の際、現に改正前の各規則の規定に基づいて作成されている申請書その他の用紙は、改正後の各規則の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。

別表第 1（第 15 条関係）

1 令第 4 条第 1 号から第 4 号までに規定する者

(1) 日当

県の常勤の職員で救助に関する業務に従事した者に相当するものの給与を考慮してその都度決定する額以内

(2) 時間外勤務手当

日当の額を 8 で除して得た額を勤務 1 時間当たりの給与額として職員の給与に関する条例（昭和 42 年愛知県条例第 3 号）第 15 条の規定の例により算定される額以内

(3) 旅費

職員等の旅費に関する条例（昭和 29 年愛知県条例第 1 号）別表第 1 の 1 による一般職員相当額以内

2 令第 4 条第 5 号から第 10 号までに規定する者

業者のその地域における慣行料金による支出実績に、手数料としてその 100 の 3 の額を加算した額以内

別表第 2（第 19 条関係）

対象者	扶助金の支給基礎額
法第 7 条の規定により救助に関する業務に従事した者のうち、労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）に規定する労働者でない者	事故発生の年の前 1 年間ににおけるその者の所得（当該事業又は当該業務に伴う所得以外の所得及び退職金等の臨時所得を除く。以下同じ。）の額を 365 で除して得た額（以下「基準収入額」という。）に相当する額。ただし、その者の基準収入額が、その地方で、同種同規模の事業を営み、又は同様の業務に従事する者の前 1 年間ににおける所得の額の平均額を 365 で除して得た額（以下「標準収入額」という。）を超えるときは、原則として、標準収入額に相当する額とする。
法第 8 条の規定により救助に関する業務に協力した者	警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する法律施行令（昭和 27 年政令第 429 号）第 5 条に規定する給付基礎額の例による額

5－14 三河港台風・地震津波対策委員会規則

(みなとみらい課)

(平成22年5月19日制定)

(平成24年5月16日改正)

(設 置)

第1条 海上保安協会東海地方本部三河支部（以下「支部」という。）規約第21条の規定に基づき、三河港における台風災害及び地震津波災害を防止するための対策を検討するとともに、対策を推進するため、支部に「三河港台風・地震津波対策委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(目 的)

第2条 委員会は、台風災害及び地震津波災害を防止するため、次に掲げる事項を審議し、三河港長に建議するとともに、その実施を推進することを目的とする。

- (1) 情報収集及び伝達に関すること。
- (2) 船舶の避難に関すること。
- (3) 三河港長から諮問を受けた事項に関すること。
- (4) その他必要と認める事項。

(組織構成)

第3条 委員会の組織構成は、「別表1」のとおりとする。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選により支部長が委嘱する。
- 3 委員長は、委員会を代表して会務を統轄する。
- 4 副委員長は、委員長に支障あるとき、その職務を代行する。

(委員会の招集)

第4条 委員会は、委員長が招集する。

- 2 委員は、必要があると認めるときは、委員長に対して委員会の招集を求めることができる。
- 3 委員は、やむを得ない事情により委員会に出席できないときは、その代理者を出席させる。

(幹事会の設置)

第5条 台風の接近又は地震津波の来襲が予想される場合に別途三河港長が定める基準に基づく具体的な対応について港長に対し建議するため、委員会に幹事会を設置する。

- 2 幹事会の組織構成は、別表2のとおりとする。
- 3 幹事長は、幹事会を代表して会務を統轄する。
- 4 副幹事長は、幹事長に支障あるとき、その職務を代行する。

(幹事会の招集)

第6条 幹事会は幹事長が招集する。

なお、台風接近に伴う幹事会の招集日は、原則として台風の強風域が三河港付近に到達する日の前日とする。

- 2 幹事会において検討され決定した事項は、委員会の決定とみなす。
- 3 幹事会の事務局は、委員会事務局が兼任する。

(情報伝達)

第7条 港長から情報伝達があった場合、各委員は迅速かつ確実に傘下関係団体及び船舶（以下、「関係団体等」という。）に伝達する。

- 2 委員は、予め関係団体等へ情報伝達するための連絡手段を確立する。

(災害発生時の速報)

第8条 台風又は地震津波に伴う次に掲げる災害等を、委員又は関係団体等が認知した場合は、速やかに港長に通報する。

- (1) 船舶海難又は海上人身事故
- (2) 船舶交通に支障を及ぼすものの流出又は漂流
- (3) 岸壁等係留施設の損傷
- (4) 岸壁荷役設備（危険物貯蔵タンクを含む。）の損傷

附 則

この規則は、平成22年5月19日から施行する。

附 則

この規則は、平成24年5月16日から施行する。

別 表 1

三河港台風・地震津波対策委員会 組織構成

	委 員 名 等	所 在 地	電話番号	F A X 番号
1	愛知海運株式会社蒲郡支店 (副委員長)	蒲郡市浜町2 1 番地	0533-68-4646	0533-68-2985
2	愛知海運産業株式会社 (委員長)	田原市田原町柳町6	0531-22-1241	0532-32-0945
3	アオキトランス株式会社豊橋支店	豊橋市神野ふ頭町1 番1 0	0532-32-3880	0532-32-5200
4	伊勢三河湾水先区水先人会	名古屋市港区港町1 番9 号	052-651-9111	052-654-5399
5	伊勢湾海運株式会社豊橋支店	豊橋市明海町4 番地3 6	0532-23-3816	0532-23-5343
6	上野ロジテム株式会社蒲郡事業所	蒲郡市浜町3 2 番地1	0533-69-4415	0533-68-8228
7	蒲郡漁業協同組合形原支所	蒲郡市形原町港町1 5 6 番地	0533-57-2191	0533-57-2193
8	蒲郡漁業協同組合西浦支所	蒲郡市西浦町前浜6 番地	0533-57-6155	0533-57-1946
9	蒲郡港営施設株式会社	蒲郡市浜町1 4 番地	0533-69-5614	0533-69-6099
10	株式会社ラグナマリーナ	蒲郡市海陽町2 丁目1	0533-58-2950	0533-58-2929
11	株式会社上組豊川支店	豊川市金屋西町1 丁目8 番	0533-84-6510	0533-84-6723
12	株式会社新来島豊橋造船	豊橋市明海町2 2 番地	0532-25-4113	0532-25-4114
13	日鉄カーボン株式会社田原製造所	田原市緑ヶ浜1 号2 番	0531-22-5151	0531-22-5160
14	神野オイルセンター株式会社	豊橋市神野新田町字ホの割 2 0 番地の1	0532-32-0869	0532-32-7415
15	神野建設株式会社	豊橋市神野新田町字コの割 9 番地の1	0532-31-5430	0532-32-8012
16	神野臨海株式会社	豊橋市神野ふ頭町2 番	0532-31-4452	0532-32-2145
17	鈴与株式会社豊橋支店	豊橋市神野ふ頭町3 番1 8	0532-32-0736	0532-32-6314
18	セントラルLNG SHIPPING 株式会社	三重県三重郡川越町亀崎新田字 朝明8 7—1	059-358-0892	059-358-0899
19	株式会社総合開発機構明海事業所	豊橋市明海町5 番地1	0532-23-0711	0532-23-2123
20	総合埠頭株式会社	豊橋市明海町5 番地5 4	0532-23-0181	0532-23-1834
21	総合ポートサービス株式会社 (副委員長)	豊橋市明海町5 番地1	0532-23-0281	0532-23-3124
22	大藤運輸株式会社豊橋支店	豊橋市明海町5 番地1	0532-23-1550	0532-23-5364
23	株式会社アルファ コーポレーション	蒲郡市西浦町倉舞5 2	0533-57-5315	0533-57-5316
24	株式会社 JERA 渥美火力発電所	田原市小中山町久エ森1 の2	0531-32-1291	0531-33-0532
25	東京製鐵株式会社田原工場	田原市白浜2 号1 番3	0531-24-0810	0531-24-0818
26	東豊船舶作業株式会社	豊橋市神野ふ頭町3 番5	0532-32-9300	0532-32-9772
27	トピー海運株式会社	豊橋市神野ふ頭町3 番1 5	0532-32-3261	0532-32-5520
28	トピー工業株式会社豊橋製造所	豊橋市明海町1 番地	0532-25-1111	0532-25-0354
29	豊川河口アサリ種苗採捕者協会	豊橋市東脇4 丁目2 3 番地1	0532-31-4175	0532-31-1258
30	豊橋港運株式会社	豊橋市神野ふ頭町3 番1	0532-31-1800	0532-32-5250
31	豊橋埠頭株式会社	豊橋市神野ふ頭町1 0 番1	0532-31-3555	0532-32-6954
32	トヨフジ海運株式会社田原事業所	田原市緑ヶ浜3 号1 番	0531-23-2111	0532-23-0247
33	日本ジュース・ターミナル 株式会社	豊橋市神野西町1 の2	0532-33-1951	0532-33-1952
34	日本通運株式会社蒲郡支店	蒲郡市浜町7 3 番地6	0533-69-1155	0533-67-4632

	委 員 名 等	所 在 地	電話番号	F A X 番号
35	日本通運株式会社豊橋支店 海運営業所	豊橋市神野ふ埠頭町 5 番 1	0532-32-1875	0532-32-6229
36	株式会社フジトランスコーポレー ション豊橋支店	豊橋市神野ふ頭町 1 0 番 1	0532-32-5665	0532-31-8430
37	ペトロトランス株式会社明海 第二油槽所	豊橋市明海町 5 番地 7 9	0532-23-2666	0532-23-1199
38	三河港コンテナターミナル 株式会社	豊橋市神野ふ頭町 3 番 2 9	0532-34-3988	0532-34-3980
39	三谷漁業協同組合	蒲郡市三谷町港町通 5 8 番地	0533-68-5131	0533-68-1396
40	株式会社 C I S 西浦マリーナ	蒲郡市西浦町大山 2 6 番地	0533-57-5101	0533-57-7269
官庁	三河海上保安署	豊橋市神野ふ頭町 3 番 1 1	0532-34-0118	0532-32-6699
官庁	中部地方整備局三河港湾事務所	豊橋市神野ふ埠頭町 1 番地 1	0532-32-3251	0532-32-5049
官庁	愛知県三河港務所	豊橋市神野ふ埠頭町 3 番地 9	0532-31-4155	0532-31-4400
官庁	愛知県三河港務所蒲郡出張所	蒲郡市浜町 4 番地 2	0533-69-5381	0533-69-5369
官庁	名古屋税関豊橋税関支署	豊橋市神野ふ埠頭町 3 番 1 1	0532-32-6566	0532-32-4201
官庁	蒲郡市役所	蒲郡市旭町 1 7 番 1 号	0533-66-1152	0533-66-1191
官庁	豊川市役所	豊川市諏訪 1 丁目 1 番地	0533-89-2194	0533-89-2655
官庁	豊橋市役所	豊橋市今橋町 1	0532-51-2111	0532-56-2122
官庁	田原市役所	田原市田原町南番場 3 0 番地 1	0531-23-3548	0531-23-0180

別 表 2

三河港台風・地震津波対策委員会

幹 事 会 組 織 構 成

役 職	所 属	所 在 地
幹 事 長	愛知海運産業株式会社	田原市田原町柳町 6
副幹事長	総合ポートサービス(株)	豊橋市明海町 5 番地 1
	愛知海運(株)蒲郡支店	蒲郡市浜町 2 1 番地
幹 事	日本通運(株)蒲郡支店	蒲郡市浜町 7 3 番地 6
	豊橋埠頭株式会社	豊橋市神野ふ頭町 1 0 番地 1
	伊勢三河湾水先区水先人会	名古屋市港区港町 1 番 9 号
	三河海上保安署	豊橋市神野ふ頭町 3 番 1 1
	国土交通省中部地方整備局 三河港湾事務所	豊橋市神野ふ頭町 1 番地 1
	愛知県三河港務所	豊橋市神野ふ頭町 3 番地 9
	愛知県三河港務所蒲郡出張所	蒲郡市浜町 4 番地 2

三河港における台風来襲時の対策基準について

(平成24年5月16日制定)

(令和元年6月18日改正)

三河港における台風来襲時の対策基準を以下のとおり定める。

1 勧告の区分等

三河港において港長が発令する港則法第39条第4項に基づく勧告の区分は、第一警戒体制及び第二警戒体制とし、その措置すべき対策の基準を別表1に示す。

2 警戒体制の発令基準

警戒体制の発令基準は、次のとおりとする。

(1) 第一警戒体制（準備体制）

気象庁が発表する台風の進路予報を元に進路及びその強風域を推定（以下「台風の進路等推定」という。）した場合、強風域が三河港にかかるときに、その9時間前に発令する。

ただし、強風域が三河港にかかる時刻が夜間となる場合は、日没9時間前とする。

(2) 第二警戒体制（避難体制）

台風の進路等推定した場合、暴風域が三河港にかかる可能性があるとき、強風域がかかる6時間前に発令する。

ただし、強風域が三河港にかかる時刻が夜間となる場合は、日没6時間前とする。

また、気象・海象に応じ、水先人の乗船を必要とする船舶に対して別途発令する場合がある。

3 警戒体制の解除基準

警戒体制の解除基準は、次のとおりとする。

(1) 発令が第一警戒体制のみの場合

三河港が強風域に入らないことが確実となったとき、又は、三河港が強風域から脱したときとする。

(2) 第二警戒体制が発令された場合

台風が通過し、原則として港内風速が15m/s(10分間平均)以下となったときとする。

4 警戒体制の発令及び解除時期の伝達方法等

(1) 警戒体制の発令及び解除の時期については、国際VHFによる放送周知（なごやほあん）、事務局（三河海上保安署）から三河港台風・地震津波対策委員会連絡網による一斉FAXにより伝達する。

(2) 三河港在泊船舶に対する情報提供システムを、別図1のとおり示す。

5 対処要領

警戒体制における基本的な対処要領は別表1に定めるほか、以下によるものとする。

(1) 避難勧告等により避泊する船舶は、港外の安全な海域に避泊するものとする。

(2) (1)により錨泊する船舶は、振れ回りを考慮した安全な距離を確保するとともに、VHFの聴取及び見張りの励行等厳重な警戒措置を行うこと。

(3) 運航要員不足や修理中の船舶にあっては、避難が可能であれば勧告に従い避難するものとするが、困難又は不可能であれば、十分な増しもやいあるいはタグボートによる補助等による確実な係留措置を行うこと。

6 その他

台風来襲時において三河港長が必要と認めるときは、港則法第39条第3項に基づく命令を発することがある。

別 表 1

勧告の区分と対策内容等

勧告の区分	対 策 内 容 等
第一警戒体制 (準備体制)	1 在泊船（小型船及び汽艇等を除く）は、荒天準備となし、必要に応じ直ちに運航できるよう準備すること。 2 筏は、貯木場へ早期収容する等流木対策の準備にかかること。 3 小型船及び汽艇等は、河川その他安全な場所に避難するための準備を開始すること。 4 設備を備える全ての船舶は、次の事項を遵守すること。 ・国際VHF 16チャンネルを常時聴取すること。 ・レーダー等により自船の錨泊位置を監視すること。 ・台風情報、気象海象状況に留意すること。
第二警戒体制 (避難体制)	1 総トン数1,000トン以上の船舶は、速やかに港外に退避すること。 2 筏は、貯木場への収容を完了し厳重な警戒体制につくこと。 3 小型船及び汽艇等は、河川運河その他安全な場所に避難するか又は陸揚げを行うこと。 4 設備を備える全ての船舶は、次の事項を遵守すること。 ・国際VHF 16チャンネルを常時聴取すること。 ・走錨防止のため、レーダー及びAIS等により自船の位置を連続監視すること。 ・機関はスタンバイ状態とし、直ちに運航できる体制を保持すること。 ・最新の台風情報、気象海象状況及びその突然の変化にさらに注意すること。

三河港における地震・津波への対策基準について

(平成24年5月16日制定)

(令和3年8月1日改正)

三河港における地震・津波への対策基準を以下のとおり定める。

1 勧告の区分等

三河港において港長が発令する港則法第39条第4項に基づく勧告の区分は、第一警戒体制、第二警戒体制及び南海トラフ地震警戒強化とし、

津波注意報が発表された場合に第一警戒体制

津波警報及び大津波警報が発表された場合に第二警戒体制

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合に南海トラフ地震警戒強化を発令する。勧告の区分及び措置すべき対策内容等は別表1に示す。

また、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合、港長は注意喚起を行う。

なお、関係団体・在泊船舶等においては、地震・津波に関する情報を早期に入手する体制を事前に確認しておくものとし、地震・津波に関する情報を入手した場合、又は強い地震及び長時間にわたりゆっくりとした揺れを感じたが、地震・津波に関する情報を入手できない状況においては、警戒体制の発令を待たずして、速やかに別表2による措置を講じること。

また、警戒体制の解除については、地震津波に関する情報が解除された時期を原則とし、別途伝達する。

2 地震津波に関する情報解除時の対応

係留施設の管理者にあつては、係留施設の安全を確認すること。なお、船舶等の着岸係留に支障を認めた場合には、関係官公庁に連絡すること。

3 情報伝達

港内在泊船舶等に対する情報の伝達は、別図1のとおりとする。

4 退避海域等

(1) 退避海域

港内在泊船舶は、港外の水深が深く十分広い海域で航路筋から離れた海域に退避すること。

(別図2 参照)

(2) 港外退避順序

準備を完了した船舶からの退避を原則とするが、津波来襲までに時間的余裕があり退避順序を整理する必要がある場合には、二次災害の危険度等を考慮して、危険物を積載している船舶、運転の不自由な船舶、その他の船舶（大型船から小型船）の順とする。

(3) 退避完了後の措置

避泊船舶は、無線電話、船舶電話等により関係機関との通信連絡体制を確保すること。

5 緊急措置

(1) 津波到達までに時間的余裕がなく港外退避措置が取れない場合は、岸壁係留中の船舶にあつては、係留索の増し取りによる係留強化を行うなどの可能な限りの保安対策を講じると共に、三河港長に対し係留施設名及び船名、船種、総トン数並びに積荷の種類、概略数量を連絡すること。

避難にあたっては人命最優先とし、船舶職員等が陸上に避難する場合は、当該場所における臨海地区各防災組織等が定める避難計画又は地域防災計画に従うこと。

また、船舶職員等が陸上に避難する場合であつて国際信号旗を備える船舶は、「A・C」私は本船を放棄する（放棄中である）の意を示す旗りゅう信号の掲揚に務めること。

(2) 錨泊中の船舶であつて津波の来襲を受ける可能性がある場合には、走錨に備え機関を始動しておくこと。

6 その他

(1) 地震・津波来襲に備え三河港長が必要と認めるときは、港則法第39条第3項に基づく命令を発することがある。

(2) 小型船は、本基準における勧告の対象から除外する。

小型船の避難行動については、人命優先の見地から、津波到達まで時間的余裕がない場合、陸

上の高台等への避難を優先すること。

また、警報等発令時に海上にある小型船については、人命を最優先とし船長判断により、避難場所を海上等とするか陸上とするか決定すること。

- (3) 港域外へ退避する船舶であつて汽笛を備える船舶は、港域を出域するまでの間、適宜「長・短・長・短・短」津波が来る見込みの意を示す汽笛の吹鳴に務めること。

また、国際信号旗を備える船舶は、「N・D」津波が来る見込みの意を示す旗りゅう信号の掲揚に務めること。

別 表1

勧告の区分と対策内容等

勧告の区分	地震津波に関する情報	対 策 内 容 等	
第一警戒体制	津波注意報	1 在泊船は、荷役を中止し、港外退避の準備をすること。 2 工事作業船は、工事作業を中止し、港外へ退避又は流出の防止を図ること。 3 筏は、貯木場への収容準備又は流出防止の準備をすること。 4 設備を備える全ての船舶は、次の事項を遵守すること。 ・国際VHF 16チャンネルを常時聴取すること。 ・レーダー及びAISにより自船の錨泊位置を監視すること。 ・関連情報及び気象海象状況に留意すること。	
第二警戒体制	津波警報 大津波警報	津波来襲までの時間的余裕がある場合	1 在泊船は、荷役を中止し、港外へ退避すること。 2 工事作業船は、工事作業を中止し、港外へ退避又は流出の防止を図ること。 3 筏は、貯木場へ収容すること。 4 設備を備える全ての船舶は、次の事項を遵守すること。 ・国際VHF 16チャンネルを常時聴取すること。 ・レーダー及びAISにより自船の錨泊位置を監視すること。 ・関連情報及び気象海象状況に留意すること。
		津波来襲までの時間的余裕がない場合	1 在泊船は、荷役を中止し、港外退避又は係留強化等の措置を講じること。 2 工事作業船は、工事作業を中止し、流出の防止を図ること。 3 筏は、流出の防止を図ること。 4 設備を備える全ての船舶は、次の事項を遵守すること。 ・国際VHF 16チャンネルを常時聴取すること。 ・レーダー及びAISにより自船の錨泊位置を監視すること。 ・関連情報及び気象海象状況に留意すること。
南海トラフ地震警戒強化	南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）	1 在港船は、避難準備を行い必要に応じて直ちに出港できるよう準備すること 2 南海トラフ地震情報に係る情報の入手に努めること 3 避難に必要な支援体制を受けられない場合は、早期の港外避難、係留強化又は、陸上避難を考慮した自主的な避難行動をとること	

※ 伊勢・三河湾において、気象庁から上覧記載の地震津波の情報が発表された場合には、同発表時刻をもって、その情報に応じた勧告を三河港に発令します。

別 表 2

地震津波に対する船舶等の対応表

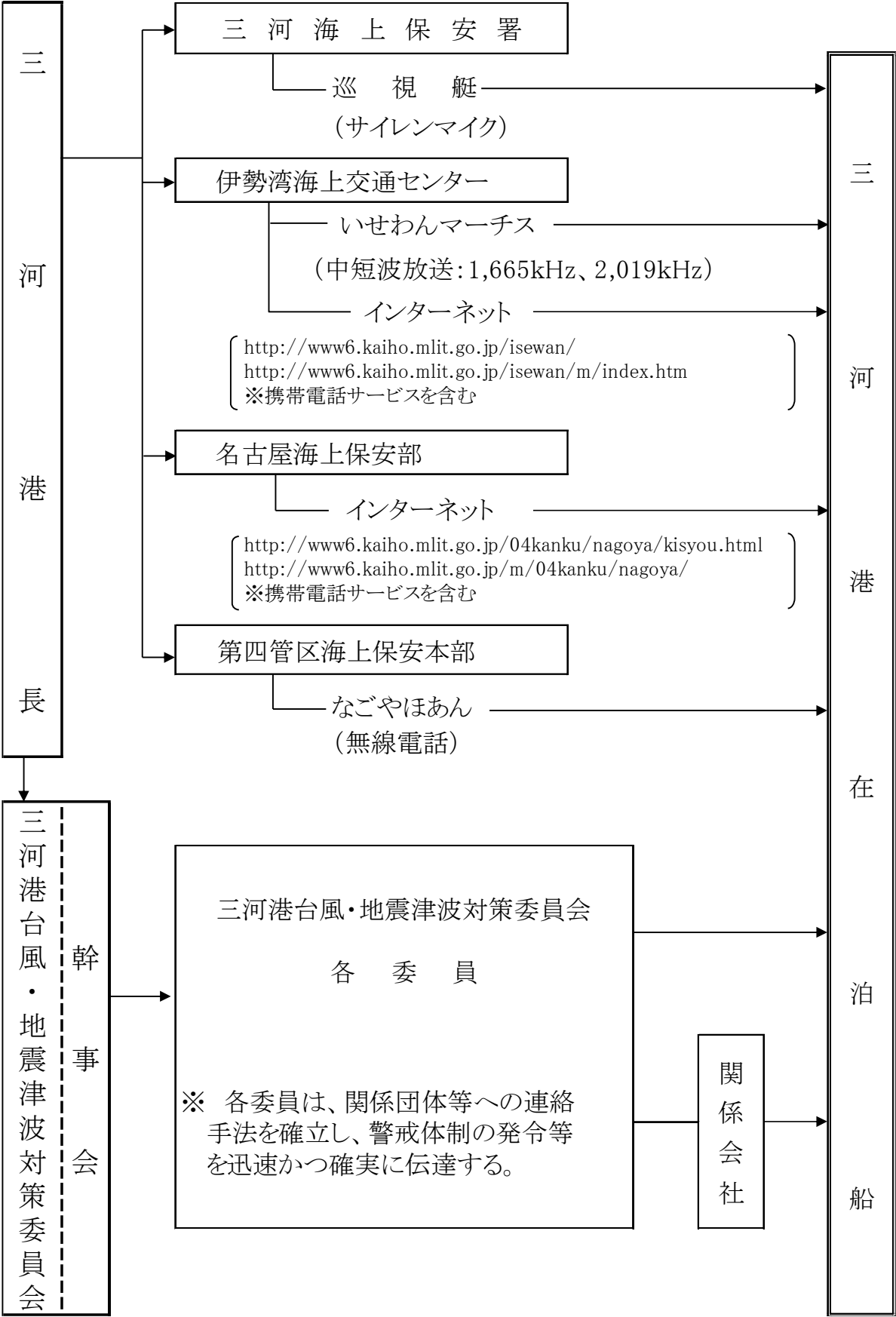
津波警報・注意報（伊勢・三河湾）

地震津波に関する情報	津波来襲までの時間的余裕の有無	船 舶 等 の 対 応		
		港内在泊船	工事作業船	いかだ
津波注意報		・荷役中止 ・原則港外退避準備	・工事作業中止 ・港外退避又は流出防止	・貯木場へ収容又は流出防止
津波警報 大津波警報	有	・荷役中止 ・港外退避	・工事作業中止 ・港外退避又は流出防止	・貯木場へ収容
	無	・荷役中止 ・原則港外退避	・工事作業中止 ・港外退避、係留避泊又は流出防止	・流出防止

（注）係留避泊とは、「係留策の増し取り等の係留強化」「機関の併用等により係留状態のまま津波に対抗すること」を含む

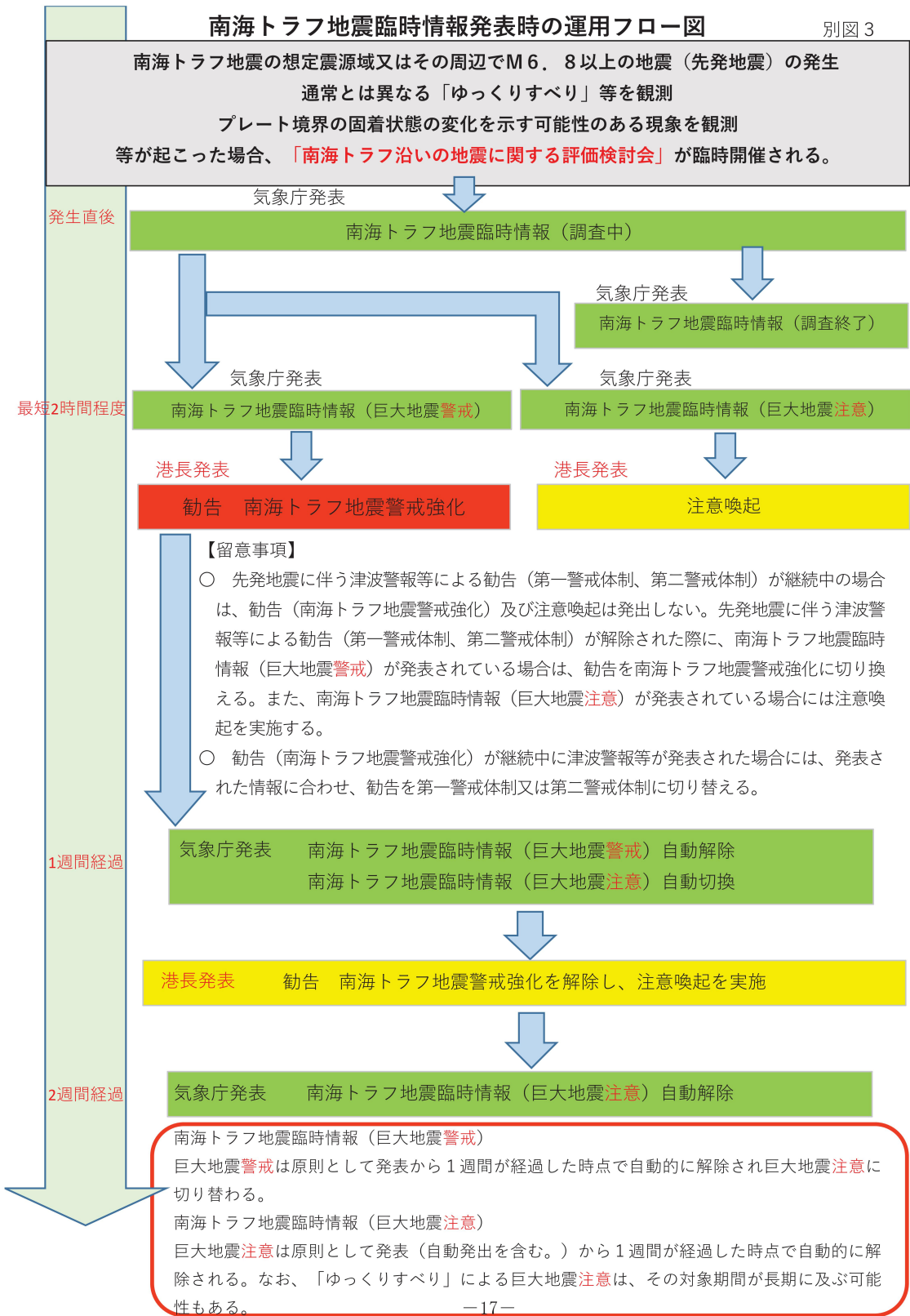
別 図 1

「三河港在泊船舶に対する情報提供系統」





別 図 3



5－15 蒲郡市医療救護活動対策本部設置要綱

(健康推進課)

(趣旨)

第1条 この要綱は、医療救護活動を円滑に実施するための体制を確保するため、蒲郡市医療救護活動対策本部（以下「医療救護対策本部」という）の設置について、必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 医療救護対策本部は、次の各号のいずれかに該当する場合に、蒲郡市災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）の指示に基づき設置する。

- (1) 災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用される程度の大規模災害が発生した場合
- (2) 蒲郡市に震度6弱以上の地震が発生した場合
- (3) その他災害対策本部が必要と判断した場合

2 医療救護対策本部は、蒲郡市役所内に設置する。

3 医療救護対策本部は、災害対策本部が必要と認める期間設置するものとする。

(組織)

第3条 医療救護対策本部に本部長、副本部長及び本部員を置く。

2 本部長は、健康推進課長をもって充てる。

3 副本部長は、本部員のうちから本部長が指名する。

4 本部員は、次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 一般社団法人蒲郡市医師会の会長及び防災担当理事
- (2) 蒲郡市歯科医師会の会長及び防災担当理事
- (3) 蒲郡市薬剤師会の会長及び防災担当理事
- (4) その他本部長が必要と認める者

(所管事務)

第4条 医療救護活動対策本部は、次に掲げる事務を所掌するものとする。

- (1) 市内の医療機関等の被災状況及び医療機関における診療の可否についての情報収集並びに管理及び災害対策本部への報告
- (2) 市内の医療救護所開設場所、救護班の編成等の協議及び決定
- (3) 医療救護所への救護班の派遣指示並びに救護活動の指示及び進捗管理
- (4) 愛知県及び豊川保健所との情報交換並びに人的及び物的要請の連絡調整
- (5) 資器材、医薬品等の過不足の把握及び必要物品等の調達調整

(事務局)

第5条 事務局は、健康福祉部健康推進課に置く。

(雑則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、医療救護対策本部の運営に必要な事項は、本部長が定める。

附 則

この要綱は、令和4年7月20日から施行する。

5-16 防災関係機関及び連絡窓口

(1) 県及び県の機関

(危機管理課／令和6年4月1日現在)

機 関 名	連 絡 窓 口	所 在 地	電 話 番 号	郵便番号
愛 知 県 庁	災害対策課	名古屋市中区三の丸 3-1-2	052-961-2111(代) 052-961-6193	460-8501
愛 知 県 東 三 河 総 局	防災安全課	豊橋市八町通 5-4	0532-54-5111(代)	440-8515
愛知県東三河建設事務所	維持管理課	豊橋市今橋町 6	0532-52-1311(代)	440-0801
愛知県東三河農林水産事務所	総務課	豊橋市八町通 5-4	0532-54-5111(代)	440-8515
愛知県東三河水道事務所		豊橋市東小鷹野 2-9-1	0532-61-2836	440-0012
愛 知 県 三 河 港 務 所		豊橋市神野埠頭町 3-9	0532-31-4155	441-8075
愛 知 県 三 河 港 務 所 蒲 郡 出 張 所		蒲郡市浜町 4-2	0533-69-5381	443-0036
愛 知 県 豊 川 保 健 所	総務企画課	豊川市諏訪 3-237	0533-86-3188	442-0068
愛 知 県 豊 川 保 健 所 蒲 郡 保 健 分 室		蒲郡市浜町 4-2	0533-69-3156	443-0036
海 陽 ヨ ッ ト ハ ー バ ー		蒲郡市海陽町 1-7	0533-59-8851	443-0014

(2) 警察

機 関 名	連 絡 窓 口	所 在 地	電 話 番 号	郵便番号
愛 知 県 警 察 本 部	警備部災害対策課	名古屋市中区三の丸 2-1-1	052-951-1611	460-8502
愛知県警察蒲郡警察署		蒲郡市緑町 3-12	0533-68-0110(代)	443-0048

(3) 自衛隊

機 関 名	連 絡 窓 口	所 在 地	電 話 番 号	郵便番号
陸上自衛隊第 10 師団	司令部 第3部防衛班	名古屋守山区大字守山 3-12-1	052-791-2191	463-0067
海 上 自 衛 隊 横須賀地方総監督部	防衛部第3幕僚室	神奈川県横須賀市西逸見町一丁目無番地	046-822-3500	238-0046
航空自衛隊小牧基地	第1輸送航空隊司令部防衛部防衛班	小牧市春日寺 1-1	0568-76-2191	485-0025
陸上自衛隊第6施設群 豊 川 駐 屯 地	第3科	豊川市穂ノ原 1-1	0533-86-3151	442-0061

(4) 指定地方行政機関

機 関 名	連 絡 窓 口	所 在 地	電 話 番 号	郵便番号
中 部 管 区 警 察 局	広域調整部 広域調整第二課	名古屋市中区三の丸 2-1-1	052-951-6000	460-0001
東 海 総 合 通 信 局	総務部総務課 文書係	名古屋東区白壁 1-15-1 (名古屋合同庁舎 3 号館内)	052-971-9210	461-8795

機 関 名	連 絡 窓 口	所 在 地	電 話 番 号	郵便番号
東 海 財 務 局	総務部総務課	名古屋市中区三の丸 3-3-1	052-951-1772	460-8521
東 海 北 陸 厚 生 局	総務課	名古屋市東区白壁 1-15-1 (名古屋合同庁舎 3 号館内)	052-971-8831	461-0011
愛 知 労 働 局	総務部総務課	名古屋市中区三の丸 2-5-1 (名古屋合同庁舎 2 号館)	052-972-0251	460-8507
東 海 農 政 局	企画調整室	名古屋市中区三の丸 1-2-2	052-201-7271	460-8516
中 部 森 林 管 理 局 名 古 屋 事 務 所	名古屋事務所 連絡調整官	名古屋市熱田区熱田西町 1-20	052-683-9206	456-8620
中 部 経 済 産 業 局	総務企画部 総務課企画 調整係	名古屋市中区三の丸 2-5-2	052-951-2683	460-8510
中部近畿産業保安監督部	管理課	名古屋市中区三の丸 2-5-2	052-951-0558	460-8510
中 部 地 方 整 備 局	防災室 運用企画係	名古屋市中区三の丸 2-5-1 (名古屋合同庁舎 2 号館)	052-953-8357	460-8514
中 部 運 輸 局	総務部安全 防災・危機管理課	名古屋市中区三の丸 2-2-1 (名古屋合同庁舎 1 号館)	052-952-8049	460-8528
大 阪 航 空 局	中部空港事務所 総務課	常滑市セントレア 1-1	0569-38-2155	479-8787
名 古 屋 地 方 気 象 台	防災グループ	名古屋市千種区日和町 2-18	052-751-5124	464-0039
第 4 管 区 海 上 保 安 本 部	警備救難部 環境防災課	名古屋市港区入船 2-3-12	052-661-1611	455-8528
名 古 屋 海 上 保 安 部		名古屋市港区入船 2-3-12	052-661-1615	455-0032
中部地方環境事務所	総務課	名古屋市中区三の丸 2-5-2	052-955-2130	460-0001
近 畿 中 部 防 衛 局	東海防衛支局 施設企画課 企画係	名古屋市中区三の丸 2-2-1	052-952-8223	460-0001

(5) 指定公共機関

機 関 名	連 絡 窓 口	所 在 地	電 話 番 号	郵便番号
中部電力パワーグリッド(株) 岡 崎 営 業 所		岡崎市戸崎町字大道東 7	0564-51-5920	444-8606
西日本電信電話株式会社 東 海 支 店	設備部 災害対策室	名古屋市中区大須 4-9-60 (NTT 上前津ビル 5 階)	052-291-3226	460-8319
N T T 西 日 本 三 河 支 店		豊橋市札木町 43	0532-58-0063	440-0893
東 海 旅 客 鉄 道 (株)	管理部総務課	名古屋市中村区名駅 1-3-4	052-564-2396	453-0037
東海旅客鉄道株式会社 蒲 郡 駅	出札室	蒲郡市元町 1-1	0533-68-2048	443-0043
蒲 郡 郵 便 局	総務課	蒲郡市港町 16-18	0533-68-6001	443-8799

機 関 名	連 絡 窓 口	所 在 地	電 話 番 号	郵便番号
日 本 貨 物 鉄 道 株 式 有 限 公 司 東 海 支 社	総務部	名古屋市中区錦 3-1-1	052-2017-4022	460-0003
東 邦 瓦 斯 株 式 有 限 公 司	総務部総務部 総括グループ	名古屋市熱田区桜田町 19-18	052-872-9681	456-8511
東 邦 瓦 斯 株 式 有 限 公 司 刈 谷 営 業 所		刈谷市幸町 3-2-9	0566-21-1647	488-0025
日 本 放 送 協 会	名古屋放送局	名古屋市東区東桜 1-13-3	052-952-7000	461-8725
日本赤十字社愛知県支部	事業推進課	名古屋市東区白壁 1-50	052-971-1591	461-8561
中日本高速道路株式会社	保全サービス事 業部企画統括課	名古屋市中区錦 2-8-19	052-222-1181	460-0003
日 本 通 運 株 式 有 限 公 司 名 古 屋 支 店	総務課	名古屋市中村区名駅南 1-16-14 (日通ビル)	052-551-9851	450-0003
日 本 通 運 株 式 有 限 公 司 蒲 郡 支 店		蒲郡市浜町 73-6	0533-69-1151 0533-69-1155	443-0036

(6) 指定地方公共機関等

機 関 名	連 絡 窓 口	所 在 地	電 話 番 号	郵便番号
一 般 社 団 法 人 愛 知 県 ト ラ ッ ク 協 会	総務部総務課	名古屋市瑞穂区新開町 12-6	052-871-1921 0561-76-2006	467-8555
名 古 屋 鉄 道 株 式 有 限 公 司	計画部管理課	名古屋市熱田区三本松町 18-1	052-825-3102	456-0032
名 古 屋 鉄 道 株 式 有 限 公 司 蒲 郡 駅		蒲郡市港町 1-1	0533-69-5515	443-0034
株 式 有 限 公 司 中 日 新 聞	編集局	名古屋市中区三の丸 1-6-1	052-221-8801	460-8511
中 日 新 聞 蒲 郡 通 信 局		蒲郡市旭町 14-4	0533-68-2437	443-0045
株 式 有 限 公 司 朝 日 新 聞 社	名古屋統括 センター	名古屋市中区栄 1-3-3	052-221-0320	460-8488
朝 日 新 聞 豊 橋 支 局		豊橋市八町通 3-102	0532-52-0155	440-0806
株 式 有 限 公 司 毎 日 新 聞 社	名古屋本部	名古屋市中区 2-3-1	052-527-8000	460-8351
毎 日 新 聞 豊 橋 支 局		豊橋市八町通 2-21	0532-54-5208	440-0806
株 式 有 限 公 司 読 売 新 聞 社	中部支社 編集センター	名古屋市中区栄 1-2-1	052-211-1200	460-8470
読 売 新 聞 豊 橋 支 局		豊橋市八町通 3-11-7	0532-53-0717	440-0806
株式会社中部経済新聞社	編集局	名古屋市中村区名駅 4-4-10	052-561-5212	450-8561
中部経済新聞社三遠支局		豊橋市萱町 21	0532-54-2668	440-0896
株式会社日本経済新聞社	名古屋支社 総務グループ	名古屋市中区栄 4-16-33	052-243-3311	460-8366
株式会社産業経済新聞社	大阪本社 編集局地方部	大阪府大阪市浪速区湊町 2-1-57	06-6633-1221	556-0017

機 関 名	連 絡 窓 口	所 在 地	電 話 番 号	郵便番号
株 式 会 社 時 事 通 信 社	名古屋支社 編集部	名古屋市中区錦 2-2-13 (名古屋センタービル内)	052-231-4583	460-0003
一般社団法人共同通信社	名古屋支社 編集部	名古屋市中区三の丸 1-6-1	052-211-2821	460-0001
東海日日新聞豊橋本社		豊橋市東松山町 90	0532-53-2800	440-0874
東愛知新聞豊橋本社		豊橋市新栄町字鳥嶽 62	0532-32-3111	441-8016
蒲 郡 新 聞		蒲郡市旭町 9-9	0533-68-2684	443-0045
株式会社 C B C テレビ	報道・制作局	名古屋市中区新栄 1-2-8	052-241-8111	460-8405
株式会社 C B C ラジオ	編成部	名古屋市中区新栄 1-2-8	052-259-1351	460-8405
東海ラジオ放送株式会社	制作局報道・スポ ーツ制作部	名古屋市中区東桜 1-14-27	052-951-2525	461-8503
東海テレビ放送株式会社	報道	名古屋市中区東桜 1-14-27	052-954-1174	461-8501
名古屋テレビ放送株式会社	報道局センター	名古屋市中区橋 2-10-1	052-331-8111	460-8311
中京テレビ放送株式会社	報道局報道 グループ	名古屋市中村区平池町 4-60-11	052-588-4571	453-8704
株式会社エフエム愛知	編成制作部	名古屋市中区千代田 2-15-18 (通信ビル内)	052-263-5141	460-8388
テレビ愛知株式会社	報道制作局 報道情報 グループ	名古屋市中区大須 2-4-8	052-203-0250	460-8325
株式会社 Z I P - F M	編成制作部	名古屋市中区丸の内 3-20-17	052-973-0313	460-8578
愛 知 県 道 路 公 社	事業部事業課	名古屋市中区丸の内 3-19-30 (愛知県住宅供給公社ビル 2 F)	052-961-1621	460-0002
名 古 屋 高 速 道 路 公 社	総務部総務課	名古屋市中区北区清水 4-17-30	052-919-5621	462-0844
公益社団法人愛知県医師会	医療業務部第 1 課	名古屋市中区栄 4-14-28	052-241-4136	460-0008
公益社団法人蒲郡市医師会		蒲郡市浜町 4	0533-68-3859	443-0036
一 般 社 団 法 人 愛 知 県 歯 科 医 師 会	事務局	名古屋市中区丸の内 3-5-18	052-962-8020	460-0002
蒲 郡 市 歯 科 医 師 会		蒲郡市浜町 4	0533-68-8020	443-0036
一 般 社 団 法 人 愛 知 県 薬 剤 師 会	総務部業務課	名古屋市中区丸の内 3-4-2	052-953-4555	460-0002
蒲 郡 市 薬 剤 師 会		蒲郡市浜町 4	0533-69-5278	443-0036
蒲 郡 建 設 業 協 同 組 合		蒲郡市浜町 45	0533-68-4794	443-0036
蒲郡土木建設業協同組合		蒲郡市西浦町中屋敷 17	0533-57-1017	443-0105
蒲 郡 市 上 下 水 道 工 事 協 同 組 合		蒲郡市旭町 4-7	0533-68-5475	443-0045

機 関 名	連 絡 窓 口	所 在 地	電 話 番 号	郵便番号
プ ロ パ ン 協 会 蒲 郡	小田住設	蒲郡市三谷町港町通 54-22	0533-68-3638	443-0021
蒲 郡 消 火 器 同 業 組 合	田端商店	蒲郡市緑町 14-5	0533-68-3742	443-0048
蒲郡市農業協同組合 本店		蒲郡市宮成町 2-1	0533-68-6631	443-0041
蒲郡市漁業振興協議会	西浦漁業協同組合	蒲郡市西浦町前浜 6	0533-57-6155	443-0105
蒲 郡 市 観 光 協 会		蒲郡市元町 1-3	0533-68-2526	443-0043
蒲 郡 防 災 ア マ チ ュ ア 無 線 ク ラ ブ	代表・長田勝則	蒲郡市三谷町松前 6-7	0533-68-3617	443-0021
愛 知 県 水 難 救 済 会	佐奈田隆義	竹島町 23-23	0533-67-6209	443-0031
蒲 郡 警 備 業 協 会	日本信託警備	蒲郡市元町 4-3	0533-67-3158	443-0043

5-17 医療関係機関

(1) 医科

ア 病院

(健康推進課／令和6年4月1日現在)

名 称	所 在 地	電 話 番 号	診 療 科 目	病 床 数
蒲郡厚生館病院	栄町 11-13	69-325 1	内, 胃, 外, 物, 整, 肛, リハ	106
蒲郡市民病院	平田町向田 1-1	66-2200	内, 小, 外, 整, 眼, 耳, 皮, 泌, リハ, 口外, 放, 脳, 麻, 産婦, 神内, 呼, 消, 循, 精, 糖内, 物, 腎内, 血液	382 うち開放型 40
蒲郡東部病院	大塚町山ノ沢 45-2	59-7601	内 (呼, 胃, 循), リハ, 皮, 放	210

イ 診療所

名 称	所 在 地	電 話 番 号	診 療 科 目	病 床 数
加藤医院	大塚町星越 1-20	59-7878	婦, 内, リハ	19
すみれクリニック	大塚町西島 14-1	58-2100	泌, 内	0
海岸通り皮ふ科	大塚町山ノ沢 7-5	58-0121	皮	0
桜井眼科医院	三谷町東 5 丁目 129	68-2401	眼	0
やよい整形クリニック	三谷町弥生 1 丁目 42	66-2121	整, リウ, リハ	0
はしば耳鼻咽喉科・内科クリニック	三谷町二舗 96	68-4190	耳, 内, 小	0
福原医院	三谷北通二丁目 266	69-5518	内, 小, 胃, 外	0
小林内科クリニック	三谷北通二丁目 44	66-2111	内	0
藤田皮膚科	三谷北通四丁目 40	95-3330	皮, ア	0
西村耳鼻咽喉科医院	三谷町九舗 22	67-3387	耳, ア	0
とよおかクリニック	豊岡町梶田 13-1	67-1155	内, 胃, 腎内, リウ	19
蒲郡クリニック	三谷町須田 10-2	68-1115	内, 腎内, 糖, 内内, 循, 消, 透析	0
杉浦内科胃腸科	丸山町 1-16	69-9840	内, 胃	0
カワイ外科	丸山町 7-1	68-4234	外, 内, 皮, リハ, 乳内, 肛外	0
原整形外科	竹島町 3-3	69-1166	整	0
眼科やまもとクリニック	府相町 1 丁目 131	68-4473	眼	0
内科・消化器科たかしクリニック	八百富町 2 丁目 250	66-0330	内, 消	0
蒲郡駅前クリニック	神明町 2-12	66-1558	心療, 神, 精	0
杏名医院	本町 7-24	68-2395	内, 外, 胃, 肛	0
岡本内科クリニック	中央本町 13-16	69-2666	内, 消	0
マイファミリークリニック蒲郡	中央本町 6-7	67-2626	内, 感内, 小, 皮, 産婦, (総合診療)	0
いとう内科小児科	水竹町西清水川 38-1	66-0088	内, 小	0
はたのクリニック	港町 20-14	68-8899	泌, 内, 皮	0
小田醫院	宝町 12-15	68-5233	小, 内, 消	0
つげ耳鼻咽喉科	旭町 4-15	68-1187	耳	0

名 称	所 在 地	電 話 番 号	診 療 科 目	病 床 数
八木内科・消化器科	竹谷町宮前 10-1	66-3215	内, 消	0
耳鼻咽喉科すずきクリニック	竹谷町錦田 16-3	67-1001	耳	0
畑川クリニック	拾石町前浜 40-13	66-1515	肛, 胃, 内, 小	0
ふじい整形外科	拾石町本郷 77	68-1255	整, リウ, リハ	19
かなだ眼科クリニック	拾石町縄手添 4-1	67-2020	眼	0
こんどうクリニック	鹿島町深田 22-1	66-0007	内, 神内, リハ	0
あおば内科クリニック	形原町計後家 22-1	57-0211	内, リウ, ア, 循, 小	0
石原内科	形原町下市場 49-2	57-4303	内	0
さくら皮フ科	形原町北新田 61-1	58-3939	皮, 小皮, ア	0
トリイクリニック	形原町東根崎 74	57-2004	内, 消, 循	0
平野内科医院	形原町下屋敷 41-1	57-0370	内, 小, 胃, リハ	0
柳沢内科	西浦町馬々 53-1	57-2537	内, 循, 消, リハ	0
蒲郡市休日急病診療所	浜町 4	67-2555	内, 小	0
すずりん皮膚科クリニック	新井形町殿海道 17-1	95-0888	皮, ア	0
かとう小児科・内科クリニック	旭町 8-1 2	95-8181	小, 内	0
かんだ整形外科リウマチ科	一色町西山 4-1	58-1020	整, リウ, リハ	0
とくなが内科	水竹町下島 8 2	95-1232	内	0
かなだ内科・糖尿病クリニック	竹谷町油井 29-8	68-0077	内, 糖, 内内	0
オレンジベルクリニック	神明町 23-21	68-2311	産婦, 小	13
かんだ消化器内科	一色町西山 6-1	58-3030	内, 消, 内視内	0
つねかわ内科・ハートクリニック	平田町上五反田 19-3	56-9292	内, 循	0

凡例 診療科目

(略号 説明)	(略号 説明)	(略号 説明)	(略号 説明)
内 内科	心療 心療内科	気 気管食道科	泌 泌尿器科
呼 呼吸器科	神 神経科	産婦 産婦人科	肛 肛門科
消 消化器科	神内 神経内科	産 産科	理 理学診療科
胃 胃腸科	外 外科	婦 婦人科	放 放射線科
循 循環器科	整 整形外科	眼 眼科	麻 麻酔科
小 小児科	形 形成外科	耳 耳鼻咽喉科	リハ リハビリテーション科
精 精神科	脳 脳神経外科	皮 皮膚科	リウ リウマチ科
口外 口腔外科	心 心臓血管外科	ア アレルギー科	胸外 胸部外科
心神 心療神経科	腎内 腎臓内科	肛外 肛門外科	乳内 乳腺内分泌外科
感内 感染症内科	老 老年内科	物 物忘れ外来	血液 血液内科
内内 内分泌内科	糖内 糖尿病内科	内視内 内視鏡内科	

(2) 歯科

名 称	所 在 地	電 話 番 号
おおつかファミリー歯科	大塚町産子山 42-3	59-6806
かよ歯科クリニック	大塚町西島 14-1 2F	58-2525
中村歯科医院	大塚町丸山 62-4	59-7305
丸山歯科室	三谷町東三丁目 5	67-8778
水野歯科医院	三谷町高松 20-1	67-3898
ヤマト歯科	三谷町東前 78-7	67-8448
寺田歯科医院	三谷町二舗 145-4	69-6314
中沢歯科医院	三谷北通三丁目 177	67-1177
稲垣歯科医院	三谷町七舗 7	68-3041
やました歯科医院	三谷町九舗 68-3	67-1718
林歯科医院	三谷北通六丁目 142	67-4181
三谷北歯科	三谷北通一丁目 96	69-0077
とよおか歯科医院	豊岡町平田門 22-2	67-5550
とがみ歯科	豊岡町鍛冶薬師 40	68-2333
いな歯科クリニック	府相町新井前 843-1	68-1211
山田歯科医院	丸山町 8-4	68-4375
友愛歯科	八百富町 11-6	67-1150
わかば歯科	新井町 8-10	67-6888
井沢歯科	中央本町 26-10	69-0476
ポプラ矯正歯科	中央本町 4-6	68-8688
鈴木歯科医院	本町 8-20	68-4363
河井歯科医院	神明町 23-4	67-9370
山本歯科医院	元町 19-11	68-2788
杉本歯科クリニック	港町 10-23	95-1182
伊藤歯科医院	宝町 9-15	68-5286
医療法人 松山歯科医院 うみまちデンタルクリニック	旭町 21-14	68-8731
堀野歯科医院	旭町 2-2	68-7780
高橋歯科	栄町 3-4	67-8714
もくはら歯科医院	栄町 11-50	66-3250
さとう子供歯科医院	竹谷町泉 34	69-8288
すずき歯科	拾石町浜田 8-1	67-3718
鹿島歯科医院	鹿島町柴崎 20-3	67-8755
平岩歯科医院	金平町堀ノ内 2-3	57-8282
市川歯科分院	形原町南新田 7-1	57-8788
医療法人 稲吉歯科医院	形原町前田 10-2	57-2707
寿歯科医院	形原町下市 12-1	57-1080
いちの DENTAL CLINIC	形原町北双太山 114-1	56-0700

名 称	所 在 地	電 話 番 号
医療法人基裕会 酒井歯科医院	形原町西御屋敷 59-6	57-1511
蒲郡市休日歯科・障がい者歯科診療所	浜町 4	69-8020

(3) 薬局

名 称	所 在 地	電 話 番 号
内田薬局	水竹町上り島 18	67-6183
延寿堂薬局	三谷町六舗 1-1	68-4407
おおつか調剤薬局	大塚町西島 17-2	58-2110
オリーブ薬局	形原町三浦町 14-1	75-6670
オレンジ薬局	三谷町弥生一丁目 46	66-1699
かしま薬局	鹿島町深田 12-1	65-2014
蒲郡調剤薬局	本町 12-2	68-0720
カワイ薬局	御幸町 4-8	68-0307
グリーン薬局	港町 20-14	68-3370
バニラ薬局 がまごおり店	栄町 9-25	67-9670
三天堂薬局	三谷町二舗 122	68-4398
新光堂薬局	中央本町 9-4	68-3462
スギ薬局 蒲郡北店	蒲郡町荒子 67-1	66-0210
スギ薬局 蒲郡店	平田町向田 24-1	68-9133
スギ薬局 三谷北店	三谷北通四丁目 98	66-2661
スギ薬局 竹谷店	竹谷町下日山 11-1	69-8806
スギヤマ薬局 形原店	形原町亀井 30-1	58-4321
スギヤマ薬局 宝店	宝町 377-2	66-1811
鈴木薬局	竹谷町今御堂 80	69-6667
すばる調剤薬局	形原町計後家 22-1	58-3600
だいち薬局	形原町前田 29-3	57-6420
タイヨウ調剤薬局	丸山町 7-2	69-8976
田中薬局	形原町東御屋敷 22-1	57-2505
たんぼぼ薬局 形原店	形原町北新田 63-1	57-3171
たんぼぼ薬局 蒲郡店	平田町餅田 2-1	66-3155
中央薬局	元町 4-8	68-2370
ツゲ薬局	旭町 4-16	68-5034
ながさわ薬局	三谷町九舗 55	68-3616
八田薬局	拾石町宮前 38	67-6311
八田薬局 西浦調剤部	西浦町馬々 42-1	57-0920
ハロー薬局 蒲郡店	竹谷町錦田 17-10	66-1521

名 称	所 在 地	電 話 番 号
ファーマシー三蔵	形原町川原 41-1	57-2236
ふそう薬局	八百富町 2 丁目 248	68-8076
ふれあい薬局 蒲郡店	平田町松下 18-1	66-1613
マイ調剤薬局 蒲郡南店	拾石町前浜 40-8	68-0683
マツバ調剤薬局	三谷町二舗 102-1	68-8807
マルエー薬局	本町東 135	68-7681
薬局ジョイン	八百富町 3 丁目 104	67-3117
陽心堂薬局	新井町南 136	69-5514
あらいがた薬局	新井形町殿海道 19-20	56-7130
ぬくもり薬局	拾石町本郷 17-1	95-0577
みずたけ薬局	水竹町西清水川 31-4	65-7270
めい薬局	一色町西山 3-6	56-7898
めい薬局 水竹店	水竹町下島 75. 76	65-7070
あさひまち薬局	旭町 9-6	56-2111
れいわ薬局	竹谷町油井 29-9	69-8830

5-18 地震災害年表

(消防本部)

年 月 日 (日本歴)	規模 (M)	地 震 名	地 域	被 害 概 要
1498. 8. 25 (明応 7 年)	8. 6		東海道全般	大津波を伴い、伊勢大湊では流失 1,000、溺死 5,000 人、静岡県志太郡で流死 26,000 人、伊勢志摩で溺死 10,000 人という。地震により浜名湖が海に通じた。
1586. 11. 29 (天正 13 年)	7. 9		畿内、東海、東山北陸諸道	飛騨白河谷で 300 余埋没し多数圧死、近江長浜でも圧死者多数。
1605. 12. 16 (慶長 9 年)	7. 9	慶 長 地 震	東海、南海、西海諸道	津波は犬吠岬から九州に至り、阿波の鞆浦で波高 10 丈、全体の死者 5,000 余人。愛知県の被害は軽微と推定される。
1611. 10. 28 (慶長 16 年)	8. 1		三陸、北海道東岸	津波のため伊達領の死者 1,783 人、南部津軽で人馬の溺死 3,000 余、三陸地方で溺死 1,000 人、北海道東部でも溺死者多数。
1662. 5. 1 (寛文 2 年)	7. 6		近畿、東海、東山両道	家屋、人畜の被害甚大で死者 1,100 余人。三河田原で民家、田畑等の被害大。
1703. 11. 23 (元禄 16 年)	8. 2	元 禄 地 震	江戸、関東諸国	江戸、小田原の被害甚大、全体で死者 5,233 人、倒壊家屋 20,162、小田原・鎌倉・房総半島沿岸では津波による被害甚大。渥美半島では津波による死者等あり。
1707. 10. 4 (宝永 4 年)	8. 4	宝 永 地 震	五畿、七道	損失家屋 29,000 余、死者 4,900 人(愛知県災害誌では 1,700 人以上)で、渥美半島では大津波等により多くの人馬が死亡した。この地震の 1 ヶ月後、富士山の宝永山が爆発によってできた。
1766. 1. 28 (明和 3 年)	6. 9		津軽	死者 1,527 人、家屋全壊 7,547、焼失 475 弘前城が破損した。
1771. 3. 10 (明和 8 年)	7. 4	八重山地震津波	宮古、八重山両群島	震害はなく津波による被害が甚大。波高は石垣島で最高 28 丈(一説では約 40m)に達し、全体で溺死 11,741 人、家屋流失 3,237。
1792. 4. 1 (寛政 4 年)	6. 4		雲仙岳	雲仙岳噴火による地震で崩土が島原海に入り津波を起こした。津波による死者 15,030 人、家屋流失 3,284。
1847. 3. 24 (弘化 4 年)	7. 4	善 光 寺 地 震	信濃、越後	倒壊家屋 34,000、焼失家屋 3,500、死者は 12,000 人、犀川が堰止められ数十カ村が水没し後に決壊洪水を生じた。
1854. 11. 4 (安政元年)	8. 4	安 政 地 震	東海、東山、南海諸道	死者は圧死 300 人、流死 300 人、流失家屋 8,300、焼失 600 で津波の被害は房総半島から土佐に及んだ。三河湾沿岸でも津波の被害を受けた。
1854. 11. 5 (安政元年)	8. 4	安政南海地震	畿内、東海、東山、北陸、南海、山陰、山陽道	住家全壊 20,000、焼失 6,000、流失 15,000、死者 3,000 余人で津波は房総から九州に及び、三河湾でも前日に続き津波の被害を受けた。
1855. 10. 2 (安政 2 年)	6. 9	江 戸 地 震	江戸及び付近	死者 4,000 余人、家屋全壊及び焼失 14,346 で出火 30 余カ所。
1891. 10. 28 (明治 24 年)	8. 4	濃 尾 地 震	岐阜、愛知	死者 7,885 人、負傷者 19,694 人、住家全壊 85,511 で根尾谷断層を生じた。愛知県の地震災害史上最大の被害を受け、死者 2,459 人、住家全壊 34,494 に及んだ。

1896. 6. 15 (明治 29 年)	7. 6	三 陸 地 震 津 波	三陸沖	地震は軽微、大津波あり。 陸前吉浜で津波高 25m、全半壊流失家屋 8,891、死者 27,122 人。
1923. 9. 1 (大正 12 年)	7. 9	関 東 大 地 震	関東南部	地震後火災が発生し、被害を増大した。 死者 99,331 人、不明者 43,476 人、家屋全壊 128,266、焼失 447,128 関東沿岸に津波が来襲、波高は州の崎で 8.1m に達した。
1925. 5. 23 (大正 14 年)	6. 8		兵庫県北部	死者 428 人、家屋全壊 1,295、全焼 2,180 豊岡町で大火。
1927. 3. 7 (昭和 2 年)	7. 3	北 丹 後 地 震	京都府北西部	死者 2,925 人、家屋全壊 12,584、家屋焼失 3,711。
1933. 3. 3 (昭和 8 年)	8. 1	三 陸 地 震 津 波	三陸沖	震害はなかったが三陸沿岸で津波被害は甚大。 死者 3,008 人、家屋流失 4,034、倒壊 1,817 で波高は綾里で 25m に達した。
1943. 9. 10 (昭和 18 年)	7. 2	鳥 取 地 震	鳥取市付近	死者 1,083 人、家屋全壊 7,485、焼失 254。
1944. 12. 7 (昭和 19 年)	7. 9	東 南 海 地 震	東海道沖	死者 1,223 (不明含む) 人、負傷者 1,859 人、住家全壊 13,586、非住家 16,686 で三重・愛知・静岡の被害が最も多い。 津波の波高は 4～5m で流失家屋 3,000。
1945. 1. 13 (昭和 20 年)	6. 8	三 河 地 震	愛知県南部	死者 2,306 人、全壊家屋 16,408、被害は三河湾沿岸に限られた局地的地震だった。 形原町の被害は死者 211 人、全壊家屋 401 西浦町は死者 3 人、全壊家屋 17。
1946. 12. 21 (昭和 21 年)	8. 0	南 海 地 震	南海道沖	死者 1,432 (不明者含む) 人、住家全壊 11,591、流失 1,451、焼失 2,598 で津波は静岡より九州に至り、波高は 4～6m に達した。
1948. 6. 28 (昭和 23 年)	7. 1	福 井 地 震	福井平野	死者 3,769 人、家屋倒壊 36,184、所々に火災が発生し焼失家屋は 3,851。
1952. 3. 4 (昭和 27 年)	8. 2	十 勝 沖 地 震	十勝沖	死者 33 (不明者含む) 人、負傷者 287 人、全壊家屋 815、流失家屋 91。
1960. 5. 23 (昭和 35 年)	8. 5	チ リ 地 震 津 波	チリ沖	チリ地震による津波被害。死者 119 人、不明者 20 人、家屋全壊 1,571、流失 1,259 で津波の波高は三陸沿岸で 5～6m。
1964. 6. 16 (昭和 39 年)	7. 5	新 潟 地 震	新潟県沖	死者 26 人、倒壊及び全焼家屋 1,960 で地盤の液状化現象による被害が際立った。
1968. 5. 16 (昭和 43 年)	7. 9	十 勝 沖 地 震	青森県東方沖	死者 52 (不明者含む) 人、家屋全壊 529 で津波の波高は 3～5 m に達した。
1974. 5. 9 (昭和 49 年)	6. 9	伊豆半島沖地震	伊豆半島南端	死・不明者 30 人、負傷者 102 人、家屋全壊 134。
1978. 1. 14 (昭和 53 年)	7. 0	伊豆大島近海地震	伊豆大島近海	死者 25 人、負傷者 139 人、家屋全壊 96 で持越鉦山からシアンを含む泥流が流出。
1978. 6. 12 (昭和 53 年)	7. 4	宮城県沖地震	宮城県沖	死者 28 人、負傷者 1,325 人、家屋全壊 1,183。
1983. 5. 26 (昭和 57 年)	7. 7	日本海中部地震	秋田県沖	死者 104(100) 人、負傷者 163(104) 人、家屋全壊 934(10)、流失 52(52)。 ()内は津波による被害である。
1984. 9. 14 (昭和 59 年)	6. 8	長野県西部地震	長野県西部	死者 29 人、負傷者 10 人、家屋全壊・流失 14 で、被害は主として王滝川、濁川の土石流や崖くずれによる。

1993. 7. 12 (平成 5 年)	7. 8	北海道南西沖地震	北海道南西沖	死者 202 人、不明者 29 人、負傷者 321 人、家屋全壊 594、特に奥尻島の被害は甚大で津波の高さは 10m を越えたところもある。
1995. 1. 17 (平成 7 年)	7. 2	兵庫県南部地震	兵庫県南部	死者 6,432 人、行方不明者 3 人、負傷者 43,792 人、全壊家屋 104,906、全焼家屋 6,982 棟。(平成 12 年 12 月 27 日消防庁災害対策本部) 都市直下型地震であり、自治体消防法始まって以来の広域消防応援活動がなされた。
2007. 7. 16 (平成 19 年)	6. 8	新潟県中越地震	新潟県中越	死者 15 人、負傷者 2,345 人、全壊家屋 1,319。
2011. 3. 11 (平成 23 年)	9. 0	東北地方太平洋沖地震	三陸沖	死者 15,896 人、行方不明者 2,539 人、負傷者 6,157 人、家屋被害(全・半・一部) 1,206,134。(H30. 9. 10 時点) 津波により甚大な被害をもたらした。津波高は最大 9.3m 以上、遡上高は観測史上最大となる 40.5m。
2016. 4. 14 (平成 28 年)	7. 0	熊本地震	熊本県熊本地方	死者 267 人(関連死含む)、負傷者 2,804 人、家屋被害(全・半・一部) 206,148。(H30. 4. 18 時点) 一連の地震活動において観測史上初めて震度 7 を 2 回記録した。
2018. 9. 6 (平成 30 年)	7. 0	平成 30 年北海道胆振東部地震	北海道胆振地方	死者 41 人、負傷者 691 人、家屋被害(全・半・一部) 8,965。
2024. 1. 1 (令和 6 年)	7. 6	能登半島地震	北陸地方	死者 549 人、負傷者 1393 人、家屋被害(全・半・一部) 163,724。

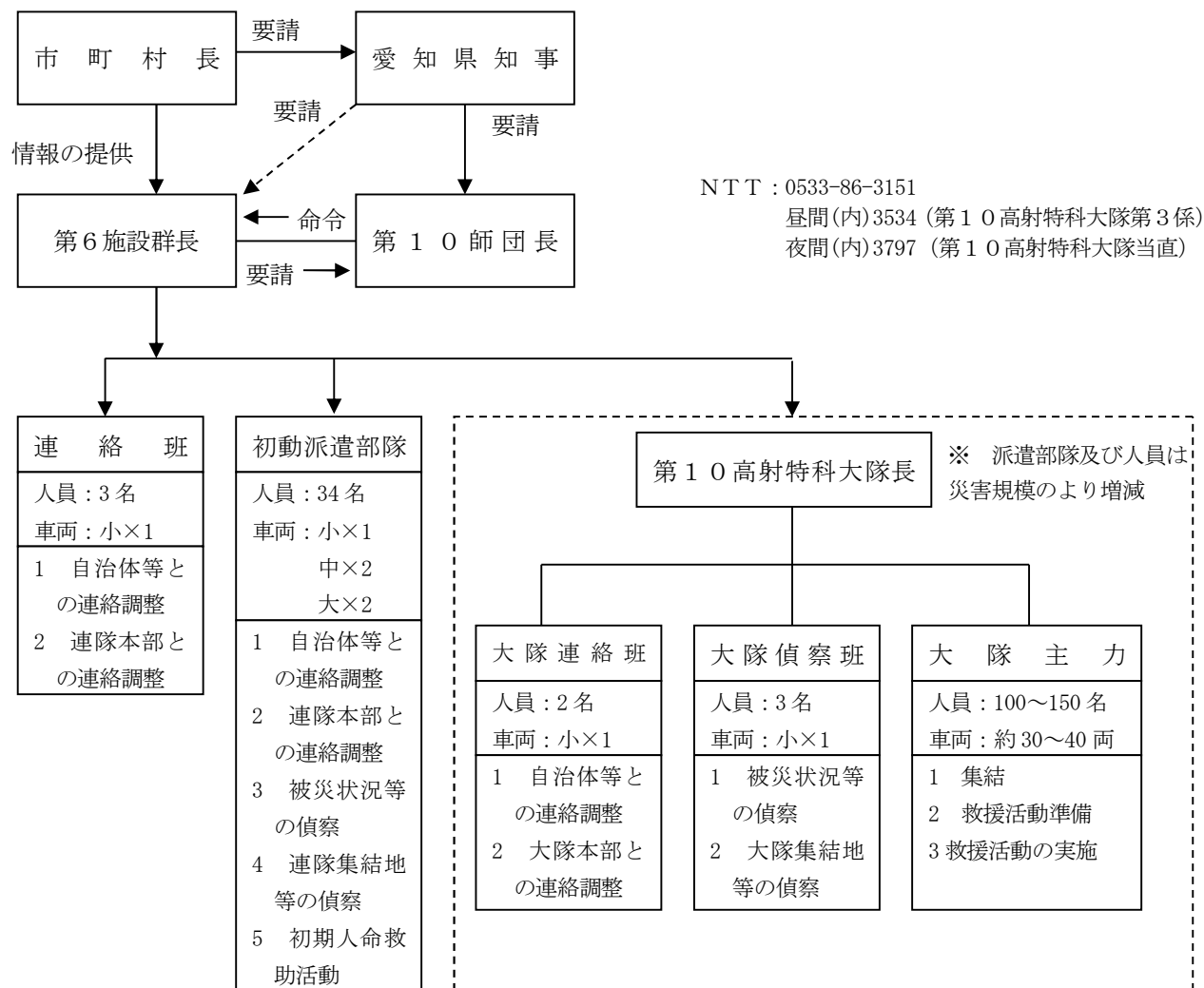
1 参考資料

- (1)「震災対策の現況」・・・・・・・・自治体消防庁震災対策指導室発行
- (2)「愛知県災害誌」・・・・・・・・愛知県発行

2 大正 13 年から昭和 43 年までの地震マグニチュードについては、気象庁において再計算が行われた数値を掲げている。

5-19 自衛隊が災害派遣活動するまでの行動概要

(危機管理課)



＊ 連隊偵察班、初動派遣部隊、大隊連絡班・偵察班は、状況により、情報（派遣要請）入手後、派遣される

5-20 蒲郡市防災体制一覧表

(危機管理課／令和6年4月1日現在)

災害種別	状況	市の防災体制	職員配備体制		
			職員配備	本部事務局員	災害緊急初動隊
突発地震	蒲郡市に震度4の地震が発生した場合	災害対策本部設置	第1非常配備	本部・第1次事務局員、本部広報	自主登庁
	蒲郡市に震度5弱及び震度5強の地震が発生した場合	災害対策本部設置	第2非常配備	本部・第1次事務局員、本部広報	自主登庁
	蒲郡市に震度6弱以上(特別警報に位置づけ)の地震が発生した場合	災害対策本部設置	第3非常配備 (全職員)	本部・第1次・第2次事務局員、本部広報	自主登庁
	近隣市町【※1】に震度5弱以上の地震が発生した場合で蒲郡市が4未満の場合	災害対策本部設置		本部事務局員、本部広報	自主登庁
津波	伊勢・三河湾に津波注意報(1m)	災害対策本部設置	本部事務局長(危機管理監)	本部事務局員、本部広報	
	伊勢・三河湾に津波警報(高い)(高い)が(3m)と公表後	災害対策本部設置	第1非常配備	本部・第1次事務局員、本部広報	
			第2非常配備	本部・第1次・第2次事務局員、本部広報	
	伊勢・三河湾に大津波警報(巨大)(特別警報に位置づけ)	災害対策本部設置	第3非常配備 (全職員)	本部・第1次・第2次事務局員、本部広報	
土砂災害	土砂災害警戒情報が発表され、土砂災害危険度情報の危険度がレベル1の場合	災害対策本部設置	第1非常配備	本部・第1次事務局員、本部広報	
	土砂災害警戒情報が発表され、土砂災害危険度情報の危険度がレベル2の場合	災害対策本部設置	第1非常配備【※2】	本部・第1次事務局員、本部広報	
	土砂災害警戒情報が発表され、土砂災害危険度情報の危険度がレベル3の場合	災害対策本部設置	第2非常配備【※3】	本部・第1次・第2次事務局員、本部広報	
	土砂災害警戒情報が発表され、土砂災害危険度情報の危険度がレベル4の場合	災害対策本部設置	第3非常配備 (全職員)	本部・第1次・第2次事務局員、本部広報	
気象 特別警報 警報 注意報	蒲郡市に注意報	今後の気象情報に注意			
	蒲郡市に 大雨・洪水・暴風・高潮警報	災害対策本部設置		本部事務局員(消防本部を除く)	
		災害対策本部設置	第1非常配備 (災害が発生するおそれがある時又は小規模な災害が発生した時)	本部・第1次事務局員、本部広報	
		災害対策本部設置	第2非常配備 (相当規模の災害が発生するおそれがある時又は相当規模の災害が発生した時)	本部・第1次事務局員、本部広報	
		災害対策本部設置	第3非常配備 (全職員)(大規模な災害が発生するおそれのある時又は大規模な災害が発生した時)	本部・第1次・第2次事務局員、本部広報	
	蒲郡市に大雨・洪水・暴風・高潮・波浪特別警報	災害対策本部設置	第3非常配備 (全職員)	本部・第1次・第2次事務局員、本部広報	

注 この一覧表は、地域防災計画など各種マニュアルを参考に一覧にまとめたものであり、実災害時には、この表の範囲に限定されず、指示のある場合があります。

※1 近隣市町：豊橋市、岡崎市、豊川市、新城市、田原市、西尾市、幸田町

※2 ただし、総括・対策隊のうち総務第4班、第5班、議会総務班は第3非常配備。救援隊のうち収容第1班～第6班、救助第2班、第4班は第2非常配備。

※3 ただし、総括・対策隊のうち総務第4班、第5班、議会総務班は第3非常配備。

蒲郡市地域防災計画

蒲郡市水防計画

編集発行 蒲郡市防災会議
蒲郡市

〒443-8601 蒲郡市旭町 17 番 1 号

蒲郡市危機管理課

TEL 0533-66-1208

FAX 0533-66-1190